

国分寺市地域防災計画

(令和7年8月修正)

本 編

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 地震災害応急復旧対策計画

第4部 災害復興計画

第5部 東海地震対策計画

第6部 風水害応急対策計画

第7部 大規模事故等対策計画

国分寺市防災会議

目 次

第1部 総則

第1章 計画の方針	1- 1
第1節 計画の目的及び前提	1- 1
第2節 計画の性格と範囲	1- 2
第3節 他の法令に基づく計画との関係	1- 2
第4節 計画の修正	1- 2
第5節 計画の習熟	1- 3
第2章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者の責務	1- 4
第1節 防災関係機関	1- 4
第2節 市民・事業者の責務	1- 9
第3章 市の地勢と概要	1-10
第1節 自然条件	1-10
第2節 社会条件	1-14
第3節 既往災害	1-19
第4節 国分寺市における防災の取組	1-21
第4章 被害想定	1-25
第5章 減災目標	1-40
第1節 死者の半減	1-40
第2節 避難者の半減	1-45
第6章 地震に関する調査研究	1-46

第2部 災害予防計画

第1章 市民と地域の防災力向上	2- 1
第1節 災害に強い人づくり	2- 2
第2節 防災組織づくり	2-10
第3節 防災訓練の充実	2-15
第4節 ボランティア活動との連携	2-18
第2章 災害に強い都市づくり	2-22
第1節 安全な市街地の形成	2-23
第2節 ライフライン施設の安全化	2-27
第3節 エネルギー確保の多様化による都市機能の維持	2-30
第4節 都市空間の確保	2-31
第5節 建築物の耐震性強化	2-33
第6節 ブロック塀・落下物等対策	2-35
第7節 災害危険地域対策	2-36
第8節 長周期地震動対策の強化	2-39
第9節 マンション防災の推進	2-40

第3章 応急対策への備え	2-42
第1節 応急活動体制の確立	2-44
第2節 受援力の強化	2-47
第3節 緊急輸送体制の整備	2-51
第4節 消防・危険物対策	2-54
第5節 救急救護体制等の整備	2-60
第6節 避難対策	2-66
第7節 避難行動要支援者支援体制の整備	2-72
第8節 応急物資等の供給体制の整備	2-77
第9節 帰宅困難者対策の推進	2-80
第10節 ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策	2-90
第11節 市民の生活安定化等のための対策	2-92
第4章 事業継続計画の策定	2-95
第1節 BCPの役割	2-95
第2節 市のBCP等について	2-95
第3節 事業者のBCP	2-96
第3部 地震災害応急復旧対策計画	
第1章 活動体制	3- 1
第1節 災害対策本部等の組織・運営	3- 2
第2節 三層の活動体制	3- 15
第3節 職員の活動体制	3- 18
第4節 施設の活用	3- 22
第5節 防災会議の招集	3- 31
第6節 関係機関の活動体制	3- 31
第2章 情報の収集・伝達	3- 32
第1節 情報連絡体制	3- 34
第2節 災害予警報の発表・伝達	3- 39
第3節 被害状況等の情報収集体制	3- 40
第4節 広報広聴活動	3- 45
第3章 相互応援協力・派遣要請	3- 49
第1節 相互応援協力	3- 50
第2節 自衛隊への災害派遣要請	3- 54
第3節 ボランティアの受入れ	3- 57
第4章 警備・交通規制対策	3- 63
第1節 警備活動	3- 64
第2節 交通規制	3- 64
第5章 緊急輸送対策	3- 69
第1節 緊急輸送道路障害物除去等	3- 70
第2節 輸送車両等の確保	3- 73

第6章 消防・危険物対策	3— 75
第1節 国分寺消防署の活動態勢	3— 76
第2節 国分寺市消防団の活動	3— 78
第3節 市民・事業所の消防活動	3— 79
第4節 危険物、毒劇物等取扱施設等の応急措置	3— 80
第5節 危険動物の逸走時対策	3— 85
第7章 救助救急対策	3— 86
第1節 救助・救急体制	3— 88
第2節 行方不明者の搜索・救助活動	3— 90
第8章 医療救護・保健衛生対策	3— 91
第1節 初動医療体制等	3— 94
第2節 医薬品・医療資器材の供給	3—104
第3節 医療施設の確保	3—109
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	3—110
第5節 防疫体制の確立	3—117
第6節 火葬	3—121
第9章 避難者対策	3—124
第1節 避難体制	3—127
第2節 避難誘導	3—129
第3節 避難所の開設・運営	3—132
第4節 動物愛護	3—141
第10章 要配慮者対策	3—144
第1節 安全の確保	3—146
第2節 避難所等における応急支援対策	3—147
第3節 二次避難所の設置・運営	3—149
第4節 民間社会福祉施設との連携	3—151
第5節 被災生活支援	3—152
第6節 在住外国人の支援	3—153
第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給	3—155
第1節 飲料水・生活用水の供給	3—156
第2節 食料・生活必需品の供給・調達・管理・輸送	3—159
第3節 共助による物資の提供	3—167
第4節 物流情報に係る正確な情報提供	3—167
第12章 帰宅困難者対策	3—168
第1節 徒歩帰宅者の発生抑制	3—170
第2節 駅周辺の混乱防止対策	3—170
第3節 帰宅困難者一時滞在施設の運営	3—172
第4節 事業所等における外出者対策	3—174
第5節 帰宅支援	3—175

第13章	ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策	3-178
第1節	ごみ・災害廃棄物処理	3-179
第2節	土石・竹木等の除去	3-182
第3節	し尿処理	3-183
第14章	ライフライン等の応急・復旧対策	3-184
第1節	水道施設	3-185
第2節	下水道施設	3-185
第3節	電力	3-187
第4節	ガス施設	3-188
第5節	通信	3-190
第15章	公共施設等の応急・復旧対策、労務対策	3-191
第1節	公共土木施設等	3-192
第2節	鉄道施設	3-194
第3節	社会公共施設等	3-195
第4節	文化財の保護	3-197
第16章	応急生活対策	3-198
第1節	秩序維持	3-201
第2節	マンション防災	3-201
第3節	被災建築物の応急危険度判定	3-202
第4節	被災宅地の危険度判定	3-203
第5節	家屋・住家被害状況調査、被害状況の把握	3-204
第6節	被災住宅の応急修理	3-206
第7節	一時提供住宅の供給	3-207
第8節	応急仮設住宅の供給	3-208
第9節	建設資材等の調達	3-209
第10節	市営住宅の応急修理	3-209
第11節	被災者の生活支援	3-210
第12節	見舞金等の支給	3-212
第13節	租税等の特例措置	3-214
第14節	災害援護資金・住宅資金等の貸付け	3-217
第15節	被災者生活再建支援金	3-221
第16節	雇用の安定	3-223
第17節	その他の生活確保	3-224
第18節	応急教育	3-225
第19節	応急保育	3-226
第20節	労働力の確保	3-227
第21節	義援金品の取扱い	3-228
第17章	災害救助法の適用	3-230
第1節	災害救助法の適用	3-230

第2節 救助の実施方法等	3-232
第18章 激甚災害の指定	3-233
第1節 激甚災害の指定	3-234
第2節 激甚災害指定以外の計画	3-235
第4部 災害復興計画	
第1章 復興の基本的考え方	4- 1
第2章 復興本部	4- 2
第1節 市災害復興本部の設置	4- 2
第2節 市災害復興本部の役割及び市災害対策本部との関係	4- 2
第3節 市災害復興本部の体制と分掌事務	4- 2
第4節 市災害復興本部の解散	4- 3
第3章 災害復興計画の策定	4- 4
第1節 災害復興基本方針の策定	4- 4
第2節 災害復興計画の策定	4- 4
第3節 特定分野計画の策定	4- 5
第5部 東海地震対策計画	
第1章 策定の主旨	5- 1
第2章 基本的な考え方と前提条件	5- 2
第3章 防災機関等の業務大綱	5- 3
第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの措置	5- 3
第1節 東海地震注意情報発表時の伝達	5- 3
第2節 活動体制	5- 4
第3節 混乱防止措置	5- 6
第4節 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの広報	5- 7
第5章 警戒宣言時の対応措置	5- 8
第1節 活動体制	5- 8
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	5-10
第3節 消防・危険物対策	5-13
第4節 警備・交通対策	5-16
第5節 公共交通対策	5-18
第6節 学校・病院・福祉施設対策	5-21
第7節 不特定多数が集まる施設の対策	5-25
第8節 電話通信対策	5-26
第9節 電気・ガス・上下水道対策	5-28
第10節 生活物資対策	5-30
第11節 金融対策	5-30
第12節 救援・救護対策	5-30
第6章 市民等のとるべき措置	5-31
第1節 市民のとるべき措置	5-31

第2節	地域防災組織等のとるべき措置	5-35
第3節	事業所のとるべき措置	5-36
第7章	南海トラフ地震臨時情報への対応	5-38
第1節	南海トラフ地震について	5-38
第2節	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の市の対応	5-41
第6部	風水害応急対策計画	
第1章	応急活動体制	6-1
第1節	職員の活動体制	6-2
第2節	水防連絡会	6-4
第3節	警戒本部	6-5
第4節	災害対策本部	6-8
第5節	災害対策即応本部	6-10
第6節	施設の活用	6-10
第7節	防災会議の招集	6-11
第8節	関係機関の活動体制	6-11
第9節	災害救助法の適用	6-11
第2章	情報の収集・伝達	6-12
第1節	情報連絡体制の確立	6-13
第2節	災害に関する予警報等の収集・伝達	6-13
第3節	異常現象に関する情報の収集	6-19
第4節	被害状況等の収集体制	6-19
第5節	広報広聴活動	6-19
第3章	水防計画	6-20
第1節	任務及び体制	6-21
第2節	気象情報の連絡及び雨量情報等	6-21
第3節	水防機関の活動	6-22
第4節	水防現場活動計画	6-25
第5節	決壊時の処置	6-28
第6節	開発区域内等における重大事故発生時の緊急連絡	6-29
第7節	費用負担及び公用負担	6-30
第8節	水防実施状況の報告	6-30
第4章	避難	6-31
第1節	事前避難	6-32
第2節	避難指示等の判断・伝達	6-32
第3節	避難指示等の判断基準等	6-36
第4節	避難誘導	6-39
第5節	避難所開設・運営	6-39
第7部	大規模事故等対策計画	
第1章	総則	7-1

第1節	目的	7- 1
第2節	基本方針	7- 1
第3節	災害救助法の適用	7- 2
第2章	応急活動体制	7- 3
第1節	初動体制	7- 3
第2節	現地連絡調整所の設置・運営	7- 5
第3節	災害予警報等の伝達	7- 8
第4節	応急対策の留意点	7- 9
第3章	航空機事故	7-11
第1節	想定される災害	7-11
第2節	応急対策	7-11
第4章	鉄道事故	7-15
第1節	想定される災害	7-15
第2節	予防対策	7-15
第3節	訓練の実施	7-16
第4節	応急対策	7-17
第5章	道路災害	7-18
第1節	想定される災害	7-18
第2節	予防対策	7-18
第3節	応急対策	7-19
第6章	ガス事故	7-20
第1節	想定される災害	7-20
第2節	訓練の実施	7-20
第3節	応急対策	7-21
第7章	大規模停電事故	7-23
第1節	想定される災害	7-23
第2節	予防対策	7-23
第3節	応急対策	7-24
第8章	大規模断水・水質汚濁	7-26
第1節	想定される災害	7-26
第2節	応急対策	7-26
第9章	C B R N E 災害	7-29
第1節	予防対策	7-29
第2節	応急対策	7-29
第10章	危険物等災害	7-34
第1節	予防対策	7-34
第2節	応急対策	7-37
第11章	大規模な火災	7-43
第1節	消火活動	7-43

第2節	火災の警戒	7-44
第3節	火災の調査	7-44
第12章	富士山噴火降灰対策	7-45
第1節	想定される災害	7-45
第2節	予防対策	7-49
第3節	応急対策	7-50

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

	標記	機関等
1	市	国分寺市
2	市本部	国分寺市災害対策本部
3	各班	国分寺市災害対策本部を構成する各班
4	防災推進委員会	国分寺市民防災推進委員会
5	防災推進地区	防災まちづくり推進地区
6	防犯まちづくり委員会	国分寺市防犯まちづくり委員会
7	民生児童委員	国分寺市民生委員、国分寺市児童委員
8	地区防災協力会	〇〇地区防災協力会（〇〇は地区防災センターとなる学校名が入る）
9	少年野球連盟	国分寺市学童少年軟式野球連盟
10	社会福祉協議会	社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会
11	市社協対策本部	国分寺市社会福祉協議会対策本部
12	医師会	一般社団法人 国分寺市医師会
13	歯科医師会	一般社団法人 東京都国分寺市歯科医師会
14	薬剤師会	一般社団法人 国分寺市薬剤師会
15	柔道整復師会	東京都柔道整復師会 多摩中央支部
16	助産師会	公益社団法人 東京都助産師会国分寺地区分会
17	獣医師会	公益社団法人 東京都獣医師会 多摩東支部
18	赤十字奉仕団	国分寺市赤十字奉仕団
19	陸上自衛隊	陸上自衛隊 第一師団 第一後方支援連隊
20	都	東京都
21	都本部	東京都災害対策本部
22	都総務局	東京都 総務局
23	都水道局	東京都 水道局
24	都水道局立川給水管理事務所	東京都水道局多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所
25	都生活文化スポーツ局	東京都 生活文化スポーツ局
26	都住宅政策本部	東京都 住宅政策本部
27	都住宅供給公社	東京都 住宅供給公社
28	都建設局	東京都 建設局
29	北多摩北部建設事務所	東京都北多摩北部建設事務所
30	都福祉局	東京都 福祉局
31	都保健医療局	東京都 保健医療局

32	多摩立川保健所	東京都多摩立川保健所
33	都環境局	東京都 環境局
34	都産業労働局	東京都 産業労働局
35	都医師会	公益社団法人東京都医師会
36	東京都社会福祉協議会	社会福祉法人東京都社会福祉協議会
37	小金井警察署	警視庁 小金井警察署
38	国分寺消防署	東京消防庁 第八方面本部 国分寺消防署
39	N T T 東日本	東日本電信電話株式会社 東京武蔵野支店
40	東京ガスグループ	東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社
41	東京電力パワーグリッド立川支社	東京電力パワーグリッド株式会社 立川支社
42	国分寺郵便局	日本郵便株式会社 国分寺郵便局
43	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
44	J R 東日本	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部
45	国分寺駅	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 国分寺駅
46	西国分寺駅	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 西国分寺駅
47	国立駅	東日本旅客鉄道株式会社 八王子支社 国立駅
48	西武鉄道	西武鉄道株式会社
49	恋ヶ窪駅	西武鉄道株式会社 恋ヶ窪駅
50	J R 貨物	日本貨物鉄道株式会社首都圏本部
51	J A 東京むさし	東京むさし農業協同組合 国分寺支店
52	建設業協会	国分寺建設業協会
53	建築組合	国分寺市建築組合
54	東京土建	全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合小金井国分寺支部
55	F M たちかわ	エフエムラジオ立川株式会社
56	ジェイコム東京	株式会社ジェイコム東京
57	安全安心メール	国分寺市生活安全・安心メール

第 1 部 総 則	
第 1 章	計画の方針
第 2 章	防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者の責務
第 3 章	市の地勢と概要
第 4 章	被害想定
第 5 章	減災目標
第 6 章	地震に関する調査研究

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

1 計画の目的

この計画は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき、国分寺市防災会議（以下、「市防災会議」という。）が策定する計画であって、市、都及び関係防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧、復興計画を実施することにより、市民の財産及び身体、生命を保護することを目的とする。

2 計画の前提

- この計画は、被害想定や最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化などを可能な限り反映してきた。
- また、東京都防災会議より、令和 4 年 5 月、科学的知見に基づき起こりうる被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減するため、「首都直下地震等による東京の被害想定」が公表された。
- 被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や子供、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国における防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正、東京都における地域防災計画の修正があったことから、市としてもこうした動向を踏まえて計画を策定した。
- 災害対策基本法等の改正趣旨を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点に配慮した防災対策を推進していく。

第2節 計画の性格と範囲

1 性格

- 市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき業務を中心として、都及び指定地方行政機関等が市の地域に関して処理する事務または業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。
- 市、都及び指定地方行政機関等の責任を明確にするとともに、事務と業務の一貫性を図る能動的な計画である。
- 災害に対処するための対策を定めた計画であり、災害時はもとより平時から行政、市民、事業者が協力して防災活動に取り組むための指針となる計画である。

2 範囲

この計画は、災害対策基本法に基づき、以下の自然災害及び大規模事故の対応を定めたものである。

- (1) 地震災害
- (2) 風水害
- (3) その他大規模事故等

第3節 他の法令に基づく計画との関係

1 防災業務計画及び東京都地域防災計画との関係

この計画は、市の地域にかかる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するものであり、国の防災基本計画、指定行政機関が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するものとする。

2 国分寺市の各種計画との関係

この計画は、国分寺市総合ビジョンの防災部門に関連する計画として位置づけられるものであり、対策の内容は、総合ビジョンの内容と調整、整合を図るものとする。また、都市部門、農業部門、福祉部門等の計画における防災関連施策とも調整、整合を図るものとする。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときは修正する。各防災機関は関係のある事柄について、毎年防災会議が指定する日までに計画修正案を提出する。また、対策の内容は総合ビジョンの見直しに合わせて、定期的に全般的な見直しを行うものとする。

第5節 計画の習熟

各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、地震災害への対応能力の向上を図るものとする。

- 資料1-1：国分寺市防災会議条例

第2章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者の責務

第1節 防災関係機関

本市及び本市の地域における関係防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 国分寺市

機関の名称	事務または業務の大綱
市	(1) 国分寺市防災会議及び国分寺市災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する組織及び施設の整備に関すること。 (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 市民等への避難の指示等及び誘導に関すること。 (6) 市民等への災害時広報及び災害相談に関すること。 (7) 緊急輸送道路の整備及び緊急輸送の確保に関すること。 (8) 被災者に対する救助・救護及び避難受入れに関すること。 (9) 食料及び救助物資の備蓄及び調達、被災者への配給等に関すること。 (10) 要配慮者の支援に関すること。 (11) 外出者の支援に関すること。 (12) 被災した児童生徒の応急教育に関すること。 (13) ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (14) 公共施設の応急復旧に関すること。 (15) 遺体の取扱いに関すること。 (16) ごみ処理、し尿処理、がれき処理に関すること。 (17) 災害復興に関すること。 (18) 災害に強い都市づくり並びに人づくりの推進に関すること。 (19) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 (20) 防災教育及び防災訓練に関すること。 (21) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 (22) 応急給水に関すること。 (23) 事業所防災に関すること。 (24) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
国分寺市消防団	(1) 水火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関すること。 (2) 災害時の情報収集に関すること。 (3) 地域住民への火災予防、初期消火、応急救護活動等の普及・啓発に関すること。 (4) 消火活動、救出・救護活動に関すること。 (5) その他消防に関すること。

● 資料1-2：国分寺市消防団条例

● 資料1-3：国分寺市消防団規則

2 東京都

機関の名称	事務または業務の大綱
都	(1) 東京都防災会議に関すること。 (2) 防災に係る組織及び施設に関すること。 (3) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 (4) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 (5) 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 (6) 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 (7) 緊急輸送の確保に関すること。 (8) 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 (9) 人命の救助及び救急に関すること。 (10) 消防及び水防に関すること。 (11) 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 (12) 外出者の支援に関すること。 (13) 応急給水に関すること。 (14) 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 (15) 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 (16) 市区町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 (17) 公共施設の応急復旧に関すること。 (18) 災害復興に関すること。 (19) 市区町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (20) 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 (21) 事業所防災に関すること。 (22) 防災教育及び防災訓練に関すること。 (23) その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
警視庁 第八方面本部 小金井警察署	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 (2) 交通規制に関すること。 (3) 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 (4) 被災者の救出及び避難・誘導に関すること。 (5) 行方不明者の調査に関すること。 (6) 遺体の見分及び検視に関すること。 (7) 公共の安全と秩序維持に関すること。
東京消防庁 第八消防方面本部 国分寺消防署	(1) 火災その他災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (2) 救急及び救助に関すること。 (3) 危険物等の措置に関すること。 (4) 前号に掲げるもののほか、消防に関すること。

機関の名称	事務または業務の大綱
多摩立川保健所	(1) 医療に関すること。 (2) 保健衛生に関すること。 (3) 医療機関等の保全、被災状況及び機能回復状況の把握に関すること。
北多摩北部建設事務所	(1) 河川の保全に関すること。 (2) 都管理の道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関すること。 (3) 市が行う水防活動の支援に関すること。 (4) 河川及び道路等における障害物の除去に関すること。
西部公園緑地事務所	(1) 公園の保全及び震災時の利用に関すること。
都水道局立川給水管理事務所	(1) 水道施設の保全に関すること。 (2) 飲料水の確保及び応急給水に関すること。
下水道局流域下水道本部	(1) 流域下水道施設の保全に関すること。 (2) 流域下水道施設の応急対策に関すること。 (3) し尿の受入れに関すること。 (4) 他都市等からの支援受け入れに関すること。
教育庁 都立国分寺高等学校	(1) 被災生徒の救護及び応急教育に関すること。 (2) 被災生徒の学用品の供給に関すること。 (3) 学校施設の整備及び復旧に関すること。 (4) 地区防災センターの開設及び管理運営に対する協力に関すること。

● 資料1-4：消防事務の委託に関する規約

3 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊	(1) 災害派遣の計画及び準備に関すること。 ア 防災関連資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成 ウ 国分寺市地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 (2) 災害派遣の実施に関すること。 ア 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援 または応急復旧 イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡

4 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
国分寺駅・西国分寺駅	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 (3) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。

機関の名称	事務または業務の大綱
N T T 東日本	(1) 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 (2) 重要通信の確保に関すること。 (3) 気象予警報の伝達に関すること。 (4) 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 (5) 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド立川支社	(1) 電力供給設備の施設及びその施設の保安の維持に関すること。 (2) 電力需給に関すること。
東京ガスグループ	(1) ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。 (2) ガスの供給に関すること。
日赤東京都支部	(1) 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む）の実施に関すること。 (2) 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 (3) こころのケア活動に関すること。 (4) 赤十字ボランティアの活動に関すること。 (5) 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 (6) 義援金の受付、配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない）。 (7) 災害救援物資の支給に関すること。 (8) 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 (9) 外国人の安否調査に関すること。 (10) 遺体の検案協力に関すること。 (11) 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
国分寺郵便局	(1) 郵便事業の運行管理及びこれら施設等の保全に関すること。 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱に関すること。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救援のための寄付金送金用郵便振替の料金免除
西武鉄道国分寺駅・恋ヶ窪駅	(1) 鉄道施設等の安全保安に関すること。 (2) 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 (3) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

5 協力機関等

機関の名称	事務または業務の大綱
医師会	(1) 災害時における医療救護に関すること。 (2) 防疫の協力に関すること。 (3) 遺体の検案の協力に関すること。

機関の名称	事務または業務の大綱
歯科医師会	(1) 歯科医療活動に関すること。 (2) 遺体検案、見分及び身元不明者の確認に関すること。
薬剤師会	(1) 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
東京都立病院機構	(1) 所管する病院の医療救護活動に関すること。
柔道整復師会	(1) 災害時における応急救護活動に関すること。
赤十字奉仕団	(1) 被災者の救援、炊出しの協力に関すること。
獣医師会	(1) 獣医療に関すること。 (2) 動物避難所の衛生管理指導に関すること。
社会福祉協議会	(1) 社会福祉協議会現地対策本部の設置・運営に関すること。 (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営と、それに伴うボランティア活動の支援及び住民支援活動に関すること。 (3) 国の決定に伴う生活福祉資金の貸付業務に関すること。
ジェイコム東京 FMたちかわ	(1) 緊急放送に関すること。 (2) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 (3) 放送施設の保全に関すること。
東京経済大学	(1) 地区防災センターの開設及び管理運営に対する協力に関すること。
防災推進委員会	(1) 市民による防災活動の普及、啓発に関すること。
防災推進地区 自治会・町内会等	(1) 地区本部の設置・運営に関すること。 (2) 地域住民からの被害情報の収集及び市災害対策本部への情報伝達に関すること。 (3) 出火防止及び初期消火に関すること。 (4) 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関すること。 (5) 被災者に対する炊出し、救護物資の配分及び避難所内の生活支援等の協力に関すること。 (6) 地区防災計画の策定及び見直しに関すること。
学童少年軟式野球連盟	(1) 地区防災センター開設・運営支援に関すること。
建設業協会 建築組合 東京土建	(1) 災害対策資機材の供給及び労力提供に関すること。
国分寺市管工事組合	(1) 応急給水活動の支援に関すること。 (2) 上下水道の応急復旧活動に関すること。
株式会社イトーヨーカ堂 生活協同組合コープみらい 株式会社サンドラッグ 株式会社マツモトキヨシ 株式会社ココカラファイン ヘルスケア	(1) 食料品、生活必需品の優先供給に関すること。

機関の名称	事務または業務の大綱
J A 東京むさし	(1) 生鮮野菜の供給に関すること。 (2) 防災農地の確保、提供に関すること。
東京都理容生活衛生同業 組合小金井支部	(1) 災害時における理容活動に関すること。

- 資料1-5：国分寺市民防災推進委員設置規程
- 資料1-6：国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱
- 資料1-7：国分寺市防災まちづくり推進地区協定書

第2節 市民・事業者の責務

市民は、災害防止のために自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努める。事業者は、行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するために最大の努力を払う。

市民及び事業者は、市民自治による防災活動を基本に相互に協力し、日頃から災害に強いひと・まちづくりと災害への備えを行う。

国分寺市民防災推進委員設置規程に定める国分寺市民防災推進委員は、平時においては、自らの防災に関する知識や技能を用い、市と協力して主体的に地域における市民防災を推進していくものとする。発災時においては、地域の団体（防災まちづくり推進地区、自治会・町内会等）に加入している場合は当該組織における活動を優先し、加入していない場合であっても、地域の団体の活動に協力する。また、地域の被災程度が軽かった場合など、余力ある場合は自身の防災に関する知識や技能を活かし、行政機関が実施する災害対応に協力する。

第3章 市の地勢と概要

第1節 自然条件

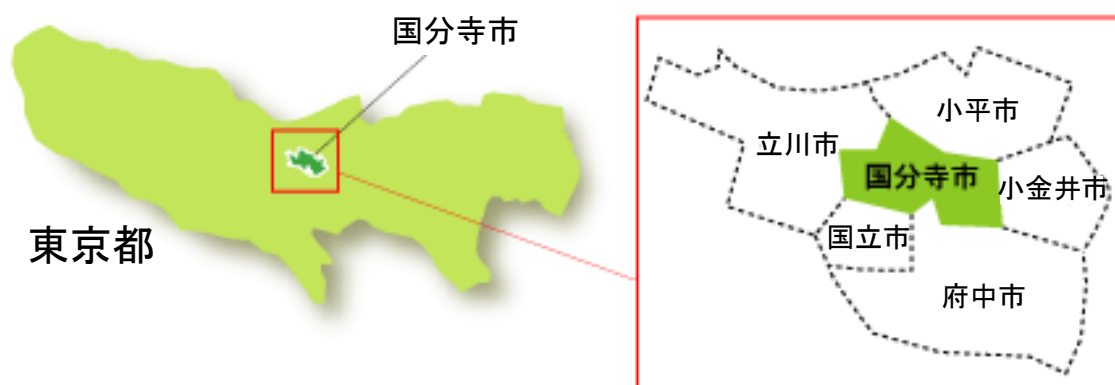
大地震に伴う災害は、地割れ・山崩れ・断層・津波といった自然現象に伴う災害ばかりでなく、建物や構造物の破壊、火災といった人工物の被害など、極めて多様な局面をもっている。また、震災の規模を左右する基本的な条件として、地震そのものの強さのほかに地震波の伝わる大地の性質すなわち地形と地盤の性質がある。つまり、同じ強さの地震動を受けても、地形及び地盤の性質が異なれば、震災の様相はまるで違ったものになる。このことは後述のように、多くの震災の経験からみて明らかである。したがって、震災対策の前提として、地盤の性質について、まず検討しなければならない。

以下、市に係る地勢の概況について触れる。

1 位置

本市は、武蔵野台地の南縁部、都心から30kmの所に位置する。市の面積は11.46km²で東西約5.7km、南北約3.9kmでやや東西に細長い形状を示している。東は小金井市、北は小平市、北西から西にかけては立川市、西から南西にかけては国立市、南は府中市に接している。代表的なJRの駅は中央線国分寺駅であるが、西国分寺駅で中央線と外環状線の武蔵野線が直交している。市域は、中央線北側にそって西は国立駅北側から立川駅との間にまで及び、東は国分寺駅と武蔵小金井駅の間にまで及んでいる。国分寺駅からは、西武鉄道の多摩湖線と国分寺線が北上している。

図1-1：国分寺市の位置（市ホームページより）



2 地形

本市は、武蔵野台地の一部をなす高台と、それより急崖を境にして一段と低い平坦地及び高台をきざむ野川上流の谷で構成されている。市内で最も高い所は、西町5丁目のけやき台付近で海拔約92mであり、低い所は東元町1丁目の鞍尾根橋付近で海拔約55mである。市域の大部分を占める高台の上の平坦地（台地面または段丘面）は、武蔵野面（武蔵野台地の台地面）とよばれている。武蔵野面は狭山丘陵の西端付近から東方へしだいに低下し、荒川低地、東京下町低地及び東京湾まで続く広大な台地面である。

一方、西町1～5丁目、光町2丁目、西元町及び東元町などの、高台より一段と低い平坦地は、立川面とよばれている。立川面は、市内の高台からみれば低地のように見えるが、立川駅西方の多摩川低地に面する急な崖、谷保天神の社域にみられる崖、更に府中競馬場南方の急崖を境にして、多摩川低地にのぞんでおり、やはり高台の表面である。この高台は立川段丘とよばれ、立川面はその表面の平坦地に対して付けられた名称である。立川面は、青梅市付近から多摩川及び不老川にそって、武蔵野台地の南北両縁に帯状に発達している。

多摩川沿いの立川面と武蔵野面との境は急崖であり、国分寺崖線とよばれている。これは、本市内では西町5丁目（崖の高さは約5m）から、国立駅東方（約11m）、武蔵国分寺（約12m）、東元町1丁目と南町の境（約16m）へと続く崖であり、更に野川の東岸にそって大田区丸子橋付近（約22m）まで続き、下流に行くほど崖の高さが大きくなる。一方、西町5丁目から北西方向では、崖高は上流へ行くほど小さくなり、武蔵村山市中央（原山）付近では立川面と武蔵野面の高さがほとんど同じになる。このように、国分寺崖線の崖高が上流から下流へと大きくなるのは、立川面が武蔵野面よりも急傾斜であることに起因している。市内東半部の高台には、いくつかの谷できざまれ、急傾斜の立川面へと続いている。これらの谷は、下流部では高台より十数メートルも深い谷をなし、幅のせまい谷底低地となっているが、上流に行くほど浅くなり、谷底もひろがって、ついには谷底と台地面との区別がつきにくくなる。

以上のように、本市の地形は武蔵野台地に属する高台とそれをきざむ谷及び武蔵野台地より一段と低い高台の立川段丘でできており、野川に沿った谷底にのみ低湿な低地が発達している。

図1-2：武蔵野付近の地形区分と国分寺市の位置

（関東ローム研究グループによるもの・武蔵野台地は、武蔵野段丘ともよばれる。）

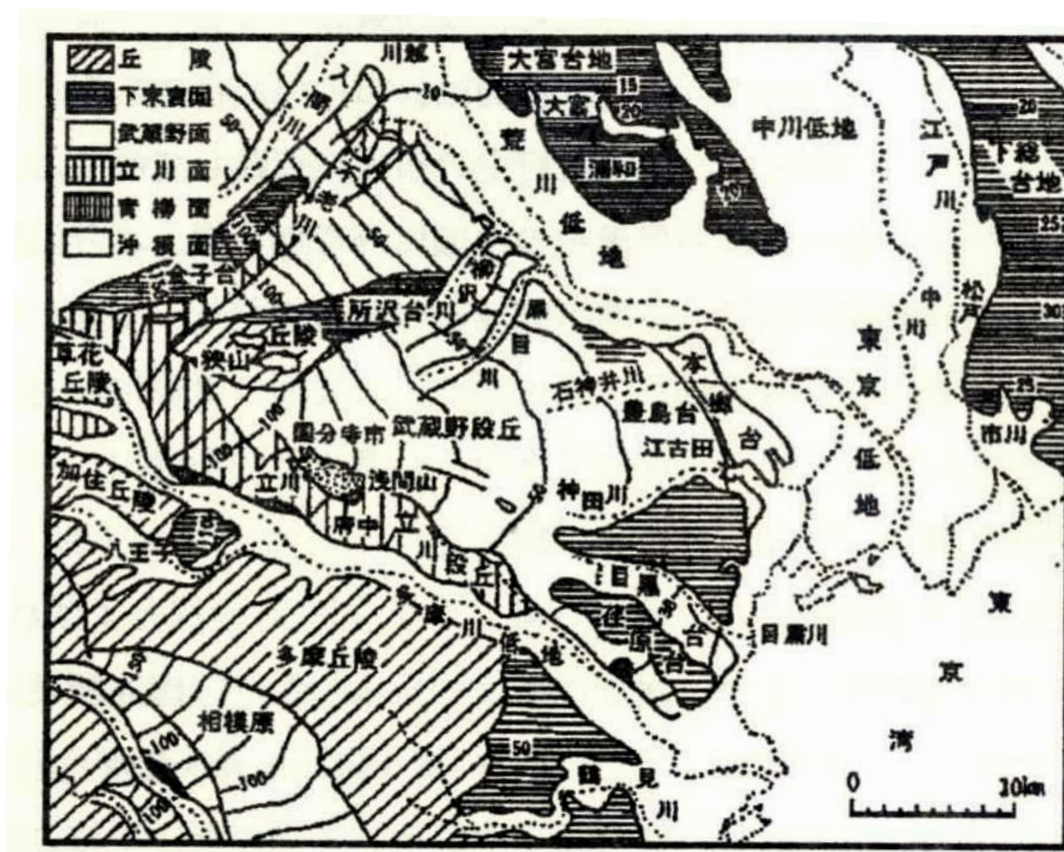
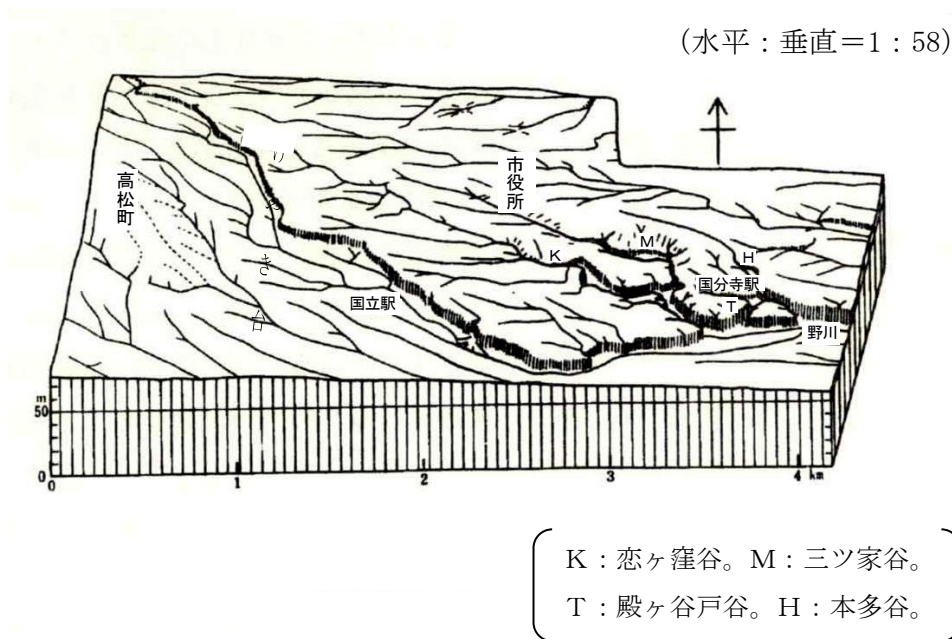


図1-3：国分寺市の地形ブロックダイヤグラム



3 地盤

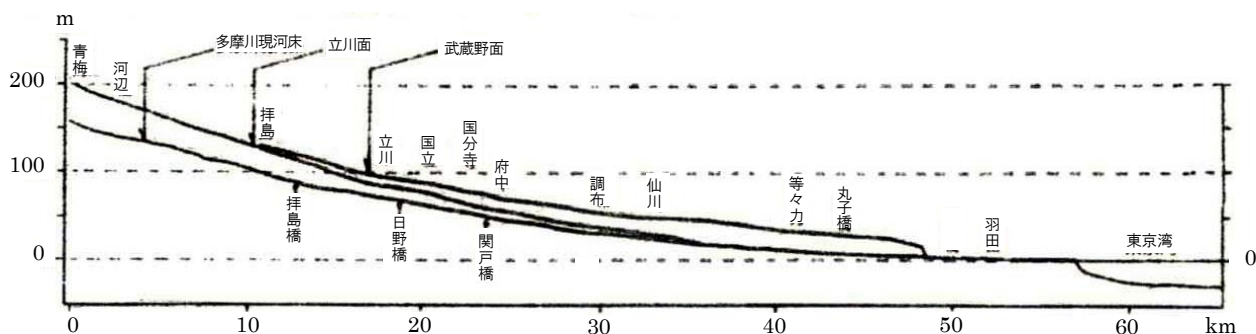
本市の大部分を占める2つの段丘面上（武蔵野面と立川面）の地域は、2次的堆積物のないローム質の洪積層地盤である。武蔵野面の地盤は、表上から下へ赤土（関東ロームと呼ばれる）、砂疎層（武蔵野疎層）、そして岩盤（連光寺互層と呼ばれる）から構成されている。立川面の地盤は表上から下へ立川ローム、立川疎層、連光寺互層の順で構成されている。

また、本市の大部分は、ローム層を主体とする洪積層台地上にあるが、野川の谷の部分には旧多摩川の本流の堆積によって出口を閉塞されて発達したと思われる軟弱な沖積層を含む地盤がある。しかし、本市の地盤は、自然状態で見る限り大部分は良質の地盤で占められており、震災に対して決して弱いものではない。

令和3年（2021年）に政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会が発表した表層地盤増幅率（※）によると、国分寺市内で増幅率が1.4を超える地点（250mメッシュ）があり、実際の揺れやすさが市内で異なることに留意する必要がある。

※ 表層地盤増幅率・・・地表から深さ30mまでの平均S波速度(AVS30)から算出される地盤増幅率（最大速度増幅率）。数値が高いほど揺れやすい。

図1-4：多摩川に沿う武蔵野面・立川面の投影縦断面図

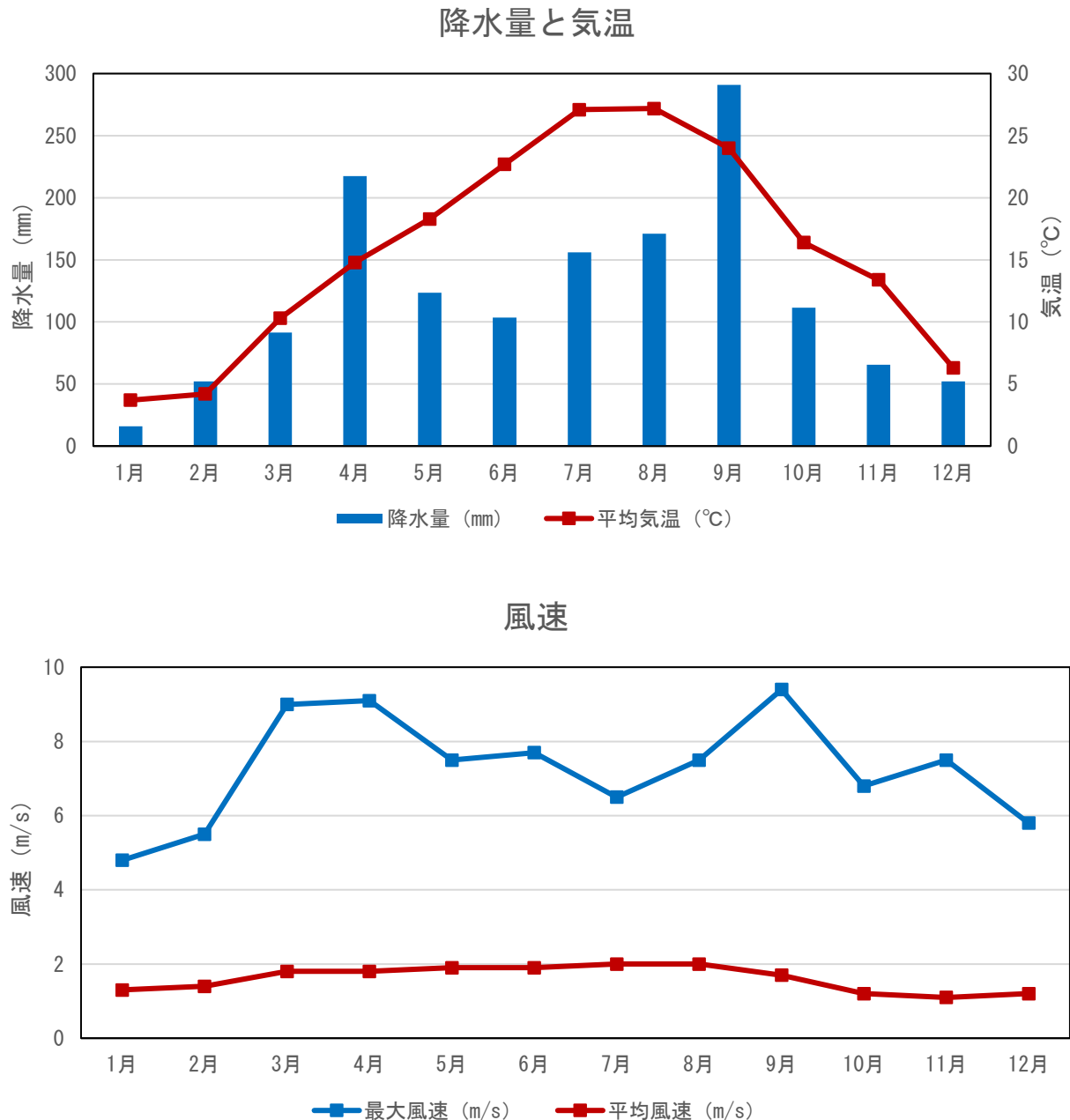


4 気象

本市域内には、気象台の観測所がないことから、南に隣接する府中市の観測所のデータによれば、令和4年の年間降水量は1451.0mm、年平均気温は15.7℃である。

また、令和4年の年間風速は、平均で1.6m/sであるが、最大風速は9.4m/s（9月）である。

図1-5：国分寺市付近（府中市）の気象（資料：国土交通省気象庁/令和4年）



第2節 社会条件

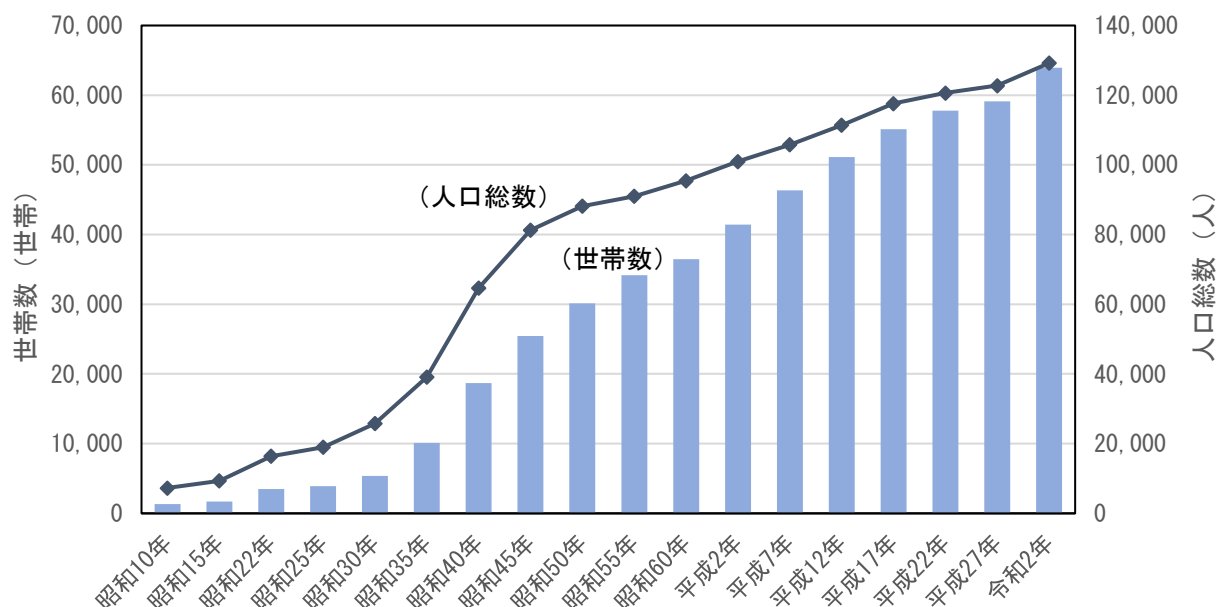
1 人口

本市の人口は、令和2年（2020年）現在 129,242 人、世帯数は 63,962 世帯、世帯あたり人口は 2.1 人、人口密度は 11,277.7 人/km²である。人口密度は多摩地域内で武蔵野市、狛江市、西東京市、三鷹市に次いで5番目に高い数値となっている。人口推移をみると、高度経済成長期の昭和30～40年代に急激に人口、世帯が増加し、近年も増加傾向が続いている。

表1-1：国分寺市の人口（資料：令和2年10月1日 国勢調査）

人 口			世 帯 数	人 口 密 度
総 数	男	女		
129,242 人	62,985 人	66,257 人	63,962 世帯	11,277.7 人/km ²

図1-6：国分寺市の人口と世帯数の推移（資料：令和2年10月1日 国勢調査）



高齢化率は、昭和50年には5.5%だったが、平成17年からは高齢社会（高齢化率が15%以上）となり、令和2年現在22.0%に達している。

図1-7：国分寺市の年齢3区分別人口の推移（資料：国勢調査）

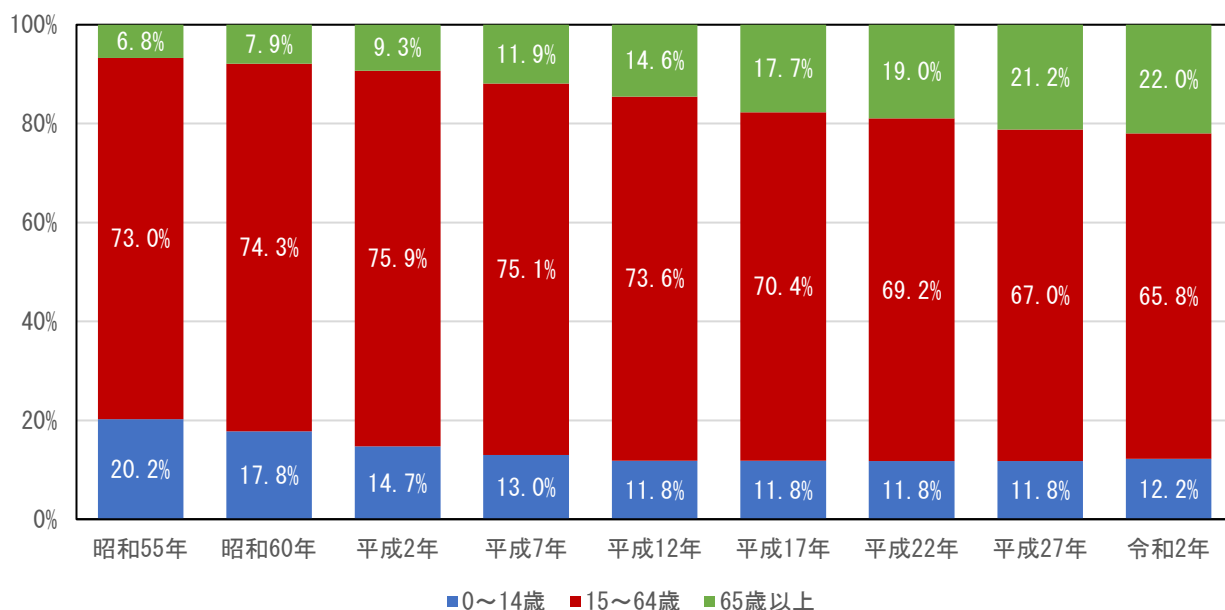
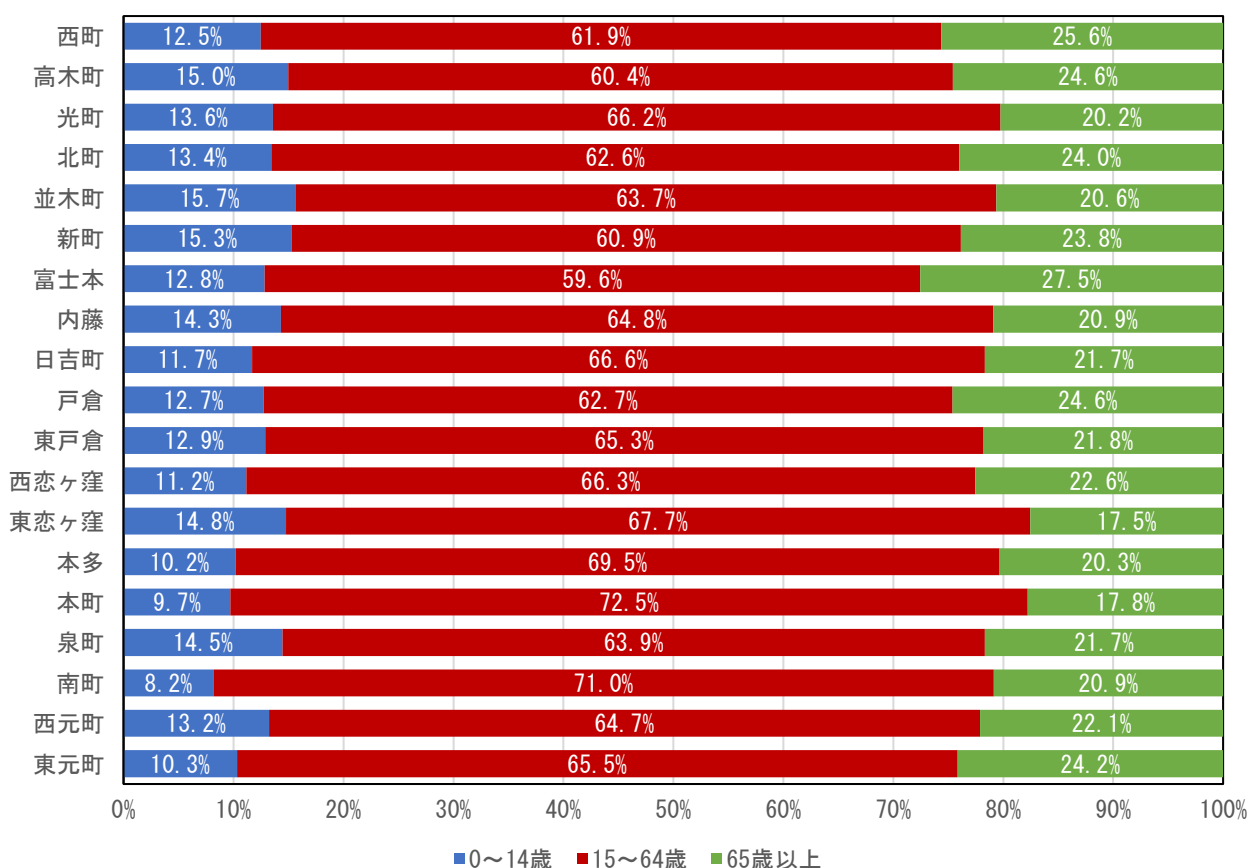


図1-8：町別の年齢構成割合（資料：国分寺市住民基本台帳）



町別の年齢構成（令和5年4月1日現在）によると、西町、高木町、光町、北町、並木町、新町、富士本、内藤、日吉町、戸倉、東戸倉、西恋ヶ窪、本多、泉町、南町、西元町、東元町では高齢化率が20%を超えている。また、生産年齢人口にあたる15歳から64歳は本町、南町で70%を超えている。

2 土地利用

土地利用面積の推移をみると、昭和 35 年の宅地面積は 35.2%と 3 分の 1 に過ぎなかったが、20 年後の昭和 55 年には 61.7%と 3 分の 2 ほどとなり、農地等の面積と逆転している。その後も宅地は増加傾向にあり、令和 4 年には 80.7%と 8 割を超えている。宅地では住宅が 76.2%と大半を占め、住宅都市としての特徴が現れている。

表 1-2：固定資産税課税対象土地面積の推移（資料：東京都統計年鑑）

年	合計	宅地					農地等				雑種地	免税点 以下
		商業	工業	住宅	その他 ：集落	小計	田	畑	山林	小計		
昭和 35 年 (単位:ha)	888.4	3.16	0	164.99	144.85	313.00	6.05	478.71	82.91	567.67	7.74	0
構成比	100.0%	0.4%	0.0%	18.6%	16.3%	35.2%	0.7%	53.9%	9.3%	63.9%	0.9%	0.0%
昭和 55 年 (単位:ha)	836.69	15.05	0	501.23	0	516.28	0	259.81	36.26	296.07	21.36	2.98
構成比	100.0%	1.8%	0.0%	59.9%	0.0%	61.7%	0.0%	31.1%	4.3%	35.4%	2.6%	0.4%
平成 14 年 (単位:ha)	814.37	10.75	24.77	557.65	0.53	593.70	0	177.88	8.45	186.33	31.37	2.97
構成比	100.0%	1.3%	3.0%	68.5%	0.1%	72.9%	0.0%	21.8%	1.0%	22.9%	3.9%	0.4%
平成 24 年 (単位:ha)	806.66	11.72	24.74	585.90	0.06	622.42	0	152.08	5.16	157.24	24.80	2.20
構成比	100.0%	1.5%	3.1%	72.6%	0.0%	77.2%	0.0%	18.9%	0.6%	19.5%	3.1%	0.3%
令和 4 年 (単位:ha)	805.49	12.48	23.97	613.43	0.07	649.95	0	126.56	3.46	130.02	23.93	1.58
構成比	100.0%	1.5%	3.0%	76.2%	0.0%	80.7%	0.0%	15.7%	0.4%	16.1%	3.0%	0.2%

※ 構成比については小数点第 2 位を四捨五入

3 道路

市内の道路の総延長は、令和 5 年 4 月 1 日現在 240,210 km（市資料）であり、このうち 5.5m 未満の道路が 200,347 kmで全体の約 8 割を占め、総延長の約 6 割が未改良道路となっている。

表 1-3：幅員別道路現況

			総 数	国 道	都 道	市 道
総 数 (m)			240,210	0	13,490	226,720
実 延 長	規 格 改 良 済	総 数	105,701	0	13,490	92,211
		19.5m 以上	70	0	0	70
		13.0m 以上	409	0	59	350
		5.5m 以上	30,979	0	9,906	21,073
		5.5m 未満	74,243	0	3,525	70,718
	未 改 良	総 数 (m)	134,509	0	0	134,509
		5.5m 以上	8,405	0	0	8,405
		3.5m 以上	35,995	0	0	35,995
		3.5m 未満	90,109	0	0	90,109

災害時の防災活動を実施する上で重要な路線を東京都が指定しており、市内を通る都道が指定されている。市は、これらの道路と連絡し、防災上主要な公共施設や避難場所の相互の連絡等を目的とする活動路線を指定している。

4 鉄道

鉄道は、市の中心部をＪＲ中央線が東西に貫通しており、西から順に西国分寺駅、国分寺駅の２つの駅がある。国分寺駅からは西武国分寺線及び多摩湖線が走っており、恋ヶ窪駅がある。令和２年度における各駅での乗車人員は下表のとおりである。東京都統計年鑑によると、乗車人員はＪＲ中央線 32 駅のうち、ＪＲ国分寺駅は新宿駅、東京駅、立川駅、中野駅、吉祥寺駅に次ぐ 6 番目となっており、ＪＲ西国分寺駅は 27 番目である。

表 1-4：市内各駅の乗車人員（資料：東京都統計年鑑）

路線名	駅名	乗車人員（単位：千人）				
		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ＪＲ中央線	国分寺駅	41,172	41,379	41,025	28,624	31,463
	西国分寺駅	10,825	10,924	10,825	8,053	8,594
西武国分寺線	国分寺駅	14,151	14,231	13,931	9,628	10,880
	恋ヶ窪駅	2,290	2,330	2,362	1,845	1,976
西武多摩湖線	国分寺駅	7,506	7,612	7,578	5,568	6,169

5 建物

令和３年度固定資産概要調書から、建物総数は約３万３千棟で、うち木造建物が約２万６千棟（約 78％）を占めている。次に多い構造建物は軽量鉄骨造で約３千棟（9.3％）、鉄筋コンクリート造（約２千３百棟、7.0％）、鉄骨造（約１千３百棟、4.0％）となっている。

木造建物については、約２万５千棟が住宅となっている。

表 1-5：令和３年固定資産概要調書に基づく建物状況

＜所有者区分による家屋（※）に関する調＞

構造	棟数			全建物棟数に対する割合		
	個人所有	法人所有	計	個人所有	法人所有	計
木造	25,345	597	25,942	76.7%	1.8%	78.5%
木造以外	5,971	1,133	7,104	18.1%	3.4%	21.5%
計	31,316	1,730	33,046	94.8%	5.2%	100.0%

（小数点以下の四捨五入により合計値は合わないことがある。）

※ 地方税法上の住家、店舗、工場その他の建物をいい、不動産登記法における建物と同義であり、登記簿に登記されるべき建物のことをいう。

<木造家屋（※）に関する調>

	住宅					住宅以外					合計
	専用住宅	寄 宿 舎	共 同 住 宅 ・	併 用 住 宅	農 家 住 宅	計	行・ 事 務 所 ・ 店 舗	工 場 ・ 倉 庫	附 属 家	そ の 他	計
棟 数	22,330	1,940	585	0	24,855	171	127	442	28	768	25,623
木造の家 屋棟数に 対する割 合	87.1%	7.6%	2.3%	0.0%	97.0%	0.7%	0.5%	1.7%	0.1%	3.0%	100.0%

<木造以外の家屋（※）に関する調>

構造	棟数						木造以外の 家屋棟数に 対する割合	全建物棟数 に対する割 合
	事務所・店 舗・百貨 店・銀行	住宅・ アパート	病院・ ホテル	工場・倉 庫・市場	その他	計		
鉄骨鉄筋コン クリート造	15	68	1	3	1	88	1.2%	0.3%
鉄筋コンクリ ート造	202	1,592	25	87	383	2,289	32.2%	7.0%
鉄骨造	341	775	19	140	40	1,315	18.5%	4.0%
軽量鉄骨造	100	2,581	1	252	100	3,034	42.6%	9.3%
れんが造コン クリートプロ ック造	9	40	1	26	81	157	2.2%	0.5%
その他	3	205	0	20	3	231	3.2%	0.7%
計	670	5,261	47	528	608	7,114	100.0%	21.7%

※ 地方税法上の住家、店舗、工場その他の建物をいい、不動産登記法における建物と同義であり、登記簿に登記されるべき建物のことをいう。

第3節 既往災害

1 火災

平成 30 年から令和 4 年までの過去 5 年間の原因別の火災発生件数では、最も多い原因は、放火（疑いも含む）、次にたばこ、ガステーブル等となっている。

表 1-6：原因別火災発生件数

年 次	総数	放火 (疑い含む)	たばこ	ガステー ブル等	火遊び	コンセ ント・ プラグ 等	電気コ ード	不明	その他
平成 30 年	29	8	5	1	1	1	0	5	8
令和元年	25	5	2	2	0	2	0	2	12
令和 2 年	19	5	1	2	0	1	1	1	8
令和 3 年	35	2	5	4	0	2	3	4	15
令和 4 年	24	0	2	2	0	2	9	3	6
総数	132	20	15	11	1	8	13	15	49

出典：国分寺市「国分寺市統計 令和 4 年度」

2 風水害

近年、増加傾向にある局地的集中豪雨や台風によって、家屋等の浸水被害が発生している。公共下水道の整備は、1 時間当り 50mm の雨量を対象としているため、それ以上の降雨となった場合は、浸水被害が発生する危険性がある。また、市街化の進行によって、地表の殆どが建物などに覆われ、雨水が地下に浸透しにくく、短時間に大量の雨水が、河川や下水道に集中するようになってきている。

更に、本市内の野川については、1 時間当たり 50mm の降雨に対応する河道の整備は未完成である。そのため、河川の氾濫によって、地盤の低い地域における浸水が発生する可能性もある。東京都都市型水害対策連絡会が想定最大規模降雨（総雨量 690mm、時間最大雨量 153mm）を対象として作成した「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（令和 6 年 2 月）」及び東京都下水道局が作成した「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区浸水予想区域図（令和 2 年 3 月改定）」では、本市内においても低地を主に浸水箇所が想定されている。

表 1-7：水害発生件数

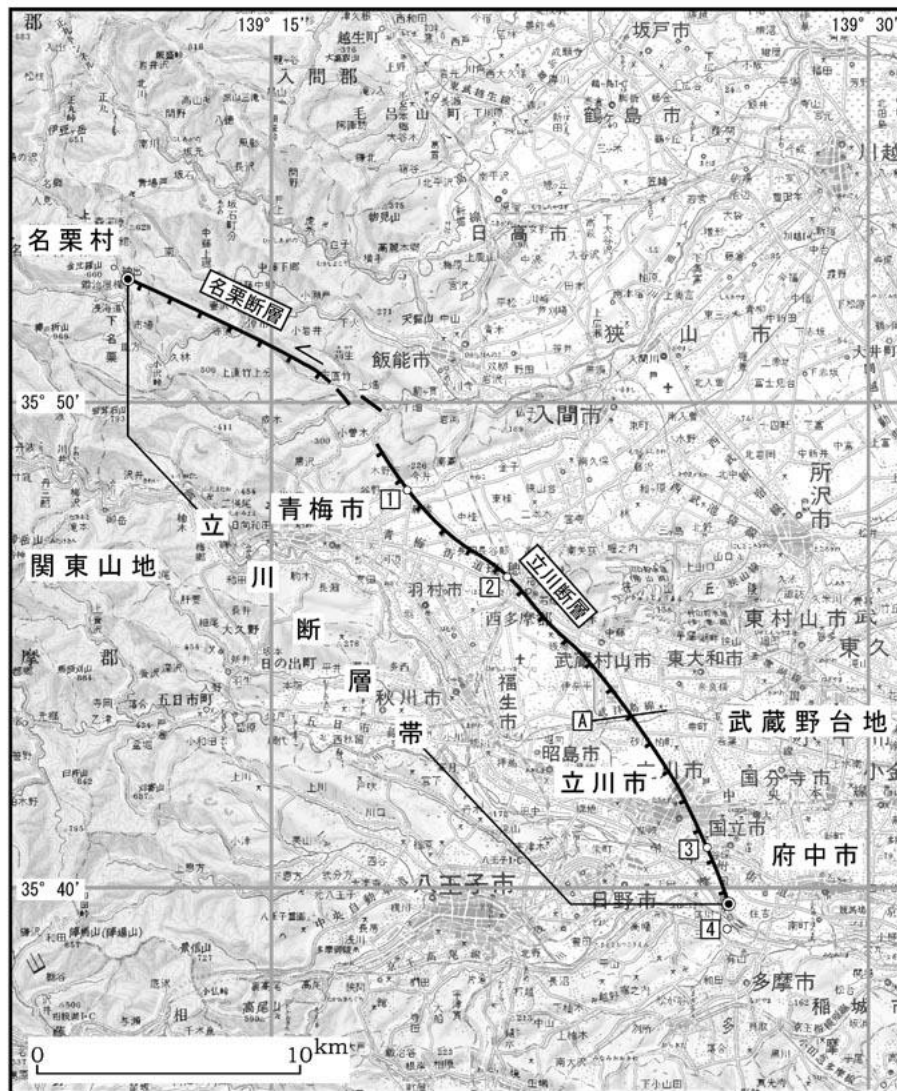
年次	被害総数	床上浸水 (世帯)	床下浸水 (世帯)	道路冠水 (箇所)	擁壁崩 (箇所)	その他
平成 30 年	28	0	0	0	0	28
令和元年	8	0	0	0	4	4
令和 2 年	1	0	1	0	0	0
令和 3 年	0	0	0	0	0	0
令和 4 年	0	0	0	0	0	0

出典：国分寺市「国分寺市統計 令和 4 年度」

3 地震

平成 23 年に発生した東日本大震災では、本市においても震度 5 弱を観測し、約 600 人の帰宅困難者の発生や、公共施設の一部や住家等に多少の被害が生じたが、それ以外では近年本市における地震被害はほとんどない。本市及び周辺の活断層では、埼玉県と東京都の境から、南東に伸びる立川断層帯が存在している。立川断層帯は、埼玉県飯能市から東京都青梅市、立川市を経て府中市に至る断層帯で名栗断層と立川断層で構成され、今後 30 年間に地震が発生する可能性がやや高いグループに属している。

図 1-9：立川断層帯の活断層位置（出典：災害危険診断地図調査）



1：藤橋地点 2：箱根ヶ崎地点 3：谷保・矢川地点 4：一の宮地点
A：文献7
●：断層帯の北西端と南東端
活断層の位置は文献3及び5に基づく。
基図は国土地理院発行数値地図200000「東京」を使用。

地震調査研究推進本部地震調査委員会(2003)

第4節 国分寺市における防災の取組

1 防災都市づくりの考え方

本市は、昭和 30 年代後半からの経済成長に伴い郊外都市として急速に市街化が進み、その結果、密集した木造住宅地や入り組んだ細街路など、住環境の悪化を中心としてさまざまな問題を引き起こした。防災面においても、昭和 39 年に発生した新潟地震を機に、当時のまちが災害に対して脆弱であることが明らかになり、震災対策の必要性が強調されるようになった。これらを背景として昭和 49 年から防災都市づくりの推進を開始した。

本市は、昭和 50 年に「都市の安全性を考える委員会」を設置し、『国分寺市における防災都市のあり方』について諮問した。委員会による協議の結果、昭和 52 年に同委員会から答申が出された。本市は、この答申を受けて現在に至るまで防災都市づくり・まちづくりを進めてきた。

国分寺市における防災都市づくりのあり方（答申）
(1) 地域における防災まちづくりの推進 (2) 市民の自主的参加 (3) 防災都市づくりを行政が進めるうえでの横断的組織体制の確立 (4) 都市基盤整備の推進
※ 用語説明 「防災都市づくり」…ハード面とソフト面を含めた防災対策全体としてのまちづくりを意味する。 「防災まちづくり」…市民の防災意識の向上及び自主防災組織の育成など主にソフト面のまちづくりを意味する。

2 市民参加による防災都市づくり

本市の防災都市づくり・まちづくりは、平成 29 年度より始まった「国分寺市総合ビジョン」において『自助力強化のための啓発及び支援』、『共助力強化による地域防災力の向上』、『防災体制・消防力の強化』として定められている。『自助力強化のための啓発及び支援』では、市民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、日頃から災害に備えられるよう啓発を行い、『共助力強化による地域防災力の向上』では、市民防災まちづくり学校の開講、国分寺市防災まちづくり推進地区との協定締結により、地域で自主的に防災活動に取り組む人材の育成を推進し、地区防災計画を策定するための支援等を行うことにより、永続的な地域の共助力強化を図っている。また、『防災体制・消防力の強化』では地域防災計画等の修正及び見直しを適宜行うことで、災害や危機に対して迅速かつ多面的な対応が可能な体制づくりを目指している。

昭和 53 年に開講した防災学校は、その後「防災・まちづくり学校」「市民防災まちづくり学校」と名称変更を行ない、「市民が、安全で住みよいまちづくり・地域社会づくりに関心を寄せ、これに積極的に関与していく」ことを目的として、令和 5 年度までに 42 回開講され、令和 6 年 4 月現在 667 人が市民防災推進委員として活動している。

また、昭和 55 年には「防災まちづくり推進地区実施要綱」を定め、市民防災推進委員や自治会・町内会等の役員が中心になり地区の防災組織を設立し、活動計画書を作成し、市と協力して防災活動に取り組んでいる。防災まちづくり推進地区は、令和 5 年 12 月現在 16 地区となり、市の面積のおおむね 53.1%に達している。今後は市域全体に防災まちづくり推進地区が設立されるよう、これらの事業を一層充実させる必要がある。

表 1-8：防災まちづくり推進地区発足状況（令和 5 年 12 月現在）

地区名		協定締結日	面積 (km ²)	世帯数	人口
国 分 寺 市			11,460	64,625	129,375
第 1 号地区	高木町自治会	S56.2.13	0.352	1,330	3,143
第 2 号地区	本多連合町会	S57.1.16	0.654	5,015	8,964
第 3 号地区	泉町三丁目地区連合自治防災会	S59.1.23	0.163	1,676	3,036
第 4 号地区	東恋ヶ窪六丁目自治会	S60.5.23	0.125	862	1,814
第 5 号地区	新町地区連合自治防災会	H6.12.22	0.311	1,543	3,802
第 6 号地区	国立団地協議会	H8.5.13	0.022	107	246
第 7 号地区	戸倉自治会中・西・北地区防災会	H14.2.16	0.906	3,844	8,517
第 8 号地区	西町弁天町内会	H17.8.21	0.345	1,579	3,469
第 9 号地区	西町友和会	H18.9.3	0.029	200	398
第10号地区	光町北部自治会	H20.7.13	0.741	1,962	4,076
第11号地区	戸倉自治会東地区防災会	H22.3.29	0.370	1,807	3,801
第12号地区	けやき台分譲団地管理組合	H26.2.18	0.036	294	507
第13号地区	西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会	H27.6.14	0.280	1,173	2,268
第14号地区	内藤・日吉地域連合防災会	H28.11.26	1.453	8,526	16,502
第15号地区	東恋ヶ窪四丁目自治会	H31.2.3	0.150	1,571	3,087
第16号地区	南町一丁目自治会	R5.12.15	0.150	502	924
推進地区 計			6.087	31,991	64,554
市全体に対する割合(%)			53.1%	49.5%	49.9%

※ 世帯数、人口は令和 6 年 6 月 7 日現在

本市は、手押し式のポンプ「むかしの井戸」を平成元年以降、令和 5 年 12 月現在まで市内に 23 か所に設置し、民間井戸と合わせ 25 か所を「むかしの井戸」に指定している。井戸は地下 10 メートルから 50 メートルほどの深さにある関東ローム層の下の砂礫層内の地下水をくみ上げる構造になっている。「むかしの井戸」では周辺住民が定期的集まり、簡易的な水質検査や様々な情報交換を行う井戸端会議を開き、地域コミュニティの形成を図っている。

表 1-9：「むかしの井戸」設置状況（令和 5 年 12 月現在）

井戸名	所在地	井戸名	所在地
なかよし井戸	日吉町3-10-3	もみじ井戸	光町1-15-4
つつじ井戸	西町2-22-40	カメ井戸	西町4-25-1
90度井戸	富士本3-19-11	ぐるぐる井戸	新町2-2-69
室内プール前井戸	西恋ヶ窪3-33-3	たきくぼ井戸	泉町3-5-18
ポプラ井戸	日吉町4-2-41	内藤橋井戸	内藤1-28-20
かしの木井戸	東恋ヶ窪6-17-48	けやき井戸	小平市上水本町6-22-2
わかば井戸	本多5-20-9	武蔵国分寺井戸	西元町1-10
高木井戸	高木町3-25-60	北町公園井戸	北町5-24
戸倉公園井戸	戸倉4-8-4	戸倉井戸	戸倉4-34（戸倉神社境内）
ふれあい井戸	西町2-21-5（国立団地協議会共有地内）		
南町ひだまり井戸	南町1-14-6	東元町一丁目井戸	東元町1-28-3
東恋ヶ窪でんしゃ公園井戸	東恋ヶ窪1-280-5	さつき井戸	内藤1-20-19
新町ひばり公園井戸	新町3-1-24	西町シラカシ公園井戸	西町5-28-73

3 地区防災計画の策定について

平成 25 年に行われた災害対策基本法の改正において、地区単位の居住者と事業者等が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されたことに伴い、地区防災計画の策定、見直しを促進する。

※ 災害対策基本法第 42 条 3 項の規定では、地区居住者等（市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）の防災活動に関する計画「地区防災計画」を市町村の地域防災計画に定めることができるとしており、また、同法第 42 条の 2 の規定では、地区居住者等は市町村防災会議に対し、地域防災計画に「地区防災計画」を定めることを提案できるとしている。

4 地区防災計画策定地区

国分寺市防災会議に諮り、「地区防災計画」を地域防災計画に定めた地区・事業者等は以下のとおりです。また、計画改定等協議中及び現在策定中の地区についても記載している。

【防災会議認定済地区一覧】

地区・事業者名	計画策定日	防災会議認定日	備 考
高木町自治会	昭和59年3月31日（平成28年1月31日改定）	平成29年7月11日	防災推進地区第1号
本多連合町会	昭和60年11月30日（平成10年12月31日改定、平成29年3月31日改定）	平成29年7月11日	防災推進地区第2号
東恋ヶ窪六丁目自治会	平成元年3月31日（平成28年10月31日改定）	平成29年7月11日	防災推進地区第4号
けやき台分譲団地管理組合	平成29年1月31日	平成29年7月11日	防災推進地区第12号
国立団地協議会	平成11年3月31日（平成30年3月31日改定）	平成30年6月26日	防災推進地区第6号
西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会	平成30年3月31日	平成30年6月26日	防災推進地区第13号
新町地区連合自治防災会	平成10年3月31日（平成31年3月31日改定）	令和元年8月2日	防災推進地区第5号
戸倉自治会中・西・北地区防災会	平成17年3月31日（平成31年3月31日改定）	令和元年8月2日	防災推進地区第7号
西町弁天町内会	平成20年3月31日（平成31年2月28日改定）	令和元年8月2日	防災推進地区第8号
戸倉自治会東地区防災会	平成25年3月31日（令和元年11月改定）	令和3年3月25日	防災推進地区第11号
内藤・日吉地域連合防災会	令和元年12月27日	令和3年3月25日	防災推進地区第14号

地区・事業者名	計画策定日	防災会議認定日	備 考
西町友和会	平成 21 年 3 月 31 日（令和 4 年 2 月 20 日一部改正）	令和 4 年 7 月 4 日	防災推進地区 第 9 号
光町北部自治会	平成 23 年 3 月 31 日（令和 4 年 4 月 1 日一部改正）	令和 4 年 7 月 4 日	防災推進地区 第 10 号
東恋ヶ窪四丁目自治会	令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年 7 月 4 日	防災推進地区第 15 号

【地区防災計画策定済地区一覧】

地区・事業者名	計画策定日	防災会議認定日	備 考
泉町三丁目地区連合 自治防災会	平成元年 3 月 31 日	地区防災計画改定 等協議中	防災推進地区 第 3 号

第4章 被害想定

1 地震被害想定

本市に係る被害想定としては、平成9年8月に東京都がまとめた「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」があり、平成10年12月修正の地域防災計画は、この報告書を基にしている。その後、平成17年2月には、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会（「専門調査会」という）が、首都中枢機能の継続性確保の視点から首都直下地震の被害想定を公表し、東京都においても東京都防災会議地震部会が平成18年3月に首都直下地震による東京の被害想定をまとめている。平成19年3月修正の本市の地域防災計画は、この報告書を基にしている。

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、震度5クラスの揺れや、それに伴い大量の帰宅困難者が発生するなどの被害が生じたことから、平成24年4月に東京都は客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、その後、住宅の耐震化や不燃化の着実な進展や、高齢化の進行や単身世帯の増加などの変化を踏まえ、令和4年5月に約10年ぶりに「首都直下地震等による東京の被害想定」が見直された。

本市の地域防災計画修正にあたっては、東京都が発表した最新の被害想定のうち、本市に最も大きな被害をもたらすと想定された「立川断層帯地震 冬の夕方18時 風速8m/秒」を基本とし、発生する時間帯によってより高い被害数値が出た箇所については、より大きな値を参考に対策を検討する。

(1) 前提条件

ア 想定地震

4つのタイプの地震のうち、元禄型関東地震を除き市の大部分が震度6強の揺れを観測すると想定されている。特に立川断層帯地震では、一部で震度7を観測すると想定されており、この揺れにより人的被害、建物被害、ライフライン被害ともに甚大な被害が発生することが想定される。

項目	内容			
種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
震源	区部南部	多摩地域東部	神奈川県西部	東京都多摩地域
規模	M7.3	M7.3	M8クラス	M7.4
震源の深さ	約35km～47km	約30km～42km	約0km～30km	約2km～20km

本市における震度別面積率

種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
震度6弱	99.8%	38.7%	96.7%	16.6%
震度6強	0.2%	61.3%		83.4%
震度7				

基本情報

種類	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
夜間人口	129,242 人			
昼間人口	104,735 人			
木造 建物数	25,102 棟			
非木造 建物数	7,109 棟			

イ 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬・早朝 5 時 風速 4 m／秒 8 m／秒	○兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼 12 時 風速 4 m／秒 8 m／秒	○オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕 18 時 風速 4 m／秒 8 m／秒	○火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○鉄道、道路もほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

ウ 総括表

条件	想定地震			都心南部直下地震											
	時期及び時刻			冬・早朝			冬・昼			冬・夕方					
	風速			4m/秒		8m/秒	4m/秒		8m/秒	4m/秒		8m/秒			
人的被害	死者			16	人	17	人	10	人	11	人	20	人	21	人
	原因別	ゆれ建物被害		10	人	10	人	4	人	4	人	6	人	6	人
		屋内収容物		2	人	2	人	1	人	1	人	1	人	1	人
		急傾斜地崩壊		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災		4	人	4	人	4	人	4	人	7	人	8	人
		ブロック塀等		0	人	0	人	2	人	2	人	6	人	6	人
		屋外落下物		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		負傷者			362	人	362	人	264	人	265	人	463	人	464
	原因別	ゆれ建物被害		304	人	304	人	175	人	175	人	213	人	213	人
		屋内収容物		43	人	43	人	31	人	31	人	32	人	32	人
		急傾斜地崩壊		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災		6	人	6	人	5	人	6	人	10	人	11	人
		ブロック塀等		9	人	9	人	53	人	53	人	207	人	207	人
		屋外落下物		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		物的被害	建物全壊			195	棟	195	棟	195	棟	195	棟	195	棟
原因別	ゆれ		195	棟	195	棟	195	棟	195	棟	195	棟	195	棟	
	液状化		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	
	急傾斜地崩壊		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	
	建物半壊			1,424	棟	1,424	棟	1,424	棟	1,424	棟	1,424	棟	1,424	棟
原因別	ゆれ		1,423	棟	1,423	棟	1,423	棟	1,423	棟	1,423	棟	1,423	棟	
	液状化		1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	
	急傾斜地崩壊		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	
	出火件数			1	件	1	件	1	件	1	件	3	件	3	件
焼失棟数	倒壊建物を含む焼失		146	棟	164	棟	196	棟	220	棟	339	棟	380	棟	
	倒壊建物を含まない焼失		138	棟	155	棟	185	棟	208	棟	316	棟	354	棟	
避難者数				8,458	人	8,529	人	8,651	人	8,745	人	9,208	人	9,370	人
帰宅困難者数				—	人	—	人	10,696	人	10,696	人	10,696	人	10,696	人
閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数				82	台	82	台	82	台	82	台	84	台	84	台
災害廃棄物（万 t）				9	万 t	9	万 t	9	万 t	9	万 t	9	万 t	9	万 t

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

想定地震		都心南部直下地震					
時期及び時刻		冬・早朝		冬・昼		冬・夕方	
風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
電力	停電率(国分寺市)	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	3.1%	3.2%
	停電率（多摩）	1.9%	1.9%	2.0%	2.0%	2.4%	2.5%
	停電率（都全体）	9.0%	9.1%	9.4%	9.5%	11.6%	11.9%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	—	7.7%
		3日後	—	—	—	—	2.1%
		1週間後	—	—	—	—	0.0%
		1か月後	—	—	—	—	0.0%
通信	不通率(国分寺市)	0.5%	0.6%	0.7%	0.7%	1.1%	1.2%
	不通率（多摩）	0.5%	0.4%	0.5%	0.6%	1.0%	1.1%
	不通率（都全体）	1.2%	1.2%	1.4%	1.5%	3.7%	4.0%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	—	4.0%
		3日後	—	—	—	—	1.1%
		1週間後	—	—	—	—	0.0%
		1か月後	—	—	—	—	0.0%
上水道	断水率（国分寺市）	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%
	断水率（多摩）	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%	9.2%
	断水率（都全体）	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%	26.4%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	26.4%	26.4%
		3日後	—	—	—	26.4%	26.4%
		1週間後	—	—	—	16.8%	16.8%
		1か月後	—	—	—	0.0%	0.0%
下水道	管きよ被害率（国分寺市）	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	管きよ被害率（多摩）	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
	管きよ被害率（都全体）	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	3.0%	3.0%
		3日後	—	—	—	2.7%	2.7%
		1週間後	—	—	—	2.2%	2.2%
		1か月後	—	—	—	0.0%	0.0%
ガス	供給停止率(国分寺市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	供給停止率（多摩）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	供給停止率（都全体）	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%
	復旧日数（都全体）	SI値が基準値を超えた場合に停止するが、被害がないことが確認された地域に対しては、地震発生当日中に供給が再開される。 都心南部直下地震で、約6週間後に復旧がおおむね完了する。					

条件	想定地震			多摩東部直下地震												
	時期及び時刻			冬・早朝			冬・昼			冬・夕方						
	風速			4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		
人的被害	死者			36	人	37	人	23	人	24	人	46	人	48	人	
	原因別	ゆれ建物被害			24	人	24	人	10	人	10	人	15	人	15	人
		屋内収容物			3	人	3	人	2	人	2	人	2	人	2	人
		急傾斜地崩壊			0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災			8	人	9	人	8	人	9	人	17	人	19	人
		ブロック塀等			1	人	1	人	3	人	3	人	12	人	12	人
		屋外落下物			0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		負傷者			604	人	605	人	521	人	522	人	876	人	886	人
	原因別	ゆれ建物被害			500	人	500	人	355	人	355	人	386	人	386	人
		屋内収容物			74	人	74	人	54	人	54	人	55	人	55	人
		急傾斜地崩壊			0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災			12	人	13	人	11	人	12	人	36	人	46	人
		ブロック塀等			18	人	18	人	101	人	101	人	398	人	398	人
		屋外落下物			0	人	0	人	0	人	0	人	1	人	1	人
物的被害		建物全壊			452	棟	452	棟	452	棟	452	棟	452	棟	452	棟
	原因別	ゆれ			452	棟	452	棟	452	棟	452	棟	452	棟	452	棟
		液状化			0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
		急傾斜地崩壊			0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
		建物半壊			1,712	棟	1,712	棟	1,712	棟	1,712	棟	1,712	棟	1,712	棟
	原因別	ゆれ			1,711	棟	1,711	棟	1,711	棟	1,711	棟	1,711	棟	1,711	棟
		液状化			1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟
		急傾斜地崩壊			0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
		出火件数			3	件	3	件	3	件	3	件	6	件	6	件
	焼失棟数	倒壊建物を含む焼失			325	棟	370	棟	399	棟	453	棟	835	棟	949	棟
倒壊建物を含まない焼失			319	棟	364	棟	392	棟	445	棟	820	棟	932	棟		
避難者数				15,059	人	15,229	人	15,336	人	15,547	人	16,974	人	17,398	人	
帰宅困難者数				—	人	—	人	10,696	人	10,696	人	10,696	人	10,696	人	
閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数				100	台	100	台	100	台	105	台	105	台	105	台	
災害廃棄物（万 t）				16	万 t	16	万 t	16	万 t	16	万 t	17	万 t	18	万 t	

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

想定地震		多摩東部直下地震					
時期及び時刻		冬・早朝		冬・昼		冬・夕方	
風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
電力	停電率(国分寺市)	4.3%	4.5%	4.6%	4.8%	6.1%	6.5%
	停電率（多摩）	4.0%	4.1%	4.2%	4.3%	5.5%	5.7%
	停電率（都全体）	7.2%	7.2%	7.4%	7.5%	9.1%	9.3%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	—	6.1%
		3日後	—	—	—	—	0.8%
		1週間後	—	—	—	—	0.0%
		1か月後	—	—	—	—	0.0%
通信	不通率(国分寺市)	1.1%	1.3%	1.3%	1.5%	2.6%	3.0%
	不通率（多摩）	1.2%	1.1%	1.2%	1.3%	2.6%	2.8%
	不通率（都全体）	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	2.8%	2.9%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	—	2.9%
		3日後	—	—	—	—	0.4%
		1週間後	—	—	—	—	0.0%
		1か月後	—	—	—	—	0.0%
上水道	断水率（国分寺市）	18.0%	18.0%	18.0%	18.0%	18.0%	18.0%
	断水率（多摩）	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%	19.5%
	断水率（都全体）	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%	25.8%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	25.8%	25.8%
		3日後	—	—	—	25.8%	25.8%
		1週間後	—	—	—	12.2%	12.2%
		1か月後	—	—	—	0.0%	0.0%
下水道	管きよ被害率（国分寺市）	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%	3.1%
	管きよ被害率（多摩）	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%
	管きよ被害率（都全体）	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%	4.3%
	復旧日数（都全体）	1日後	—	—	—	3.3%	3.3%
		3日後	—	—	—	2.9%	2.9%
		1週間後	—	—	—	2.2%	2.2%
		1か月後	—	—	—	0.0%	0.0%
ガス	供給停止率(国分寺市)	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%	14.0%
	供給停止率（多摩）	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%	29.0%
	供給停止率（都全体）	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%	12.5%
	復旧日数（都全体）	SI値が基準値を超えた場合に停止するが、被害がないことが確認された地域に対しては、地震発生当日中に供給が再開される。 都心南部直下地震で、約6週間後に復旧がおおむね完了する。					

条件	想定地震			大正関東地震											
	時期及び時刻			冬・早朝			冬・昼			冬・夕方					
	風速			4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒	
人的被害	死者			10	人	11	人	8	人	8	人	14	人	14	人
	原因別	ゆれ建物被害		3	人	3	人	1	人	1	人	2	人	2	人
		屋内収容物		2	人	2	人	1	人	1	人	1	人	1	人
		急傾斜地崩壊		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災		5	人	5	人	4	人	5	人	6	人	7	人
		ブロック塀等		0	人	0	人	1	人	1	人	4	人	4	人
		屋外落下物		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
	負傷者			206	人	207	人	158	人	158	人	280	人	281	人
	原因別	ゆれ建物被害		151	人	151	人	93	人	93	人	106	人	106	人
		屋内収容物		43	人	43	人	24	人	24	人	32	人	32	人
		急傾斜地崩壊		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災		7	人	8	人	6	人	7	人	9	人	10	人
		ブロック塀等		6	人	6	人	34	人	34	人	132	人	132	人
		屋外落下物		0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
物的被害	建物全壊			88	棟	88	棟	88	棟	88	棟	88	棟	88	棟
	原因別	ゆれ		88	棟	88	棟	88	棟	88	棟	88	棟	88	棟
		液状化		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
		急傾斜地崩壊		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
	建物半壊			822	棟	822	棟	822	棟	822	棟	822	棟	822	棟
	原因別	ゆれ		821	棟	821	棟	821	棟	821	棟	821	棟	821	棟
		液状化		1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟
		急傾斜地崩壊		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
	出火件数			2	件	2	件	2	件	2	件	3	件	3	件
	焼失棟数	倒壊建物を含む焼失		181	棟	208	棟	217	棟	249	棟	317	棟	360	棟
倒壊建物を含まない焼失		176	棟	203	棟	211	棟	242	棟	306	棟	348	棟		
避難者数				5,761	人	5,869	人	5,905	人	6,028	人	6,298	人	6,466	人
帰宅困難者数				—	人	—	人	10,696	人	10,696	人	10,696	人	10,696	人
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数				79	台	80	台	80	台	80	台	81	台	81	台
災害廃棄物（万 t）				5	万 t	5	万 t	5	万 t	5	万 t	6	万 t	6	万 t

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

想定地震		大正関東地震					
時期及び時刻		冬・早朝		冬・昼		冬・夕方	
風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
電力	停電率(国分寺市)	1.7%	1.8%	1.8%	1.9%	2.2%	2.3%
	停電率（多摩）	1.4%	1.4%	1.5%	1.5%	1.7%	1.8%
	停電率（都全体）	3.4%	3.4%	3.5%	3.6%	3.9%	4.0%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	—	3.0%
		3日後	—	—	—	—	0.0%
		1週間後	—	—	—	—	0.0%
		1か月後	—	—	—	—	0.0%
通信	不通率(国分寺市)	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	1.0%	1.1%
	不通率（多摩）	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.8%
	不通率（都全体）	0.4%	0.4%	0.5%	0.6%	0.9%	0.9%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	—	0.9%
		3日後	—	—	—	—	0.0%
		1週間後	—	—	—	—	0.0%
		1か月後	—	—	—	—	0.0%
上水道	断水率（国分寺市）	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%
	断水率（多摩）	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%	7.2%
	断水率（都全体）	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%	15.7%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	15.7%	15.7%
		3日後	—	—	—	15.7%	15.7%
		1週間後	—	—	—	4.5%	4.5%
		1か月後	—	—	—	0.0%	0.0%
下水道	管きよ被害率（国分寺市）	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	管きよ被害率（多摩）	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%	2.3%
	管きよ被害率（都全体）	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	2.2%	2.2%
		3日後	—	—	—	1.8%	1.8%
		1週間後	—	—	—	1.1%	1.1%
		1か月後	—	—	—	0.0%	0.0%
ガス	供給停止率(国分寺市)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	供給停止率（多摩）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	供給停止率（都全体）	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
	復旧日数（都全体）	SI値が基準値を超えた場合に停止するが、被害がないことが確認された地域に対しては、地震発生当日中に供給が再開される。 都心南部直下地震で、約6週間後に復旧がおおむね完了する。					

条件	想定地震		立川断層帯地震											
	時期及び時刻		冬・早朝				冬・昼				冬・夕方			
	風速		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒		4m/秒		8m/秒	
人的被害	死者		66	人	70	人	40	人	44	人	94	人	104	人
	原因別	ゆれ建物被害	50	人	50	人	20	人	20	人	30	人	30	人
		屋内収容物	4	人	4	人	2	人	2	人	3	人	3	人
		急傾斜地崩壊	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災	12	人	16	人	13	人	17	人	46	人	55	人
		ブロック塀等	1	人	1	人	4	人	4	人	16	人	16	人
		屋外落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		負傷者	904	人	908	人	790	人	807	人	1,377	人	1,420	人
	原因別	ゆれ建物被害	784	人	784	人	576	人	576	人	615	人	615	人
		屋内収容物	77	人	77	人	56	人	56	人	58	人	58	人
		急傾斜地崩壊	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人	0	人
		火災	18	人	21	人	20	人	38	人	164	人	207	人
		ブロック塀等	25	人	25	人	137	人	137	人	538	人	538	人
		屋外落下物	0	人	0	人	0	人	0	人	1	人	1	人
		物的被害	建物全壊		869	棟	869	棟	869	棟	869	棟	869	棟
原因別	ゆれ		869	棟	869	棟	869	棟	869	棟	869	棟	869	棟
	液状化		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
	急傾斜地崩壊		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
建物半壊			2,086	棟	2,086	棟	2,086	棟	2,086	棟	2,086	棟	2,086	棟
原因別	ゆれ		2,085	棟	2,085	棟	2,085	棟	2,085	棟	2,085	棟	2,085	棟
	液状化		1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟	1	棟
	急傾斜地崩壊		0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟	0	棟
出火件数			4	件	4	件	5	件	5	件	9	件	9	件
焼失棟数	倒壊建物を含む焼失		495	棟	628	棟	677	棟	878	棟	2,229	棟	2,702	棟
	倒壊建物を含まない焼失	481	棟	610	棟	658	棟	854	棟	2,167	棟	2,627	棟	
避難者数			18,510	人	19,005	人	17,105	人	19,937	人	24,974	人	26,738	人
帰宅困難者数			—	人	—	人	11,318	人	10,696	人	10,696	人	10,696	人
閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数			111	台	111	台	20	台	113	台	123	台	126	台
災害廃棄物（万 t）			24	万 t	25	万 t	20	万 t	25	万 t	29	万 t	30	万 t

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

想定地震		立川断層帯地震					
時期及び時刻		冬・早朝		冬・昼		冬・夕方	
風速		4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒	4m/秒	8m/秒
電力	停電率(国分寺市)	6.8%	7.3%	7.4%	8.1%	12.1%	13.6%
	停電率（多摩）	4.3%	4.4%	4.8%	4.9%	6.2%	6.4%
	停電率（都全体）	1.5%	1.5%	1.6%	1.7%	2.1%	2.2%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	—	1.1%
		3日後	—	—	—	—	0.0%
		1週間後	—	—	—	—	0.0%
		1か月後	—	—	—	—	0.0%
通信	不通率(国分寺市)	1.6%	2.2%	2.2%	2.9%	6.9%	8.6%
	不通率（多摩）	1.1%	1.1%	1.5%	1.6%	3.0%	3.3%
	不通率（都全体）	0.3%	0.3%	0.4%	0.5%	0.8%	0.9%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	—	0.9%
		3日後	—	—	—	—	0.0%
		1週間後	—	—	—	—	0.0%
		1か月後	—	—	—	—	0.0%
上水道	断水率（国分寺市）	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%
	断水率（多摩）	14.5%	14.5%	14.5%	14.5%	14.5%	14.5%
	断水率（都全体）	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	4.7%	4.7%
		3日後	—	—	—	4.7%	4.7%
		1週間後	—	—	—	0.0%	0.0%
		1か月後	—	—	—	0.0%	0.0%
下水道	管きよ被害率（国分寺市）	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
	管きよ被害率（多摩）	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	管きよ被害率（都全体）	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
	復旧日数 （都全体）	1日後	—	—	—	1.5%	1.5%
		3日後	—	—	—	1.1%	1.1%
		1週間後	—	—	—	0.4%	0.4%
		1か月後	—	—	—	0.0%	0.0%
ガス	供給停止率(国分寺市)	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%
	供給停止率（多摩）	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%	12.7%
	供給停止率（都全体）	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
	復旧日数（都全体）	SI値が基準値を超えた場合に停止するが、被害がないことが確認された地域に対しては、地震発生当日中に供給が再開される。 都心南部直下地震で、約6週間後に復旧がおおむね完了する。					

エ 避難者数の詳細な予測

①都心南部直下地震

	1 日後			4 日～1 週間後			1 ヶ月後		
	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外
冬・夕方・8m	5,735	4,874	860	9,370	6,247	3,123	5,182	1,555	3,627
冬・昼・8m	5,090	4,327	764	8,745	5,830	2,915	4,538	1,361	3,177
冬・早朝・8m	4,868	4,137	730	8,529	5,686	2,843	4,315	1,295	3,021
冬・夕方・4m	5,568	4,732	835	9,208	6,139	3,069	5,015	1,504	3,510
冬・昼・4m	4,994	4,245	749	8,651	5,768	2,884	4,441	1,332	3,109
冬・早朝・4m	4,795	4,075	719	8,458	5,639	2,819	4,242	1,273	2,969

②多摩東部直下地震

	1 日後			4 日～1 週間後			1 ヶ月後		
	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外
冬・夕方・8m	9,640	8,194	1,446	17,398	11,599	5,799	9,075	2,723	6,353
冬・昼・8m	7,660	6,511	1,149	15,547	10,365	5,182	7,088	2,126	4,961
冬・早朝・8m	7,320	6,222	1,098	15,229	10,152	5,076	6,755	2,027	4,729
冬・夕方・4m	9,186	7,808	1,378	16,974	11,316	5,658	8,621	2,586	6,035
冬・昼・4m	7,435	6,320	1,115	15,336	10,224	5,112	6,870	2,061	4,809
冬・早朝・4m	7,138	6,068	1,071	15,059	10,039	5,020	6,574	1,972	4,601

③大正関東地震

	1 日後			4 日～1 週間後			1 ヶ月後		
	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外	(合計) 避難者数	避難者数 避難所	避難者数 避難所外
冬・夕方・8m	4,009	3,408	601	6,466	4,311	2,155	3,454	1,036	2,418
冬・昼・8m	3,563	3,029	534	6,028	4,019	2,009	3,008	902	2,106
冬・早朝・8m	3,401	2,891	510	5,869	3,913	1,956	2,846	854	1,992
冬・夕方・4m	3,838	3,262	576	6,298	4,198	2,099	3,282	985	2,298
冬・昼・4m	3,437	2,921	516	5,905	3,937	1,968	2,882	865	2,017
冬・早朝・4m	3,290	2,796	493	5,761	3,840	1,920	2,735	820	1,914

④立川断層帯地震

	1 日後			4 日～1 週間後			1 ヶ月後		
	(合計)	避難者数	避難所	(合計)	避難者数	避難所	(合計)	避難者数	避難所
冬・夕方・8m	19,092	16,228	2,864	26,738	17,825	8,913	18,540	5,562	12,978
冬・昼・8m	11,784	10,016	1,768	19,937	13,291	6,646	11,220	3,366	7,854
冬・早朝・8m	10,782	9,165	1,617	19,005	12,670	6,335	10,216	3,065	7,151
冬・夕方・4m	17,197	14,617	2,580	24,974	16,649	8,325	16,640	4,992	11,648
冬・昼・4m	10,978	9,331	1,647	19,187	12,791	6,396	10,412	3,124	7,289
冬・早朝・4m	10,251	8,713	1,538	18,510	12,340	6,170	9,684	2,905	6,779

オ 身の回りで起こり得る被害の様相

- 今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。
- なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。
- 参考として東京都が公表している資料を掲載する。



身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相③ ～首都直下地震が発生すると…(避難所での避難生活)～				
想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s				
避難所をとりまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生	
発災直後～1日後 自宅が揺れに伴い損傷を受け、ライフラインも不通になったため、避難所へ避難する。 ▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、収容力を越える事態が発生 ▼停電や通信の途絶等により、避難者数の把握や安否確認、必要な物資の把握が困難化 ▼住民同士のつながりが希薄な地域では、助け合いが進まず、避難所の運営等が混乱するおそれ	▼スマートフォン等のバッテリーが切れ、家族との連絡等が困難化 ▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大 ▼利用可能地域でも輻輳により、携帯電話の通話がつながりにくくなる ▼メール、SNS等の大幅な遅配等が発生	▼備蓄により飲用水が確保されるが給水率による給水は限定的 ▼臨時の避難所等を把握できず、食料や救援物資等が配給されない事態が発生 ▼避難所外避難者等が飲食物を早期に訪れるため、避難所物資が早期に枯渇する可能性	▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性 ▼特に夏季においては感染症の発生につながる可能性 ▼汲み取り式のトイレでは、バキュームカーの不足等で早期に使用が困難化	
3日後 ▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加 ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加 ▼ごみ・尿処理収集の遅れにより、生活ごみや尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化 ▼過密やプライバシー欠如、劣悪な衛生環境等を忌避し、屋外に避難する避難者が発生 ▼高齢者や既往症を持つ人などが、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性 ▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加 ▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める ▼道路寸断や交通機関の状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生	▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化 ▼計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性 ▼停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性	▼道路被害や渋滞等により、必要なタイミングで必要量の物資を供給することが困難化 ▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足 ▼必要とする情報や物資等が変化・多様化し、行政が避難者のニーズに対応しきれなくなる ▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性	▼燃料が枯渇した場合、非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止し、使用困難化 ▼衛生環境が悪化した場合に、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が蔓延する可能性 ▼清掃が行き届かず、ほごりが舞うことによる気管支炎を発症し、特に喘息等の既往症を有する人は症状が悪化する可能性	
1週間後 ▼高齢者や既往症を持つ人などが、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性 ▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大 ▼ライフライン(復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅、応急仮設住宅等に移り、避難者数が減少 ▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化				
◆被害が甚大な地域での避難所生活は、発災直後の混乱のみならず、電力・通信、飲食・物資、トイレ・衛生など、様々な課題が発生し、時間を追うごとに多様化				

12

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相④ ～首都直下地震が発生すると…(住み慣れた自宅等での避難生活)～				
想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s				
自宅をとりまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生	
発災直後 強い揺れが襲い、ライフラインも不通となったが、幸いにも自宅は大きな被害もなく、周囲も火災などの危険はない。また、備蓄もある程度していたため、在宅避難を開始することに。 ▼大きな揺れや長周期地震動により、中高層階を中心に歩くことが困難化。未固定の本棚の転倒や、キャスター付きの家具やコピー機等の移動で人に衝突 ▼マンションの中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合、在宅避難が困難化 ▼液体化が発生した地域では、住宅の傾斜や断水の発生等により居住が困難化 ▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性	▼需要を抑制し、供給とのバランスを図るため、広い地域で計画停電が実施される可能性 ▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大 ▼利用可能地域でも、輻輳により、携帯電話の通話がつながりにくくなる ▼メール、SNS等の大幅な遅配等が発生 ▼停電が発生した地域では、電源を利用する電話機(留守番電話、光回線利用型電話等)や、インターネット通信機器(ルーター等)は使用不能	▼スーパーやコンビニで、飲食物や生活必需品等が売り切れ、物資を確保することが困難化 ▼避難所外避難者等が、飲食物を受け取りに来るため、避難所の物資が早期枯渇する可能性 ▼応急給水拠点に、多数の住民が殺到し、長蛇の列となり、夏場などに炎天下で給水待つ住民が熱中症などになる可能性 ▼高架水槽を設置する住宅では、水道が供給されていても、停電や計画停電が継続した場合、揚水できず、水道が使えない状態が継続する可能性	▼マンション等の集合住宅では、水道が供給されていても、排水管等の修理が終了していない場合、トイレ利用が不可 ▼家庭内備蓄をしていた携帯トイレが枯渇したり、トイレが使用できない期間が長期化した場合、在宅避難が困難化	
1日後 ▼家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加 ▼大きな余震が続く場合、在宅避難者が不安等を感じ、屋外に避難するが、冬季は体調悪化による被害の拡大が懸念 ▼生活ごみや片付けごみが、回収されずに取り残されたり、不法に捨てられたりして、悪臭などの問題が発生	▼発電所の停止など、電力供給量が不足し、利用の自粛が不十分な場合や電力需要が抑制されない場合計画停電が継続される可能性 ▼計画停電が実施される場合、基地局の停波や、自宅のWi-Fi設備の機能停止により、さらなる通信障害が発生する可能性 ▼停電が継続する地域では、電源を利用する電話機(留守番電話、光回線利用型電話等)や、インターネット通信機器(ルーター等)は使用不能 ▼停電により空調が使用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性	▼道路啓開やサブライチェーン復旧の状況により、地域ごとに店舗での品ぞろえに偏りが生じる可能性 ▼余震等への不安などから過剰な購買行動が発生し、慢性的な品不足が継続する可能性 ▼受水槽や給水管など、住宅内の給水設備が被害を受けた場合、断水が継続し、復旧が長期化する可能性		
3日後 ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加 ▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できず、復旧が長期化する可能性				
1週間後 ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人がさらに増加 ▼自宅の再建や修繕を望んでいるも、建設業者や職人等が確保できない可能性				
◆自宅が安全な場合、日頃から十分に備えておくことで住み慣れた自宅に留まることが有効だが、ライフライン復旧が長期化した場合、生活が徐々に困難化していく				

13



出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定 身の回りで起こり得る被害の様相 令和4年5月」

2 風水害

本市は、公共下水道の整備が進み、近年甚大な浸水被害の報告はされていないが、公共下水道は1時間当たり50mmの雨量を対象とした整備のため、これを超える雨量の場合には浸水被害が発生する危険性がある。そのため、「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（令和6年2月）」や「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区浸水予想区域図（令和2年3月改定）」、及び本市の土砂災害マップ・ハザードマップを参考に浸水等の可能性の高い地域に留意し対策を講ずる。

第5章 減災目標

- 市では、次のとおり減災目標を定め、市民及び事業者、防災関係機関と協力して、災害対策を推進することで、着実な防災力の向上を図ることとする。
- 減災目標は地震災害を対象として設定する。
- この減災目標は2030年度までに達成する。

第1節 死者の半減

1 住宅の倒壊等による死者の半減

(1) 目標

- 立川断層帯地震M7.4、冬夕方、風速8m/秒のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒及びブロック塀等の倒壊を原因とする死者49人をおおむね半減にする。

(2) 目標を達成するための対策

建物の耐震化	(1) 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進 (2) 耐震診断・耐震改修等の助成事業 (3) 緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化促進（道路を閉塞させるおそれのある建築物の耐震化） (4) 民間マンションの耐震化促進
家具類の転倒防止対策の推進	(1) 各家庭・事業所へ家具類等の転倒・落下・移動防止のPR (2) 不特定多数の集まる公共施設等における家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進 (3) 自衛消防訓練や立入検査時における指導の強化 (4) オフィス家具や家電製品等の関係団体と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の促進
ブロック塀等の安全化	(1) ブロック塀撤去助成事業の拡充 (2) 生け垣化に対する助成事業 (3) ネットフェンス化の推進 (4) 屋外広告物等の落下・転倒防止の指導
救出・救護体制の強化	(1) 防災まちづくり推進地区の拡充及び自治会・町内会に対する自主防災組織結成の働きかけ (2) 防災まちづくり学校を通じた防災リーダーの育成 (3) 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上 (4) 要配慮者支援対策の推進 (5) 地域と事業所の連携強化 (6) 救急救護資機材の整備 (7) 救急救護訓練の実施

7.2 耐震化率の向上

- 東京都の住宅の耐震化率は令和2（2020）年時点で92％であるが、旧耐震基準で建てられた昭和55（1980）年以前の建物について耐震化を推進し、すべての建物が建替えや耐震補強等の実施により、昭和56（1981）年6月から施行された建築基準法（以下、「1981年基準（新耐震基準）」という。）を満たした場合の効果を推計する。
- さらに、平成12（2000）年6月から施行された建築基準法（以下、「2000年基準」という。）を満たし、すべての建物が建て替えられた場合の効果を推計する。

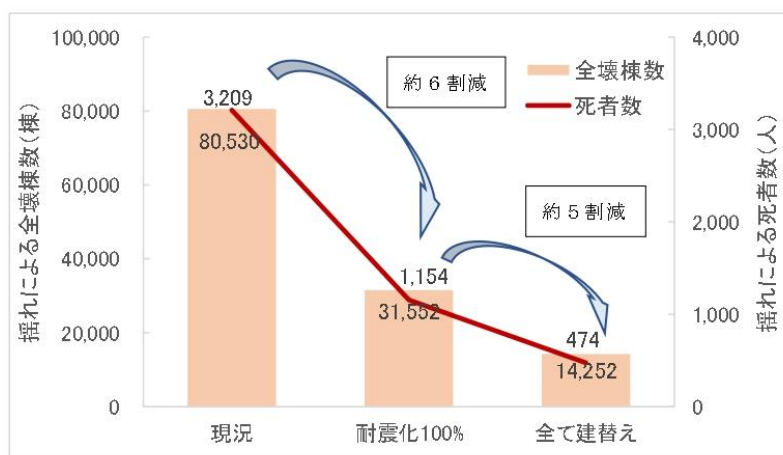


図 耐震化による対策効果(都心南部直下地震)

- 「1981年基準（新耐震基準）」による耐震化が実現した場合、全壊棟数及び死者数は現況より約6割減少すると推計
- 「2000年基準」による耐震化が実現した場合、全壊棟数及び死者数は「1981年基準（新耐震基準）」による耐震化よりさらに約5割減少すると推計（現況より約8割減少）

※地震動の大きさによっては、2000年基準の建物でも一定程度の被害が発生する可能性があるため、被害は0にはならない。

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定 令和4年5月」

7.3 家具等の転倒・落下・移動防止対策実施率

- 家具等の転倒・落下・移動防止対策実施率を現状の57.3%（令和2（2020）年）から75%（促進①）又は100%（促進②）に引き上げた場合の死者数を算出し、家具等の転倒防止による対策効果を推計する。
- また、家具等を固定していても、適切に固定されていない場合は、実施効果が低減してしまう。今後の普及啓発等により、適切な方法による家具の固定を一層促し、対策の実効性を高めることでさらなる被害の抑制が見込まれるため、そうした効果も考慮して推計する。
 - 阪神・淡路大震災の実績によると、固定方法等の不備により、対策実施済みの家具類等の約23%で実施効果がないとされる。
 - 適切な転倒・落下防止対策を促すことで、実施効果がない割合が10%に低減すると設定する。
- 下表のとおり家具等の転倒・落下・移動防止対策実施率等が高まった場合の効果を推計した。

	促進①	促進②
家具等の転倒・落下・移動防止対策実施率	75%	100%
固定しても効果がない割合	10%	10%

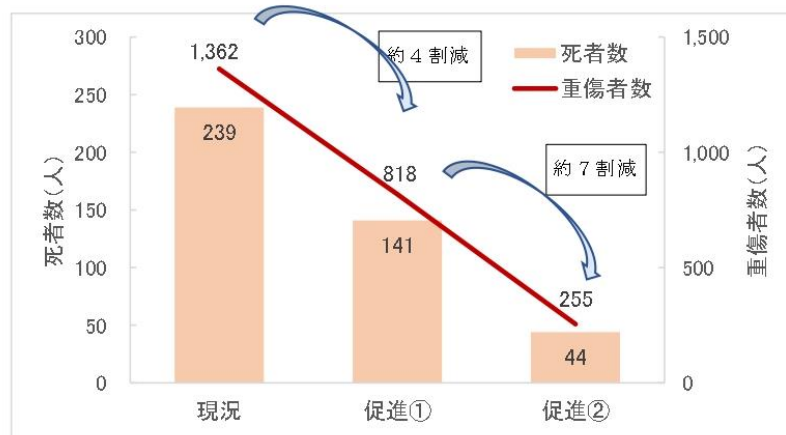


図 家具等の転倒・落下・移動防止対策実施率向上による
対策効果(都心南部直下地震、冬・夕方)

- 促進①が実現した場合、死者・重傷者数は、現状に対して約4割減少と推計
- 促進②が実現した場合、死者・重傷者数は、促進①に対してさらに約7割減少と推計（現状より約8割減少）

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定 令和4年5月」

2 火災による死者の半減

(1) 目標

- 立川断層帯地震M7.4、冬夕方、風速8m/秒のケースで、火災を原因とする死者55人をおおむね半減にする。

(2) 目標を達成するための対策

火災に強いまちづくりの推進	(1) 防災都市づくりの推進 ○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化促進 ○ 避難道路沿道の不燃化促進 (2) 防火・準防火地域指定の推進 (3) 市街地の基盤整備 (4) 公園の整備 (5) 緑化の推進 (6) 農地・緑地の保全
消防力の充実・強化	(1) 消防活動体制の整備強化 (2) 装備資機材の整備 (3) 地域配備消火器及び消防水利の整備 (4) 消防団活動体制の強化
市民や事業所の火災対応力の強化	(1) 火気使用設備・器具等の安全化 (2) 石油等危険物施設の安全化 (3) 液化石油ガス消費施設の安全化 (4) 化学薬品・電気設備等の安全化 (5) その他出火防止の査察指導 (6) 防災市民組織の初期消火力の強化 (7) 住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置促進
救出・救護体制の強化	(再掲)

7.4 火災被害の抑制

- 火災による被害を抑制するためには、出火件数自体を減少させることが重要である。そのため、出火抑制対策を実施した場合の効果を推計する。
 - ここでは、出火抑制対策として、「電気を要因とする出火の低減」及び「初期消火率の向上」が、現状よりも促進された場合の効果を推計する。
 - 現況としては、電気を要因とする出火の低減率は感震ブレーカーの設置率の8.3%とし、初期消火率¹は36.6%とした。
 - 下表のとおり出火抑制対策を高めた場合の対策率を設定する。

表 出火抑制による対策効果の算定条件

項目	現況	促進①	促進②
(1) 電気を要因とする出火の低減（対策率）	8.3%	25%	50%
(2) 初期消火率の向上	36.6%	60%	90%

表 出火件数・焼失件数の対策効果(都心南部直下地震、冬・夕方、風速 8m/s)

	現況	促進①	促進②
出火件数（件）	623	372	160
焼失棟数（棟）	118,734	39,573	14,067

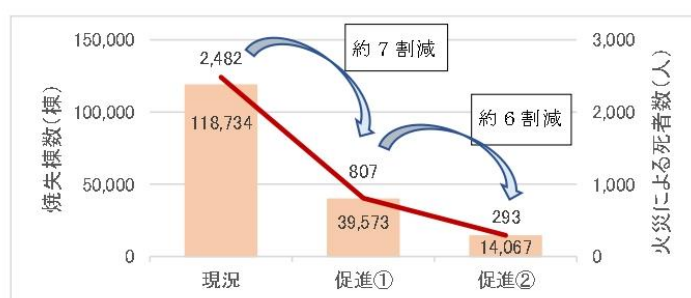


図 死者数の対策効果(都心南部直下地震、冬・夕方、風速 8m/s)

- 促進①が実現した場合、焼失棟数、死者数ともに、現況に対して約7割減少と推計
- 促進②が実現した場合、焼失棟数、死者数ともに、促進①に対してさらに約6割減少と推計（現況より約9割減少）

¹ 現況の初期消火率は「都心南部直下地震（冬・夕方、風速 8m/s）における初期消火率」を使用し、促進後は、東京消防庁「火災予防審議会地震対策部会答申書（第19期）」を用いて設定する。

第2節 避難者の半減

1 住宅の倒壊や火災による避難者の半減

(1) 目標

- 立川断層帯地震M7.4、夕方、風速8 m/秒のケースにおける避難人口 26,738 人のうち、住宅倒壊や火災による避難人口は 18,540 人である。人数をおおむね半減の 9,270 人にする。

(2) 目標を達成するための対策

建物の耐震化	再掲
火災に強いまちづくりの推進	再掲
消防力の充実・強化	再掲
市民や事業所の火災対応力の強化	再掲

2 ライフライン被害等による避難者の半減

(1) 目標

- 立川断層帯地震M7.4、夕方、風速8 m/秒のケースにおける避難人口 26,738 人のうち、建物被害は免れたがライフライン被害及びエレベーター被害を受けたために発生する避難人口は 8,198 人である。この人数をおおむね半減の 4,099 人にする。

(2) 目標を達成するための対策

ライフライン応急復旧の迅速化	(1) 応急危険度判定員の確保及び協議会開催等による連絡体制づくり (2) ライフラインの施設の耐震化の推進 (3) ライフライン復旧の広域応援受入拠点の確保と応急復旧の迅速化 (4) エレベーターの早期復旧 (5) 各家庭における食料、資器材の備蓄、エネルギー確保の啓発 (6) 在宅避難者用食料、物資の備蓄

第6章 地震に関する調査研究

1 地域危険度測定調査

都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第12条第1項に基づき、次の目的でおおむね5年ごとに調査を実施している。

- (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

本調査は、市街化区域を対象として、地震の揺れによる以下の危険性を町丁目ごとに測定し、それぞれの危険度について5段階のランクで相対評価したものである。

建物倒壊危険度	分類ごとに集計した建物量に、地盤特性と建物特性ごとの建物被害率を掛け合わせるにより測定
火災危険度	出火の危険性と延焼の危険性を掛け合わせるにより測定
災害時活動困難係数	活動有効空間不足率と道路ネットワーク密度不足率を掛け合わせて算出
総合危険度	建物倒壊危険度及び火災危険度を合算し、災害時活動困難係数の値を掛け合わせるにより測定

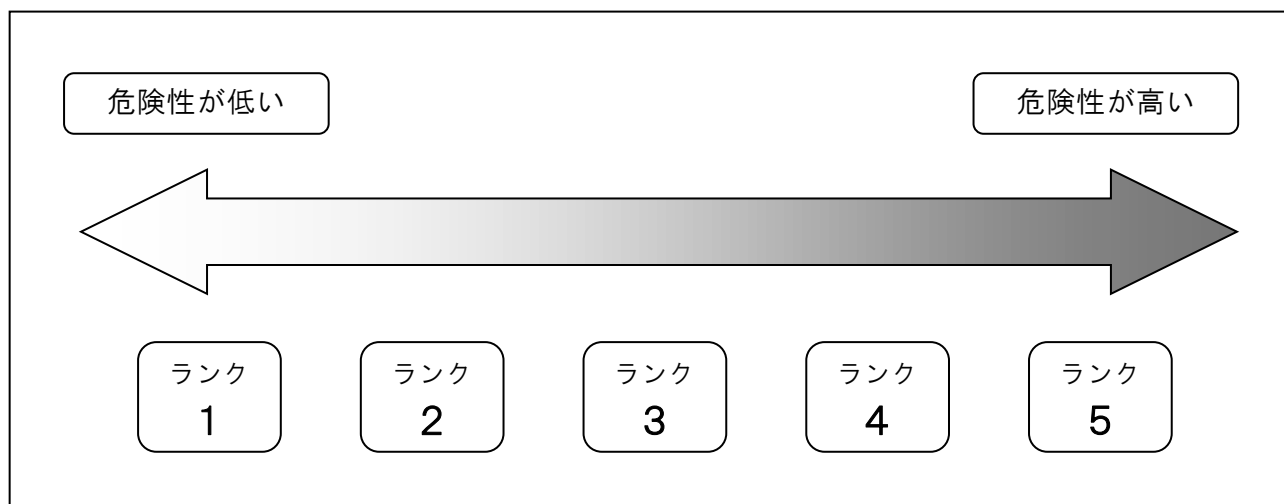


表 1-10：第9回（令和4年9月公表）測定結果

町名	丁目	建物倒壊危険度		火災危険度		災害時活動	総合危険度	
		ランク	順位	ランク	順位	困難係数	ランク	順位
泉町	1丁目	2	2277	2	1687	0.25	2	1653
泉町	2丁目	1	5088	1	4787	0.10	1	5110
泉町	3丁目	1	3923	1	3005	0.13	1	4019
北町	1丁目	1	3151	1	3048	0.15	1	3381
北町	2丁目	1	4553	1	4550	0.23	1	4289
北町	3丁目	1	4518	1	4229	0.30	1	3966
北町	4丁目	1	3094	2	2848	0.32	2	1987
北町	5丁目	1	3879	2	2421	0.23	1	3237
新町	1丁目	1	2876	1	2851	0.43	2	1308
新町	2丁目	2	1402	3	639	0.52	4	217
新町	3丁目	2	2818	2	1397	0.48	3	921
高木町	1丁目	1	3178	2	2771	0.47	2	1391
高木町	2丁目	1	3123	2	2806	0.40	2	1628
高木町	3丁目	1	3004	1	2922	0.21	2	2730
戸倉	1丁目	1	3946	1	3349	0.31	1	2950
戸倉	2丁目	2	2680	2	1741	0.17	2	2721
戸倉	3丁目	1	3225	2	1753	0.38	2	1575
戸倉	4丁目	1	3529	2	2422	0.35	2	2121
内藤	1丁目	1	3315	2	2604	0.21	1	2900
内藤	2丁目	2	2846	2	2476	0.40	2	1364
並木町	1丁目	1	3096	2	2683	0.26	2	2364
並木町	2丁目	1	4417	1	4391	0.31	1	3782
並木町	3丁目	1	3336	1	3696	0.31	2	2343
西恋ヶ窪	1丁目	1	3018	2	2391	0.30	2	2011
西恋ヶ窪	2丁目	1	2976	1	2959	0.30	2	2048
西恋ヶ窪	3丁目	1	3208	1	3198	0.18	1	3148
西恋ヶ窪	4丁目	1	3467	1	3149	0.23	1	2923
西町	1丁目	1	3717	2	2765	0.18	1	3473
西町	2丁目	2	2758	2	1919	0.23	2	2216
西町	3丁目	1	3263	2	2815	0.18	1	3161
西町	4丁目	1	3611	1	3202	0.14	1	3802
西町	5丁目	1	3343	1	3303	0.17	1	3378
西元町	1丁目	1	4761	1	4934	0.34	1	4362
西元町	2丁目	1	3150	2	2561	0.22	2	2704
西元町	3丁目	1	3697	2	2460	0.33	2	2384

町名	丁目	建物倒壊危険度		火災危険度		災害時活動	総合危険度	
		ランク	順位	ランク	順位	困難係数	ランク	順位
西元町	4丁目	1	3710	1	3533	0.37	2	2341
光町	1丁目	1	3640	1	3848	0.35	2	2400
光町	2丁目	1	3932	1	3703	0.23	1	3419
光町	3丁目	1	3498	2	2536	0.41	2	1857
東恋ヶ窪	1丁目	1	4952	1	4853	0.16	1	4925
東恋ヶ窪	2丁目	1	3508	1	4109	0.21	1	3241
東恋ヶ窪	3丁目	2	2833	2	2762	0.30	2	1954
東恋ヶ窪	4丁目	2	2440	2	1608	0.23	2	1948
東恋ヶ窪	5丁目	1	4295	1	4124	0.12	1	4437
東恋ヶ窪	6丁目	2	1836	3	859	0.26	3	1032
東戸倉	1丁目	2	2727	2	1264	0.21	2	2098
東戸倉	2丁目	1	3324	2	2621	0.19	1	3066
東元町	1丁目	2	1629	4	297	0.27	3	562
東元町	2丁目	2	2711	2	1924	0.26	2	1990
東元町	3丁目	2	2505	2	1389	0.30	2	1450
東元町	4丁目	1	3126	2	2485	0.36	2	1777
日吉町	1丁目	1	3694	1	2890	0.24	1	3039
日吉町	2丁目	2	2402	2	1350	0.35	3	1123
日吉町	3丁目	1	3184	2	2543	0.19	1	3014
日吉町	4丁目	1	3599	1	3030	0.19	1	3397
富士本	1丁目	2	1599	3	427	0.30	3	559
富士本	2丁目	1	3266	1	2909	0.48	2	1417
富士本	3丁目	2	2266	3	1160	0.45	3	737
本多	1丁目	1	2900	1	3436	0.20	2	2813
本多	2丁目	1	3264	1	2855	0.17	1	3329
本多	3丁目	2	2761	2	1452	0.33	2	1440
本多	4丁目	2	1901	3	659	0.28	3	897
本多	5丁目	1	2855	2	2507	0.18	1	2875
本町	1丁目	1	4605	1	4380	0.34	1	4021
本町	2丁目	1	3003	1	3655	0.16	1	3303
本町	3丁目	2	2618	1	3452	0.20	2	2600
本町	4丁目	1	3885	1	4006	0.31	1	2880
南町	1丁目	1	3630	1	3394	0.29	2	2714
南町	2丁目	2	2650	2	2643	0.20	2	2507
南町	3丁目	1	2882	1	3439	0.16	1	3112

2 火災等に関する調査研究

東京消防庁は、東京都震災対策条例第12条に基づき、震災時に発生した火災が燃え広がる危険性を地域ごとに評価する「地域別延焼危険度測定」をおおむね5年ごとに実施し、都民に公表している。

測定結果は、消防水利の整備計画、震災消防計画等に活用されるほか、東京都の地域危険度測定調査の基礎データとして利用されるなど、各種の震災対策用資料に反映されてきた。

なお、地域別延焼危険度測定には、二通りの測定単位（町丁目と250mメッシュ）がある。測定単位によって結果の使用目的と意味に違いがあるため、それぞれの結果の算出手法は多少異なっている。

地域防災計画では、以下の危険性について町丁目の測定単位を用いて得られた結果をもとに、市内の延焼危険度を把握し、対策につなげるものとする。

地域の延焼危険度	町丁目内に1件の建物火災が発生した場合、6時間後に平均でどの程度燃え広がるかを危険度のランク（0～9）として評価したもの。 ※ ランク0：危険度低い→9：危険度高い
震災時の消火活動困難度	地域の延焼危険度、消防水利の有効性、消防隊等の到達性の3要素を用いて、消火に必要な消防隊数の観点から、震災時の消火活動の困難性をランク（1～5）として総合的に評価したもの。 ※ ランク1：困難度低い→5：困難度高い

表 1-11：第 10 回（令和 2 年 3 月公表）測定結果

町名	丁目	延焼危険度 ランク	消火活動 困難度 ランク
泉町	1 丁目	4	1
泉町	2 丁目	2	1
泉町	3 丁目	4	1
北町	1 丁目	4	2
北町	2 丁目	2	1
北町	3 丁目	3	1
北町	4 丁目	4	1
北町	5 丁目	4	1
新町	1 丁目	4	1
新町	2 丁目	6	1
新町	3 丁目	5	1
高木町	1 丁目	4	1
高木町	2 丁目	4	1
高木町	3 丁目	4	1
戸倉	1 丁目	3	1
戸倉	2 丁目	5	2
戸倉	3 丁目	5	1
戸倉	4 丁目	4	1
内藤	1 丁目	4	1
内藤	2 丁目	4	1
並木町	1 丁目	4	1
並木町	2 丁目	2	1
並木町	3 丁目	3	2
西恋ヶ窪	1 丁目	4	1
西恋ヶ窪	2 丁目	4	1
西恋ヶ窪	3 丁目	3	1
西恋ヶ窪	4 丁目	4	1
西町	1 丁目	4	1
西町	2 丁目	4	1
西町	3 丁目	4	1
西町	4 丁目	3	1
西町	5 丁目	4	1
西元町	1 丁目	2	1
西元町	2 丁目	4	1
西元町	3 丁目	4	1

町名	丁目	延焼危険度 ランク	消火活動 困難度 ランク
西元町	4丁目	4	1
光町	1丁目	3	1
光町	2丁目	3	1
光町	3丁目	4	1
東恋ヶ窪	1丁目	1	1
東恋ヶ窪	2丁目	3	1
東恋ヶ窪	3丁目	4	1
東恋ヶ窪	4丁目	4	1
東恋ヶ窪	5丁目	3	1
東恋ヶ窪	6丁目	5	1
東戸倉	1丁目	5	1
東戸倉	2丁目	4	1
東元町	1丁目	6	1
東元町	2丁目	5	1
東元町	3丁目	5	1
東元町	4丁目	4	2
日吉町	1丁目	4	2
日吉町	2丁目	5	1
日吉町	3丁目	4	2
日吉町	4丁目	4	1
富士本	1丁目	6	2
富士本	2丁目	5	1
富士本	3丁目	5	1
本多	1丁目	3	1
本多	2丁目	3	1
本多	3丁目	5	2
本多	4丁目	6	2
本多	5丁目	4	1
本町	1丁目	3	1
本町	2丁目	3	1
本町	3丁目	3	1
本町	4丁目	3	1
南町	1丁目	4	1
南町	2丁目	4	1
南町	3丁目	3	1

第2部 災害予防計画	
第1章	市民と地域の防災力向上
第2章	災害に強い都市づくり
第3章	応急対策への備え
第4章	事業継続計画の策定

第1章 市民と地域の防災力向上

- 災害に強い地域社会を形成するためには、地域社会を構成する市民、職員、事業者など様々な人達が、日頃から災害に対する意識を持ち、災害時には協力して活動することが大切である。そのために、市民、職員、事業所等に予防や災害時の行動に必要な知識の啓発を進め、防災への理解を深めるとともに、防災組織の育成と実践的な活動を進める。

節	項目	実施主体
第1節 災害に強い人づくり	1 市民による自助の備え 2 市民の防災意識の啓発 3 防災教育・研修の推進 4 防災リーダー等の育成 5 職員の育成	市、小金井警察署、国分寺消防署、NTT東日本、東京ガスグループ、東京電力パワーグリッド立川支社、少年野球連盟、防災推進委員会、防災推進地区、自治会等
第2節 防災組織づくり	1 市民防災組織の役割ととるべき措置 2 市民の防災体制 3 事業所の防災体制 4 民間団体の防災体制 5 組織間の協力体制づくり	市、都、小金井警察署、国分寺消防署、事業者、市民団体、自治会等、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、協定締結団体、国分寺市消防団、防災推進委員会、防災推進地区、民生児童委員
第3節 防災訓練の充実		市、防災訓練参加機関、国分寺消防署、国分寺市消防団、市民団体、防災推進地区、自治会等
第4節 ボランティア活動との連携	1 東京ボランティア・市民活動センター、他府県等との連携 2 東京都防災ボランティア等との連携 3 警視庁交通規制支援ボランティアとの連携 4 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携 5 赤十字ボランティアとの連携	市、都、小金井警察署、国分寺消防署、日赤東京都支部、赤十字奉仕団、防災推進地区、自治会等

第1節 災害に強い人づくり

◆ 計画の主旨

- 地域社会を構成する市民、職員等への防災知識の普及、啓発を図り、日頃から災害予防活動を実践する人材を育成する。
- 地域の防災活動や災害ボランティア活動を推進するリーダーを計画的に育成する。
- 防災知識の普及等を推進する際には、性別や年齢、国籍による視点の違いや性的マイノリティなどに配慮し、防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

◆ 計画の内容

1 市民による自助の備え

- 市民等は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 感震ブレーカーを設置することによる電気機器からの出火防止
 - (3) 消火器、住宅用火災警報器など防災用品の準備
 - (4) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散・落下防止
 - (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
 - (6) 水（1日一人3リットル目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
 - (7) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
 - (8) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
 - (9) 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
 - (10) 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低3日間分、推奨1週間分）
 - (11) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - (12) 市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
 - (13) 自治会・町内会等が行う、地域の防災訓練への参加
 - (14) 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
 - (15) 災害発生時に備え、避難場所及び避難経路等の確認、点検並びに適切な情報収集方法の確認
 - (16) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与
 - (17) 外出先で帰宅困難者になった場合の行動に関するルールや必要な備えの確認

◆ 「国分寺市民の防災に関する市民意識調査報告書」（令和6年3月・国分寺市）P4～7より抜粋

（3）物資の備蓄状況

- トイレの備蓄については、「準備していない」人が46.8%と最も多く、ついで「1～3日分」が30.4%となった。
- 簡易トイレ等の備蓄がなくなると、「近くの避難所等に設置された仮設トイレやマンホールトイレを利用しに行く」が30.7%と最も多く、ついで「近くの公園や公共施設にトイレを借りに行く」が17.1%となった。「簡易トイレ等を市から配布してもらう」も含む3回答の合計は、5割を超えた。
- 飲料水については、「1～3日分」の備蓄が44.3%と最も多く、ついで「4～6日分」（22.9%）、「7日以上」（18.3%）となった。「準備していない」は14.5%だった。
- 飲料水の備蓄が不足した場合、「給水所・配水所に取りに行く」が圧倒的に多く、64.2%となった。「購入できるところを探す」、「知人や近隣住民からもらう」は両者を足して13.5%であった。

- 食料については、「1～3日分」の備蓄が46.7%と最も多く、ついで「4～6日分」（23.8%）、「7日以上」（14.5%）となり、飲料水と近い傾向となった。「準備していない」は15.0%であった。
- 食料の備蓄がなくなった後、「購入できるところを探す」割合は3割程度で、6割近くは市や自衛隊などの救援物資に頼る意向が示された。

（4）物資別の備蓄の有無

- 物資別の備蓄について、義務付けられている「住宅用火災警報器」は備えている割合が80.2%、「消火器」は49.1%であった。日常生活においても活用される「コンロ、コンロ用燃料」、「携帯ラジオ」について、66.2%、67.8%と比較的備えている割合が高くなった。一方、「ロープ」、「土のう袋（給水タイプ含む）」、「ガラス飛散防止器具」については、28.8%、3.9%、14.0%と備えている割合は低くなった。
- 家具の転倒防止器具については、49.1%の回答者が備えていると回答した。

（10）火災防止対策

- 火災防止対策については、「家具の転倒防止を行い、ストーブなどに倒れた家具が接触しないようにしている」と「ブレーカーの落とし方やガスの元栓の占め方の手順を確認し、避難で自宅を離れる際に備えている」が35.8%と最も多く、以下、「暖房器具は、耐震自動消火装置や転倒時に自動でスイッチが切れるものを選んで購入するようにしている」（34.8%）、「安全装置の付いたコンロを選んで購入するようにしている」（33.0%）、「風呂の水を汲み置いて、初期消火に備えている」（27.1%）、「住宅用火災警報器を日ごろから点検し、火災に素早く気付けるようにしている」（22.7%）となった。
- 「何も準備していない」も18.3%存在している。

（16）市に力を入れてほしい防災対策

- 市に力を入れてほしい取り組みについては、「水・食料・毛布などの十分な備蓄」が最も多く79.6%に達し、ついで「停電や電力不足への対策」（65.0%）、「緊急時の警報や避難指示などを伝達する体制や仕組みの強化」（63.1%）、「災害時の医療体制の強化」（50.4%）、「ライフライン施設の耐震性の向上」（48.0%）となった。
- 一方で、「国分寺市民防災推進委員の充実」（4.9%）や「市民防災まちづくり学校の強化」（4.2%）、「防災・減災に関する研修の拡充」（4.2%）のように、市民自らが学び、行動する機会の創出に対する関心は他の項目に比べて低いことがわかった。

2 市民の防災意識の啓発

- 東日本大震災では、改めて「自助」「共助」の重要性が見直された。市民自身が防災に対する意識を高く持ち、日頃から災害に備えることができるような環境を整備する。

◆ 「国分寺市民の防災に関する市民意識調査報告書」（令和6年3月・国分寺市）P4、7より抜粋

（2）地震に対する不安

- 地震に対して不安を感じている人は「強く感じている」、「どちらかというと感じている」を足すと、70%以上となった。
- 市民の不安の理由としては、「ライフラインの供給停止」が47.0%と最も多く、ついで「家族や友人の安全」(43.7%)、「食料・飲料水等の不足」(35.5%)、「建物の被害」(32.8%)、「自分自身の怪我」(27.0%)、「火災の発生」(24.4%)までが20%を超える不安となった。

（14）噴火被害への不安

- 富士山噴火による災害の被災者になるという不安は、「強く感じている」、「どちらかというと感じている」を足すと41.6%、「どちらかというと感じていない」、「感じていない」を足すと58.4%となり、やや感じていない市民が多いことがわかった。

（15）火山灰による被害に対する心配

- 降灰に対する心配については、「降灰による健康被害」が最も高く68.4%、ついで「上水道の水質悪化、給水停止」(65.2%)、「生活物資の不足」(58.2%)、「電力設備への影響による停電」(57.9%)となった。

（1）防災意識の啓発

市担当課	対策内容
防災安全課 関係課	ア 防災広報の充実 ○ 防災に関するパンフレットを作成・配布し、震災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。 ○ 「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。 イ 地域防災計画の普及・充実 ○ 市民にも理解しやすい概要版を作成する。 ○ 地域防災計画全文及び概要版をホームページに掲載する。 ○ 地域防災計画を修正した場合は、修正した箇所及び各種対策等を市民に周知する。 ○ 自治会・町内会、市民防災組織との懇談会を実施する。 ウ 防災関連資料の作成、普及 ○ 国分寺市防災・ハザードマップの作成、配布を行う。 ○ 市民、事業所向け防災資料を作成し、市と連携した防災活動を図る。 ○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。 エ 防災イベントの開催 ○ 市と市民防災組織の協働イベントの実施を企画する（地震経験のシンポジウム等）。

市担当課	対策内容
	○ 市民主催の防災イベントに対する支援を行う。 ○ 防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会を実施する。
防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 市や関係機関が実施する防災意識啓発活動に協力し、地域住民に普及啓発する。

(2) 家庭における予防対策の推進

市担当課	対策内容
防災安全課	○ 防災に関する市民意識調査結果を踏まえて、各家庭の備蓄の充実を広報する。 ○ 防災パンフレットや市報、ホームページを活用して家庭で実施できる予防対策に関する情報を提供する。 ○ 家具の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止等の対策を広報する。 ○ 設置から10年が経過した住宅用火災警報器の交換を呼びかける。 ○ 電気を要因とする出火防止のため感震ブレーカーの設置を呼びかける。 ○ 家族の連絡方法について広報し、訓練を呼びかける。 (例) 災害伝言ダイヤル「171」の体験利用実施日 ▶ 毎月1日、15日 00:00～24:00 ▶ 正月三が日(1月1日 00:00～1月3日 24:00) ▶ 防災週間(8月30日 9:00～9月5日 17:00) ▶ 防災とボランティア週間(1月15日 9:00～1月21日 17:00)
防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 市が実施する家庭における予防活動に協力し、地域住民に普及啓発する。

(3) 各機関がとる市民の防災意識啓発のための取り組み

実施主体	対策内容
小金井警察署	○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 ○ 大地震発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
国分寺消防署	○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導 ○ ホームページ掲載やSNS、消防アプリ等による広報の実施 ○ 関係団体と連携した効果的な防災啓発活動の展開 ○ 消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発

実施主体	対策内容
	○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する助言指導を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 風水害等に関する知識の普及と備えの指導 ○ 救急相談センター（＃７１１９）及び東京版救急受診ガイド（web）による救急相談の普及啓発 ○ 市民、事業所等の地域の防災に関する取り組みに対し、優良で他の模範となる事例における「地域の防火防災功労賞」制度を活用した防災意識の普及啓発 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
NTT東日本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言版（Web 171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル１７１等の利用方法等の紹介 ○ 事前設置型災害時公用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
東京ガスグループ	○ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページへの掲載 ○ 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○ 防災・安全に関する取り組み対策紹介
東京電力パワーグリッド 立川支社	○ ホームページ・携帯サイトでの停電情報、地震情報、災害時マップの提供 ○ 家庭用分電盤の定期的な取り換えや感震ブレーカーの設置等災害に備えた電気安全チラシの作成、配布 ○ 総合防災訓練の展示ブース等での上記電気安全のご案内
防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 各機関が実施する防災意識啓発活動に協力し、地域住民に普及啓発する。

3 防災教育・研修の推進

（１）市が実施する防災教育

市担当課	対策内容
防災安全課 関係課	ア 市民防災まちづくり学校の充実 ○ より多くの市民が参加できる日程、受講方法を検討する。 ○ 防災まちづくり推進地区以外の自治会・町内会等に参加を要請する。 ○ HUG（※）等のワークショップ型の震災シミュレーションをプログラムに多く取り入れ、より実践的な防災力の習得を目指す。 イ 各課の事業における防災講座の開催 ○ 各課の事業として利用者や一般市民向けに防災に関する講座を開催する。 （例）親子ひろばを活用した乳幼児を持つ家族向けの防災講座

市担当課	対策内容
	公民館事業としての地域の防災講座 避難行動要支援者の適切な避難誘導を学ぶ講座 ウ 学校等における防災教育、訓練の実施 ○ 学校、地域の特性及び児童生徒の発達段階に応じた防災教育の推進 ○ 「地震と安全」（東京都教育委員会）「3・11を忘れない」（東京都教育委員会）「つなみ」（文藝春秋）等、防災教育補助教材を活用した指導を工夫して実施する。 ○ 避難訓練に登校時や休み時間、放課後等の授業以外の場面に行い、災害時に自ら考え行動できる態度を身に付ける。 ○ 総合的な学習時間における高齢者体験や福祉体験、自校の特別支援学級との交流活動、地域と連携した防災訓練等をとおして児童・生徒が「共助」における役割を考えるようにする。 ○ 児童・生徒が、備蓄倉庫の食料を食する機会をもち、災害時にはどのような食事で生活しなければならないかを感じさせる。 ○ 私立学校の防災教育及び災害対策について把握し、連携した防災教育、訓練を検討する。 ○ 各家庭における地震時の身体防護・出火防止・避難場所・安否確認等の徹底を図るための防災教育を推進する。 エ 図書館における防災コーナーの常設 ○ 防災意識を継続して保つことを目的とした防災に関する書籍を集めた防災コーナーを常設する。 オ その他の取り組み ○ 関東地方測量部、都と連携した自然災害伝承碑の取り組みを推進する。 ○ 都と連携し、「東京防災」「東京くらし防災」「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を行う。
防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 市が実施する防災教育活動に協力し、地域住民に参加の呼びかけ等を行う。

※ HUG（ハグ）・・・避難所運営ゲームの略。避難所で起こり得る状況の理解と適切な対応を学ぶために行う。

（2）各機関がとる防災教育の取り組み

実施主体	対策内容
国分寺消防署	○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進 ○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練等の実践的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナーを活用した体験訓練の実施 ○ 市民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 特別支援学級等における宿泊防災訓練の実施 ○ 都立高等学校（安全教育推進校）に対する集中的な初期消火、救出救

実施主体	対策内容
	助訓練や上級救命講習等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 ○ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 市民、事業所等の地域の防災に関する取り組みに対し、優良で他の模範となる事例における「地域の防火防災功労賞」制度を活用した防災意識の普及啓発 ○ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実
防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 消防署が実施する防災教育活動に協力し、地域住民に参加の呼びかけ等を行う。

4 防災リーダー等の育成

(1) 防災推進委員等の防災力向上

市担当課	対策内容
防災安全課	○ 防災推進委員に防災に関する最新の情報を提供する。 ○ 「こくぶんじ市民防災だより」や「防災推進委員事務局通信」を活用して市の防災対策を各推進委員に周知する。 ○ 防災推進委員会事務局会議などで、市の防災対策を広報する。 ○ 防災まちづくり学校修了者が発災後に可能な範囲で地区防災センターや避難所で活動できるよう、情報提供や訓練参加の呼びかけを行う。
防災推進委員会	○ 防災推進委員会の組織力を活かし、各推進委員の防災力向上のための取り組みを行う。

(2) 各組織における防災リーダーの育成

実施主体	対策内容
防災安全課 関係課 少年野球連盟	○ 少年野球チームを始めとする平時から学校を利用している社会教育団体と協定を締結し、災害時における初動要員の補助的な役割を担ってもらえる態勢を構築する。またこれら団体に関わる若い世代が地域の防災リーダーになれるように、防災まちづくり学校への参加呼びかけや、個別研修会等を開催する。 ○ 自主防災組織や事業所に対し、市民防災まちづくり学校や防災に関する講演会・講習会の紹介及び参加の呼びかけを行う。 ○ 各防災まちづくり推進地区における防災リーダーを増やすため、市民防災まちづくり学校への受講を積極的に呼びかける。 ○ 防災まちづくり推進地区以外の自治会・町内会等が防災まちづくり推進地区になることを目指し、地域住民に防災まちづくり学校への参加を呼びかける。 ○ 自治会・町内会等がない地域が、市民防災組織を形成することを目指し、地域住民に防災まちづくり学校への参加を呼びかける。

国分寺消防署	○ 市民、市民防災組織のリーダーや事業所の防災担当等が、防災に関する知識や消火・応急救護などの技術、実践的な行動力を身につけるため都民防災教育センター等によるリーダーの育成を推進する。

(3) 防災ボランティアの参加、育成の促進

市担当課	対策内容
防災安全課 関係課	○ 東京消防庁の災害時支援ボランティアや都の語学ボランティアなど各種ボランティア制度を紹介し、登録を勧奨する。
防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 市が実施する各種ボランティア制度の普及活動に協力する。

5 職員の育成

(1) 災害時行動マニュアルの作成

市担当課	対策内容
全課	○ 各施設における消防計画をもとに、震災時における行動マニュアルを作成する。 ○ 地域防災計画に基づく各種マニュアルを作成する。 (市民対応窓口、帰宅困難者対応、避難行動要支援者安否確認、応急危険度判定実施、保護者引渡までの児童生徒の保護 等)

(2) 職員研修・訓練の充実

市担当課	対策内容
全課	○ 新任・職場・幹部研修等における防災研修を実施する。 ○ 職員を対象とした普通救命講習を実施する。 ○ 震災時における行動マニュアルに基づく訓練を定期的の実施し、役割分担を確認するとともに、マニュアルの実効性を高める。

第2節 防災組織づくり

◆ 計画の主旨

- 市民、事業所、民間団体等、それぞれの状況に応じた防災組織を育成するとともに、組織間の交流を促進し、災害時の協力体制を整える。
- 防災まちづくり推進地区の拡充と合わせて、自治会・町内会等による地区本部の設置と活動を支援する体制を確立する。

◆ 「国分寺市民の防災に関する市民意識調査報告書」（令和6年3月・国分寺市）P6、7より抜粋

(11) コミュニティ

- 災害時に協力し合うコミュニティについて、55.0%が「所属する町会・自治会員」と協力し合うと回答があり、日頃からの様々なやり取りや顔の見える関係であることが最も強い理由（57.3%）となった。
- 「家族や自分の勤める職場の同僚」が52.2%と高く、こちらは圧倒的に日頃からの様々なやり取りや顔の見える関係であることが理由（77.4%）であった。
- 「家族や自分の通う学校や幼稚園等の知り合い」や「自分自身の趣味等の知り合い」は約3割の回答者が協力し合うと答えているが、日頃からの様々なやり取りや顔の見える関係であることが理由となった回答が8割を超えた。
- 「マンションの管理組合員」は26.4%が協力し合うと回答しているが、その理由は、日頃からの様々なやり取りや顔の見える関係であることが37.8%、普段から防災訓練・防災教育を行っていることが29.2%となっている。

1 市民防災組織の役割ととるべき措置

- 市民防災組織は、「自らのまちは自らが守る」という観点に立ち、次の措置をとることが必要である。
 - (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - (2) 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
 - (3) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
 - (4) 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

2 市民の防災体制

(1) 防災まちづくり推進地区の充実

市担当課	対策内容
防災安全課	○ 最終的に市域全体が防災まちづくり推進地区になることを目標として、防災まちづくり推進地区の発足に対して積極的に支援する。 ○ 既存の防災まちづくり推進地区に対して最新の防災情報を提供し、活動が発展するための支援を行う。 ○ 他の防災推進地区の活動を知り、自分の地域にいかすきっかけ作りとして、防災まちづくり推進地区発表会を開催する。 ○ 市報、ホームページ等で防災まちづくり推進地区の活動を市全体に周知し、当該地域に住む市民が新たに参加できるような環境を整備する。

防災安全課 防災推進委員会 防災推進地区	○ 防災まちづくり推進地区の発足に、防災推進委員が中心的な役割を果たせるように、既存の防災まちづくり推進地区の活動内容を各委員に周知する。 ○ 防災推進地区以外に居住する市民が防災推進委員になった場合は、防災に関する情報（事務局通信含む）の提供や防災推進委員を増やすための支援を行う。

（２）自治会・町内会等の防災組織づくり

市担当課	対策内容
防災安全課 地域共生推進課 協働コミュニティ課	○ 自治会・町内会連絡会を通して、防災組織作りを進める。 ○ 都が実施する「防災隣組」事業について広報する。 ○ 日常生活で構築しているコミュニティを安否確認や避難生活などの防災の共助活動にいかすことについて広報する。

（３）地区本部の設定

- 災害発生時に市民による「地区本部」を設置し、「市災害対策本部」や「地区防災センター」とともに応急対策を実施する「三層の活動体制」を確立する。
- 地区本部では、発災直後は地域の被害状況の集約や安否確認の拠点として、その後は在宅避難者の支援拠点を主な機能とする。
- 防災推進地区や、各自治会・町内会等が地区本部を設置し、日頃から活動できる環境を整備する。

市担当課	対策内容
防災安全課 協働コミュニティ課	○ 地区本部の役割について、市報、ホームページ等で広報する。 ○ 自治会・町内会連絡会を通して、地区本部の設置を依頼し、各自治会等の地区本部の設置場所をまとめる。 ○ 地区本部の運営に必要な様式をまとめ、各自治会長に配布する。

（４）各機関がとる市民防災組織強化の取り組み

実施主体	対策内容
小金井警察署	○ 防災対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災に関する各種教養の推進
国分寺消防署	○ 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、市民防災組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、市民防災組織等への指導を実施 ○ 市民防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 市民、事業所等の地域の防災に関する取り組みに対し、優良で他の模範となる事例における「地域の防火防災功労賞」制度を活用した防災意識の普及啓発
都水道局	○ 消火栓及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、市及び市民防災組織等が自主的に行う応急給水の支援
防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	○ 関係機関の各種活動に積極的に関わり、地域の防災力の向上を図る。

3 事業所の防災体制

(1) 事業所等の役割ととるべき措置

- 事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ▶ 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
 - ▶ 都の「事業所防災リーダー」制度を活用し、従業員向けに一斉帰宅抑制等の普及啓発を図る
 - ▶ 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安に）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ▶ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - ▶ 組織力を活用した地域活動への参加、市民防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
 - ▶ 東京商工会議所や、東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 市は、市内の大規模事業所等と日頃から防災対策に関する情報交換を呼びかけるとともに、災害時に従業員の一斉帰宅抑制がされた場合等における市の災害対策活動への協力依頼や協定締結について協議を進める。

(2) 事業所等の防災計画づくりの指導

実施主体	市担当課	対策内容
国分寺消防署 事業者	防災安全課	○ 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 ○ 事業所の消火・救出・救護活動能力の向上 ○ 事業所防災計画の作成指導による自主防災体制の充実強化 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 ○ 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び都民を対象とした講習会等の実施 ○ 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 ○ 東京都震災対策条例第11条の都市ガス、電気、通信その他の防災対策上重要な施設に指定された事業所との連携訓練の推進 ○ 都民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及

(3) 自衛防災組織の育成

実施主体	市担当課	対策内容
国分寺消防署 事業者	防災安全課	○ 自衛消防隊の活動状況の把握及び支援を行う。 ○ 危険物施設、高圧ガス・火薬関係の自主防災体制の強化、応援体制の確立及び活動状況の把握及び支援を行う。

(4) 従業員対策の促進

実施主体	市担当課	対策内容
国分寺消防署 事業者	防災安全課	○ 従業員行動マニュアルの作成を指導する。 ○ 事業所ごとに従業員用の備蓄品、宿泊場所等の確保を指導する。 ○ 消防計画、事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

4 民間団体の防災体制

(1) ボランティア組織の強化・充実

実施主体	市担当課	対策内容
市 赤十字奉仕団 国分寺消防署	防災安全課	○ 国分寺消防署と連携し、東京消防庁災害時支援ボランティアの育成を進める。
	地域共生推進課	○ 赤十字奉仕団の育成、強化に務める。
	建築指導課	○ 応急危険度判定員を確保するとともに、震災後の二次災害を防止するため円滑な判定活動ができるよう体制を整備する。

(2) 災害協定の充実

実施主体	市担当課	対策内容
市 協定締結団体 事業者 関係団体	防災安全課 関係課	○ 既締結協定の見直し、担当者情報等の更新、内容の充実を図る。 ○ 包括連携協定団体と防災分野についての個別協定の締結を検討する。 ○ 主に以下の分野での新規協定の締結を進める ▶ 救急救護、応急復旧、災害廃棄物・し尿処理、帰宅困難者対応、車両提供、食料・物資提供、情報発信、被災生活支援、物資拠点運営、避難場所・避難所提供、避難所運営、要配慮者搬送、負傷者搬送、遺体対応、 ○ 燃料確保、LPガス、店舗流通在庫の備蓄、仮設トイレの確保、宿泊施設の利用

(3) 指定管理者の協力

実施主体	市担当課	対策内容
市 指定管理者	防災安全課 契約管財課 関係課	○ 地域防災計画に基づき災害時の活用が規定されている施設の指定管理者は、地域防災計画及び職員行動マニュアルに沿って活動する体制を構築する。 ○ 指定管理者施設の所管課は指定管理者と協力の範囲について予め整理する。

5 組織間の協力体制づくり

(1) 市民組織と行政との協力の促進

実施主体	市担当課	対策内容
市 民生児童委員 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 市民団体 事業者 社会福祉協議会	防災安全課 福祉関係課 学校指導課 協働コミュニティ課	○ 自治会・町内会等と地区防災センターの協力体制づくりを進める。 ○ 高齢者施設等と自治会・町内会等の協力体制づくりと交流の促進を進める。 ○ 保護者以外による児童生徒の引取りについて検討する。 ○ 都と連携し、市民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進する。

(2) 自治会・町内会等と事業所等との協力体制づくりと交流

実施主体	市担当課	対策内容
市 事業者 防災推進地区 自治会等	防災安全課 協働コミュニティ課	○ 事業所従業員の地域活動への参加と協力体制づくりを進める。 ○ 事業所の地域に対する救助資機材等の提供について、協力体制づくりを進める。

(3) 地域における協力の促進

実施主体	市担当課	対策内容
市 防災推進地区 事業者 市民団体 自治会等 国分寺市消防団	防災安全課 協働コミュニティ課	○ 防災推進地区間の交流を行い、協力関係をつくる。 ○ 国分寺市消防団、防災まちづくり推進地区、自治会・町内会等、事業所の交流と協力関係をつくる。

第3節 防災訓練の充実

◆ 計画の主旨

- 地域防災計画をはじめ、防災に関する計画、情報の普及を図り、防災意識の向上と市民、行政の連携体制づくりを進める。
- 各団体、年齢等に応じた実践的な防災訓練を通して、災害時の課題を把握するとともに、実行性のある防災体制を構築する。

◆ 計画の内容

- 市は、地域における第1次の防災機関として災害対策の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平時からあらゆる機会をとらえ、訓練の実施に努める。

(1) 震災対応訓練の充実

実施主体	市担当課	対策内容
市 防災訓練参加機関 市民団体	防災安全課 関係課	○ 災害時の対応計画の実効性の検証の場として、地域住民、関係機関及び協力団体等との実践的かつ効果的な訓練を実施することを主眼において応急対応のテーマ別に「部門別訓練」を実施する。 【実施例】 ▶ 災害対策本部訓練 ▶ 地区防災センター開設運営訓練 ▶ 職員参集訓練 ▶ 罹災証明書発行・交付訓練 ▶ 住家被害認定調査訓練 ▶ 協定団体と連携した地域内輸送拠点開設運営訓練 ▶ ドローン運用訓練 ▶ 民生児童委員等と連携した避難行動要支援者安否確認訓練 ▶ 応急危険度判定員と連携した応急危険度判定実施訓練 ▶ 社会福祉協議会と連携したボランティアセンター開設運営訓練 ▶ 国分寺建設業協会等と連携した道路障害物除去訓練 ▶ 災害廃棄物処理対応訓練 ▶ 国分寺市医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等と連携した災害医療合同訓練 ▶ 国分寺郵便局と連携した医薬品搬送訓練 ▶ 小金井警察署、国分寺市医師会等と連携した検視・検案訓練 ▶ 動物避難所設置運営訓練 ▶ 電機自動車等を用いた給電訓練 ▶ 情報連絡訓練 ▶ ジェイコム東京、FMたちかわと連携した放送要請連絡訓練

実施主体	市担当課	対策内容
		▶ 都水道局と連携した応急給水訓練 ▶ 鉄道事業者と連携した帰宅困難者対応訓練 ○ 「自助」「共助」の防災力向上に主眼をおいた訓練として「防災フェスタ」を実施する。 ○ 地区本部設置運営訓練

(2) 水防訓練の実施

実施主体	市担当課	対策内容
市 国分寺市消防団 国分寺消防署 水防関係機関 市民団体	防災安全課 関係課	○ 梅雨や台風の時期を迎える前に、水災による被害から市民の生命、財産を守るため、各防災関係機関と連携を取りながら、都市型水害を想定した水防訓練を実施する。 ○ 水防活動を十分に行うことができるよう、土のうや水防資器材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。

(3) 地域防災訓練の実施

実施主体	市担当課	対策内容
市 防災推進地区 自治会等 国分寺市消防団 国分寺消防署	防災安全課 関係課	○ 防災推進地区や各自治会・町内会等を単位とする防災訓練の実施を促し、各種訓練を通して地域の防災力の向上を図る。 ▶ 家庭内で行うべき防災対策の確認 ▶ 情報連絡体制、避難経路の確認、初期消火、救出訓練等による近隣居住者間の協力体制の確立 ▶ 各地域間の合同訓練や地域内事業所等と連携した訓練の実施 ▶ 災害初動要員と連携した地区防災センター開設・運営訓練の実施 ▶ 消防署及び消防団、東京消防庁災害時支援ボランティアと協働した消火、応急救護訓練及び救命講習会の実施 ▶ 行政機関、市民防災組織、事業所等による合同防災訓練の推進 ○ 市民が主催するイベントに防災資器材を貸出し、日頃から防災資器材を取扱う環境を整備する。 ○ 防災安全課職員が参加し、市の防災対策や日頃の備えを広報する。 ○ 各種訓練に参加する要配慮者と家族、外国人への支援をする。

● 資料2-1：国分寺市防災資器材貸出要綱

(4) 保育園、学校施設等における訓練の実施

実施主体	市担当課	対策内容
市 学校 保育園	防災安全課 学校指導課 子ども若者計画課 保育幼稚園課 子ども子育て支援課 子育て相談室	○ 園児・幼児、児童生徒の避難誘導訓練 ○ 園児・幼児の保護者引渡訓練 ○ 児童生徒の避難訓練、保護者引渡訓練にあわせた地域住民の避難訓練や初動要員の地区防災センター開設訓練の実施 ○ 施設被害状況調査訓練 ○ 被害状況等連絡訓練 ○ 教職員等の地区防災センター開設運営訓練への参加

(5) 各施設の防災訓練の実施

実施主体	市担当課	対策内容
市 市民	防災安全課 各施設 施設所管課	○ 消防計画に基づく定期的な訓練を実施する。 ▶ 初期消火訓練 ▶ 施設利用者の避難誘導訓練 ▶ 施設被害状況調査訓練 ▶ 市災害対策本部への報告訓練

(6) 東京消防庁による訓練の実施

実施主体	市担当課	対策内容
国分寺消防署	防災安全課	○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実践的な訓練や都民防災教育センターにおける体験施設を活用した訓練の実施 ○ 市民防災組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ 防災関係機関と連携した震災・水防訓練等の実施 ○ 突発的に発生する事故等に対処するため消防職員による以下の訓練を実施 - ア 消防活動訓練 - イ 救出救助訓練 - ウ 救急訓練 - エ 総合訓練 - オ 大規模危険物施設等の対応訓練
防災推進地区 自治会等	防災安全課	○ 消防署が主催する市民防災組織等への訓練に協力し、地域住民に参加を呼びかける。

第4節 ボランティア活動との連携

1 東京ボランティア・市民活動センター、他府県等との連携

- 大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平時より相互に連携を図る。

各 機 関	活 動 内 容
市	○ 社会福祉協議会との役割分担等を定めるように努め、特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所について明確にする。 ○ 社会福祉協議会との連携による市災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。
都生活文化スポーツ局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。 ○ 災害時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保する
東京ボランティア・市民活動センター	○ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアコーディネーターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平時から、市民活動団体等と協働し、市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進する。

2 東京都防災ボランティア等との連携

- 都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。
- 災害時における生活再建に向けた各種施策や被災者ニーズにきめ細かく対応するためには、専門性の高いボランティアの派遣を要請することが想定されるため、市は、日頃から都と連携し、登録ボランティアに関する情報を収集しておく必要がある。

● 東京都防災ボランティアの概要

各 機 関	要 件	活 動 内 容
都生活文化スポーツ局	【語学ボランティア】 一定以上の語学能力を有する者 (満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援

各 機 関	要 件	活 動 内 容
都 都 市 整 備 局	【応急危険度判定員】 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認めた者であって都内在住または在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定
都 都 市 整 備 局	【被災宅地危険度判定士】 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第17条に規定する土木または建築技術者	災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都 建 設 局	【建設防災ボランティア】 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

3 警視庁交通規制支援ボランティアとの連携

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。
- 東日本大震災に伴い実施された計画停電により、信号機滅灯時における避難行動には危険が伴うと不安を感じている市民が多数いることから、市は市民に対する「交通規制支援ボランティア」の周知と登録勧奨を小金井警察署とともに実施する。

● 警視庁交通規制支援ボランティアの概要

機 関	要 件	活 動 内 容
警視庁	警察署の管轄区域内に居住し、または活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	(1) 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器(機)材の搬送及び設置を行う活動 (2) 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 (3) その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

4 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

- 東京消防庁は、平成7年7月から消防活動を支援する専門ボランティアとして、「東京消防庁災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。
- 「東京消防庁災害時支援ボランティア」は、国分寺消防署の指導のもと救出救助訓練や応急救護訓練などを日頃から行っている。発災後の人命救助に関わるこれらの技能を身につけている市民を一人でも多く増やすことで、被害を最小限に食い止めることが可能となる。市は市民に対する「東京消防庁災害時支援ボランティア」の周知及び登録勧奨を国分寺消防署と連携して実施する。
- 国分寺消防署は、応急対策として受入態勢を確立し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動の支援などを要請し連携した活動を推進する。

● 東京消防庁災害時支援ボランティアの概要

機 関	要 件	活 動 内 容
東京消防庁 国分寺消防署	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	1. 災害時 災害時には東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施 2. 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。

5 赤十字ボランティアとの連携

- 主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整のもとに各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。
- 国分寺市赤十字奉仕団は、避難所における炊出しなどの役割が位置づけられている。支援を行う市民を多く確保することで、災害時における様々な活動を展開することが可能となることから、市は市民に対する赤十字奉仕団の活動を周知するとともに、参加を促す。

● 赤十字ボランティアの概要

各 機 関	要 件	活 動 内 容
日赤東京都支部	【東京都赤十字救護ボランティア】 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護ボランティア要請セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	【地域赤十字奉仕団】 地域において組織された奉仕団	災害時には市区町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動の実施
	【特別赤十字奉仕団】 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	【赤十字個人ボランティア】 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

第2章 災害に強い都市づくり

- 災害に強い都市は、市民生活の基礎となる都市基盤整備が防災の視点で進められることが大切である。
- 災害に強い都市構造のあり方を明らかにするとともに、道路、公園等の基盤整備と併せて、建物の防災性能の向上を図り、災害に強く安全な都市づくりを進める。
- 農地、緑地等の自然環境や地形等の自然条件に留意し、自然を有効に活用した都市づくりを進める。

節	項目	実施主体
第1節 安全な市街地の形成	1 防災都市づくりの推進 2 市街地の基盤整備 3 所有者不明土地への対応 4 道路・橋梁、鉄道の整備 5 事前復興対策の推進	市、都、ＪＲ東日本、西武鉄道
第2節 ライフライン施設の安全化	1 上水道 2 下水道 3 電力 4 ガス 5 通信 6 清掃施設	市、都、小金井警察署、東京電力パワーグリッド立川支社、東京ガス東京西支店、ＮＴＴ東日本
第3節 エネルギー確保の多様化による都市機能の維持		市、都、国
第4節 都市空間の確保	1 防災に関連する計画 2 公園等の整備 3 緑化の推進 4 農地・緑地の保全 5 ヘリサインの設置	市、都、国分寺消防署、ＪＡ東京むさし、市民、農業者、事業者、防災推進地区、自治会等
第5節 建築物の耐震性強化	1 公共建築物等の地震対策 2 戸建て住宅・マンション等の耐震対策 3 空き家対策	市
第6節 ブロック塀・落下物等対策	1 公共施設の安全対策 2 民間施設の安全対策 3 屋外施設の安全対策	市、国分寺消防署、市民
第7節 災害危険地域対策	1 木造建物密集地に関する対策 2 土砂災害に関するソフト対策	市、市民
第8節 長周期地震動対策の強化	1 建築物所有者等の対策の推進 2 室内の安全確保	市、都、国分寺消防署
第9節 マンション防災の推進	1 マンション居住者への啓発 2 マンション管理組合等への活動支援 3 様々な取組を連携させたマンション防災力の向上	市、都、市民、マンション管理組合、不動産会社等

第1節 安全な市街地の形成

◆ 計画の主旨

- 都市計画マスタープランの推進や安全な市街地の整備を進める。
- 道路・橋梁、鉄道施設の耐震性の強化や安全対策を進める。

◆ 計画の内容

1 防災都市づくりの推進

- 平成28年2月に改定された「国分寺市都市計画マスタープラン」では、地域活動やコミュニティ形成、防災活動の中心的な役割を担う公共施設が一定程度集積する一帯を「地域中心核」として位置づけ、それぞれの地域の特性を踏まえて、それぞれに個性と魅力あるまちをつくることを定めている。
- この「地域中心核」を基本として防災都市づくりを推進する。

実施主体	市担当課	対策内容
市	まちづくり計画課 まちづくり推進課 建築指導課 建設事業課 下水道課	○ 都市計画道路の整備 ○ 延焼遮断帯となる道路沿道の不燃化の促進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 ○ 「地震に関する地域危険度測定調査報告書（都都市整備局）」や「東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（東京消防庁）」に基づく地域の特性を踏まえた対策の検討 ○ まちづくり条例による民間開発の規制誘導 ○ 雨水浸透施設設置促進等による雨水流出抑制対策の推進 ○ 無電柱化の推進

表2-1：国分寺市都市計画マスタープラン（平成28年2月）による地域中心核

地域	地域中心核を形成する一帯
本町・本多地域	第七小学校、第二中学校、本多公民館・図書館、本多児童館⇄国分寺駅北口再開発ビルの一帯
南町・東元町地域	第一小学校、もとまち公民館・図書館⇄本町・南町地域センターの一帯
東恋ヶ窪地域	市民スポーツセンター、けやき運動場、けやき公園⇄第三小学校⇄北の原地域センターの一帯
西恋ヶ窪地域	第九小学校、恋ヶ窪公民館・図書館、市民室内プール、生きがいセンターこいがくぼの一帯
泉町・西元町・東元町地域	泉町公園（武蔵国分寺公園）、第四小学校⇄第四中学校、武蔵国分寺僧寺跡の一帯
新町・北町・並木町地域	第六小学校、第五中学校、並木公民館・図書館、しんまち児童館⇄北町地域センターの一帯⇄都立国分寺高校の一帯
戸倉・東戸倉・富士本地域	国分寺市役所、第一中学校⇄第十小学校、福祉センターの一帯
日吉町・内藤地域	内藤地域センター⇄第五小学校の一帯
高木町・西町地域	第八小学校⇄西町地域センター、西町プラザ⇄第三中学校の一帯

地域	地域中心核を形成する一帯
	帯
光町・西町地域	第二小学校、光公民館・図書館、子ども家庭支援センター⇄ひかりプラザの一帯

※ 平成28年2月で公共施設として位置づけられていない施設は除く

※ 策定当時と名称が変更となっている施設は、現在の施設名に変更している

2 市街地の基盤整備

- 国分寺市総合ビジョン（平成29年3月）では、実行計画23「市街地整備」として、国分寺駅、西国分寺駅、国立駅（北口）、恋ヶ窪駅の整備の推進を定めている。
- 西国分寺駅北口は防火地域指定の見直しや耐震化、基盤整備等により、駅前の防災機能を総合的に高める。
- 西国分寺駅前以外においても防災機能を有する広場の整備を目指し、これらの広場を拠点とした活動を通じて、コミュニティの共助機能を強化し、エリアマネジメントや防災活動を担う組織の立上げを目指す。

実施主体	市担当課	対策内容
市	まちづくり計画課 まちづくり推進課 駅周辺整備課	まちに活気をもたらすこと、また快適で利便性の高い都市生活を営むことができ、誰もが安全・快適に暮らすことができるよう、鉄道駅（国分寺駅、西国分寺駅、国立駅、恋ヶ窪駅）を中心とした一帯における拠点の整備 ○ 国分寺駅北口再開発事業 国分寺のランドマークとしてふさわしい都市景観と都市機能の創出 ○ 西国分寺駅北口地区周辺まちづくり事業 西国分寺駅北口駅前やその周辺における立地特性をいかしたまちなみの形成、及び魅力ある都市生活をもたらす拠点づくり ○ 都市計画法及びまちづくり条例の運用事業 地域の特性をいかした市民主体のまちづくりとして、計画的な土地利用や良好な居住環境の創出を推進

3 所有者不明土地への対応

- 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

4 道路・橋梁、鉄道の整備

- 『国分寺市総合ビジョン（令和3年3月）』では、分野「くらし・環境」、施策25「道路」の中心事業として、国3・4・12号線及び国3・4・1号線の整備等について定めている。都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する最も基本的な基盤施設であり、また、避難・救援路として、防災の観点からも極めて重要な施設である。

(1) 国分寺市の都市計画道路の整備状況

本市においては、都市計画道路の整備率が約 22%（令和 2 年 4 月時点）と都内市区町で 2 番目に低い状況であり、更なる事業推進が必要である。

表 2-2：現在事業中の主な都市計画道路（国分寺市）

路線名	区間	事業者	延長（m）
国 3・4・12 号線	国分寺市本町三丁目～国分寺市本多二丁目	国分寺市	335
国 3・2・8 号線	府中市武蔵台三丁目～国分寺市東戸倉二丁目	東京都	2,530
国 3・4・6 号線	国分寺市東恋ヶ窪三丁目～国分寺市西恋ヶ窪一丁目	東京都	470
国 3・4・10 号線	国分寺市東戸倉二丁目～国分寺市北町一丁目	東京都	250

・国 3・4・12 号線

本路線は、本市が事業主体となる路線であり、国分寺駅北口へのアクセス性の向上はもとより、周辺地域の防災性の向上等を図るため、重要な都市計画道路である。平成 29 年 3 月に事業認可を取得後、平成 29 年 6 月に用地説明会を開催し、用地取得を進めている。

・国 3・2・8 号線

本路線は、多摩地域における南北の幹線道路の一つであり、都立多摩総合医療センターへのアクセスの向上など、地域の防災力を高める上でも重要な都市計画道路である。平成 29 年 3 月には、一部区間（多喜窪通り～国 3・4・6 号線）が交通開放された。引き続き、残る区間の開通に向けて、事業主体の東京都と連携して取り組んでいく。

・国 3・4・6 号線

本路線は、西武国分寺線と交差し、市内東西方向の道路ネットワークの主軸であり、防災の観点からも重要な都市計画道路である。引き続き、事業主体の東京都と共に早期完成に向けて取り組んでいく。

(2) 国分寺市における都市計画道路の整備方針

東日本大震災の発生など、首都東京を取り巻く環境や社会経済情勢が大きく変化している中、より効率的な道路整備とするため、本市を含む 26 市 2 町と東京都・特別区が共に連携して『東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（平成 28 年 3 月）』を策定した。計画では、必要性が確認された都市計画道路の中から、平成 28 年度からの 10 年間で優先的に整備すべき路線として、「優先整備路線」を選定している。

表 2-3：都施行優先整備路線（国分寺市内）

路線名	区間	延長（m）
国 3・4・3 号線	国分寺市南町三丁目～国 3・4・18 号線	440
国 3・4・6 号線	国 3・4・12 号線～国分寺市東恋ヶ窪三丁目	470
国 3・4・11 号線外	府中 3・2・2 の 2 号線付近～国 3・4・4 号線付近	1,180

出典：東京都「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画） 平成 28 年 3 月」

表 2-4：市施行優先整備路線（国分寺市内）

路線名	区間	延長（m）
国 3・4・1 号線	都道 133～国 3・4・11 号線	80
国 3・4・2 号線	国 3・4・3 号線～国 3・4・11 号線	370
国 3・4・4 号線	国分寺市南町一丁目～小金井市境	240
国 3・4・7 号線	国 3・4・16 号線～国立市境	430
国 3・4・12 号線	国分寺駅北口再開発事業区域境～国 3・4・6 号線	310
国 3・4・16 号線	国 3・4・9 号線～国 3・4・10 号線	690

出典：東京都「東京都における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画） 平成 28 年 3 月」

・国 3・4・11 号線 外

本路線は、現在の国分寺街道に歩道がなく、自転車や歩行者の通行が危険な状況等を改善するとともに、周辺地域の防災性の向上を図る上でも重要な都市計画道路である。平成 28 年 2 月に事業主体である東京都が事業概要及び測量説明会を開催し、平成 31 年（令和元年）3 月から事業が開始された。本市においては、国分寺街道及び国 3・4・11 号線周辺地区まちづくりの検討をまちづくり条例に基づいて行っており、東京都の道路整備と連携して取り組んでいく。

（3）橋りょうの安全性の確保

老朽化等が進む橋りょうの安全性を確保するため、「国分寺市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき定期的に点検・診断を実施し、必要に応じて補修工事を実施していく。

（4）鉄道施設の耐震性の強化

鉄道事業者は、鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進する。

J R 東日本では、阪神淡路大震災をうけて、急激に大きな被害が生じるせん断破壊先行型の高架橋・橋脚の耐震補強を実施し、以後引き続き、強い地震動で被害の生じるおそれのある境界型・曲げ破壊先行型の高架橋の耐震補強対策を実施しており、市内の J R 武蔵野線高架部が致命的な被害が発生しないように対策を進めている。

なお、鉄道事業者は、東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画を作成し震災時の安全性の確保に努める。

5 事前復興対策の推進

- 復興まちづくり計画策定の手順の確認を含めた事前検討、復興訓練の実施等、迅速な都市復興への取組を行う。

第2節 ライフライン施設の安全化

◆ 計画の主旨

- ライフライン施設の耐震化や安全対策を進める。

◆ 計画の内容

1 上水道

- 水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。

実施主体	市担当課	対策内容
都市	防災安全課 下水道課	○ 震災時における安定的な給水の確保のため、浄水所等の水道施設の耐震化の推進 ○ 耐震継手管への取替えの前倒しを実施 ○ 特に重要な幹線などのバックアップ機能の更なる強化 ○ 自家発電施設の設置・強化による電力の自立化 ○ 浄水所の施設の点検 ○ 事業継続計画（BCP）の策定 ○ 都水道局と市給水班の役割分担の明確化 ○ 給水車による飲料水の供給優先順位の整理

2 下水道

- 施設の耐震化やマンホール浮上抑制対策の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

実施主体	市担当課	対策内容
市	下水道課	○ 下水道施設の耐震化：H20～28 ○ 事業継続計画（BCP）の策定 ○ 復旧活動における他自治体間支援体制の整備 ○ 災害復旧用資機材の整備 ○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化などについて、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホールの浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進
都	下水道課	○ 水再生センター、ポンプ所等の耐震化を推進 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ 市と連携した応急復旧体制を強化・充実 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携

実施主体	市担当課	対策内容
市 都	環境対策課	○ 被害想定に基づく、し尿処理計画の策定 ○ 都下水道局流域下水道本部との協定に基づく北多摩二号水再生センターへのし尿搬入について、連絡体制の構築

3 電力

実施主体	市担当課	対策内容
東京電力パワーグリッド立川支社	防災安全課	○ 電力設備の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、次の諸施策を重点に防災対策を推進 (1) 防災体制の確立 ▶ 非常災害の情勢に応じた態勢区分の確立 ▶ 災害対策組織の編成 ▶ 各防災機関との協調 ▶ 事業継続計画（BCP）の策定 (2) 災害予防対策 ▶ 各種災害（雪害・雷害・地震など）に対する諸施策の実施 ▶ 定期的な巡視・点検などによる不具合箇所の改修 ▶ 応急復旧資機材の確保 (3) 大規模停電発生時の復旧方法などの検討
市	防災安全課 公共施設マネジメント課	○ 災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進 ○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における電力確保策の実施
市 小金井警察署	防災安全課	○ 停電時における交通安全や治安維持に関する連携体制の強化
事業者 国分寺消防署	防災安全課	○ 一定規模以上のとう道・共同溝等については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項について届け出を義務付け情報を把握 ○ 非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届け出の添付 ○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成指導

4 ガス

実施主体	市担当課	対策内容
東京ガスグループ ガス事業者	防災安全課	○ ガス設備の耐震化と供給継続性向上 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 災害時における LP ガスの活用を促進
事業者 国分寺消防署	防災安全課	○ 一定規模以上のとう道・共同溝等については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項について届け出を義務付け情報を把握 ○ 非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届け出に添付 ○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導

5 通信

実施主体	市担当課	対策内容
N T T 東日本	防災安全課	○ 社員の安全確保と防災業務実施のための防災教育の推進 ○ 年 1 回以上の防災訓練の実施 ○ 総合防災訓練への参加 ○ 電気通信設備の防災設計 ○ 災害時の電気通信システムの確保 ○ 電気通信システムに関するデータベース等の防災化 ○ 重要通信の確保 ○ 災害対策用機器及び車両等の配備 ○ 災害対策用資機材等の確保と整備 ○ 設備事故の防止 ○ 事業継続計画（BCP）の策定 ○ 震度 7 クラスの地震においても機能を維持する設備構築 ○ 非常用電源の長時間化 ○ 通信網の多ルート・中継拠点分散化
事業者 国分寺消防署	防災安全課	○ 一定規模以上のとう道・共同溝等については、東京都火災予防条例で消防活動上必要な事項について届け出を義務付け情報を把握 ○ 非常用施設の設置、出火防止に関すること等について、届け出に添付 ○ 東京都震災対策条例第 10 条及び第 11 条に基づく事業所防災計画の作成指導

6 清掃施設

実施主体	市担当課	対策内容
市	環境対策課	○ 施設の点検、耐震性の強化 ○ 震災対策マニュアルの作成 ○ 事業継続計画（BCP）の策定

第3節 エネルギー確保の多様化による都市機能の維持

◆ 計画の主旨

- 東日本大震災により、エネルギー需要抑制の必要性が浮き彫りとなった。今回の電力供給不足が生活様式の転換につながると言われている。また、エネルギー源の多様化・分散化・自立化を図る必要性が出てきている。

◆ 計画の内容

実施主体	市担当課	対策内容
市	まちづくり計画課	○ 住宅用太陽光発電機器等の設置補助の推進や災害時に非常用電源としても有効な家庭用燃料電池等の導入を支援する。 ▶環境基本計画の見直しにあたり、エネルギー施策を検討する。 ▶「国分寺市ゼロカーボン行動計画」の施策を推進する。 ○ 電気自動車（EV）を含めた ZEV の普及を推進する。 ▶ZEV の普及に向けた情報提供を行う。 ▶電気自動車（EV）の給電設備の設置を促進する。 ○ 都市開発と連動したコージェネレーション等の導入等、自立・分散型電源の確保を促進する。
市	契約管財課 公共施設マネジメント課 教育総務課 関係課	○ 市の施設の建て替えなどの際は、太陽光発電システム、非常用発電設備等の電源確保に係る設備の設置を検討する。
市都	防災安全課	○ 災害でも自宅内で生活を続けられる住まいづくりのため、都と連携してコージェネレーション等の自立分散型エネルギーの導入を支援し、集合住宅については、災害時においても住宅内で生活を続けられる機能を備えた共同住宅の情報提供や普及促進を図る。 ○ マンションの防災力向上のため、都が実施する「集合住宅を対象とした電気自動車の充電設備導入促進事業」の周知を支援し、非常時における電源の確保について普及を図る。 ○ 電気やガスなど、エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連携体制を強化する。 ○ 事業者や市民が所有する電気自動車（EV）等を活用して公共施設に電源を供給する電力供給ネットワークの構築について検討する。

第4節 都市空間の確保

◆ 計画の主旨

- オープンスペースに関連する各計画に防災の視点を導入し、災害時の有効活用を図る。
- 都市生活の基本となり災害に有効な公園の整備と、延焼防止に有効な施設の緑化を進めるとともに、農地や緑地について、防災機能を評価した保全施策を講ずる。

◆ 計画の内容

1 防災に関連する計画

実施主体	市担当課	対策内容
市	関係課	(1) 防災の視点に基づく各種計画の推進 ○ 都市計画マスタープラン、緑の基本計画、農業振興計画等
市 農業者 事業者 JA東京むさし 防災推進地区 自治会等	防災安全課 緑と公園課 経済課	(2) オープンスペースの災害応急対策利用 ○ 各公園緑地の災害時利用の具体化 ○ 農地、駐車場等の災害時利用の検討 (例) 地区本部等、地域住民による災害時の活動拠点 地区防災センターから離れた地域内における臨時応急給水車による給水拠点

2 公園等の整備

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課 緑と公園課	(1) 公園不足地域における整備 ○ 西地区における隣接市避難場所利用の調整 ○ 街区公園などの整備（公園空白地区における公園の整備）
市 防災推進地区 自治会等	防災安全課 まちづくり計画課 緑と公園課	(2) 公園の防災利用の推進 ○ 防災備蓄倉庫、災害用トイレ等の整備 ○ 公園サポート事業による地域のコミュニケーションづくり ○ 公園周辺の自治会等との協定に基づく公園内の防災設備の活用

3 緑化の推進

実施主体	市担当課	対策内容
市	緑と公園課 道路管理課 まちづくり計画課 各施設	(1) 公共施設の緑化の推進 ○ 屋上、壁面緑化の推進 ○ 街路樹、道路緑化の推進
市 市民	緑と公園課	(2) 民有地の緑化推進 ○ 生け垣化の促進 ○ 緑化推進に関する啓発事業・活動等の実施

4 農地・緑地の保全

実施主体	市担当課	対策内容
市 農業者 市民 JA東京むさし	まちづくり計画課 経済課 防災安全課	(1) 農地の保全と防災利用 ○ 防災農地の指定の促進 ○ 生産緑地の保全と追加指定 ○ 農業体験農園、市民農園の整備と普及 ○ 農業公園の整備 ○ 継続的営農のための制度の検討 ○ 市民の協力による農地保全
市 市民	緑と公園課 防災安全課	(2) 緑地の保全と防災利用 ○ 市民の協力による樹林地等の保全 ○ 樹林地、屋敷林、雑木林等の災害時利用のルールづくり

5 ヘリサインの設置

実施主体	市担当課	対策内容																																
都	防災安全課 公共施設マネジメント課 教育総務課	○ 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示している。 ○ 市は、市立小中学校の校舎屋上にヘリサインを設置しており、今後維持管理に努めるとともに、未設置対象物への設置を推進する。 ○ 市内のランドマークとしての事業所等の著名な建物に対し、ヘリサインの設置協力を推進する。 ヘリサイン設置一覧対象物（令和6年12月現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>対 象 物</th><th>所 在</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都立高校</td><td>国分寺高校</td><td>新町3-2-5</td></tr> <tr> <td rowspan="3">市立中学校</td><td>第一中学校</td><td>戸倉2-6</td></tr> <tr> <td>第二中学校</td><td>本多1-2-17</td></tr> <tr> <td>第三中学校</td><td>高木町2-11</td></tr> <tr> <td rowspan="5">市立小学校</td><td>第四小学校</td><td>西元町1-8-1</td></tr> <tr> <td>第五小学校</td><td>日吉町1-30</td></tr> <tr> <td>第六小学校</td><td>並木町2-1</td></tr> <tr> <td>第七小学校</td><td>本多1-2-1</td></tr> <tr> <td>第九小学校</td><td>西恋ヶ窪4-12-6</td></tr> <tr> <td>大学等</td><td>東京経済大学</td><td>南町1-7-34</td></tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td><td>国分寺消防署</td><td>泉町2-2-3</td></tr> <tr> <td>国分寺市役所</td><td>泉町2-2-18</td></tr> </tbody> </table>	区 分	対 象 物	所 在	都立高校	国分寺高校	新町3-2-5	市立中学校	第一中学校	戸倉2-6	第二中学校	本多1-2-17	第三中学校	高木町2-11	市立小学校	第四小学校	西元町1-8-1	第五小学校	日吉町1-30	第六小学校	並木町2-1	第七小学校	本多1-2-1	第九小学校	西恋ヶ窪4-12-6	大学等	東京経済大学	南町1-7-34	その他	国分寺消防署	泉町2-2-3	国分寺市役所	泉町2-2-18
区 分	対 象 物	所 在																																
都立高校	国分寺高校	新町3-2-5																																
市立中学校	第一中学校	戸倉2-6																																
	第二中学校	本多1-2-17																																
	第三中学校	高木町2-11																																
市立小学校	第四小学校	西元町1-8-1																																
	第五小学校	日吉町1-30																																
	第六小学校	並木町2-1																																
	第七小学校	本多1-2-1																																
	第九小学校	西恋ヶ窪4-12-6																																
大学等	東京経済大学	南町1-7-34																																
その他	国分寺消防署	泉町2-2-3																																
	国分寺市役所	泉町2-2-18																																

第5節 建築物の耐震性強化

◆ 計画の主旨

- 防災上重要な市立建築物の耐震化率は平成 23 年度時点で 100%を達成したが、書庫等の転倒防止措置やガラス飛散防止などの耐震対策や情報システムデータのバックアップ等の充実に努める必要がある。
- 民間施設についても、耐震診断の普及と耐震補強や不燃化の支援を検討する。

◆ 計画の内容

1 公共建築物等の地震対策

実施主体	市担当課	対策内容
市	関係課	(1) 公共施設内設備の耐震対策 ○ 情報システムの耐震性強化とデータのバックアップ ○ 書庫、機器等の転倒防止、照明灯、ガラスの飛散防止 ○ 民俗資料室など文化財展示施設の展示ケース等の転倒防止 ○ ユニバーサルデザインの充実や公共施設等周辺のバリアフリー化 (2) 公共施設の長寿命化の推進、適切再配置の検討 ○ 国分寺市公共施設個別施設計画に基づく維持管理修繕及び長寿命化改修の着実な実施、公共施設の長寿命化の推進 ○ 国分寺市公共施設適正再配置計画に基づく複合化・多機能化を伴う公共施設の再配置の検討
	防災安全課 公共施設マネジメント課 関係課	(3) 防災施設・設備の充実 ○ 既存施設への防災倉庫の計画的設置 ○ 新施設への防災機能、設備の導入
	関係課	(4) エレベーター対策 ○ 市立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上

2 戸建て住宅・マンション等の耐震対策

- 耐震改修促進計画に基づき現在実施している耐震化の普及啓発活動を継続して実施し、木造住宅耐震診断士派遣事業、耐震改修助成事業を「耐震改修促進計画」の計画年度にあたる平成 27 年度まで実施した。また、同計画期間の満了に伴い、平成 28 年 3 月に全面改定を実施、新たな計画期間として、平成 28 年度～令和 7 年度までの 10 年間、継続して事業を実施する。

実施主体	市担当課	対策内容
市	まちづくり推進課	(1) 耐震化促進の啓発 ○ 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の所有者に対する住宅耐震化の普及・啓発の実施 ○ 専門家による耐震に関する訪問相談の実施 ○ 住宅相談とあわせた簡易耐震診断の実施 (2) 木造住宅等の耐震化 ○ 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築した木造住宅（一部対象とならない住宅あり）に対し、市に登録されている「耐震診断士」を派遣して耐震診断を無料で実施。 ○ 耐震診断派遣事業による耐震診断の結果、評点が 1.0 未満と判定された住宅の所有者が耐震改修工事を実施する場合、その工事費用の一部を助成金として交付 ○ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された住宅を耐震改修した場合、その証明書を添付することにより、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を実施
市	建築指導課	(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 ○ 災害発生時の沿道建築物の倒壊を防ぎ、緊急輸送道路の通行を確保するため、耐震診断結果に基づく耐震改修等の助成は、令和 7 年度まで実施 ○ 特定緊急輸送道路の沿道建築物について、所有者に対し耐震診断を義務付けるとともに、助成制度や耐震化アドバイザーの派遣、改修計画作成支援により、都と連携して耐震化を推進 (4) エレベーター対策 ○ 定期報告により、民間建築物の安全性の確認を行い、必要に応じて指導を実施

表 2-5：耐震改修促進計画における耐震化率の現状と目標

建築物の分類	耐震化率	
	現状（R5 年 10 月時点）	目標（達成年度）
住 宅	86.9%	おおむね解消（令和 7 年度）
特定緊急輸送道路沿道建築物	95.2%	100%（令和 7 年度）
民間特定既存耐震不適格建築物	89.9%	95%超（令和 7 年度）

※ 民間特定建築物…耐震改修促進法第 6 条に定める、多数の者が利用する一定規模以上の民間の建築物。

平成 27 年 9 月時点、市内に 99 棟存在する。

- 資料 2-2：国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付事業実施規則
- 資料 2-3：国分寺市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則
- 資料 2-4：国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則

3 空き家対策

実施主体	市担当課	対策内容
市	まちづくり推進課	(1) 空き家の改修・除却 ○ 管理が不十分な老朽空き家等について適正な管理の啓発や理解増進に努めるとともに、木造住宅耐震化支援事業を活用し、所有者による改修や除却を促進

第6節 ブロック塀・落下物等対策

◆ 計画の主旨

- 災害時にブロック塀や落下物による被害を軽減するために、安全対策の普及及び啓発活動を進める。
- 避難路や緊急輸送道路沿道など、特に安全性の確保が必要な場所には、重点的に対策を講ずることを検討する。

◆ 計画の内容

1 公共施設の安全対策

実施主体	市担当課	対策内容
市	各施設関係課	(1) 道路に面する塀の安全性の確保 ○ ブロック塀の点検、補強の検討 ○ 生け垣やネットフェンス化の推進 (2) 屋内の安全性の確保 ○ 小中学校、保育園等のガラスの飛散、家具類の転倒・落下・移動防止対策 ○ 屋内施設における自動販売機の転倒防止対策の設置者と協働した促進

2 民間施設の安全対策

実施主体	市担当課	対策内容
市	建築指導課 まちづくり計画課	(1) ブロック塀等の耐震診断及び撤去等にかかる啓発・指導・助成 ○ 避難場所、避難路、通学路沿道等の危険なブロック塀等の調査・啓発・指導を重点実施 ○ ブロック塀等の技術基準の周知・普及 ○ ブロック塀等の耐震診断及び撤去等助成事業の推進
	緑と公園課	○ 生け垣造成助成事業の推進
市 市民 国分寺消防署	防災安全課	(1) 家庭内の安全対策 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止のPR ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策用器具等、防災用品の設置促進

実施主体	市担当課	対策内容
		○ 「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」の内容を防災指導や消防計画等に活用し、転倒防止対策の普及・啓発 ○ 関係機関、関係団体と連携した対策の普及・啓発
市	まちづくり推進課	(2) 安全対策の指導強化 ○ まちづくり条例に基づく助言・指導 ○ ネットフェンスの推奨
	緑と公園課	○ 生け垣の推奨
	防災安全課 駅周辺整備課 まちづくり計画課	(3) 不特定多数が利用する施設への要請（駅、駅ビル、大規模商業施設等） ○ 公共施設に準ずる耐震対策の要請 ○ 個別調査の実施 ○ 国、都の技術基準の普及・啓発

3 屋外施設の安全対策

実施主体	市担当課	対策内容
市 都	道路管理課 建築指導課	(1) 屋外広告物の規制 ○ 東京都屋外広告物条例に基づく設置指導 ○ 維持管理の徹底、改善指導
市 市民	道路管理課	(2) 自動販売機の転倒防止 ○ 道路際にある転倒するおそれのある自動販売機について、道路パトロールを通じた指導の実施 ○ 違法占用の通報、転倒時の撤去体制づくり

第7節 災害危険地域対策

◆ 計画の主旨

- 災害危険診断調査等に基づく市内の災害危険地域に対し、建築・開発行為への指導を通して安全を確保するとともに、危険な環境を改善するための支援策を検討する。

◆ 計画の内容

1 木造建物密集地に関する対策

実施主体	市担当課	対策内容
市 市民	防災安全課 まちづくり推進課	(1) 災害危険診断調査に基づく実態把握 ○ 危険度の詳細な把握 ○ まちづくり条例に基づく協働のまちづくりの推進（防災をテーマ等）
市	防災安全課	(2) 出火防止・延焼防止対策 ○ 感震ブレーカーの支給 ○ 地域配備消火器の増設の検討

2 土砂災害に関するソフト対策

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課	(1) 土砂災害警戒区域等の周知 ○ ハザードマップを作成・公表し、土砂災害警戒区域等や土砂災害が予測される場合の避難行動等の周知 ○ 崖の崩壊による災害防止に関する融資条例の周知
	まちづくり推進課 建築指導課 道路管理課	(2) まちづくり条例、建築基準法に基づく指導 ○ 宅地造成、建築事業への指導・助言 (3) 道路斜面对策の推進 ○ 巡回・点検に基づく道路斜面の安全対策の推進

(1) 土砂災害防止法

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。

(2) 土砂災害警戒区域の指定

- 市は、土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警戒の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項についてハザードマップ等により住民への周知を図ることとなっている。

市内には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域 16 箇所及びそのうちの一部に土砂災害特別警戒区域 4 箇所（いずれも平成 30 年 1 月 30 日指定）が存在している。

表 2-6：土砂災害警戒区域（平成 30 年 1 月 30 日指定） ※いずれも一部

番号	所在地	番号	所在地
1	日吉町二丁目	9	東元町三丁目
2	内藤二丁目	10	本町一丁目
3	西元町四丁目	11	南町二丁目
4	西元町二丁目	12	南町二丁目
5	西元町二丁目	13	南町二丁目
6	泉町一丁目	14	南町二丁目
7	南町三丁目	15	南町二丁目
8	南町三丁目	16	南町二丁目

- 土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害のおそれのある区域のことであり、高さ5 m以上かつ傾斜度30°以上の崖で、居室を有する建築物が建つ可能性がある場所をいう。
- 上記区域は、都建設局河川部が平成28年から29年度に実施した調査結果に基づく。
- 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設について、本計画資料編資料2-5「土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧」に位置付ける。

● 資料2-5：土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

表2-7：土砂災害特別警戒区域（平成30年1月30日指定）※いずれも一部

番号	所在地	番号	所在地
1	西元町二丁目	3	東元町三丁目
2	泉町一丁目	4	本町一丁目

- 土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域をいう。
- 上記区域は、都建設局河川部が平成28年から29年度に実施した調査結果に基づく。

（3）土砂災害、斜面对策の推進

- 土砂災害による人的被害を防ぐため、崖の崩壊の危険性がある箇所でのよう壁工事を必要とする市民に対し、崖の崩壊による災害防止に関する融資条例の周知による土砂災害防止対策の促進を行う。
- 道路斜面において、崩落や落石等による影響を未然に防ぐため、巡回・点検を踏まえ、緊急性の高い箇所から道路斜面の安全対策を推進する。

第8節 長周期地震動対策の強化

◆ 計画の主旨

- 東日本大震災では、震源から遠く離れた東京においても、長周期地震動によって建物に被害が発生したケースが見られた。国分寺市においても近年高層建築物が増えてきていることから、都や国分寺消防署と連携して、建物所有者や住民に対して長周期地震動への対策を啓発する。

- 高層ビルが長周期地震動による影響を受けて被災する可能性があり、その他の建物も経年劣化等により被害規模が増加する可能性がある。また、過去に地震被害を受けた地域では、本震で脆弱となった建物が余震で全壊するなど、想定以上の被害が発生する可能性があり、これらのことも考慮した対策が必要となる。

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級1	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	ー
長周期地震動階級2	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらなと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	ー
長周期地震動階級3	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級4	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

出典：気象庁ホームページ「長周期地震動階級関連解説表」

◆ 計画の内容

1 建築物所有者等の対策の推進

実施主体	市担当課	対策内容
都	防災安全課 建築指導課	○ 建築物特性に適した補強方法の事例や家具類の転倒・落下・移動防止対策などについて、建築物所有者に対し情報提供する。

2 室内の安全確保

実施主体	市担当課	対策内容
市 都 国分寺消防署	防災安全課	○ 長周期地震動階級の内容と緊急地震速報の発表基準に追加されたことを周知する。 ○ 長周期地震動から身を守るためにその危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止等の重要性を広く都民や事業者にも周知し、高層階における室内安全対策を推進する。 ○ 高層建築物の関係事業者に対する火災予防対策、避難対策等の指導を推進する。 ○ 屋外タンク貯蔵所の浮き屋根等の耐震基準への適合指導を推進する。

第9節 マンション防災の推進

◆ 計画の主旨

- タワーマンションをはじめとしたマンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体が耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。
- 防災対策の観点からは、マンション防災の必要性を市民が認識するとともに、その被害の特殊性に鑑みた特別な対策が必要となってくる。具体的には、マンション管理組合の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるような自助・共助の体制を構築するなどが考えられる。また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進が必要となる。

◆ 計画の内容

1 マンション居住者への啓発

実施主体	市担当課	対策内容
都総務局 都住宅政策本部	防災安全課 関係課	○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布に関する調整・支援 ○ マンション防災セミナーの開催に関する調整・支援 ○ 「東京とどまるマンション」普及促進事業に関する調整・支援
不動産会社	防災安全課 関係課	○ 購入者（賃貸の場合は、賃借人）に対して行う災害時にマンションに想定される被害とその備えにの周知に関する調整・支援 ○ 購入者（賃貸の場合は賃借人）に対して都が実施するセミナーや防災専門家の派遣制度の周知に関する調整・支援
マンション管理 組合等	防災安全課 関係課	○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組の周知に関する支援。 ○ マンション居住者に対して都が実施するセミナーや防災専門家の派遣制度の周知に関する調整・支援

2 マンション管理組合等への活動支援

実施主体	市担当課	対策内容
都総務局	防災安全課 関係課	○ マンション防災セミナーの開催に関する調整・支援 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動お活性化を図る事業に関する調整・支援
都住宅政策本部	防災安全課 関係課	○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発を行う事業に関する調整・支援 ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施する事業に関する調整・支援

3 様々な取組を連携させたマンション防災力の向上

実施主体	市担当課	対策内容
都総務局	防災安全課 関係課	○ 住民や管理組合等を対象とした各種セミナーの実施に関する調整・支援 ○ リーフレットや防災ブックの配布に関する調整・支援 ○ 各種防災シンポジウム、出前講座の実施に関する調整・支援
都生活文化 スポーツ局	防災安全課 関係課	○ 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じた、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化に関する調整・支援 ○ マンションにおける自治会活動や地域コミュニティとのつながりの強化に関する調整・支援
都住宅政策本部	防災安全課 関係課	○ 「東京とどまるマンション」のPRに関する調整・支援 ○ 登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援に関する調整・支援 ○ 「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進に関する調整・支援

第3章 応急対策への備え

- 応急対策計画は災害時における、職員、市民、関係機関の活動体制を明らかにしたものであるが、活動体制を確立し迅速、的確な活動を行うためには、平時から災害時を想定した対策を行う必要がある。
- そのために、災害時の活動体制や連絡体制について平時から準備を進めるとともに、消火、救護活動や避難活動に有効な対策を講ずるものとする。
- 災害時に支援が必要な要配慮者の実態について把握し、平時から連絡、支援体制を整える。
- 災害時の被災生活を支える物資の計画的な備蓄や廃棄物処理の対策を進める。

◆ 計画の構成

節	項目	実施主体
第1節 応急活動体制の確立	1 活動体制の充実 2 情報連絡体制の整備 3 市民との連絡体制の整備 4 報道機関との連携	市、少年野球連盟、市民団体、防災推進地区、自治会等、防災推進委員会、関係機関、都、市民、ジェイコム東京、FMたちかわ
第2節 受援力の強化	1 相互応援協定の締結 2 国等による支援の受け入れ 3 企業・NPOとの連携 4 都及び他府県市等からの応援職員受入態勢の整備 5 ボランティアの受入態勢の整備	市、社会福祉協議会、防災推進委員会
第3節 緊急輸送体制の整備	1 都の緊急輸送ネットワーク整備の基本的な考え方 2 市の緊急輸送ネットワークの考え方 3 緊急輸送道路の確保 4 輸送車両の確保 5 燃料の確保	都、市
第4節 消防・危険物対策	1 消防力の強化 2 出火の防止 3 初期消火体制の強化 4 火災の拡大防止 5 特定事業場対策	市、国分寺消防署、国分寺市消防団、防災推進地区、自治会等、事業者、小金井警察署
第5節 救急救護体制等の整備	1 初動医療体制等の整備 2 医薬品・医療資器材の確保 3 遺体の取扱い	市、国分寺消防署、医師会、歯科医師会、柔道整復師会、薬剤師会、小金井警察署、獣医師会

節	項目	実施主体
第6節 避難対策	1 避難場所の確保 2 避難路の確保 3 避難所の運営体制づくり 4 在宅避難等、市外避難への支援 5 避難行動の周知 6 動物愛護	市、防災推進地区、自治会等、農業者、事業者、JA東京むさし、少年野球連盟、防災推進委員会
第7節 避難行動要支援者支援体制の整備	1 避難行動要支援者の把握と支援 2 各種支援制度の災害時活用の検討 3 二次避難所の充実 4 民間団体等との連携 5 在住外国人の支援	市、国分寺市消防団、国分寺消防署、社会福祉協議会、民生児童委員、自治会等、小金井警察署、防災推進地区、福祉施設事業者、保育施設事業者、福祉関係事業者、助産師会
第8節 応急物資等の供給体制の整備	1 物資拠点の整備 2 防災備蓄品の充実等 3 市民・民間における物資の確保 4 応急給水体制の整備と周知	市、事業者、協定締結団体、防災推進委員会、防災推進地区、自治会等
第9節 帰宅困難者対策の推進	1 帰宅困難者対策条例の周知徹底 2 帰宅困難者への情報提供体制整備 3 帰宅困難者一時滞在施設の確保 4 徒歩帰宅支援のための体制整備	市、都、小金井警察署、国分寺消防署、事業者、市民、NTT東日本、私立学校、赤十字奉仕団
第10節 ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策	1 ごみ・災害廃棄物処理対策 2 し尿処理対策	市、事業者、防災推進委員会、市民
第11節 市民の生活安定化等のための対策	1 秩序維持 2 家屋・住家の被害状況調査・罹災証明書発行 3 義援金の配分事務 4 災害救助法、激甚災害法 5 各種制度の周知 6 市役所の移転に伴う対応	市、小金井警察署、防犯まちづくり委員会、自主防犯団体、防災推進委員会、防災推進地区、自治会等、都、国分寺消防署

第1節 応急活動体制の確立

◆ 計画の主旨

- 市民、職員の災害時の活動を円滑に進めるために、市民の自主的な防災組織づくりを支援し、地区防災センターを中心とした市民、行政の連携体制を整える。
- 防災行政無線だけに頼らない市民への災害情報提供手段を整備する。
- 行政内部や他機関との通信連絡手段を複数確保し、多様な情報連絡網を整備する。

◆ 「国分寺市民の防災に関する市民意識調査報告書」（令和6年3月・国分寺市）P5より抜粋

（6）情報源

■地震後の情報源について、認知度を見ると、「国分寺市のホームページ」、「テレビ番組」、「ラジオ番組」は50%を超えたが、「国分寺市安全・安心メール」は27.3%、「国分寺市のツイッター」は14.4%、「Yahoo!防災速報アプリ」は37.7%、「エリアメール」は21.8%、「行政機関の広報車」は24.2%と「テレビ番組」等と比べると低調で、「いずれも知らない」も7.6%おり、周知・啓発が必要な状況であることが明らかとなった。

◆ 計画の内容

1 活動体制の充実

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課	(1) 国分寺市災害対策本部の運営体制 ○ 過去の震災の教訓を踏まえた災害対策本部設置及び運営訓練の実施 ○ 地震発生直後における被害情報の収集、伝達、分析に係る訓練（ドローン、アプリ等活用） ○ 定期的な職員安否確認訓練の実施 ○ 勤務時間外の地震発生に対応した職員参集訓練の実施 ○ 勤務時間外における地震発生の時刻に応じた優先順位業務と職員配置数のパターン作成 ○ 自宅等からの参集時の持ち物や参集基準、参集場所を明記する「職員防災ハンドブック」作成の検討
市 少年野球連盟 市民団体 自治会等 防災推進委員会	防災安全課 学務課 社会教育課 ふるさと文化財課 市史編さん室 図書館課 情報管理課 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局	(2) 地区防災センターの運営体制 ○ 地区防災センター配置職員と各校関係者、地域住民との顔の見える関係作りと定期的な訓練の実施 ○ 地区防災センター開設アクションカードの更新 ○ 災害初動要員と少年野球連盟との協力体制の確立 ○ 地区防災センターごとに周辺自治会・町内会等や防災推進委員、PTA等で構成する「〇〇地区防災協力会」設置の働きかけ ○ 地区防災センター運営マニュアルの改訂 ○ 防災備蓄倉庫の備蓄物資をホームページ等で広報

実施主体	市担当課	対策内容
市 防災推進地区 自治会等 防災推進委員会	防災安全課 協働コミュニティ課	(3) 地区本部の運営体制 ○ 地区本部運営マニュアル（様式含む）の作成 ○ 防災推進地区が作成する地区防災計画の改訂支援 ○ 防災推進地区以外の自治会町内会等に対する地区本部設置の働きかけ ○ 自治会町内会等がない地域に対し、防災推進委員と連携した地区本部の設置に向けた出前講座の実施 ○ 地区本部設置・運営訓練の実施 ○ 地区本部の運営に必須となる資器材の貸与の検討 ○ 地区防災センター内に設置する「地域情報連絡所」と地区本部の位置づけの整理

2 情報連絡体制の整備

実施主体	市担当課	対策内容
市 関係機関	防災安全課	(1) 情報通信手段の確保 ○ IP無線機設置施設との定期的な通信訓練の実施 ○ 通信手段の複線化及び確保 ○ 民生児童委員や医療関係者など防災関係者の安否確認システムへの登録 ○ 電話、FAXが使用できない場合における協定団体と市との情報連絡手段の確保
市 都	防災安全課	(2) 情報連絡手段の操作方法の習得 ○ 本部班担当職員による東京都防災行政無線システム（電話・FAX・テレビ会議・DIS）の操作習熟 ○ 多くの職員等によるIP無線の操作方法習熟
市	防災安全課	(3) ドローンを活用した情報収集 ○ ドローンパイロットによる操作習熟 ○ 発災初動期の情報収集時におけるドローン空撮場所の検討と設定場所におけるドローン操作訓練の実施 ○ ドローン撮影映像を踏まえた応急対策訓練の実施
市	防災安全課	(4) 防災行政無線システムの拡充・更新 ○ 被害情報等を迅速かつ正確に収集・分析するため、地理情報システム（GIS）を基盤とした新しい災害情報システムの導入による情報の一元化管理の検討及び防災DXの推進
市 市民	防災安全課	(5) アマチュア無線との連携 ○ アマチュア無線クラブとの合同訓練の実施 ○ 新庁舎内での活動場所の明確化
市	関係課	(6) 基礎データのバックアップ ○ 情報システムの途絶に備えた住民票、戸籍、課税、納税、保険関係等のバックアップ
市	防災安全課 市政戦略室 デジタル行政推進室	(7) 市ホームページの機能強化 ○ 過去の震災での被災自治体の実績を踏まえた災害用ホームページの構築による災害情報の提供体制の強化 ○ アクセス集中に耐えられるシステムの改善

3 市民との連絡体制の整備

実施主体	市担当課	対策内容
市 市民団体 防災推進地区 自治会等 ジェイコム東京 FMたちかわ	防災安全課 関係課	○ 防災行政無線放送内容の多層化（防災アプリ・電話応答・メール配信・SNS・ホームページ） ○ 防災行政無線のデジタル化に伴う放送空白地域の解消 ○ 防災アプリ、安全・安心メール、SNS（X）への登録勧奨 ○ Lアラート（災害情報提供システム）の利用 ○ 市ホームページのキャッシュサイトの事前設定の周知 ○ 防災行政無線を補完する電話サービス「防災無線ダイヤルイン」の周知 ○ 協定を締結しているFMたちかわ及びジェイコム東京との連携強化及び市民への周知 ○ 災害時におけるラジオフューズの活用を想定した定期的な防災情報の発信 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による市民への情報伝達に関する周知 ○ エリアメールの周知 ○ 地区防災センターへの掲示板設置による市民への情報伝達手段の確保と事前周知 ○ 地区防災センターで入手した情報を地区本部で市民に伝達する訓練の実施

4 報道機関との連携

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課 市政戦略室	○ 報道機関への対応窓口の一元化 ○ プレス発表の方法など、都が作成するマニュアル及び過去の災害の被災地の教訓を踏まえた広報対応方針の作成 ○ 報道対応訓練の実施

第2節 受援力の強化

◆ 計画の趣旨

- 災害時には、短期間に膨大な災害対応業務が発生し多くの人的資源が必要となるが、行政機能が低下している状況では、本市のみの体制だけでこうした業務を行うことは困難である。このため、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（以下「受援体制」という。）を整備することが不可欠となる。

◆ 計画の内容

1 相互応援協定の締結

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課	○ 東京都との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、職員の応援、市民等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築 ○ 相互応援協定を締結した新潟県佐渡市、宮城県多賀城市、長野県飯山市、福岡県太宰府市、奈良県奈良市、富山県魚津市の防災力の把握及び平時からの情報交換の実施 ○ 中越大震災ネットワークおぢやの総会や研修会への参加を通じた連携強化と防災情報の収集 ○ 新たな相互応援協定の相手先の検討

2 国等による支援の受け入れ

- 国の職員等により、各省庁の所掌事務による応じたリエゾン派遣のほか、以下のような予め定められたルール等による支援がある。
- 国等による支援があった場合の活動拠点等としてオープンスペース、大規模救出救助活動拠点等の確保・整備、ヘリコプター活動拠点の確保、ヘリサインの整備等を図る。

【国等による主な支援】

関係機関	支援チーム等	主な活動内容
自衛隊	災害派遣部隊	○ 行方不明者の搜索及び負傷者の救助 ○ 人員や物資の輸送 ○ 給水
消防庁	緊急消防援助隊	○ 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動 ○ 高度救助用資器材を備えた部隊による要救助者の検索、救助活動
警察庁	警察災害派遣隊	○ 検視、死体見分及び身元確認の支援 ○ 緊急交通路の確保

関係機関	支援チーム等	主な活動内容
総務省	災害時テレコム支援チーム	○ 情報通信サービスに関する被害状況の把握 ○ 関係行政機関、事業者等との連絡調整 ○ 地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	○ 被災文教施設の応急危険度判定
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	○ 急性期（概ね 48 時間以内）から医療活動を実施 ○ 病院の医療行為を支援 ○ 被災地の外に搬送する広域医療搬送
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	○ 医療機関や避難所の被災状況の情報収集とアセスメント ○ 既存の精神医療システムの支援 ○ 被災地での精神保健活動への専門的支援 ○ 被災地での精神保健活動への専門的支援
農林水産省	農林水産省・サポート・アドバイス・チーム (MAFF—SAT)	○ 被災状況の迅速な把握 ○ 被災した農地・農業用施設、森林・林業施設、水産関係施設等の被害拡大防止や早期復旧の技術支援
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	○ 被災状況の迅速な把握 ○ 被害の発生及び拡大の防止 ○ 被災地の早期復旧その他災害応急対応に対する技術的な支援 ○ 気象解説による市町村や関係機関の防災対応を支援（気象庁防災対応支援チーム (JETT)）
国土交通省	全国被災建築物応急危険度判定協議会	○ 被災建築物の応急危険度判定
国土交通省	被災宅地危険度判定連絡協議会	○ 被災宅地の危険度判定 ○ 擁壁等の宅地の危険度判定
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	○ 一次仮置場の確保・管理運営、処理困難物対応等に関する現地支援 ○ 生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援
内閣府	災害時情報集約支援チーム (ISUT)	○ ニーズに応じて災害情報を集約・地図化し、専用 Web サイト「ISUT サイト」での掲載や、メール等による PDF 形式での提供 ○ 避難所、医療施設やインフラ施設（道路、電気、水道、通信）等の状況を重ね合わせた地図を作成

出典：内閣府（防災）「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き 令和3年6月」

3 企業・NPOとの連携

- 過去の災害では、企業が社会貢献の見地から社員を一般ボランティアとして被災地に派遣したり、専門性（運輸会社が物資の輸送及び管理業務を担う等）を活かして支援を実施したりする事例が多数みられた。また、NPOはその行動力を活かし、被災者へのきめ細かいサービス提供を行った。首都直下地震が発生した場合においても、これら企業やNPOから支援の申出があることが想定される。
- 市は、被災地での企業やNPOの活動実績と教訓を庁内で情報共有するとともに、市の対策業務に対する企業やNPOとの連携を想定し、支援活動がスムーズに行われるためには、市が総合調整を担う必要があることを想定しておく必要がある。
- 平常時から、市・NPO・ボランティア等の三者で連携し、ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有を推進する。

4 都及び他府県市等からの応援職員受入態勢の整備

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課 職員課	○ 庁内全体の受援担当部署の選定 ▶ 災害時の受援に関する庁内全体の取りまとめや都その他応援職員等派遣機関との調整を担当 ○ 各業務の受援担当者の選定 ▶ 庁内全体の受援担当部署との調整や受援対象業務の実施に関する応援職員等との調整を担当 ○ 応援職員等の受入れ環境の確保 ① 執務スペースの確保 ▶ 各受援対象業務ごとに応援職員等を受け入れる際に必要となる執務スペースの確保 ▶ 災害時に利用するその他のスペース（住民相談窓口、物資保管、各種調整等の会議等）の確保 ▶ 感染症まん延時の発災も考慮 ② 業務に必要な文具・資機材の準備 ▶ 応援職員等が業務を行う上で必要な文具、電話、インターネット環境の準備 ▶ 業務ごとに必要となる資機材の用意 ③ 宿泊場所 ▶ 応援職員等に対して紹介できる宿泊場所や補助施設など避難所に指定されていない公共施設等をリスト化 ○ 受援対象業務の整理 ▶ 災害対応業務のうち、応援職員等に担ってもらう受援対象業務を予め設定する。 ○ 受援計画の策定 【受援計画の構成（例）】 第1章 計画の目的と位置づけ 第2章 受援体制の整備 ・ 庁内全体の受援担当者、各業務の受援

		担当者等の連絡先等の一覧を整理 第3章 災害時の応援職員等の受入れ 第1節 応援担当者の役割 ・ 庁内全体の応援担当者、各業務の応援担当者の主な役割を整理 第2節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ 第4章 応援対象業務 第1節 応援対象業務の抽出 第2節 応援対象業務の全体像 ・ 応援対象業務ごとにタイムラインで業務を整理し、応援業務部分を明確化 第3節 応援シート ・ 応援対象業務ごとに応援シートを作成 ○ 応援計画の実効性の確保 ・ 作成した計画をもとに職員に対する研修や訓練を定期的実施し、計画の検証と改善を実施 ○ 応援に関する費用の整理 ・ 応援に関する費用の扱いについて、災害時相互応援協定など事前に検討できるものは、応援側と応援側による負担の考え方を可能な限り明確化

5 ボランティアの受入態勢の整備

実施主体	市担当課	対策内容
市 社会福祉協議会 防災推進委員会	防災安全課	○ 災害ボランティアセンターの開設運営訓練を市民とともにやり、社会福祉協議会、市民、市でボランティアの受入れ、派遣方法を共有 ○ 過去の災害におけるボランティア活動の実績を周知 ○ ボランティアを受け入れる側としての心構えや注意事項などを市民に周知 ○ 災害時に被災地外から来るボランティアは被災地の土地勘がないことを踏まえた地域の情報整理（地域の特徴やマップづくり）

第3節 緊急輸送体制の整備

◆ 計画の主旨

- 緊急輸送道路の設定と周知を図り、沿道の安全対策を検討するとともに、輸送車両を確保する。
- 災害時に車両を活用するために、輸送車両や燃料を確保する。

◆ 計画の内容

1 都の緊急輸送ネットワーク整備の基本的な考え方

都は、緊急輸送ネットワークとして、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結び、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。

(1) 都の緊急輸送ネットワークの分類

分類	目的	説明
第一次緊急輸送ネットワーク	都と市本部間及び都と他県との連絡を図る。	応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

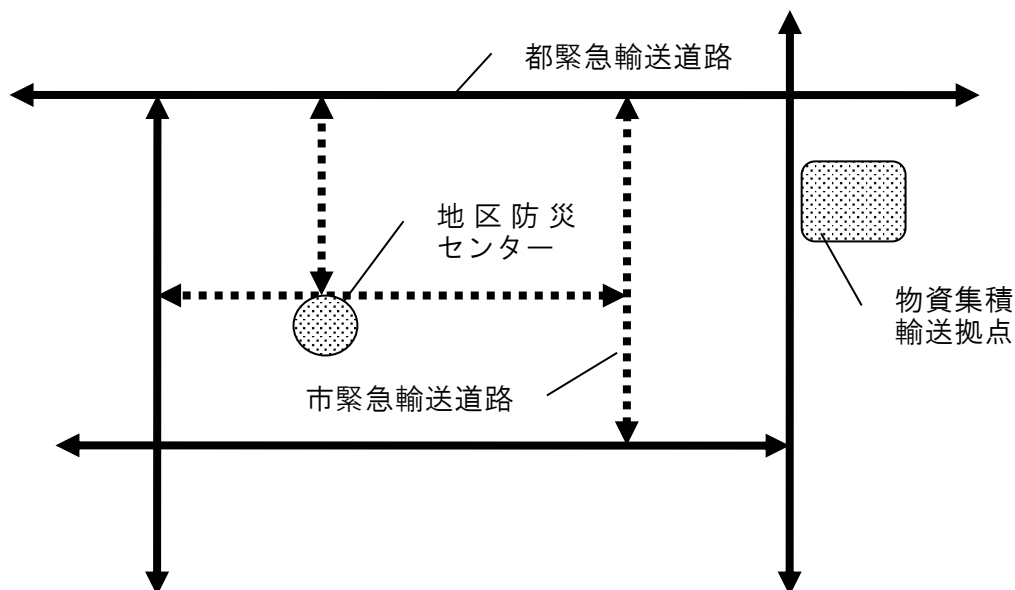
(2) 都の緊急輸送ネットワークにおける指定拠点（国分寺市及び関係機関）

応急対策活動の種類	指定拠点の種類		機能
本部	市本庁舎	国分寺市役所	第一次
主要初動対応	陸上自衛隊駐屯地	陸上自衛隊練馬駐屯地（練馬区）	第二次
	警視庁	小金井警察署（小金井市）	第二次
	東京消防庁	国分寺消防署	第二次
	医薬品備蓄倉庫	都薬剤師会医療薬品管理センター（小金井市）	第二次
	保健所等	いずみ保健センター	第二次
ライフライン	電信電話	N T T 東日本（府中市）	第二次
	電気	東京電力パワーグリッド立川支社（立川市）	第二次
	ガス	東京ガスグループ	第二次
	下水道	流域下水道本部（立川市）	第二次
輸送拠点	駅	西国分寺駅	第三次

2 市の緊急輸送ネットワークの考え方

- 緊急輸送ネットワークは、都及び市緊急輸送道路を位置付け、緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する「緊急自動車専用路」「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- 国分寺市緊急輸送道路とは、市内の物資集積輸送拠点（市民スポーツセンター・ひかりスポーツセンター）と地区防災センター等の拠点を連絡する輸送道路を指す。

図2-1 緊急輸送道路ネットワークの考え方



3 緊急輸送道路の確保

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課 道路管理課 交通対策課	(1) 輸送道路の設定と周知 ○ 物資集積輸送拠点である市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンターから地区防災センターまでの輸送道路の設定 ○ 道路幅員、主要道路（都が指定）との関係を考慮した設定
市	防災安全課 まちづくり計画課 建築指導課	(2) 緊急輸送道路の安全の確保 ○ 沿道の不燃化 ○ ブロック塀の安全対策の啓発・指導等の重点実施 ○ ブロック塀等の耐震診断及び撤去等助成事業の推進 ○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の支援 ○ 道路管理者や鉄道事業者など関係機関との連携体制の充実

※ 災害時緊急輸送道路は、第3部第5章緊急輸送対策を参照

● 資料2-6：国分寺市緊急輸送道路指定状況

4 輸送車両の確保

実施主体	市担当課	対策内容
市	契約管財課 防災安全課	(1) 車両の配分計画の作成 ○ 庁内全車両の事前把握及び災害時における活用の検討

● 資料2-7：国分寺市庁用車一覧

5 燃料の確保

実施主体	市担当課	対策内容
市	契約管財課 防災安全課	○ 市内ガソリンスタンドに対し、災害時における緊急車両に対する優先的な供給について協力を要請 ○ 協定締結団体の車両についても市緊急車両と同等に取り扱う

第4節 消防・危険物対策

◆ 計画の主旨

- 地震災害の特徴は、火災の同時多発、地震動や建物破壊による初期消火の困難、危険物などの爆発、漏えいによる延焼の拡大、有害物質の流出などがあり、各状況に応じた対策が必要となる。
- 市及び消防機関は、出火の防止、初期消火、火災（延焼）拡大防止の3段階に分け、それぞれの実態に応じた施策を推進するとともに、特定事業場の有害物質に対する対策を講ずる。

◆ 計画の内容

1 消防力の強化

実施主体	市担当課	対策内容
市 国分寺消防署	防災安全課	(1) 消防署の充実強化 ○ 市と消防署間の情報通信を複線化 ○ 震災消防活動能力の向上を図るため、震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施 ○ 国分寺消防署の現況 消防庁舎：消防署1、消防出張所2 消防車両：ポンプ車6、救急車3、はしご車1 人員輸送車1、指揮隊車1
市 国分寺市消防団	防災安全課	(2) 消防団活動体制の強化 ○ 消防団OBの活動に関する検討 ○ 機能別消防団員制度導入の検討 ○ 消防団に入団することによるメリットの検討 (例) 山梨県南アルプス市は、商工会の協力を得て、消防団員へのガソリン割引制度や飲食代金割引制度を実施 ○ 停電時における機能維持のため、消防団詰所に非常用発電機の配備を検討 ○ 震災時の消防団活動体制の充実強化

実施主体	市担当課	対策内容
市 国分寺消防署 防災推進地区	防災安全課	(3) 消防水利等の確保 ○ 水利不足地域内の公園等に防火水槽を設置 ○ 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する ○ 可搬ポンプを配備している防災まちづくり推進地区内の防火水槽の蓋を順次「親子蓋」に交換することを検討 ○ 防災まちづくり推進地区や各学校単位で新たな可搬ポンプの配備を検討 ○ 消火活動困難区域に対する地域配備消火器の増設の検討 ○ まちづくり条例に基づく民間の開発行為や市街地再開発事業等の機会を活かした防火水槽の設置 ○ 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際しての防火水槽等の確保の働きかけ ○ 都市基盤整備にあわせた都市河川の有効活用 ○ 関係機関と連携して多角的な水利確保の推進及び整備促進

2 出火の防止

実施主体	市担当課	対策内容
事業者 国分寺消防署	防災安全課	(1) 火気使用設備、器具等の安全化 ○ 火災予防条例に基づく耐震安全装置付石油燃焼機器の普及の徹底 ○ 火気使用設備の固定等の徹底 ○ その他各種の安全対策の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持 ○ 電気設備等における感震機能付分電盤等の普及促進及び停電復旧時の通電火災防止対策等の推進 ○ 各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について防火診断等による指導の徹底
事業者 国分寺消防署 小金井警察署	防災安全課	(2) 石油等危険物施設の安全化 ○ 耐震性強化（耐震安全装置の設置等）の指導 ○ 自主防災体制の整備 ○ 防災資機材の整備促進 ○ 立入検査の強化 ○ 実態把握と安全な避難路の確保 ○ 警戒区域の設定等の事前検討
事業者 国分寺消防署 小金井警察署	防災安全課	(3) 液化石油ガス消費施設の安全化 ○ 高圧ガス取扱事業所の震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導 ○ 施設の実態把握と知識の普及の徹底（警察署） ○ 防災上特に必要と認められる施設は、係員を派遣し防災施設対策等について調査を実施、必要な事項を指導（警察署）

実施主体	市担当課	対策内容
市 事業者 国分寺消防署	防災安全課	(4) 化学薬品・電気設備等の安全化 【化学薬品等】 ○ 立入検査の定期的な実施による保管の適正化の指導 ○ 事業所の実態把握と個別的、具体的な安全対策の指導の推進 〔主な指導事項〕 ○ 化学薬品容器の転倒落下防止措置 ○ 化学薬品収納棚の転倒防止措置 ○ 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置 ○ 化学薬品収納場所の整理整頓 ○ 初期消火資器材の整備 【電気設備等】 ○ 各種電気設備の耐震化及び不燃化の推進 ○ 出火防止等の安全対策 ○ 信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置や出火防止対策を講じた電気器具等の普及の推進
事業者 国分寺消防署	防災安全課	(5) その他出火防止のための査察・指導 ○ 飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒、落下防止措置、発火時における従業員の対応要領について指導 ○ その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導
事業者 国分寺消防署	防災安全課	○ 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業所）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対して、重点的に立入検査を実施し、適正な貯蔵取扱いを指導するとともに、これらの施設を保有する事業所に対しても、出火危険排除のための安全対策についての指導を強化 ○ タンクローリー、鉄道タンク車等による危険物輸送に係る安全指導及びイエローカードの車両積載の確認、活用の推進 ○ 高圧ガス保管施設、毒劇物取扱施設、放射線等使用施設、危険物施設等の各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導 ○ 文化財の防火対策として、毎年1月26日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立ち入り検査等を実施し、文化財の火災予防に関する防火意識の

実施主体	市担当課	対策内容
		高揚を図る。また、管理者に対して消防設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱いの規制等所要の指導を実施
市 市民 国分寺消防署	防災安全課	(6) 市民指導の強化 ○ 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るための知識及び地震に対する備えなどの防災教育の推進 〔出火防止等に関する備えの主な指導事項〕 ▶ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底 ▶ 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電遮断器など出火を防ぐための安全な機器の普及 ▶ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底 ▶ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底 ▶ カーテンなどへの防災品の普及 ▶ 灯油など危険物の安全管理の徹底 ▶ 停電復旧時における通電火災防止対策の徹底 ▶ 防災訓練への参加 ▶ 感震ブレーカーの設置の普及 〔出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項〕 ▶ 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進 ▶ 普段から小さな地震でも「地震だ！まず身の安全」と声をかけあい、身の安全を最優先に行動する習慣の徹底
市 市民 国分寺消防署	防災安全課	▶ 「地震その時10のポイント」及び「地震に対する10の備え」の周知 ▶ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓の遮断確認など出火防止の徹底 ▶ ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底 ▶ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底 ▶ 起震車等の指導用資機材を整備・増強し、実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力を向上 ▶ 住宅用防災機器等の普及

● 資料2-8：国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則

3 初期消火体制の強化

実施主体	市担当課	対策内容
市 国分寺消防署	防災安全課	(1) 消防用設備等の適正化指導 ○ 耐震措置の実施について指導 ○ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時にも機能するよう指導を強化
市 市民 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 事業者 国分寺消防署	防災安全課	(2) 市民・事業所の自主防災体制の強化 【市民】 ○ 市民を対象にした防災訓練では、初歩的な基礎訓練の推進 ○ 市民防災組織等に対しては、高度で実践的な訓練の推進 ○ 地域の協力体制づくりを進め、避難行動要支援者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上 ○ 住宅用火災警報器の設置の義務化により、全ての住宅に設置促進 【事業所】 ○ 防災計画の作成の推進 ○ 各種訓練等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化と防災行動力の向上 ○ 自主防災体制の強化 ○ 事業所相互間の協力体制の強化 ○ 市民防災組織等との連携強化 ○ 地域との協力体制づくりの推進 ○ 保有する資機材を活用した地域との共同体制づくりの促進

4 火災の拡大防止

実施主体	市担当課	対策内容
市 市民 国分寺消防署	防災安全課	(1) 消防活動体制の整備強化 ○ 地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立
国分寺消防署 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	防災安全課	(2) 装備資機(器)材の整備 ○ 国分寺消防署及び各出張所に震災の態様に応じた資機材を整備 ○ 市民防災組織、地域住民等も消防隊員用救助資機材を使用できるよう支援

実施主体	市担当課	対策内容
市 国分寺消防署	防災安全課 まちづくり計画課 建設事業課	(3) 消防活動路等の確保 ○ 民間から借り上げる特殊車両の確保 ○ 幹線道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狹隘道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討 ○ 震災時の消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議 (4) 消火活動が困難な地域への対策 ○ 防火水槽等の充実、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団体制の充実等の施策を推進 ○ あらゆる水源を活用した消防水利の確保 ○ 地域別延焼危険度の測定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果等を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域を解消
市 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等 市民 事業者 国分寺消防署	防災安全課	(5) 地域防災体制の確立 ○ 住民、市民防災組織、事業所の連携による防災体制の推進 ○ 消防機関、ボランティア、市民防災組織及び事業所の自衛消防隊等の協力による定期的な合同防災訓練の推進

5 特定事業場対策

実施主体	市担当課	対策内容
市 事業者	道路管理課 下水道課	(1) 情報連絡体制の整備 ○ 道路管理課と下水道課緊急連絡網の活用と休日夜間の連絡体制の確立
市 事業者	道路管理課 下水道課	(2) 事故防止の徹底 ○ 事故対応マニュアルの普及 ○ 事業所内の管理体制及び応急措置設備の確認 ○ 大規模事業場への立入調査と事故対応の確認

第5節 救急救護体制等の整備

◆ 計画の主旨

- 医療関係機関と、協定に基づく活動内容について協議を行い、災害時の活動体制と活動内容の具体化を図る。
- 協定に基づく医薬品、医療品の確保体制を整えるとともに、新たな協定の締結による確保を検討する。
- 国分寺市災害医療コーディネーターと国分寺市災害薬事コーディネーターを選任し、二次保健医療圏医療対策拠点及び市管内の関係機関との連携強化等を図る。

◆ 計画の内容

1 初動医療体制等の整備

(1) 情報連絡体制等の確保

ア 対策内容と役割分担

各 機 関	市担当課	対 策 内 容
市	防災安全課 健康推進課	○ 市内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制を確立 ○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置 ○ 国分寺市災害医療コーディネーターを中心とした二次保健医療圏医療対策拠点及び市管内の関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会）との情報連絡体制を構築
都保健医療局	防災安全課 健康推進課	○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理 ○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立

イ 取組内容

- 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う国分寺市災害医療コーディネーターを任命する。
- 市は、国分寺市災害医療コーディネーターが市内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

【災害医療コーディネーター】

名 称	説 明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
国分寺市災害医療コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するため、市に対して医学的助言を行う市が指定する医師

【災害時小児周産期リエゾン】

名 称	説 明
東京都災害時 小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児 周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

【医療対策拠点等】

名 称	説 明
二次保健医療圏 医療対策拠点	都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所
地域災害医療 連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

(2) 医療救護活動等の確保

ア 対策内容と役割分担

各 機 関	市担当課	対 策 内 容
市	防災安全課 健康推進課	○ 市内の医療機関、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等の確保 ○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所を確保 ○ 医療救護活動拠点の設置場所を確保 ○ 国分寺市災害医療コーディネーターの市役所庁舎での活動場所を確保
市 東京消防庁 国分寺消防署 国分寺市消防団	防災安全課	○ 消防訓練所や消防訓練所教官派遣による教育訓練の実施 ○ 消防署と連携した救出訓練の実施 ○ 応急救護等の技能向上と市民指導の推進
都保健医療局 都福祉局	防災安全課 健康推進課	○ 東京 DMAT (※1) 及び東京 DPAT (※2) 隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画策定を支援 ○ DHEAT 構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○ 東京都立病院機構との調整

各 機 関	市担当課	対 策 内 容
東京都立病院機構	防災安全課 健康推進課	○ 都立病院（広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター）に東京 DMAT を整備 ○ 都立病院の医療救護班を整備 ○ 都立病院（松沢病院・広尾病院・墨東病院・多摩総合医療センター・小児総合医療センター・豊島病院）に東京 DPAT を整備 ○ 医療機能を継続するため、都立病院の事業継続計画を策定
東京消防庁 国分寺消防署	防災安全課 健康推進課	○ 東京 DMAT 連携隊を編成し東京 DMAT と連携 ○ 都保健医療局等とともに、救出救助活動と連携した東京 DMAT の活動訓練を実施
国分寺消防署 防災推進委員会	防災安全課	○ 市民に対する応急救護に必要な知識及び技能の普及 ○ 応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ （公財）東京防災救急協会と連携した効果的な啓発活動の実施 ○ 隊員等に対するバール等の装備品を活用した救出・救助の指導 ○ 東京都火災予防条例の一部を改正する条例第 55 条の 5 に基づき自衛消防隊等に対する上級救命講習等の受講促進 ○ 事業所等における応急手当の指導者養成等により、事業所の自衛消防隊の応急救護能力を向上

※1 東京 DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）

大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チームをいう。

※2 東京 DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパット）

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム

イ 取組内容

①医療救護班の確保

- 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と協定を締結している。
- あらかじめ医療救護所を設置する場所を定めておく。
- あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。
- 医療救護活動拠点を設置し、国分寺市災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

②医療機関等の機能維持に向けた取組み

- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめ事業継続計画を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。

【医療救護所等】

名 称	説 明
緊急医療救護所	市が、発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む。）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	市が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置）
医療救護活動拠点	市が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

（３）負傷者等の搬送体制の確保

ア 対策内容と役割分担

各 機 関	市担当課	対 策 内 容
市	防災安全課	○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築
都 総 務 局	防災安全課	○ 救出救助活動拠点等を選定し確保
都保健医療局	防災安全課	○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ○ 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
東 京 消 防 庁	防災安全課	○ 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結

※ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）

広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。SCUは、Staging Care Unit の略。

イ 取組内容

- 市及び都は、車両等を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて取り組み、更に搬送手段の拡充を図る。

(4) 防疫体制の整備

ア 対策内容と役割分担

各 機 関	市担当課	対 策 内 容
市	防災安全課	○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定 ○ 都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備
都保健医療局	防災安全課	○ 薬品等の受入・調達計画を策定 ○ 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成
	防災安全課 環境対策課	○ 市、関係団体等と連携した動物救護体制の整備

イ 取組内容

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

2 医薬品・医療資器材の確保

ア 対策内容と役割分担

各 機 関	市担当課	対 策 内 容
市	防災安全課 健康推進課	○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ○ 薬剤師会と連携し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）設置場所、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議
都保健医療局	防災安全課 健康推進課	○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法をあらかじめ関係機関と協議 ○ 東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）や医療資器材等を配備
東京都立病院機構	防災安全課 健康推進課	○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保
薬剤師会	防災安全課 健康推進課	○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備
日赤東京都支部	防災安全課 健康推進課	○ 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄

イ 取組内容

- 薬剤師会等と災害時の協力協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。備蓄量は発災から3日間で必要な量を目安とする。
- 薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置する）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容等について協議しておく

（卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する）。

- 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝国分寺市災害薬事コーディネーター）は薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は薬剤師会と市が協議の上決定する。国分寺市災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。
- 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

3 遺体の取扱い

ア 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視（※1）・検案（※2）等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機 関 名	市担当課	対 策 内 容
市	防災安全課	○ 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ▶ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ▶ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項 ▶ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ▶ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者の尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。 ▶ 屋内施設 ▶ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設 ▶ 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設 ▶ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設 なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。
都保健医療局	防災安全課	○ 市が設置する遺体収容所の衛生管理運営等を指導 ○ 都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発 ○ 遺体の火葬に関する広域連携体制を構築 ○ 火葬場や近隣県等との連絡訓練等により、連携体制を強化

※1 検視

検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。

※2 検案

検案とは、監察医（医師）が、死亡原因を調べることをいう。

第6節 避難対策

◆ 計画の主旨

- 市民や防災に関連する事業者や団体と連携し、多様な避難場所や避難所を確保し、避難所の運営体制を確立する。

◆ 「国分寺市民の防災に関する市民意識調査報告書」（令和6年3月・国分寺市）P5～7より抜粋

（7）避難生活を送る場所

- 避難生活を送る場所について、自宅に被害がない場合、余震の懸念があっても自宅にとどまるとした回答は79.3%にのぼった。ライフラインが停止している場合は、概ね6、7割は自宅にとどまるという回答になったが、「トイレが使用できない場合」は他のライフラインの被害と比べて自宅にとどまる割合が低くなった。
- 令和4年度に東京都が実施した意識調査では、自宅等が無事だった場合、自治体が指定する避難所等に避難する割合は9.5%であったが、国分寺市は16.8%であった。
- 建て替えが必要なほどに自宅に被害がある場合、避難所に避難する割合は66.0%となり、「知人、友人、親族宅など」が27.3%、「自宅」が3.6%で、3割近くの方は避難所以外への避難により対応しようと考えていることがわかった。

（8）避難生活の不安

- 避難生活の不安については、「プライバシーの確保」が最も多く（26.7%）、ついで「見知らぬ人との共同生活」（20.1%）、「自分自身の健康被害」（14.4%）、「子どもや乳幼児の安全」（10.5%）、「病人・高齢者・障害者の家族のケア」（8.8%）となった。
- 令和4年度に東京都が実施した意識調査でもプライバシーの問題は55.3%の方が不安要素として挙げていた。

（9）車中泊

- 車中泊について、「積極的に行うつもり」、「どちらかというで行うつもり」を足すと、27%の回答者に車中泊を行う意向が見られた。自家用車を所有する者に限定すると、約4割であった。

（13）多様な避難者への対応

- 多様な避難者への対応には「人目が気にならない休養スペース・更衣室・物干し場等」が必要とした回答は84.7%であった。
- 他の項目についても30%よりも多い回答が得られ、いずれの項目についても必要性が一定程度認識されている。

◆ 計画の内容

1 避難場所の確保

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課	(1) 避難場所の確保 ○ 市内の避難場所（地区災害時待避所・地区防災センター内避難場所・広域避難場所・緊急避難場所）を指定し、その役割等の周知。 ○ 避難場所等を指定した場合、小金井警察署、国分寺消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。 ○ 東京都市町村相互協定に基づき隣接市の避難場所が利用できる旨及び隣接市の避難場所の周知 ○ 東京学芸大学、情報通信研究機構、早稲田実業学校に対する市の災害対策の周知と情報交換の実施 ○ 避難場所の提供に関する市内事業者との協議（日立中央研究所・鉄道総合技術研究所等）
防災推進地区 自治会等 農業者 事業者 JA東京むさし	防災安全課 経済課 協働コミュニティ課	(2) 地区災害時待避所の確保 ○ 自治会・町内会等と農地や駐車場等所有者の協議による地区災害時待避所の確保（必要に応じて市が支援） ○ 防災農地（市が指定）の所有者と該当自治会・町内会等の交流の促進（相互理解、農地保全への協力） ○ 周辺市民への地区災害時待避所の周知

2 避難路の確保

実施主体	市担当課	対策内容
市 防災推進地区 自治会等	防災安全課 道路管理課 まちづくり計画課 緑と公園課 建築指導課	(1) 地区防災センターへの避難路の確保 ○ 緊急輸送道路が避難路を兼ねることに関する周知 ○ ブロック塀の生け垣化への改善の啓発 ○ 防災まちづくり推進地区や自治会・町内会等による地区本部から地区防災センターまでの避難路の設定 ○ 倒壊のおそれのある危険なブロック塀等の改善の啓発・指導
市	防災安全課 まちづくり計画課 緑と公園課	(2) 広域避難場所への避難路の確保 ○ 地区防災センターから広域避難場所までの避難路の設定 ○ ブロック塀の生け垣化への改善の啓発

3 避難所の運営体制づくり

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課	(1) 避難所の確保 ○ 市内の避難所を指定し、その役割等を周知
市	防災安全課 教育総務課 関係施設所管課	(2) 避難所管理運営マニュアルの改訂 ○ 季節による留意点や男女双方など多様な性の在り方、要配慮者の視点と感染症対策の徹底を含めた地区防災センター運営マニュアルの改訂 (3) 避難所運営に必要な資機材等の整備 ○ 避難所運営に必要な資機材の整備や、テレビ、ラジオ等の情報入手に関する機器の整備を進める。 (4) アクションカードの作成 ○ 避難所の開設と運営を職員と避難者が協力して実施するためのアクションカードの避難所開設編を作成
市 防災推進委員会 少年野球連盟	防災安全課 各学校 関係施設所管課	(5) 避難所管理運営訓練の実施 ○ 防災まちづくり学校等におけるHUG（避難所運営ゲーム）の実施 ○ 高齢者、障害者、外国人、難病患者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者や学生など様々な地域住民を対象とした避難所体験訓練の実施
市 国分寺消防署	防災安全課 関係施設所管課	(6) 避難所の安全化 ○ 避難所の防火安全対策として「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう指導 ○ 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定し火災予防対策について指導 ○ 消防用設備等の点検報告状況等について確認し、必要に応じて防火対象物の関係者に指導する。 ○ 国分寺市地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、避難所運営を支援する。

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課 関係施設所管課	○ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。 ○ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。 ○ 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。 ○ 避難所において障害者や障害特性への理解推進を、ポスターの掲載などを通じて努める。 ○ 避難所では、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。 ○ 避難生活の環境を良好に保つための冷暖房施設や換気、照明などの設備の整備に努める。

4 在宅避難等、市外避難への支援

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課	(1) 在宅避難の必要性の周知 ○ 被害想定における避難者数と避難所の受入れ可能人数に関する情報の周知 ○ 避難所の機能（家屋倒壊等により生活する場がなくなった被災者のための施設）の周知 ○ 自宅等での生活が可能な場合における在宅での避難や親戚知人宅への避難など、状況に応じた多様な避難行動のあり方について周知 ○ 在宅避難生活を行う上での各家庭における備蓄の重要性の周知 ○ トイレが使用できる環境を維持することで、在宅避難の可能性が高まることを周知 ○ 社会的に感染症が流行している場合には、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考に避難所内は感染リスクが高まることの周知

実施主体	市担当課	対策内容
		(2) 車中泊者の発生抑制 ○ 都では以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難としている。 ▶ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること ▶ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること ▶ 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと ▶ 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること ▶ エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること
		○ 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、予め都と連携し、市民に普及啓発し意識の醸成に努める。 ▶ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止） ▶ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼 ▶ 緊急輸送道路以外の市区町村道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること ▶ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること ▶ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること
市 防災推進地区 自治会等	防災安全課	(3) 在宅避難者への支援対策 ○ 在宅避難者への物資供給を踏まえた地区本部の体制確立 ○ 在宅避難者用物資の購入の検討 （例）家庭配布用し尿処理剤
市	防災安全課 市政戦略室	(4) 市外避難者への支援 ○ 災害時により多数の市民が市外または都外へ一時避難することを想定し、それら市民への情報提供ツールが市ホームページになる（ただし、国分寺市内の電力が復旧し、ホームページを再開できる環境が整った場合）ことを周知

5 避難行動の周知

実施主体	市担当課	対策内容
市 防災推進地区 自治会等	防災安全課	(1) 災害時に市民が適切な避難行動をとることができるよう、以下の内容を周知する。 ○ 避難とは「難」を「避」けることであり、自宅等で安全を確保できる場合は避難場所に行く必要がないこと。 ○ ライフライン等が被災した場合であっても引き続き自宅で居住が可能な場合は在宅避難を検討すること。 ○ 避難所が過密状態となり、感染症拡大のリスクが高まることを防ぐため、避難先として、安全な親戚・知人宅等も選択肢として検討すること。 ○ 避難する際は食料や水等の非常用備蓄品に加え、マスク、消毒液等の衛生用品も携行すること。 ○ マンションにおいてはエレベーターやトイレが使用不可となった際に在宅避難を継続させるための対策が必要であること。

6 動物愛護

実施主体	市担当課	対策内容
市 獣医師会	防災安全課 環境対策課	(1) 動物避難所の設定 ○ 協定に基づく、各地区防災センターの動物避難所の設定 ○ 獣医師会と連携したスターターキット作成の検討 ○ 地区防災センター運営マニュアルへの反映 ○ 地区防災センター開設訓練等における動物避難所開設運営訓練の実施 (2) 飼い主への啓発 ○ 災害時の市のペット対策をまとめたパンフレットの作成 ○ 飼い犬の登録時や狂犬病予防接種等の機会を活用し、ペット同行避難や動物避難所における対応、飼い主によるペットに必要な物資の備蓄等を啓発 ア 災害への備えに関する事項 a) ペットフードの備蓄 b) 動物収容設備（ケージ等）の準備 c) 飼育動物のしつけ イ 避難生活に関する事項 a) 飼育動物を同行避難する際の管理方法 b) 感染症の予防 c) 他の避難者への配慮

第7節 避難行動要支援者支援体制の整備

◆ 計画の主旨

- 本計画において、要配慮者とは発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する人々とし、具体的には、高齢者、障害者（児）、難病患者、乳幼児、妊産婦等や、日本語が理解できない外国人など災害時の情報面で援護が必要な者とする。また、避難行動要支援者とは要配慮者のうち、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人々とする。

◆ 「国分寺市民の防災に関する市民意識調査報告書」（令和6年3月・国分寺市）P7より抜粋

(12) 近隣の要配慮者に対する支援

■ 近隣に要配慮者が「いる」と答えた回答者は25.3%いるが、「いない」と答えた回答者は28.4%、「わからない」と答えた回答者は46.3%となった。

■ 支援可能な内容としては、「安否確認」（77.2%）、「安全な場所への避難の手助け」（68.5%）となり、安否確認・避難誘導支援での活躍が期待できる回答が得られた。「支援しない（できない）」という回答は3.5%であった。

- 避難行動要支援者の把握を進め、平時から避難行動要支援者と連絡をとり、災害時に支援する体制を整える。
- 避難行動要支援者と市民、支援者による防災訓練により、災害時の支援の課題を把握し、対策を講ずる。
- 避難行動要支援者を対象とした避難所の確保に努める。
- 平成25年に、以下①～⑤の「避難行動要支援者名簿」に関わる災害対策基本法の改正が行われたが、その内容を踏まえて(1)～(8)を定め、実効性のある避難支援がなされるよう準備を進める。
 - ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村長に義務付けるとともに、その作成に際し市の保有する個人情報を利用できること。
 - ② 避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認めるときは、関係都道府県その他の関係者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができること。
 - ③ 避難行動要支援者本人からの同意を得ることにより、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することができること。
 - ④ 災害が発生、又は発生のおそれがある場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者及びその他の者に提供できること。
 - ⑤ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課するとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいのための必要な措置を講ずること。
- (1) 避難支援等関係者となる者
 - ア. 国分寺市災害対策本部避難行動要支援者班
 - イ. 国分寺市消防団
 - ウ. 国分寺消防署
 - エ. 国分寺市社会福祉協議会
 - オ. 国分寺市民生委員・児童委員協議会

- カ. 自治会等
- キ. 小金井警察署

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者とは要配慮者のうち、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人々を言い、避難行動要支援者名簿に掲載する対象範囲は下記の者とする。ただし、長期施設入所者等は含まない。

- ア. 介護認定で要介護4又は5の認定を受けている者
- イ. 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ウ. 愛の手帳1度又は2度の交付を受けている者
- エ. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- オ. 人工呼吸器を使用している者
- カ. 既存の災害時要援護者登録名簿に登録をされている者
- キ. その他、要配慮者のうち名簿登録を希望する者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア. 名簿作成に必要な個人情報

- ① 登録者番号
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 年齢
- ⑤ 性別
- ⑥ 電話番号その他の連絡先
- ⑦ 住所又は居所
- ⑧ 避難支援等を必要とする事由
- ⑨ これらのほか、避難支援等の実施に関し、市長が必要を認める事項

イ. 入手方法

避難行動要支援者名簿を作成する際には、市の関係部署及び都の関係部署等から必要な情報を入手するものとする。

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿の更新は定期的に行い、対象範囲に該当する転入者などがあつた場合等は、反映させるように努めるものとする。

(5) 名簿情報の漏えい防止に関する措置

個人情報の適正な管理を行うため、名簿情報の提供は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する等、必要最低限のものとし、併せて個人情報の取扱いに関する注意事項を徹底する。

(6) 名簿情報の提供に関する本人の同意

避難支援等関係者となる者に対する名簿情報の提供は、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合に限り行うものとする。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときには、災害対策基本法第49条の11第3項の規定に基づき、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度の名簿情報を避難支援等関係者に提供す

るものとする。

(7) 避難情報等の伝達

円滑に避難するための通知又は警告の配慮避難に関する情報等については、高齢者等避難、避難指示の2段階があるが、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対しては、高齢者等避難が発令された時点から情報の伝達を行い、避難開始等を行うよう促す。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

支援活動は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を確保したうえで、行うものとする。

- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）をできるだけ早期に作成できるように、取組みを進める。

◆ 計画の内容

1 避難行動要支援者の把握と支援

実施主体	市担当課	対策内容
市 防災推進地区 自治会等 社会福祉協議会 民生児童委員	地域共生推進課 生活福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 保険年金課 防災安全課 協働コミュニティ課	(1) 避難行動要支援者名簿の活用 ○ 民生児童委員等を通じた支援制度の周知 ○ 避難行動要支援者名簿の適正管理の実施（情報更新及び支援者への情報提供を含む） ○ 担当職員、民生児童委員、支援自治会等、社会福祉協議会等による災害時の支援体制づくり ○ 防災まちづくり推進地区への働きかけや自治会・町内会連絡会を通じた、支援団体の拡充 ○ 避難行動要支援者支援システムの導入による個別避難計画の作成
市 民生児童委員	地域共生推進課 生活福祉課 高齢福祉課 障害福祉課 保険年金課 環境対策課	(2) 福祉活動等を通じた見守り ○ 民生児童委員の訪問等の活動による見守りの実施 ○ 地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携による見守りの実施 ○ 家庭ごみを所定の場所に出すことが困難な世帯を対象として実施している「ふれあい訪問収集」を通じた見守りの実施
市 国分寺消防署 小金井警察署		(3) 地域における安全体制の確保 ○ 避難行動要支援者の安全を確保するため地域が一体となった協力体制づくりを推進する。 ○ 避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくり ○ 社会福祉施設等の被災に備え、自治会・町内会、市民防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくり ○ 社会福祉施設等の安全対策 事業所、自治会・町内会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課 障害福祉課	(4) 障害者等への情報伝達方法の確立 ○ 災害時にも、障害者の意思疎通を行う権利が尊重されるよう、手話や文字・音声など障害者等に配慮した多様な情報伝達方法を確立 ○ 障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるよう、多様な手段による緊急通報の仕組みを整備

● 資料2-9：国分寺市避難行動要支援者登録制度実施要綱

2 各種支援制度の災害時活用の検討

実施主体	市担当課	対策内容
市	障害福祉課 高齢福祉課 市政戦略室	○ 視覚障害者への電話サービス ○ 聴覚障害者へのファックスサービス、メール配信サービス ○ 救急通報システム等 ○ 市報、ホームページの音声読み上げシステム

3 二次避難所の充実

実施主体	市担当課	対策内容
市 社会福祉協議会	防災安全課 関係課	(1) 二次避難所の活用方法の明確化 ○ 大規模な施設は階や部屋ごとに受入対象を設定（例）1階は高齢者、2階は障害者とする等 ○ 近い地域に複数ある施設は、施設ごとに受入対象を設定 ○ 要配慮者を支援する団体等の意向を踏まえ、各二次避難所の活用方法や施設状況に応じた運営マニュアルの作成 ○ 感染症対策を踏まえた避難所運営の検討

4 民間団体等との連携

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課 福祉関係課	(1) 二次避難所への支援 ○ 二次避難所へのスタッフ派遣に関する福祉団体との協議及び協定の締結
市 福祉施設事業者	防災安全課 高齢福祉課 障害福祉課	(2) 高齢者施設・障害者施設の活用 ○ 高齢者、障害者の緊急受入れに関する福祉施設事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知
市 保育施設事業者	防災安全課 子ども関係課	(3) 保育施設の活用 ○ 0～3歳の乳幼児及びその家族の緊急受入れに関する私立保育園事業者との協議及び協定の締結 ○ 受入可能な施設を福祉避難所として指定 ○ 災害時における福祉避難所の役割等の周知

実施主体	市担当課	対策内容
市 福祉関係事業者	防災安全課	(4) 要配慮者の移動手段の確保 ○ 地区防災センターから二次避難所等へ移動するための交通手段を確保するため、福祉車両を保有する事業者との協議及び協定の締結
市 助産師会	防災安全課 健康推進課 子育て相談室	(5) 妊産婦の支援 ○ 母子健康手帳の記入と携帯の必要性について周知する。 ○ 母子保健事業において、災害を想定した指導を行う。 ○ 災害時における妊娠の経過の把握、正常分娩の実施、産褥・乳房ケア、乳幼児の健康指導を行うため助産師会との協議及び協定の締結
市 事業者	防災安全課 福祉関係課	(6) 必要備品・物資の確保 ○ 二次避難所等で必要となる備品や要配慮者が必要とする物資の調達先を確保するため、福祉物資を取り扱う事業者との優先供給に関する協定の締結
	防災安全課 子ども関係課	○ 乳幼児向けのミルク、離乳食、紙おむつ等の調達先を確保するため、大型スーパー、乳幼児用品専門店、ドラッグストア等との協定の検討
	防災安全課 福祉関係課 子ども関係課	(7) 施設利用者の安全確保対策の推進 ○ 土砂災害警戒区域内や浸水想定区域内における要配慮者利用施設管理者の避難確保計画策定の支援や避難訓練等に対する助言・勧告を行い、避難確保計画策定を支援するとともに、その他の事業者に対しても防災・減災対策を推進

5 在住外国人の支援

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課 人権平和課	(1) 防災情報の提供 ○ 防災情報の多言語表示化やわかりやすい日本語での表示を進める ○ 防災館見学など災害を体験する機会の提供 (2) 災害時の対応 ○ 防災訓練への外国人市民の参加促進 ○ 都が実施する東京都防災（語学）ボランティアシステムの派遣要請手続きの確認 ○ 多言語による各種表示の事前作成
国分寺消防署	防災安全課 人権平和課	○ 駅舎、宿泊施設、観光案内所等において、119番通報要領及び地震発生時の行動要領等を掲載したリーフレット（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、タイ語用）を配布し、外国人旅行者に対して情報提供を行う。

第8節 応急物資等の供給体制の整備

◆ 計画の主旨

- 災害時に必要となる飲料水、生活用水、食料、生活必需品等の需要を明確にし、計画的な備蓄、確保体制を整える。
- 市民、事業所に対しても必要な備蓄の情報を提供し、行政だけでなく市全体で対応する体制を整える。

◆ 計画の内容

1 物資拠点の整備

実施主体	市担当課	対策内容
市 事業者	防災安全課 経済課 スポーツ振興課	(1) 物資集積所の整備 ○ 指定管理者と連携した物資管理運営マニュアルの作成（市民スポーツセンター・市民ひかりスポーツセンター） （例）物資集積所のレイアウト作成 搬入、仕分、保管、搬出の対処方法と留意点 等 ○ 物資集積所の役割に関する周知 ○ 物資集積所として活用できる民間の大型倉庫について事業者に対する協力要請を検討 ○ 備蓄する物資の輸送及び配分の方法について定めるよう努める。 ○ 国が導入する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める。 ○ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努める。
市	防災安全課	(2) 防災備蓄倉庫の整備 ○ 大型防災備蓄倉庫への入替えの推進 ○ 公共施設の建設等に伴う防災倉庫の併設 ○ 停電時における大型備蓄倉庫（四小・四中・五中）からの物資搬出を想定した照明等の確保 ○ 災害時の施設活用を踏まえた備蓄品の配置換えの実施 (3) 義援物資の受入れ方針の策定 ○ 過去の災害を踏まえて、義援物資を要請する場合における留意点等をまとめた「義援物資受入れ方針」の策定 （例）個人からの物資は受け付けない 新品のみを受け付ける 食料は賞味期限が1年以上先の物のみを受け付ける 衣類は種類ごとに分け、箱にサイズを明記する 物資の輸送先の指定 等

- 資料2-10：防災備蓄用の保管及び災害時における配布の支援に関する協定書（国分寺市商工会）

2 防災備蓄品の充実等

実施主体	市担当課	対策内容
市	防災安全課	(1) 防災備蓄品の充実 ○ 過去の災害を踏まえ、発災直後に必要となる物資の調査及び備蓄品の精査 ○ 女性の視点を踏まえた備蓄物資の検討 ○ アレルギー対応食品の充実及び内容の公表 ○ 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
市 協定締結団体 事業者	防災安全課	(2) 民間団体との協力体制の確立 ○ 協定に基づく調達を想定する物資の明確化と協定団体に対する事前調整の実施 ○ 大型スーパー、コンビニエンスストア等との新たな協定の検討 ○ 協定に基づく物資調達訓練の実施 ○ 迅速化かつ円滑な物資調達を可能とするため、協定団体との間でデジタルツールの活用を進めるとともに、物販業者と連携した訓練を実施する。

● 資料2-11：防災備蓄用品備蓄計画進捗管理表

表2-8：ペットボトル保存水備蓄の目安

項目	内容
(1) ①市民の飲料水需要量	発災3日後までで 70,000 ㍒ (参照：首都直下地震等による東京の被害想定報告書)
(2) ①以外の備蓄対象	②帰宅困難者数： 10,696 人 ③災害対応従事者(※)数： 1,459 人
(3) 必要な備蓄量	①市民の飲料水需要量のうち、備蓄で賄う量(1日分)：23,333 ㍒ ②帰宅困難者分：10,696 人×3 ㍒=32,088 ㍒ ③災害対応従事者分：1,459 人×3 ㍒=4,377 ㍒ 合計：59,798 ㍒ ※ 2日目以降の飲料水は、東京都水道局東恋ヶ窪配水所、国分寺北町給水所、断水を免れた地区防災センター内の応急給水栓及び災害時の物資の供給協力に関する協定締結先から供給する。

※ 市職員＋小中学校教職員

表 2-9：食料備蓄の目安

項目	内容
(1)①市民の食料需要量	発災3日後までで110,000食 (参照：首都直下地震等による東京の被害想定報告書)
(2)①以外の備蓄対象	②帰宅困難者数：10,696人 ③災害対応従事者数：1,459人
(3)必要な備蓄量	①市民の食料需要量のうち、市の備蓄で賄う量(2日分)：73,333食 ②帰宅困難者分：10,696人×6食=64,176食 ③災害対応従事者分：1,459人×6食=8,754食 合計：146,263食 ※ 3日目以降の食料は都、国の備蓄及び災害時の物資の供給協力に関する協定締結先から供給する。

3 市民・民間における物資の確保

実施主体	市担当課	対策内容
市民	防災安全課 協働コミュニティ課	(1) 各家庭における備蓄品の確保 ○ 3日分の食料及び水の確保を各種訓練や自治会・町内会連絡会、防災推進委員事務局会議等で啓発 ○ ライフライン途絶による在宅避難生活を行う上で必要となる物資(し尿処理剤、ランタン等)の備蓄を啓発 ○ 過去の災害を踏まえて、買いだめや買い急ぎを防ぐ観点から市民自身による備蓄の重要性を周知 ○ 過去の災害における被災地ニーズが高かった物資のうち、市による備蓄や協定による調達が困難なものを明確にし、市民自身による備蓄を啓発
事業者	防災安全課	(2) 事業所における物資の確保 ○ 従業員を対象とした備蓄品の確保を要請 ○ 鉄道事業者や大規模集客施設に対し、買い物客等に対する備蓄品の確保を要請
市 防災推進委員会 防災推進地区 自治会等	防災安全課	(3) 共助の観点に基づく物資の提供 ○ 市民が平時からストックしている物資や食料を互いに持ち寄ることを啓発

4 応急給水体制の整備と周知

実施主体	市担当課	対策内容
市 都	下水道課 防災安全課	○ 給水車による給水先の検討(透析対応病院等) ○ 災害給水ステーション(給水拠点)及び応急給水栓の周知
市 都	防災安全課 経済課	○ むかしの井戸の整備と維持 ○ 防災兼用農業用井戸の増設と周知 ○ 災害時協力井戸の増設と周知

第9節 帰宅困難者対策の推進

◆ 計画の主旨

- 本計画における地震の被害想定では、約 11,000 人の帰宅困難者が発生するとされていることから、帰宅困難者に対応するための計画を事前に作成し、対策の実施体制を整える。
- 計画に基づき、帰宅困難者の避難・休憩場所等の確保を図る。

- ◆ 「国分寺市民の防災に関する市民意識調査報告書」（令和 6 年 3 月・国分寺市）P5 より抜粋
- （５）帰宅困難者対策
- 帰宅困難者対策について、「何も準備はしていない」が回答者の 3 割以上を占め、最も多い。ついで、「通勤・通学経路上から自宅までの帰宅可能なルートの確認」（29.1%）、モバイルバッテリーの携帯」（20.7%）、「災害用伝言ダイヤル（171）」など、家族等との連絡手段の確認」（19.6%）となった。「通勤・通学経路上の一時滞在施設の把握」は 9.4%、「通勤・通学先の自治体の災害対策内容の確認（帰宅困難者収容施設情報など）」は 4.1%と公的支援に対する情報収集の割合は低い。

◆ 計画の内容

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

（１）対策内容と役割分担

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」などの基本原則など条例の規定を徹底する必要がある。

実施主体	市担当課	対策内容
都	防災安全課	○ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」の策定 ○ 「帰宅困難者対策条例」の都民・事業者への普及啓発 ○ 広域的な立場から、各区市が設置した協議会、警視庁、東京消防庁、東京商工会議所などの事業者団体等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 ○ 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施 ○ 都市開発の機を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進 ○ 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援

実施主体	市担当課	対策内容
都市	学校指導課 保育幼稚園課 子ども子育て支援課 子ども若者計画課	○ 園児・児童・生徒の安全保護のための体制整備
小金井警察署	防災安全課	○ 市や事業所等に対して指導助言を行う。 ○ 駅周辺混乱防止対策協議会等と連携した訓練の実施 ○ 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進
国分寺消防署	防災安全課	○ 市や事業所等に対して指導助言を行う。 ○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
集客施設及び駅の事業者	防災安全課	○ 駅及び集客施設における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 企業等における施設内待機方針の策定と従業員等への周知
市民	防災安全課	○ 外出時の発災に備えた必要な準備
市	防災安全課	○ 「帰宅困難者対策条例」の市民・事業者への周知徹底 ○ 駅前滞留者対策協議会の帰宅困難者対策協議会等を設置 ○ 帰宅困難者一時滞在施設の指定

(2) 詳細な取組内容

ア 帰宅困難者対策条例の徹底

- 都及び市区町村は、都民や事業者、そして行政機関が取組むべき基本的事項について定めた、一斉帰宅抑制の基本方針及び東京都帰宅困難者対策条例について、ホームページ、パンフレットの配布、講習会の実施等により普及啓発を図る。

【一斉帰宅抑制の基本方針の主な内容（東京都）】

- 企業等従業員の施設内待機
- 施設内待機に必要な3日分の水・食料等の備蓄
大規模な集客施設や駅等における利用者保護
- 学校など関係機関における児童、生徒等の安全確保
(学校など関係機関とは、「幼稚園、小中学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高専、専修学校、各種学校、保育園」とする)
- 安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備
- 協議会において、企業等の取り組むべき基本的事項とその考え方についてまとめたガイドラインを作成する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保にむけた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

● 資料2-12：東京都帰宅困難者対策条例

イ 事業者における施設内待機方針の策定

- 事業者は、施設内待機に係る方針をあらかじめ事業所防災計画や業務継続計画（BCP）等の防災の計画に定め、従業員等へ周知する。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても、可能であれば方針に明記する。
- 事業者は、従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、企業等において、必要な水、食料、毛布、簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な配布ができるよう、備蓄場所等についても考慮する必要がある。備蓄量の目安については、帰宅困難者による混乱が最も懸念され、救助・救出活動が優先される発災後3日間は、従業員等の一斉帰宅が救出・救護活動の妨げとならないよう、企業等が従業員等を施設内待機させる必要があることから、3日分となる。備蓄の考え方は、下記の「従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について」のとおりとする。
- 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止等に努めるとともに、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく。

また、停電時の対応も含め、事業所防災計画等で建物及び在館者の安全確保の方針についてもあらかじめ定めておく。
- 事業者は、発災時における従業員等との連絡手段の手順をあらかじめ定め、企業での安否確認ルールを策定するとともに、従業員等が安心して施設内待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、固定及び携帯の音声ネットワークを利用するもの（災害用伝言ダイヤル171）、固定及び携帯のデータ通信ネットワークを利用するもの（災害用伝言版、web171、SNS、IP電話、専用線の確保等）等それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の安否確認手段を使うことが望ましい。
- 事業者は、訓練等を定期的実施することにより、従業員等の施設内待機の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について

1. 対象となる従業員等

雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員

2. 3日分の備蓄量の目安

- (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
- (3) 毛布については、1人当たり1枚
- (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定

3. 備蓄品目の例示

- (1) 水： ペットボトル入り飲料水
- (2) 主食： アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※ 水や食料の選択にあたっては、賞味期限に留意する必要がある。
- (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

（備考）

- ① 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。（例）非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
- ② 企業等だけでなく、従業員等自らの備蓄に努める。（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用予備電源
- ③ チェックリストを作成し、保有期限、保存期間を確認することが必要

ウ 駅前滞留者対策協議会の設置

- 駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、あらかじめ駅ごとに、市、小金井警察署・国分寺消防署、鉄道事業者、駅周辺の大規模集客施設及び駅周辺の商店会等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める。
- 市は、駅前滞留者に対し迅速かつ適切な対応を図るため、小金井警察署、国分寺消防署、JR国分寺駅との通信手段を確保し、平時から訓練等を実施し、連絡体制を確立する。

【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震発生時の来街者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は以下のとおりである。

【地域の行動ルール】

- 組織は組織で対応する（自助）
事業所、施設、学校その他組織単位で、従業員・顧客・学生等に対応する。
- 地域が連携して対応する（共助）
駅前協議会が中心となって、組織化されていない買物客、観光客等に地域で対応する。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
市、都、国が連携・協力して、地域の対応を支援する。

エ 駅及び集客施設事業者の利用者保護

- 駅及び集客施設事業者は、利用者の保護に係る方針をあらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の防災計画に定め、従業員等へ周知するとともに、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能であれば計画に明記する。
事業者は、複合ビルにおける建物所有者とテナントとの役割分担について、個別の事情に応じて、建物ごとにあらかじめ対応を取り決める。
- 駅及び集客施設事業者は、利用客の安全確保のため、発災直後の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要とする人への備蓄品の提供や、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊婦、外国人、通学の小中学生等）や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。
- 駅及び集客施設事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具の転倒・落下・移動防止等に努めるとともに、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく必要がある。
- 駅及び集客施設事業者は、施設の特性や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布などを備蓄しておくことが必要である。
- 駅及び集客施設事業者は、訓練等を定期的実施することにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

オ 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づき、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。

カ 市民における準備

- 外出時の災害に備え、家族等との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機または避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他の必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

2 帰宅困難者への情報提供体制整備

実施主体	市担当課	対策内容
都	防災安全課	○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 ○ 都市開発の機を捉え、一時滞在施設の整備を促進 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
小金井警察署	防災安全課	○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資機材の整備
市	市政戦略室 防災安全課	○ 帰宅困難者への情報提供ツールとなる SNS（X 等）による周知 ○ エリアメールの操作方法等を習熟するとともに、災害時の活用について周知 ○ 駅周辺の公衆電話の位置をホームページ等で周知 ○ （仮称）帰宅困難者支援マップの作成
NTT東日本 通信事業者	防災安全課	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル 171、災害伝言板（Web 171）等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施

3 帰宅困難者一時滞在施設の確保

- 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設を確保する。
- 上記の役割を果たす施設を、都では「一時滞在施設」と称するが、市では帰宅困難者用の施設であることを明確にするため、市が指定する施設については「帰宅困難者一時滞在施設」と称することとする。

実施主体	市担当課	対策内容
都	防災安全課	○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知する。 ○ 国、市区町村、事業者に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。 ○ 都の一時滞在施設の確保に関する計画を定める。 ○ 都は、都市開発諸制度などを活用し、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を誘導する。 ○ 一時滞在施設の運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の考え方について整理する。
市	防災安全課 駅周辺整備課	○ 市民に対して帰宅困難者一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努めるとともに、小金井警察署、国分寺消防署をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。 ○ 地元の事業者との間で、帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。 ○ 早稲田実業学校に対し、緊急避難場所としての協力を要請する。 ○ cocobunjiWEST 管理組合との協定に基づき、物資保管スペースの維持管理を要請する。 ○ 帰宅困難者一時滞在施設で使用、または帰宅困難者に配布する備蓄物資を明確にするとともに、平時から施設内に物資を備蓄できるように、施設管理者と調整する。 ○ 施設内での確保が困難な場合は、物資の搬送ルートをあらかじめ指定する。
事業者 私立学校	防災安全課	○ 事業者や学校等は、市区町村や都県の要請に応じ、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、市区町村と協定を締結する。

表 2-10：一時滞在施設及び帰宅困難者一時滞在施設

対象駅	一時滞在施設及び帰宅困難者一時滞在施設	設置主体
国分寺駅	本町南町地域センター、本多公民館、cocobunji プラザ	市
西国分寺駅	いずみホール	市
	都立多摩図書館	都
国立駅	ひかりプラザ	市
恋ヶ窪駅	恋ヶ窪公民館	市
	都立国分寺高校	都
	都立小平南高校	都

【一時滞在施設の考え方】

(1) 一時滞在施設の目的

一時滞在施設とは、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設をいう。

一時滞在施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、行政機関と連携して、受け入れた者に休憩場所や食料・飲料水等の提供、災害関連情報その他必要な情報を提供する。

(2) 想定する施設

一時滞在施設としては、国公立学校や行政機関の庁舎などの公的施設だけでなく、集会場、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場、私立学校等の民間施設も含めて幅広く想定し確保していく。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特性を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性なども十分考慮する必要がある。

(3) 一時滞在施設の確保方法

ア 都県及び市区町村は、所管する施設の中から一時滞在施設を指定する。

国の施設についても、都県・市区町村からの要請を受けて、各施設の特性に応じて、一時滞在施設として帰宅困難者の受入れを行う。

イ 民間施設については、市区町村が当該施設と協議し、同意を得た場合、双方が事前に協定を締結する。その上で市区町村が当該施設を指定する。

(4) 開設期間

受け入れた帰宅困難者等が安全に帰宅を開始できるまでの最長3日間を原則とする。

- 一時滞在施設の施設管理者は以下の事項を行う。

【「一時滞在施設ガイドライン」における施設管理者の役割】

(1) 平時

ア 帰宅困難者等受入れに関する方針等の作成

帰宅困難者等受入れに係る方針をあらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の防災の計画に定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組への参加等についても可能であれば、方針に明記する。

イ 運営体制の取決め

一時滞在施設となる施設は、発災時に機能するよう、運営体制に係る下記の点を市区町村との協定等の締結に際して際あらかじめ定めておく。

a) 施設内における受入場所

b) 受入定員（約 3.3 m²当たり 2 人を目安とする。ただし、定員の算出にあたっては、通路となる部分を考慮する。）

c) 運営要員の確保

▶ 運営は原則として施設の管理者が行う

d) 関係機関との連絡調整の手順

▶ 行政機関や関係機関との連絡調整方法

▶ 行政機関、駅前協議会等への開設情報の提供方法

e) 一時滞在施設の利用者への情報提供の手順

f) 備蓄品の配布手順

g) 要配慮者への対応

ウ 耐震診断・耐震改修や家具の転倒防止等、受入れのための環境整備一時滞在施設となる施設については、首都直下地震に際して帰宅困難者等を受入れられるように日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具の転倒・落下・移動防止等に努めるとともに、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておく必要がある。

また、停電時等の対応も含め、事業所防災計画等で建物及び在館者の安全確認の方針等についてもあらかじめ定めておく。

エ 訓練等による定期的な手順等の確認

訓練等を定期的に実施することにより、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

混乱収束後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

実施主体	市担当課	対策内容
都	防災安全課	○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、都民・事業者へ周知 ○ 全都立学校(島しょを除く。)を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ○ 災害時帰宅支援ステーションの運営についてガイドラインを作成 ○ 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置づけることを検討
市	防災安全課	○ 市内だけで営業する事業者とは、市が協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。 ○ 災害時帰宅支援ステーションを(仮称)帰宅困難者支援マップに反映する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションの役割等を周知する。 ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
NTT東日本 通信事業者	防災安全課	○ 事業者及び帰宅困難者を保護し、情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施
事業者 私立学校	防災安全課	○ 混乱収束後の帰宅方法・ルールについて事前策定 ○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 ○ 帰宅ルールを策定

【災害時帰宅支援ステーションとは】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者に見えやすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※ 店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第10節 ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策

◆ 計画の主旨

- 災害時のごみ、災害廃棄物等の発生と処理を想定した処理計画を作成し、処理体制を整える。
- 災害時を想定したし尿処理対策を検討し、し尿処理に必要な備品、設備や生活用水の確保を図る。

◆ 計画の内容

1 ごみ・災害廃棄物処理対策

実施主体	市担当課	対策内容
市事業者	環境対策課	(1) ごみ処理計画の作成 ○ 災害時のごみ収集体制（地域集積所の設定、収集ルート）の検討
市事業者	環境対策課 ごみ減量推進課	(2) 災害廃棄物処理計画等の作成 ○ 「東京都災害廃棄物処理マニュアル」を参考にし、災害廃棄物置場の衛生面や騒音面に配慮した災害廃棄物処理計画の策定 ○ 災害廃棄物仮置場として指定している史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯の車両動線や災害廃棄物等の種類に応じた置き方等の検討 ○ 近隣市や都との広域的な連携体制の確立 ○ 災害廃棄物を運搬できる車両を保有している事業者との協定締結による運搬体制の強化 ○ アスベストが使用されている災害廃棄物を発見した場合における対処方法の構築 ○ 多賀城市で支援した震災廃棄物の撤去相談受付業務を踏まえ、対応方法の検討

2 し尿処理対策

実施主体	市担当課	対策内容
市事業者	環境対策課 防災安全課	(1) 資機材の確保 ○ 災害関連死対策の観点、女性・要配慮者等の視点を踏まえた総合的なトイレ対策の推進 ○ 避難者50人あたり1基を想定した災害用トイレの備蓄 ○ 【断水率×人口＝トイレを使用できない市民】に基づく、し尿処理剤の計画的な備蓄の推進 ○ 要配慮者対応仮設トイレの計画的備蓄 ○ 家庭配布用し尿処理剤等の計画的備蓄の検討 ○ 民間業者の資機材提供等の協力体制の検討

実施主体	市担当課	対策内容
市 事業者	防災安全課 緑と公園課 教育総務課 駅周辺整備課	○ 市で整備する新設公園への災害時利用可能トイレの整備検討 ○ 事業所及び家庭、マンションの管理組合等に対する3日分程度の災害用トイレ（便袋等）の備蓄を啓発 ○ イベント用仮設トイレの調達について、レンタル会社等との協定を検討 ○ 市立小中学校の敷地内にマンホールトイレの整備を検討 ○ 公共施設の建設や下水道工事に合わせたマンホールトイレの整備を検討
市 市民 防災推進委員会	防災安全課	(2) 生活用水の確保 ○ むかしの井戸、災害時協力井戸、防災兼用農業用井戸、プール等水源の検討、確保 ○ 災害時のトイレ利用マニュアルの作成
市	下水道課 環境対策課 防災安全課	(3) し尿処理計画の作成 ○ 仮設トイレ設置場所の検討 ○ し尿収集運搬ができる車両の確保 ○ し尿収集運搬体制の検討

第11節 市民の生活安定化等のための対策

◆ 計画の主旨

- 平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- 発災直後の混乱から速やかに秩序を回復し、また、震災に乗じた詐欺犯罪等から市民を守るために、市は小金井警察署や防犯まちづくり委員会、自主防犯団体等と連携体制を確立する。
- 災害後の市民生活安定化を早期に達成するためには、住家の被害状況調査とそれに基づく罹災証明書の発行を効率よく実施するための体制を確立する。
- 火災による被害状況調査体制を充実するとともに、市と国分寺消防署は事前協議を綿密に行い、罹災証明発行に係る連携体制を確立する。

◆ 計画の内容

1 秩序維持

実施主体	市担当課	対策内容
市 小金井警察署 防犯まちづくり委員会 自主防犯団体 防災推進委員会 防災推進地区自治会等	防災安全課	○ 発災直後の混乱から速やかに秩序を回復し、維持するために、市と防犯まちづくり委員会及び警察との連携強化、自主防犯団体等の地域コミュニティによる防犯活動を進める。 ○ 自主防犯活動団体等による震災後の見回り活動の重要性を踏まえて協力を呼びかける。LEDベストなど必要な資器材を整備する。 ○ 災害後に発生する義援金詐欺や震災ごみの有料引取り詐欺などの犯罪被害を防ぐために、小金井警察署と連携して平時から市民に周知を行う。

2 家屋・住家の被害状況調査・罹災証明書発行

実施主体	市担当課	対策内容
都	防災安全課 課税課 市民課	(1) 都の対策 ○ 都総務局は、全市区町村に対して、罹災証明の発行手続きのシステムを導入し、罹災証明の発行処理の迅速化を進める。 ○ 国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制等について「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に沿って市区町村における平時での業務手順等の確認や、協定の締結及びシステムの整備等事前対策の充実と標準化を図る。 ○ 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するために導入した「被災者生活再建支援システム」を運用して市区町村を支援する。
市	防災安全課 課税課 市民課	(2) 市の対策 ○ 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、現況の住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制を把握する。必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーを検証する。 ○ 調査に必要な備品類をあらかじめ確保する。 ○ 調査手法や罹災証明事務手続きに関する職員研修のほか、「被災者生活再建支援システム」を活用し、消防署と連携した罹災証明書発行訓練を実施する。 ○ 国分寺消防署と締結した協定に基づく事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。
市	防災安全課	(3) 市民への周知 ○ 応急危険度判定と家屋・住家の被害状況調査の違いを周知する。
国分寺消防署	防災安全課	(4) 火災による被害状況調査 ○ 火災による被害状況調査体制の充実を図る。 ○ 市との事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。 ○ 市と連携した罹災証明発行訓練を実施する。

● 資料2-13：災害時における罹災証明書発行に関する協定書

3 義援金の配分事務

実施主体	市担当課	対策内容
都	防災安全課 生活福祉課 地域共生推進課	○ 義援金配分委員会の委員は必要な時期に迅速に開催できるようあらかじめ、都、市区町村、日本赤十字社ほかその他関係機関の中から選任しておく。 ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。
市	防災安全課 生活福祉課 地域共生推進課	○ 義援金の受付・配分について、必要な手続きを明確にする。 ○ 市の義援金対応マニュアルを作成する。

4 災害救助法、激甚災害法

実施主体	市担当課	対策内容
都	防災安全課	○ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間等の基準に関して、市区町村に周知を徹底する。 ○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）（以下「激甚災害法」という。）に定める事業に関して、関係各局に周知を徹底する。
市	防災安全課	○ 市長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。 ○ 市長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

5 各種制度の周知

- 災害発生後に被災者を支援するための各種制度は多岐にわたることから、パンフレットの作成や市報、ホームページ等を通して平時から市民に周知しておく必要がある。

6 市役所の移転に伴う対応

- 市役所以外の施設で行うことができる生活再建に必要な各種手続きについて、あらかじめ整理しておく必要がある。

第4章 事業継続計画の策定

- 災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる都市機能を確保するため、「国分寺市 震災時における事業継続計画（BCP）」を策定した。
- 災害時における経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者はBCPの策定に努める。

第1節 BCPの役割

- BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。
- 内容は、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。
- 事業継続の取組は、以下の特徴を持っている。
 - (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
 - (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
 - (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
 - (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
 - (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
 - (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。
- BCPについては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取組を平時から実施することが重要である。

第2節 市のBCP等について

- 災害に備えて平時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、市民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定している。
- 応急活動を行う一方で、市の通常の行政サービスについても、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。
- 「震災時における事業継続計画（BCP）」は、災害時に市の各部署の機能を最短の時間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に策定している。

- 職員一人ひとりが業務継続計画及び応急対策業務の内容を十分に理解し、災害時に少人数の職員体制でも必要な応急対策業務や通常業務が行えるよう、平時から応急対策業務等について ICT の活用などによる効率化に取り組んでいく。
- B C Pの策定により、他自治体等からの応援職員の受入れが必要であることが明確となった業務については、受援対象業務として抽出し、受援計画を作成する。

第3節 事業者のBCP

- 事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、特に、東京及び日本の経済を支える重要な金融や製造、サービス等の事業活動を早期に復旧するため、事業者はBCPを策定する必要がある。
- 事業者がBCPを策定し、災害に備えることにより、震災等の災害が発生しても事業の継続と迅速な復旧が図られるとともに、顧客や従業員の安全が確保される。
- B C Pの策定は、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながる。
- 事業者団体等を通じて、事業者がBCPの策定を推進するよう働きかける。

第 3 部 地震災害応急復旧対策計画	
第 1 章	活動体制
第 2 章	情報の収集・伝達
第 3 章	相互応援協力・派遣要請
第 4 章	警備・交通規制対策
第 5 章	緊急輸送対策
第 6 章	消防・危険物対策
第 7 章	救助救急対策
第 8 章	医療救護・保健衛生対策
第 9 章	避難者対策
第 10 章	要配慮者対策
第 11 章	飲料水・食料・生活必需品等の供給
第 12 章	帰宅困難者対策
第 13 章	ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策
第 14 章	ライフライン等の応急・復旧対策
第 15 章	公共施設等の応急・復旧対策、労務対策
第 16 章	応急生活対策
第 17 章	災害救助法の適用
第 18 章	激甚災害の指定

第1章 活動体制

- 市内に地震による被害が発生し、発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び国分寺市地域防災計画の定めるところにより国分寺市災害対策本部を設置するとともに、都、他の市区町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 災害対策本部等の組織・運営	関係各部	都
第2節 三層の活動体制	関係各部	防災推進委員、市民
第3節 職員の活動体制	関係各部	
第4節 施設の活用	関係各部	
第5節 防災会議の招集	市防災会議委員	市防災会議委員
第6節 関係機関の活動体制	関係各部	関係機関

〈主な機関の応急復旧活動〉

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○ 災害対策本部の設置	○ 来庁市民の安全確保・庁舎の点検・本部設置場所の確定		○ 本部設置の通知（防災関係機関、市民等）
		○ 災害対策本部会議の開催（以後、適宜開催）		
防災関係機関	○ 災害応急対策の実施			
都	○ 災害対策本部の設置			

第1節 災害対策本部等の組織・運営

1 国分寺市災害対策本部の設置及び廃止

担当	対策内容
本部長	○ 市長は市の地域において大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため国分寺市災害対策本部（以下「市本部」という）を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生した場合は、市本部を自動的に設置する。 ○ 本部長は市長とし、市長不在の場合は、副市長、教育長、総務部長の順位で職務を代行する。 ○ 本部長は、被害が局地的である等のため、その地域における救援、救助、復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要がある場合は、災害現場の適当な場所に現地災害対策本部を設置する。 ○ 本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、または応急対策がおおむね完了したと認めたときは市本部を廃止する。 ○ 市本部の組織及び運営は、災害対策基本法、国分寺市災害対策本部条例及び国分寺市災害対策本部条例施行規則により定める。
本部班 広報班 各施設所管課	○ 市本部を設置した場合は、知事にその旨を報告し、関係機関等に通知するとともに、庁舎出入口に「国分寺市災害対策本部」の掲示を行う。 ○ 市民に対しては防災行政無線、市ホームページ等により、災害対策本部の設置を周知する。 ○ 市本部の廃止の通知等は、市本部の設置の通知等に準じて処理する。

- 資料3-1：国分寺市災害対策本部条例
- 資料3-2：国分寺市災害対策本部条例施行規則

表3-1：本部設置または廃止の報告・通知・公表先

担当班	報告・通知・公表先	報告・通知・公表の方法
本部班	市役所本庁舎内各部	庁内放送・庁内電話・口頭・職員安否確認メールその他迅速な方法
各施設を所管する班	各施設	ＩＰ無線機・口頭その他迅速な方法
各施設	市民	施設への掲示
本部班	都知事・防災関係機関	都防災行政無線・ＩＰ無線機その他迅速な方法
	協定締結団体	ＩＰ無線機・口頭または文書
広報班	報道機関	ファクシミリ・口頭または文書
	市民	市防災行政無線・広報車・報道機関・口頭その他迅速な方法

2 市本部の組織

- 市本部は、本部長室、部及び班をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 部に部長、班に班長をおく。

3 本部長等の職務

役職	職務
本部長	市本部の事務を統括し、市本部の職員を指揮監督する。
副本部長 (副市長及び教育長)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部長室の所掌事務

- 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。
 - (1) 本部の非常配備態勢及び解除に関すること。
 - (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (3) 避難の指示等に関すること。
 - (4) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用に関すること。
 - (5) 近接市との相互応援に関すること。
 - (6) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
 - (7) 都及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること。
 - (8) 公用令書による公用負担に関すること。
 - (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - (10) 部班長会議の招集に関すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

5 本部員代理

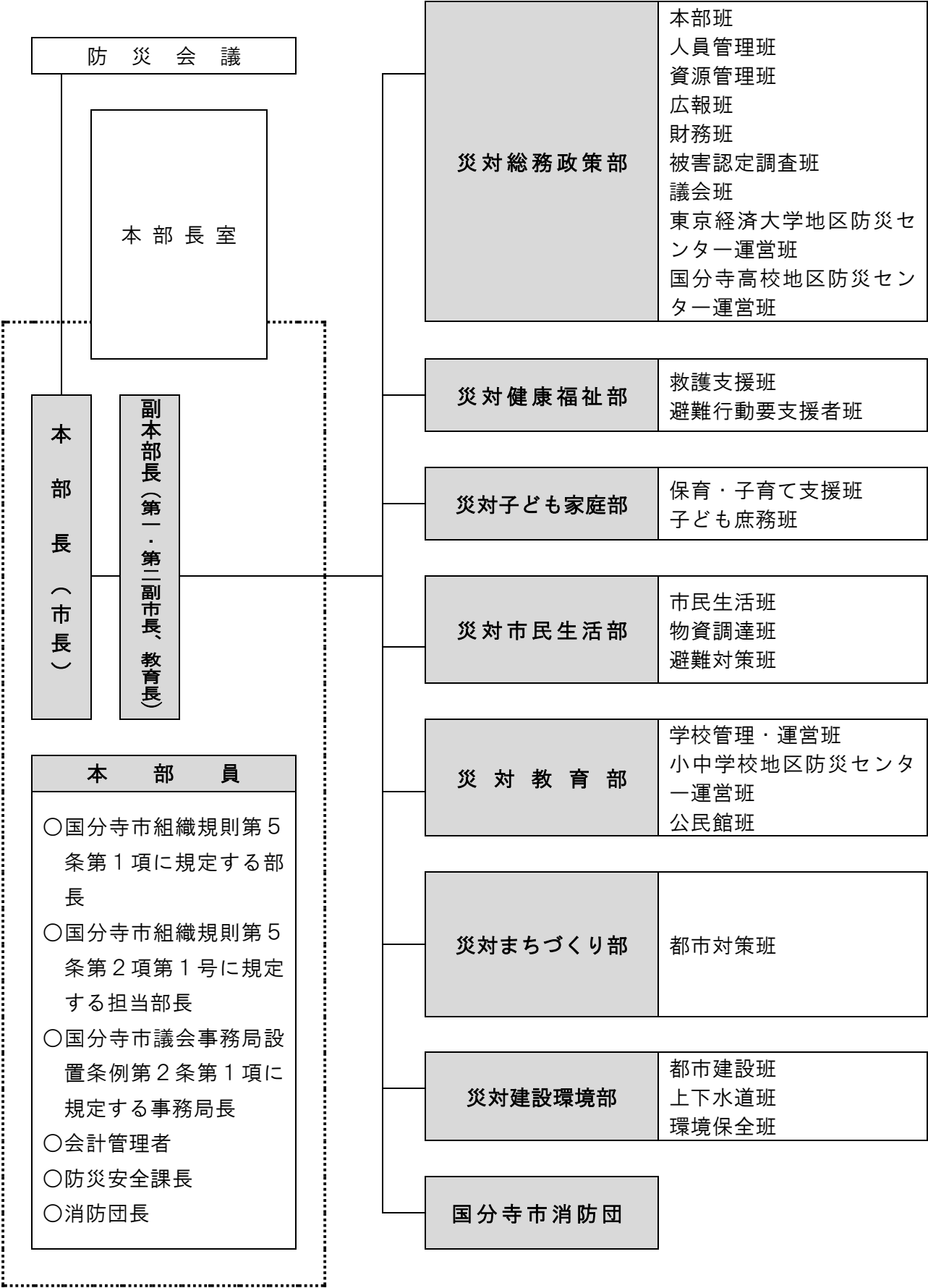
- 本部員代理は、部長が部に属する課長級以上の職にあるもののうちから指名し、災害発生時に部長が参集するまでの間、本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮するなど部長の職務を代行する。

6 市本部の運営

項目	内容
本部長室の運営	○ 災対総務政策部長（総務部長）は、本部が設置されたとき、原則として市役所災害対策本部室に直ちに本部長室を開設する。 ○ 余震への懸念や建物に被害が見られる場合は、市役所に隣接する防災関連用地にテントを設置し、臨時本部長室を開設する。 ○ 災対総務政策部長（総務部長）は、本部長室の機能を確保するため、都防災行政無線、ＩＰ無線機の保全等に必要な措置を行う。 ○ 本部長は、所掌事務について審議する必要があるときは、本部員を招集し「国分寺市災害対策本部会議」（以下「市災対本部会議」という）を開催する。 ○ 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、市災対本部会議への出席を求める。 ○ 本部員は、市災対本部会議に付議すべき事項があるときは、速やかに行動しなければならない。
都の現地対策本部との連携	○ 都の現地対策本部が市内に設置された場合、市本部は都現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。
市本部と報道機関との連絡	○ 市本部の報道機関に対する発表は、広報班が原則的に市役所会議室等を記者室として、定期的に行う。
市本部の通信	○ 市本部の通信の運用管理は、災対総務政策部長（総務部長）が統括し、本部班長が補佐する。
本部長への措置状況等の報告	○ 部長及び本部員は次の事項について、市災対本部会議において速やかに本部長に報告する。 - ア 調査把握した被害状況等 - イ 実施した応急措置の概要 - ウ 今後実施しようとする応急措置の内容 - エ 本部長から特に指示された事項 - オ その他必要と認められる事項

図 3-1：国分寺市災害対策本部組織図

《 国 分 寺 市 災 害 対 策 本 部 組 織 図 》



7 各部の分掌事務

部	班	分掌事務
各部	各班共通	1. 班の庶務に関する事 2. 本部長、関係機関及び他の班との連絡・調整に関する事 3. 班内職員の動員、配備に関する事 4. 所管する職員の状況把握に関する事 5. 市民からの所管業務に関する問合せ対応に関する事 6. 班の所管事項に関する被害状況及び災害対策活動等の情報のとりまとめ、及び本部長への報告に関する事 7. 他班への応援に関する事 8. 班の活動状況、所管事項に係る被害状況の撮影、記録に関する事 9. 復興事業の実施に関する事
災対総務政策部	本部班 ◎防災安全課 ○秘書課 ○災害初動要員 （本部担当）	1. 本部長室の庶務に関する事 2. 非常配備態勢その他本部長命令の伝達に関する事 3. 震度観測並びに気象情報の収受及び伝達に関する事 4. 災害情報の収集、整理、集約に関する事 5. 災害時のドローンの運用に関する事 6. 防災会議の庶務に関する事 7. 東京都、防災関係機関、NPO、民間団体、応援自治体等との連絡調整に関する事 8. 自衛隊及び応援部隊の対応に関する事 9. 他の市区町村との連絡調整及び通信連絡の統括に関する事 10. 都防災情報システムの維持管理に関する事 11. 防災行政無線、IP無線機の統制及び維持管理に関する事 12. 避難の指示等に関する事務に関する事 13. 避難所及び二次避難所の開設指示、期間延長、統合・廃止に関する事 14. 災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法規の適用に関する事

部	班	分掌事務
災対総務政策部	本部班 ◎防災安全課 ○秘書課 ○災害初動要員 (本部担当)	15. 災害対策本部の活動記録の作成に関する事 16. 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事 17. その他災害対策の総合調整に関する事
	人員管理班 ◎職員課	1. 職員の安否の確認及び配属等に関する事 2. 職員の寝食に関する事 3. 職員の服務及び給与または賃金に関する事 4. 職員の健康管理に関する事 5. 災害時の他自治体からの受援受け入れ態勢に関する事
	資源管理班 ◎契約管財課 ○公共施設マネジメント課	1. 庁舎及び公共施設の維持管理に関する事 2. 緊急通行車両の確認申請事務に関する事 3. 車両の配備に関する事 4. 市営住宅の安全確保及び応急修理に関する事 5. 災害時における緊急的な契約事務に関する事 6. 災対総務政策部の庶務に関する事
	広報班 ◎市政戦略室 ○政策法務課 (政策法務担当課長含む) ○デジタル行政推進室	1. 広報活動に関する事 2. 市民からの問合せ対応に関する事 3. 報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整に関する事 4. 災害の記録に関する事 5. イン트라ネットの確認復旧に関する事
	財務班 ◎財政課 ○会計課 ○政策経営課	1. 災害対策に係る予算その他財務に関する事 2. 災害対策に関する現金の出納及び保管に関する事 3. 財政方針の策定に関する事 4. 災害復興本部に関する事 5. 震災復興基本方針及び震災復興基本計画の策定に関する事 6. 災害復興に係る総合調整に関する事 7. 災害復興のための財政措置に関する事 8. 応急仮設住宅の供給要請に関する事 9. 他班への応援に関する事

部	班	分掌事務
災対総務政策部	被害認定調査班 ◎課税課 ○納税課	1. 恋ヶ窪駅、国分寺駅、西国分寺駅、国立駅周辺の被害状況把握に関する事 2. 恋ヶ窪駅、国分寺駅、西国分寺駅、国立駅の滞留者の避難誘導等に関する事 3. 帰宅困難者一時滞在施設の運営の支援に関する事 4. 被災家屋調査に関する事 5. 罹災台帳の作成に関する事 6. 罹災証明書の発行に伴う判定結果への説明に関する事 7. 市税等の延期及び減免に関する事
	議会班 ◎議会事務局 (議長会等担当課長含む)	1. 市議会災害対策支援本部との連絡調整に関する事 2. 議員の安否確認及び被災状況の把握に関する事 3. 議員からの照会等への対応に関する事
	東京経済大学地区防災センター運営班 ◎情報管理課 ○災害初動要員(地区防災センター担当※72 時間を目途に任務解除)	1. 東京経済大学地区防災センターの開設及び運営に関する事 2. 避難所及び要配慮者保護スペースの開設及び運営に関する事 3. 応急給水栓の設置及び運営に関する事 4. 避難所運営組織の運営支援に関する事 5. 避難所における活動の記録に関する事 6. 避難者名簿の整理に関する事 7. 避難所における救援物資の要請及び受入れに関する事 8. 避難者の生活に関する事 9. 避難者の衛生対策に関する事 10. 避難所におけるボランティア活動への指示等に関する事 11. 避難者等への食事の提供に関する事
	国分寺高校地区防災センター運営班 ◎選挙管理委員会事務局 ○監査委員事務局 ○災害初動要員(地区防災センター担当※72 時間を目途に任務解除)	1. 国分寺高校地区防災センターの開設及び運営に関する事 2. 避難所及び要配慮者保護スペースの開設及び運営に関する事 3. 応急給水栓の設置及び運営に関する事 4. 避難所運営組織の運営支援に関する事 5. 避難所における活動の記録に関する事 6. 避難者名簿の整理に関する事 7. 避難所における救援物資の要請及び受入れに関する事 8. 避難者の生活に関する事 9. 避難者の衛生対策に関する事 10. 避難所におけるボランティア活動への指示等に関する事 11. 避難者等への食事の提供に関する事

部	班	分掌事務
災対健康福祉部	救護支援班 ◎健康推進課（保健活動チーム含む） ○子育て相談室（母子保健係）	1. 災害医療コーディネーターの補佐に関すること 2. 医師会災害対策本部の設置及び運営の支援に関すること 3. 医療救護所の設置及び運営に関すること 4. 医療資器材、医薬品等の調達に関すること 5. 医療救護に関すること 6. 被災者の健康管理、感染予防等に関すること 7. 避難所等における食品の衛生管理と栄養指導に関すること 8. 遺体収容所の開設及び運営に関すること（市民生活班に属する業務を除く） 9. 他班への応援に関すること
	避難行動要支援者班 ◎地域共生推進課 ○保険年金課 ○生活福祉課 ○障害福祉課 ○高齢福祉課（地域包括ケア担当課長含む）	1. 避難行動要支援者の安否の確認、避難の介助その他安全の確保に関すること 2. 地区防災センター内要配慮者の保護スペースの運営に関すること 3. 所管する二次避難所の開設及び運営に関すること 4. 福祉団体等の状況把握及び連絡調整に関すること 5. 福祉避難所（高齢者施設・障害者施設）の運営支援に関すること 6. 社会福祉施設の復旧等に関すること 7. 被災者生活実態調査（被災者センサス）の実施に関すること 8. 総合相談窓口の運営に関すること 9. 災害援護資金に関すること 10. 災害弔慰金・見舞金に関すること 11. 被災者生活再建支援金に関すること 12. 生活福祉資金の周知に関すること 13. 義援金の募集、配分に関すること 14. 生活保護対策に関すること 15. 災対健康福祉部の庶務に関すること

部	班	分掌事務
災対子ども家庭部	保育・子育て支援班 ◎子ども子育て支援課 ○子ども若者計画課（注2） ○保育幼稚園課 ○子育て相談室（子ども発達支援担当課長含む。母子保健係を除く）	1. 園児・児童の保護に関する事 2. 所管する二次避難所・補助施設の開設及び運営に関する事 3. 福祉団体等の状況把握に関する事 4. 福祉避難所（保育園）の運営支援に関する事 5. 応急保育の実施及び保育園・学童保育所の再開に関する事 6. 園児・児童のメンタルヘルスケアに関する事
	子ども庶務班 ◎子ども若者計画課（注1）	1. 災対子ども家庭部の庶務に関する事
災対市民生活部	市民生活班 ◎市民課	1. 市民対応窓口の開設及び運営に関する事 2. 遺体収容所の開設及び運営に関する事（救護支援班に属する業務を除く） 3. 遺体の処理・埋火葬に関する事 4. 罹災証明書の発行に関する事 5. 応急仮設住宅等の入居者募集及び管理に関する事 6. 災対市民生活部の庶務に関する事
	物資調達班 ◎経済課 ○スポーツ振興課	1. 物資の輸送に関する事 2. 食料、物資の必要量の把握に関する事 3. 協定団体に対する物資等の供給要請に関する事 4. 公衆浴場の状況把握に関する事 5. 消費生活相談に関する事 6. 中小企業、農業振興施策等に関する事 7. 所管する物資集積所の開設及び運営に関する事 8. 救援物資の受入れ、仕分及び管理に関する事
	避難対策班 ◎人権平和課 ○文化振興課 ○協働コミュニティ課	1. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に関する事 2. 所管する二次避難所の開設及び運営に関する事

部	班	分掌事務
災対教育部	学校管理・運営班 ◎教育総務課 ○学務課（指定された職員） ○学校指導課（学校教育担当課長含む）	1. 児童及び生徒の保護に関すること 2. 地区防災センターへの人員の調整に関すること 3. 所管する地区防災センターの維持管理に関すること 4. 応急教育の実施及び学校教育の再開に関すること 5. 学用品の調達及び支給に関すること 6. 教育相談に関すること 7. 児童生徒のメンタルヘルスケアに関すること 8. 災対教育部の庶務に関すること
	小中学校地区防災センター運営班 ◎学務課 ○図書館課 ○ふるさと文化財課（史跡整備担当課長含む） ○市史編さん室 ○社会教育課 ○災害初動要員（地区防災センター担当※72 時間を目途に任務解除） ○小中学校職員	1. 小中学校地区防災センター開設及び運営に関すること 2. 避難所及び要配慮者保護スペースの開設及び運営に関すること 3. 応急給水栓の設置及び運営に関すること 4. 避難所運営組織の運営支援に関すること 5. 避難所における活動の記録に関すること 6. 避難者名簿の整理に関すること 7. 避難所における救援物資の要請及び受入れに関すること 8. 避難者の生活に関すること 9. 避難所の衛生対策に関すること 10. 避難所におけるボランティア活動への指示等に関すること 11. 避難者等への食事の提供に関すること 12. 被災文化財に関すること
	公民館班 ◎公民館課	1. 所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に関すること 2. 所管する二次避難所の開設及び運営に関すること

部	班	分掌事務
災対まちづくり部	都市対策班 ◎まちづくり計画課 ○環境経営課 ○まちづくり推進課 （西国分寺駅等周辺 まちづくり担当課 長含む） ○建築指導課 ○公共施設マネジメ ント課（指定職員） ○駅周辺整備課	1. 公共施設の応急危険度判定に関すること 2. 一般建築物の応急危険度判定に関すること 3. 被災宅地の危険度判定に関すること 4. 家屋被害概況の把握に関すること 5. 都市復興基本方針等の策定に関すること 6. 建築制限の実施に関すること 7. 復興対象地区の設定等に関すること 8. 復興相談所の設置及び運営に関すること 9. 自立再建に対する支援に関すること 10. 被災住宅の応急修理への対応に関すること 11. 一時提供住宅の把握及び確保に関すること 12. 応急仮設住宅建設工事に係る協力に関すること 13. 災対まちづくり部の庶務に関すること

部	班	分掌事務
災対建設環境部	都市建設班 ◎道路管理課 ○建設事業課 (街路整備担当課長含む) ○交通対策課 ○緑と公園課	1. 緊急輸送道路等の被害状況把握に関する事 2. 道路等復旧方針等の策定に関する事 3. 交通障害物の除去に関する事 4. 道路、橋梁の応急復旧に関する事 5. 用地確保利用計画の策定に関する事 6. 応急仮設住宅用地等の確保に関する事 7. 災対建設環境部の庶務に関する事
	上下水道班 ◎下水道課	1. 下水道施設の被害状況把握に関する事 2. 下水道施設復旧方針等の策定に関する事 3. 下水道施設の応急復旧に関する事 4. 応急給水に関する事 5. 飲料水の安全確保に係る協力に関する事
	環境保全班 ◎環境対策課 (清掃施設担当課長含む) ○ごみ減量推進課	1. 清掃施設の被害状況把握及び復旧に関する事 2. ごみ収集・集積計画の策定に関する事 3. ごみの臨時収集に関する事 4. 災害廃棄物処理に関する事 5. し尿処理に関する事
国分寺市消防団	消防団	1. 消防、水防及び人命の救助に関する事 2. 災害復旧に対する協力に関する事 3. 各分団詰所の被害状況調査及び安全確保に関する事 4. 警戒活動に関する事 5. 行方不明者の捜索の協力に関する事 6. 避難行動要支援者の安否の確認、救護、避難誘導その他安全の確保に関する事

● 資料3-3：国分寺市災害初動要員設置規程

(注1) 課長職を含む (注2) あらかじめ指定した者のみ

8 現地災害対策本部の分掌事務等

名称	分掌事務等
現地災害対策本部	○ 構成員 - ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長または本部員とする。 - イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 - ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 - エ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 ○ 分掌事務 - ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること - イ 東京都及び関係機関との連絡調整に関すること - ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること - エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること - オ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること - カ 各種相談業務の実施に関すること - キ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること ○ 設置場所 災害現場付近等の適切な公共施設、公共用地等

第2節 三層の活動体制

- 大地震に対して、市と市民が連携して組織的に対処し、情報伝達や物資の提供などを効率よく実施することを目的として、震度5弱以上の地震が発生した場合には、三層の活動体制を確立し、市民との連携による応急対策活動を行う。

1 三層の活動体制の確立

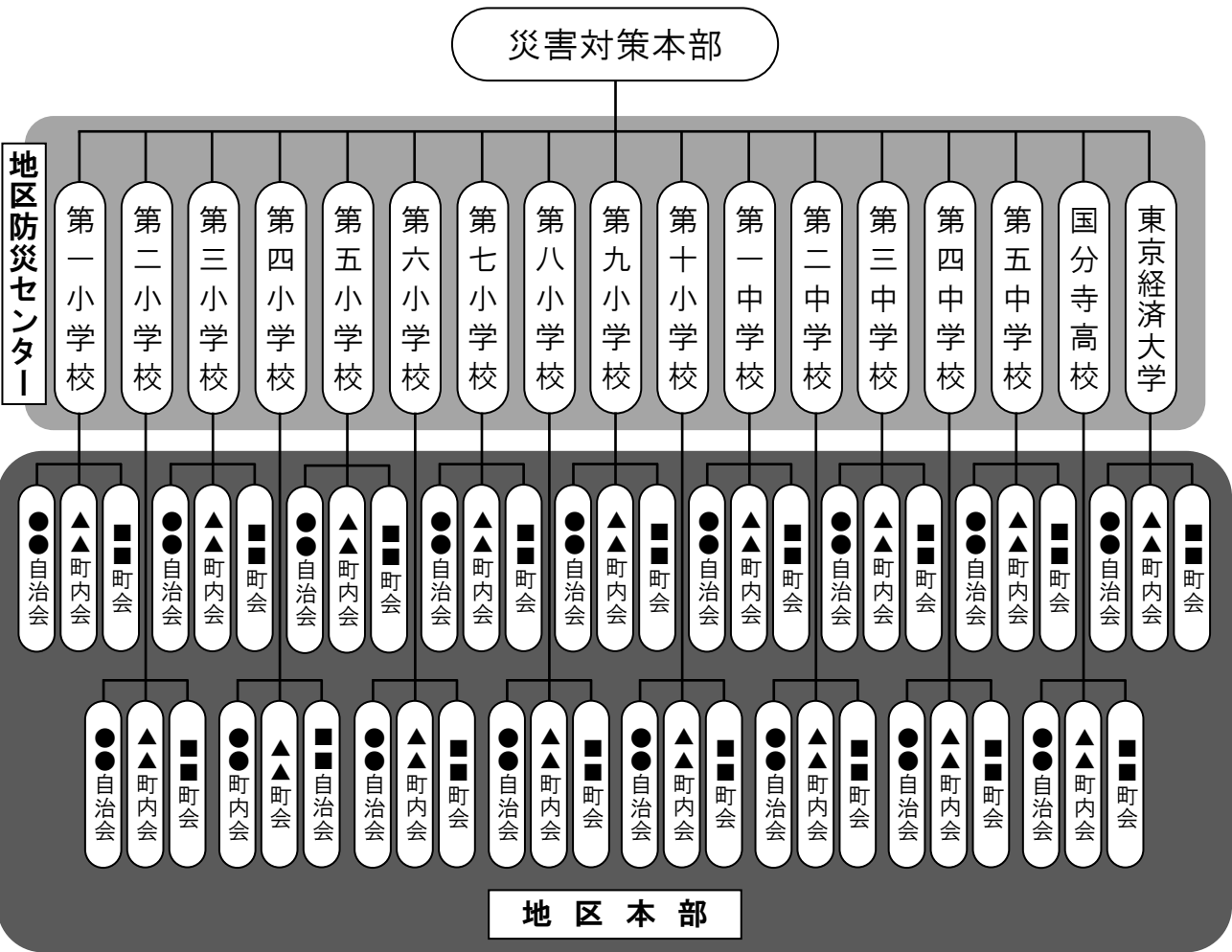
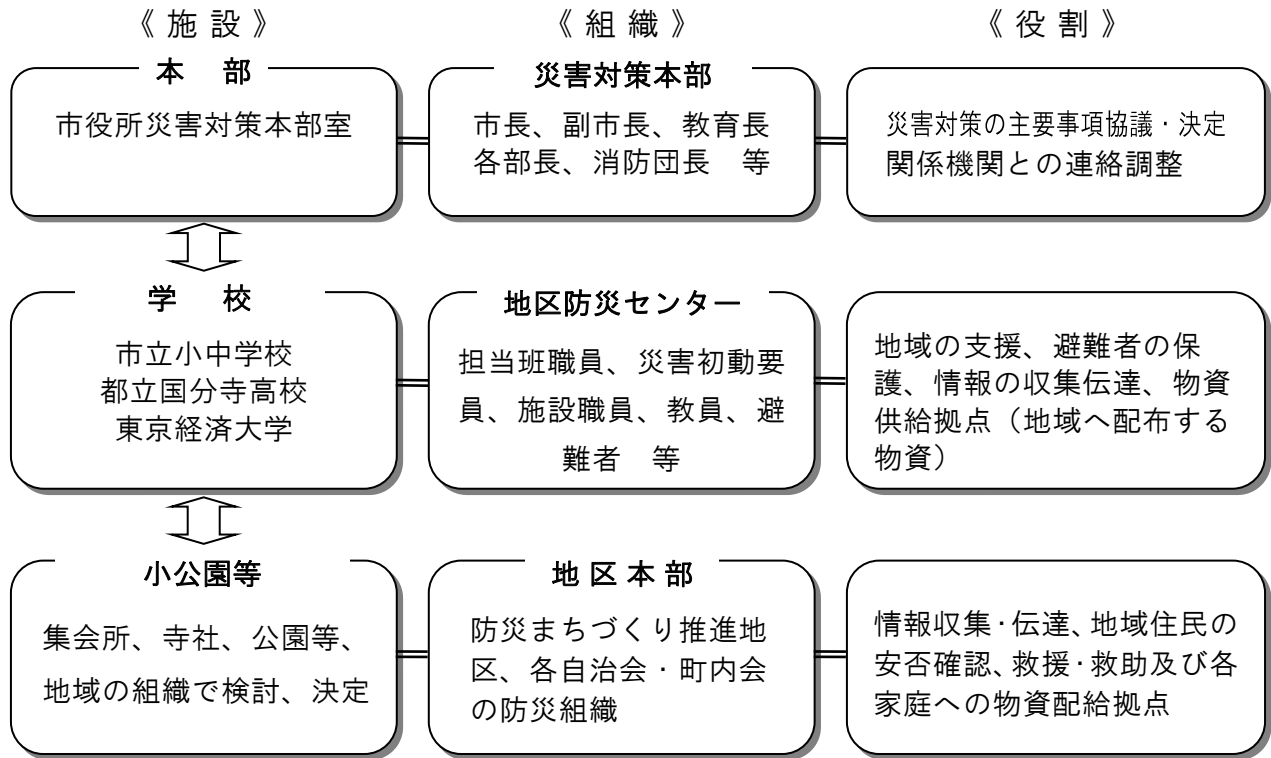
担当	対策内容
本部長	○ 本部長は、震度5弱以上の地震が発生した場合、被害状況により被災地の救援及び被災者の支援を行うために、地区防災センターを設置するとともに、自治会・町内会等防災に携わる市民組織に対して地区本部の設置を要請する。
小中学校地区防災センター運営班（災害初動要員含む） 東京経済大学地区防災センター運営班（災害初動要員含む） 国分寺高校地区防災センター運営班（災害初動要員含む） 学校管理・運営班	○ 震度5弱の地震が発生した場合、各地区防災センター運営班（災害初動要員含む）は勤務時間内外を問わずあらかじめ定められた学校に参集し、本部長の指示に基づき地区防災センターを開設する。 ○ 震度5強以上の地震が発生した場合、各地区防災センター運営班（災害初動要員含む）は自動的に地区防災センターを開設する。
地区本部長	○ 震度5弱の地震が発生した場合、地区本部長は本部長の要請または地域の被害状況に応じて地区本部を開設する。 ○ 震度5強以上の地震が発生した場合、地区本部長は自動的に地区本部を開設する。
防災推進委員、市民	○ 地区防災センター、地区本部の開設及び運営に協力する。

2 三層の組織構成と役割

組織名	運営主体	対策内容
災害対策本部	市職員	○ 本部長室は、原則として市役所災害対策本部室に設置する。 ○ 本部長室は、市幹部職員で構成し、災害対策の主要事項の協議、決定、関係機関との連絡調整を行う。 ○ 被害状況に応じて、適切な公共施設、公共用地等を選定し現地災害対策本部を開設する。
地区防災センター	市職員、 市民、 学校教員	○ 被害状況に応じて地区防災センター（市立小中学校及び都立国分寺高校、東京経済大学）を設置する。 ○ 地区防災センターは、児童生徒の安全を確保するとともに、被災地区の救援救護、避難者の保護、情報の収集伝達、物資の供給等の拠点とする。

地区本部	市民	○ 地区本部は、地区災害時待避所など、自治会・町内会等の防災組織が自主的に設置する。 ○ 地区本部は、地域住民の安否確認、救援救護、情報収集・伝達、在宅避難者の物資要望のとりまとめ及び地区防災センターから各家庭への物資配布、在宅避難者のボランティア派遣要望のとりまとめ等を行う。

図 3-2 : 三層の活動体制



第3節 職員の活動体制

1 職員の配備態勢

- 地震災害については、震度により配備態勢基準を設定する。
- 本市内で震度5弱以上の地震が発生した場合に市本部を設置し、非常配備態勢をとる。
- 市本部でいう職員とは正規職員、月額会計年度任用職員、再任用職員を指す。

表3-2：災害時の配備態勢

	態勢名称	時 期	主な活動	
			勤務時間内	勤務時間外
通常体制	警戒配備態勢	市内において震度4の地震が発生した場合	○ 情報収集 ○ 被害抑止の準備	○ 情報収集 ○ 関係機関との連絡 ○ 被害が発生した場合は関係各班に連絡
災害対策本部設置	非常配備態勢	市内において震度5弱以上の地震が発生した場合	○ 各班は体制をとり、本部長の指示により活動	○ 発災後おおむね1日は「専門的業務」は班体制で活動し、専門的業務以外は発災時の状況により優先順位の高い業務を実施 ○ 発災後おおむね1日経過より順次班体制に移行し、災害応急対策全ての活動

※ 本計画における勤務時間内とは、平日午前8時30分から午後5時15分とし、それ以外の時間を勤務時間外とする。

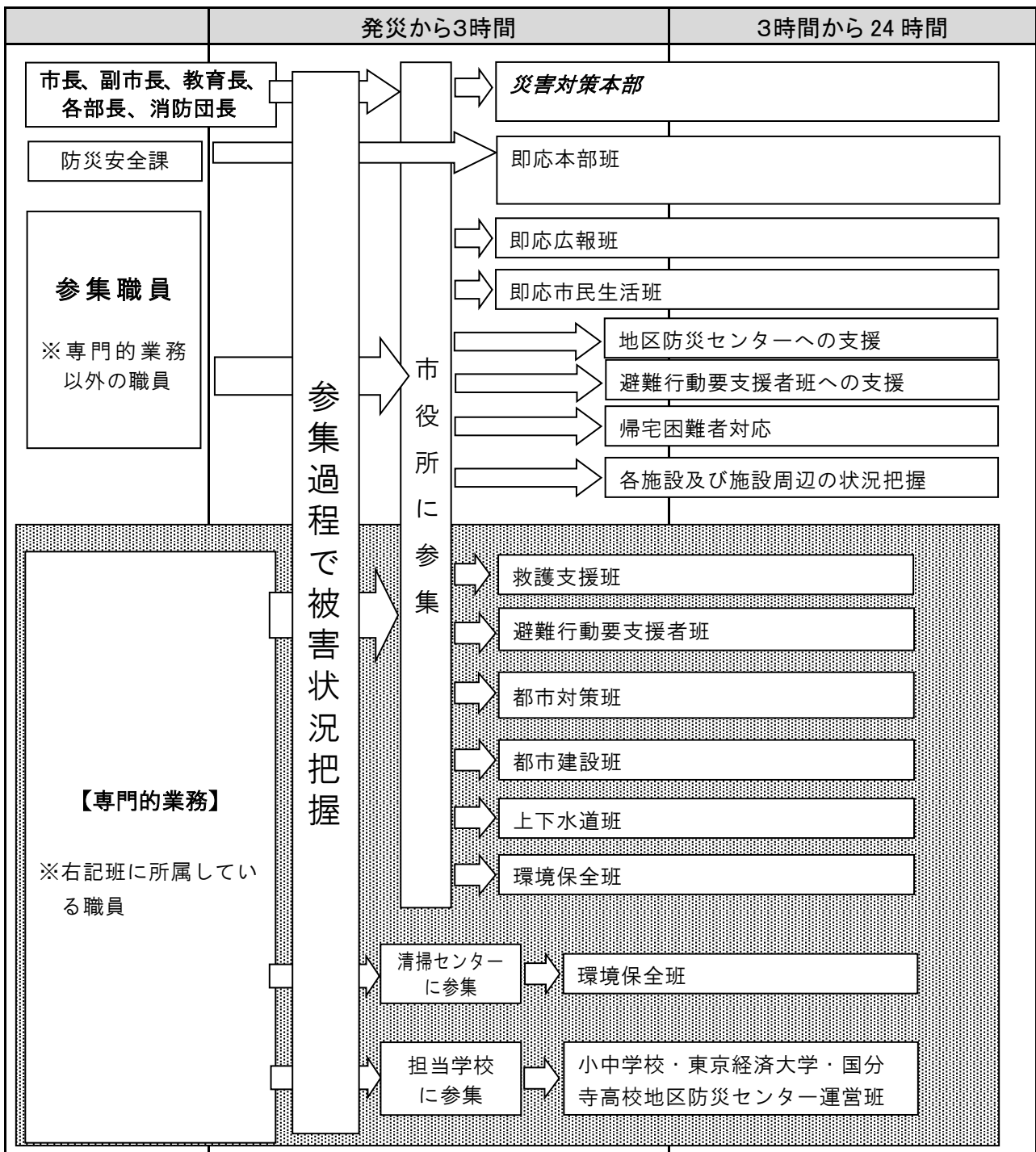
2 職員の服務

- 市本部が設置された場合は、全ての職員は市本部に移行し、次の事項を遵守して、総力をもって災害対策を実施しなければならない。
 - (1) 常に災害に関する情報及び市本部関係の指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議または出張を中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - (4) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、上司との連絡を積極的に行うこと。
 - (5) 勤務時間外に市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、自身及び家族の安全確保、住居の被害状況を確認後、早急に参集すること。

3 勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合の体制

- 勤務時間外に地震が発生すると、職員の参集時間に差が発生することから、勤務時間内と同様の体制を早期に確立することは困難であるため、勤務時間外の発災に対しては、専門的業務とそれ以外の業務に二分して対処する。
- 専門的業務に属する班は各班で体制を確立し活動する。専門的業務以外は、職員の参集順に、本部班、広報班、市民生活班に職員を割り振り、本部体制を確立する。
- その後、地震が発生した時点での優先業務を決定し、参集職員を順次割当てる。
- おおむね24時間経過後から、順次班体制に移行し、全ての災害対応業務を行う。

表3-3：勤務時間外における震度5弱以上の地震が発生した場合の体制



勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合における24時間までの分掌事務

(1) 専門的業務以外

班	構成	分掌事務
即応本部班	防災安全課は即応本部班に配置する。 即応本部班体制を確立後、即応広報班、即応市民生活班に職員を割り振る。	1. 市内の被害状況把握に関すること 2. 職員の安否状況及び参集予想時間の把握に関すること 3. 消防団の活動指示に関すること 4. 公共施設の状況把握に関すること 5. 参集職員の業務割当に関すること 6. 車両の手配に関すること 7. 必要資機材の搬出及び調達に関すること 8. 東京都、消防署等の関係機関への連絡に関すること 9. 災害対策本部会議の開催に関すること 10. 応援要請の検討に関すること 11. 応援自治体、NPO、NGO、民間団体との連絡調整に関すること 12. 避難所の開設指示に関すること 13. 参集職員の活動状況把握に関すること 14. 庁舎の安全確保に関すること 15. イントラネットの復旧に関すること 16. ドローンの運用に関すること
即応広報班		1. 広報手段の確保、広報活動の実施に関すること 2. 帰宅困難者への情報提供に関すること 3. 報道機関への対応に関すること
即応市民生活班		1. 市民対応窓口の開設に関すること
地区防災センター運営班の支援	即応本部班・広報班・市民生活班を立ち上げた後に、発災時点の状況により、業務の優先順位を決定し、参集順に職員を割り振る。	1. 地区防災センターの開設・運営に関すること
避難行動要支援者班の支援		1. 避難行動要支援者名簿に基づく安否確認に関すること
帰宅困難者の対応		1. 国分寺駅、西国分寺駅、国立駅（北口）、恋ヶ窪駅の状況把握に関すること 2. 駅滞留者への情報提供及び救護、誘導に関すること 3. 帰宅困難者一時滞在施設の設置、運営に関すること
各施設及び施設周辺の状況把握		1. 派遣先施設の状況把握に関すること 2. 派遣先施設周辺における避難誘導、救助活動、情報収集に関すること

(2) 専門的業務

班	構成	分掌事務
救護支援班	健康推進課 子育て相談室(母子保健係)	1. 医師会災害対策本部の設置・運営支援に関すること 2. 医療救護所の開設・運営に関すること 3. 市災害医療コーディネーターの補佐に関すること
避難行動要支援者班	地域共生推進課 生活福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 保険年金課	1. 避難行動要支援者名簿に基づく安否確認に関すること
東京経済大学 地区防災センター運営班 国分寺高校地区防災センター運営班 小中学校地区防災センター運営班	情報管理課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局 学務課 社会教育課 ふるさと文化財課 図書館課 災害初動要員	1. 地区防災センターの開設・運営に関すること 2. 避難所、医療救護所の開設・運営に関すること
都市対策班	まちづくり計画課 環境経営課 まちづくり推進課 建築指導課 公共施設マネジメント課(指定職員) 駅周辺整備課	1. 公共施設の応急危険度判定に関すること 2. 一般建築物の応急危険度判定に関すること 3. 被災宅地の危険度判定に関すること 4. 家屋被害概況(復興検討)の把握に関すること
都市建設班	道路管理課 交通対策課 建設事業課 緑と公園課	1. 緊急輸送道路等の被害状況把握に関すること 2. 道路等復旧方針等の策定に関すること 3. 応急復旧作業の実施に関すること
上下水道班	下水道課	1. 下水道施設の被害状況把握に関すること 2. 下水道施設復旧方針等の策定に関すること 3. 応急復旧作業の実施に関すること 4. 応急給水の実施に関すること
環境保全班	環境対策課 ごみ減量推進課	1. 清掃センターの被害状況把握、復旧に関すること 2. 施設内仮置場の確保に関すること 3. ごみ収集、集積計画の策定に関すること 4. し尿処理計画の策定に関すること

第4節 施設の活用

1 防災活動拠点

- 災害時の活動の拠点となる施設として、全庁的な機能を持つ市本部は市役所災害対策本部室を活用する。
- 災対部・班は原則として各執務室を拠点として災害対応を行う。
- 消防・警察・自衛隊・その他国等からのリエゾンは原則として市役所3階の会議室を活動拠点場所とする。
- 医師会災害対策本部はいずみプラザを活用する。緊急医療救護所はいずみプラザ内に設置する。市災害医療コーディネーターは健康推進課執務室または防災安全課執務室内を活動拠点場所とする。
- 他自治体の大規模な応援が必要な業務は、市役所3階のフリースペース等を発災後のフェーズに合わせて活用する。
- 市民との連携の拠点となる地区防災センターは、小中学校及び都立国分寺高校、東京経済大学を活用する。地区防災センターには、避難場所（校庭）、避難所、要配慮者保護スペース、医療救護所（市立中学校）、（仮称）地域情報連絡所を開設する。
- 自治会・町内会等の市民の防災組織に対しては、各組織の活動拠点に地区本部の設置を要請し、地区防災センターと連携した応急対策活動を実施する。

表3-4：災害時の活動拠点となる施設

発災時の活用	施設名	I P 無線	倉庫
災害対策本部	本部：市役所災害対策本部室	○	○
	各部・課執務室、会議室等	△	○
医師会災害対策本部	いずみプラザ2階（国分寺市医師会・公衆衛生センター・訪問看護ステーション）	○	○
地区防災センター	第一小学校	○	○
	第二小学校	○	○
	第三小学校	○	○
	第四小学校	○	○
	第五小学校	○	○
	第六小学校	○	○
	第七小学校	○	○
	第八小学校	○	○
	第九小学校	○	○
	第十小学校	○	○
	第一中学校	○	○
	第二中学校	○	○
	第三中学校	○	○
	第四中学校	○	○
	第五中学校	○	○
	都立国分寺高校	○	○
	東京経済大学	○	○
地区本部	自治会・町内会等の活動拠点	×	×

- 資料3-4：避難所施設利用に関する協定書（都立国分寺高校）
- 資料3-5：地区防災センターの管理運営に関する協定書（東京経済大学）

2 避難所・二次避難所

- 避難所は、自宅で生活することが困難な被災者の生活の場となるものであり、地区防災センターに開設する。地区防災センターには、避難所と合わせて要配慮者保護スペースも開設する。
- 地区防災センターの避難所で生活が困難な要配慮者に対しては、地域センター、福祉施設、図書館・公民館、市立保育園等に二次避難所を開設し誘導する。

表3-5：避難所となる施設

発災時の活用	施設名	I P無線	倉庫
避難所・要配慮者保護スペース	市立小中学校、都立国分寺高校、東京経済大学	○	○
二次避難所	西町プラザ（にしまち児童館を除く）	○	○
	内藤地域センター	○	○
	北町地域センター	○	○
	北の原地域センター	○	○
	本町・南町地域センター	○	×
	もとまちプラザ	○	○
	福祉センター・生きがいセンターとくら	○	×
	室内プール・生きがいセンターこいがくぼ	×	×
	さわやかプラザもとまち	○	○
	障害者センター	×	○
	いきいきセンター	○	×
	恋ヶ窪公民館・図書館	○	○
	光公民館・図書館	○	×
	もとまち公民館・図書館	○	×
	本多公民館・図書館	○	×
	並木公民館・図書館	○	×
	いずみホール	○	×
	ひかりプラザ	○	×
	こくぶんじ保育園	×	×
	ひかり保育園	×	×
	恋ヶ窪保育園	×	×

3 福祉避難所

- 福祉避難所は、市と福祉施設を運営する法人等による協定に基づき、市からの要請に伴い設置する避難所である。
- 私立保育園は原則として0～3歳未満の乳幼児とその家族を、障害者施設は障害の種類に応じた被災障害者と介護者を、高齢者施設は被災高齢者と介護者を対象として受入れを行う。

(1) 障害者(児)対象

施設名	所在地	運営主体
ピア国分寺	南町3-4-4	(福) はらからの家福祉会
さつき共同作業所	東元町3-4-19 1階	
希望園	戸倉4-14-7	(福) けやきの杜
ワークセンターさくら	戸倉3-1-1	
地域活動支援センター虹	戸倉4-14	
ともしび工房	西恋ヶ窪4-10-2	(福) ななえの里
Ann Bee	西元町3-6-14	(福) Ann Bee
クラブかたつむり	日吉町4-29-12	(福) 東京聴覚障害者福祉事業協会
地域デイグループ事業ET教室	東戸倉2-10-34	(福) ココロ学舎
ハッピーテラス国分寺	南町2-17-4 国分寺南町ビューハイツ 101	(株) クエスト

(2) 乳幼児対象

施設名	所在地	運営主体
浴光保育園	東恋ヶ窪4-5-1	(福) 浴光会
やなぎ保育園	日吉町1-46-7	(福) 日吉会
千春第二保育園	戸倉1-22-2	(福) 千春会
国分寺Jキッズステーション	南町3-20-3	(福) 桑の実会
西国分寺保育園	西恋ヶ窪2-18-1	(福) 国立保育会
まなびの森 ぶんじっこ保育園	本町4-22-9	(株) こどもの森
アスクこくぶんじ南町保育園	南町1-13-9	(株) 日本保育サービス
ポッポのもり保育園	西恋ヶ窪3-5-25	(福) つくしんぼ共同保育会
ポッポのはな保育園	日吉町1-2-14	(福) つくしんぼ共同保育会
まなびの森 保育園ピコ国分寺	南町3-11-7	(福) じろう会
まなびの森 にしこくワンダーランド保育園	西元町2-7-9	(福) じろう会
富士本保育園	富士本2-30-4	(福) 国立保育会
ともだちの森保育園	高木町1-22-41	(福) 森友会
くるみの木保育園	西町5-8-8	(福) 大樹の会

施設名	所在地	運営主体
えがいの森保育園	西恋ヶ窪4-17-18	(福) 森友会
こもれびの森保育園	東恋ヶ窪5-8-3	(福) 森友会
ひよし保育園	戸倉2-27-6	(福) 村山苑
ひだまりの森保育園	富士本1-2-16	(福) 森友会
ほんだ保育園	本多3-14-12	(福) 菊美会
グローバルキッズ西国分寺園	西恋ヶ窪3-18-5	(株) グローバルキッズ
明国保育園	東恋ヶ窪3-5-7	(福) 明王会
ベネッセ国分寺保育園	本多3-1-7	(株) ベネッセスタイルケア
桑の実西国分寺保育園	西恋ヶ窪1-32-15	(福) 桑の実会
明美保育園	南町3-28-3	(福) 明王会
国分寺エンジェル保育園	東恋ヶ窪4-29-10	(福) 勇志会
あそびの森保育園	東恋ヶ窪2-11-1	(福) 森友会
あしたの森保育園	本町4-12-6	(福) 森友会
しんまち保育園	新町1-7-11	(福) 清心福祉会
キッズガーデン国立駅前	光町1-43-17	(株) Kids Smile Project

(3) 高齢者対象

施設名	所在地	運営主体
特別養護老人ホーム サンライト	西町1-31-2	(福) 浴光会
特別養護老人ホーム かがやき	東恋ヶ窪2-17-2	(福) 浴光会
高齢者在宅複合施設 あじさい苑	東恋ヶ窪3-23-8	(福) 浴光会
至誠ホーム ミンナ	並木町3-12-2	(福) 至誠学舎立川
西恋ヶ窪にんじんホーム	西恋ヶ窪1-50-1	(福) にんじんの会

4 補助施設

- 補助施設は、地区防災センターの避難所や二次避難所、福祉避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合における補助施設として位置づけるほか、医師の巡回診療やメンタルヘルスケア会場、幼児・児童の遊び場所など、被災状況に応じた施設として活用する。

発災時の活用	施設名	I P 無線	倉庫
補助施設	第一・第二東元町学童保育所	×	×
	第一光町学童保育所	×	×
	第二光町学童保育所	×	×
	第三・第四光町学童保育所	×	×
	第一・第二東恋ヶ窪学童保育所	×	×
	第一・第二泉町学童保育所	×	×
	第三泉町学童保育所	×	×
	第一日吉町学童保育所	×	×
	第二・第三日吉町学童保育所	×	×
	第一・第二新町学童保育所	×	×
	第一本多学童保育所	×	×
	第二・第三本多学童保育所	×	×
	西町学童保育所	×	×
	西恋ヶ窪学童保育所	×	×
	戸倉学童保育所	×	×
	本多児童館	×	×
	いずみ児童館	×	×
	にしまち児童館	○	×
	しんまち児童館	×	×
	ひかり児童館	○	×
	もとまち児童館	×	○
	子ども家庭支援センター・生きがいセンター ひかり	×	×
	児童発達支援センターつくしんぼ	×	×
	アクティ・ココブンジ	×	×
	学童保育所 かがやき	×	×
	総務省情報通信政策研究所	×	×

5 避難場所

- 被害の拡大に対応した避難場所を確保する。
- 風水害時の指定緊急避難場所は第6部風水害応急対策計画を参照

地区災害時待避所	災害発生直後、生命及び身体の安全を確保するために、緊急的に避難する場所。また、被災地の自治会・町内会等が住民の安否確認等の活動をするために活用。
避難場所	被災地に高齢者等避難、避難指示等が発令された場合に、被災地から避難する場所。
広域避難場所	避難場所が危険な場合に、避難場所から集団で避難する場所。
緊急避難場所	国分寺駅、西国分寺駅の乗降客等が避難する場所。

表3-6：地区災害時待避所・避難場所・広域避難場所・緊急避難場所となる施設

発災時の活用	施設名	I P無線	倉庫
地区災害時待避所	防災協力農地、自治会・町内会等が設定した場所	×	×
避難場所	市立小中学校校庭、都立国分寺高校校庭、東京経済大学構内	○	○
広域避難場所	けやき公園・小平南高校一帯	○	○
	史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯	×	×
	情報通信研究機構・東京学芸大学一帯	×	×
	都立武蔵国分寺公園	×	×
	小平市中央公園（小平市）	×	×
緊急避難場所	都立殿ヶ谷戸庭園西側公園	×	○
	早稲田実業学校	×	×
	泉町多喜窪公園	×	×

6 生活支援

- 飲料水は、2 箇所の給水拠点、17 箇所の避難所応急給水栓等及び 21 箇所の消火栓より給水する。
- ごみ・災害廃棄物の処理は、清掃センター及び史跡国分寺僧寺跡一帯を活用する。
- 生活物資、救援物資は、スポーツ施設を集積・輸送拠点として活用する。
- 仮設住宅は、公園施設を設置場所として活用する。

表 3-7：被災者の生活支援に活用する施設

発災時の活用	施設名	I P 無線	倉庫
給水拠点	国分寺北町給水所	×	△(※1)
	東恋ヶ窪配水所	×	△(※1)
避難所応急給水栓	各地区防災センター	○	○
消火栓 ※ 応急給水可能として都水道局から指定を受けた消火栓	各地区防災センター	△(※2)	×
	内藤地域センター	○	○
	窪東公園	×	○
	さわやかプラザもとまち	○	○
	西国分寺駅南口自転車駐車場	×	○
ごみ・災害廃棄物処理	清掃センター	○	×
	史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯	○	×
生活物資の集積・輸送拠点	市民スポーツセンター	○	○
	市民ひかりスポーツセンター	○	×
応急仮設住宅建設用地	都立武蔵国分寺公園泉地区	×	×
	けやき運動場	○	○
	窪東公園	×	○
	北町公園	×	×

※1 給水拠点の倉庫は東京都が設置・管理している。

※2 給水設備を活用する場合の連絡手段は、付近の地区防災センターに配備している I P 無線機を活用する。

7 救援・救護

- 他市町村からの支援、ボランティア等の活動拠点は、市民スポーツセンターとする。
- 自衛隊、緊急消防援助隊等の救出・救助は、史跡武蔵国分寺跡（尼寺）、市立黒鐘公園を活動拠点とする。
- 災害時ヘリコプター緊急離着陸場は、窪東公園及び指定された小中学校を活用する。

表 3-8：救援・救護に活用する施設

発災時の活用	施設名	I P 無線	倉庫
ボランティア活動拠点施設	市民スポーツセンター	○	○
救出・救助部隊の活動拠点	史跡武蔵国分寺跡（尼寺）	×	×
	黒鐘公園	×	×
ヘリコプター緊急離着陸場	窪東公園	×	○
	第四小学校	○	○
	第一中学校	○	○
	第二中学校	○	○
	第三中学校	○	○
	第四中学校	○	○
	第五中学校	○	○
一時の遺体収容所（予定）	市民スポーツセンター・ ひかりスポーツセンター	○	○

8 帰宅困難者対応

- 駅周辺の滞留者で徒歩帰宅が困難な帰宅困難者を受け入れるため、国分寺駅、西国分寺駅、国立駅（北口周辺）、恋ヶ窪駅付近の施設を帰宅困難者一時滞在施設として開設する。
- ターミナル駅の混乱防止対策を推進する。
- 都は、オープンイノベーションフィールド多摩国分寺館及び都立多摩図書館、都立国分寺高校、都立小平南高校を帰宅困難者のための一時滞在施設として設置・運営する。

表 3-9：帰宅困難者を支援する施設

発災時の活用	施設名	I P 無線	倉庫
国分寺駅周辺での受入れ	本町・南町地域センター	○	×
	本多公民館	○	×
	cocobunji プラザ	○	×
西国分寺駅周辺での受入れ	いずみホール	○	×
国立駅北口周辺での受入れ	ひかりプラザ 203・204 会議室	○	×
恋ヶ窪駅周辺での受入れ	恋ヶ窪公民館	○	○

9 その他の施設

- 予備施設は、利用者の安全を確保した後に一時閉鎖し被害状況を把握し、被害状況に応じて有効に活用する。

表 3-10：その他災害対策で活用する施設

発災時の活用	施設名	I P 無線	倉庫
予備施設	文化財資料展示室	×	×
	民俗資料室	×	○
	本多武道館	×	×
	多喜窪公会堂	×	×
	生きがいセンターほんだ	×	×

10 公共空間の使用調整

- 使用調整の主旨
- 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、市本部で総合的に調整する。
- オープンスペースの使用調整

(1) 市有施設

- ア 市が管理する市立公園等のオープンスペースの使用については、都市建設班が中心となり、調整を行う。
- イ オープンスペースの使用目的は、被災後の時間の経過とともに変化することから、都市建設班は、定期的に各オープンスペースの使用責任者に対して使用状況に関わる報告を求め、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

(2) 都府施設

- ア 都が管理する都立公園等のオープンスペースの使用にあたっては、市災対本部会議における審議を経たうえで、本部班が市の利用要望を都本部に提出する。
- イ 市がオープンスペースを使用する場合は、本部班が、その使用状況を定期的に都本部に報告する。
- ウ 都本部は、オープンスペース使用調整会議において、市の利用要望と、都等の使用見込みとの調整を行う。
- エ 都のオープンスペース使用調整会議は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

第5節 防災会議の招集

- 市内に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があると認められるときは、市防災会議の委員は、会長である国分寺市長に市防災会議の招集を要請する。

第6節 関係機関の活動体制

1 責務

- 防災関係機関等は、市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、法令、都防災計画、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、それぞれ災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動体制

- 防災関係機関は、前記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準等をあらかじめ定めておくものとする。
- 資料3-6：関係機関の活動体制

第2章 情報の収集・伝達

- 災害発生時には、通常使用している固定電話や携帯電話は回線の集中等により関係機関との主要な連絡手段として活用することは難しいため、速やかにＩＰ無線機等が使用できるように準備し、情報連絡体制を確立する。
- 災害発生直後は市、関係機関及び市民がそれぞれの立場から被災状況等の情報収集活動を展開し、市の被災状況全体を明らかにする。
- 市本部で整理した情報を様々な手段で市民に広報する。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 情報連絡体制	本部班、広報班、各地区防災センター運営班、市民生活班、各班	都、国分寺消防署、小金井警察署、市民、事業者、防災推進委員、自治会等、その他防災関係機関
第2節 災害予警報の発表・伝達	関係班	事業者
第3節 被害状況等の情報収集体制	本部班、各班、国分寺市消防団	都、市民、防災推進委員、事業者、国分寺消防署、小金井警察署、その他防災関係機関
第4節 広報広聴活動	本部班、広報班、各地区防災センター運営班、被害認定調査班、公民館班、避難対策班、市民生活班、各班、国分寺市消防団	都、国分寺消防署、小金井警察署、東京電力パワーグリッド立川支社、東京ガスグループ、ＪＲ東日本、西武鉄道、防災推進委員

<主な期間の応急復旧活動>

機 関 名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○ 通信機器の確認 ○ I P 無線機の設置・運用開始 ○ 情報システム稼働確認・復 ○ 被害状況等の情報収集 ○ 広報活動の実施 ○ 報道機関への対応		
都		○ 通信機器の確認 ○ 市への災害情報の提供 ○ 被害情報のとりまとめ、国への報告		
国分寺消防署		○ 通信機器の確認 ○ 市及び第八方面本部等との連絡 ○ 被害情報のとりまとめ、都等への報告		
小金井警察署		○ 広報活動の実施 ○ 通信機器の確認 ○ 市及び管内交番等との連絡 ○ 被害情報のとりまとめ、都等への報告		
防災関係機関		○ 広報活動の実施 ○ 通信機器の確認 ○ 市本部への報告 ○ 広報の実施		

第1節 情報連絡体制

1 情報連絡手段の確保

災害時には、表3-11に示す有線、無線、口頭による連絡手段を確保する。

担当	対策内容
各班	○ 各課が所管する電話、FAX、庁内イントラネット及び各課で導入した情報システム、IP無線機が使用できるかを確認する。 - 使用できない場合は、口頭連絡員を配置し、本部に報告する。
本部班 広報班	○ 市本庁舎の内線電話及び一般電話、FAXが使用できるかを確認し、使用できる場合は災害時優先電話(※)に指定されている電話機を中心に活用する。使用できない場合は、応急修理を手配する。 ○ 東京都防災行政無線が使用できるかを確認する。使用できない場合は、協定に基づき国分寺消防署に配備されている消防電話用通信設備を活用する。 ○ 市防災行政無線（固定系・移動系）が使用できるかを確認する。 ○ IP無線機を適切に設置し、通信可能な状態にする。 ○ 庁内イントラネットの状況が使用できるかを確認する。

※ 災害時優先電話：あらかじめNTTが指定していた電話機から発信すれば、被災地及びその途中にある全ての電話設備が被災しない限り、優先的に通話を確保される。

● 資料3-7：非常通信の運用に関する協定書

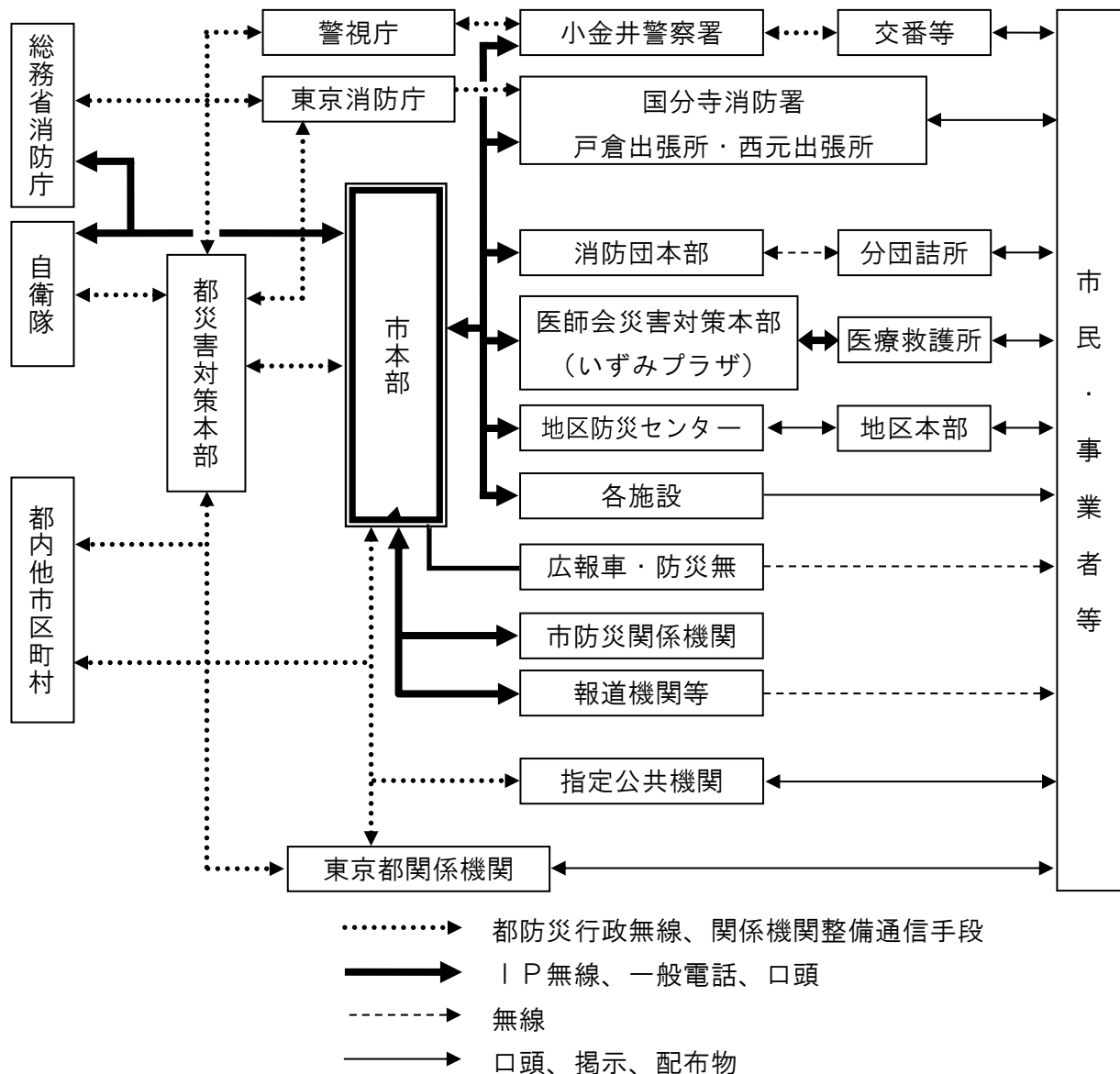
表3-11：災害時の連絡手段

主な連絡手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	関係機関、庁内、各施設等
	災害時優先電話	
	庁内イントラネット	庁内、各施設等
無線	都防災行政無線	都、関係機関、都内市区町村
	IP無線	関係機関、各施設等
	市防災行政無線（移動系）	災害現場、消防団詰所
	市防災行政無線（固定系）	市内全域
口頭	連絡員による伝達	機器による通信手段が使用できない場合における庁内、各施設等

2 情報連絡体制の確立

機関名	内 容
市	○ 本部班は、東京都防災行政無線、都災害情報システム（DIS）を活用し、都本部に対する情報連絡体制を確立する。 ○ 本部班は、東京都防災行政無線が使用不能となった場合、協定に基づき国分寺消防署に配備されている消防電話用通信設備のうち電話またはFAXを活用し、都本部に対する情報連絡体制を確立する。 ○ 本部班は、情報の収集及び伝達に関する担当者を配置する。 ○ 夜間休日における都との連絡は宿直が担当する。宿直室に都防災行政無線が配置されているため活用する。
小金井警察署	○ IP無線を活用し、市本部との連絡体制を確立する。 ○ 警察無線、警察電話を活用し、管内交番、駐在所及び地域安全センターとの連絡体制を確立する。
国分寺消防署	○ IP無線を活用し、市本部との連絡体制を確立する。 ○ 消防・救急デジタル無線、消防電話を活用し、管内消防出張所、第八消防方面本部、警防本部、他の署隊本部との連絡体制を確立する。
都	○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関との連絡体制を確立する。 ○ 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部または総務省消防庁、及び他府県等との通信連絡体制を確立するほか、中央防災無線を利用して関係省庁との連絡体制を確立する。 ○ 市区町村との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図ることを目的に、情報連絡要員を各市区町村へ派遣する。
その他防災機関	○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により連絡体制を確立する。 ○ 無線通信手段を有しない協定団体等の防災機関は、電話・FAX・携帯電話等の通信機器の点検を行い、利用に支障がある場合は、口頭による連絡手段を前提とした体制を確立する。

図 3-3：災害時の情報連絡系統



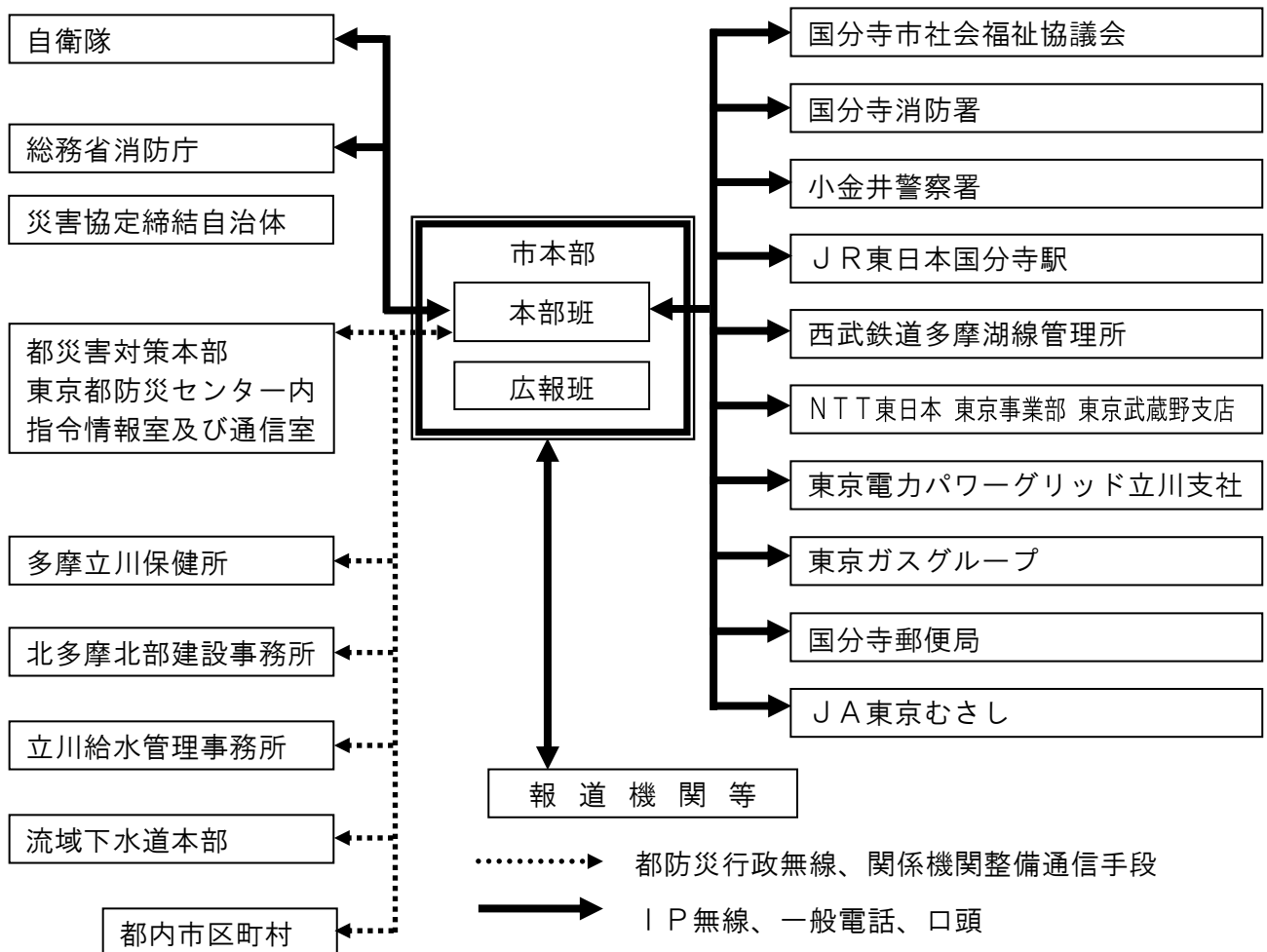
3 市内部の情報連絡体制

- 一般電話が使用できない場合における市内部の連絡は I P 無線機を活用する。
- I P 無線機は本部設置が 17 台のため、連絡が集中する可能性があることに留意する。

4 市と関係機関の連絡体制及び手段

担当	対策内容
本部班	○ 本部班は下図に示す行政機関及び指定公共機関との調整・情報連絡体制を確立する。
広報班	○ 広報班は、報道機関との連絡体制を確立する。

図3-4：関係機関との連絡体制

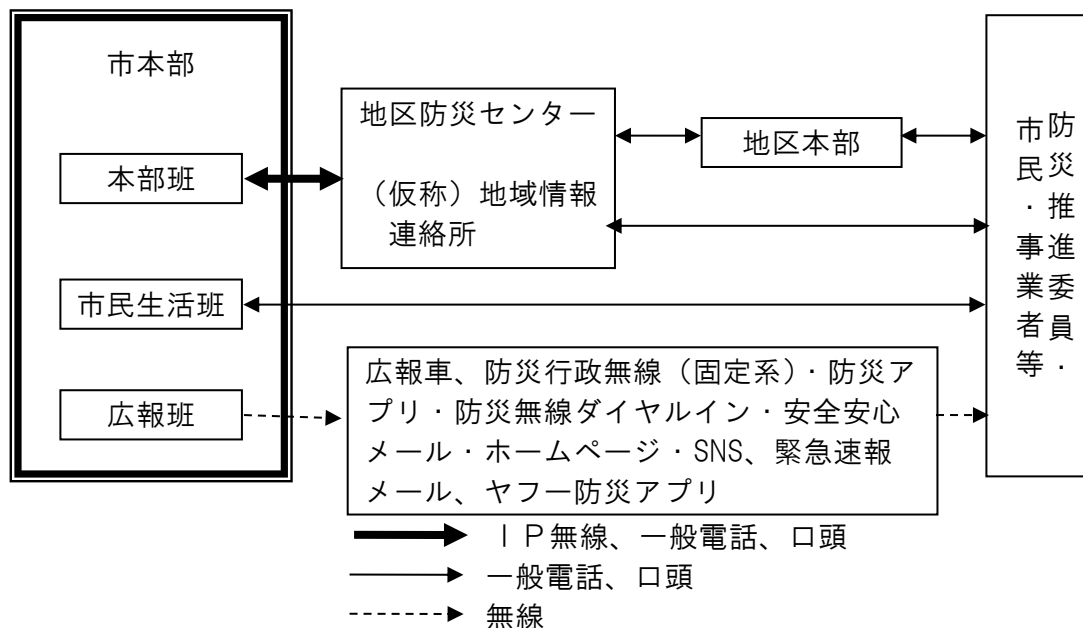


※ 帰宅困難者等に関する鉄道会社各駅（JR 国分寺駅、西国分寺駅、国立駅、西武国分寺駅、恋ヶ窪駅）との連絡については、JR 国分寺駅が拠点となり市本部と連絡をとる。

5 市と市民の連絡体制及び手段

担当	対策内容
市民生活班	○ 市役所に市民対応窓口を開設し、有線及び口頭による市民からの情報を把握する。
各地区防災センター運営班	○ 地区防災センターに「（仮称）地域情報連絡所」を開設し、周辺住民からの情報を本部班に連絡する。
広報班	○ 広報車、防災行政無線（固定系）等を活用し、市民に情報を提供する。
自治会等	○ 自治会・町内会等区域内の住民の状況を地区本部でとりまとめ、地区防災センターに連絡する。
防災推進委員	○ 地域の被害状況を最寄りの地区本部、（仮称）地域情報連絡所、市民対応窓口連絡する。
市民・事業者	○ 自宅周辺等の状況を最寄りの地区本部、（仮称）地域情報連絡所、市民対応窓口連絡する。
防災推進委員 市民	○ （仮称）地域情報連絡所を運営し、地域住民から寄せられる被害情報等を取りまとめる。

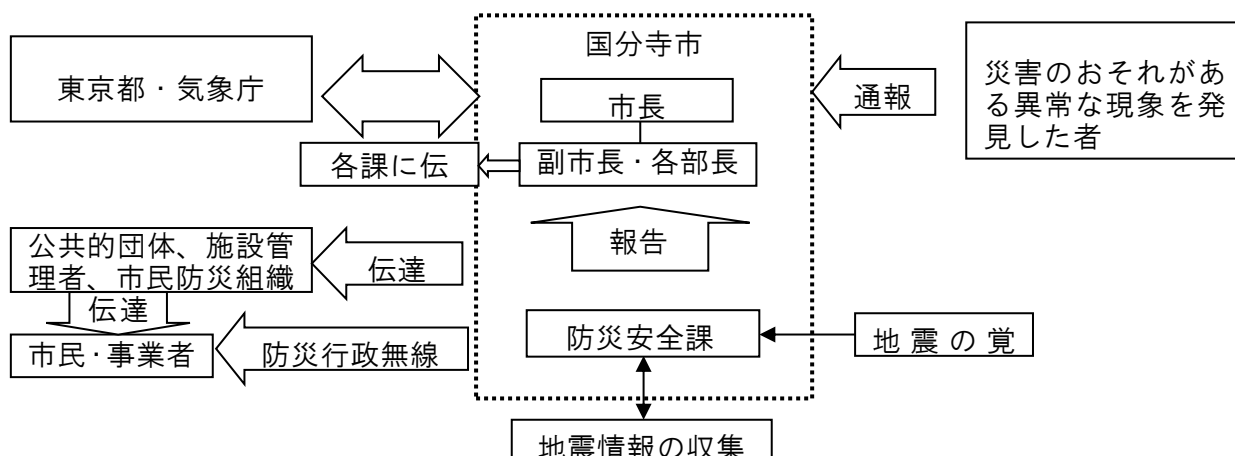
図 3-5：市と市民の連絡体制



第2節 災害予警報の発表・伝達

担当	対策内容
市本部関係部課	○ 防災安全課は、地震を覚知したときは、地震計ネットワーク、都災害情報システム（DIS）、テレビ、ラジオ等を利用し、市内及び近隣地域の地震情報を収集するとともに、必要に応じて市長、副市長、教育長、各部長に報告する。 ○ 報告を受けた各部長は、その内容に応じた適切な措置を講じ、各課、出先機関に伝達する。 ○ 震度5弱以上の地震が発生した場合、職員安否確認システムが自動配信されるため、回答可能な職員は即座に応答する。 ○ 国分寺消防署に設置された震度計において震度5弱以上の地震を観測した場合は、市役所の放送設備が自動起動し、職員及び来庁者に情報を伝達する。 ○ 気象庁により国分寺市の最大震度が震度5弱以上であることが確定すると、Jアラートにより、防災行政無線（固定系）が自動起動し、市民へ情報を伝達する。また、防災行政無線による放送に合わせて、防災アプリ、安全安心メール、防災無線ダイヤルイン、市ホームページ、SNSによる情報の多層配信が行われる。 ○ 最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の地震が予見された場合に、国分寺市に強い揺れ（震度4以上または長周期地震動階級3以上）が予想される場合に、Jアラートによる防災行政無線及び多層配信、yahoo 防災速報アプリやエリアメールで情報発信が行われる。 ○ 市長は必要に応じ、管内の公共的団体、防災に関する市民組織に伝達し、住民への周知を図る。
市民・事業者	○ 災害のおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長または警察官に通報する（災害対策基本法第54条）。 ○ 通報を受けた市長は、東京都（総合防災部）及び気象庁に通報する。
国分寺消防署	○ 警防本部から災害に関する予警報の連絡を受けた場合は、市本部へ連絡するとともに市民に周知を図る。 ○ 地震に起因する水防情報を得た場合には、関係機関に通報し市民に周知を図る。

図 3-6：災害予警報の伝達方法



第3節 被害状況等の情報収集体制

1 初動期の情報収集

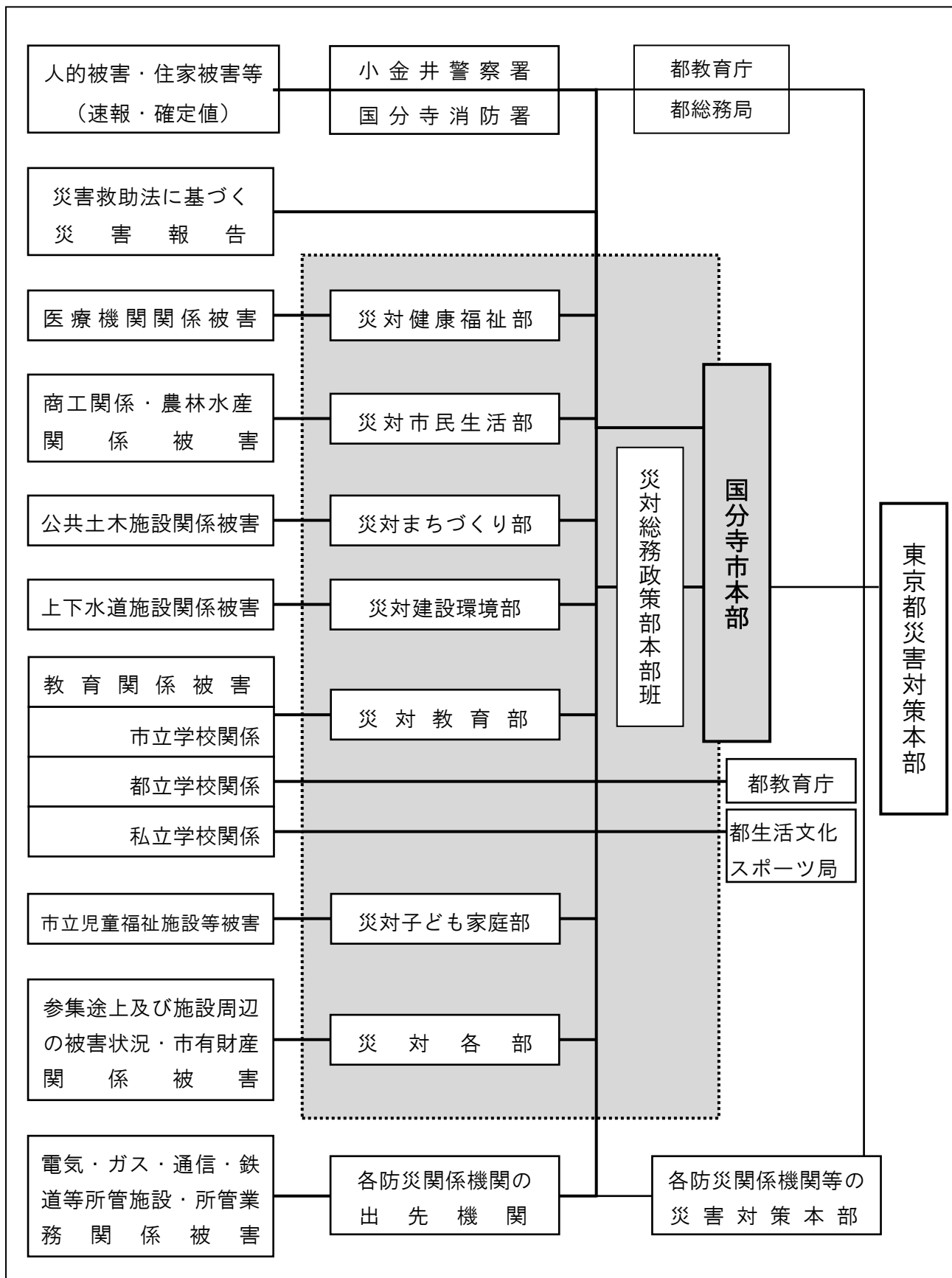
- 災害発生時には、各班、関係機関は速やかに被害情報を収集するとともに、応急対策活動の状況と併せて、本部班に報告する。市長は、被害の具体的な状況を都に報告する（災害対策基本法第53条第1項、消防組織法第22条）。

担当	対策内容	
各職員	勤務時間内	○ 初動期の活動中に見聞した内容を、地区防災センターまたは各班に戻り報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞した内容を本部班または各班に報告する。
	勤務時間内外共通	○ 防災アプリに搭載されている「被害状況報告」機能を積極的に活用する。
各班	○ 所属職員の見聞した情報を収集し各部長に報告する。	
本部班	○ 都、関係機関と連絡をとり、災害情報等を収集するとともに、各班の報告及び防災アプリの「被害状況報告」に寄せられた情報を集約する。 ○ 【情報集約の留意点】 ○ 災害の全体像を把握する。 ○ 情報未収集地区の収集手立てを講ずる。 ○ 情報の確認、未確認の区分を明確にする。 ○ 災害危険診断地図に基づき、二次被害の拡大のおそれのある地区の情報収集に努める。	

表 3-12：初動期の把握情報一覧

担当	把握すべき情報の内容
本部班	来庁市民の被害
人員管理班	職員の被害
資源管理班	庁舎の被害
被害認定調査班	恋ヶ窪駅、国分寺駅、西国分寺駅、国立駅周辺の被害・帰宅困難者状況、 帰宅困難者一時滞在施設の開設運営状況
議会班	議員の被害
救護支援班	医療機関の被害、市内の人的被害、医療救護所の開設運営状況
避難行動要支援者 班	避難行動要支援者の安否確認進捗状況、社会福祉施設の被害
保育・子育て支援班	園児の被害、児童・幼児の被害
子ども庶務班	施設の被害
市民生活班	市民対応窓口を通じた市民からの情報、
避難対策班	帰宅困難者一時滞在施設の開設運営状況
学校管理・運営班	児童生徒の被害、地区防災センター開設運営状況
各地区防災センタ ー運営班	地区本部、防災推進委員等と協力し地域の被害、避難者の状況（人数・負 傷）
公民館班	帰宅困難者一時滞在施設の開設運営状況
都市対策班	市内全域の建物被害概要、公共施設の応急危険度判定進捗
都市建設班	緊急輸送道路等主要道路の被害
上下水道班	下水道施設の被害状況、応急給水進捗状況
環境保全班	清掃施設の被害状況
各施設	職員・施設利用者の被害、施設及び周辺の被害
地区本部	自治会・町内会等区域内の住民・建物等の被害
国分寺市消防団	火災発生状況、建物被害、人的被害
防災推進委員 市民・事業者等	建物被害、人的被害、火災発生状況、交通障害物の有無

<各機関の報告体制図>



2 報告体制

機関名	内容																											
本部班	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。 (1) 報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所または地域、被害状況（被害の程度は、認定基準（資料第 71「被害程度の認定基準」別冊 P117）に基づき認定）、災害に対して既に行った措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項 (2) 報告の方法 原則として、システム端末の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX 等により報告する）。 (3) 報告の種類・期限等 <table><tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr><tr><td colspan="2">発災通知</td><td>即時</td><td>発災情報</td></tr><tr><td colspan="2">被害措置概況速報</td><td>即時及び都が通知する期限内</td><td>災害総括 被害情報 措置情報</td></tr><tr><td colspan="2">要請通知</td><td>即時</td><td>要請情報</td></tr><tr><td rowspan="2">確定報告</td><td>災害確定報告</td><td>応急対策を終了した後 20 日以内</td><td>災害総括</td></tr><tr><td>各種確定報告</td><td>同上</td><td>被害情報 措置情報</td></tr><tr><td colspan="2">災害年報</td><td>毎年 4 月 20 日</td><td>災害総括</td></tr></table> (4) 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第 3 部第 18 章災害救助法の適用に定めるところによる。 (5) 国への報告 都への報告ができない場合、直接、国（総務省消防庁）に報告する。 【国（総務省消防庁）連絡先】 TEL 03-5574-0119 FAX 03-5574-0190	報告の種類		入力期限	入力画面	発災通知		即時	発災情報	被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報	要請通知		即時	要請情報	確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報	災害年報		毎年 4 月 20 日	災害総括
報告の種類		入力期限	入力画面																									
発災通知		即時	発災情報																									
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報																									
要請通知		即時	要請情報																									
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括																									
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報																									
災害年報		毎年 4 月 20 日	災害総括																									
小金井警察署	○ 各方面本部、各警察署及びヘリコプターテレビから収集した情報を、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 ○ 主な収集事項は、家屋の倒壊状況、死者・負傷者等の状況、収容道路・高速道路・橋及び交通機関の状況、住民の避難状況、火災の拡大状況、堤防・護岸等の破損状況、電気・水道・ガス・通信施設の状況、その他とする。																											

機関名	内容
国分寺消防署	○ 各消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、次の手段により収集した情報を、適宜、都と共有するとともに、警視庁、自衛隊等の関係機関と情報交換を図る。 (1) 高所見張り員等による管内の火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 (2) 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 (3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による早期災害情報システム等を活用した被害状況の把握 (4) 地震による水災または風水害等の発生状況、消防活動状況の把握 (5) 消防職員の参集者が早期災害情報システム等を活用して収集した被害状況の把握 ○ 主な情報収集事項は、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況、避難道路及び橋梁の被災状況、避難の必要の有無及び状況、救急告示医療機関等の診療状況、その他消防活動上必要ある状況とする。
都	○ 都各局は、所管施設及び所管業務に関する所在市区町村別の被害状況等を調査し、都総務局に報告する。 ○ 都各局の出先事業所は、周辺地域の被災状況や参集した職員から収集した被害状況を、別に定める報告要領に基づき、都総務局に報告する。 ○ 都総務局は、市区町村、都各局、指定地方公共機関等関係機関からの報告をとりまとめ、消防組織法第22条及び災害対策基本法第53条に基づき国（総務省消防庁）に報告するほか、他関係防災機関に被害状況等を通報する。 ○ 都総務局は、状況により必要がある場合は、災害地調査班を編成し、現地の状況を調査する。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。 (1) 調査事項は、災害原因、被害状況、応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項とする。 (2) 現地調査にあたっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を随一都総務局に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、直ちに報告する。 ○ 都総務局は、被害状況等をとりまとめ、必要に応じ、市区町村等の関係防災機関に提供する。
その他の防災機関	○ 各防災機関は、所管施設に関する所在市区町村別の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、市区町村の例に準じ都に報告する。 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。 ○ システム端末設置期間は、必要に応じ、端末に入力する。

第4節 広報広聴活動

1 広報手段の確保

担当	対策内容
本部班	○ 防災行政無線（固定系）が使用できるかを確認する。 →統制卓（防災安全課内）が使用できない場合は、各子局のボックスに内蔵されているハンドマイク機能を活用する。 ○ 防災行政無線の多層配信機能が使用できるかを確認する。 ○ 職員安否確認メール、エリアメールが使用できるかを確認する。
資源管理班	○ 庁用車のうち、拡声器が配備されている車両を準備する。
広報班	○ 市ホームページ（携帯サイトを含む）が更新可能かを確認する。 ○ 市 SNS（X 等）・安全安心メール・ヤフー防災アプリが使用できるかを確認する。 ○ ジェイコム東京及びFMたちかわに放送を要請する。
各地区防災センター運営班	○ 各地区防災センターのあらかじめ定めた場所に掲示板を設置する。
被害認定調査班	○ 恋ヶ窪駅、国分寺駅、西国分寺駅、国立駅でトランジスタメガホンを活用して広報する。 ○ 各駅の放送設備が使用できるかを駅員に確認する。
国分寺市消防団	○ ポンプ車の拡声器が使用できるかを確認する。

- 資料3-8：携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準
- 資料3-9：国分寺市緊急速報メール配信事業実施基準
- 資料3-10：国分寺市防災無線ダイヤルイン運用基準
- 資料3-11：災害時における災害情報の放送等に関する協定書（ジェイコム東京）
- 資料3-12：災害時における災害情報の放送業務に関する協定書（FMたちかわ）

2 市の広報活動

- 市内区域や所管施設において災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに小金井警察署、国分寺消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 防災行政無線が聞こえにくい地域が判明した場合は、代替として広報車を活用した広報を行う。

担当	対策内容	
広報班	地震発生直後	地震情報、被害情報、火災等の二次災害防止に関する情報 等
	避難所開設後	避難所開設情報、給水・食料配布情報、医療救護所開設情報 等
	ライフライン状況判明後	ライフラインの被害情報、ガス・電気等の取扱い留意事項、ライフライン復旧と復旧時の取扱い留意事項 等
	必要に応じて	避難指示等の避難情報、デマ情報への注意呼びかけ 等

担当	対策内容
各地区防災センター運営班	○ 掲示板を設置し、地区本部等と連携して住民に対する広報を行う。
被害認定調査班	○ 掲示板やハンドマイク、駅の放送設備等を活用して広報を行う。 ○ 商業施設及び鉄道管理者と連携し、情報の掲示、伝達を行う。
各班	○ 施設に掲示板を設置し、市からの情報を掲示する。
地区本部	○ 地区防災センター、消防、警察など関係機関の情報を住民に伝達する。
防災推進委員	○ 地区防災センターや地区本部で得た情報を近隣住民に伝達する。 ○ 市からの情報提供チラシを地域住民に配布する。

3 関係機関の広報活動

担当	対策内容
国分寺消防署	○ 広報内容 - 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適宜的確な広報を実施する。 (1) 身の安全、出火の防止、初期消火、救出救護及び避難行動要支援者への支援の呼びかけ (2) 火災及び水災、風水害等に関する情報 (3) 避難指示等に関する情報 (4) 人心安定を図るための情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他市民が必要としている情報 ○ 広報手段 (1) 広報車の車載拡声装置等 (2) 消防署及び町会の掲示板等への掲示及び口頭 (3) ホームページ・SNS・消防アプリ等による情報提供 (4) 東京消防庁災害時支援ボランティア等による情報提供
小金井警察署	○ 広報活動 - 災害時においては、各交番等から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 (1) 被害状況、救援活動及び警備活動に関すること。 (2) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関すること。 (3) 治安状況及び犯罪の防止活動に関すること。 ○ 広報手段 - 広報車及び広報資器材を活用し、または口頭、掲示、印刷物の配布等の方法により時宜に応じた広報活動を実施する。

担当	対策内容
都水道局	○ 広報活動 (1) 発災直後に行う広報 ア 水道施設の稼働状況 イ 給水所及び配水所における飲料水 ウ 応急対策の基本方針 エ その他住民への協力要請等 (2) 応急対策開始後に行う広報 ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の実施方針 ウ 応急給水の実施方針及び災害時給水ステーションでの応急給水実施状況 エ 住民の注意すべき事項及び協力要請 (3) 応急対策の進捗に伴う広報 ア 水道施設の被害詳細及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ 住民への協力要請 ○ 広報の手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じて、報道機関の協力を得て実施する他、ホームページや SNS を活用して行う。 (2) 拡声器付自動車による路上広報のほか、市の協力を得て、市の防災行政無線により行う。
東京電力パワーグリッド立川支社	○ 感電事故及び漏電による出火防止のため、需要家に対し次の諸点を十分PRする。 (1) 垂れ下がった電線には絶対に触れない。 (2) アイロンやドライヤーなど使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜く。 (3) 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切る。 ○ 前記(1)～(3)については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うなど逐次直接当該地域へ周知する。 ○ 震災時及び復旧時の電力供給の果たす役割が大きいことから、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。 ○ 需要先からの送電申請等を迅速適切に処理するため必要な連絡体制を確立する。
JR東日本西武鉄道	○ 駅における広報案内は、災害の規模・被害範囲・駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等で行う。 ○ テレビ・ラジオ・ホームページを活用し情報を提供する。

担当	対策内容
東京ガスグループ	○ 広報内容は、次のとおりである。 (1) ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し (2) マイコンメーター復帰方法 (3) ガス機器の使用上の注意事項 ○ 広報手段は、ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。 ○ NHK、及び民法各社、「マイコンメーター復帰方法の映像」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客さまがご自身で復帰できる手順を案内する。

4 広聴活動

担当	対策内容
市民生活班	○ 市民対応窓口で市民からの相談、要望等を聴取し、速やかに関係部課に連絡して早期解決に努力する。
各地区防災センター運営班	○ 避難所等に相談窓口を設け、相談、要望等を聴取し、速やかに関係部課に連絡して早期解決に努力する。 ○ 相談窓口には女性の担当者も配置し、性別にかかわらず相談しやすい体制を構築する。
国分寺消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応する。
小金井警察署	○ 警察署、交番その他必要な場所に臨時相談所を開設し、警察関係の相談にあたる。

5 報道機関への発表

- 市本部からの発表
 - (1) 市本部からの発表は、市役所会議室等において行う。なお、災害対策本部室での直接の取材は受け付けない。
 - (2) 市本部の報道機関への窓口は広報班とし、市本部の決定事項等を発表する。
 - (3) 夜間または勤務時間外に発災した場合は、市本部が設置されるまでの間は、本部班が発表を行う。
- 小金井警察署・国分寺消防署からの発表

小金井警察署及び国分寺消防署が収集した被害情報等については、それぞれの本庁内記者クラブ等に対して発表する。
- 各防災機関からの発表

被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて市本部においても発表する。

第3章 相互応援協力・派遣要請

- 地震により災害が発生した場合、各防災機関は、あらかじめ定めてある所掌事務または業務にしたがって応急対策を実施するが、特に被害が広範囲に及んだ場合、市の防災機関のみでは対応が困難なことから都、他区市町村や民間の協力を得て防災対策を行うこととなる。

このため、東京都への応援要請、他市区町村、関係団体との応援、協力及び自衛隊の派遣要請など、迅速な相互協力体制を確立し実施する。

＜実施担当＞

項目	市担当	関係機関等
第1節 相互応援協力	本部班、人員管理班、財務班、各班	都、応援協定締結自治体
第2節 自衛隊への災害派遣要請	本部班、都市建設班、小中学校地区防災センター運営班	自衛隊
第3節 ボランティアの受入れ	本部班、広報班、各地区防災センター運営班、都市対策班、各班	都、社会福祉協議会、防災推進委員

＜主な期間の応急復旧活動＞

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○ 応援要請の判断 ○ 応援要請（都、応援協定締結市、ネットワークおぢや → ○ 民間団体・NPOからの支援受入れ → ○ 知事に対する自衛隊派遣要請 ○ 自衛隊の受入準備	○ 都登録ボランティア要請 →	
都		○ 市への応援の実施 ○ 自衛隊への派遣要請	○ 都登録ボランティア派遣 →	
社会福祉協議会			○ ボランティアセンター開設運営 → ○ 一般ボランティアの受入れ →	

第1節 相互応援協力

- 被害が甚大な場合は、本部長は市災対本部会議を開催し、市本部各班からの情報や防災関係機関からの情報をふまえて、応援要請の必要性の有無等を決定する。

1 都との協力

- 市は、都と「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」を締結し、災害時の協力体制を確立している。

(1) 応援要請

担当	対策内容
市本部	○ 国分寺市単独では十分な災害応急対策が実施できないと見込める場合、市本部は都に対して速やかに応援を要請する。
各班 人員管理班	○ 応援要請は都が指定する「応援要請シート」を用いて行う。 ○ 「応援要請シート」には、要請人数、期間、集合場所、業務内容、応援職員に求める要件（職種、資格及び経験）、必要な資機材等を可能な限り記載するように努める。 ○ 被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行う。 ○ 「応援要請シート」を提出する暇がない時は、電話等により要請し、その後DISで速やかに提出する。
都	○ 被災市区町村から人的応援の要請があった場合は、都各局や非被災市区町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、都外の広域応援協定団体へ応援要請を実施する。 ○ 災害発生時の人的支援は、被災市区町村からの要請に基づき行うことを原則としているが、被災市区町村の被害状況等が甚大で要請を行えない場合は、都は被災市区町村からの要請がなくとも人的支援に係る総合調整を実施する（プッシュ型支援）。都がプッシュ型支援を行う場合は、被災市区町村からの応援要請があったものとみなすこととする。 ○ 被災地区町村への応援職員の派遣人数等を決定した場合、被災市区町村から提出された「応援要請シート」に応援団体等の名称、担当者連絡先、到着日時等必要事項を記入し、DISにて派遣要請結果を報告する。

(2) 応援決定後

担当	対策内容
人員管理班	○ 応援職員受入後は、受援状況について「応援職員等名簿」及び「受援状況報告書」を都が指定するメールアドレスへ提出する。 ○ 「応援職員等名簿」は、応援職員を受け入れる都度作成するとともに、「受援状況報告書」を更新し、都が指定した報告時期に合わせて活動状況を報告する。

担当	対策内容
	○ 女性の応援職員が円滑に活動するための環境の整備について必要な取組を行う。特に女性専用の更衣室の確保や就寝場所の間仕切りを行う等が考えられる。応援職員を避難所等に派遣する場合に、可能な限り女性職員を含めるようにし、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して環境の整備を行う。
各班	○ 応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。その際には、応援職員等が業務を行う上で必要な文具、電話、インターネット環境などをできる限り整えるよう努める。 ○ 応援職員を受け入れた班は、原則として毎朝ミーティングを行い、当日の行動計画を伝達するとともに、業務終了後などに業務の進捗状況、課題及び被災状況等を共有し、翌日の行動計画を作成する。

2 地方公共団体との応援協力

- 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、市は他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制を確立している。
- 初動期以降の応援協力については、第一に庁内の職員の配置替え等で対処できるかを検討し、困難である場合に限り応援を要請する。応援要請後も復旧全体の進捗状況により、各班の業務量に差が発生することから、定期的に応援要請の内容を見直す。

担当	対策内容
各班	○ 各班の業務に応援が必要な場合は、以下の事項を整理して人員管理班に要請を行う。 ア 応援が必要な業務の具体的内容 イ 応援が必要な期間 ウ 必要となる人数 エ 活動場所（拠点） オ 活動資機材 カ 派遣職員のコーディネート含む業務責任者
市本部	○ 市の地域に災害が発生し、市の防災関係機関だけでは活動が困難な場合には、本部長は協定に基づき、以下の地方公共団体等に応援要請を行う。 ア 国立市・小平市・小金井市・立川市・府中市：避難場所相互利用協定 イ 立川市・府中市・国立市・小金井市・小平市：消防相互応援協定 ウ 東京都市町村防災事務連絡協議会：相互応援協定 エ 新潟県佐渡市：姉妹都市災害相互応援協定 オ 宮城県多賀城市：災害相互応援協定 カ 福岡県太宰府市：災害相互応援協定 キ 長野県飯山市：災害相互応援協定 ク 奈良県奈良市：災害相互応援協定 ケ 富山県魚津市：災害相互応援協定 コ ネットワークおぢや
人員管理班	○ 市本部の決定事項に基づき、各団体に応援を要請する。 ○ 派遣職員の宿泊場所に関する情報を収集する。 ○ 応援自治体との連絡調整を行う。

- 資料3-13：市と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力
- 資料3-14：国分寺市被災者証明書交付要綱

3 公共的団体等との応援協力

○ 市本部は、被害が甚大であると予測できる場合は、市内の公共的団体等に対して協力要請を行う。これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市区町村その他関係機関に連絡すること
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
- (3) 震災時における広報広聴活動に協力すること
- (4) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること
- (6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- (7) 被災状況の調査に協力すること
- (8) 被災区域内の秩序維持に協力すること
- (9) 罹災証明書交付事務に協力すること
- (10) その他の災害応急対策業務に協力すること

※ 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、商工会議所等をいう。

4 民間団体・NPOとの応援協力

○ 過去に発生した大規模災害では、行政と民間団体やNPO等の市民活動団体が連携し、行政だけでは対処することが困難な多様な市民ニーズに対応した支援活動を展開できた事例が多数あったことから、市は災害発生後、民間団体やNPO等の市民活動団体からの支援協力は積極的に受入れ、連携した活動を実施する。

担当	対策内容
本部班	○ 協定締結団体の被災状況を把握するとともに連絡体制を確立する。 ○ 事前に協定を締結していない民間団体やNPOからの支援協力の受入窓口を設定する。受入窓口では、支援協力を申し出た団体について、以下の事項をヒアリングし、積極的に受け入れる。 ア 団体名 イ 具体的な活動内容 ウ 活動拠点 エ 活動期間 オ 費用負担 ○ 各班からの要請があった場合は、協定締結済みの団体や災害発生後に支援協力を申し出た団体との調整を行う。

各班	○ 各班の業務に応援が必要な場合は、以下の事項を整理して本部班に要請を行う。 ア 応援が必要な業務の具体的内容 イ 応援が必要な期間 ウ 必要となる人数 エ 活動場所（拠点） オ 活動資機材 カ 業務責任者 ○ 活動に費用が発生する場合は、財務班と調整する。
財務班	○ 民間団体の活動に伴う市の費用負担を算出する。

第2節 自衛隊への災害派遣要請

- 市長は、災害時において、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣を都知事に要請する。
- 市長は、市内の地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

1 災害派遣要請の範囲

- 自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。
 - (1) 都知事の要請による災害派遣
 - ア 災害が発生し、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - ウ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、市区町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - (2) 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣
 - ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、市区町村長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援措置をとる必要があると認められる場合
 - イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
 - オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
 - カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続

担当	対策内容
市本部	○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の派遣を依頼するときは、電話または口頭で都総務局（総合防災部）に依頼する。要請に当たっては以下の事項を明らかにする。 - ア 災害状況及び派遣を要請する事由 - イ 派遣を希望する期間 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 - エ その他参考となるべき事項

3 災害派遣部隊の受入れ態勢

担当	対策内容
市本部	○ 本部長は自衛隊の活動が他の災害救助機関の活動と競合重複することがないように、事前に関係機関の長と協議連絡し、調整を図る。 ○ 作業要請にあたっては、先行性ある計画を樹立し、必要な資器材の準備、使用に際しての管理者の了解など、作業が円滑に進展するよう配慮する。 ○ 部隊が活動を行う期間は、部隊の誘導及び市本部との連絡のため、都市建設班から連絡員を配置する。
都市建設班 小中学校地区防 災センター運営 班	○ 派遣部隊の活動のために以下の施設を確保する。 - ア 活動拠点：史跡武蔵国分寺跡（尼寺） - イ 災害時緊急ヘリコプター離着陸場：窪東公園、第四小学校、第一～五中学校

4 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索援助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。

区分	活動内容
道路または水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、市区町村長、警察官または海上保安官がその場にはいない場合に限り、自衛隊は市区町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

5 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

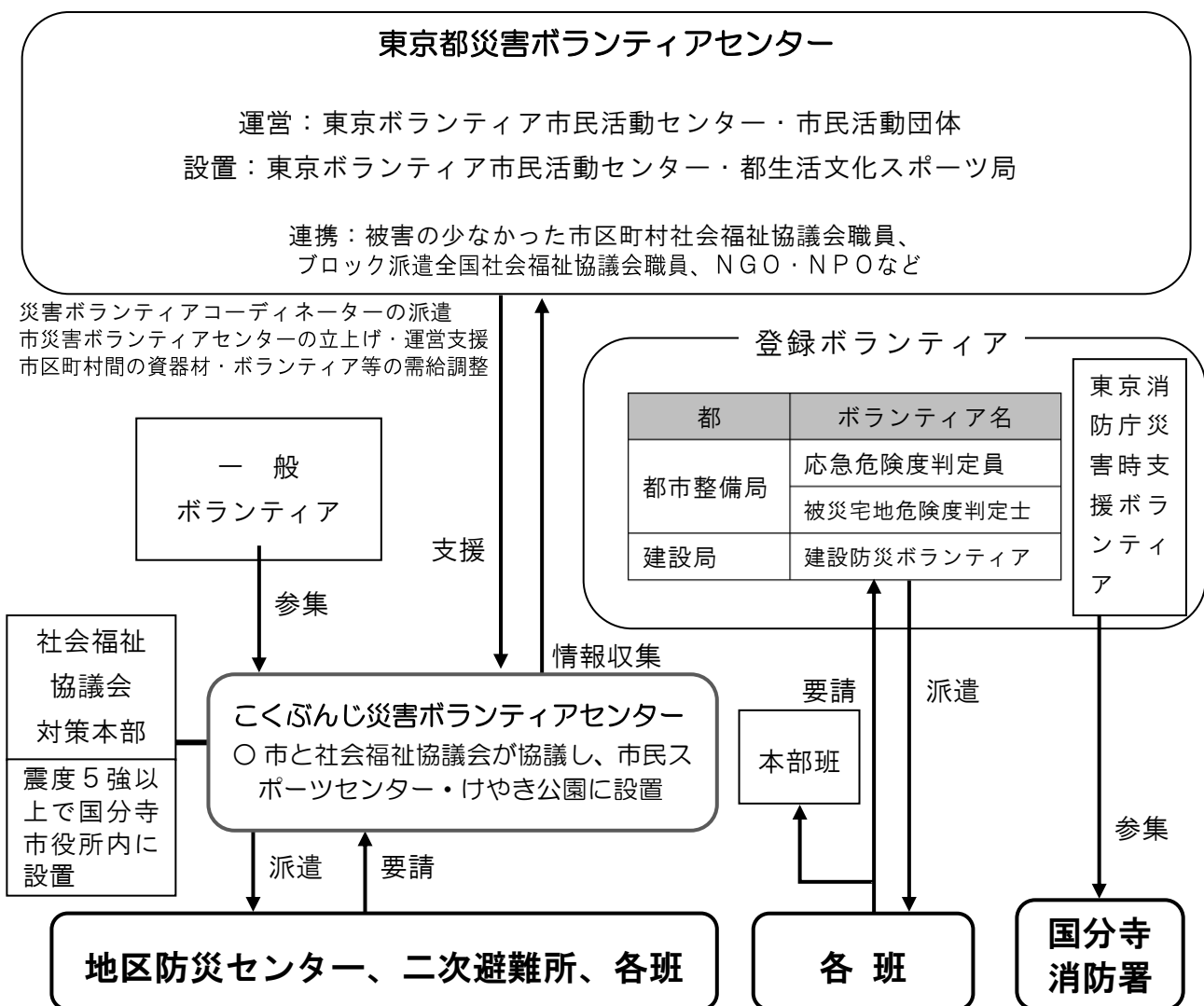
これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長または海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令塔と協定を締結する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) 島しょ部に係る輸送料等
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第3節 ボランティアの受入れ

- 大規模災害時に、被災者の救援活動等の市の対策活動を効果的に実施するためには、ボランティアとの連携が必要である。
- ボランティアは一般のボランティア（市民ボランティア、市外からのボランティア）及び東京都等で登録されている登録ボランティアに大別される。
- 一般のボランティアは社会福祉協議会が市民スポーツセンター・けやき公園に設置する「こくぶんじ災害ボランティアセンター」（以下「災害ボランティアセンター」という）で受入れ等を行う。登録ボランティアは各班が業務を実施するうえで必要に応じて都に要請をする。
- 都から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- 東京都防災（語学）ボランティア派遣については、第10章要配慮者対策、第6節在住外国人の支援で取り扱う。

＜ボランティア受入れ派遣の流れ＞



● 資料3-15：災害時におけるボランティア活動に関する協定書

1 災害ボランティアセンターの開設

担当	対策内容
社会福祉協議会	○ 国分寺市内に震度5強以上の地震が発生した場合は、「国分寺市社会福祉協議会対策本部」（以下「市社協本部」という）を国分寺市役所敷地内に設置する。震度5弱以下の場合は、市と協議のうえ必要に応じて設置する。 ○ 市本部と協議し、発災からおおむね24時間以内に「災害ボランティアセンター」の開設の有無を決定する。 ○ 災害ボランティアセンターの開設が決定した場合は、発災からおおむね60時間以内に国分寺市民スポーツセンター、けやき公園に災害ボランティアセンターを開設する。災害ボランティアセンターを開設しない場合は、関係機関や一般市民に向けて、開設しないことを周知する。 ○ 災害ボランティアセンターの開設期間は発災からおおむね3か月程度とする。規模の縮小及び廃止時期は市本部と市社協本部が協議のうえ決定する。 ○ 廃止後は、社会福祉協議会で対応する。
市本部	○ 震度5弱以下の場合で市内に大きな被害が発生し、ボランティア対応が必要であると判断した場合は、社会福祉協議会に市社協本部の設置を要請する。 ○ 国分寺市民スポーツセンター、けやき公園が被災し、災害ボランティアセンターの開設が困難な場合は、代替地を確保する。 ○ 災害ボランティアセンターの縮小及び廃止については、市社協本部との協議を踏まえて決定する。
広報班	○ 災害ボランティアセンターの開設の有無及び廃止について、市ホームページ、SNS（X等）等を活用して広報する。
都生活文化スポーツ局	○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら、市区町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等に対して支援する。 ○ 都内外の被災状況の情報収集を行う。 ○ 国・道府県・市区町村等との支援調整を行う。 ○ ボランティアの受入状況等の情報提供を行う。 ○ 市区町村災害ボランティアセンター・市民活動団体等との連携体制の構築を行う。

担当	対策内容
東京ボランティア・市民活動センター	○ 市民活動団体等との連携を行う。 ○ 市区町村災害ボランティアセンターに対する災害ボランティアコーディネーターの派遣を行う。 ○ 市区町村災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営を支援する。 ○ 被災市区町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入状況等の情報提供を行う。 ○ 資器材やボランティア等の市区町村間の需給調整を行う。 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織と連携する。

2 災害ボランティアセンターの運営

担当	対策内容
社会福祉協議会	○ 災害ボランティアセンターの開設時間は原則として午前8時から午後5時までとする。運営上の問題点を整理し、より効率の良い運営を進めるため、開設前後にスタッフミーティングを開催する。 ○ 災害ボランティアセンターの主な役割 - ア ボランティアコーディネーターの確保 - イ ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示 - ウ ボランティア活動の連絡、調整 - エ ボランティア保険天災プランへの加入手続 - オ ボランティアの宿泊先の紹介 - カ 被災地・避難所等におけるボランティア要望の把握等の情報収集 ○ 専門性の高いボランティア等が不足する場合は市本部と協議し、災害ボランティアの募集を行う。 ○ 災害ボランティア募集時の留意点 - ア 被災者のニーズを適確に読み取る。 - イ 被災直後はニーズがあっても、避難指示等が解除されない場合は、ボランティアの派遣は不可能である。 - ウ 被災地の状況の他、災害ボランティア自身が持参する資機材や活動上の留意事項など詳細な情報。 - エ 災害ボランティアの希望者数は土日と平日で大きく異なることを踏まえる。
市本部	○ 市本部は市社協本部及び関係機関と連携し、ボランティア活動を円滑に推進する。調整にあたっては、災害の状況やボランティア活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者ニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。 ○ 発災初期など災害ボランティアセンターの運営スタッフが不足する場合は、人員管理班を通じた応援職員の配置や、地区防災センター等で活動している防災推進委員の協力を得る。

担当	対策内容
	○ ボランティアのきめ細かさ、機敏性、柔軟性等のボランティア活動の特性を発揮できるよう、行政の過度の関与は避け、自主性を尊重するよう留意するとともに、必要資機材の調達など後方支援を行う。 ○ 災害ボランティアが不足する場合は、市社協本部と協議のうえ、報道機関等を通して募集をかける。 ○ 地区防災センターの運営支援や各対策部・各班が一般ボランティアの支援を必要とする場合は、必要な人数及び活動内容を明らかにし、災害ボランティアセンターに直接派遣を要請する。 ○ 地区防災センターでは、(仮称)地域情報連絡所で被災市民からの一般ボランティア派遣要請をとりまとめ、災害ボランティアセンターに報告する。
防災推進委員	○ 災害ボランティアセンターの運営スタッフが不足する場合における支援要請が地区防災センター等を通してあった場合は、可能な範囲で協力する。

3 一般ボランティアの活動

活動内容	派遣先
災害支援情報や生活情報の収集・発信のサポート	広報班
支援物資の搬入・搬出、仕分、配送・輸送のサポート	物資調達班
地区防災センター・二次避難所の管理運営、避難者の生活相談・支援のサポート	各地区防災センター運営班 二次避難所担当班
地区防災センター・二次避難所の炊出しや支援物資配布等のサポート	各地区防災センター運営班 二次避難所担当班
地区防災センター等におけるペット保管場所運営のサポート	各地区防災センター運営班
要配慮者支援のサポート（手話通訳等）	避難行動要支援者班
外国人支援のサポート（通訳）	各地区防災センター運営班
医療活動のサポート（看護師、助産師、救急法指導員、救急救命士等）	救護支援班等
保健・福祉活動のサポート（栄養士、保健師、保育士、社会福祉士、介護福祉士、ソーシャルワーカー等）	救護支援班 避難行動要支援者班
災害相談のサポート（弁護士、建築士等）	本部班 都市対策班 等
被災市民宅の災害廃棄物撤去、片付け	環境保全班

4 東京都防災ボランティア

- 都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録している「応急危険度判定員」「語学ボランティア」「建設防災ボランティア」「被災宅地危険度判定士」について、都に対し必要に応じて派遣を要請する。

登録ボランティア 都所管・市担当班	資 格	活動内容
応急危険度判定員 都：都市整備局 市：都市対策班	建築士法第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または都知事が認めたものであって都内在住または在勤者	余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
語学ボランティア 都：生活文化スポーツ局 市：小中学校地区防災センター運営班 等	一定以上の語学能力を有するもの（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
建設防災ボランティア 都：建設局 市：都市建設班 等	公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有するもの	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等
被災宅地危険度判定士 都：都市整備局 市：都市対策班 等	宅地造成等規制法施行令第18条に規定する土木または建築技術者	市本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度を判定する。

5 東京消防庁災害時支援ボランティア

資 格	活動内容	所管
○ 原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者または東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳(中学生を除く)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施	東京消防庁

6 赤十字ボランティア（日本赤十字社東京都支部）

＜赤十字ボランティアの役割＞

分 類	活動内容
赤十字災害救護ボランティア	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を修了し、災害時に活動を希望する者を登録しており、赤十字ボランティアによる救護活動全般のコーディネートを行う。
赤十字奉仕団及びボランティア	(1) 地域赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団で、災害時には市区町村と連携し、避難所等において被災者への支援をはじめ他のボランティアに対する支援活動を行う。 (2) 特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有したもので組織された奉仕団で、災害時には各団の特色を活かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。 (3) 赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京支部並びに病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望などにより被災者への支援活動を行う。

第4章 警備・交通規制対策

- 地震による被害が重大であった場合、さまざまな社会的混乱が予想され、誤報や噂によるパニックは、交通の混乱や治安を乱し、犯罪という第三次的な災害を引き起こす可能性がある。
- そのため、震災時における、市民の生命、身体、財産の保護及び犯罪の予防、取締りを行うとともに、交通秩序の維持など被災地における治安に万全を期する活動を行う。

＜実施担当＞

項目	市担当	関係機関等
第1節 警備活動	本部班	警視庁 小金井警察署
第2節 交通規制	本部班	警視庁 小金井警察署

＜主な期間の応急復旧活動＞

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
小金井警察署	○ 警備活動の実施			
	○ 交通情報の収集、道路交通被害状況の調査			
	○ 交通規制の実施			
	○ 市への交通状況、被害状況情報の通知			
	○ 一般車両、市民への交通規制状況の広報			
	○ 緊急交通路等の実態把握			
	○ 主要交差点への規制要員の配置			
	○ 緊急交通路への規制標識の設置			
	○ 交通検問所の設置の配置			
警視庁		○ 緊急物資輸送路線の指定		
		○ 報道機関への避難時の車両抑制、交通規制への協力要請		
		○ 広報の要請		

第1節 警備活動

担当	対策内容
警視庁 小金井警察署	(1) 警備本部の設置 ○ 警視庁管内に大地震が発生した場合には、警視庁本部に最高警備本部、第八方面本部に方面警備本部、小金井警察署に現場警備本部を設置して指揮体制を確立する。 (2) 部隊運用等 ○ 警備要員は、東京都に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。 ○ 東京都に震度5強以上の地震が発生した場合は、当務員以外の指定された警備要員は自所属に参集し、警備本部の設置、関係防災機関との連絡調整等にあたる。 ○ 小金井警察署は、一般事務を除く全員をもって警備にあたり、状況に応じ長期警備本部を設置する場合は、別途運用により所要の部隊を編成する。 (3) 警備活動 ○ 建物倒壊、火災により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。 - ア 被害実態の把握及び各種情報の収集と広報 - イ 被災者の救出及び避難、誘導 - ウ 交通規制による緊急交通路、避難路の確保 - エ 遺体の検視及び行方不明者の調査 - オ 被災地や避難場所の警戒 - カ その他公共の安全と秩序の維持 (4) 警備活動要領 ○ 警視庁本部が示す警備実施計画に基づき活動を行う。

第2節 交通規制

1 交通情報の収集と交通秩序の維持

担当	対策内容
小金井警察署	○ 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を市本部長に報告する。 ○ 隣接市に通ずる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。 ○ 緊急車両以外の車両の市内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図る。
市本部	○ 市外で被災した市民に情報を提供する必要があることから、小金井警察署からの交通規制状況等の報告内容をホームページやSNS（X等）、安全安心メール等を活用して周知する。

2 交通規制の実施

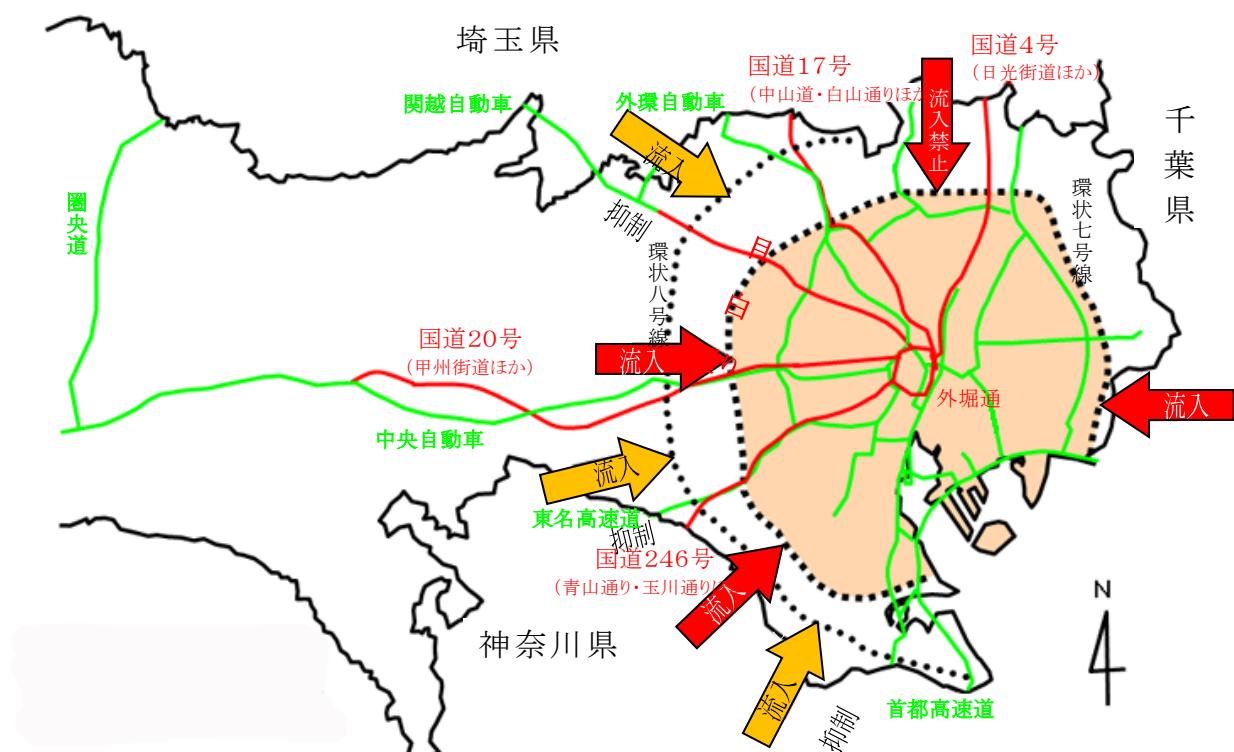
○ 被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

(1) 第一次交通規制(災害発生直後)

担当	対策内容	
警視庁 小金井警察署	○ 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。	
	○ 環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。	
	○ 首都高速道路・高速自動車国道全線及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。	
	○ 被災状況に応じて、上記3項目の交通規制を拡大若しくは縮小する。	
	○ その他の緊急自動車専用路を指定する。	
	注1 緊急自動車専用路（7路線）	
	国道4号（日光街道ほか）	国道17号（中山道、白山通りほか）
	国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山・玉川通りほか）
	都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
	都道8号（新目白通り）	
	首都高速道路・東京高速道路株式会社全線・自動車専用道路・高速自動車国道	
	注2 自転車、路線バス	
	環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止	

図3-7：大震災時における交通規制図〔第一次〕

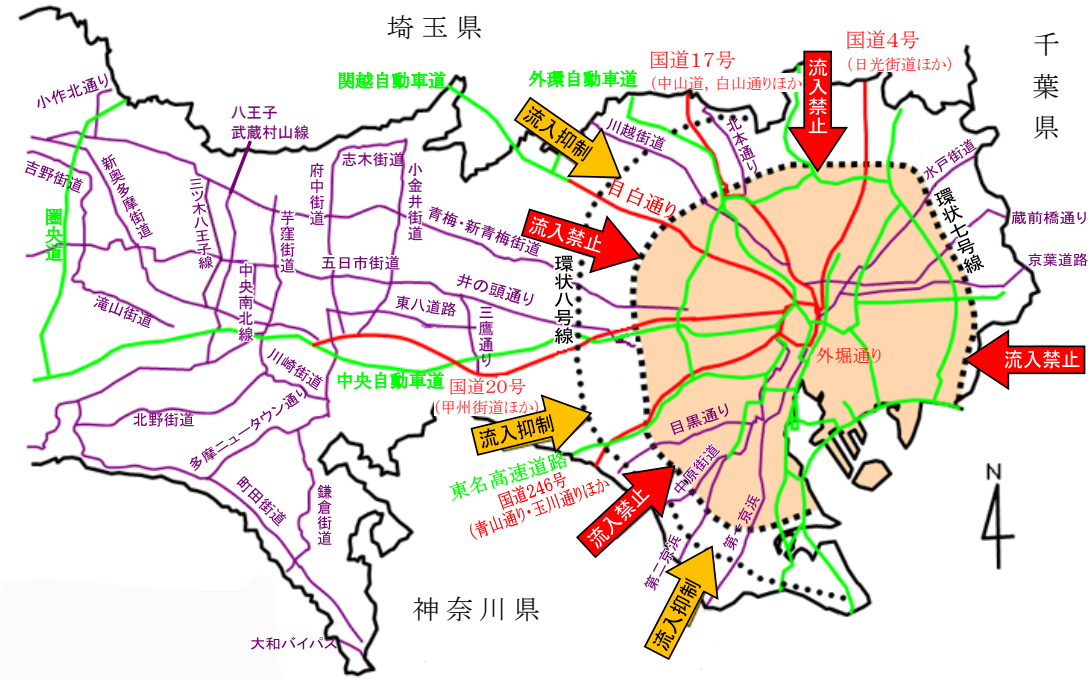
※ 立川断層帯地震発生時を想定した交通規制を検討中のため図は変更予定有り



(2) 第二次交通規制

担当	対策内容																																
警視庁 小金井警察署	○ 前記7路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急自動車専用路を優先して緊急交通路に指定する。																																
	注1 その他の「緊急交通路」の指定																																
	<table><tr><td>第一京浜 (国道15号)</td><td>第二京浜 (国道1号)</td><td>中原街道</td><td>目黒通り</td></tr><tr><td>青梅・新青梅街道</td><td>川越街道 (国道254号)</td><td>北本通り (国道122号)</td><td>水戸街道 (国道6号)</td></tr><tr><td>蔵前橋通り</td><td>京葉道路 (国道14号)</td><td>井の頭通り</td><td>三鷹通り</td></tr><tr><td>東八道路</td><td>小金井街道</td><td>志木街道</td><td>府中街道</td></tr><tr><td>芋窪街道</td><td>五日市街道</td><td>中央南北線</td><td>八王子武蔵村山線</td></tr><tr><td>三ツ木八王子線</td><td>新奥多摩街道</td><td>小作北通り</td><td>吉野街道</td></tr><tr><td>滝山街道</td><td>北野街道</td><td>川崎街道</td><td>多摩ニュータウン通り</td></tr><tr><td>鎌倉街道</td><td>町田街道</td><td colspan="2">大和バイパス</td></tr></table>	第一京浜 (国道15号)	第二京浜 (国道1号)	中原街道	目黒通り	青梅・新青梅街道	川越街道 (国道254号)	北本通り (国道122号)	水戸街道 (国道6号)	蔵前橋通り	京葉道路 (国道14号)	井の頭通り	三鷹通り	東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道	芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線	三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道	滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り	鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	
	第一京浜 (国道15号)	第二京浜 (国道1号)	中原街道	目黒通り																													
	青梅・新青梅街道	川越街道 (国道254号)	北本通り (国道122号)	水戸街道 (国道6号)																													
	蔵前橋通り	京葉道路 (国道14号)	井の頭通り	三鷹通り																													
	東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道																													
	芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線																													
	三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道																													
	滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り																													
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス																															
注2 自転車、路線バス																																	
環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止																																	

図3-8：大震災時における交通規制図〔第二次〕
※ 立川断層帯地震発生時を想定した交通規制を検討中のため図は変更予定有り



3 交通規制の実効性の確保

担当	対策内容
警視庁 小金井警察署	(1) 主要交差点への規制要員の配置 緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。 (2) 広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用 道府県公安委員会から広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等広域緊急援助隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。 (3) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得るよう配慮する。 (4) 装備資器(機)材等の効果的な活用 交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セーフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。 (5) 交通管制システム等の適切な運用 交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

4 緊急通行車両の取扱い等

担当	対策内容
警視庁 小金井警察署	(1) 緊急通行車両等の確認 ○ 第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令（昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号）第 33 条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。 ○ 緊急通行車両等であることの確認は、都内では原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。 (2) 緊急通行車両等の種類 ○ 災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両 ○ 道路交通法第 39 条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両 ○ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両 ○ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両 ○ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る） ○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両 ○ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参加するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車 ○ 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車 ○ 緊急の手当を要する負傷者又は病院への搬送のため使用中の車両 ○ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両

担当	対策内容
	○ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両 ○ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両 ○ 災害対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両 (3) 広域応援の車両 ○ 事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。 (4) 規制除外車両 ○ 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。 (5) 緊急交通路等の実態把握 ○ 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

5 交通処理及び広報活動等

担当	対策内容
小金井警察署	○ 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を都民に対して以下のとおり周知する。 ○ 報道機関への広報要請 ○ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。 ○ 運転者等に関する広報 ○ 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行なうとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

6 緊急物資輸送路線の指定

担当	対策内容
警視庁 小金井警察署	○ 避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急物資輸送のための路線を指定する。

第5章 緊急輸送対策

- 災害時における緊急輸送の道路ネットワークは、被災者の避難、傷病者の搬送、物資輸送、活動要員の移動等に重要であることから、発災後直ちに被害状況を把握するとともに、道路障害物の除去、交通規制等により早期に輸送を可能にする。
- 迅速な消防活動、適切な救援・救助活動を実施するため、輸送手段となる車両の円滑な調達を図る。

＜実施担当＞

項目	市担当	関係機関等
第1節 緊急輸送道路障害物除去等	都市建設班、上下水道班、広報班、本部班	都、警視庁、小金井警察署、建設業協会、建築組合、東京土建
第2節 輸送車両等の確保	本部班、各班、都市建設班、物資調達班、資源管理班	都

＜主な期間の応急復旧活動＞

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○ 緊急輸送道路の被害状況把握 ○ 被害状況の集約、都へ報告 ○ 協定締結団体へ協力要請 ○ 道路障害物除去の実施 ○ 車両の確保（不足する場合は都へ要） ○ 燃料の確保 ○ ヘリポートの確保		
都			○ 都道の被害状況の集約 ○ 道路障害物除去の実施 ○ 応急対策車両調達	
小金井警察署			○ 被害状況の集約 ○ 緊急輸送道路の交通確保	
建設団体			○ 車両・機材の動作確認 ○ 市からの協力要請に基づく体制確立 ○ 道路障害物除去の実施	

第1節 緊急輸送道路障害物除去等

1 緊急輸送道路の被害把握

担当	対策内容
都市建設班	○ 警察署や関係機関と連携し、緊急輸送ネットワーク路線を優先して被害状況を把握する。 ○ 被害状況と併せて、交通規制、復旧が必要な場所等の情報をまとめて、市本部に連絡する。 ○ 通行が危険な道路は警察に通報し、交通規制等の措置を要請する。
都建設局	○ 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、関係業界等の緊急巡回等で得た情報を迅速・的確に集約して行う。
警視庁 小金井警察署	○ 道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、交通テレビシステム及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。

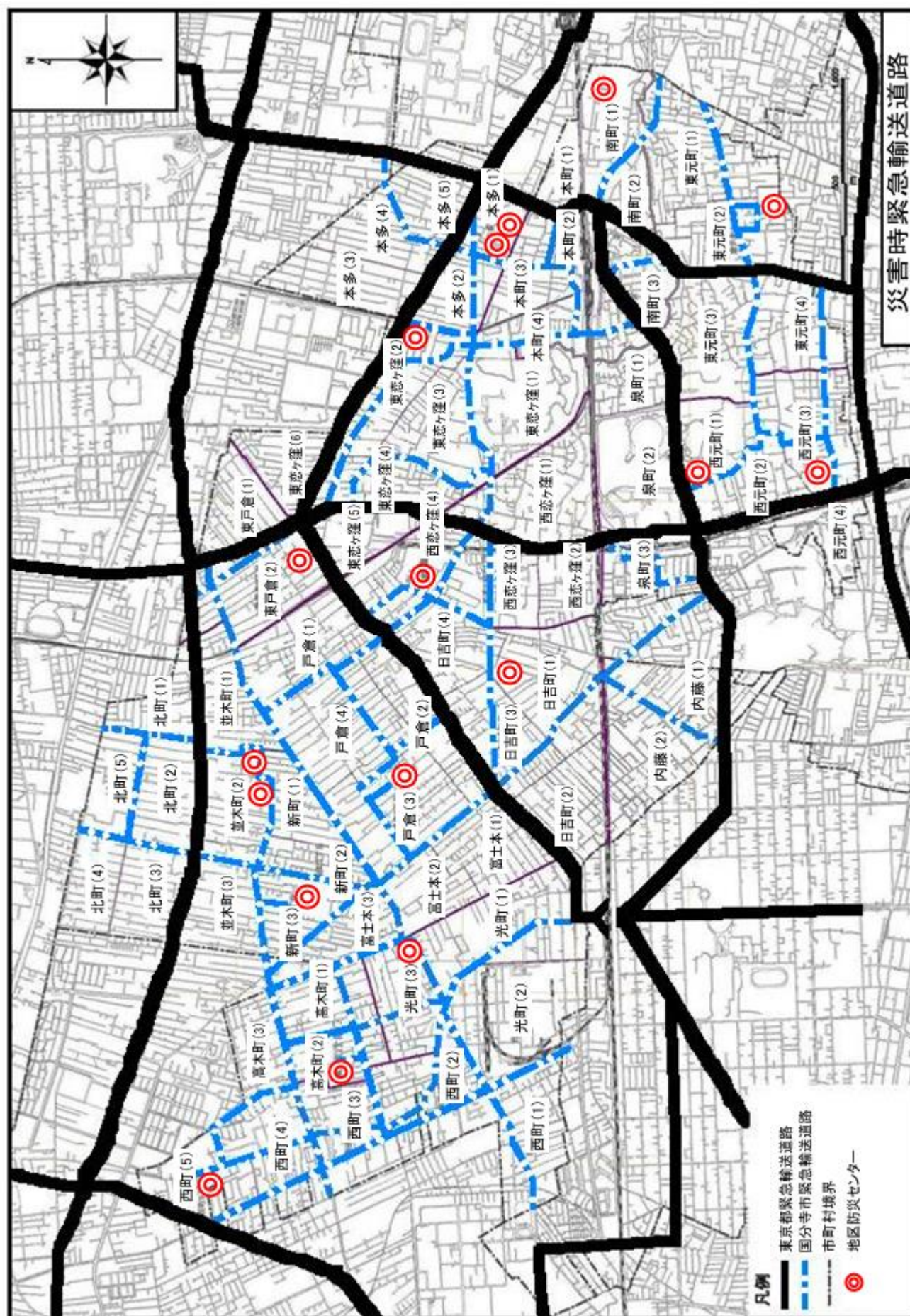
2 優先路線等の交通規制

担当	対策内容
小金井警察署	○ 交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には、緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。 ○ 交通の妨害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の除去並びに損壊した道路、橋りょう等の応急補修、復旧、機能確保に当たる関係機関(電気、通信、鉄道等を含む)と緊密な連絡を保持して、その作業の進行状況と併せ交通の確保を図る。 ○ 緊急輸送車両の通行は、災害発生当初は救急救助活動及び応急復旧作業に関係する車両を優先し、時日経過に従って補給物資輸送車両等に範囲を徐々に広げるように配慮する。 ○ 被災地の状況により、警視庁交通情報センターが交通情報及び交通統制を担当することとなるので、同センターから流れる交通ニュースを活用し、段階的に講じられる交通遮断その他の措置の管内の状況に応じて実施する。
都市建設班 上下水道班	○ 管理している道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合には、規制標識、道路標識を設置する。 ○ 交通規制の実施状況を、市本部及び警察署に連絡する。
市本部	○ 警察署と連携し、都市建設班の情報をもとに、緊急輸送道路の啓開の方針について関係機関と検討し、指示する。
広報班	○ 緊急輸送道路の交通規制の状況等について、報道機関への連絡、防災行政無線、広報車等を活用し、市民やドライバーへの周知を図る。

3 道路障害物の除去

担当	対策内容
市本部	○ 緊急輸送道路及び被害のあった道路の道路障害物除去の方針について関係機関と検討し、指示する。
都市建設班	○ 市本部の指示に基づき、建設業協会・建築組合に対し市道等の障害物除去を要請し、緊急輸送道路を優先して公共の安全の確保上緊急を要するもの（※）から応急復旧を行う。 ※ 緊急復旧の対象は （1）道路の埋没または決壊で交通不可能もしくは著しく困難であるもの。 （2）道路の埋没または決壊で、これを放置すると二次被害を生ずるおそれのあるもの。
建設業協会 建築組合 東京土建 自動車整備振興会	○ 協定に基づき、必要な建設資機材、労力等を提供する。
都	○ 災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、原則として幅員 15m 以上の道路の路線とし、次の基準により行う。 （1）緊急交通路等の交通規制を行う路線 （2）緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路） （3）避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線

- 資料 3-16：災害時における応急対策活動に関する協定書（国分寺建設業協会）
- 資料 3-17：災害時における応急対策活動に関する協定書（国分寺市建築組合）
- 資料 3-18：災害時における応急対策活動に関する協定書（東京土建）
- 資料 3-19：災害時における応急活動の協力に関する協定書（東京都自動車整備振興会多摩中央支部）



第2節 輸送車両等の確保

1 車両の確保

担当	対策内容
本部班 資源管理班 各班	○ 市各班がその所管事務遂行上必要とする車両は、市保有車両を活用し、資源管理班が運用を調整し配分する。 ○ 市保有車両に不足が生じる場合は、都財務局及び防災関係機関に対し、車両の供給を要請するとともに、必要に応じ市内業者から車両を調達する。 ○ 供給車両の用途は、おおむね次のとおりである。 (1) 傷病者及び医療関係者の搬送 (2) 生活必需品及び政府食料等の輸送 (3) 障害物の除去及び運搬 (4) 塵芥処理及び運搬 (5) その他必要な運搬
都財務局	○ 都財務局は以下の分類で車両を集中的に調達する。 (1) 乗用車 (2) 貨物自動車 都トラック協会、都庁輸送組合、日本通運から調達する。 (3) 乗合自動車 東京バス協会から調達する。 (4) 特殊車両 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。 ○ 車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議のうえ、従事命令または輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。

- 資料3-20：災害時における電動自動車等の支援に関する協定書（S&D 多摩ホールディングス株式会社、トヨタ S&D 西東京株式会社）

- 資料3-21：災害時における車両提供に関する協定書（武州交通興業株式会社）

2 緊急通行車両等の確認及び運行

担当	対策内容
資源管理班	○ 災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両（災害対策基本法第50条第1項）は、小金井警察署を窓口として、災害発生前において緊急通行車両であることの確認を受け、標章と緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。 ○ 災害救援のために使用する車両について災害派遣等従事車両証明の申請があったときは、証明書を発行する。
本部班 各班	○ 届出済証を交付された緊急通行車両の使用者は、公安委員会にこれを提示し標章及び確認証明書の交付を受ける。 ○ 緊急通行車両を運行する場合は、使用者は標章を見やすい場所に掲示するとともに確認証明書を携帯し、警察官等から求められた場合は、確認証明書を提示する。

3 燃料の確保

担当	対策内容
本部班 資源管理班	○ 発災後早急に庁用車の燃料の残量を確認し、市内ガソリンスタンドで給油を受ける。 ○ 市内のガソリン小売業者の被害状況及び燃料の在庫量を確認する。 ○ 以後可能な限り給油を優先して受けることができるよう協力を要請する。

4 ヘリポートの確保

担当	対策内容
市本部	○ ヘリコプターによる輸送が必要な場合は、窪東公園、第四小学校、第一～五中学校に、ヘリコプター緊急離着陸場を開設する。
都市建設班 小中学校地区防 災センター運営 班	○ 市本部の指示に基づき、ヘリコプター緊急離着陸場を開設し運営する。

5 物資集積輸送拠点の設置

担当	対策内容
物資調達班	○ 市民スポーツセンター及び市民ひかりスポーツセンターに、生活物資の集積所を開設する。 ○ 調達物資及び他県市町村からの応援物資等を受入れ、保管し、配布のための仕分を行う。

- 資料3-22：災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）

第6章 消防・危険物対策

- 大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、発災時において市民や事業所に対し、出火防止と初期消火の徹底等について積極的に指導推進にあたり、消防団を含め、その全機能をあげて人命の安全確保、火災の拡大防止等、地域の特性に対応した有機的かつ効率的な消防活動を展開する。

＜実施担当＞

項目	市担当	関係機関等
第1節 国分寺消防署の活動態勢	本部班	国分寺消防署
第2節 国分寺市消防団の活動	本部班、国分寺市消防団	国分寺消防署
第3節 市民・事業所の消防活動		防災推進委員、事業者
第4節 危険物、毒劇物等取扱施設等の応急措置	本部班、上下水道班	国分寺消防署、小金井警察署、JR貨物、事業者、都
第5節 危険動物の逸走時対策	本部班	都 国分寺消防署、小金井警察署、防災推進委員

＜主な期間の応急復旧活動＞

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
国分寺消防署		○ 署隊運用による消防活動（消火活動）	→	
		○ 危険物、毒劇物等取扱施設への対応	→	
		○ 災害規模に応じて方面隊運用による消防活動（消火活動）	→	
		○ 災害規模に応じて警防本部運用による消防活動（消火活動）	→	
小金井警察署		○ 危険物、毒劇物等取扱施設への対応	→	
国分寺市消防団		○ 指定場所への参集・情報収集		
		○ 国分寺消防署と連携した消火活動	→	
		○ 救出救護活動・避難誘導（※消火活動を優先）	→	

第1節 国分寺消防署の活動態勢

- 東京消防庁は、発災時において、都民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。
- 消防団を含めて、全庁をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した消防活動を展開して、大規模市街地火災から都民の生命、財産を守る。

1 署隊本部の運営

- 東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、第八消防方面本部に方面隊本部、国分寺消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、震災に即応できる体制を確保している。
- 発災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動体制を確立する。

<初動態勢の確保>

項目	活動態勢
震災第一非常配備態勢	東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、または地震により火災もしくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	東京 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合、または地震により火災もしくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員は招集計画に基づき、直ちに所定の場所へ参集する。

2 震災消防活動

項目	活動体制
活動の方針	○ 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 ○ 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。
部隊の運用等	○ 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画により部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。

情報収集等	○ 署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○ 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

第2節 国分寺市消防団の活動

- 消防団は、「市民の生命、身体及び財産を災害から守る」ことを任務とし、地域に密着した消防機関として分団管轄区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救助等の指揮をする一方、火災・その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動にあたる。
- 消防団は、国分寺市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、自身と家族の安全を確保した後、消防団本部または分団詰所に自動参集し、火災に対する消火活動や要救助者の救助活動等を行う。

項目	内容
地震発生時の措置	○ 付近で倒壊家屋が発生した場合は、火災の発生とけが人の有無を確認する。ガス漏れなども確認し、付近住民に呼びかけ、消火や出火防止のための措置をとる。 ○ けが人や倒壊家屋の下敷きになった者がいる場合、容易に救出できるときは救出活動を行う。救出に時間を要する場合は、要救助者の生命に危険がある場合等の特別な事情がない限り、付近住民に任せて消防団本部または分団詰所に参集する。
参集途上の活動	○ 参集途上は、火災の有無を確認し、家屋の倒壊や交通障害など可能な範囲で被害状況を収集する。 ○ 参集途上に火災を発見した場合は、自力で消火可能と判断したときは、付近住民を指揮し、地域配備消火器やバケツリレーなどにより、初期消火を行う。 ○ 消火不可能と判断した場合は、付近住民に延焼防止など可能な範囲で消火活動を行うよう指示し、分団詰所から消防団本部に報告し、活動指示を受ける。
分団詰所到着後	○ 指揮者（分団長ないしそれに準ずる者）に、参集途上に収集した被害状況・交通障害を報告する。 ○ 指揮者は団員からの報告を地図等に取り込み、分団内での情報共有に努める。 ○ 車庫からポンプ車を出して点検し、異常がなければホースの積載量を増やし待機する。地震の影響でシャッターが変形して開かない場合は、工具等を活用して協力して活動する。 ○ ポンプ車の点検等が終了したら防火衣を着用し、指揮者の指示を待つ。 ○ 指揮者は、災害活動人員（最低6人）が参集したら、団員の参集状況や受持ち区域内の被害状況等を、消防団本部に報告する。参集に時間を要する場合は被害状況を報告する。

項目	内容
出動	○ 各分団の出場は、主に受持ち区域内の活動とし、連絡が取れないときを除き消防団本部の指示を仰ぐ。なお、詰所には無線担当として必ず1人を配置する。 ○ 消防ポンプ車で出場できる場合は、火災に対する消火活動を優先する。ポンプ車で出場できない場合は、消火栓が使える場合のみ徒歩で移動できる範囲内で消火活動を行う。それ以外は、救助活動を行う。 ○ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を強化するとともに、分団受持ち区域内の建物等の消火活動及び避難道路の防護活動を消防署隊と連携して行う。 ○ 同時に2箇所以上の火災を覚知した場合は、火災の見える火災を優先し、両火災とも延焼している場合は、要救助者がいる火災現場及び延焼危険の高い地域の火災を優先する。 ○ 出動途上に救助を要する現場に遭遇した場合は、出動する火災が延焼中のときは、住民による救助活動の実施等を指示するとともに、消防団本部に対して要救助者の存在を報告する。出動する火災の火災が見えない場合は、団員1～2名を残し火災現場に向かう。 ○ 水道管の破損により消火栓が使用できない場合を考慮し、原則として水利は防火水槽等の無圧水利から取水する。
住民指導	○ 救助器具等を活用し、地域住民と協力し合い救助活動を行うとともに、負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 ○ 避難指示等が発令された場合は、これを地域住民に広報するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第3節 市民・事業所の消防活動

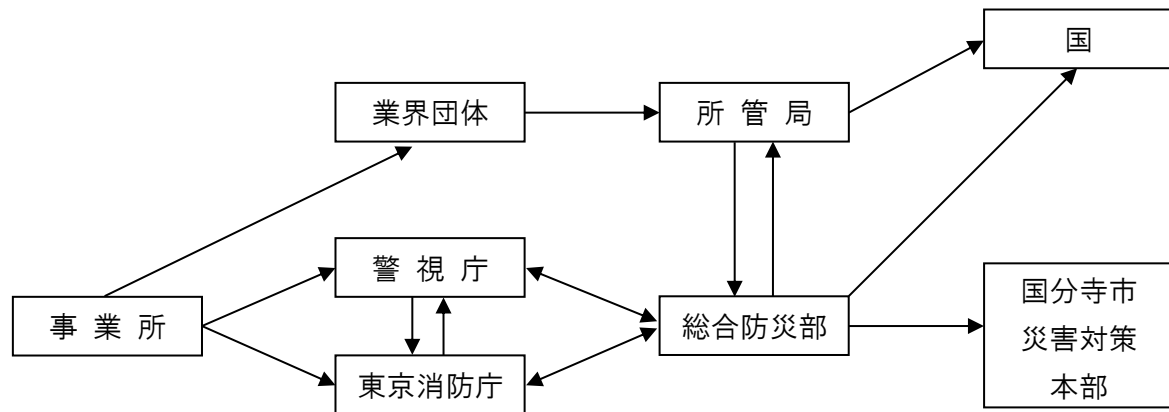
- 市民・事業所は、火災の拡大を防止するために初期消火に努めるとともに、消防署・消防団と協力して、消防活動を行う。

担当	対策内容
防災推進委員 市民	○ 火災の発生を防止するため、初期消火に努めるとともに、火気、ガスの元栓、ブレーカーの安全確認を行う。 ○ 自治会・町内会等の防災組織や消防署・消防団に協力し、消火活動を行う。 ○ ライフラインの再開時には、二次火災の防止に努める。 ○ 延焼の拡大が予想される場合は、地区防災センター等に報告し、消防隊の出動を要請する。
事業者	○ 各事業所において、被害の拡大を防止するため、初期消火に取り組む。 ○ 事業所の消防隊や従業員による支援、資器材の提供など、地域の消火活動に協力する。 ○ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。

第4節 危険物、毒劇物等取扱施設等の応急措置

危険物等取扱施設において、災害により誘発される爆発、有機物の漏えいを防止するために、危険物等を取扱う各事業所及び関係機関が行う対策を示す。

図3-9：一般的な事故報告等の流れ



1 石油类等危険物保管施設の応急措置

担当	対策内容
施設責任者	○ 発火原因を除去し、油類の流出、拡散を防止する。 ○ 消防署、警察署への通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。 ○ 石油类等危険物が下水道に流入するおそれがある事故が発生したときは、災対建設環境部の上下水道班に通報し、上下水道班より指示・指導がある場合は、その指示・指導事項を履行する。
国分寺消防署	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し当該危険物施設の実態に応じた処置を講ずるよう指導する。 ○ 必要に応じた応急措置命令を実施し指導する。
小金井警察署	○ 国分寺市長が警戒区域の設定を行えない場合は、関係機関と連絡を取り、警戒区域の設定を行い、住民を避難誘導する。 ○ 傷病者の救出及び救護活動を行う。
市本部	○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示等を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
上下水道班	○ 石油类等危険物が下水道に流入する事故が発生したときは、消防署及び警察署に通報し、情報の共有をするとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○ 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

2 火薬類保管施設の応急措置

担当	対策内容
施設責任者	○ 保管貯蔵中の火器類の安全措置または必要に応じた移動を行う。 ○ 消防署、警察署への通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。
小金井警察署	○ 国分寺市長が警戒区域の設定を行えない場合は、関係機関と連絡を取り、警戒区域の設定を行い、住民を避難誘導する。 ○ 傷病者の救出及び救護活動を行う。
市本部	○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示等を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。

3 高圧ガス保管施設の応急措置

担当	対策内容
施設責任者	○ 作業員の避難・安全措置をとる。 ○ 消防署、警察署及び東京都（環境局）へ通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。
国分寺消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は国分寺市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の国分寺市への内容の通報を実施する。 ○ 事故発生時の広報活動及び警戒区域に対する規制をする。 ○ 災害応急対策を実施する。
小金井警察署	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または市長から要請があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
市本部	○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示等を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
都環境局	○ 災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所または被害を受けていない協議会支部に対して出動を要請し、災害の拡大防止を指示する。

4 毒物・劇物取扱施設の応急措置

担当	対策内容
施設責任者	○ 毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止する。 ○ 毒物・劇物の飛散、漏えいした場合は、中和剤等による除毒作業を行う。 ○ 消防署、警察署及び東京都（保健所）へ通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。
国分寺消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は国分寺市へ通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の国分寺市への内容の通報を実施する。 ○ 事故発生時の広報活動及び警戒区域に対する規制をする。 ○ 災害応急対策を実施する。
小金井警察署	○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または市長から要請があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
市本部	○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示等を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
上下水道班	○ 毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、消防署及び警察署に通報し、情報の共有をするとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。 ○ 都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。
多摩立川保健所	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に関わる災害情報の収集・伝達に努める。

5 放射線等使用施設の応急措置

担当	対策内容
施設責任者	○ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図る。 ○ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命の安全に関する措置を行う。 ○ 消防署、警察署及び東京都（保健所・産業労働局）へ通報を行うとともに、付近住民の避難及び消防活動に協力する。
国分寺消防署	○ 放射線源の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるように使用者を指導する。また、第1節 2 震災消防活動により災害応急活動を行う。 ▶ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ▶ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
小金井警察署	○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または市長から要請があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
市本部	○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示等を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
都保健医療局	○ R I（ラジオ・アイソトープ）使用医療施設での被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、多摩立川保健所を中心としたR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入り禁止、住民の不安解消に努める。

6 特定事業場の応急措置

担当	対策内容
施設責任者	○ 施設の停止・作業の中止による被害の拡大を防止する。 ○ 下水道に有害物質等が流入する事故が発生した場合は、できる限り流入を防止する応急措置を講じ、その状況を速やかに市に通報する。 ○ 応急措置が完了したとき、市に事故対策報告書を提出する。
上下水道班	○ 事故の報告があった場合は、流域下水道本部と連絡を取り、下水道施設への影響を把握するとともに、必要に応じ専門技術者の派遣を都に要請し応急措置を講じる。 ○ 有害物質の流出の危険性がなくなった時点で応急措置完了とし、特定事業場に事故対策報告書を提出させる。

7 石綿含有建築物等の応急措置

担当	対策内容
建築物所有者等	○ 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。
市本部	○ 都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施する。 ○ 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起をする。 ○ 建築物等から飛散・ばく露防止の応急措置を支援・実施する。

8 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 高圧ガス輸送車両等の応急対策

担当	対策内容
小金井警察署	○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、都民及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。
国分寺消防署	○ 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、第1節 2 震災消防活動により対応する。
J R 貨物	○ 危険物積載タンク車等の火災、漏えい等の事故が発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道事故発生時緊急連絡要領、危険品貨物異常時応急処置ハンドブックに従い、消火、火気厳禁、立入り禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。
市本部	○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示等を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
都環境局	○ 正確な情報把握のため、関係機関と密接な情報連携を行う。 ○ 必要と認められる場合、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限または一時禁止等の緊急措置命令を発する。 ○ 災害が拡大するおそれがあるときは、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に対して応援出動を要請する。

(2) 核燃料物資輸送車両の応急対策

担当	対策内容
小金井警察署	○ 事故の状況把握、被害拡大の可能性の判断に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。
国分寺消防署	○ 事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
事業者等	○ 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入り制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずる。 ○ 警察官または消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。
市本部	○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示等を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに市区町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。

第5節 危険動物の逸走時対策

担当	対策内容
小金井警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
国分寺消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。
市本部	○ 関係機関との連絡をもとに、警戒区域の設定及び避難指示等を行う。 ○ 避難所を開設し、避難者の誘導を行う。
都総務局	○ 情報の収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理を行う。
都保健医療局	○ 情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整を行う。
都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走特定動物等の捕獲等の指導を行う。
都建設局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置を行う。
防災推進委員	○ 危険動物を発見した場合は、無理に近づかず、地区防災センター等に報告し、危険動物を刺激しないように配慮しながら周囲の住民にも知らせる。 ○ 避難指示等が発令された場合は、避難誘導を支援する。

第7章 救助救急対策

- 発災当初は、人命救助を最優先と消火活動を最優先とし、関係機関、市民、事業所が一体となって市民の生命と安全を確保する活動を行う。

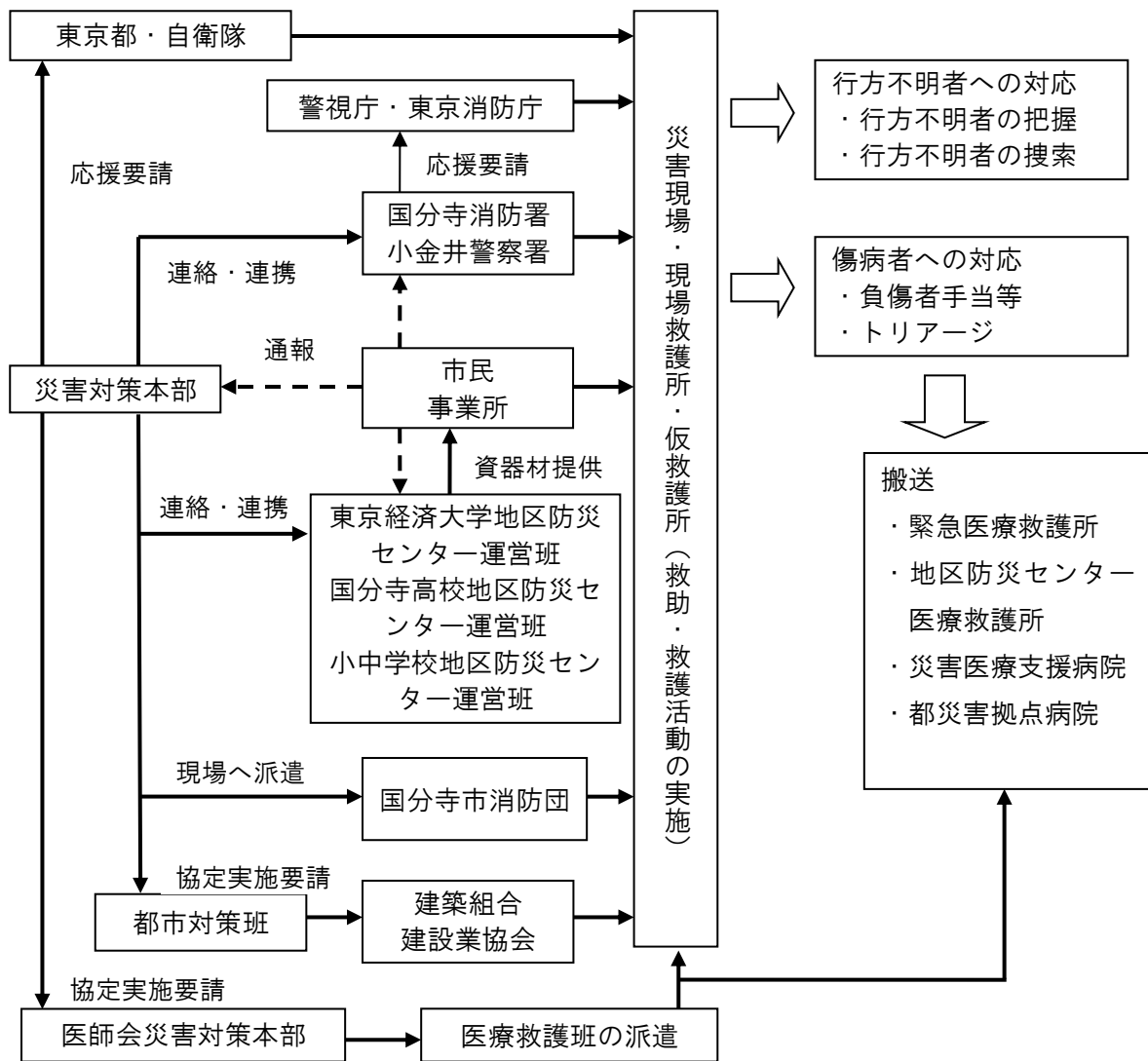
＜実施担当＞

項目	市担当	関係機関等
第1節 救助・救急体制	被害認定調査班、各地区防災センター運営班、都市対策班、国分寺市消防団	国分寺消防署、小金井警察署、防災推進委員、建設業協会、建築組合
第2節 行方不明者の捜索・救助活動	市民生活班、国分寺市消防団	国分寺消防署、小金井警察署、防災推進委員

＜主な期間の応急復旧活動＞

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
国分寺消防署		○ 署隊運用による消防活動（救助・救急活動）		
		○ 仮救護所の設置		
		○ 傷病者の搬送		
		○ 災害規模に応じて方面隊運用による消防活動（救助・救急活動）		
		○ 災害規模に応じて警防本部運用による消防活動（救助・救急活動）		
小金井警察署		○ 救助・救急活動		
		○ 救出した傷病者を医療救護所へ引渡し		
		○ 行方不明者の捜索		
市		○ 被害状況に応じて職員を災害現場へ派遣		
		○ 救出資器材の貸出し		
		○ 協定締結団体に救出資器材の提供を要請		
		○ 行方不明者に関する問合せ対応		
国分寺市消防団		○ 救出、搬送活動の実施		

◆ 計画の関係図



第1節 救助・救急体制

1 救助救護活動

担当	対策内容
市本部	○ 市民からの通報、地区防災センター及び関係機関との情報に基づき、必要に応じ職員を災害現場へ派遣する。 ○ 災害現場に医療救護所の設置が必要な場合は、医師会災害対策本部に要請するとともに、救護支援班から人員を派遣し設置する。 ○ 傷病者が多数発生した場合、発生する可能性がある場合には、関係機関への応援要請を行うとともに、関係機関相互で救助作業地域等の調整、連携を行うよう要請する。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」（令和5年3月 内閣府）により、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。
国分寺消防署	○ 救助・救急活動は救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 人命危険の高い対象物については、事前計画を作成し計画に応じた部隊運用を図るとともに、災害の様相及び規模により特別な部隊の運用を実施する。 ○ 広域災害または局地的大災害により多数の負傷者が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力体制を確保し、迅速な救助・救急活動を実施する。 ○ 救助・救急活動に必要な重機等に不足を生じた場合は、関係事業所との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○ 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、国分寺消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、国分寺市消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○ 警視庁・自衛隊・自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期す。 ○ 人命救助を伴う水災が発生した場合は、火災等の発生及び消防力等の状況を勘案して水防活動にあたる。 ○ 外国人への救急対応の充実強化
国分寺市消防団	○ 市民、事業所と一体となった救出活動を行うとともに、傷病者の応急措置及び安全な場所への搬送を行う。
小金井警察署	○ 救出・救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 ○ 救出した傷病者は、重傷者から順に速やかに医療救護班、医療機関に引継ぐ。

担当	対策内容
	○ 救出救護活動にあたっては重機类等装備資器材を有効に活用する。 ○ 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 ○ 国分寺消防署、自衛隊、自治会・町内会等市民組織と連携協力し、救出・救護の万全を期する。
防災推進委員 市民 事業所	○ 近隣において家屋の倒壊による要救出者等があった場合、地区本部または地区防災センター等に連絡するとともに、近隣住民と協力して、家庭にある工具等を活用して救助活動、救護活動に努める。 ○ 市民だけでの救出が困難な場合は、地区本部へ報告し、救助を待つ。 ○ 消防、警察、国分寺市消防団等の救助員に要請された場合は、救助、救護活動に協力する。
地区本部	○ 地域内の要救助者を把握し、地区防災センターを通して救助を要請する。
各地区防災センター運営班	○ 地区本部や市民からの要救助に関する情報を収集し、市本部へ報告する。

2 救出资機材の活用

担当	対策内容
各地区防災センター運営班	○ 防災倉庫の備品の救出资機材を市民、事業所に提供する。
都市対策班	○ 建築組合、建設業協会に対して、協定に基づく資機材の提供等を要請する。
建築組合 建設業協会	○ 協定に基づき、保有する資機材を提供するとともに、関係機関、市民、事業者と協力し救助活動を行う。

3 傷病者の搬送

担当	対策内容
国分寺消防署	○ 医師、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して医療機関に迅速に搬送する。
国分寺市消防団	○ 軽傷者は、自治会・町内会等地域組織と協力して、いずみプラザに設置する緊急医療救護所または地区防災センターに設置される避難所医療救護所へ誘導、搬送する。
財務班 資源管理班	○ 庁用車を活用して傷病者を搬送する。
防災推進委員 市民	○ 家庭にある毛布や板等を活用し、傷病者を地区防災センターの医療救護所へ搬送する。

第2節 行方不明者の捜索・救助活動

1 行方不明者の把握

担当	対策内容
小金井警察署	○ 警察署は市民生活班と協力し、行方不明者に関する問合せや、捜索依頼届出の受付及び捜索者名簿を作成する。 ○ 届出を受けた場合は、行方不明者の状況について詳細に聞き取り、届出票に記載し、届出リストを作成し、市民生活班に送付する。
市民生活班	○ 市民生活班は、届出リストを避難者名簿等、把握している安否情報と照合し、行方不明者を精査し、警察署に連絡する。

2 行方不明者の捜索・救助活動

担当	対策内容
小金井警察署	○ 捜索者名簿に基づき、行方不明者の捜索を行う。 ○ 捜索にあたっては、国分寺消防署、国分寺市消防団、自治会・町内会等、ボランティア等の協力を得て実施する。 ○ 行方不明者、遺体を発見した場合は、捜索依頼者に連絡する。 ○ 遺体は、遺体収容所に収容し検視を行う。
国分寺消防署 国分寺市消防団 防災推進委員 市民	○ 行方不明者を発見した場合は、直ちに保護し警察署に連絡する。 ○ 遺体を発見した場合は、警察署に連絡する。

第8章 医療救護・保健衛生対策

- 震災時の人的被害を最小限に食い止めるため、発災当初は人命救助を最優先とした医療救護体制を確立する。
- そのために、傷病者に対し、必要な医療救護活動を行うために、医療情報の伝達、災害医療コーディネーター（※）の選任、初動医療体制、傷病者の搬送、後方医療体制等を定める。

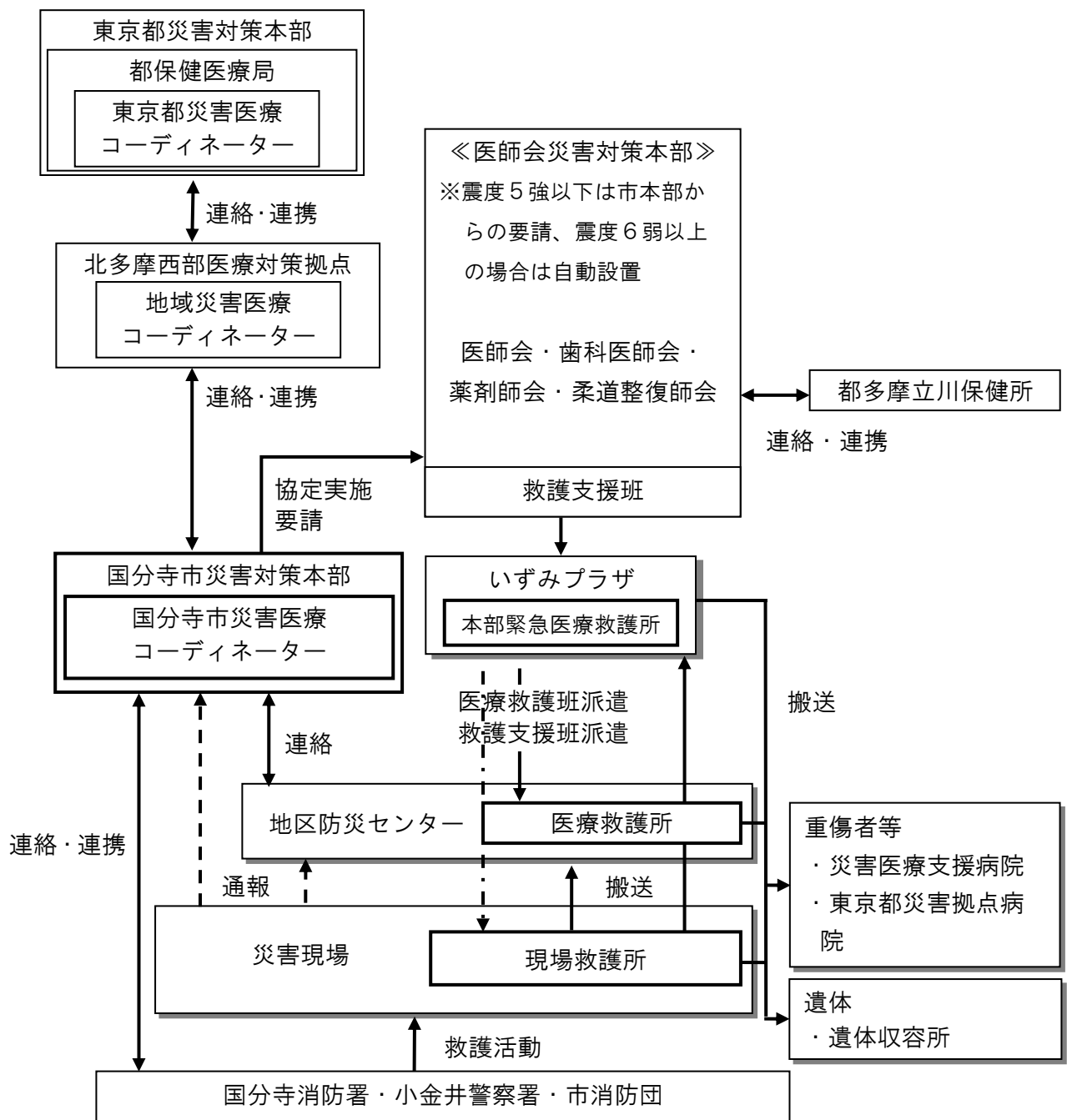
＜実施担当＞

項目	市担当	関係機関等
第1節 初動医療体制等	本部班、救護支援班、広報班、市民生活班、各地区防災センター運営班、保健活動チーム、避難行動要支援者班、財務班、物資調達班	医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、国分寺消防署、国分寺消防団、日赤東京支部、献血供給事業団、都看護協会、都、自衛隊
第2節 医薬品・医療資器材の供給	本部班、救護支援班、物資調達班	薬剤師会、国分寺郵便局、東京都立病院機構、日赤東京都支部、献血供給事業団、都
第3節 医療施設の確保		東京都立病院機構、都、自衛隊
第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	本部班、市民生活班、遺体収容所担当、広報班、財務班	医師会、歯科医師会、国分寺消防団、小金井警察署、日赤東京都支部、日本法医学会、都、監察医務院、自衛隊
第5節 防疫体制の確立	防疫チーム、消毒チーム、保健活動チーム	医師会、避難所運営組織、都
第6節 火葬	遺体収容所担当	都

<主な期間の応急復旧活動>

機 関 名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○ 医師会災害対策本部の設置要請 ○ 医師会災害対策本部の設置・運営支援 ○ 医療救護所の開設・運営 ○ 都に医療救護活動の支援要請 ○ 都に薬剤の調達要請 ○ 保健活動の実施		
都		○ 東京DMA Tの派遣 ○ 都医療救護班等の派遣 ○ 都備蓄医薬品等の供給 ○ 環境衛生指導班等派遣 ○ 食品衛生監視班派遣 ○ 東京都災害派遣精神医療チーム（東京 DPAT）派遣		
災害医療コーディネーター		○ 市内被害情報及び医療機関の被害状況の収集・集約 ○ 地域災害医療コーディネーターとの広域連携や連絡調整		
国分寺消防署		○ 東京DMA T等と連携した救助・救急活動 ○ 災害現場への応援部隊の投入		
医師会災害対策本部		○ 医療関係情報の収集 ○ 医師会災害対策本部の設置運営 ○ 医療救護班の編成・派遣 ○ 医薬品の管理		

◆ 計画の関係図



- 資料3-23：災害時の医療救護活動についての協定書（国分寺市医師会）
- 資料3-24：災害時の歯科医療救護活動についての協定書（国分寺市歯科医師会）
- 資料3-25：災害時の医療救護活動についての協定書（国分寺市薬剤師会）
- 資料3-26：災害時の応急救護活動等についての協定（東京都柔道整復師会多摩中央支部）
- 資料3-27 災害時における妊産婦等への支援活動に関する協定書（公益社団法人東京都助産師会国分寺地区分会）

第1節 初動医療体制等

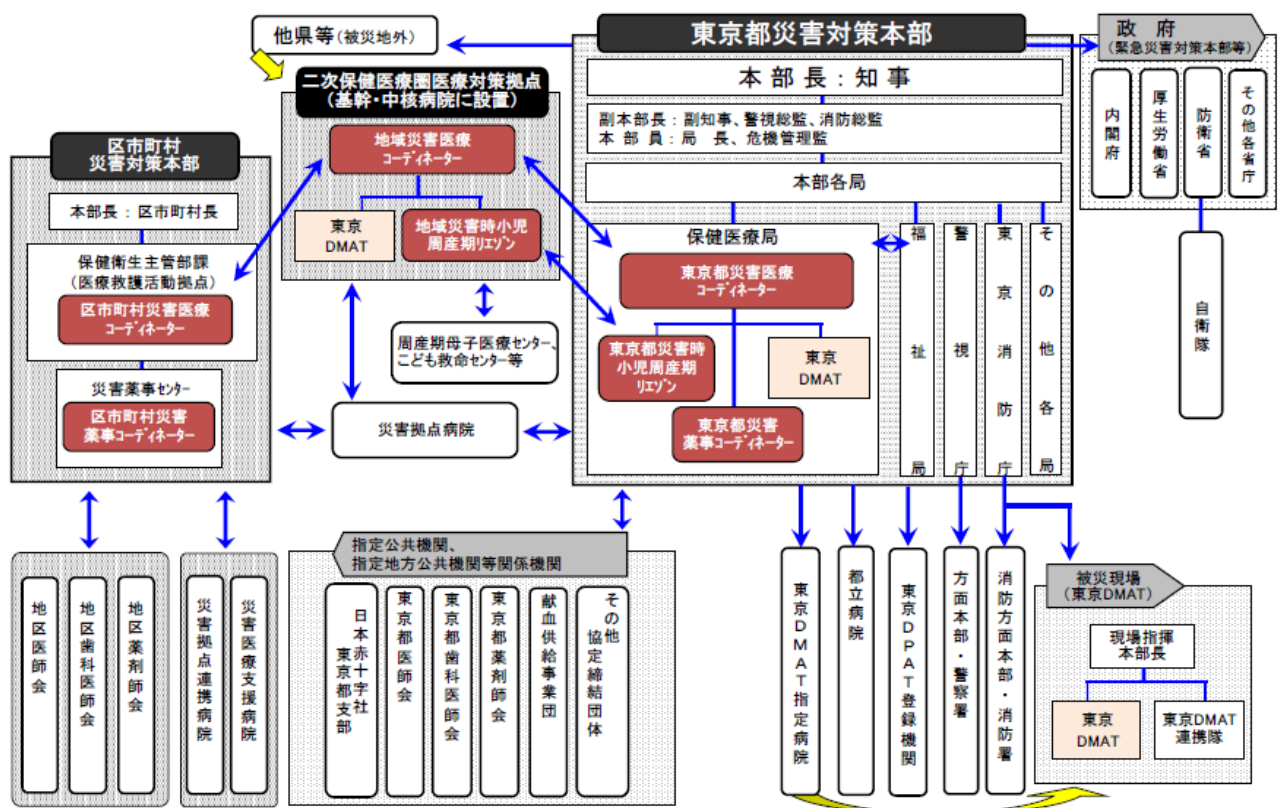
1 医療情報の収集伝達体制

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	活 動 内 容		
本部班 救護支援班	○ 医師会及び国分寺市災害医療コーディネーター等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告する。		
広報班	○ 防災行政無線、広報車等を活用し、医療救護所等の開設状況等の情報提供を行う。		
市民生活班	○ 市民対応窓口で医療救護所等の開設状況、傷病者の収容状況等の市民の問合せに対応する。		
各地区防災センター運営班	○ 掲示板を設置し、市本部から伝達された医療救護所等の開設状況等の情報提供を行う。		
医師会災害対策本部	○ 震度5弱または5強の地震が発生し、本部長（市長）から医師会災害対策本部の設置要請を受けた場合は、医師会災害対策本部を医師会事務室（いずみプラザ2階）に設置する。各師会長は緊急連絡網により会員の安否確認と医療救護活動参加協力の可否を確認し、協力可能な医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会の会員はいずみプラザ（医師会災害対策本部・本部緊急医療救護所）に参集する。		
	○ 震度6弱以上の地震が発生した場合、本部長（市長）からの要請の有無にかかわらず、医師会災害対策本部を設置する。以降は震度5弱または5強の場合に準じて活動する。		
	○ 医師会災害対策本部長は、医師会長もしくはその代行者（医師会副会長等）とし、医師会災害対策本部を統括する。		
	＜医師会災害対策本部の構成＞		
	本部員	医師会	会長・副会長・担当理事、事務長
		歯科医師会	会長・担当理事
		薬剤師会	会長・担当理事
柔道整復師会		会長	
救護支援班		救護支援班班長・係長	
医師会 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会	○ 被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告する。 ○ 関係機関と連携し、被害状況、活動状況等を一元的に集約する体制を確立する。		

機 関 名	活 動 内 容
都保健医療局	○ 市、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集する。 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有する。 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を市と情報を共有する。 ○ 各種広報媒体や報道機関等を通じた都民への広報を行う。

【発災直後の医療連携体制（イメージ）】



(2) 取組内容

- 医師会及び国分寺市災害医療コーディネーター、国分寺市災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。
- 医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。

2 初動期の医療救護活動

(1) 対策内容と役割分担

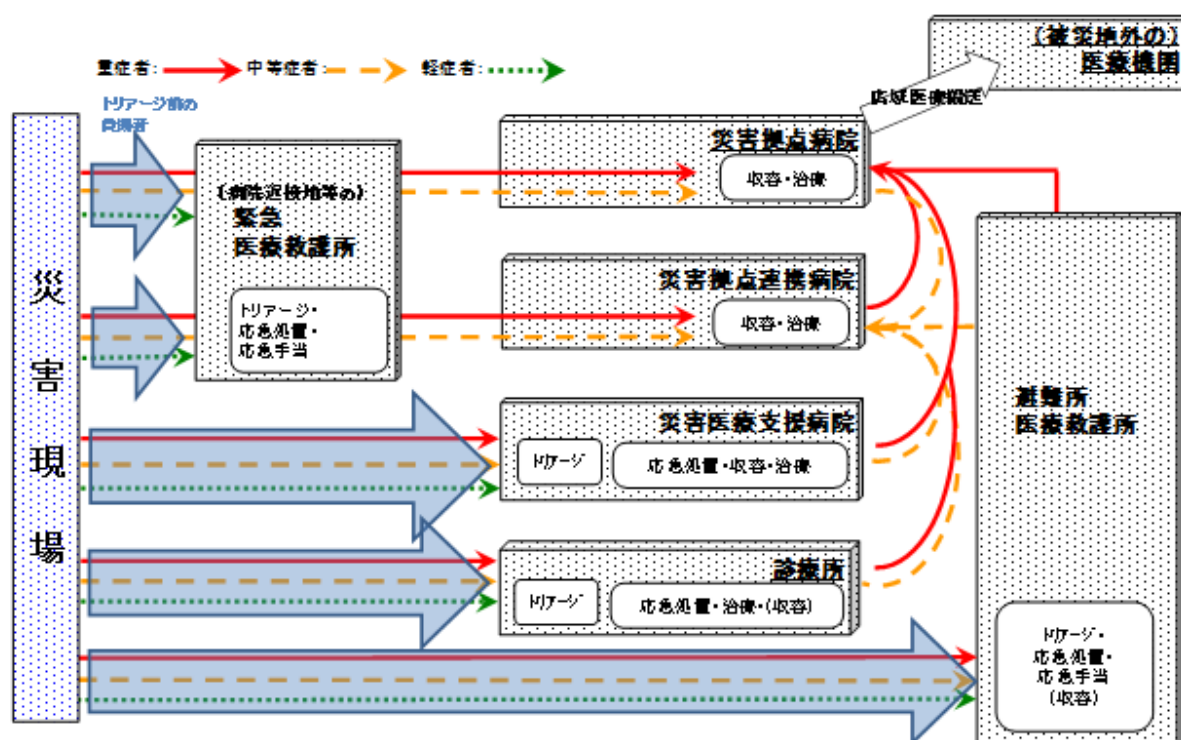
機 関 名	活 動 内 容
市本部 救護支援班	○ 災害時における医療救護を一次的に実施する。 ○ 国分寺市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 避難所等に避難所医療救護所を設置する。 ○ 緊急医療救護所を設置・運営する。 ○ 急性期以降は、医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。 ○ 避難所等において定点・巡回診療を実施する。 ○ 自らの公的医療機関において医療救護を行うほか、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請する。 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。 ○ 災害薬事センターを設置して国分寺市災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整する。
都保健医療局 都福祉局	○ 医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。 ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。 ○ 災害発生現場等の多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京DMATを派遣する。 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣する。 ○ 市から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合は、都医療救護班等を派遣する。 ○ 東京都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部、災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、医療救護所等へ派遣する。 ○ 医療救護体制が不足する場合には、九都県市相互応援協定等に基づき、応援を要請する。 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入システムや医療スタッフ等の受入体制を確立し、活動拠点等を確保する。

機 関 名	活 動 内 容
	(各二次保健医療圏) ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置する。 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT の支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整する。 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、必要に応じて地域災害医療連携会議を開催し、圏域内の医療救護活動を調整する。 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整する。 ○ 都保健所は、公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター及び市を支援する。
東京消防庁 国分寺消防署	○ 都保健医療局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。 ○ 東京 DMAT と連携して、救命処置等を実施する。
医師会	○ 市から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班を編成・派遣する。
歯科医師会	○ 市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班を編成・派遣する。
薬剤師会	○ 市から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、薬剤師班を編成・派遣する。
都柔道整復師会 多摩中央支部	○ 市から「災害時の応急救護活動等についての協定書」に基づく協力要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施する。
日赤東京都支部	○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班を設置し、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を実施する。
献血供給事業団	○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、日赤東京都支部などと協力して行う。 ○ 都外から血液製材の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。
都看護協会	○ 都から「災害時の救護活動についての協定書」に基づく要請があった場合は、応急救護の実施及び衛生材料の提供等、医療救護所等における看護業務を行う。

【災害時医療救護の流れ】

※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。

災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。



(2) 取組内容

ア 医療救護班等の活動

- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における医療救護所を中心とする。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医療救護班	○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ 助産救護 ○ その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	○ 傷病者に対するトリアージの協力 ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力

区 分	内 容
薬剤師班	○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 傷病者に対するトリアージの協力 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

イ 職種による色の定め

- 都は、災害現場における相互認識を高めるため職種による色を定め、災害現場で活動する際には、この色のユニホームなどを身に着けることとしている。（赤：医師・歯科医師、緑：看護師・歯科衛生士・歯科技工士、青：薬剤師、白：臨床検査技師・放射線技師、紺：柔道整復師、黄：事務）

ウ dERU（デルー：国内型緊急対応ユニット（※））による活動

- 日赤医療救護班は、デルーを被災地域へ迅速に搬入・開設し、積極的に医療救護活動を行う。

※ dERU（domestic Emergency Response Unit）

日本赤十字社の緊急仮設診療所設備（大型テント、医療資機材）とそれを輸送する車両及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称（東京に2基、その他全国に17基）。

3 負傷者等の搬送体制

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	内 容
市本部 本部班 財務班	○ 被災現場から医療救護所まで搬送する。 ○ 市が派遣する医療救護班等の医療スタッフを搬送する。 ○ 搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。
国分寺消防団	○ 軽傷者は、自治会・町内会等地域組織と協力して、地区防災センターの医療救護所へ誘導、搬送する。
都総務局	○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、「九都県市災害時相互応援協定」及び「首都直下地震応急対策活動要領」に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請する。

機 関 名	内 容
都保健医療局	○ 東京消防庁等の関係機関と調整して、搬送手段を確保する。 ○ その他協定締結団体等による重傷者等の広域搬送を実施する。 ○ 災害拠点病院の対応能力では不足する場合に、都は「九都県市相互応援協定」及び「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に基づき、関係機関に対し医療機関への広域搬送に必要な措置を要請する。
東京消防庁 国分寺消防署	○ 搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。 ○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。
警視庁 自衛隊	○ ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送する。

（２）取組内容

ア 負傷者の搬送

- 市は、原則として被災現場から医療救護所までの負傷者の搬送を対応し、医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までは、市及び都が対応する。
- 医療機関や医療救護所で対応できない重症者は、日本 DMAT などの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、市又は都が調達する。
- 市及び都は、搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、市及び都保健医療局が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む。）・船舶等により行う。
- 都本部に集まる道路啓開情報並びに警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

イ 医療スタッフの搬送

- 市は、原則として市が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送を対応する。
- 都は、都が派遣する都医療救護班等の搬送を対応する。
- 都医療救護班等の搬送に当たって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、トラック等による搬送を活用する。

4 保健衛生体制

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
市本部	○ 保健活動チームを編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。 ○ 市単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、市が独自に他縣市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。 ○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ○ 仮設浴場、シャワー施設等の設置状況を把握し、地区防災センターを通して避難者に周知する。
各地区防災センター運営班	【避難所の食品衛生】 ○ 避難所における食中毒の発生防止のため、次の活動を行う。 ○ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 (1) 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 (2) 手洗いの励行 (3) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 (4) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 (5) 情報提供 (6) 殺菌・消毒剤の手配、調整 【避難所の衛生管理】 ○ 避難者の適正誘導及び収容並びに過密状況及び衛生状態を把握するとともに、次の活動を行う。 (1) 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域の設定 (2) 生活環境上必要な物品の確保 (3) 避難者間のプライバシーの確保 (4) ごみの適切な排出方法及びトイレの使用法等 (5) 女性のニーズを踏まえたトイレ、更衣室等の適正確保 (6) ハエや蚊等の衛生害虫の防除 (7) 室内環境及び寝具類の衛生確保 (8) 手洗い・消毒・咳エチケット等基本的な感染対策の徹底 (9) 感染症発生時には専用区域の設定 (10) 避難者生活スペースの定期的な換気
保健活動チーム	○ 活動内容 (1) 避難所における健康相談 (2) 地域における巡回健康診断 (3) その他必要な保健活動 ○ 被災住民に対するこころの健康に関する相談を行う。
救護支援班	○ 市内の透析医療機関の被災状況等について、二次保健医療圏医療対策拠点を通じて、都保健医療局へ報告する。

各 機 関	対 策 内 容
	○ 在宅難病患者の被災状況等について確認できた内容を避難行動要支援者班及び都保健医療局へ報告する。 ○ 医師、歯科医師、薬剤師が地区防災センターを巡回し、公衆衛生上の問題点を把握し、対処する。
物資調達班	○ 市内の公衆浴場の被害状況、営業再開の目途について調査し、市本部に報告する。
避難行動要支援者班	○ 在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、他班及び関係機関と連携して支援対策を実施する。
歯科医師会	○ 阪神淡路大震災における震災関連死の原因で最も多かった肺炎の予防を図るため、避難所生活開始後、早期より避難所を巡回し、肺炎予防のため口腔ケアの指導及び啓発活動を行う。
都保健医療局 都福祉局	○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握する。 ○ DHEAT に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動チームに関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 市における保健活動チームの活動を支援する。 ○ 市が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援する。 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災市区町村からの応援要請に基づき、都内の非（小）被災市区町村、国及び他県市等に保健活動班の派遣を要請する。 ○ 被災市区町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣する。 ○ 「環境衛生指導班」による避難所における飲料水の安全等環境衛生を確保する。 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保を実施する。 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置を進める。 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護を図る。

（２）取組内容

ア 保健活動

- 市は、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。
- 保健活動チームは、環境衛生指導班や食品衛生指導班、防疫班と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。
- 保健活動チームは、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 市単独では対応が困難な場合は、都に応援要請を行うほか、市が独自に他道府県市等と結ぶ応援協定に基づき、保健活動チームの派遣を要請する。
- 市は、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

イ 精神医療体制の確保

- 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
- 被災住民等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

ウ 在宅難病患者への対応

- 市及び保健所は、在宅難病患者の状況把握に努める。
- 市は、在宅難病患者の搬送及び救護体制について、必要に応じて都に支援を要請する。
- 在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、他班及び関係機関と連携して支援対策を実施する。
 - ・住宅及び居住者の安全確認
 - ・情報サービスの提供
 - ・精神的な不安の排除（声かけの実施）
 - ・入浴サービスの提供
 - ・移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣
 - ・配食サービス・日用品・補装具等の提供
 - ・保健・医療の提供

エ 在宅人工呼吸器使用者への対応

- 市は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。
- 市は、人工呼吸器使用者について、必要に応じて都に支援を要請する。

オ 透析患者等への対応

- 市内の透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について二次保健医療圏医療対策拠点を通じて、都保健医療局へ報告する。
- 透析患者からの問合せに対し、都からの情報を踏まえて対応する。

第2節 医薬品・医療資器材の供給

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	対 策 内 容
市本部 救護支援班	○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置する。 ○ 災害発生時には市が備蓄しているものを使用する。 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請する。 ○ 医薬品等の輸送を物資調達班等に指示するとともに、市車両が不足する場合等は、協定に基づき国分寺郵便局に輸送を要請する。
物資調達班 救護支援班	○ 物資調達班等は蘇生器、救急医療セット等を市車両を使用して医療救護所等に搬送する。
救護支援班	○ 血液製剤が必要となる場合には、都に協力を要請する。
都保健医療局	○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援する。 ○ 市の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給する。 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達する。 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○ 必要に応じて医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で市へ提供する。
東京都立病院機構	○ 都立病院が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。
薬剤師会	○ 国分寺市災害医療コーディネーター、東京都地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。 ○ 被災地内の薬剤師会は、市の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、薬剤師班の調整等を行う。 ○ 都の要請があった場合、医薬品集積センターにおける仕分け・管理等を実施する。
日赤東京都支部	○ 日赤医療救護班は、医療救護活動に必要な医療資材を携行する。 ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づく供給要請があった場合、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）と献血供給事業団とが密接な連携の下に供給を行う。 ○ 血液製剤の都外からの輸送等については日赤が行うほか、状況により都をはじめ各機関に協力を要請する。

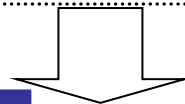
各 機 関	対 策 内 容
献血供給事業団	○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）等と協力して供給を行う。 ○ 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。
国分寺郵便局	○ 協定に基づき市から医薬品等の輸送を要請された場合は、バイクの機動力を活用して市や薬局、市の災害薬事センターなどから医療救護所等へ医薬品等を輸送する。

● 資料3-28：災害時における協力に関する協定書（国分寺郵便局）

【市が使用する医薬品等の調達手順】

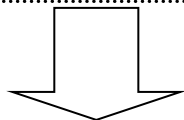
① 市の備蓄品を使用する

災害発生時には市の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、薬剤師会 医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。

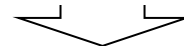


② 都の備蓄品を使用する

市の備蓄が不足する場合に、市は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前に、③に示す卸からの調達を行う）。



市での調達が不可能な場合

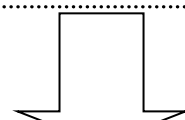
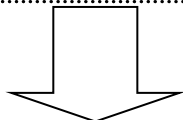


③ 市が卸から調達する

市は卸売販売業者へ医薬品等を発注する。（発注は災害薬事センターがとりまとめる。）

③ 都が卸から調達する

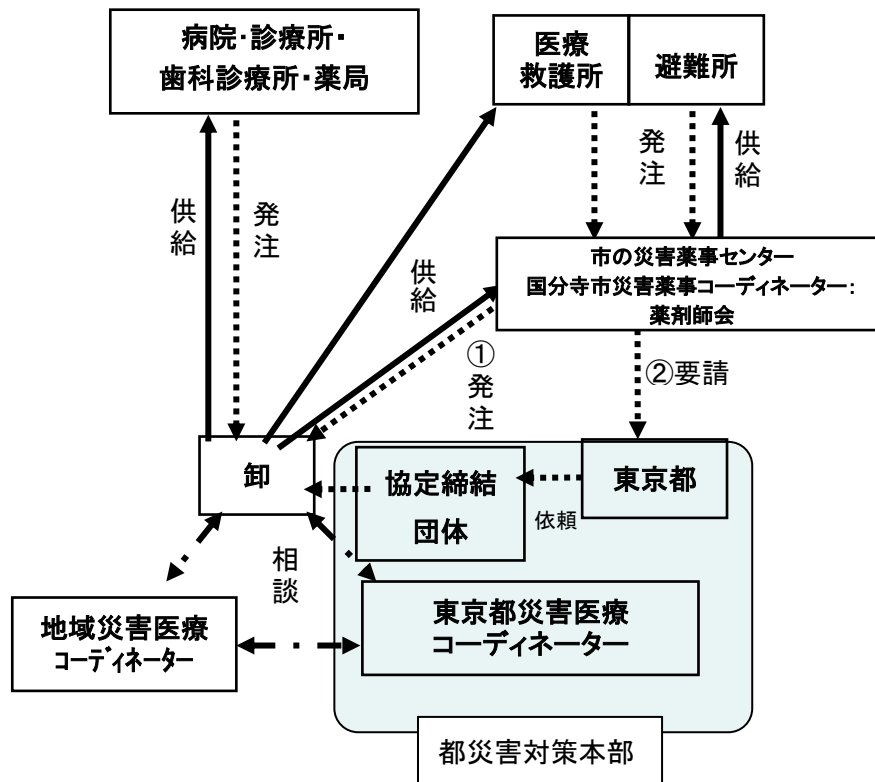
市は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

卸売販売業者は、市へ納品する。（原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は市区町村の災害薬事センターへ納品する。）

【卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ】



- ① 市は、卸売販売業者へ必要な医薬品等を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- ② 市での調達不可能的な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法、及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

(医療救護所)

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品

(避難所)

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

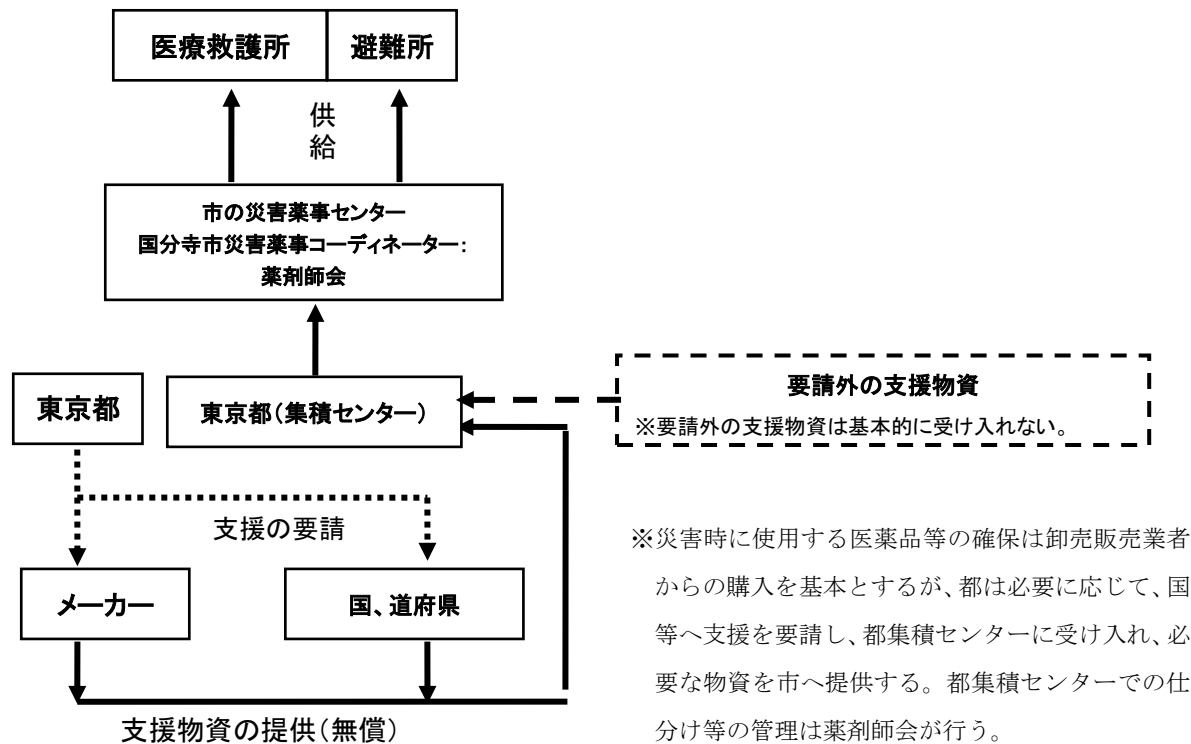
納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配
送

※ 協定締結団体

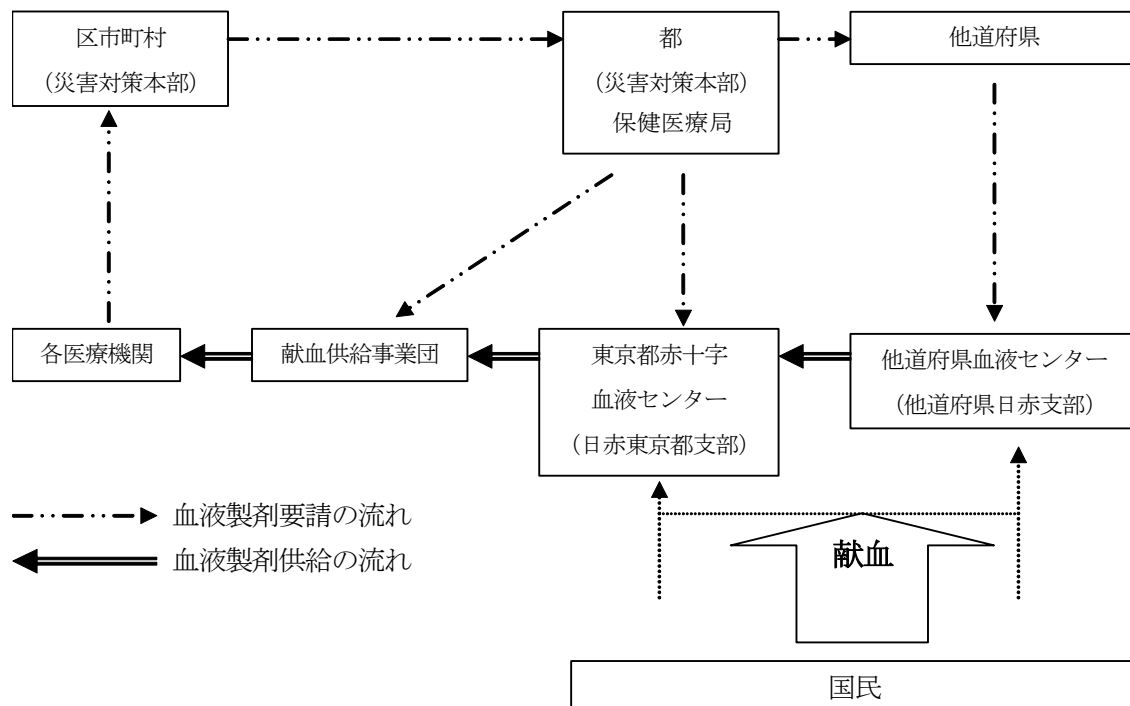
都薬剤師会、日本産業・医療ガス協会、東京医薬品卸業協会、
大東京歯科用品商協同組合、日本衛生材料工業連合会、日本医療機器協会

- ④ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



(2) 取組内容

- 市は、薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や医療救護所、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。
- 災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（＝国分寺市災害薬事コーディネーター）は薬剤師会から選任し、その他のセンターのセンター長は薬剤師会と市が協議の上決定する。国分寺市災害薬事コーディネーターは、その他の災害薬事センターを統括する。
- 国分寺市災害薬事コーディネーターは、国分寺市災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター、東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

【国分寺市災害薬事コーディネーターの業務】

災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会と協議の上、医療救護所や避難所等において、発災直後は市の備蓄を使用する。不足する場合は、薬剤師会と協議の上、薬剤師会医薬品・情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。
- 備蓄及び薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局へ調達を要請する。
- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平時と同様に病院等が医薬品等の卸売販売業者から購入する。

第3節 医療施設の確保

(1) 対策内容と役割分担

各 機 関	内 容
市本部	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
都総務局	○ 都は、災害の規模などにより、必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請する。
都保健医療局	○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。
東京都立病院機構	○ 都の方針を踏まえ、基幹災害拠点病院や地域災害拠点中核病院など各病院の役割に応じて災害時に求められる医療を適切に提供する。
自衛隊	○ 陸上自衛隊は、救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を実施する。

(2) 取組内容

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続し、それ以外の全ての病院は、慢性疾患への対応や市地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として市地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、市本部を通じて応援縣市に受入要請する。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。
- 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

ア 遺体の搜索についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市本部	○ 都総務局と協議し、都各部局、小金井警察署、関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施する。 ○ 状況に応じて、作業員の雇上げ、ボランティアの協力を得る等の方法を検討する。
市民生活班	○ 人員管理班に依頼し、遺体搜索を担う職員を配置する。 ○ 遺体の搜索を実施した場合、次の書類帳票を整備する。 (1) 救助実施記録日計票 (2) 搜索用機械器具燃料受払簿 (3) 遺体の搜索状況記録簿 (4) 遺体の搜索費用関係支出証拠書類
国分寺消防団	○ 遺体の搜索に協力する。
都総務局	○ 関係機関との連絡調整に当たる。
警視庁 小金井警察署	○ 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
陸上自衛隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、市に連絡する。

なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

イ 遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容

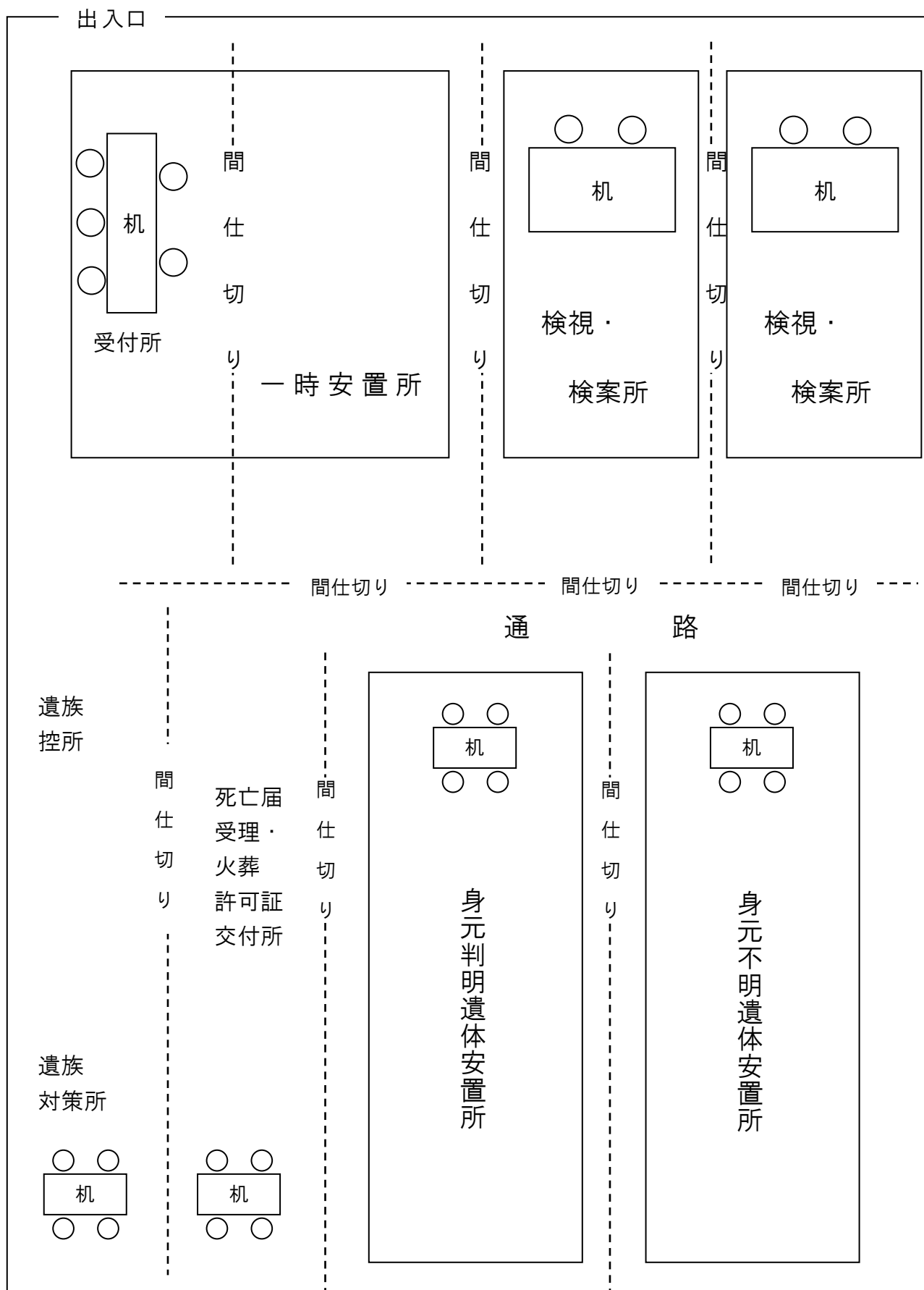
機 関 名	対 策 内 容
財務班	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 搬送する場合は遺体収容所の管理者に連絡のうえ、市保有車両を活用するほか、状況に応じて、作業員の雇上げ、ボランティア及び都、小金井警察署等関係機関の協力を得て実施する。 ○ 遺体の搬送時に可能な範囲で次の事項を確認する。 (1) 遺体発見者の氏名 (2) 遺体発見日時 (3) 遺体発見場所 (4) 遺体発見時の状況 (5) 遺体の身元認知の有無

機 関 名	対 策 内 容
都総務局	○ 市及び関係機関等との連絡調整を実施する。 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

ウ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市本部	○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設する。 ○ 遺体収容所の開設・運営のために、遺体収容所担当の編成を災対市民生活部及び災対健康福祉部に指示する。 ○ 都及び警視庁（小金井警察署）に報告するとともに、住民等へ周知 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。 ○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。
遺体収容所担当	○ 遺体収容所担当は、災対健康福祉部（健康推進課）、災対市民生活部（市民課）の職員により編成する。 ○ 各遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整を行うとともに、運営状況を市本部に報告する。運営内容はおおむね次の通りとする。 （1）都及び小金井警察署等が行う検案・検視業務等の体制整備 （2）収容遺体の受付、遺体処理チェック、身元確認・身元不明遺体への対応 （3）遺体の腐敗防止等環境整備 （4）東京多摩葬祭業協同組合との災害時における葬祭用品の供給等に関する協定書に基づく資器材の調達
都	○ 状況の情報を収集する。 ○ 市長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援する。
警視庁 小金井警察署	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集する。 ○ 遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成する。 ○ 警視庁の内規に基づき、開設された遺体収容所に検視班等を派遣する。

【遺体収容所における標準的な配置区分図】



エ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

① 市・都が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
本部班 遺体収容所担当	○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営について準備する。 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
都保健医療局	○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
監察医務院 (※)	○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講じる。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。
警視庁 小金井警察署	○ 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 ○ 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。

※ 監察医務院…死亡解剖保存法第8条に基づいて都内23区で発生した全ての不自然死（死因不明の急性死や事故死など）について、死体の検案及び解剖を行いその死因を明らかにする都の機関

② 協力機関が行う対策

機 関 名	対 策 内 容
医師会	○ 市の要請に応じて、遺体の検案に協力
歯科医師会	○ 市及び小金井警察署の要請に応じて、遺体の身元確認に協力
日赤東京都支部	○ 都の要請に応じて、遺体の検案に協力
日本法医学会	○ 都の要請に応じて、検案医の確保・派遣に協力

③ 身元確認に関する機関別活動内容

機 関 名	対 策 内 容
市本部	○ 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
広報班	○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について広報する。
警視庁 小金井警察署	○ 行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。
歯科医師会	○ 警視庁（小金井警察署）から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣 ○ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁（小金井警察署）の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事

オ 市民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市本部	○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（小金井警察署）と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施
市民生活班	○ 死亡者に関する台帳を作成し、市民対応窓口及び遺体安置所に配置する。
広報班	○ ジェイコム東京、FMたちかわ、報道機関に死亡者に関する情報を提供する。
都総務局	○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、市、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供

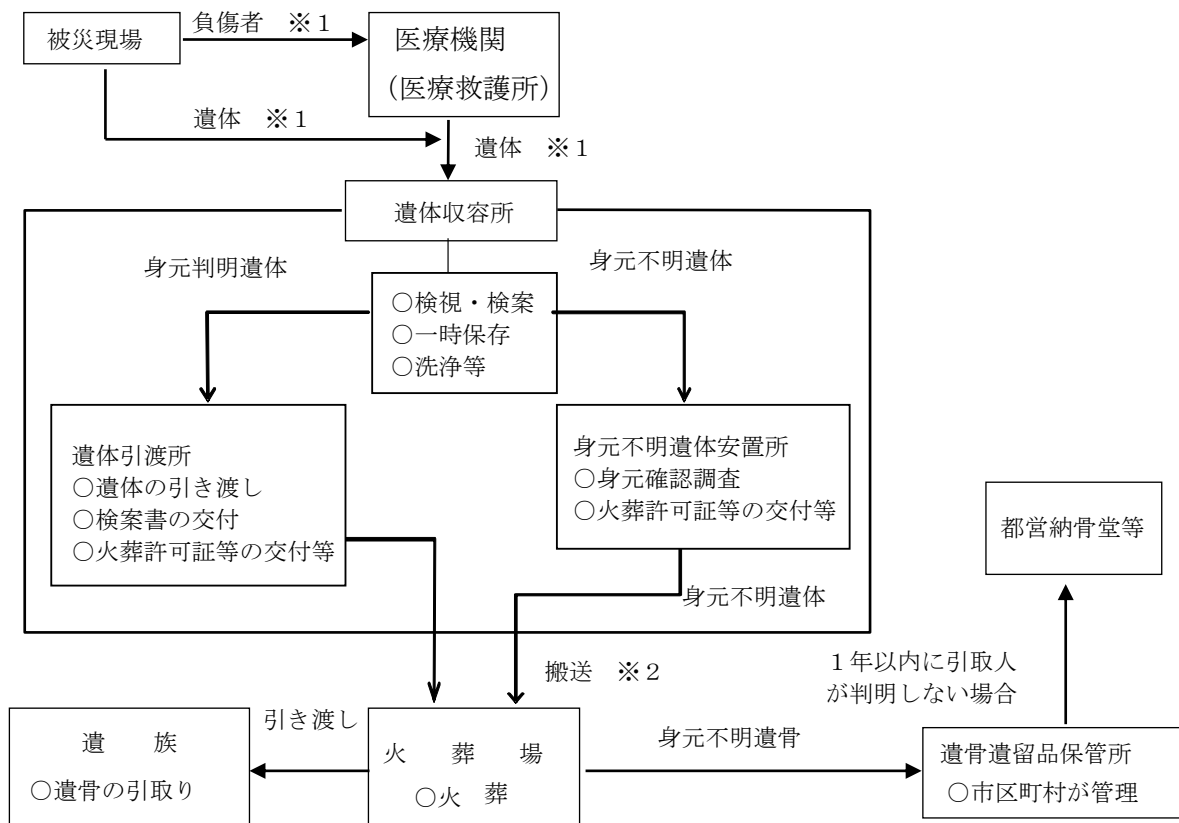
カ 遺体の遺族への引き渡しについての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施
警視庁 小金井警察署	○ 市や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施

キ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等についての取組内容

機 関 名	対 策 内 容
市	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。
都総務局	○ 市に対して、必要な支援措置を講ずる。

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、市区町村が実施する遺体の搜索・収容等に協力

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 市区町村の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分		内 容
搜索の期間		○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（市区町村長の場合は知事）に申請する。 ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。） ・ その他（期間延長によって搜索されるべき遺体数等）
国 庫 負 担	対象となる 経費	○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分		内 容
遺体処理の期間		○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に内閣総理大臣（市区町村長の場合は知事）に申請する。
国庫負担の対象 となる経費		○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第5節 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	活 動 内 容
市本部	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等を行う。 ○ 「防疫班」、「消毒班」を編成し、防疫活動を実施する。 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局又は医師会、薬剤師会等に協力を要請する。 ○ 都が活動支援や指導、市区町村調整を行う場合、協力する。 ○ 保健活動チームを編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○ 被災動物の保護に関することを、都、関係団体等へ協力を要請する。
防疫チーム	○ 防疫チームは医師会本部及び救護支援班から、医師（1名）、保健師または看護師（1名）、事務（1名）で1班を編成し、必要に応じて薬剤師会の協力を要請する。 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種を実施する。 ○ 防疫チームは、医療救護班・保健活動チーム等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。 ○ 防疫チームは、避難所開設後、医療救護班・保健活動チーム等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。 ○ 防疫チームは、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。
消毒チーム	○ 消毒チームは全庁から、消毒担当（2名）、運転担当（1名）で1班を編成する。 ○ 消毒チームは、防疫チームと緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒指導・避難所の下水及びトイレやごみ保管場所等の消毒の実施または消毒薬を配布して指導を行う。
避難所運営組織	○ 避難所のトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。 ○ 防疫チームや消毒チームの活動を避難者に広報するとともに、ポスターの掲示やチラシの配布、声かけ等を行い、感染症の発生予防に努める。

機 関 名	活 動 内 容
都保健医療局	○ 市の防疫活動を支援・指導する。 ○ 都医師会、都薬剤師会等に市の防疫活動に対する協力を要請する。 ○ 他県市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施する。 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供する。 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整を図る。 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整する。 ○ 市が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局において調達する。 ○ 市の衛生管理対策を支援・指導する。 ○ 市における保健活動チームの活動を支援する。 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救護活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷又は放し飼い状態の被災動物の保護する。
都保健所	○ 市の防疫活動を支援・指導する。 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供する。 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市町村が実施する予防接種に関する指導・調整を図る。 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段を確保する。 ○ 市の衛生管理対策を支援・指導する。
都医師会	○ 都保健医療局長（多摩立川保健所）からの要請に応じて防疫活動に協力する。 ○ 都保健医療局（都保健所を含む）又は市と協議の上、防疫活動を実施する。

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

(2) 取組内容

- 所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「消毒班」を編成（又は担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

班 名	機 関 名	役 割
防疫班	市	○ 健康調査及び健康相談 ○ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ○ 感染症予防のため広報及び健康指導 ○ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒班	市	○ 患者発生時の消毒（指導） ○ 避難所の消毒の実施及び指導
保健活動チーム	市	○ 健康調査及び健康相談の実施 ○ 広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	○ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ○ 食品集積所の衛生確保 ○ 避難所の食品衛生指導 ○ その他食品に起因する危害発生の防止 ○ 食中毒発生時の対応 ○ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 ○ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ○ 手洗いの励行 ○ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ○ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ○ 情報提供 ○ 殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	○ 飲料水の塩素による消毒の確認 ○ 都民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ○ 都民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ○ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ○ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ○ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

ア 各班の役割

- 防疫班は、医療救護班・保健活動チーム等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動チームは、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 都が編成した食品衛生指導班は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、市と連携して避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- 都が編成した環境衛生指導班は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

イ 防疫用資器材の備蓄・調達

- 市が新型インフルエンザ対策等で備蓄している消毒液等の物資を有効活用する。
- 市が実施する防疫チームや消毒チームが使用する防疫用資器材が不足する場合は、都保健医療局に調達を要請する。
- 都保健医療局は、薬品等が不足した場合に備え、計画に基づき備蓄・調達を行う。

ウ 感染症対策

- 市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 市は、被災地や避難所における感染症発生状況を把握する。
- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と多摩立川保健所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都保健医療局及び多摩立川保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 都保健医療局は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、市に対して都保健所を通じて、予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 多摩立川保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

エ 被災動物の保護

- 市は、被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第6節 火葬

(1) 対策内容と役割分担

ア 火葬特例の適用・許可証発行について

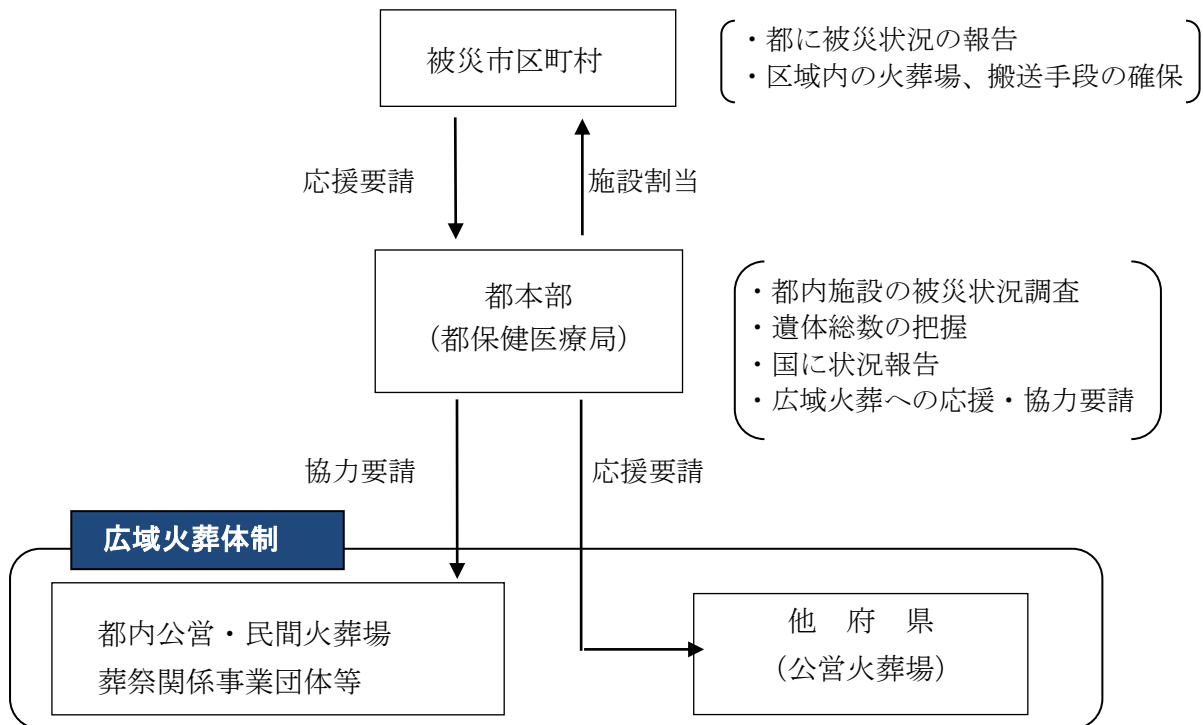
機 関 名	対 策 内 容
遺体収容所担当	○ 通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

イ 広域火葬の実施について

機 関 名	対 策 内 容
市本部	○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。 ○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。 ○ 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。 ○ 遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
都保健医療局	○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 ○ 市からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに市及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援を要請し、広域火葬の受け入れについての報告を求める。また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援・協力を要請する。 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各市区町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の市区町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。

機 関 名	対 策 内 容
	○ 遺体の搬送について市区町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
都建設局	○ 管理する火葬場（瑞江葬儀所）や都納骨堂での受入れを実施する。 ○ 火葬体制の整備に当たり、施設を管理している立場から、関係機関に対して助言、協力を行う。

【火葬体制】



(2) 取組内容

- 市は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。
- 都は、都内の火葬場等の被災状況や市区町村の状況を踏まえ、広域火葬を含めた迅速な火葬体制を整備する。その際、都内公営火葬場は先導的な役割を担う。

【多摩地域の火葬場】

多摩地区 9施設	名称	所在地	電話番号	経営者
	青梅市火葬場	青梅市長淵5-743	0428(22)3918	青梅市
	瑞穂斎場	瑞穂町大字富士山栗原新田244	042(557)0064	瑞穂斎場組合
	ひので斎場	日の出町大字平井3092	042(597)2131	秋川流域斎場組合
	八王子市斎場	八王子市山田町1681-2	0426(64)5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平3-28-8	042(583)8888	日野市
	南多摩斎場	町田市上小山田町2147	042(797)7641	南多摩斎場組合
	立川・昭島・国立火葬場	立川市羽衣町3-20-18	042(522)2730	立川・昭島・国立聖苑組合
	日華多磨火葬場	府中市多磨町2-1-1	042(361)2174	(株)日華
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町1-3	042(367)7788	府中市

第9章 避難者対策

- 災害時には、初期消火、救助、救護などの初期活動が最も重要であるが、災害による被害が拡大した場合には、身の安全を守るための避難が必要になる。
- 市民が安全かつ迅速に被災地から避難するために、避難の考え方を明らかにするとともに、避難体制、避難誘導の方法及び避難所の開設と運営体制を確立する。

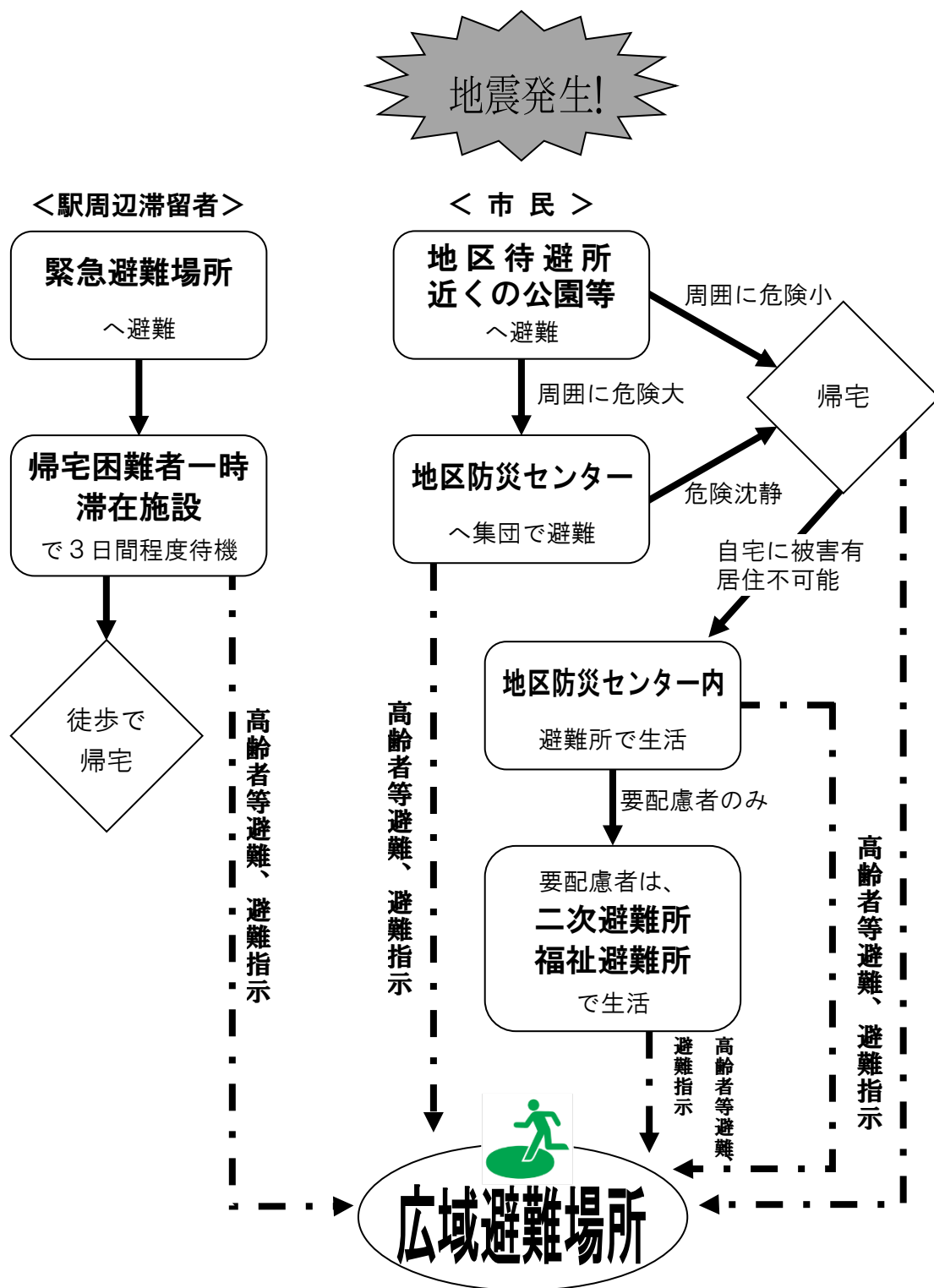
〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 避難体制	本部班、広報班、市民生活班、各地区防災センター運営班、国分寺市消防団、被害認定調査班	小金井警察署、国分寺消防署、ジェイコム東京、FMたちかわ、防災推進委員
第2節 避難誘導	都市建設班、上下水道班、各地区防災センター運営班、人員管理班、各班、被害認定調査班、国分寺市消防団、	都 防災推進委員、国分寺消防署、事業者、JR東日本、西武鉄道、小金井警察署、北多摩北部建設事務所
第3節 避難所の開設・運営	都市対策班、各地区防災センター運営班、学校管理・運営班、本部班、	防災推進委員、少年野球連盟、地区防災協力会、都
第4節 動物愛護	本部班、各地区防災センター運営班	獣医師会

<主な期間の応急復旧活動>

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○ 小金井警察署長、国分寺消防署長への連絡 ○ 市民への高齢者等避難、避難指示または警戒区域の設定 ○ 避難に関する広報の実施 ○ 避難路、避難場所の確保 ○ 避難誘導の実施 ○ 地区防災センターの応急危険度判定の実施 ○ 避難所の開設運営	○ 避難者の他縣市等への受入れ要請 ○ 市指定以外の避難所の把握	
消防署 国分寺		○ 市本部長への連絡 ○ 安全な避難路等情報の提供		
警察署 小金井		○ 市本部長への連絡 ○ 避難誘導の実施 ○ 避難場所への警戒員の配置		
事業者 鉄道		○ 緊急避難場所等への誘導 ○ 駅滞留者への情報提供の実施		
獣医師会			○ 動物救護対策本部の設置運営 ○ 動物救護所の設置運営 ○ 動物避難所巡回チーム派遣	

◆ 計画の関係図



第1節 避難体制

1 高齢者等避難、避難指示

担当	対策内容
市本部 本部班	○ 避難行動要支援者等、避難行動に時間を要する者の避難行動開始のために、人的被害が発生する可能性が高まった場合には、市長（本部長）は、警察署長及び消防署長と協議のうえ、高齢者等避難を発令する。 ○ 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市長（本部長）は警察署長及び消防署長と協議のうえ、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難指示等を行う。この場合、直ちに都本部に報告する。 ○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。 ○ 災害の発生により、市が事務の全部または大部分を行うことができなくなったときは、都知事が市長に代わってその一部または全部を実施する。
小金井警察署	○ 火災の発生等の危険が切迫し、市長が避難の指示ができないと認めるとき、または市長の要求があったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
国分寺消防署	○ 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用を勘案し、必要な情報を市、関係機関等に通報する。 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の国分寺へのその内容の通報を実地する。 ○ 避難場所、避難道路の安全確保に努める。

2 情報の伝達

担当	対策内容
広報班	○ 高齢者等避難、避難指示または警戒区域が設定された場合、当該地域の防災行政無線（固定系）、広報車、SNS（X等）、ホームページ、ジェイコム東京、FMたちかわ、報道機関への情報提供等により市民に周知する。 ○ 都と協力して、指定緊急避難場所や指定避難所、一時避難所などの役割、要配慮者に考慮した安全な避難方法や、都ホームページや「東京都防災アプリ」にて東京都防災マップによる防災施設等を周知する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 協定に基づき、市からの情報を放送する。
市民生活班	○ 市民対応窓口を通して市民に周知する。

担当	対策内容
各地区防災センター 一運営班	○ IP無線により得た市本部からの情報を、掲示板に貼り出すとともに、学校の放送設備等を活用して地域住民に広報する。
国分寺消防署 国分寺市消防団	○ 広報車やポンプ車の広報機能を活用して住民に伝達する。
小金井警察署	【現場広報活動】 ○ 現場における派遣部隊の各個広報等の他、ヘリコプター等の活用による上空からの広報活動を積極的に行う。
被害認定調査班	○ 鉄道事業者・商業施設と連携し、ハンドマイクの活用、掲示等により、乗客や来街者に情報を伝達する。
防災推進委員	○ 地区防災センター等を通して得た情報を積極的に地域住民に伝達する。

表3-13：三類型の避難指示等一覧

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
高齢者等避難	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
避難指示	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能である。）する。
緊急安全確保	○ 発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第2節 避難誘導

1 避難道路・避難場所の確保

- 緊急輸送道路は、地区防災センターへの避難道路として位置づけ、通行、安全を確保するとともに、地区防災センターとなる市立小中学校、都立国分寺高校、東京経済大学に避難場所を確保する。

担当	対策内容
都 市建設班 上下水道班	○ 都及び市緊急輸送道路を主に、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都建設局に報告する。 ○ 国分寺建設業協会等に協定に基づく協力を依頼し、道路障害物の除去及び通行の確保を図る。
北多摩北部建設事務所	○ 障害物の状況報告に基づき、総合的な除去対策をたて、必要な指導、調整を行うとともに所管の路上障害物を除去する。
各地区防災センター運営班	○ 担当する学校に参集し、避難場所を開放し、体育館や校舎内など立入り禁止区域を明示する。 ○ 児童生徒が学校にいる時間帯の災害については、グラウンドの使用方法（児童生徒スペース・地域住民スペース）を学校長と協議したうえで受入体制を整える。
防災推進委員	○ 各地区防災センターで各地区防災センター運営班に協力し、避難者の受入体制を整える。
国分寺消防署	○ 避難指示等が発令された時点以降の消防活動は、災害の規模及び消防部隊の運用状況等を勘案し避難場所、避難道路の安全確保に努める。

2 避難誘導の方法

- 避難誘導にあたっては、あらかじめ設定された避難道路を活用し避難場所へ集団で移動するとともに、病人、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の安全確保を優先する。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局、多文化共生担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

担当	対策内容
市民 事業者	○ 避難指示等が発令された場合、警察官及び消防署員・消防団員等の協力を得て、できるだけ地域または自治会・町内会等、事業所単位に集団を形成し、それぞれの組織・団体のリーダーを中心に集団で避難場所などに移動する。 ○ 避難指示等を行う余裕がなく、住民等が自主避難を行う場合も、避難道路等を活用し、集団で移動する。

担当	対策内容										
市本部	○ 市本部は本部班を通して各班に対し可能な範囲で避難地域に職員を派遣し、住民等の避難誘導にあたるよう指示する。 ○ 派遣職員は、自治会・町内会等、事業所、現地の警察官、消防署員、消防団員、防災推進委員と連携して、住民等の集団による避難を支援する。										
各施設班	○ 各施設班は、避難指示等が発令された場合や危険が切迫した場合は、利用者を集団で地区防災センターへ誘導する。										
J R各駅	○ あらかじめ定められた緊急避難場所等へプラカードの掲示やハンドマイクを活用して旅客を誘導する。 ○ 状況に応じて広域避難場所に誘導する。										
西武線各駅	○ 直ちに駅で定めている臨時避難場所に旅客を誘導する。 ○ 更に避難させる必要が生じた場合は、西武鉄道国分寺駅はJ Rと連携し、市指定の緊急避難場所を伝達、誘導し、混乱を防止する。										
被害認定調査班	○ 担当する駅の駅員と協力し、来街者や駅利用者等をトランジスタメガホンや誘導等を使用して緊急避難場所等へ誘導する。 ○ 各班の担当場所と誘導先は以下のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当駅</th><th>避難誘導先</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国分寺駅</td><td>都立殿ヶ谷戸庭園西側公園 早稲田実業学校</td></tr> <tr> <td>恋ヶ窪駅</td><td>市立第一中学校等</td></tr> <tr> <td>国立駅(北口周辺)</td><td>ひかりプラザ周辺等</td></tr> <tr> <td>西国分寺駅</td><td>泉町多喜窪公園</td></tr> </tbody> </table>	担当駅	避難誘導先	国分寺駅	都立殿ヶ谷戸庭園西側公園 早稲田実業学校	恋ヶ窪駅	市立第一中学校等	国立駅(北口周辺)	ひかりプラザ周辺等	西国分寺駅	泉町多喜窪公園
担当駅	避難誘導先										
国分寺駅	都立殿ヶ谷戸庭園西側公園 早稲田実業学校										
恋ヶ窪駅	市立第一中学校等										
国立駅(北口周辺)	ひかりプラザ周辺等										
西国分寺駅	泉町多喜窪公園										
国分寺消防署	○ 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用を勘案し、必要な情報を市、関係機関等に通報する。 ○ 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示等の伝達を行う。										
国分寺市消防団	○ 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用を勘案し、もっとも安全と思われる方向等を市、関係機関等に通報する。 ○ 避難が開始された場合は、災害の規模及び消防部隊の運用状況等を勘案し消防署員と連携した活動により避難誘導にあたる。										

担当	対策内容
小金井警察署	【部隊派遣による避難・誘導】 ○ 被害の規模や態様により、できる限り必要な部隊を派遣し、責任者、管理者等との連携による避難、誘導の措置を講ずる。 【多人数が集合する場所における避難・誘導対策】 ○ 学校、駅、デパート等多数の人が集合する場所における避難措置は、一時的には責任者、管理者の自主統制により行われるが、効率的な避難が行われるよう、避難・誘導措置をとる。 【避難所における避難者対策】 ○ 避難所に交番勤務員やパトカーの立ち寄り警戒をさせ、必要に応じて警戒員を配置する。 ○ 相談所を開設するほか、各種情報の収集及び発信、行方不明者の把握、困りごと相談の受理、危険と認めた場合の再避難措置を行う。
防災推進委員	○ 居住地や地区防災センターを含む地域に避難指示等が発令され、集団で避難する場合には、小金井警察署、国分寺消防署、国分寺市消防団、市職員等とともに、地域住民が冷静かつ安全に避難できるよう協力する。

第3節 避難所の開設・運営

- 災害により住居等を喪失するなど引き続き援助を要する者については、速やかに避難所を開設し、被災市民の滞在場所の確保を図る。
- 東京経済大学地区防災センター運営班、国分寺高校地区防災センター運営班、小中学校地区防災センター運営班は、学校管理・運営班、防災推進委員、地域住民、ボランティア等と連携し、より地域に密着した避難所の管理・運営に努める。
- 過去の大規模災害時における避難所では、避難所生活を送る被災者が中心となり、役割分担を決めて清掃や炊出しを実施した。これにより規則正しい避難所生活や、互いに助け合うことで地域の絆の構築などの効果が見られた。これを教訓として発災からおおむね3日までに避難者主体の避難所運営組織を立ち上げ、4日から7日は避難者主体の運営とする。
- 避難所の管理・運営にあたっては、男女のニーズの相違等、男女双方の視点に留意するとともに、要配慮者の要望にも配慮する。災対教育部と災対総務政策部は地区防災センター全体の状況把握に努めるとともに、地区防災センター毎で対応に差が出ないように、東京経済大学地区防災センター運営班、国分寺高校地区防災センター運営班、小中学校地区防災センター運営班に対し、共通運営に係る指示を適宜出す。

1 避難所の開設

担当	対策内容
都市対策班	○ 避難所となる体育館及び校舎について、応急危険度判定を実施し、使用の可否について市本部に報告する。
市本部	○ 地区防災センター周辺の被災状況や避難者数、また各地区防災センター運営班による被害調査や都市対策班の応急危険度判定の結果等を総合して、避難所の開設を決定する。 ○ 施設が著しい被害を受け、危険と判断された場合は、避難所を開設しないことを決定し、速やかに東京経済大学地区防災センター運営班、国分寺高校地区防災センター運営班、小中学校地区防災センター運営班に適切な避難者対応を指示する。 ○ 避難所の開設期間は災害救助法により7日以内と規定されているが、災害の程度により期間の延長が必要となる場合は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受けるための手続をとる。 ○ 期間延長の承認を得られた場合においても、学校の復旧措置を講ずるため、原則として地区防災センターの避難所開設期間は7日以内とし、7日を超える場合は、学校以外の公共施設へ避難者を移す。災害の規模により学校以外の公共施設だけでは避難所が不足する場合は、地区防災センターの体育館等、学校再開への影響を最小限とする措置を講じる。
本部班	○ 避難所の開設状況を小金井警察署及び国分寺消防署等の関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（D I S）に入力し、都福祉局に報告する。

担当	対策内容
各地区防災センター運営班、学校管理・運営班	○ 市本部の指示に基づき、災害初動要員と各学校の担当職員は協力して避難所を開設する。 ○ 避難所を開設した場合は、速やかに以下の措置を講じる。 (1) 開設日時、場所及び施設名、避難者数、被害状況、要配慮者の状況、必要物資、開設予定期間等を所定の様式に記入し、市本部に連絡する。 (2) 避難所に管理責任者を置く。 ○ 施設が著しい被害を受け、避難所を開設できない場合は、本部の指示に従い、使用できる他の避難所へ避難者を誘導する等の措置をとる。
防災推進委員 少年野球連盟 地区防災協力会 国分寺市商工会	○ 各校地区防災センター運営班に協力し、避難所開設のための資機材の設置や、避難所の受入体制が整うまでの避難者対応等を行う
国分寺消防署	○ 避難所の取扱い ▶ 開設前の防火対象物の用途と変更ないものとして運用する。 ▶ 防火対象物使用開始届等の届出の要はないものとして運用する。

- 資料3-30：災害時における地区防災センターの運営支援協力に関する協定書（国分寺市軟式少年野球連盟）
- 資料3-31：災害時における地区防災センター運営支援協力に関する協定書（国分寺市商工会）

2 避難者の受入れ

担当	対策内容
各地区防災センター運営班、学校管理・運営班	○ 避難所は、自宅が全壊または半壊及び焼失し、自宅に住むことが困難な者、または要配慮者を最優先で受け入れる。 ○ 避難所の入居スペースは「3.3 m²あたり2人」を基準とする。 ○ 避難者の受入れは体育館から行い、スペースが不足する場合は、校舎の低層階から順に開放する。 ○ 居住区域の割当ては、原則として地域（自治会・町内会等）ごとに設定し、代表者を選出する。（居住区域は30人程度で編成し、代表者を選出する） ○ 要配慮者には、あらかじめ指定された「要配慮者保護スペース」の安全を確認、確保したうえで、避難者を誘導する。 ○ 市外住民や居住地を持たない者であっても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

担当	対策内容
市本部	○ 避難所への受入れが困難な場合は、市内他地区の避難所の受入れ状況を把握し、可能な場合は避難者の移送を東京経済大学地区防災センター運営班、国分寺高校地区防災センター運営班、小中学校地区防災センター運営班に指示する。 ○ 市長は、市内の避難所に被災者を受け入れることが困難な場合は、災害対策基本法第 86 条の 2 に基づき都内他市区町村への移送を市町村長に要請する。 ○ 都内他市区町村の避難所での被災者の受入れが困難な場合は、災害対策基本法第 86 条の 3 に基づき隣接県等への移送を都知事（都福祉局）に要請する。 ○ 他市等で被災者の受入れが可能な場合は、移送手段を確保したうえで、移送を行う。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の市区町村が行い、移送元の市区町村は運営に積極的に協力する。
都福祉局	○ 市区町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。 ○ 被災地の市区町村から他市区町村への被災者の移送の要請があった場合、警視庁と協議のうえ、被災者の移送先を決定する。 ○ 移送先決定後、移送先の市区町村長に対し被災者の受入体制を整備させる。 ○ 被災者の移送方法については、当該市区町村と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市区町村、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 要配慮者、透析患者の移送手段については、当該市区町村による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

図 3-10：避難所の受入れ可能数を超える避難希望者が発生した場合の対応

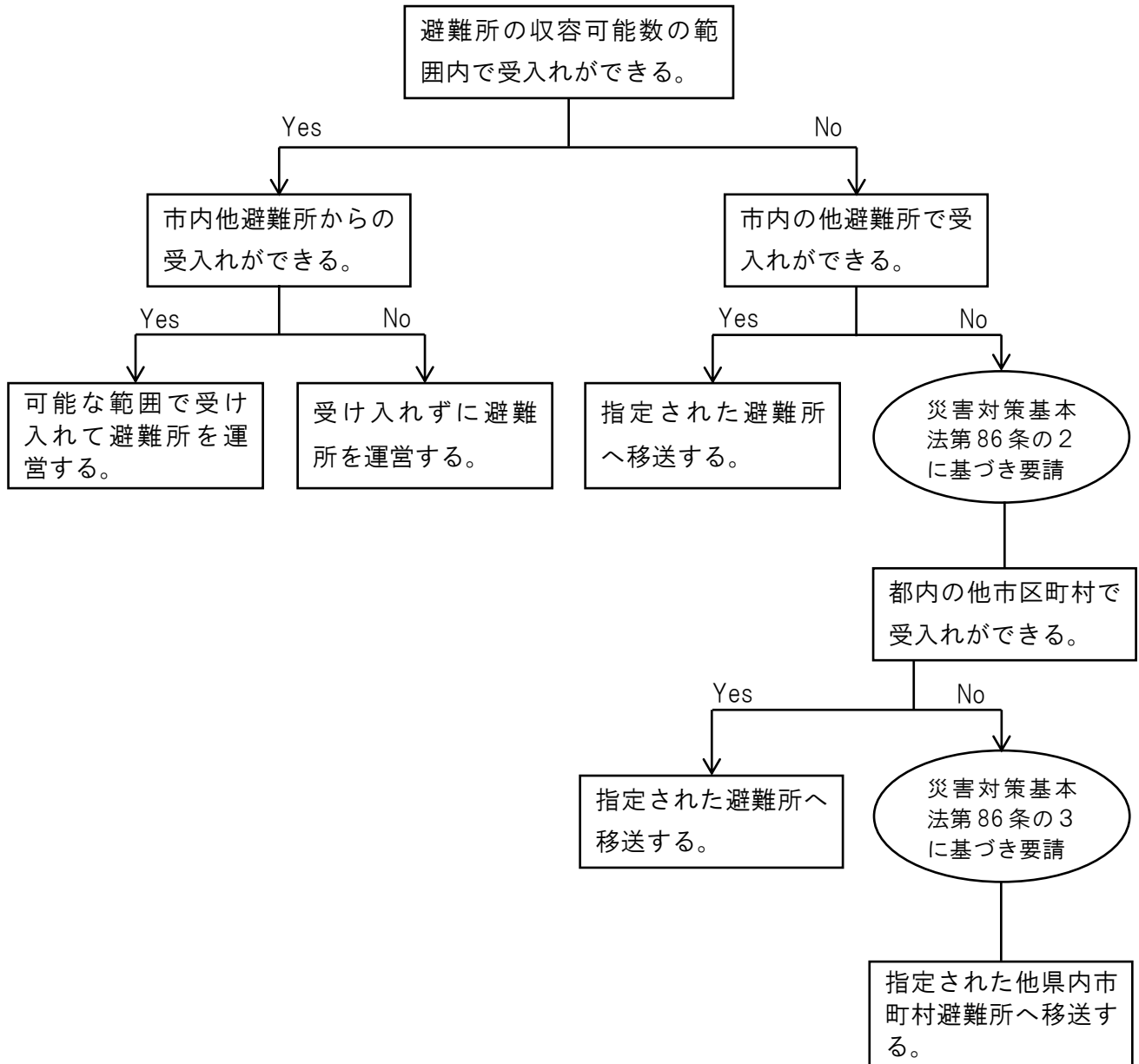


表 3-14：避難所の収容可能人数

平成 24 年 7 月 1 日現在

学校名	体育館 (概算)	収容人数 (3.3 m ² に 2 人)	教室等合計 (概算)	収容人数 (3.3 m ² に 2 人)	合計 (人)
1 小	405 m ²	245	1,273 m ²	772	1,017
2 小	493 m ²	299	1,576 m ²	955	1,254
3 小	432 m ²	262	1,436 m ²	870	1,132
4 小	504 m ²	305	1,834 m ²	1,112	1,417
5 小	405 m ²	245	1,406 m ²	852	1,097
6 小	423 m ²	256	1,168 m ²	708	964
7 小	420 m ²	255	1,165 m ²	706	961
8 小	411 m ²	249	976 m ²	592	841
9 小	388 m ²	235	1,009 m ²	612	847
10 小	423 m ²	256	825 m ²	500	756
1 中	741 m ²	449	1,080 m ²	655	1,104
2 中	697 m ²	422	1,129 m ²	684	1,106
3 中	600 m ²	364	1,079 m ²	654	1,018
4 中	741 m ²	449	954 m ²	578	1,027
5 中	720 m ²	436	915 m ²	555	991
国分寺高校	832 m ²	504	480 m ² (※ 1)	291	795
東経大	2,355 m ² (※ 2)	1,427	908 m ² (※ 3)	550	1,977
	小計	6,658	小計	11,646	18,304

※ 1 格技棟 (剣道場及び柔道場)

※ 2 100 周年記念館

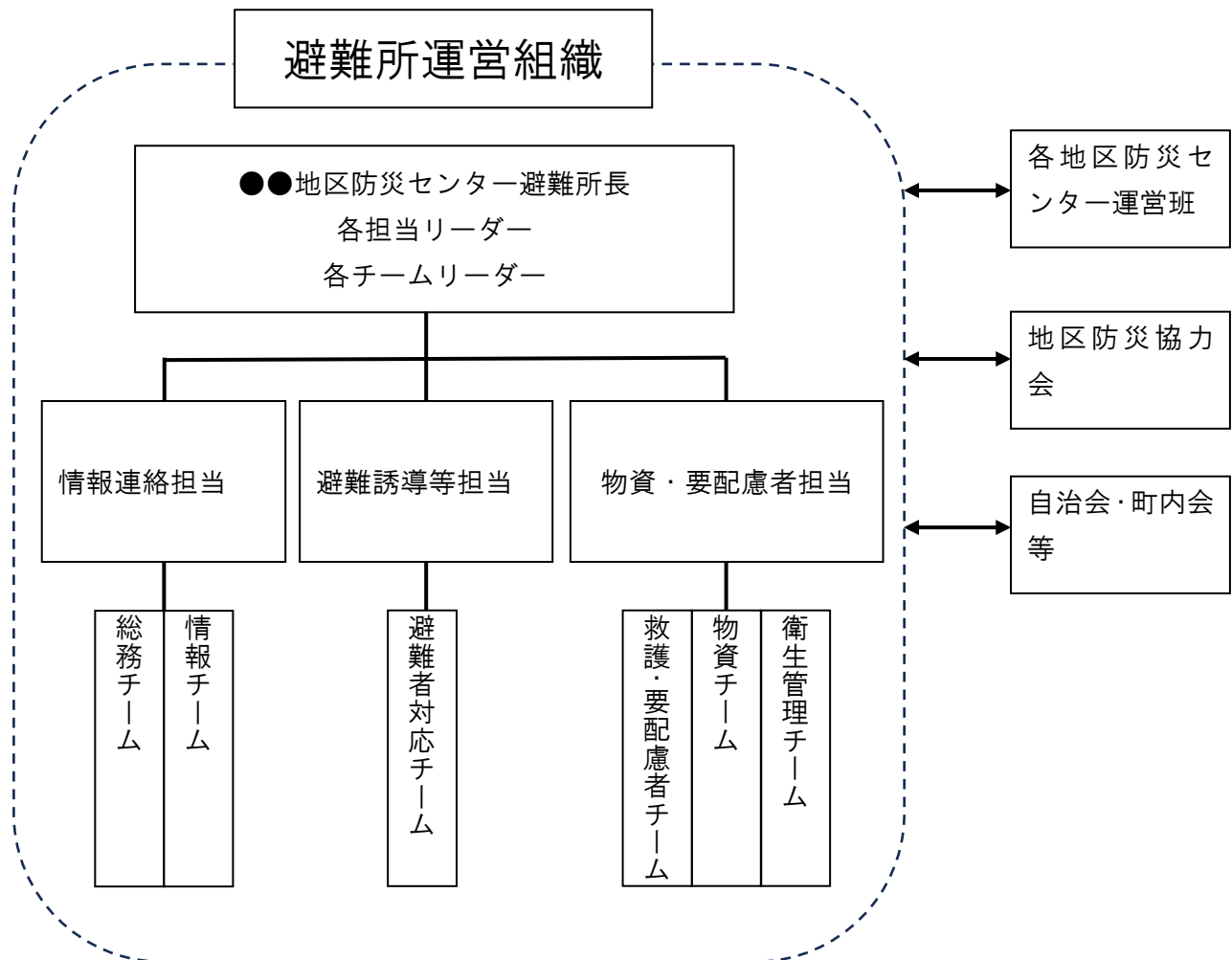
※ 3 葵陵会館 3 階

3 避難所の運営

担当	対策内容																												
各地区防災センター運営班	○ 発災から3日間は、各地区防災センター運営班が地域住民等の協力を得て運営し、その間に避難者主体による避難所運営組織を立ち上げる。 ○ 各地区防災センターの初動要員は、発災から3日（72時間）でその任を終えて本来の所属での活動に移行する。 ○ 4日から7日は避難所運営組織により、避難所の運営上の方針やルール等を決定する。この際、避難生活支援に関する知識やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。各地区防災センター運営班は施設管理を主たる業務として避難所運営組織を後方から支える。 ○ 避難所運営組織は震度5強以上の地震が発生した場合には自動的に、震度5弱の場合は被害や避難者数の状況に応じて設置する。 ○ 避難所運営組織は、避難所内の清掃や炊出しなどを避難所生活者の分担により行われるように配慮する。																												
避難所運営組織	○ 避難所運営組織は、避難所運営マニュアルに基づき活動する。主な内容は以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難者数等の把握</td><td>避難者名簿・台帳の作成、食料等の必要数の把握、負傷者及び要配慮者等の把握、他市の住民・帰宅困難者の把握</td></tr> <tr> <td>居住区域の設定</td><td>地域ごとに区分、3.3㎡あたり2人を基準</td></tr> <tr> <td>要望のとりまとめ</td><td>避難者からの要望をとりまとめる</td></tr> <tr> <td>来客・マスコミ等の対応</td><td>避難者のプライバシーに配慮した対応</td></tr> <tr> <td>ボランティアの受入れ</td><td>ボランティアの要望とりまとめ、受入れを行う。</td></tr> <tr> <td>動物の保護管理</td><td>動物避難所を設置運営する</td></tr> <tr> <td>物資の配給</td><td>防災備蓄品や支援物資を配布する</td></tr> <tr> <td>応急給水</td><td>応急給水栓を活用した応急給水活動を実施する</td></tr> <tr> <td>要配慮者保護スペースの運営</td><td>避難行動要支援者班の活動を支援する</td></tr> <tr> <td>保健活動・メンタルヘルスケア</td><td>保健活動チームの活動を支援し、避難者の健康管理を行う</td></tr> <tr> <td>防犯</td><td>避難所内での防犯対策を実施する</td></tr> <tr> <td>防疫活動</td><td>室内環境及び寝具類の衛生確保、トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊等の衛生害虫の防除など、避難所の衛生確保を行う。</td></tr> <tr> <td>食品の安全確保</td><td>保健活動チームの活動を支援し、避難所での食中毒発生を防ぐ</td></tr> </tbody> </table>	項目	備考	避難者数等の把握	避難者名簿・台帳の作成、食料等の必要数の把握、負傷者及び要配慮者等の把握、他市の住民・帰宅困難者の把握	居住区域の設定	地域ごとに区分、3.3㎡あたり2人を基準	要望のとりまとめ	避難者からの要望をとりまとめる	来客・マスコミ等の対応	避難者のプライバシーに配慮した対応	ボランティアの受入れ	ボランティアの要望とりまとめ、受入れを行う。	動物の保護管理	動物避難所を設置運営する	物資の配給	防災備蓄品や支援物資を配布する	応急給水	応急給水栓を活用した応急給水活動を実施する	要配慮者保護スペースの運営	避難行動要支援者班の活動を支援する	保健活動・メンタルヘルスケア	保健活動チームの活動を支援し、避難者の健康管理を行う	防犯	避難所内での防犯対策を実施する	防疫活動	室内環境及び寝具類の衛生確保、トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊等の衛生害虫の防除など、避難所の衛生確保を行う。	食品の安全確保	保健活動チームの活動を支援し、避難所での食中毒発生を防ぐ
項目	備考																												
避難者数等の把握	避難者名簿・台帳の作成、食料等の必要数の把握、負傷者及び要配慮者等の把握、他市の住民・帰宅困難者の把握																												
居住区域の設定	地域ごとに区分、3.3㎡あたり2人を基準																												
要望のとりまとめ	避難者からの要望をとりまとめる																												
来客・マスコミ等の対応	避難者のプライバシーに配慮した対応																												
ボランティアの受入れ	ボランティアの要望とりまとめ、受入れを行う。																												
動物の保護管理	動物避難所を設置運営する																												
物資の配給	防災備蓄品や支援物資を配布する																												
応急給水	応急給水栓を活用した応急給水活動を実施する																												
要配慮者保護スペースの運営	避難行動要支援者班の活動を支援する																												
保健活動・メンタルヘルスケア	保健活動チームの活動を支援し、避難者の健康管理を行う																												
防犯	避難所内での防犯対策を実施する																												
防疫活動	室内環境及び寝具類の衛生確保、トイレ・ごみ保管場所の適正管理、ハエや蚊等の衛生害虫の防除など、避難所の衛生確保を行う。																												
食品の安全確保	保健活動チームの活動を支援し、避難所での食中毒発生を防ぐ																												

担当	対策内容
国分寺消防署	○ 避難所の火災予防対策 ▶ 防火担当責任者の指定や火気管理の徹底、消防用設備等の確認、放火防止対策、自衛消防の組織の編成等について指導する。 ▶ 災害時の消防活動等の状況を勘案し必要に応じて情報収集、火災予防広報を実施する。

図 3-11：避難所運営組織の体制



4 避難者への配慮

○ 避難所運営組織は、避難者に配慮した避難所運営を進める。

対策	配慮する事項
情報提供	○ 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、Wi-Fi 環境、FAX 等の整備、SNS での情報発信を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
長期化対策	○ 床敷マット、布団、間仕切り、入浴施設、災害用トイレ、洗濯機等を設置 ○ 被災者の精神安定
公衆浴場等の確保	○ 市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。
季節に応じた対応	○ 冷暖房器具の設置 ○ 蚊等の害虫対策 ○ 食中毒の発生を防止するための食材置場の確保、冷蔵庫の設置 ○ 衛生管理（医療、トイレ、清掃）
男女のニーズの違いへの対策	○ 男女のニーズに配慮した避難所運営を行うため、避難所運営組織には女性を配置するとともに、相談窓口の設置や声を上げにくい女性などが要望を出しやすいようにするための意見箱を設置する。 ○ 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りを設置するなどの配慮を行う。 ○ 避難所の状況を踏まえて女性専用スペースを設けるよう努める。 ○ プライベートテント等を活用して男女別の更衣スペースを確保する。 ○ 男女別の洗濯物の干し場を確保する。 ○ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース、おむつ替えスペース、育児スペースを確保する。 ○ 災害用トイレの設置にあたり、特に女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路を確保する。 ○ 物資管理担当に女性を配置し、女性に配慮した物資の配布等を行う。 ○ 性的マイノリティへの配慮（誰でもトイレ、プライバシーの確保、物資の配布方法、相談体制の充実）に努める。
防犯対策	○ 避難所内での性犯罪や窃盗などを防止するため、避難者に対して注意を呼び掛ける。 ○ 避難所運営組織で、避難所巡回を定期的に実施し、安全な環境維持に努める。 ○ トイレ付近にスタッフを配置し、トイレの衛生環境維持と防犯についてトイレ利用者に呼び掛ける。
要配慮者対策	※ 第10章を参照
ペット対策	※ 第4節を参照

- 資料3-32：災害時における理容活動に関する協定書（東京都理容生活衛生同業組合小金井支部）

5 避難所の統合・廃止

担当	対策内容
避難所運営組織	○ 避難が長期化しないよう、次の各段階で避難者への帰宅を促し、1人あたり入居スペースを拡張するよう努める。 (1) 災害の危険が去った段階 (2) 交通機関等が復旧した場合 (3) 住宅等の応急危険度判定が終了した段階 (4) ライフラインが復旧した段階
市本部	(1) 新たな避難所の確保 ○ 被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 ○ 避難所を確保できた場合は、要配慮者を優先として移動を促す。 (2) 避難所の統廃合 ○ 災害の復旧状況、避難所の人数の減少などを鑑み、避難所の統廃合を行う。
本部班	○ 避難所の統廃合により、避難所数に変更が生じた場合は、小金井警察署及び国分寺消防署に連絡するとともに、都災害情報システム（DIS）を活用して都福祉局に報告する。

6 市が指定している避難所以外の施設を活用する場合の措置

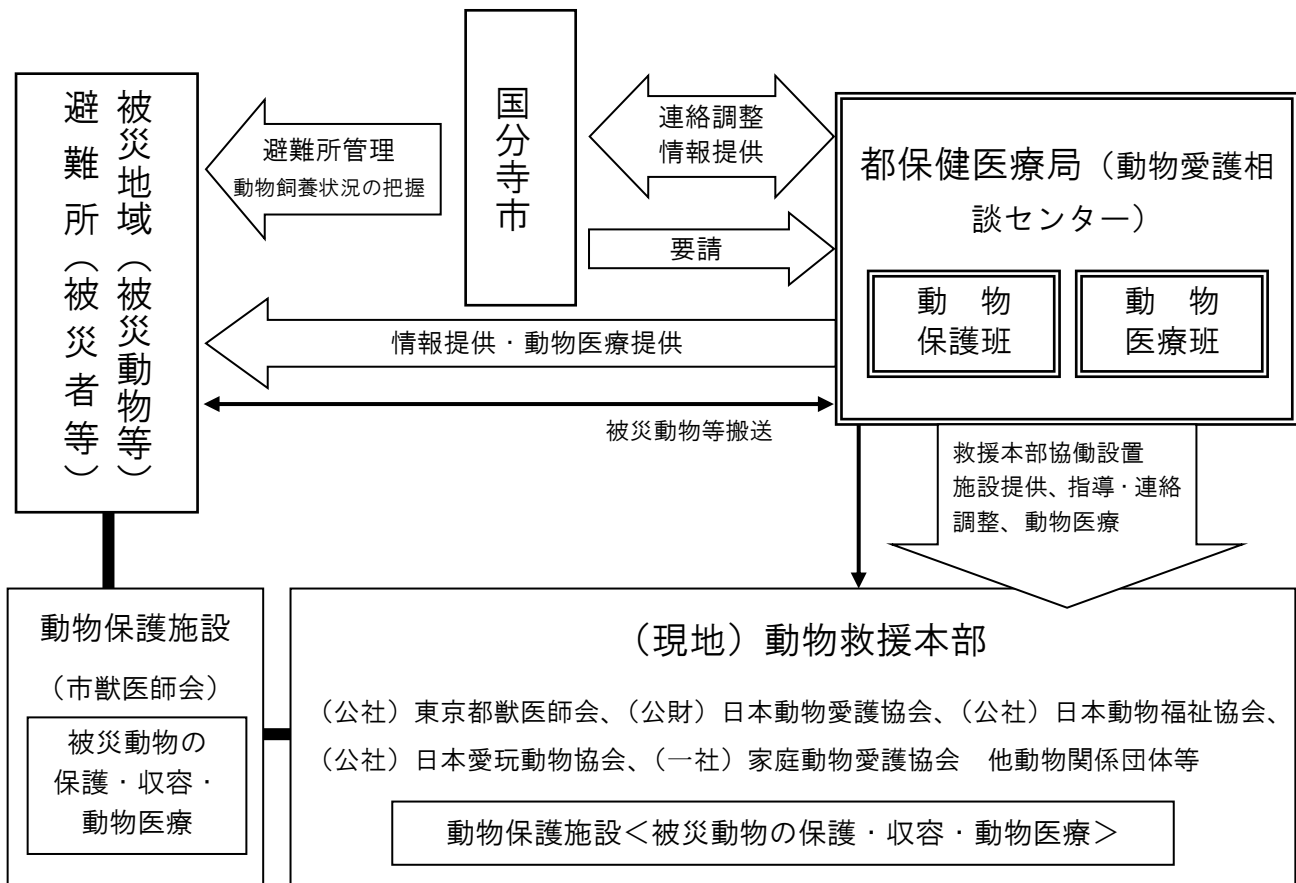
- 災害の状況により、市が指定している避難所（以下「指定避難所」という）以外の公共及び民間施設が避難所となった場合は、「指定外避難所」として位置づけ、指定避難所に準じた管理・運営を行う。
- 市は、指定外避難所の管理責任者と連絡体制を確立し、食料・物資の配布及び状況に応じた職員の配置を行う。
- 地区防災センター内の避難所での受入れが可能となった段階で、指定外避難所の避難者に移動を要請する。
- 車内で寝泊まりする車中泊による避難者を発見した場合、エコノミークラス症候群（※）の危険性を広報し、状況に応じて地区防災センター内の避難所等を案内する。

※ エコノミークラス症候群…長時間、座席に同じ姿勢で座ったままであることで、膝の裏あたりの静脈の血が流れにくくなり、血の固まりができてしまう病気。血行障害による呼吸困難に陥ることもある。

第4節 動物愛護

- 災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じるとともに、多くの動物が飼い主と避難所に避難することが予想される。危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の適正な飼育に関し、都及び関係機関との協力体制を確立する。
- 市は、都獣医師会多摩東支部及び同支部国分寺地区防災担当部（以下本章では「獣医師会」という。）と災害時の動物救護活動についての協定を締結していることから、これらの団体や都獣医師会、動物関係団体等が設置する「動物救援本部」及び都保健医療局が設置する「動物保護班」「動物医療班」と連携して動物愛護対策を進める。

図3-12：災害時における動物保護体制（48時間から72時間までの応急体制）＞



- 資料3-29：災害時の動物救護活動についての協定書（東京都獣医師会多摩東支部）

1 動物救護対策本部の設置

担当	対策内容
市本部	○ 国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生し、動物救護対策の必要性があると判断した場合には、獣医師会に対し活動を要請する。
獣医師会	○ 地震発生により、市本部からの要請があった場合、もしくは市本部からの活動要請はないが、獣医師会が緊急的に対処しなければならないと判断した場合には、動物救護対策本部を設置し、活動を開始する。 ○ 動物救護対策本部は、原則としてひかりプラザ内に設置し、地区防災センターからの情報を集約する学校管理・運営班と連携して活動する。 ○ 動物救護対策本部は、獣医師会員の被災状況を確認する。 ○ 獣医師会の判断により活動を開始した場合は、速やかに市本部へ報告する。

2 動物救護所

担当	対策内容
動物救護対策本部	○ 動物救護対策本部は、被災を免れた獣医師会員の施設に対し、動物救護所の設置を要請する。 ○ 動物救護所を開設した場合には、市本部に状況を報告する。 ○ 動物救護所からスタッフ応援の要請があった場合は、獣医師会及び都獣医師会を通して応援要請を行う。
市本部	○ 動物救護対策本部からの飼い主不明逸走動物に関する情報等は、地区防災センター等を通して市民に広報する。
動物救護所	○ 動物救護所では、飼い主から依頼を受けた負傷動物及び必要に応じて飼い主不明逸走動物に対して、可能な応急処置を行う。 ○ 動物救護所では、収容能力の範囲内で飼い主不明逸走動物の一時保護を行うとともに、飼い主不明逸走動物に関する情報（種類、性別、年齢、特徴等）を動物救護対策本部に報告する。 ○ 動物救護所では、被災動物の健康管理等の相談を受け付ける。 ○ 動物救護所のスタッフが不足する場合は、動物救護対策本部に応援を要請する。

3 避難所内動物救護所

担当	対策内容
動物救護対策本部	○ 獣医師会員の施設が被災し、動物救護所を設置することが困難な場合は、動物救護対策本部は、市本部と協議のうえ、地区防災センター等に避難所内動物救護所を設置することを決定し、獣医師会員等で構成する動物医療救護班を派遣する。 ○ 動物医療救護班の編成は原則として、獣医師2名、動物看護師2名、車両運転1名とする。 ○ 動物救護所からスタッフ応援の要請があった場合は、獣医師会及び都獣医師会を通して応援要請を行う。
動物医療救護班	○ 動物医療救護班は、避難所内動物救護所において、被災動物への応急処置及び飼い主不明逸走動物の一時保護を実施する。 ○ 負傷動物が多数発生した場合は、トリアージを実施し、獣医師会及び都獣医師会が指定する適応動物医療施設への転送等を行う。 ○ スタッフが不足する場合は、動物救護対策本部に応援を要請する。

4 動物避難所

担当	対策内容
市本部	○ 市本部は、地区防災センター等へのペット同行避難がある場合は、動物救護活動を効果的に進めるために、地区防災センター等に動物避難所を設置する。 ○ 動物避難所は、あらかじめ市と獣医師会で定めた場所に設置し、テント、シート、カラーコーン及びセーフティーバー等により区域を明示する。 ○ 動物避難所の役割は、同行避難動物の保護及び飼い主不明逸走動物の一時保護とする。
避難所運営組織 各地区防災センター 一運営班	○ 避難所運営組織等は、以下の基本方針のもと、飼い主とともに適正な動物避難所の運営に努める。 ○ 全避難者の理解が得られるようなルールのもとで飼育する。 (1) 人間の居住場所と動物の居住場所を完全に分離する。 (2) 飼育管理は、飼い主による自主管理を原則とする。 (3) 飼い主不明逸走動物は、保護先が決まるまで飼育動物と同じ場所で一時的に飼育する。 (4) 動物避難所に持込める動物は、犬、猫、ウサギなどの小動物と小鳥類とする。
動物救護対策本部	○ 市本部から動物避難所の開設状況を確認し、獣医師会員等による動物避難所巡回チームを動物避難所に派遣する。
動物避難所巡回チーム	○ 動物避難所巡回チームは、動物避難所において、衛生管理や飼い主の役割等について指導を行う。 ○ 動物避難所巡回チームは、必要に応じて被災動物の健康管理に関する臨時相談窓口を開設する。

第10章 要配慮者対策

- 高齢者、障害者、妊婦など、要配慮者は、自らの生命・身体を守るための支援が必要となることから、発災後の安全確保、避難誘導、避難生活から復旧に至る各段階で、状況に応じた支援を行う。
- 市内に在住する外国人に対して、自治会・町内会等地域組織やボランティア等の協力を得て、避難誘導を図るとともに、被災生活への支援を行う。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 安全の確保	避難行動要支援者班、国分寺市消防団、各地区防災センター運営班	国分寺市消防団、国分寺消防署、社会福祉協議会、民生児童委員、支援自治会等、防災推進委員、小金井警察署
第2節 避難所等における応急支援対策	各地区防災センター運営班、学校管理・運営班、避難行動要支援者班	
第3節 二次避難所の設置・運営	都市対策班、避難行動要支援者班、避難対策班、公民館班、保育・子育て支援班、子ども庶務班、各地区防災センター運営班	
第4節 民間社会福祉施設との連携	避難行動要支援者班、保育・子育て支援班、都市対策班	民間社会福祉施設管理者
第5節 被災生活支援	避難行動要支援者班、救護支援班、広報班、都市対策班	
第6節 在住外国人の支援	市民生活班、広報班、本部班	防災推進委員、都

＜主な期間の応急復旧活動＞

機 関 名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○ 高齢者等避難、避難指示の発令	○ 地区防災センター内避難所における支援	○ 二次避難所、福祉避難所の応急危険度判定実施	○ 二次避難所の開設運営 → ○ 民間社会福祉施設との連絡、協力要請
等 関 係 者 避 難 支 援	○ 避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認の実施 →			

第1節 安全の確保

1 安否確認・安全確保

- 国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または高齢者等避難が発令された場合は、以下の体制で避難行動要支援者の安否確認及び安全確保、避難誘導を実施する。

担当	対策内容
市本部	○ 特定の地域において危険が切迫した場合には、要避難地域及び避難先を定めて高齢者等避難等の発令を行い、避難行動要支援者が避難できる体制を整える。 ○ 小金井警察署に救助が必要な避難行動要支援者の情報を提供し、救助を要請する。
避難行動要支援者班 社会福祉協議会 民生委員 支援自治会等(※)	○ 避難行動要支援者名簿に基づき登録者宅を訪問し、安否確認を行う。高齢者等避難等が発令された場合は、指定した避難場所（避難所）まで避難誘導を行う。 ○ 支援者は、「避難行動要支援者支援マニュアル」に基づき、避難行動要支援者の状態（障害の種類等）に応じて適切な対応をとる。また、避難所の登録手続を援助する。 ○ 安否確認の結果は、地区防災センターまたは避難行動要支援者班に報告する。 ○ 避難行動要支援者班は、避難行動要支援者名簿に基づく安否確認の結果をとりまとめ、市本部に報告する。
国分寺消防署	○ 避難指示等が発令された場合は、避難行動要支援者名簿に基づき、該当地域の避難行動要支援者の避難誘導に協力する。 ○ 災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により避難指示等の伝達を行う。 ○ 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。
国分寺市消防団	○ 国分寺市消防団は、消火活動を優先し、消火活動の見通しがついた段階で、避難行動要支援者名簿に基づき、該当地域の避難行動要支援者の避難を支援する。
各地区防災センター運営班	○ 避難支援等関係者からの安否確認情報を本部班に報告する。
小金井警察署	○ 高齢者等避難が発令された場合は、避難行動要支援者を優先した避難・誘導を行うため、自治会・町内会等のリーダーに対し、避難行動要支援者優先の避難・誘導方法を指導する。 ○ 避難行動要支援者が取り残されていないかを市本部を通じて把握し、救助活動を行う。

※ 支援自治会等…避難行動要支援者登録制度に基づき、市から該当地域の避難行動要支援者名簿を提供された自治会・町内会等

第2節 避難所等における応急支援対策

1 地区防災センター内避難所における支援

担当	対策内容
各地区防災センター運営班	○ 地区防災センターに避難している要配慮者の人数、状況を把握する。 発災直後の分類：高齢者、身体・知的・精神障害者（児）、乳幼児、妊産婦、外国人 ○ 避難所にケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意する。 ○ 段差の解消、間仕切り、冷暖房、専用トイレの調達及び設置を優先的に進める。 ○ 飲料水、食料（おかゆ、粉ミルク等）、生活物資等（紙おむつ、おしりふき、ウェットティッシュ等）の優先的な配給を行う。 ○ 要配慮者に対応できるスキルを持つ避難者に協力を呼びかける。 ○ その他以下の事項について配慮する。 健康状態のチェック、健康診断や相談対応の実施 (1) 聴覚障害者向け掲示板の設置等、要配慮者の状態を考慮した情報提供の実施 (2) 心のケア対策の実施 (3) 要配慮者保護スペースでの生活が困難な人の二次避難所や福祉避難所への移送 (4) 避難所において障害者や障害特性への理解推進のためのポスターの掲載など (5) その他生活支援・福祉サービスの提供
避難行動要支援者班	○ 応急介助支援が必要な要配慮者について措置を行うために、必要な介護・介助要員、介助用具等のリストを作成する。 ○ リストに基づき介助用具を確保し、災害ボランティアセンターを通じて必要なボランティアを配置する。 ○ 聴覚・視覚障害など、障害に応じた専門家、支援ボランティアを配置し、意志疎通が図れるよう配慮する。 ○ 避難所での生活が困難な要配慮者を把握し、二次避難所等へ移送する。

2 在宅している要配慮者への支援

- 東日本大震災では、要配慮者が避難所に行くことができずに、自宅で生活せざるを得なかったケースが多々見られたことから、避難行動要支援者班は在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、他班及び関係機関と連携して支援対策を実施する。

担当	対策内容
避難行動要支援者班	○ 住宅及び居住者の安全確認 ○ 情報サービスの提供 ○ 精神的な不安の排除（声かけの実施） ○ 入浴サービスの提供 ○ 移動サービスの提供・ガイドヘルパーの派遣 ○ 配食サービス・日用品・補装具等の提供 ○ 保健・医療の提供

第3節 二次避難所の設置・運営

1 二次避難所の開設・運営

避難所における生活が困難な要配慮者に対して、二次避難所を開設する。

担当	対策内容
都市対策班	○ 市本部の指示に基づき、二次避難所施設の応急危険度判定を実施する。
市本部	○ 東京経済大学地区防災センター運営班、国分寺高校地区防災センター運営班、小中学校地区防災センター運営班からの要配慮者の避難状況や都市対策班による応急危険度判定結果をもとに、二次避難所の開設を指示する。 ○ 東京都災害福祉広域調整センターへ応援要請し、災害派遣福祉チームの支援を受ける。
避難行動要支援者班 避難対策班 公民館班	○ 市本部の指示に基づき、二次避難所を開設する。 （1）開設日時、場所及び施設名、避難者数、避難者名、開設予定期間等を本部班に連絡する。 （2）二次避難所に管理責任者を置く。 ○ 二次避難所の運営は、施設職員、ボランティア等からなる二次避難所運営組織を設立し行う。 ○ 専門スタッフが不足する場合は、協定を締結している障害福祉サービス事業者と協定に基づくスタッフ派遣を要請する。
二次避難所運営組織	○ 二次避難所運営マニュアルに基づき、避難者名簿・台帳の作成、生活物資の配布、運営状況の記録、報告、避難者の要望とりまとめ等の活動を行う。 ○ ボランティア、自治会・町内会等の住民の協力を得て、要配慮者の介助、生活支援を行う。 ○ 二次避難所運営組織に、女性を配置し男女のニーズの違いを把握するなど、男女双方の視点に配慮した避難所運営を行う。
保育・子育て支援班 子ども庶務班	○ 市本部の指示に基づき乳幼児のための二次避難所を市立保育園に開設する。 ○ 私立保育園での受入可能世帯数を確認し、協定に基づく福祉避難所として0歳から3歳未満の乳幼児の受入れについて調整する。 ○ 施設の状況等により保育園だけで乳幼児とその家族を受け入れることが困難な場合は、補助施設である児童館及び学童保育所を活用する。 ○ 受入れは原則として0歳から3歳未満の乳幼児とその家族に限定する。

2 要配慮者の受入れ・移送

担当	対策内容
各地区防災センター運営班避難行動要支援者班	○ 二次避難所に移動する要配慮者は、居住地に近い二次避難所、介助しやすい施設など、復旧後の生活、地域とのつながりを配慮し、本人と協議し受入先を決める。 ○ 二次避難所開設当初は、介護ヘルパー等の配置が困難なことから、介護が可能な家族等の同伴による入所を原則とする。 ○ 本部班に、二次避難所への移送を要請する。
避難行動要支援者班	○ 協定に基づき、NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会や障害者福祉サービス事業者に対し、特殊車両による搬送を要請する。

- 資料3-33：災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定書（NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会）

3 二次避難所の統合・廃止

担当	対策内容
市本部	○ 災害の復旧状況、二次避難所の人数の減少などを鑑み、避難所運営組織及び各部、班との調整を図り避難所の統廃合を行う。

第4節 民間社会福祉施設との連携

担当	対策内容
都市対策班	○ 市本部の指示に基づき、福祉避難所の応急危険度判定を実施する。
私立保育園	○ 園児の保護及び食料等の配布を行う。 ○ 物資が不足する場合は、保育班に協力を要請する。 ○ 施設に避難者を受け入れることが可能な場合は、協定に基づき福祉避難所として施設を開放し、避難者を受け入れる。
障害者福祉サービス事業者 高齢者福祉サービス事業者	○ 施設管理者は入所者(児)等に対し、飲料水、食料等を配布する。 ○ 不足が生じる場合には、避難行動要支援者班に協力を要請する。 ○ 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。 ○ 施設に避難者を受け入れることが可能な場合は、協定に基づき福祉避難所として施設を開放し、避難者を受け入れる。
避難行動要支援者班 保育・子育て支援班	○ 担当する施設の状況を把握し、施設管理者からの要望等をまとめる。 ○ 不足物資を調達し、施設に配布する。
市本部	○ 二次避難所だけでは要配慮者の受入れが困難な場合は、協定に基づき私立保育園、障害者福祉サービス事業者に福祉避難所として緊急受入れを要請する。 ○ 二次避難所の運営に専門スタッフが不足する場合は、協定に基づき障害者福祉サービス事業者にスタッフの派遣を要請する。

- 資料3-34：災害時における障害者（児）の支援に関する協定書
- 資料3-35：災害時における被災乳児等の緊急受入れに関する協定書
- 資料3-36：災害時における高齢者の支援に関する協定書

第5節 被災生活支援

1 要配慮者の相談、ケア対策

担当	対策内容
避難行動要支援者班	○ 市民生活班と連携し、市庁舎に相談窓口を開設し、福祉関係者、医師等による総合的な相談支援を行う。 ○ 地区防災センター内要配慮者保護スペース、二次避難所、福祉避難所、在宅生活における要配慮者を対象として、状況に応じて関係機関との連携のもと、巡回ケアサービスを実施する。 ○ 各種サービスの実施にあたっては、聴覚・視覚障害など、障害に応じた専門家、支援ボランティアを配置し、意志疎通が図れるよう配慮する。
救護支援班	○ 医師会災害対策本部、都保健師班と連携し、要配慮者の健康相談、健康チェック、メンタルヘルスケアなど、必要な措置を行う。
広報班	○ 広報活動にあたっては、要配慮者に対応したサービスが受けられるよう、視覚、聴覚障害などに対応した多様な媒体を活用する。 ○ 専門家、支援ボランティアの協力による広報活動を行う。

2 要配慮者への仮設住宅の供給

担当	対策内容
都市対策班 避難行動要支援者班	○ 要配慮者の住宅に対するニーズを把握し、ニーズに応じた仮設住宅の供給に努める。 ○ 要配慮者が優先的に入居できるよう配慮する。
救護支援班	○ 医師会災害対策本部、都保健師班と連携し、要配慮者の健康相談、健康チェック、メンタルヘルスケアなど、必要な措置を行う。

第6節 在住外国人の支援

- 言語、生活習慣が異なる市内在住外国人が、災害発生時に適切な行動をとれるよう、災害時に都生活文化スポーツ局が設置する外国人災害時情報センターと連携して適確な情報提供を行う。

担当	対策内容
防災推進委員	○ 避難先が分からずとまどう外国人を見かけた場合は、積極的にコミュニケーションをはかり、避難を補助する。
市民生活班	○ 市民対応窓口で外国人への情報提供や相談受付を行う。
広報班	○ 市ホームページや災害情報誌の情報は、英語、中国語、韓国語のほか、分かりやすい日本語による情報提供を行う。
本部班	○ 通訳が不足する場合は、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターを通して外国人災害時情報センターに語学ボランティアの派遣を要請する。
都生活文化 スポーツ局	○ 東京都外国人災害時情報センターを設置し、次の業務を行う。 ア 外国人が必要とする情報の収集、整理、翻訳等 イ 市区町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ウ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、防災（語学）ボランティアの派遣 エ （公財）東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施 ○ 被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応



第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

- 被災者の生命維持に必要な最低限の飲料水、食料、生活必需品の確保及び供給体制を確立し、被災者の生活を支援する。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 飲料水・生活用水の供給	上下水道班、各地区防災センター運営班、広報班、本部班、都市建設班	都、防災推進委員、市民
第2節 食料・生活必需品の供給・調達・管理・輸送	各地区防災センター運営班、物資調達班、避難行動要支援者班、人員管理班、本部班	都、避難所運営組織、防災推進委員、日赤奉仕団、地区本部
第3節 共助による物資の提供	各地区防災センター運営班、小中学校地区防災センター運営班、広報班	防災推進委員、ジェイコム東京、FMたちかわ
第4節 物流情報に係る正確な情報提供		防災推進委員

〈主な期間の応急復旧活動〉

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市			○ 応急給水の実施 ○ 防災備蓄食料・物資の配布 ○ 協定締結団体に物資提供要請 ○ 都の物資調達要請	○ 支援物資の受入れ、輸送 ○ 物資流通に関する情報収集
都			○ 応急給水体制の確立 ○ 都備蓄倉庫から物資搬送	

第1節 飲料水・生活用水の供給

1 給水拠点の整備

担当	対策内容						
都水道局立川給水管理事務所	○ 震度6弱以上の地震が発生した場合、勤務時間中は立川給水管理事務所から指定された職員、勤務時間外は各給水拠点の近隣に住む職員が自動参集する。 ○ 参集場所は第一に確保水量が多い国分寺北町給水所とする。設備の状況を確認し給水態勢を整えた後、東恋ヶ窪配水所に移動し、給水態勢を整える。 ○ 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して、応急給水を行う。						
上下水道班	○ 立川給水管理事務所を通して被害情報を収集し、応急給水が必要となる地域等の需要を把握するとともに、早急に給水計画を立案し、市本部に報告する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況等把握</td><td> ○ 給水機能停止区域・人口・世帯 ○ 施設被害の状況把握及び復旧の見込み </td></tr> <tr> <td>給水計画</td><td> ○ 応急給水開始時期 ○ 応急給水活動に必要な資器材 ○ 応急給水実施場所 ○ 応急給水に必要な人員 </td></tr> </tbody> </table> ○ 震度5強以下で上水道被害が発生した場合は、立川給水管理事務所に参加を要請する。 ○ 給水拠点での給水を担当する職員と、給水車を担当する職員に分かれ、給水態勢を整える。 ○ 給水車として活用する車両及び資器材を手配する。	事項	内容	被害状況等把握	○ 給水機能停止区域・人口・世帯 ○ 施設被害の状況把握及び復旧の見込み	給水計画	○ 応急給水開始時期 ○ 応急給水活動に必要な資器材 ○ 応急給水実施場所 ○ 応急給水に必要な人員
事項	内容						
被害状況等把握	○ 給水機能停止区域・人口・世帯 ○ 施設被害の状況把握及び復旧の見込み						
給水計画	○ 応急給水開始時期 ○ 応急給水活動に必要な資器材 ○ 応急給水実施場所 ○ 応急給水に必要な人員						

2 応急給水活動

担当	対策内容
市民	○ 各家族1日分の飲料水の備蓄を心がけ、災害時に有効に活用する。
都水道局立川給水管理事務所	○ 国分寺北町給水所及び東恋ヶ窪配水所に必要な資器材等を設置する。 ○ 車両輸送を必要とする後方医療機関となる医療施設等については、給水タンク、角形容器等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。

担当	対策内容
市本部	○ 市内の医療施設が給水機能停止区域に含まれている場合は、医師会災害対策本部と調整し優先的な給水を実施するよう上下水道班に指示する。特に人工透析等治療に大量の水を使用する医療機関については、十分配慮する。
上下水道班	○ 国分寺北町給水所及び東恋ヶ窪配水所に職員を配置し、市民への応急給水を行う。 ○ 避難所等、給水が必要な施設には、給水タンク等の資器材を活用し、市保有車両等によって輸送する。 ○ 震災時における飲料水の給水基準は1日1人あたり3リットルとする。
各地区防災センター運営班	○ 飲料水は備蓄しているペットボトル飲料水並びに消火栓及び避難所応急給水栓による応急給水を優先的に利用する。応急給水を飲料水として使用する場合は残留塩素を確認後に利用し、必要に応じて追加の塩素消毒を実施する。 ○ 備蓄しているペットボトル保存水は、要配慮者から優先して配布する。 ○ 学校施設の受水槽及び高架水槽内の水を有効に活用するため、避難者の利用を制限する。飲料水とする場合は、受水槽内の汚染状況及び残留塩素を確認後に利用し、必要に応じて追加の塩素消毒を実施する。
防災推進委員	○ 地区防災センターにて各地区防災センター運営班が実施する市民への応急給水活動に協力する。
広報班	○ 応急給水に係る場所、給水時間、給水方法等について、防災無線等を活用して市民に周知する。

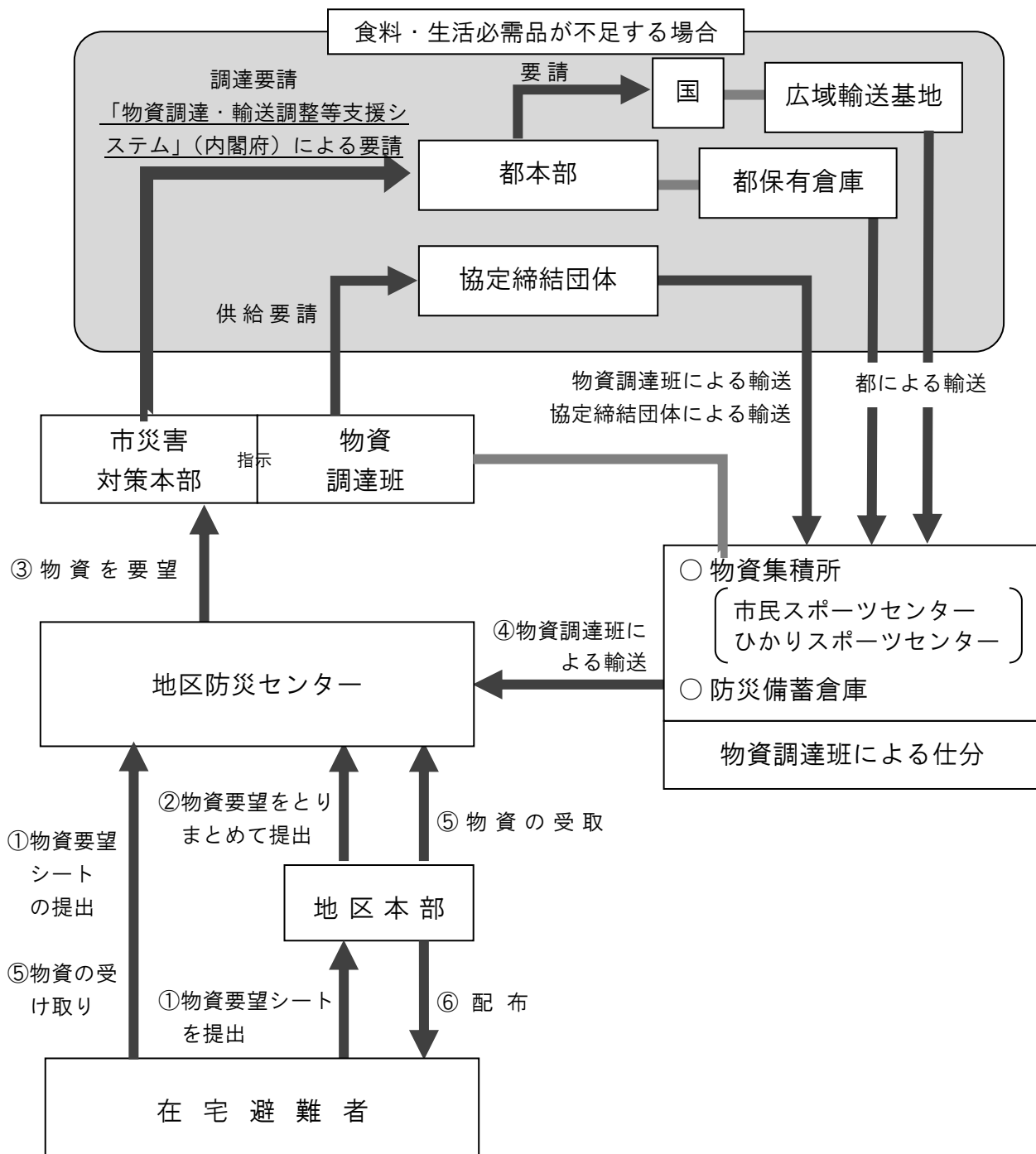
3 生活用水の確保

担当	対策内容
市民	○ トイレ用水や洗濯用水等として、各家庭の溜めおきの風呂水、むかしの井戸、湧水等を有効に活用する。
都市建設班本部班	○ むかしの井戸の状況を把握し、生活用水としての利用を周知するとともに、機器の破損が見られる場合は修繕を手配する。
本部班物資調達班	○ 災害時協力井戸及び防災兼用農業用井戸の活用状況を確認する。生活用水を提供できる場合は、広報班に周知を依頼する。
広報班	○ 生活用水として活用できる井戸の場所、給水時間、給水方法等について、防災無線等を活用して市民に周知する。

第2節 食料・生活必需品の供給・調達・管理・輸送

- 被災者に対する食料の供給は、避難所等において災害救助法が定める基準に従って行う。食料は、市民1日、市1日、都1日の備蓄を活用し、その後は食料需要を把握し、炊出し等による配給を行う。
- 都は、発災当初は被災市区町村において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給の能力が低下すること等から、必要に応じて被災市区町村からの具体的な要請を待たずに食料・生活必需品等の必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する（都から市区町村に向けたプッシュ型支援）
- 国は、発災4日目から7日目までに必要となる支援物資が避難所へ確実に届くよう、遅くとも発災後3日目までに広域輸送基地（東京都多摩広域防災倉庫等）にプッシュ型支援を開始する。プッシュ型支援終了後は、都の要請に基づきプル型支援に移行する。
- 都は、市区町村を通じてできる限り早期に具体的な物資の必要量を把握し、国や協定事業者に対し、要請する仕組みに切り替えるものとする（プル型支援）。市は、状況により、物資調達・輸送調整等支援システムにより都保健医療局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。
- 食料が不足する場合は、物資供給協定を締結している「イトーヨーカ堂」「コープみらい」「J A東京むさし」からの食料優先供給や、相互応援を締結している「佐渡市」「多賀城市」「飯山市」「太宰府市」「奈良市」「魚津市」からの食料提供を依頼する。
- 家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者の保護のために、備蓄している生活必需品を配布するとともに、必要に応じて都及び関係団体に確保を要請する。
- 被災者に対する炊出しその他食料品の配布は、原則として災害救助法施行細則に定めるところにより行う。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認を得て定める。
- 被災者への生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところにより行う。事情によりこの基準により難しい場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認を得て定める。

図3-15：食料及び生活必需品の要望・調達・配布の流れ



1 物資の配布

担当	対策内容
市本部	○ 被災者に食品等の給与を実施する場合、給食の優先的な配布順位、給食の範囲の方針を定める。 ○ 備蓄食料（クラッカー等）及び備蓄物資（毛布、敷物等）として都総務局が事前に配置してあるものは、都総務局長の承認を得て被災者に配分及び給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。 ○ 発災当初は各地区防災センターで備蓄している備蓄品を配布し、不足が見込まれる地区防災センターに対しては、大型倉庫（第四小学校、第四中学校、第五中学校、市民スポーツセンター等）から必要数の輸送を物資調達班に指示する。 ○ 被災者に生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、優先的な配布順位、配布する範囲等（都の基準は世帯単位でおおむね 10 日間）について方針を定める。
各地区防災センター運営班	○ 各地区防災センターの備蓄倉庫内の食料は 1,000 食分を各校で配布できる最初の基準として対応する。 ○ 炊出し釜を活用して、米袋による炊出しを実施する。 ○ 食料・生活必需品は公平な配布を基本とするが、不足する場合などは、避難者の状況を把握し、要配慮者等の支援の必要が高い者を優先する。 ○ 地区本部から要望された食料・生活必需品は地区本部ごとに分けて保管・配布する。 ○ 在宅避難者からの配布要望にも適切に対応する。 ○ 調達が困難な物資については、被災者の持ち寄りにより、互いに分け合うよう、避難者に協力を呼びかける。
物資調達班	○ 備蓄品輸送に伴う、車両及び人員配置を行い、備蓄物資の輸送を行う。 ○ 備蓄食料の在庫、配布状況を把握し、不足や調達の必要が生じた場合は、市本部に報告する。
地区本部	○ 地区本部として要望した食料・生活必需品を地区防災センターで受け取り、地区本部を通して各在宅避難者等に配布する。 ○ 地区本部に炊出し釜を備蓄している場合は、地域住民に食料品の持ち寄りを促し、地域で独自に炊出しを実施する。
防災推進委員	○ 各地区防災センター運営班、避難所運営組織と連携して、食料・生活必需品の配布を行う。 ○ 各地区防災センターに備蓄してある炊出し釜を活用し、被災者に対し炊出し等を行う。
日赤奉仕団	○ 市本部の要請に基づき、避難所における炊出し、市役所庁舎における炊出しなどを行う。

- 資料3-37：災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書（東京むさし農業協同組合）
- 資料3-38：災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）
- 資料3-39：災害時における物資の供給協力に関する協定書（生活協同組合コープ東京）
- 資料3-40：災害救助物資の緊急調達に関する協定書（株式会社サンドラッグ）

2 被災者の物資に対するニーズの把握・調整

担当	対策内容
地区本部	○ 地域内の在宅避難者等からの食料・生活必需品の要望をとりまとめて、各地区防災センター運営班に提出する。 ○ 可能な限りアレルギーについても調査する。
各地区防災センター運営班	○ 避難者数や地区本部、(仮称)地域情報連絡所からの情報に基づき、地区防災センターとして必要な食数を算出し、市本部に報告する。 ○ 可能な限りアレルギーについても調査する。 ○ 避難者や地区本部、(仮称)地域情報連絡所からの情報に基づき、地区防災センターとして必要な物資をとりまとめ、市本部に報告する。 ○ 女性や要配慮者等のニーズを的確に把握する。
市本部	○ 被災者の状況を把握し調達計画を策定する。調達計画は、食品の多様化や高齢者、アレルギー等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○ 被災者の状況を把握し、生活必需品等給(貸)与のため、調達計画を策定する。調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○ 災害救助法適用後、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都保健医療局に要請する。

3 都への応援要請

担当	対策内容
市本部	○ 被害状況、避難所開設状況、備蓄数量等を踏まえ、都へ物資調達・輸送調整等支援システム（物資システム）を使用して応援を要請する。 ○ 被害状況の把握ができず、具体的な要請が困難な場合には、速やかに包括的な応援要請を行う。 ○ 地域内輸送拠点の被害状況等を確認し、開設可能かの判断を行い、物資システムを通じて都に報告する、 ○ 地域内輸送拠点に支援物資の受け入れが完了した後、物資システムを通じて到着を報告する。 ○ 物資調達班に地域内輸送拠点で受け入れた支援物資の地区防災センターへの輸送を指示する。 【物資調達・輸送調整等支援システム】 国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのシステム。 都道府県及び市区町村の物資拠点や避難所の物資情報（ニーズ、調達・輸送状況等）を国・都道府県・市区町村で共有できるよう内閣府が開発し、令和2年度から運用開始。
都	○ 都は都・市区町村備蓄物資の数量、輸送手段の確保状況等を踏まえ、都備蓄物資の配分計画を策定する。 【都備蓄の品目】 食料（アルファ化米、クラッカー、ショートブレッド、即席めん等）、調製粉乳、毛布、敷物、生理用品、乳児用おむつ、大人用おむつ等 ※ 水の確保は、災害時給水ステーションにて対応するため備蓄なし ○ 協定事業者への輸送手段等の要請を行う。 ○ 被災市区町村への支援物資の配分及び輸送手段等を決定した場合は、市区町村に物資システムを通じて通知する。 ○ 市区町村が指定する地域内輸送拠点へ協定事業者による輸送を実施する。 ○ 震災後およそ4日目以降、市区町村からの要請に基づき、都は農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議を行い、米穀販売事業者の在庫状況により精米を調達して提供する。 ○ 米穀販売事業者の在庫で不足する場合は、農林水産省政策統括官付貿易業務課と協議し、他県からの応援を求めるほか、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託し精米し、調達する。 ○ 道路の障害物除去が本格化する4日目以降は、原則として米飯の炊出しにより給食することから、都は、漬物、佃煮等の副食品や調味料を業界からの調達及び他府県からの応援により対処する。

担当	対策内容
	○ 米飯給食に必要な生鮮食料品について都は、要請に基づき卸売業者等からの調達及び他府県からの応援により対処する。 ○ 市区町村長から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉局保有の備蓄調製粉乳を放出する。 ○ 食料について都だけでは調達が困難な場合は、あらかじめ協力依頼している業界等へ要請するとともに、都内の被災地外市区町村及び他府県等へ応援を要請する。 ○ 市区町村の被災状況などを勘案して必要な物資の品目・数量の把握が困難と判断した場合は、都備蓄物資について、プッシュ型支援を検討する。 ○ 都は、被災状況等を踏まえ、国に対し、プッシュ型支援の要請を行う。 国と都は対象7品目（食料、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー及び生理用品）について必要量を調整する。
物資調達班	○ 市本部の指示に基づき、支援物資を地区防災センターに輸送する。 ○ 都総務局長が市に事前配置している備蓄物資は、都総務局長の承認を得て、市が輸送を行う。

4 協定に基づく調達

担当	対策内容
市本部	○ 協定締結団体である「イトーヨーカ堂」「コープみらい」「ＪＡ東京むさし」「サンドラッグ」に物資の優先供給を要請する。 ○ 災害時相互応援協定を締結している「佐渡市」「多賀城市」「飯山市」「太宰府市」「奈良市」「魚津市」に食料・生活必需品の供給を要請する。 ○ 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる３日目以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。また、状況に応じて災害応援協定市に食料品の提供について要請する。
物資調達班	○ 市本部の指示に基づき、協定締結団体との連絡体制を確立し、食料を調達する。 ○ 協定に基づき、イトーヨーカ堂、コープみらい、サンドラッグ、マツモトキヨシ、ココカラファインとの連絡体制を確立し、市本部の指示により生活必需品の調達を要請する。

- 資料３-41： 災害時における物資供給に関する協定（株式会社マツモトキヨシ）
- 資料３-42： 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社ココカラファインヘルスケア）

表３-15：生活必需品の調達計画

品目	内容：数量	調達計画
寝具	タオルケット、毛布、布団等	備蓄品及び協定より調達
外衣	洋服、作業衣、子供服等	協定より調達
肌着	シャツ、パンツ等の下着類	協定より調達
身廻品	タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル等	協定より調達
炊事用具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等	備蓄品及び各小学校の給食用食器を活用
食器	茶わん、さら、はし等	備蓄品及び各小学校の給食用食器を活用
日用品	石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉、生理用品、上敷ゴザ等	備蓄品及び協定より調達
光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等	備蓄品及び協定（予定）より調達

- 資料３-43： 災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

5 物資の管理

担当	対策内容
物資調達班	○ 地域内輸送拠点の統括責任者、受入れ責任者、払出し責任者を決め、体育館の物資集積レイアウト概要を作成し、効率的な受入態勢を確立する。 ○ 地区防災センターからの要望物資は仕分し、物資調達班に渡す。 ○ 集積物資の内容と数量を把握する態勢を早期に確立し、定期的に市本部に報告する。 ○ 仕分等で人材が不足する場合は、災害ボランティアセンターを通してボランティアを配置する。 ○ 支援物資が余剰する場合は、市本部に報告し、受入れの一時中断をホームページ等で情報発信する。

第3節 共助による物資の提供

- 発災直後は市の備蓄物資の輸送体制が整わず、迅速に配布できない場合も考えられる。また、物資の性質上備蓄することが困難なものもあり、被災市民の多様な需要に十分応えることは難しい。
- 市民が各家庭で日頃から備えている食料品や生活物資を互いに持ち寄り、共助の観点から分け合うことで、食料及び物資の不足を補う。

担当	対策内容
市本部	○ 市民に対し、各家庭内にある物資の持ち寄りについて協力を要請する。
広報班 ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 広報手段を用いて、物資の持ち寄りを広く周知する。
各地区防災センター 一運営班	○ 地区防災センターに避難している避難者に対し、物資の持ち寄りについて協力を要請する。 【持ち寄りを要請する物資例】 食料：米・生鮮食品・缶詰・調味料・調理道具・調製粉乳・ほ乳瓶 等 生活品：毛布、懐中電灯、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ 等
防災推進委員 市民	○ 家屋内に立ち入ることが可能な市民は、家庭にある食料や調味料等を地区防災センターに持ち寄り、炊出し釜を活用して調理し、避難者に配布する。 ○ 市が調達できない物資を所有する場合は、可能な範囲で地域のために提供する。

第4節 物流情報に係る正確な情報提供

- 大規模な地震災害が発生すると、物流が止まる、または著しく鈍くなるという不安から、消費者の買いだめや買い急ぎなどの行動を引き起こす可能性が高い。
- 物資の流通等に係る情報を迅速に提供することにより、不安を解消し冷静な行動を促す。

担当	対策内容
市本部	○ 物品販売を行う協定締結団体から物資の流通に係る復旧見込み等を収集し、市民に情報提供する。 ○ 都と連携し、災害時における物資の流通に係る正確な情報を市民に提供する。
防災推進委員	○ 物資の流通に係る市からの情報を近隣住民に伝える。

第12章 帰宅困難者対策

- 国分寺市には、多くの通勤・通学者や買物客等が流入、滞在しており、大地震により交通機能等が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない人達が多数発生し、大きな混乱が予測される。
- そのため、帰宅困難者に対する情報の提供、受入施設の開設、帰宅支援などについて対策を実施する。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 徒歩帰宅者の発生抑制	広報班	事業者、私立学校、集客施設、小金井警察署
第2節 駅周辺の混乱防止対策	被害認定調査班 広報班 本部班	鉄道事業者、FMたちかわ、小金井警察署、国分寺消防署、駅前滞留者協議会
第3節 帰宅困難者一時滞在施設の運営	被害認定調査班 避難対策班 公民館班、都市対策班、広報班、物資調達班	鉄道事業者、FMたちかわ、小金井警察署、駅前滞留者協議会
第4節 事業所等における外出者対策		事業者
第5節 帰宅支援	広報班	都、鉄道事業者、FMたちかわ、小金井警察署、国分寺消防署、国分寺郵便局、東京電力パワーグリッド立川支社、東京ガスグループ

<主な期間の応急復旧活動>

機 関 名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市	○ 徒歩帰宅者の発生抑制広報の実施 ○ 国分寺駅・西国分寺駅・国立駅・恋ヶ窪駅の状況把握、避難誘導	○ 帰宅困難者一時滞在施設の応急危険度判定実施 ○ 帰宅困難者一時滞在施設の開設運営 →		○ 帰宅支援対策
鉄道事業者	○ 乗降客等の安全確保、緊急避難場所等への誘導	○ 帰宅困難者一時滞在施設への誘導		
小金井警察署	○ 駅周辺の混乱防止措置			○ 帰宅支援対策

第1節 徒歩帰宅者の発生抑制

担当	対策内容
事業者 私立学校 集客施設	○ 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、従業員等の一斉帰宅抑制対策を実施する。 (1) ラジオ等で入手した情報の提供や、備蓄している水・食料等を配布する。 (2) 従業員等が安心して施設に待機できるよう、家族との安否確認を勧奨する。 (3) 会議室、事務室、ロビー等を活用し、従業員等の就寝スペースを確保する。
広報班	○ SNS（X等）や安全安心メール、防災アプリ、防災行政無線（固定系）等を活用し、むやみに移動しないことを来外者等に要請する。
小金井警察署	○ 会社、事業所、学校等の責任者や管理者に対し、従業員、生徒等を帰宅させる場合は、混乱を避けるため時差退社・下校を要請する。

第2節 駅周辺の混乱防止対策

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

担当	対策内容
鉄道事業者	○ 駅構内の乗降客の安全を確保し、改札外へ誘導する。 ○ 放送設備や掲示板等を活用して駅周辺の滞留者及び市に列車の運行情報や緊急避難場所に関する情報を提供する。 ○ 国分寺駅及び西国分寺駅周辺の滞留者を緊急避難場所へ誘導する。 【緊急避難場所】 国分寺駅・・・殿ヶ谷戸庭園西側公園、早稲田実業学校 西国分寺駅・・・泉町多喜窪公園
市本部	○ IP無線機を活用し、JR国分寺駅との連絡体制を確立する。 ○ 市内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、滞留者への情報提供や一斉帰宅抑制するとともに、適宜DIS等で共有する。 ○ 駅周辺に災害が発生し、人命危険がある場合は避難指示等を行う。

担当	対策内容
被害認定調査班	○ 各駅で駅員と合流し、駅滞留者の状況把握を行う。 ○ 駅滞留者への情報提供、緊急避難場所への誘導、負傷者の応急手当を駅員と協力して行う。 ○ 駅周辺の道路や公衆電話の位置などを記載した「（仮称）国分寺市帰宅困難者支援マップ」を配布する。 ○ 殿ヶ谷戸庭園西側公園内に設置している防災備蓄倉庫から救助工具や救護用品を取り出し、適宜活用する。
広報班	○ 市内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかける。 ○ SNS（X等）を活用して被害情報等を提供する。 ○ FMたちかわに被害情報等の情報提供を依頼する。
FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、駅周辺の被害情報等を放送する。 ○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供する。 ○ 災害用ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の利用を周知する。
本部班	○ 緊急速報メールを配信して災害情報等を提供する。
小金井警察署	○ 緊急避難場所までの避難道路に警察官や交通規制資器材等を配置し、安全を確保する。 ○ 道路交通情報を収集し、市本部に報告する。 ○ 駅周辺に災害が発生し、人命危険がある場合は避難指示等を行う。この場合、直ちに市長に通報する。
国分寺消防署	○ 駅前滞留者対策協議会等が設置された場合、国分寺消防署は指導助言を行う。 ○ 駅周辺で災害が発生した場合は、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。 ○ 駅周辺で発生した火災の延焼等により人命に危険が切迫している場合は避難の指示等を行う。この場合、直ちに市長に通報する。
駅前滞留者対策協議会	○ 発災時に活動の拠点となる現地本部及び、掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。 ○ あらかじめ定めたマニュアル等に従い、駅前の混乱防止のための活動を行う。 ○ 様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。 ○ 駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

- 資料3-44：地震災害時における帰宅困難者対応等緊急連絡体制
- 資料3-45：地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（JR国分寺駅・西国分寺駅）

第3節 帰宅困難者一時滞在施設の運営

1 帰宅困難者一時滞在施設の基本的な考え方

- 緊急避難場所に誘導された駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、徒歩帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設として、帰宅困難者一時滞在施設を開設する。
- 帰宅困難者一時滞在施設の受入れ能力には限りがあるため、受け入れる際は互いに譲り合うことを外出者に伝え、状況により要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など）を優先的に受け入れる。
- 帰宅困難者一時滞在施設の多くは二次避難所との兼用であることから、帰宅困難者一時滞在施設としての活用は最長3日間とする。
- 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、市や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。
- さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。

2 帰宅困難者一時滞在施設の開設

担当	対策内容
市本部	○ JR国分寺駅及び各駅に派遣した職員からの情報を元に帰宅困難者数を把握し、帰宅困難者一時滞在施設の開設及び運営に関する方針を決定する。 ○ 各施設からの被害報告や応急危険度判定の結果を受けて、開設する帰宅困難者一時滞在施設を決定するとともに、協定を締結した民間一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を行う。JR国分寺駅、国分寺消防署、小金井警察署へ開設に関する情報を提供し、誘導等に関する協力を要請する。 ○ 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは市が、都のDISもしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。
避難対策班 公民館班	○ 施設の被害状況を確認し、市本部に報告する。 【各駅の帰宅困難者一時滞在施設】 国分寺駅・・・本町南町地域センター、本多公民館、cocobunji プラザ 西国分寺駅・・・いずみホール 国立駅・・・ひかりプラザ 恋ヶ窪駅・・・恋ヶ窪公民館
都市対策班	○ 市本部の指示に基づき各帰宅困難者一時滞在施設からの被害報告を参考にしながら施設の応急危険度判定を実施する。

担当	対策内容
広報班	○ 帰宅困難者一時滞在施設の受入れ態勢が整ったら SNS（X 等）等を活用して随時情報提供を行う。 ○ FMたちかわに帰宅困難者一時滞在施設に関する情報提供を依頼する。
FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、放送を実施する。
鉄道事業者 小金井警察署 被害認定調査班	○ 駅滞留者や緊急避難場所への避難者に帰宅困難者一時滞在施設の開設情報を提供し、施設まで安全に誘導する。

3 帰宅困難者一時滞在施設の運営

担当	対策内容
市本部	○ JR国分寺駅（列車運行情報）、小金井警察署（付近の交通情報）等から情報を収集し、各施設へ周知を指示する。 ○ 市が設置する帰宅困難者一時滞在施設以外にも民間事業所等で帰宅困難者を受け入れることも考えられることから、各駅を担当する班に駅周辺の状況把握を指示し、開設していることを確認した場合は、必要に応じて物資調達班等に物資支援を指示する。
避難対策班 公民館班	○ 受入れスペースに限りがあることから、互いに譲り合って利用するように伝えとともに、要配慮者（高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦）や女性に配慮した受入れを行う。 ○ おおむね1時間ごとに受入人数を把握し、IP無線機を活用して市本部に報告する。 ○ 市本部からの情報（電車運行状況、被害状況）を掲示板に貼り出す。 ○ ライフラインが途絶している場合は、簡易トイレや照明等を配備する。 ○ その他必要となる資機材や食料、水を市本部に配送要請する。 ○ 急病人が発生した場合は、市本部に速やかに報告し、応急救護を実施する。
物資調達班	○ 各施設から要望のあった物資を防災備蓄倉庫から搬出し、効率的に配送する。
駅前滞留者対策協議会	○ 状況に応じて、各帰宅困難者一時滞在施設の運営に協力する。

第4節 事業所等における外出者対策

1 外出者対策の基本的な考え方

- 事業者は、自助の考え方に基づき、「組織は組織で対応する」を基本原則として、従業員や顧客に対する安全確保に努める。
- 事業所や学校は、従業員や生徒の安全確保、保護、家族の安否確認等を行うことにより、発災直後の一斉帰宅行動を抑制する。
- 事業者は「東京都帰宅困難者対策条例」の施行により、3日間は従業員等を事業所内等で保護する。

2 事業所等の役割

(1) 災害時の体制

- 事業者は災害時のマニュアルに従い備蓄している飲料水、食料、生活必需品等の物資を従業員や生徒等に配布し、事業所または学校に待機させる。
- 事業者は災害時における事業継続計画（BCP）に従い、従業員を事業所の応急復旧活動要員として活用し、事業再開に努める。

(2) 買い物客等の支援

- 事業者は、買い物客や行楽客など組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。
- 利用者保護に当たって、事業者は、市や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

第5節 帰宅支援

1 帰宅支援対策の基本的な考え方

- 発災からおおむね3日程度経過した時点で帰宅困難者一時滞在施設や各事業所で待機していた帰宅困難者は帰宅を開始する。
- 市は帰宅支援を行うため、都や関係機関と連携し、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、代替輸送手段の確保、徒歩帰宅者に対する沿道支援等を行う。

2 各機関、団体の役割

(1) 帰宅ルールの周知・運用

担当	対策内容
事業者等	○ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意する。 ○ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知する。
市本部 都	○ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知する。 ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築し、様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知する。

(2) 鉄道運行情報の提供

担当	対策内容
市本部	○ 都やＪＲ国分寺駅を通して鉄道の復旧情報を把握し、SNS（X等）や帰宅困難者一時滞在施設の掲示板を活用した情報提供を広報班等に指示する。
広報班	○ SNS（X等）等を活用して列車運行情報提供を行う。 ○ FMたちかわに列車運行に関する情報提供を依頼する。
FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、列車運行情報を放送する。
都	○ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供を行う。 ○ 交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、市、都民、一時滞在施設等に情報提供を行う。
鉄道事業者	○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都に提供する。

(3) 代替輸送手段の確保

担当	対策内容
市本部	○ 都から提供されるバスによる代替輸送に関する情報を SNS (X 等) や帰宅困難者一時滞在施設の掲示板を活用して周知するよう広報班等に指示する。
広報班	○ SNS (X 等) 等を活用して代替輸送情報提供を行う。 ○ FMたちかわに代替輸送に関する情報提供を依頼する。
FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、代替輸送に関する情報を放送する。
都	○ バスによる代替輸送手段を確保する。 ○ バスの運行にあたっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。 ○ 調達できるバスには限りがあるため、代替輸送の利用者については、要配慮者を優先する。
鉄道事業者	○ バス等による代替輸送手段を確保する。

(4) 帰宅道路に係る情報の提供

担当	対策内容
市本部	○ 都から提供される帰宅支援の対象道路である 16 路線の被害情報を把握し、SNS (X 等) や帰宅困難者一時滞在施設の掲示板を活用した情報提供を広報班等に指示する。 ○ 帰宅支援の 16 路線には指定されていないが、徒歩帰宅者が利用すると考えられる府中街道や 3・2・8 号線等の被害状況を北多摩北部建設事務所と連携して把握し、市民に情報を提供する。
広報班	○ SNS (X 等) 等を活用して帰宅支援道路情報の提供を行う。 ○ FMたちかわに帰宅支援道路に関する情報提供を依頼する。
FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、帰宅支援道路に関する情報を放送する。
都	○ 都は、帰宅支援の 16 路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これらの情報を災害情報提供システムなどで都民に提供する。

(5) 徒歩帰宅者への支援

担当	対策内容
市本部	○ 都が指定する災害時帰宅支援ステーション開設情報を SNS (X 等) や帰宅困難者一時滞在施設の掲示板を活用して情報提供するよう広報班等に指示する。
広報班	○ SNS (X 等) 等を活用して帰宅支援に関する情報提供を行う。 ○ FMたちかわに帰宅支援に関する情報提供を依頼する。
FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、帰宅支援に関する情報を放送する。
都	○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都立学校への連絡手段を確保する。
小金井警察署	○ 避難道路への警察官の配置、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行う。
国分寺消防署	○ 火災情報の伝達、市民に対する初期消火や救出救護の実施について呼びかけを行う。
国分寺郵便局	○ 道路被害状況等の情報提供、休憩所として郵便局を開放し水道水、トイレ等の提供を行う。
東京電力パワーグリッド立川支社	○ 災害時において、人命尊重を最優先にした電力供給、市と連携した早期復旧に努める。

第13章 ごみ・災害廃棄物・し尿処理対策

- 道路損壊や建築物等の倒壊により、ごみ処理やし尿収集が困難になることや、排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の衛生環境に重大な影響を及ぼすことから、計画的なごみ処理、し尿処理を行う。
- 壊れた家屋、破損した道路・橋りょう、倒れた樹木・街灯・看板などは、応急対策の円滑な実施を阻害するだけでなく、被災者の日常生活の回復を遅らせることから、住宅及び道路における障害物を除去し、その機能回復を図るための施策を進める。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 ごみ・災害廃棄物処理	環境保全班、各地区防災センター運営班、都市建設班、上下水道班	防災推進委員、事業者、都 市民
第2節 土石・竹木等の除去	都市対策班	都、建設業協会、建築組合
第3節 し尿処理	環境保全班、各地区防災センター運営班	

〈主な期間の応急復旧活動〉

機 関 名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○ ごみ収集、集積計画の策定 ○ し尿処理計画策定	○ ごみ・災害廃棄物仮置場の確保 ○ 災害廃棄物処理計画策定	○ ごみ収集実施 ○ し尿処理実施

第1節 ごみ・災害廃棄物処理

1 ごみ処理

災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境を確保するため、市内における被害状況に応じたごみ処理計画を作成し、適切な処理を行う。

担当	対策内容
環境保全班	○ 清掃施設の被害状況を把握し、応急復旧措置を実施する。 ○ 被害状況、地区防災センター等の設置状況を把握し、収集・処理計画を作成する。 ○ 業者にも協力を依頼し、搬送体制をとる。 ○ ごみの仮置場を確保する（清掃センター敷地内・史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 都市建設班が作成する用地確保利用計画に臨時地域集積所を位置づける。
市本部	○ 被害状況を把握し、必要に応じて、都へ広域的応援体制の要請、他市区町村に対する応援体制を要請する。
各地区防災センター運営班	○ 地区防災センター内に臨時地域集積所を確保する。
防災推進委員 市民	○ 排出ごみの分別を徹底する。 ○ 収集・処理計画に基づき、各地域の臨時地域集積所にごみを排出する。
事業者	○ 企業内のごみの一時保管に協力する。 ○ 排出ごみの分別を徹底する。

- 資料3-46：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社サン・エクスプレス）
- 資料3-47：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（環衛サービス株式会社国分寺支店）
- 資料3-48：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（松浦商事株式会社）
- 資料3-49：災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社大東建興国分寺支店）
- 資料3-50：災害時における廃棄物及びし尿の収集並びに運搬に関する協定書（国分寺環境事業協会）

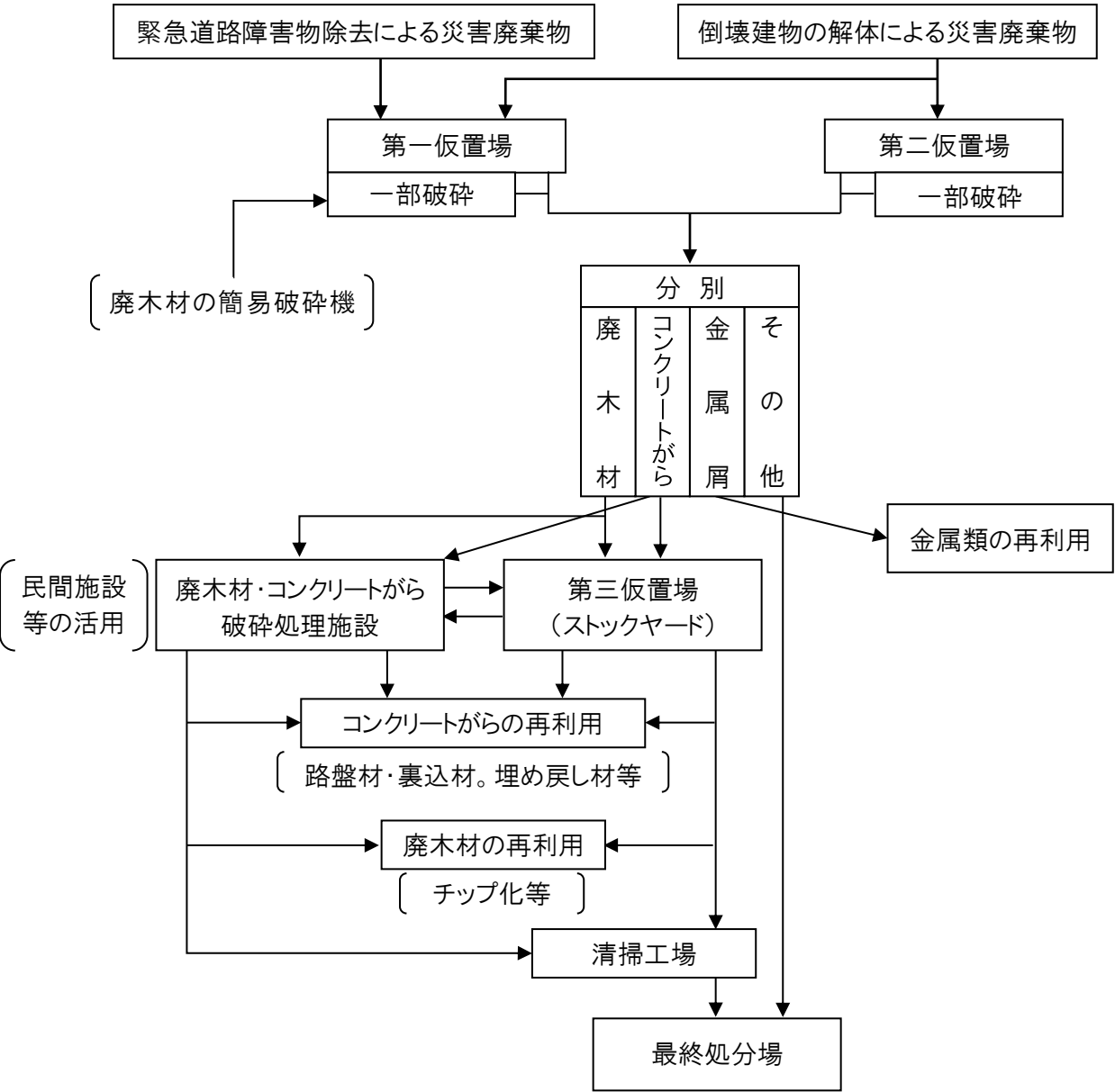
2 災害廃棄物処理

- 被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、建物の倒壊、焼失等により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という）の適正処理を行い再利用を図る。
- 都は速やかに被災市区町村及び各機関間の連携を図り、災害廃棄物処理を円滑に実施することを目的に、都本部のもとに「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置する。

- 都は市町村の収集・運搬機材の不足や人員不足等の要請に対して、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）及び他府県や関係業界団体への応援要請及び調整を行う。また、市区町村が対応できず住民の生活環境保全上の支障が生じうる場合は、市区町村の支援要請に応じて、災害廃棄物の撤去に対して自衛隊の支援を求めるものとする。さらに、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）等による人的支援・人材育成に努める。

担当	対策内容
環境保全班 都市建設班 上下水道班	○ 被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、公表する。 ○ 廃棄物処理関連施設の被害状況を確認し都環境局へ報告する。 ○ 災害廃棄物の発生量の推計に基づき、災害廃棄物処理計画を作成し、都が設置する「災害廃棄物対策本部（仮称）」に提出する。 ○ 災害廃棄物の仮置場を確保する（清掃センター敷地内、史跡国分寺僧寺跡一帯）。 ○ 都市建設班は、災害廃棄物の仮置場が不足する場合、状況に応じて都と連携して用地を確保する。 ○ 都市建設班と連携し、協定に基づき建設業者に災害廃棄物除去を依頼する。 ○ 緊急道路啓開作業により収集した「災害廃棄物」を優先して処理する。 ○ 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うが、特別措置を国が講じた場合、行政が、民間業者に作業委託し対応する。 ○ 災害廃棄物にアスベスト含有建材が使用されていた場合は飛散防止措置を指示する。
市本部	○ 被害状況を把握し都に報告し、必要に応じて、他市町村に対する応援の要請等、必要な調整・支援を都へ要請する。 ○ 円滑な災害廃棄物処理のため、ボランティア・市民活動団体等と連携する。 ○ 「東京都災害廃棄物処理マニュアル」や災害廃棄物処理計画に沿った対応をする。 ○ 被害状況を確認し、災害廃棄物発生推定量を算出し、仮置場や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。
都災害廃棄物対策本部（仮称）	○ 災害廃棄物処理部会は次の事項を行う。 (1) 災害廃棄物処理全般に関する進行管理 (2) 東京都全体の災害廃棄物発生量の予測 (3) 国との連絡調整・協議 (4) 東京都災害廃棄物処理推進計画（仮称）の策定 (5) 市区町村との連絡調整、情報提供 (6) 災害廃棄物の処理に関する広報 (7) 仮置場の確保に関する支援 (8) 広域的な処理体制を確保するための周辺区市との調整 (9) 最終処分に関する調整

図3-16：災害廃棄物処理の流れ



第2節 土石・竹木等の除去

住家に流入した土石、竹木等の除去は、災害救助法に基づき該当する住家を調査し実施する。

担当	対策内容
都市対策班 建設業協会 建築組合	○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告する。 ○ 関係機関及び協定を締結している建築関係団体と協力して、土石、竹木等を除去する。 ○ 土石、竹木等の障害物の除去の対象は次のとおり。 (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等） (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、または敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない） (4) 半壊または床上浸水したものであること（全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない） (5) 原則として、救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること
都	○ 災害救助法適用後は、市区町村の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 ○ 第一次的には、市区町村保有の器具、機械を使用する等、市区町村と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接市区町村からの派遣を求める。 ○ 不足する場合は、東京建設業協会に対し、資機材、労力等の提供を求める。

第3節 し尿処理

被害状況に応じたし尿処理計画を作成し実施する。

担当	対策内容
環境保全班 各地区防災センタ ー運営班本部班 上下水道班	○ 被害状況に応じたし尿処理計画を作成する。(2.2ℓ/日/人) ○ 地区防災センターのし尿処理は、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等の状況により、学校のプールの水を使用し、下水道機能を活用する。 ○ 下水道が活用できない場合や不足する場合は、各地区防災センターに保管している簡易トイレの設置及び便槽付き災害用トイレ等を設置する。 ○ 仮設トイレが不足する場合は、災害協定市に協力を要請する。 ○ 都立武蔵国分寺公園内のマンホールトイレを公園職員と協力して設置する。 ○ 都下水道局との覚書の締結に基づき、収集したし尿を北多摩二号水再生センター及び上下水道班が指定する主要下水道管のマンホールへ投入する。 ○ 協定に基づき、避難所等の災害用トイレのし尿の収集について協力を要請する。

- 資料3-51：災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）
- 資料3-52：災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（高杉商事株式会社）

第14章 ライフライン等の応急・復旧対策

- 上下水道、電気、ガス、交通、電話、通信などの都市施設は、日常生活を営むうえで根幹をなすものである。震災時、これらの施設が甚大な被害を受け、その機能を停止した場合、市民生活は破綻をきたし、社会的混乱を生むことになる。したがって、これらの各施設はそれぞれの活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策及び事故防止のための広報活動等を迅速に処理するとともに、早期復旧に向けた対策を講ずる必要がある。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 水道施設	広報班	都水道局立川給水管理事務所、ジェイコム東京FMたちかわ
第2節 下水道施設	広報班、上下水道班	ジェイコム東京FMたちかわ
第3節 電力	広報班	東京電力パワーグリッド立川支社、ジェイコム東京FMたちかわ
第4節 ガス施設	広報班	東京ガスグループ、ジェイコム東京FMたちかわ
第5節 通信	広報班	NTT東日本、国分寺郵便局、ジェイコム東京FMたちかわ

＜ライフラインの被害想定（各地震ケースの最大値）＞

	都心南部直下地震 (M7.3)	多摩東部直下地震 (M7.3)	大正関東地震 (M8 クラス)	立川断層帯地震 (M7.4)
上水道（断水率）	9.8%	18.0%	6.5%	23.1%
下水道 （下水道下水道管被害率）	1.8%	3.1%	1.8%	3.6%
電力（停電率）	2.5%	6.5%	2.3%	13.6%
ガス（供給停止率）	0%	14.0%	0%	60.7%
通信（不通率）	0.6%	3.0%	1.1%	8.6%

第1節 水道施設

- 被害想定では、市内の断水率は23%を超えることも想定されるため、都水道局立川給水管理事務所は、早期の給水復旧に努める。

1 初動期の対応

担当	対策内容
都水道局立川給水管理事務所	○ 水運用端末（大CRT）により圧力及び流量の異常の有無を確認するなど情報を把握した後に、送・配水管路、給水所等及び給水装置について点検し、被害状況を把握する。 ○ 首都中枢機関等への水道給水に係る管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。 ○ 上記以外の管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にしたうえで、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。 ○ 取水・導水施設の被害については浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。また、浄水施設の被害のうち、施設機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。 ○ 被害・復旧及び応急給水の状況等の情報を適宜適切に広報し、混乱の防止に努める。
広報班	○ 都水道局の依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧等の状況を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況及び復旧情報の放送を依頼する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、上水道被害及び復旧情報を放送する。

第2節 下水道施設

- 下水道被害はトイレの使用等に甚大な影響を及ぼすため、都下水道局流域下水道本部と連携をとり、早期の下水道施設の復旧に努める。

1 初動期の対応

担当	対策内容
上下水道班	○ 地震発生後速やかに、下水道管の被害状況を点検する。 ○ 下水道施設の被害状況の調査結果等は、速やかに都下水道局流域下水道本部へ連絡し、必要に応じて協議のうえ復旧方針を確立する。

広報班	○ 広報車、防災行政無線、広報紙等により、都と連携し、被害、復旧、使用自粛等の状況を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況及び復旧情報の放送を依頼する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、下水道被害情報を放送する。

2 復旧期の対応

担当	対策内容
上下水道班	○ 下水道管の破損に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないよう、迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。 ○ 破損箇所、復旧作業等の情報提供を広報班に依頼し、市民に周知する。 ○ 幹線及び枝線は、応援協定等に基づき協定団体とともに、被害の程度に応じて応急復旧または本復旧を行う。 ○ 資機材等は、市所有のものを使用するが、必要に応じて協定団体、管工事業者等の協力を得る。 ○ 都に要請し、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を受ける。
広報班	○ 広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧等の状況を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況及び復旧情報の放送を依頼する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、下水道復旧情報を放送する。

- 資料3-53：災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書（国分寺市管工事組合）
- 資料3-54：多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定（東京都下水道局、29市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合）
- 資料3-55：多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定（東京都下水道局、29市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

第3節 電力

1 復旧時の対応

担当	対策内容
東京電力パワーグリッド立川支社	○ 大規模災害等が発生し非常災害対策支部を設置した場合の対応は以下のとおりである。 (1) 復旧計画の作成 ▶ 非常災害対策支部は、電力系統の全体的な復旧方法と各設備に復旧方法、仮復旧を含めた工程、復旧資機材の調達、応援の必要の有無、復旧作業隊の配置、宿泊施設、食料、衛生対策等の手配を明らかにした復旧計画を作成する。 (2) 復旧順位 ▶ 各設備の復旧順位は、以下の「設備別復旧順位」を原則とするが、一般の被害状況及び当社設備の被害状況並びに設備の復旧の難易度を勘案し、復旧効果の大きいものから行う。 ア 送電設備 ▶ 全回線送電不能の主要線路 ▶ 全回線送電不能のその他の線路 ▶ 一部回線送電不能の主要線路 ▶ 一部回線送電不能のその他の線路 イ 変電設備 ▶ 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ▶ 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ▶ 重要施設に配電する配電用変電所 ウ 配電設備 ▶ 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 (3) 復旧用資機材等の調達 ▶ 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査して、必要とする資機材を速やかに調達し、復旧態勢を整える。
広報班	○ 東京電力の依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧等の状況を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況及び復旧情報の放送を依頼する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、電力被害及び復旧情報を放送する。

- 資料3-56：災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド立川支社）
- 資料3-57：災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）

第4節 ガス施設

1 対策内容

担当	対策内容
東京ガスグループ	○ 被害情報の収集 ○ 事業所設備等の点検 ○ 製造所、制圧所における総出入量の調整又は停止等の措置 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○ 被害推定に基づく応急措置 ○ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 ○ 資機材等の調達 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給

2 詳細な取組内容

担当	対策内容
東京ガスグループ	○ 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき体制をとる）。 ○ 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。 ○ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。 ○ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。 ○ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害状況把握に努め、適切な応急措置を行う。 ○ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。 ○ その現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。 ○ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。
広報班	○ 東京ガスグループの依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、被害状況等を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況等の放送を依頼する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、ガス被害状況等を放送する。

3 復旧対策

担当	対策内容
東京ガスグループ	○ ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設また場設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。 ○ 具体的な手順は以下のとおり ▶ 非常態勢が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出勤する。 ▶ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。 ▶ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。 ▶ 被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。 ▶ 都市ガスの復旧は、2,000～3,000 軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断したりして地域を分割する。 ▶ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。 ▶ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。 ▶ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。 ○ 更に、必要に応じて次の対応を行う。 ▶ 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには「移動式ガス発生設備」を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。 ▶ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。 ▶ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。
広報班	○ 東京ガスグループの依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、復旧状況等を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに復旧状況等の放送を依頼する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、ガス復旧情報等を放送する。

第5節 通信

1 初動期の対応

担当	対策内容
NTT東日本	○ 応急対策として以下の活動を行う。 (1) 通報、連絡 (2) 災害時における自治体リエゾン派遣による情報の収集及び連絡 (3) 警戒措置 (4) 通信の非常疎通措置 (5) 災害時における広報 (6) 対策要員の確保 (7) グループ会社に対する協力要請 (8) 社外機関に対する応援または協力の要請 (9) 対策要員の広域応援 (10) 災害時における災害対策用資機材の確保 (11) 設備の応急復旧
国分寺郵便局	○ 応急対策として以下の活動を行う。 (1) 通信体制の確立 (2) 職員の避難及び非常持出し (3) 非常災害対策本部の設置 (4) 要員・職員の確保 (5) 優先処理事務 (6) 顧客への周知、情報提供 (7) 報道体制の確立 (8) 被災局の応急措置
広報班	○ NTT東日本及び国分寺郵便局の依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、被害状況等を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害状況等の放送を依頼する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき放送する。

2 復旧期の対応

担当	対策内容
NTT東日本	○ 復旧対策として以下の活動を行う。 (1) 応急復旧工事終了後、被害原因を調査分析し、災害復旧工事を計画、設計する。 (2) 関連各社は、被災地における地域復興計画の作成・実行に積極的に協力する。
広報班	○ NTT東日本の依頼に基づき、広報車、防災行政無線、広報紙等により、被害状況等を市民に周知する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに復旧状況等の放送を依頼する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき放送する。

第15章 公共施設等の応急・復旧対策、労務対策

- 公共土木施設及び鉄道施設は、市民生活及び交通機能の根幹をなすものであることから、関係機関との連携を図り、早期に応急復旧対策を講ずる。
- 社会教育、福祉施設等においても、利用者の安全対策を推進するとともに、災害時の利用計画に基づく施設利用及び再開に向けた対策を実施する。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 公共土木施設等	都市建設班	都
第2節 鉄道施設		J R 東日本、西武鉄道
第3節 社会公共施設等	都市対策班、各班、公民館班、市民生活班、物資調達班、避難行動要支援者班、学校管理・運営班、保育・子育て支援班	
第4節 文化財の保護	小中学校地区防災センター運営班	

〈主な期間の応急復旧活動〉

機関名	発災	1 時間	24 時間	72 時間
	初動態勢の確立期	即時対応期		復旧対応期
市		○ 道路復旧方針の策定 ○ 道路障害物の除去 ○ 公共施設の応急危険度判定実施	○ 一般建築物の応急危険度判定実施	○ 道路復旧作業
都		○ 河川、急傾斜地崩壊箇所の把握及び対応	○ 道路障害物の除去、道路復旧作業	
鉄道事業者	○ 乗降客等の安全確保		○ 施設の復旧	

第1節 公共土木施設等

1 道路・橋梁

- 災害が発生した場合、各道路管理者は、交通規制等の措置または迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講ずる。
- 各道路管理者は、パトロール等による広報を行う。
- 各道路管理者は、被災道路、橋梁について、応急措置及び応急復旧対策を実施する。

担当	対策内容	
都市建設班	応急措置	○ 市道の調査・点検を行い、被害状況を速やかに把握のうえ、道路・橋梁の被害状況を都建設局（北多摩北部建設事務所）に報告する。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。 ○ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占用者に連絡する。緊急のため、その暇がない場合は、安全対策のための措置をとり事後連絡する。 ○ 落下または危険と認められた橋梁は、直ちに通行止め等の措置を行い、迂回路の案内を表示する。
	応急復旧対策	○ 被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。 ○ 応急復旧作業は、緊急輸送道路を最優先に行うこととし、その後一般市道の復旧作業を行う。 ○ 道路面に生じた亀裂、陥没等は、市所有の材料を使って埋め戻す。 ○ 作業は国分寺建設業協会、国分寺市建築組合、東京土建など市と災害協定を締結している団体に協力を要請して行う。市独自で処理できない場合は、速やかに都総務局または自衛隊に応援要請の手続きをとる。
北多摩北部建設事務所	応急措置	○ 都道や緊急道路障害物除去路線に指定された市区町村道については、東京都建設防災ボランティアなどと連携して調査・点検を行う。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
	応急復旧対策	○ 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去路線を最優先に行うこととし、建設業協会等との協定及び協力承諾書に基づき実施する。 ○ 逐次道路の被災箇所で、放置すると二次被害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

2 河川

担当	対策内容
都市建設班	○ 市内の河川、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、都建設局（北多摩北部建設事務所）に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。
市本部	○ 河川の氾濫等が予想される場合は、高齢者等避難、避難指示を発令し、被害の拡大防止に努める。
北多摩北部建設事務所	○ 災害が発生した場合、直ちに河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○ 破損等の被害を受けた場合には、被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 ○ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。

3 急傾斜地崩壊防止措置

担当	対策内容
都市建設班	○ 国分寺市防災・ハザードマップ等をもとに、急傾斜地を巡視し、被害箇所については、直ちに都建設局（北多摩北部建設事務所）に報告するとともに、周辺住民の安全対策等を実施する。 ○ 土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
市本部	○ 急傾斜地の崩壊が予想される場合は、高齢者等避難、避難指示を発令し、被害の拡大防止に努める。

第2節 鉄道施設

担当	対策内容
J R 東日本 国分寺駅 西国分寺駅 国立駅	○ 災害が発生した場合は、放送により状況を案内する。 ○ 負傷者等の優先救護をする。 ○ 出火の防止に努める。 ○ 営業を中止して、駅構内の混乱拡大を防止する。
西武鉄道 恋ヶ窪駅	○ 旅客の混乱防止：情報提供、改札、階段等の規制 ○ 旅客への協力要請 ○ 負傷者等の応急救護

表3-16：鉄道事業者の初動措置

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
J R 東日本	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄りの停車場の駅長または指令室と連絡を取り、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。
西武鉄道	地震が発生したときは、社内の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	(1) 列車の運転が危険と判断した場合、または停止手配の指令があったときは、原則として直ちに列車を停止させる。 (2) 運転を再開し列車が駅に到着したときは、その状況を駅長に報告する。	正確な情報を得て、旅客に適切な案内を行う。	駅長は、構内を巡回しその状況を運転司令に報告する。

第3節 社会公共施設等

1 公共施設の応急危険度判定・被災度区分判定調査

- 地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす公共施設について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

担当	対策内容
公共施設管理者	○ 被害状況を調査し、本部班に連絡する。
都市対策班	○ 各施設からの報告を参考として、応急危険度判定を実施する。 ○ 応急危険度判定は、事前に登録された応急危険度判定員に協力を得て実施する。 ○ 人員不足等で公共施設の応急危険度判定の実施が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。 ○ 応急危険度判定による緊急的対応を講じた後、施設の損傷の程度を的確に把握し、補強、補修あるいは取壊しの必要性について検討するため現場確認を行い、必要により公共施設の被災度区分判定調査を構造専門家等へ依頼する。 ○ 被災度区分判定調査は「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術基準」（国土交通省住宅局建築指導部）に基づき実施する。

2 各施設の応急・復旧対策

担当	対策内容
社会教育施設等 （資源管理班 小中学校地区防災 センター運営班 避難対策班 公民館班）	○ 図書館、公民館、地域センター、いずみホール、民俗資料室、武蔵国分寺跡資料館、文化財資料展示室等の社会教育施設は利用者の安全を確保し、災害時の利用計画に応じた対応を図る。
	初期期の活動 ○ 各施設の管理下において地震が発生した場合、利用者の安全を確保する。 ○ 施設に被害があり危険な場合は利用者を避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ○ 利用者、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、本部班へ報告する。 ○ 利用者を施設外に避難誘導した後は、災害時活用方針に基づく管理を行う。
	復旧時の活動 ○ 状況に応じて、施設の修繕を行う。 ○ 災害時利用のための管理を行うとともに、通常業務の再開に向けた検討を行い、市本部の指示に基づき再開する。

担当	対策内容	
スポーツ施設等 (物資調達班)		○ 市民スポーツセンター及び市民ひかりスポーツセンターは、利用者の安全を確保し、物資輸送拠点として活用する。また、市民スポーツセンターは、ボランティアの活動拠点施設としても活用する。
	初動期の活動	○ 各施設の管理下において地震が発生した場合、利用者の安全を確保する。 ○ 施設に被害があり危険な場合は、利用者を避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ○ 利用者、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、本部班へ報告する。 ○ 市民スポーツセンターは救援物資の受入れに基づく管理を行う。 ○ 市民ひかりスポーツセンターは帰宅困難者一時滞在施設、救援物資の受入れ、二次避難所設置に係る管理を行う。
	復旧時の活動	○ 状況に応じて、施設の修繕を行う。 ○ 災害時利用のための管理を行うとともに、通常業務の再開に向けた検討を行い、市本部の指示に基づき再開する。 ○ 室内プールの水は生活用水として活用する可能性があることから、消毒等の維持管理に努める。
福祉施設 (避難行動要支援者班)	初動期の活動	○ 各施設の管理下において地震が発生した場合、利用者の安全を確保する。 ○ 施設に被害があり危険がある場合は、利用者を避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ○ 利用者、職員並びに施設設備の被害状況を把握し、本部班へ報告する。 ○ 利用者を施設外に避難誘導した後は、災害時活用方針に基づく管理を行う。
	復旧時の活動	○ 状況に応じて、施設の修繕を行う。 ○ 災害時利用のための管理を行うとともに、通常業務の再開に向けた検討を行い、市本部の指示に基づき再開する。
学校施設	※ 第17章 第17節 応急教育を参照	
保育施設	※ 第17章 第18節 応急保育を参照	

第4節 文化財の保護

担当	対策内容
文化財所有者 小中学校地区防 災センター班	○ 文化財に災害が発生した場合は、直ちに消防署または消防団に通報し、災害の拡大防止に努めなければならない。 ○ 文化財に災害が発生した場合は、被害状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあっては、都教育委員会に、国指定の文化財においては、都を経由して、文化庁に報告する。

第16章 応急生活対策

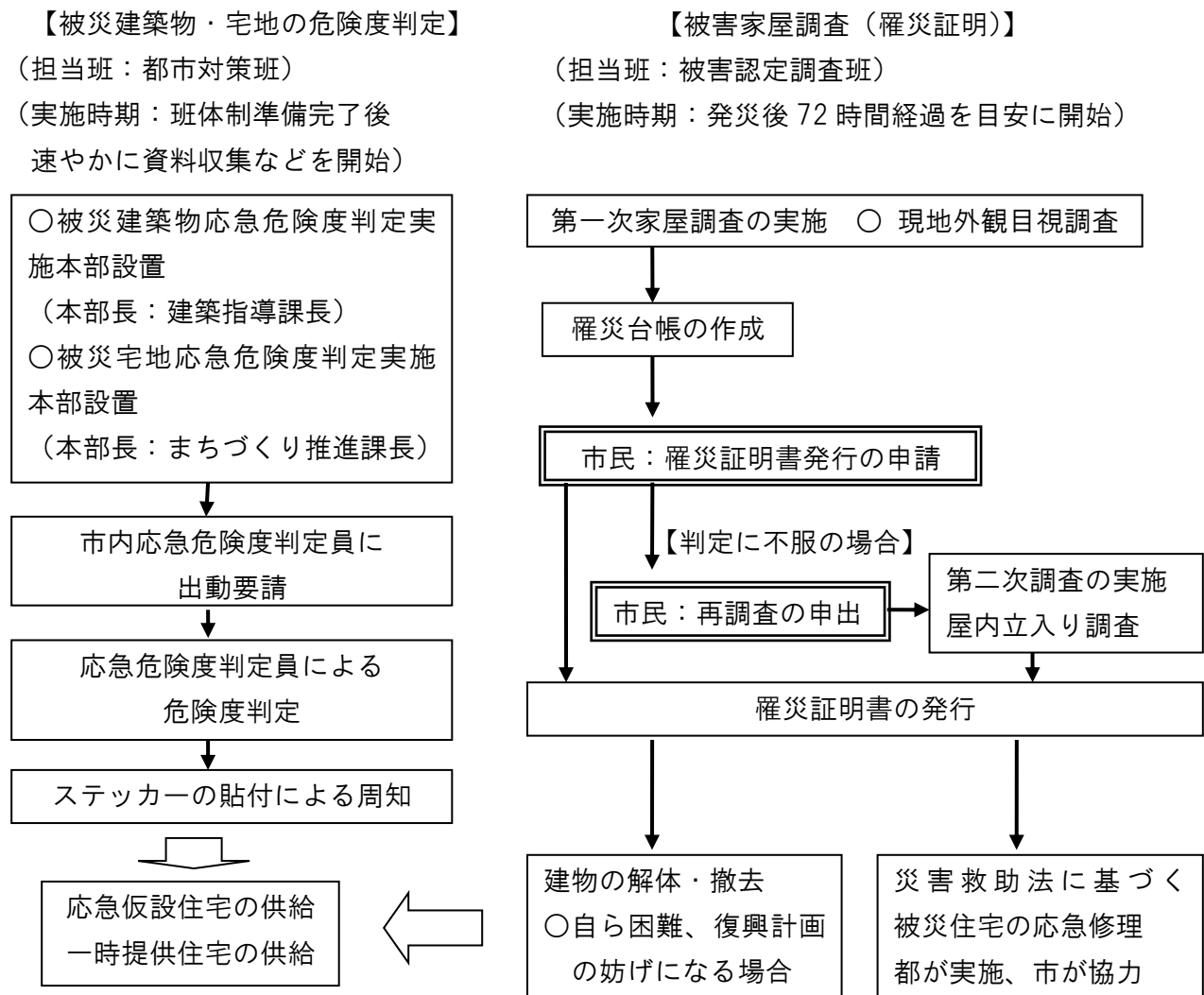
- 被災した住宅の二次災害による被害を防止するため、被災住宅の応急危険度判定を行うとともに、被災住宅の応急修理により、被災者の生活を支援する。
- 住宅を滅失した世帯に対する一時提供住宅や応急住宅を確保する。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 秩序維持	本部班、広報班、国分寺市消防団	防犯まちづくり委員会、自主防犯活動団体、小金井警察署、ジェイコム東京、FMたちかわ
第2節 マンション防災		マンション管理組合等
第3節 被災建築物の応急危険度判定	都市対策班	都
第4節 被災宅地の危険度判定	都市対策班	都
第5節 家屋・住家被害状況調査、被害状況の把握	被害認定調査班、市民生活班	国分寺消防署
第6節 被災住宅の応急修理	都市対策班、環境保全班	都
第7節 一時提供住宅の供給	市民生活班、都市対策班	都
第8節 応急仮設住宅の供給	都市建設班、都市対策班、市民生活班	都
第9節 建設資材等の調達		都
第10節 市営住宅の応急修理	資源管理班	
第11節 被災者の生活支援	避難行動要支援者班、都市対策班、広報班、市民生活班、被害認定調査班	避難所運営組織、小金井警察署、国分寺消防署、都
第12節 見舞金等の支給	避難行動要支援者班	
第13節 租税等の特例措置	被害認定調査班（課税課・納税課）、避難行動要支援者班（保険年金課）	
第14節 災害援護資金・住宅資金等の貸付け	避難行動要支援者班、物資調達班	都
第15節 被災者生活再建支援金	避難行動要支援者班、本部班	都
第16節 雇用の安定	物資調達班	都

項目	市担当	関係機関等
第17節 その他の生活確保		日本郵政グループ、日本放送協会、NTT東日本
第18節 応急教育	学校管理・運営班	
第19節 応急保育	保育・子育て支援班、子ども庶務班	
第20節 労働力の確保	本部班、人員管理班、都市対策班、都市建設班、上下水道班、環境保全班、財務班	
第21節 義援金品の取扱い	避難行動要支援者班、財務班	都

◆ 応急危険度判定・被害家屋調査（罹災証明）の関係図



※ 被災建築物応急危険度判定実施本部…建築指導課長を本部長として建築指導課に設置し、判定実施計画の策定、判定活動の環境整備等を行う。

※ 被災宅地応急危険度判定実施本部…まちづくり推進課長を本部長としてまちづくり推進課に設置し、判定実施計画の策定、判定活動の環境整備等を行う。

第1節 秩序維持

災害発生後の混乱から速やかに秩序を回復し、維持するためには市と警察の連携はもとより、地域住民の協力を得て実施する。

担当	対策内容
本部班	○ 防犯まちづくり委員会や自主防犯活動団体に協力を要請し、被災現場のパトロールを実施する。
小金井警察署	○ 義援金詐欺や震災ごみの有料引取り詐欺などの犯罪被害を防ぐために、市本部と連携し、チラシ配布などを積極的に行う。
広報班 ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市民が詐欺被害に遭わないよう、広報手段を活用して周知する。
国分寺市消防団 防犯まちづくり委員会 自主防犯活動団体	○ 市本部からの要請に基づき、巡回パトロールを実施する。

- 資料3-58：国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱
- 資料3-59：国分寺市防犯まちづくり委員会会則
- 資料3-60：国分寺市防犯まちづくり委員会ブロック連絡会開催規程

第2節 マンション防災

マンション管理組合等は、次のとおり応急対策を実施する。

担当	対策内容
管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等	○ 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等） ○ 避難行動要支援者等の避難支援 ○ 自治体及び関係機関の情報伝達 ○ 炊出し等の給食・給水活動等 ○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営、避難所誘導活動 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

第3節 被災建築物の応急危険度判定

1 判定制度の目的

建築物の被害については、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じることが求められる。

2 判定の実施

地震発生後 10 日以内に終了することを目標とする。

担当	対策内容
市本部	○ 地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部を設置する。
応急危険度判定実施本部 都市対策班	○ メール等により市内応急危険度判定員に出動を要請する。 ○ 都、関係団体等への支援を要請する。 ○ 応急危険度判定員及び活動拠点を確保し、判定チームを編成する。 ○ 国分寺市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき判定を実施する。 ○ 判定結果を集計し、市本部及び都に報告する。 ○ アスベスト吹付建物リストを基に、応急危険度判定と併せて該当建物を調査する。
被災建築物応急危険度判定支援本部（都）	○ 東京都防災ボランティア要綱に基づき登録した応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。 ○ 知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、10 都県被災建築物応急危険度判定協議会に対し必要な応援を要請する。
都住宅政策本部 都住宅供給公社	○ 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は、都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。 ○ 都住宅政策本部及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。
独立行政法人都市再生機構等管理者	○ 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。

3 判定結果の表示

- 応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第4節 被災宅地の危険度判定

1 判定制度の目的

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

2 判定対象宅地

- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3 判定の実施

担当	対策内容
市本部	○ 大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。
都市対策班	○ 都、関係団体等への支援を要請する。 ○ 被災宅地危険度判定士を受入れ、判定を実施する。 ○ 判定結果を集計し、市本部及び都に報告する。
都	○ 知事は、市長から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。 ○ 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅地危険度判定士の派遣等を要請し、もしくは国土交通省に対し被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

4 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第5節 家屋・住家被害状況調査、被害状況の把握

1 家屋・住家被害状況調査

- 被害家屋調査は、被害報告及び罹災証明書の発行等、家屋の被害認定のために実施する。
- 調査には多くの人員を割当てて必要があることから、市は全庁的な態勢で臨むとともに、必要に応じてネットワークおぢややや応援協定市に対して派遣を要請する。
- 市は、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。

担当	対策内容
市本部	○ ネットワークおぢややや、災害応援協定を締結している宮城県多賀城市に対して、被害状況調査についての助言を求める。 ○ 調査対象や方法について、近隣市と調整を実施する。 ○ 被災者生活再建支援システムを活用し、被災者台帳の作成を被害認定調査班・市民生活班へ指示する。
市民生活班 (市民課)	○ 住基情報を被災者生活再建支援システムに取り込む。
被害認定調査班	【調査体制】 ○ 前項調査のうち住家被害は、罹災証明書の発行等の資料となることから、調査チームを編成し、調査を行う。 ○ 家屋情報を被災者生活再建支援システムに取り込み調査票を印刷する。 ○ 調査人員が不足する場合は、都、関係市区町村、応急危険度判定員等の協力を得て調査体制を整え実施する。 【第1次調査】 ○ 調査チームが、被災地の家屋を外観から目視にて調査する。 【第2次調査（再調査）】 ○ 被災対象者が第1次調査の判定結果に不服があった家屋及び第1次調査ができなかった家屋について、申出に基づき、内部立入り調査を実施する。 【判定基準】 ○ 判定は被害程度の認定基準に基づき行う。 ○ 必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果 等を活用するなど、適切な手法により実施する。
国分寺消防署	○ 火災による被害状況調査を行う。 ○ 協定締結や事前協議等を行い、火災の罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。

2 被害状況の把握

担当	対策内容								
都市対策班 被害認定調査班	○ 家屋被害概況の把握 (1) 市本部に集積する被害情報に基づき、被害概況を把握する。 (2) 把握単位は町丁目（〇〇町〇丁目を単位）とし、区分は次のとおりとする。 <table data-bbox="525 443 1401 705"> <tr> <th data-bbox="525 443 908 488">区分</th><th data-bbox="908 443 1401 488">判定基準</th></tr> <tr> <td data-bbox="525 488 908 577">大被害地区</td><td data-bbox="908 488 1401 577">おおむね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる</td></tr> <tr> <td data-bbox="525 577 908 667">中被害地区</td><td data-bbox="908 577 1401 667">おおむね5割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる</td></tr> <tr> <td data-bbox="525 667 908 705">小被害地区、無被害地区</td><td data-bbox="908 667 1401 705">上記以外</td></tr> </table> (3) 大被害地区及び中被害地区について、現地踏査により被災状況（被災区域及び被災規模）の補足調査を行い、第一次建築制限区域指定の判断材料とする。 (4) 調査結果は町丁目単位で「家屋被害台帳」として整理する。 ○ 家屋別被害状況図の作成 被害認定調査班が実施する家屋被害状況調査の結果に基づき「家屋別被害状況図」「街区別被害度分布図」「地区別被害状況図」を作成し都に報告する。	区分	判定基準	大被害地区	おおむね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる	中被害地区	おおむね5割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる	小被害地区、無被害地区	上記以外
区分	判定基準								
大被害地区	おおむね8割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる								
中被害地区	おおむね5割以上の家屋が全壊・半壊・全半焼していると見込まれる								
小被害地区、無被害地区	上記以外								

第6節 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災により、住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合）
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○ 住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合）

(3) 対象者の調査及び選定

市による被災者の資力その他生活条件の調査及び市長が発行する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都市対策班が募集・選定事務を行う。

2 応急修理の方法

(1) 修理

- 都が、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣協会のあっせんする建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 場合によっては、市に事務を委任する。

(2) 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）。

3 応急修理後の事務

- 応急修理を実施した場合、都及び市は、必要な帳票を整備する。

4 建物の解体・撤去

- 民間建物等の解体、除去は所有者の責任で行うが、個人住宅等で自己の資力で被災建物の解体・撤去が困難で、復興の妨げになる場合に解体・撤去を行う。

担当	対策内容
市本部	○ 宮城県多賀城市に対し、建築物の解体・撤去に関する助言を求める。
環境保全班	○ 希望者について、建物の権利関係を確認し、次の基準で解体・撤去の判断を行う。 ▶ 応急危険度判定で「危険」であるもの ▶ 被害家屋調査で半壊以上の被害を受けたもの ▶ その他災害廃棄物処理計画、復興計画上必要と認めるもの ○ 市だけで対応できない場合は、都に応援を要請するとともに、建設事業者及び産業廃棄物処理業者に協力を要請し実施する。

第7節 一時提供住宅の供給

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。

担当	対策内容
市民生活班	○ 市営住宅の空き住戸を確保し、以下の(1)から(3)すべてに該当する者を対象に、入居者の募集及び選定を行う。なお、申込みは1世帯1か所限りとする。 (1) 住家が全焼、全壊または流失した者 (2) 居住する住家がない者 (3) 自らの資力では住家が確保できない者 ○ 都から割当てられた都営住宅についても同様に入居者の募集及び選定を行う。 ○ 入居者管理のため、必要な帳票を整備する。
都市対策班	○ 都営住宅、公団・公社住宅等の確保を要請する。 ○ 民間賃貸住宅の空き住戸の借り上げ、あっせん等に努める。
都	○ 都は、都営住宅の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。 ○ 都は、関係団体と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を提供する。 ○ 都は、一時提供住宅の入居者の募集計画を策定し、市に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。 ○ 割当てに際しては、原則として市域内の住宅を割当ててが、必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間で融通しあう。 ○ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市区町村が入居者の選定を行う。

第8節 応急仮設住宅の供給

- 災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によって居住する住宅を確保できない被災者に、応急的な住宅を建築し供給する。なお、応急仮設住宅は、災害救助法に基づく「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」、法によらない「公的住宅の活用による一時提供型住宅」がある。

担当	対策内容
都市建設班	○ 都と調整し、応急仮設住宅の建設可能な公有地を提供する。 ※ 応急仮設住宅建設候補地…都立武蔵国分寺公園、窪東公園、けやき運動場、北町公園 ○ 応急仮設住宅用地として民有地の提供を受けた場合は、都と協力して用地調査を行う。 ○ その他用地使用状況の集約・整理及び需要・供給に係る都との調整を継続的に実施する。
市本部	○ 災害救助法適用前またはその他による場合は、市が建設を行う。 ○ 災害救助法適用後は、直ちに都に建設を要請する。
都	○ 設置戸数 ○ 都は速やかに応急仮設住宅等の必要数を把握する。 (1) 都は、建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないように配慮する。 (2) 選定にあたり、各市区町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、市区町村相互間での融通を行う。 ○ 構造及び規模等 (1) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし、必要に応じ、その他構造を選定する。 (2) 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 (3) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、建設型応急住宅の供給に努める。 (4) 1戸あたりの設置費用については、国の定めによる。 ○ 建設工事 (1) 災害発生の日から20日以内に着工する。 (2) 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、または一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 (3) 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、市に委任する。 ○ 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として、供給主体が行う。
都市対策班	○ 工事の監督は都が行うが、事情により市が都の委任により行う。

担当	対策内容
市民生活班	○ 入居者の募集、選定を行う（原則として一時提供住宅の入居資格に準ずる）。 ○ 必要な帳票を整備して入居者の管理を行う。 ○ 入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。
国分寺消防署	○ 建設地や建築に伴う規模、構造等について確認するとともに、標準仕様における防火安全対策を指導する。 ○ 入居者に対する火災予防対策について、「住宅防火10の心得」について指導する。

第9節 建設資材等の調達

1 応急仮設住宅資材等の調達

- 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて資材等を調達する。
- 都は、必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

2 災害復旧用材（国有林材）の供給

- 農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需要の安定のため、国有林材の供給を行う。
- 災害復旧用材の供給は、知事、市区町村長等からの要請により行う。

第10節 市営住宅の応急修理

担当	対策内容
資源管理班	○ 破損箇所を把握する。 ○ 応急危険度判定の結果を居住者に周知する。 ○ 被災状況に応じて、地区防災センターへの避難を促す。 ○ 補修等が必要な場合は、被災状況に応じて補修等の実施計画を策定し、工事の発注・契約を行う。

第11節 被災者の生活支援

1 生活相談

担当	対策内容
避難行動要支援者班 都市対策班 避難所運営組織	○ 災害により被害を受けた市民に対し、被災者生活再建支援制度の紹介や災害援護資金の受付、応急住宅修理に関する受付などの総合相談窓口を設置する。 ○ 地区防災センターに相談窓口を設置し、市本部からの情報を提供する。 ○ 避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。
広報班	○ ホームページ、電子メール等による相談を受け付ける。 ○ 都や市区町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
小金井警察署	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
国分寺消防署	○ 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防署及び消防署出張所等で、災害の規模に応じて各種相談等に対応する。 (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 (2) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 (3) 危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造、設備に関する点検等の強化 (4) 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施及び情報共有

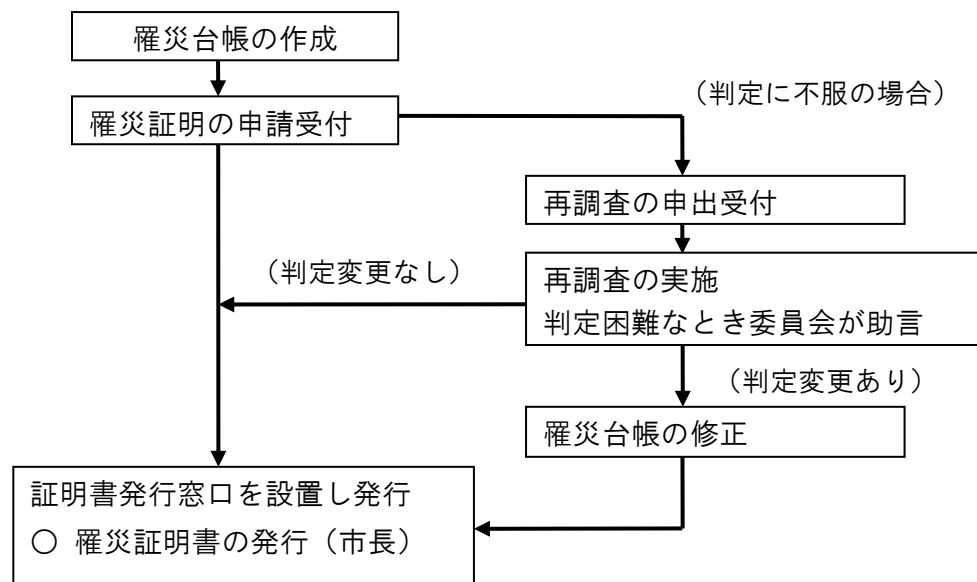
2 罹災証明書の発行

担当	対策内容
市本部	○ ネットワークおぢやや、災害応援協定を締結している宮城県多賀城市に対して、罹災証明書の発行手続についての助言を求める。 ○ 国分寺消防署、東京消防庁と罹災証明書発行窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図る。 ○ 罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。 ○ 平時より市民生活班・被害認定調査班、国分寺消防署と被災者生活再建支援システムを活用した罹災証明書発行に向けた訓練を実施する。
市民生活班	○ 被災者生活再建支援システムを活用し、家屋・住家被害状況調査の結果に基づき、速やかに罹災証明書を発行する。 ○ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。

被害認定調査班	○ 被災者から、再調査の申出があった場合は、迅速に2次調査を実施する。 ○ 判定は被害程度の認定基準に基づき行うが、判定が困難なときは、判定委員会を設置し、助言を得て行う。
国分寺消防署	○ 市本部との連携を密にし、震災に伴う火災の被害状況調査を実施する。 ○ 市本部と罹災証明発行窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図る。 ○ 震災に伴う火災の被害状況調査などの結果に基づき、火災による罹災台帳を作成する。
都	○ 被災市区町村が速やかに罹災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。 ○ 罹災証明書の交付手続事務に係る市区町村向け説明会を実施する。 ○ 罹災証明の発行根拠となる住家被害認定調査や罹災証明書の発行体制等に関する研修及び訓練を実施するとともに、受講者をリスト化することで、応援体制の強化を図る。

- 資料3-61：国分寺市罹災証明書等交付要綱
- 資料3-62：災害時における被災者支援に関する協定書（東京都行政書士会国分寺支部）

図3-17：罹災証明書発行の流れ



第12節 見舞金等の支給

1 災害弔慰金

- 自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。

担当	対策内容	
避難行動要支援者班	支給対象	○ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、地震、台風等の自然災害により死亡した遺族に災害弔慰金、精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。但し、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。
	根拠法令	○ 国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例 ○ （昭和53年10月5日） ○ この条例は、災害弔慰金支給等に関する法律 ○ （昭和48年9月18日）に準拠する。 ○ 災害弔慰金の支給等に関する法律第3条
	支給額	(1) 災害弔慰金 ア 死者1人につき主たる生計者の場合 500万円 イ その他の場合 250万円 ※支給遺族の順位： ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥ ①～⑤のいずれも存在しない場合は、兄弟姉妹（死亡当時その者と同じくしていた者に限る） (2) 災害障害見舞金 ア 障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 イ その他の場合 125万円

- 資料3-63：国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例
- 資料3-64：国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

2 災害見舞金

○ 市内に居住する住民が災害を受けたときに、被災者またはその遺族に見舞金等を支給する。

担当	対策内容	
避難行動要支援者班	支給対象	○ 風水害、火災その他により被害を受けた被災者または遺族
	根拠法令	○ 国分寺市災害見舞金等支給に関する規則(昭和 47 年 3 月 31 日)
	支給額	(1) 見舞金 ア 住家が半焼、半壊及び流失以上の場合 1 世帯につき 60,000 円以内 イ 住家が床上浸水による被害を受けた場合 1 世帯につき 50,000 円以内 ウ その他市長が必要と認めた場合 1 世帯または 1 人につき 40,000 円以内 (2) 弔慰金 交通事故または市長が必要と認めた場合 死者 1 人につき 60,000 円

● 資料 3-65：国分寺市災害見舞金等支給に関する規則

3 災害救援品等

○ 日赤東京支部は、災害救援金品の支給基準に基づき、申請により被災者に対して災害見舞金品の配分を行う。

担当	対策内容
避難行動要支援者班	(1) 災害救援金 支給対象： 震災、風水害、火災等による死亡者の遺族及び重傷者（1 か月以上の入院を要する者） 支給内容： ア 弔慰金 死者 1 名につき 10,000 円 イ 見舞金 重傷者 1 名につき 5,000 円 ※重傷・重体で 5 日以内に死亡した者を含む。
	(2) 災害救援品 支給対象： 震災、風水害、火災等により以下の被害を受けた者 支給内容： ア 住宅の全半壊・全半焼：毛布、日用品セット イ 床上浸水：毛布、日用品セット、見舞品セット ウ 避難所への 1 晩以上の避難：安眠セット ※毛布、バスタオル、安眠セットは全員に、その他の品目は世帯あたり各 1 とする。

第13節 租税等の特例措置

【基本方針】

被災した納税義務者等に対し地方税法（昭和25年法律第226号。以下この節において「法」という）により市税等（市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、以下「市税等」という）の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。

【期限の延長】

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出または市税等を納付もしくは納入することができないと認めるときは、指定された地域に限り、災害が収まった後2か月以内に限り当該期限を延長する。

【徴収猶予】

災害により財産に被害をうけた納税義務者（特別徴収納税義務者を含む。以下「納税義務者」という）が市税等を一時に納付もしくは納入し、または納付もしくは納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

【滞納処分の執行の停止等】

災害により滞納者が無財産となる被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講ずる。

【市税等の減免】

担当	対策内容	
被害認定調査班 （課税課、納税課）	(1) 市・都民税	
	ア 納税義務者が災害等により、次の各号の一に該当することとなった場合は、当該納税義務者に対して課されている市民税額に、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減免する。	
	死亡した場合	全額
	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることになった場合	全額
	障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう）となった場合	10分の9

担当

被害認定調査班
(課税課、納税課)

対策内容

イ 納税義務者(※1)が災害等により自己の所有に係る住宅または家財について生じた損失の金額(※2)が、その住宅または家財の価格の10分の3以上であり、かつ、前年中における法に規定する合計所得金額が10,000,000円以下の者であるときは、当該納税義務者に対して課されている市民税額に下表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

損害の程度 合計所得金額	軽減または減免の割合	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
5,000,000円以下のとき	1/2	全部
7,500,000円以下のとき	1/4	1/2
7,500,000円を超えるとき	1/8	1/4

※1 法の規定する控除対象配偶者及び扶養親族を含む
※2 保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く

(2) 農作物の被害

納税義務者が冷害、凍霜害、降水害、干害等の農作物に係る被害を被った場合に、収穫すべきであった農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の規定によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう)が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であり、かつ、法に規定する合計所得金額が10,000,000円以下の者(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が4,000,000円を超える者を除く)であるときは、当該納税義務者に対して課されている農業所得に係る市民税の所得割の額(当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とに按分して得た額をいう)に、下表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

合計所得金額	減免の割合
3,000,000万円以下	10/10
4,000,000万円以下	8/10
5,500,000万円以下	6/10
7,500,000万円以下	4/10
7,500,000万円を超えるとき	2/10

担当	対策内容																							
被害認定調査班 (課税課、納税課) 避難行動要支援者班(保険年金課)	(3) 固定資産税・都市計画税の減免 ア 土地 a) 農地または宅地 ▶災害等により被害を受けた農地または宅地が流失、水没、埋没または崩壊等によって作付け不能または使用不能となった場合においては、当該農地または宅地に対して課されている固定資産税額に、次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。 <table><tr><th colspan="2">損害の程度</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td rowspan="4">被害面積が当該土地の面積の</td><td>8/10 以上のとき</td><td>10/10</td></tr><tr><td>6/10 以上 8/10 未満のとき</td><td>8/10</td></tr><tr><td>4/10 以上 6/10 未満のとき</td><td>6/10</td></tr><tr><td>2/10 以上 4/10 未満のとき</td><td>4/10</td></tr></table> b) 農地または宅地以外の土地 ▶ 前号の規定の例によって減免する。 イ 家屋 ▶災害等により、被害を受けた家屋がその使用目的を失い、あるいは損傷を受けた場合においては、当該家屋に対して課されている固定資産税額に、次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。 <table><tr><th colspan="2">損害の程度</th><th>減免の割合</th></tr><tr><td>全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、または復旧が不能なとき</td><td>10/10</td></tr><tr><td>主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値が減じたとき</td><td>8/10</td></tr><tr><td>屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき</td><td>6/10</td></tr><tr><td>下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき</td><td>4/10</td></tr></table> ウ 償却資産 ▶災害等により被害を受けた償却資産に対しては、家屋の規定の例によって減免する。 (4) 軽自動車税の減免 (1) の個人の市民税ア、イ及びウに準じて減免する。 (5) 国民健康保険税の減免 (1) の個人の市民税ア、イ及びウに準じて減免する。	損害の程度		減免の割合	被害面積が当該土地の面積の	8/10 以上のとき	10/10	6/10 以上 8/10 未満のとき	8/10	4/10 以上 6/10 未満のとき	6/10	2/10 以上 4/10 未満のとき	4/10	損害の程度		減免の割合	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、または復旧が不能なとき	10/10	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値が減じたとき	8/10	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10	下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10
	損害の程度		減免の割合																					
	被害面積が当該土地の面積の	8/10 以上のとき	10/10																					
		6/10 以上 8/10 未満のとき	8/10																					
		4/10 以上 6/10 未満のとき	6/10																					
		2/10 以上 4/10 未満のとき	4/10																					
	損害の程度		減免の割合																					
	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、または復旧が不能なとき	10/10																						
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の6/10以上の価値が減じたとき	8/10																						
	屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の4/10以上6/10未満の価値を減じたとき	6/10																						
下壁、畳等に損傷を受け、居住または使用目的を損じ、修理または取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の2/10以上4/10未満の価値を減じたとき	4/10																							

● 資料3-66：災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱

第14節 災害援護資金・住宅資金等の貸付け

災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直しの資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。また、被害を受けた低所得世帯であって、原則として災害援護資金の貸付対象とならない世帯に対しては、生活福祉資金を貸し付ける。

このほか住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設もしくは補修または崖の整備に必要な資金を貸付け、もって居住の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する。

1 生活福祉資金

担当		対策内容
都福祉局 避難行動要 支援者班	貸付対象	○ 低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね 1.9 倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付けを受けることによって、災害による困窮から自立のできる世帯
	根拠法令	○ 「生活福祉資金貸付制度要綱(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号)」及び「社会福祉協議会の行う事業の補助に関する条例」による。 ○ 実施主体等：東京都社会福祉協議会（地区社会福祉協議会に一部委託）
	貸付限度額	○ 1 世帯 150 万円
	貸付条件	(1) 据 置 期 間：6 か月以内 (2) 償 還 期 間：据置期間経過後 7 年以内 (3) 利 子：連帯保証人を立てた場合無利子、立てられない場合年 1.5%（据置期間中は無利子） (4) 連 帯 保 証 人：原則として必要、立てられない場合も貸付け可能 ア原則として都内在住で、その世帯の更生に熱意を有する者 イ生活福祉資金の借受人または借入れ申込人となっていない者 (5) 償 還 方 法：月賦 (6) 申 込 方 法：官公署の発行する罹災証明を添付し、地区社会福祉協議会に申込む。

2 災害援護資金

(1) 国制度

担当		対策内容																							
都福祉局	対象者となる災害(自然災害)	○ 災害救助法による救助が行われた場合（法第 10 条） ○ 東京都内において、災害救助法による救助が行われた市区町村が 1 以上ある場合の災害（令第 3 条） ○ 所得制限（世帯人員：市区町村税における総所得金額） ① 1 人：220 万円 ② 2 人：430 万円 ③ 3 人：620 万円 ④ 4 人：730 万円 以下 1 人増すごとに 30 万円を加算した額、住居が滅失した場合は 1、270 万円に緩和。																							
	根拠法令	○ 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号) ○ 実施主体 (1) 実施主体市区町村(条例) (2) 経費負担区分 市区町村(実質負担額)：0 都：1／3 国：2／3																							
	貸付限度額	(1) 世帯主 1 か月以上の負傷：150 万円 (2) 家財等の損害 <table><tr><td>家財の 1／3 以上の損害</td><td>150 万円</td></tr><tr><td>住居の半壊</td><td>170 万円</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>住居全体の滅失または流失</td><td>350 万円</td></tr></table> (3) (1)と(2)が重複した場合 <table><tr><td rowspan="3">世帯主 1 か月以上の負傷</td><td>家財の 1／3 以上の損害</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>住居の半壊</td><td>270 万円</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>350 万円</td></tr></table> (4) 次のいずれかに該当する場合 <table><tr><td rowspan="3">被災した住居を立て直す等特別な事情がある</td><td>住居の半壊</td><td>250 万円</td></tr><tr><td>住居の全壊</td><td>350 万円</td></tr><tr><td>世帯主が 1 か月以上の負傷かつ住居の半壊</td><td>350 万円</td></tr></table>		家財の 1／3 以上の損害	150 万円	住居の半壊	170 万円	住居の全壊	250 万円	住居全体の滅失または流失	350 万円	世帯主 1 か月以上の負傷	家財の 1／3 以上の損害	250 万円	住居の半壊	270 万円	住居の全壊	350 万円	被災した住居を立て直す等特別な事情がある	住居の半壊	250 万円	住居の全壊	350 万円	世帯主が 1 か月以上の負傷かつ住居の半壊	350 万円
	家財の 1／3 以上の損害	150 万円																							
住居の半壊	170 万円																								
住居の全壊	250 万円																								
住居全体の滅失または流失	350 万円																								
世帯主 1 か月以上の負傷	家財の 1／3 以上の損害	250 万円																							
	住居の半壊	270 万円																							
	住居の全壊	350 万円																							
被災した住居を立て直す等特別な事情がある	住居の半壊	250 万円																							
	住居の全壊	350 万円																							
	世帯主が 1 か月以上の負傷かつ住居の半壊	350 万円																							
貸付条件	(1) 据置期間：3 年以内（特別な事情がある場合 5 年） (2) 償還期間：据置期間経過後 7 年以内（特別な事情がある場合 5 年） (3) 償還方法：年賦、半年賦または月賦 (4) 利子：保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は、措置期間は無利子とし、措置期間経過後は年 3% (5) 延滞利息：年 5%																								

(2) 都制度

担当		対策内容
都福祉局	対象者となる災害 (自然災害)	【対象者となる災害(自然災害)】 ○ 国制度に同じ(東京都福祉局長が必要と認めた場合)
	根拠法令	○ 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱(17 福保生計第1082号) ○ 実施主体 (1) 実施主体市区町村(要綱) (2) 経費負担区分 市区町村(実質負担額): 0 都: 10/10
	貸付限度額	いずれかに該当する場合 150万円 (1) 世帯主1か月以上の負傷 (2) 家財等の1/3以上の損害 (3) 住居が半壊以上 (4) 住居の全体が滅失または流失
	貸付条件	(1) 据置期間: 3年以内(特別な事情がある場合5年) (2) 償還期間: 据置期間経過後7年以内(特別な事情がある場合5年) (3) 償還方法: 年賦、半年賦または月賦 (4) 利 子: 年1%以内(据置期間中は無利子) (5) 延滞利息: 年5%

(3) 市制度

担当		対策内容
避難行動要 支援者班	貸付対象	○ 災害救助法による救助が行われた災害を除く中小規模の災害
	根拠法令	○ 国分寺市災害被災者等援護条例(昭和55年7月第5条例第20号)
	貸付限度額	(1) 1か月以上の世帯主の負傷: 30万円 (2) 住居等の損害 ア 全壊、全焼または流失: 70万円 イ 半壊、半焼または床上浸水: 50万円 ウ 家財の価額1/5以上の損害: 30万円
	貸付条件	(1) 据置期間: 3年(特別な事情がある場合5年) (2) 償還期間: 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年) (3) 償還方法: 毎年 元利均等払 (4) 利 子: 年3%(据置期間中は無利子) (5) 延滞利息: 年10.75%

3 住宅資金等の貸付け

(1) 市制度

担当		対策内容
物資調達班 本部班	対象工事	○ 融資のあっせんの対象となる改修工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 増築工事 (2) 改築工事 (3) 修繕等の工事 (4) 太陽熱利用温水器(ソーラーシステムを含む)設置工事
	根拠法令	○ 国分寺市住宅改修等の融資に関する条例(昭和55年12月第21条例第26号)
	貸付限度額	○ 融資の額は、工事額の80パーセント以内とし、その限度額は、市長が別に定める。
	申請者資格	○ 融資のあっせんを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 市内に3年以上居住し、引き続き居住の見込みのある者が自己の居住の用に供する住宅を改修すること。 (2) 当該住宅の所有者または所有者の承諾を得ていること。 (3) 借地権者の場合は、当該土地所有者の承諾が得られていること。 (4) 市税を完納していること。 (5) 連帯保証人または信用保証機関の保証を得られること。 (6) この条例による融資を現に受けていないことまたは同融資の保証人になっていないこと。

- 資料3-67：国分寺市災害被災者等援護条例
- 資料3-68：国分寺市災害被災者等援護条例施行規則
- 資料3-69：国分寺市住宅改修等の融資に関する条例
- 資料3-70：崖の崩壊による災害防止に関する融資条例
- 資料3-71：崖の崩壊による災害防止に関する融資条例施行規則

第15節 被災者生活再建支援金

- 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

担当	対策内容
都福祉局 避難行動要支援者 班	【対象となる自然災害】 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または2号に該当する被害が発生した市町村 (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1) または (2) の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） (5) (1) ～ (3) の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） (6) (3) 又は (4) の都道府県が2以上ある場合に、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る） 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る） 【根拠法令】 ○ 被災者生活再建支援法（平成19年11月16日法律第114号） 【実施主体】 ○ 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については市区町村） 【対象となる被災世帯】 (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（中規模半壊）

担当	対策内容																								
	【支援金の支給額】 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><td>住宅の被害程度</td><td>全壊、解体、長期避難</td><td>大規模半壊</td><td>中規模半壊</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>－</td></tr></table> (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ○全壊、解体、長期避難の場合 <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ○中規模半壊の場合 <table><tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）	住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊	中規模半壊	支給額	100万円	50万円	－	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
	住宅の被害程度	全壊、解体、長期避難	大規模半壊	中規模半壊																					
	支給額	100万円	50万円	－																					
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																					
	支給額	200万円	100万円	50万円																					
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																					
	支給額	100万円	50万円	25万円																					
	都福祉局 避難行動要支援者 班	【支援金の支給申請】 (申請窓口) 市町村 (申請時の添付書面) (1) 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等 (2) 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借）等 (申請期間) (1) 基礎支援金：災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金：災害発生日から37月以内																							
		【基金と国の補助】 ○ 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人道府県センター）が、道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給 ○ 基金が支給する支援金の1／2に相当する額を国が補助																							

第16節 雇用の安定

担当	対策内容
物資調達班（経済課）	○ 災害により離職者が生じた場合は、被災者の前職等を調査のうえ、職業安定所等へ、その状況を連絡し、職業のあっせんを要請するとともに、必要に応じて東京都に要請し、被災者の雇用の安定を図るものとする。
東京労働局	(1) 特別相談窓口等の設置 公共職業安定所における特別相談窓口を設置、来所が困難な地域における臨時相談所の開設または巡回相談の実施等を行う。 (2) 被災者の雇用の促進 ○ 雇災求職者の就職条件を踏まえ、公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、他の道府県にも依頼し、広域にわたる職業紹介を行う。 ○ 雇災求職者の希望に応じ、被災地における災害復旧等の公共事業に優先的に雇用されるよう配慮する。 (3) 特別措置の要請及び実施 ア 雇用保険失業給付の特例支給 ○ 公共職業安定所長は、雇用保険失業給付の特例支給を行う a) 証明書による失業の認定 b) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 イ 雇用調整助成金の特例適用の要請 事業主が労働者に休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金の一部を助成できるよう厚生労働省に要請する。 ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長 災害により労働保険料を所定の期限まで納付できない事業主に対して、必要と認めるときは概算保険料の延納の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行う。

第17節 その他の生活確保

○ 各機関の生活確保の対応は、次のとおりである。

機関名	料金免除等の取扱い
日本郵政グループ	○ 災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。 (1) 郵便関係 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ▶ 災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯1世帯当たり、葉書5枚及び便書書簡1枚の範囲内で無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ▶ 災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ▶ 公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。 エ 利用の制限または業務の停止 ▶ 緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限または業務の一部を停止することがある。 (2) 為替貯金関係 ア 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替の料金免除 ▶ 公示した場合は、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。 イ 為替貯金業務の非常取扱い ▶ 被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について一定の金額の範囲内で非常払出及び非常貸付等を実施する。 ウ 災害ボランティア口座の開設 ▶ 非常災害時におけるNGO活動を支援するため、郵便振替口座の預り金をNGOへ配分することを郵政大臣に委託できる。 (3) 簡易保険関係 被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。
日本放送協会	○ 被災者の受信料免除 ○ 避難所等への受信機の貸与・設置
NTT東日本	○ 災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、臨時に料金または工事に関する費用を減免することがある。 ○ 料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所に掲示する等の方法により周知する。

第18節 応急教育

1 災害時の活動

担当	対策内容
学校管理・運営班	【児童生徒の安全確保】 ○安全確認ができるまでの間、児童生徒等を校内に保護し、安全確認ができた場合または保護者等への引渡しができる場合には、避難計画に基づき児童生徒等を帰宅させる。 ○児童生徒等や教職員並びに施設設備の被害状況を速やかに把握し、市本部へ報告する。 【応急教育】 ○状況に応じ、臨時休校等の適切な措置をとる。 ○応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。学校が避難所となる場合は、利用計画に基づき教育活動再開のための場所と避難所の調整を図る。 ○応急教育計画を作成したときは、市本部に報告し、決定次第、速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

2 復旧時の活動

担当	対策内容
学校管理・運営班	【復旧計画の作成】 ○学校長は、教職員を掌握、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。 ○教育委員会は、被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。 【情報連絡】 ○教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達に万全を期する。担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。 ○教育委員会及び学校長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。 【学校の再開】 ○教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。 ○学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、精神的なケア対策にも十分留意する。 ○疎開した児童生徒等は、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前項に準じた指導を行うように努める。 ○避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。 ○学校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

3 学用品の調達及び給与

災害により学用品を喪失し、就学上支障のある児童生徒への対応を行う。

担当	対策内容
学校管理・運営班	○ 被害の実情に応じ、教科書、文房具、通学用品を支給する。 ○ 支給時期は災害発生日から教科書は1か月以内、その他は15日以内とする。ただし学用品の調達・輸送が困難な場合は期間を延長する。 ○ 学用品の調達は都が一括実施、支給は市が行う。 ○ 知事が委託した場合は市が調達から支給までを行う。

第19節 応急保育

1 災害時の活動

担当	対策内容
各施設職員	○ 各施設の管理下において地震が発生した場合、園児、児童の安全を確保する。 ○ 施設に被害があり危険な場合は、避難場所等安全な場所へ避難誘導する。 ○ 保護者が引取りに来るまでは園児、児童を保護する。 ○ 園児、児童、保育士、職員及び施設設備の被害状況を把握し、保育・子育て支援班へ報告する。 ○ 保護者の安否情報の把握に努める。 ○ 園児、児童の保護者への引渡ししが完了した後は、施設を閉鎖し、地区防災センター等の支援を行う。
保育・子育て支援班 子ども庶務班	○ 園児、児童、職員の安否確認を行うとともに、各施設を通して保護者の安否情報の把握に努める。 ○ 各施設の被災状況を把握し、市本部に報告する。

2 復旧時の活動

担当	対策内容
保育・子育て支援班 子ども庶務班	○ 施設の被害状況を把握し復旧に努める。 ○ 既存施設で保育等ができない場合は、臨時施設の確保などの措置を講じる。

第20節 労働力の確保

担当	対策内容
市本部 本部班 人員管理班	○ 市各部は、奉仕団その他の労力を必要とするときは、本部班に要請する。 ○ 本部班は、市各部より要請があったときは、直ちに次の事項を明示のうえ関係団体に協力を要請する。 ○ (1)応援を必要とする理由(2)作業の内容(3)従事場所(4)就労予定時間(5)労務の種別(6)所要人員(7)その他必要事項 ○ 市で確保した労力では不足する場合、市本部長は、東京労働局及び財団法人城北労働・福祉センターに、労務供給（労働者の確保または求職者の紹介）を要請する。 ○ 労務供給を要請した場合、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において、労働者の引渡しを受ける。 ○ 労務供給を要請した場合、作業終了後においても、待機場所または適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力する。 ○ 労務供給を要請した場合の労働者への賃金については、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後、直ちに支払う。
民間団体	○ 民間団体が協力する活動内容は、次のとおりとする。 (1) 罹災者の避難所収容に関する活動 (2) 傷病者の収容に関する活動 (3) 罹災者の救出に関する活動 (4) 飲料水の供給に関する活動 (5) 救助物資の配分に関する活動 (6) 炊出しに関する活動 (7) その他災害応急措置に関する活動
市本部 本部班 都市対策班 都市建設班 上下水道班 環境保全班	○ 市本部長は、災害時において必要があると認めた場合は、市内建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進するものとする。 ○ 工作活動は、おおむね次のとおりとし、工作協力隊を組織し、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。 (1) 災害応急活動に関する活動 (2) 障害物の除去等に関する活動 (3) 施設等の応急復旧に関する活動 (4) その他応急対策に関する活動
市本部 本部班 財務班	○ 民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。 ○ 工作協力隊は協力業者と協議して雇用単価を定める。 ○ 労務供給を要請した各部の長は、あらかじめ災対総務政策部長と協議し、災害対策費からの支出措置を講ずるものとする。

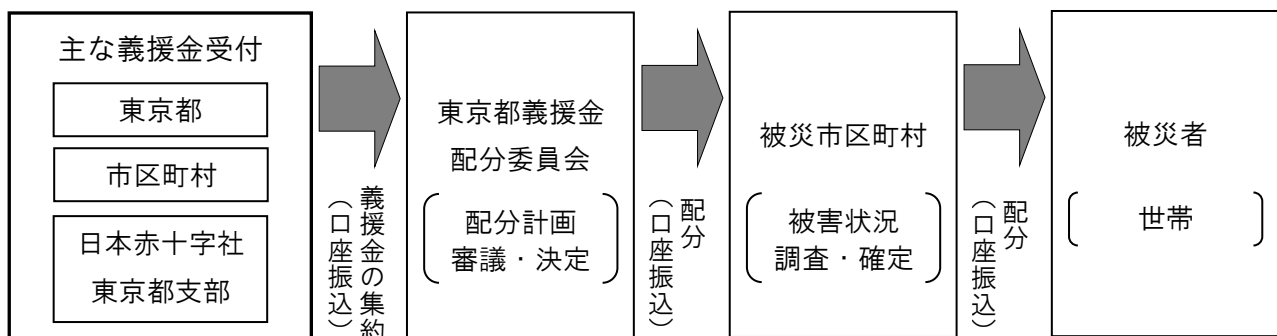
第21節 義援金品の取扱い

- 一般及び企業から市に寄託された被災者あての義援金品及び都知事または日赤東京都支部から送付された義援金を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金の受付、保管、事務分担等について必要な事項を定める。

1 義援金

担当	対策内容
避難行動要支援者班 財務班	ア 義援金の募集・受付 ○ 義援金の募集・受付を行う場合は事前に決めた内容により、適切に取り扱う。 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。 ○ 都の義援金募集に協力して受付けた義援金については、都義援金配分委員会に報告するものとし、都義援金配分委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預かり金」として銀行口座で一時保管する。 イ 義援金の配分・受入れ ○ 都義援金配分委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 ○ 被災者への義援金の支給状況について、都義援金配分委員会に報告する。 ウ 義援金の支給 ○ 都義援金配分委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ○ 被災者への義援金の支給状況について、都義援金配分委員会に報告する。
都義援金配分委員会	○ 義援金を、确实、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に都義援金配分委員会を設置する。 ○ 都義援金配分委員会は、次の事項について審議し、決定する。 ア 被災市区町村への義援金の配分計画の策定 イ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 ○ 義援金配分委員会は、都、市区町村、日本赤十字社、その他関係機関等の代表者により構成する。

図3-18：義援金受付・配分の流れ



2 義援物資

- 平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、
「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合を除き、抑制を図るべきである。」とされている。
- 市は、義援物資の取扱について、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況を踏まえ、適宜その可否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど、迅速に対応する。

第17章 災害救助法の適用

- 災害救助法による救助は、震災に際しての飲料水、食料、医療等の応急的並びに一時的救助を行うことによって、罹災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものであり、本章は災害救助法の適用について必要な事項を定める。

第1節 災害救助法の適用

1 救助適用要請

担当	対策内容
市本部	○ 災害に際し、市における災害が「表3-17 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、本部長は、直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。 ○ 災害の事態が切迫して、都知事による救助の実施を待つことができないときは、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。

表3-17：災害救助法の適用基準

項目	基準
災害救助法の適用基準	(1) 市の地域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。 (2) 都の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。 (3) 都の地域内で住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。 (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。
被災世帯の算定基準	第1 被災世帯の算定 住家が滅失した世帯の数の算定にあつては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

項目	基準
被災世帯の算定 基準	第2 住家の滅失等の認定 (1) 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失または流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの (2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの 住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の20%以上50%未満のもの (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの (1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもまたは土石竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの
	第3 世帯及び住家の単位 (1) 世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 住家 現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

2 要請手続

担当	対策内容
市本部	○ 本部長が災害救助法の適用を都知事に要請する場合は、都災害対策本部に対し次に掲げる事項について、まずは口頭または電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。 (1) 災害発生の日時及び場所 (2) 災害の原因及び被害状況 (3) 適用を要請する理由 (4) 必要な救助の種類 (5) 適用を必要とする期間 (6) 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 (7) その他必要な事項

3 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
 2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 3. 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
 4. 医療及び助産
 5. 被災者の救出
 6. 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 7. 被災した住宅の応急修理
 8. 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
 9. 学用品の給与
 10. 埋葬
 11. 死体の搜索及び処理
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とするものに対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、市区町村ほか関係機関に通知する。
- 資料3-72：災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都、市区町村）

第2節 救助の実施方法等

1 被害状況調査体制の整備

担当	対策内容
市本部	○ 災害救助法の適用にあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査・報告体制の整備に努める。

2 救助実施状況の報告

担当	対策内容
市本部	○ 災害救助法に基づく災害報告等の都知事に対する報告は、第1節の2の要請手続に準じて行うものとする。 ○ 各部長は、その所掌する救助事務について、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日付ごとに記録、整理し本部長に提出するものとする。

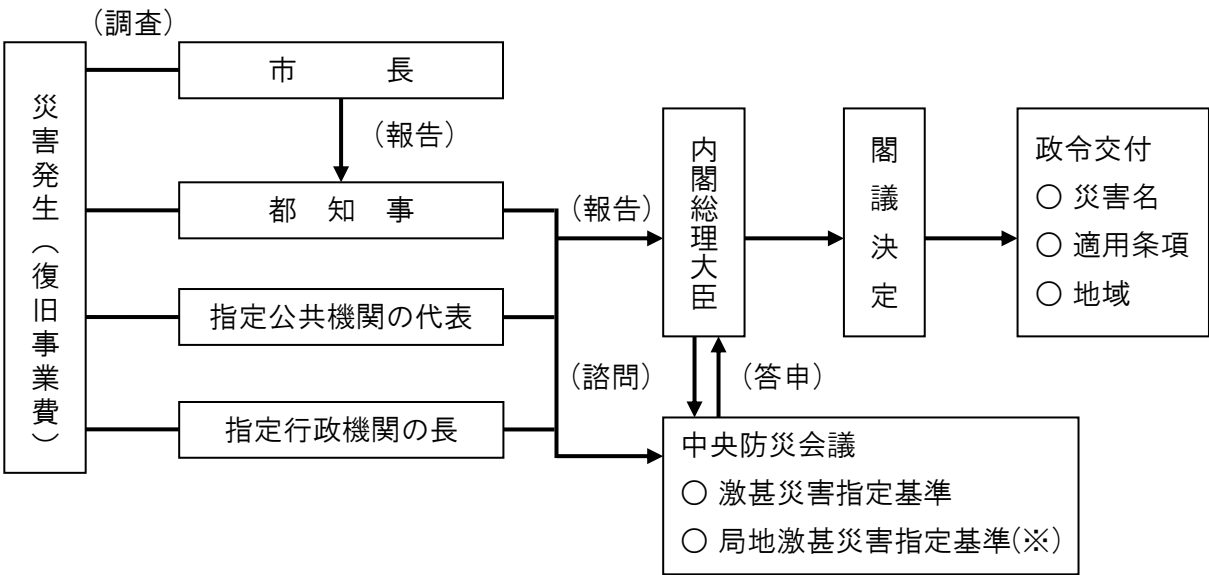
第18章 激甚災害の指定

- 大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別財政援助に関する法律」（以下激甚法）による助成援助を受ける必要がある。
- 内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議に意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断することから、市は、激甚災害に関する調査を行い都知事に報告し、激甚災害の指定を受けたときは関係手続等を行う。

〈実施担当〉

項目	市担当	関係機関等
第1節 激甚災害の指定	本部班	都
第2節 激甚災害指定以外の計画	本部班	都

◆ 計画の関係図



※局地激甚災害の指定基準は、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月ごろに手続を行う。

第1節 激甚災害の指定

1 激甚災害に関する調査の促進

担当	対策内容
市本部 本部班	○ 市内に大規模な災害が発生した場合、市本部長は被害状況等を検討し、激甚災害指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を命ずる。 ○ 市各部は、施設等の被害額、復旧事業の負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、総務部長に提出する。 ○ 市本部において、激甚災害指定を受ける必要があると決定した場合は、都知事に申請する。 ○ 市は都が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査に協力する。

2 特別財政援助の交付手続

担当	対策内容
市本部 本部班	○ 市本部長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し都各部局に提出する。

第2節 激甚災害指定以外の計画

激甚法以外の法律による財政援助を行う災害復旧事業と根拠法は以下のとおりである。

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
伝染病予防法	伝染病予防事業、伝染病院等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
生活保護法	生活保護施設の復旧
児童福祉法	児童福祉施設の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設の復旧
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設の復旧
売春防止法	婦人保護施設の復旧
砂防法等	土砂災害防止対策
鉄道軌道整備法	鉄道施設の復旧

第4部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

第2章 復興本部

第3章 災害復興計画の策定

第1章 復興の基本的考え方

- 大規模な震災被害等の災害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講ずる必要がある。
- 復興に際しては、災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、雇用、保健、医療、福祉、住宅、環境などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。更に、地域の政治・経済機能や都市機能を回復するために、都市活動を迅速に再開させ、復興後には、より快適で魅力的な都市として発展させていかなければならない。

項 目	内 容
都 市 復 興	○ 人々が暮らしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちをつくるため、次の点に留意して都市復興に取り組む。 - ア 特に大きな被害を受けた地域のための復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。 - イ 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人々が快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。 - ウ 市、市民、企業、都、国等との「協働と連帯による都市づくり」を行う。
生 活 復 興	(1) 生活復興の目標 ○ 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ○ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した暮らしのスタイルを構築していくことができるようにする。 (2) 生活復興の推進 ○ 個人や企業は自らの責任において、あるいはともに助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ○ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

第2章 復興本部

- 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ、計画的に実施していくための組織として市災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

第1節 市災害復興本部の設置

- 市長は、大規模な地震等の災害により被害を受けた地域が市域内で相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、国分寺市災害復興本部（以下「市災害復興本部」という）を設置する。
- 市災害復興本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置する。
- 市災害復興本部を設置した場合は、関係機関等に通知するとともに、適当な場所に「国分寺市災害復興本部」の掲示を行う。また、市民に対しては防災行政無線、広報車等により、市災害復興本部の設置を周知する。

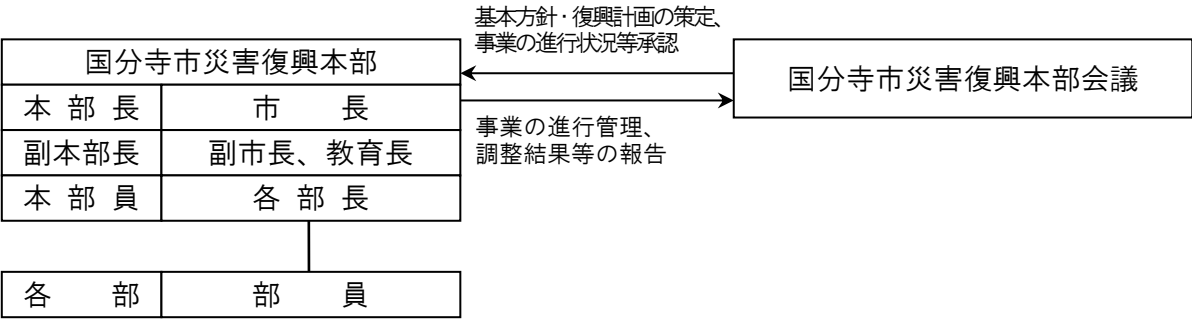
第2節 市災害復興本部の役割及び市災害対策本部との関係

- 市災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。
- 大規模な地震等の災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に進行していくものである。
- 市災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 市災害復興本部は市災害対策本部と並行して、通常の行政組織とは別に臨時組織として、設置する。同時に、震災復興に係る政策決定機関として国分寺市災害復興本部会議（以下「市災害復興本部会議」という）を設置し、災害復興基本方針、災害復興総合計画の策定等復興に係る重要事項の審議及び復興に係る重要事業の進行管理等を行う。

第3節 市災害復興本部の体制と分掌事務

- 市災害復興本部の体制は次ページのとおりとする。
- 市災害復興本部の事務分掌は、被災状況などに応じて本部長の命により変更されることがある。
- 災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急対策、復旧対策、復興対策と推移するため、市災害対策本部と市災害復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

図 4-1：市災害復興本部の体制



- 市災害復興本部の事務分掌は以下のとおりとする。
 - (1) 復興計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 被災市民の生活援護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
 - (3) 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
 - (4) 財源の確保及び資金計画に関すること。
 - (5) 市災害対策本部との連絡調整に関すること。
 - (6) 震災復興に係る広報広聴に関すること。
 - (7) 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。
- 市災害復興本部及び市災害復興本部会議の事務局は、政策部政策経営課があたり、必要に応じて市災害復興本部のもとに事務担当者会議を開催する。

第 4 節 市災害復興本部の解散

- 本部長（市長）は、都市の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市災害復興本部を解散する。
- 市災害復興本部の廃止の通知等は、市災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

第3章 災害復興計画の策定

- 市長は、大規模地震等による災害発生後、災害復興本部（本部長：市長）を設置し、復興に係る基本方針（災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内を目途に災害復興計画及び特定分野計画を策定する。

第1節 災害復興基本方針の策定

- 復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにする災害復興基本方針を策定し、公表する。
- 災害復興基本方針の策定にあたっては、次の事項に配慮する。
- (1) 人々の暮らしのいち早い再建と安定
 - (2) 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり
 - (3) 誰もが快適に暮らせる生活環境づくり
 - (4) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

具体的行動名	実施時期	手順と方法
計画策定体制の構築	～1週間程度	(1) 市災害復興本部を設置した後、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定するための体制を確立する。 (2) 災害復興計画の策定に係る総合調整は、復興本部が中心となって進める。
災害復興基本方針の策定	～3週間程度	(1) 復興に係る基本方針案を作成し、市復興本部会議等で審議する。 (2) 基本方針を決定し、公表する。

第2節 災害復興計画の策定

- 復興本部長は、災害復興基本方針に基づき、必要に応じて復興に係る計画として、総合的な災害復興計画を策定する。災害復興計画では、復興の基本目標と市が実施する復興事業の体系を明らかにする。

具体的行動名	実施時期	手順と方法
災害復興計画の策定	～6か月	(1) 災害復興基本方針に基づき各部課において原案を作成し、市災害復興本部で調整を行う。 (2) 市災害復興本部は計画案をとりまとめ、市民に提示し、広く意見を求める。 (3) 災害復興計画を決定し、公表する。

第3節 特定分野計画の策定

- 都市復興、住宅復興等その性質上、具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

1 都市復興

- (1) 市は、大規模地震発生後、市災害対策本部に集積する情報に基づいて大まかな被害の把握をするため「家屋被害概況調査」を実施する。
- (2) 市は、被害状況を詳細に把握するため、「家屋被害状況調査」を実施する。調査結果を家屋被害台帳として整理するとともに、罹災証明発行の根拠として活用する。
- (3) 市は、復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設や市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を提示するため、「都市復興基本方針」を策定する。策定にあたっては都都市復興基本方針との整合を踏まえ、地域特性を加味した基本方針とするよう留意する。
- (4) 市は、状況に応じて都市計画または土地区画整理事業のために必要がある場合に区域を指定し、災害が発生した日から1か月に限り（さらに1か月延長可能）、その区域内における建築物の建築を制限または禁止する「第一次建築制限」を実施する。
- (5) 市は、甚大な被害を受けた地域に対し、従前のコミュニティや地域産業の維持を図るため、本格的な都市復興に着手するまでの過渡的な期間に「時限的市街地」という復興ステップを踏むことにより円滑な復興を進める。「時限的市街地」とは、本格的な復興までの緊急避難的な生活の場として、応急仮設住宅等、店舗や事業所及び残存する利用可能な建築物からなる市街地のことをいう。
- (6) 市は、被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるため、「復興対象地区」を設定する。
- (7) 市は、復興都市づくりを市と市民が共通の目標を持って進めていくために、都市づくりの骨格部分の考え方を早期に示す必要があることから、「都市復興基本方針」の考え方をより具体化したものとして、「都市復興基本計画（骨子案）」を策定し、公表する。
- (8) 市は、「第一次建築制限」期間内に復興都市計画の決定に至らず、更に検討を要する区域について、被災した日から2年以内の範囲で「第二次建築制限」を実施する。
- (9) 市は、都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具体化を図るため、復興まちづくり計画等を策定する。復興まちづくり計画等は、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画と、それを実現するための個々の事業について復興都市計画、修復型事業計画で構成する。
- (10) 市は、「都市復興基本計画（骨子案）」策定後の復興まちづくりの進捗状況を踏まえて、これを修正することにより都市復興のマスタープランとなる「都市復興基本計画」を策定する。
- (11) 市は、復興まちづくり計画等に基づき、事業計画を地域住民及び関係権利者と協議のうえ策定し、実施する。

表 4-1：都市復興に係る実施時期

段階	実施時期	手順
復興初動期体制の確立	～10日間	(1) 家屋被害概況調査の実施（優先調査地区）
都市復興基本方針の策定	10日間～1か月	(2) 家屋被害状況調査の実施（その他）
	～2週間	(3) 都市復興基本方針の策定
	2週間～1か月 ※最大2か月まで	(4) 第一次建築制限の実施
	発災～	(5) 時限的市街地づくり
	発災～	(6) 復興対象地区の設定
都市復興基本計画の策定	～2か月	(7) 都市復興基本計画（骨子）の策定
	2か月～2年	(8) 第二次建築制限の実施
	～6か月	(9) 復興まちづくり計画等の策定
	～6か月	(10) 都市復興基本計画の作成
復興事業計画の確定	6か月～	(11) 復興事業の推進

2 生活復興

(1) 住宅の復興

- 市と都は、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本としつつ「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら災害発生後にできるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じる。

(2) 暮らしの復興

- 市民の暮らしを震災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。
- また、ボランティアやNPO等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体と連携し、生活基盤・環境を創造的に形成する。

3 産業の復興

- 災害からの産業の復興にあたって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、産業復興を図る施策を市と都は連携して実施する。
- 復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための金融支援、取引先等のあっせん、物流の安定など総合的な対策を市と都は連携して実施する。

4 復興期における災害予防

- 国分寺消防署は、復興期の火災、その他災害の予防、警戒、防御、救急、危険物施設等の機能回復、その他復興に係る消防に関する業務を実施する。

第 5 部 東海地震対策計画	
第 1 章	策定の主旨
第 2 章	基本的な考え方と前提条件
第 3 章	防災機関等の業務大綱
第 4 章	東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの措置
第 5 章	警戒宣言時の対応措置
第 6 章	市民等のとるべき措置
第 7 章	南海トラフ地震臨時情報への対応

第1章 策定の主旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）が制定され、同年12月14日に施行された。この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6以上と予想される地域（1都7県157市町村、平成24年4月1日現在）が「強化地域」として指定されている。

この対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、市及び防災機関等とのとるべき事前対策の基本的事項を定めたものである。

東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。

しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。）

なお、この部では、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。

本市の地域は、東海地震が発生した場合、震度5強以下と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、市は、大震法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、震度5程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想されるとともに、本市は都の南西部に位置し、強化地域に近接しているところから警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、国分寺市防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、「警戒宣言に伴う対応措置」を策定したものである。

また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合についての市の対応についてもあわせて策定する。

第2章 基本的な考え方と前提条件

1 基本的な考え方

- 警戒宣言が発令された場合においても、本市の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、
 - (1) 警戒宣言・地震予知情報、注意情報発令に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - (2) 東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 原則として、警戒宣言が発令されたときから、地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という）招集の報道開始時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、地域防災計画 第2部災害予防計画、第3部地震災害応急復旧計画で対処する。
- 本市の地域は、強化地域でないことから、大震法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導または協力要請で対応するものである。
- 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意した。今後、本計画を実施する際には、十分配慮するものとする。
 - (1) 警戒宣言が発令された日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別に対応をとることとする。
 - (2) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があるところから、対策の優先度を配慮する。
 - (3) 東海地震が発生した場合、本市の予想震度は5強以下であり、震度に応じた対策を講ずることとする。
 - (4) 本市及び防災関係機関並びに隣接市町村等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

2 前提条件

- 東海地震が発生した場合、内閣府が発表した震度分布予想によると、本市を含む多摩地域の予想震度は震度5強以下である。
- 警戒宣言が発令された時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は、大きく異なることが予想される。このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第3章 防災機関等の業務大綱

市及び防災関係機関が防災に関して処理する業務及び市民・事業者の責務は、第1部第2章に規定するとおりである。

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの措置

- 気象庁が常時監視している地震予知観測データに異常が認められた場合は、判定会が開催され、大地震の前兆であるのかとともに、それが大地震に結びつくかどうかを判定会委員によってデータ分析が行われることになっている。
- 警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言発令後に行うことになるが本章においては、東海地震注意情報の発表に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報発表時の伝達

東海地震注意情報（以下『注意情報』という）が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。このため、ここでは注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

1 伝達系統と体制

担当	対策内容
防災安全課	○ 市総務部は、都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市各部課、消防団へＩＰ無線、有線電話等で伝達する。
健康部・福祉部	○ 市健康福祉部は、注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を国分寺市医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会へ伝達するとともに、各施設等へ伝達する。
その他の各部	○ 市各部は、注意情報の通報を受けたときは、その旨を各施設及び必要な関係機関、団体等へ伝達する。
教育総務課	○ 市教育委員会事務局は、市から注意情報の通報を受けたときは、その旨を市立小中学校へＩＰ無線、有線電話等で伝達する。
小金井警察署	○ 小金井警察署は、警視庁本部から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を署内及び交番等へ伝達する。

担当	対策内容
国分寺消防署	○ 国分寺消防署は、東京消防庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を消防電話、消防無線その他の手段により署内及び各消防出張所へ伝達する。 ○ 平常時の活動を継続しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。
その他の防災機関	○ 都総務局から注意情報の通報を受けたときは、その旨を部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。

※ 各防災機関は、関係機関、団体等に伝達する場合は、原則として判定会招集の報道開始後に行うものとする。

2 伝達事項

担当	対策内容
市 防災関係機関	○ 市及び防災関係機関は、判定会招集連絡報を伝達する他、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。 ○ 判定会が開催され、その結果地震の発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢並びに緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第2節 活動体制

注意情報を受けた場合、市及び防災関係機関は、災害対策本部等の設置準備のため必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

1 市・小金井警察署・国分寺消防署・都の機関

担当	対策内容
市	(1) 市本部の設置準備 市は注意情報が発表された場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、市本部の設置準備に入る。なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報が発表された場合は、当直警備員は直ちに、防災安全課長に連絡する。 (2) 職員の参集 職員の参集は、本部班に該当する職員とする。なお、参集伝達は、各部各課で定める情報伝達方法により指示するものとする。

担当	対策内容
市	(3) 注意情報発表時の所掌事務 市本部が設置されるまでの間、防災安全課が関係機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 ア 注意情報、地震予知情報その他必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための広報 ウ 都及び防災関係機関との連絡調整
小金井警察署	【現場警備本部の設置】 ○ 小金井警察署長は、注意情報を受けた時点で、直ちに現場警備本部を設置して、指揮体制を確立する。 (1) 第八方面警備本部 方面本部長は、方面警備本部を設置し、方面内の警備指揮にあたる。 (2) 現場警備本部 小金井警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。 ○ 警備要員は、東海情報注意情報に基づく招集命令を受けたとき、または東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、自所属に参集する。
国分寺消防署	○ 注意情報を受けたときは、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令し、主に次の対策をとる。 ア 全消防職員の非常招集 イ 震災消防活動部隊の編成 ウ 防災関係機関への職員の派遣 エ 救急医療情報の収集体制の強化 オ 救助・救急資器材の準備 カ 情報受信体制の強化 キ 高所見張員の派遣 ク 出火防止、初期消火等の広報の準備 ケ その他消防活動上必要な情報の収集
都関係機関	(1) 都関係機関の態勢 ○ 都関係機関は、注意情報に接した場合、直ちに緊急対策をとるとともに各々本部設置の準備に入る。 ○ なお、夜間休日等の勤務時間外に注意情報に接した場合は、夜間本部からの伝達により対応する。 (2) 職員の参集 ○ 職員の参集は、第2非常配備態勢をとる。なお、伝達方法は各部関係機関の定める情報伝達方法により指示するものとする。 (3) 注意情報発表時の所掌事務 ○ 本部が設置されるまでの間、次の所掌事務を行う。 ア 注意情報、地震予知情報、その他必要な情報の収集伝達 イ 社会的混乱防止のための広報 ウ 市及び防災関係機関との連絡調整

2 防災機関

担当	対策内容
J R各駅	○ 注意情報を受けたときは、地震防災対策本部を設置する。 ○ 地震防災対策に係る本部要員及び応急対策従事員を非常招集する。
西武鉄道各駅	○ 注意情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え、指定された場所に参集する。
N T T 東日本	○ 注意情報を受けた場合、防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 - ア 通話量等通信疎通状況の監視 - イ 電力機器通信設備の運転状況の監視 - ウ 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置等 - エ 電話利用の自粛等広報活動
その他の機関	○ 注意情報を受けた場合、各機関は要員を非常招集し、待機態勢をとる。

第3節 混乱防止措置

注意情報発表等により様々な混乱の発生が予想されるとき、または混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための防災関係機関の対応は次のとおりである。

担当	対策内容
市	○ 防災行政無線、I P無線を活用して以下の活動を行う。 - ア 混乱防止に必要な情報の収集及び都・各防災機関への伝達 - イ 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 - ウ その他必要事項
小金井警察署	○ 注意情報発表後あらゆる手段を用いて正確な情報収集に努め、混乱の予想される駅及び混乱の発生した駅等に部隊を配備する。
J R各駅	○ テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 ○ 支社社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。 ○ 旅客の安全と、混乱防止のため次の措置をとる。 - ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 - イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の誘導、一方通行等を実施する。 - ウ 状況により、警察官の警備応援を要請する。
西武鉄道	○ 駅長及び事業所長は、必要により早期に警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。

担当	対策内容
NTT東日本	○ 注意情報発表の報道に伴い、市民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定される。この場合においては、各防災機関の重要な通信を確保することを基本に次により措置する。 ア 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 イ 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話（緑色、グレー）からの通話は確保する。 ウ 各防災機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は、最優先に確保する。

第4節 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまでの広報

この段階では地震予知観測データに異常が認められたことにより、データ分析等が行われている時期であり、住民の冷静な対応が望まれるところである。したがって、この時期の広報内容については、原則として、テレビ・ラジオ等により住民に冷静な対応を呼びかける広報を行うこととしている。

なお、現場で混乱発生が予想される場合は、各機関において、必要な対応及び広報を行うとともに各機関に通報し、各機関は必要な情報を住民に広報する。

担当	対策内容
市	○ 防災行政無線、安全安心メール、緊急速報メール、SNS、市ホームページを活用して、市民に冷静な対応を呼びかける広報を実施する。
各ラジオ・テレビの放送機関	○ 注意情報発表時点から、職員の動員等を行い、報道解禁時から、警戒宣言までの間、通常番組を中断し、主として次により放送を行うこととしている。 ア 注意情報発令の報道 イ 注意情報発表に至った経過と今後の段どり ウ 家庭、職場での心得 エ 情報に注意する旨の呼びかけ オ 地震予知のしくみ

第5章 警戒宣言時の対応措置

- 警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる必要がある。
本章は、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき対応措置について定める。

第1節 活動体制

1 防災関係機関の活動体制

担当	対策内容
市	(1) 災害対策本部の設置 市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、国分寺市本部を設置する。 (2) 市本部の組織 本部の組織は、災害対策基本法、国分寺市災害対策本部条例、国分寺市災害対策本部条例施行規則等の定めるところによる。その概要は、次のとおりである。 ＜本部の所掌事務＞ ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達 イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定 ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定 エ 各機関の業務に係る連絡調整 オ 住民への情報提供 ＜配備態勢＞ 警戒宣言時における市本部職員の配備態勢及び配備人員は、第3部地震災害応急復旧対策計画、第1章第3節に定める非常配備態勢とし、全職員を配置する。 (3) 市本部設置の周知 第3部 地震災害応急復旧対策計画、第1章第1節に準じて行う。
国分寺市消防団	○ 消防団は、「警戒宣言に伴う消防団の活動計画」に基づいて出動する。
都関係機関	○ 都知事は、警戒宣言が発令され、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

担当	対策内容
その他の防災機関	○ 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発令された場合、第3部 地震災害応急復旧対策計画に準じた活動態勢をとるとともに、都防災計画及び市防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、都及び市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。 ○ 市の区域内の公共団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより、防災対策を実施するとともに、都及び市等が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について都及び市等に協力するものとする。

2 相互協力

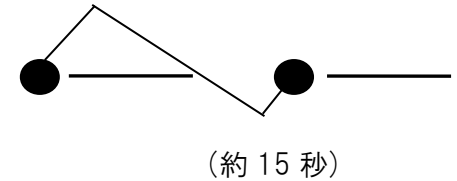
担当	対策内容
防災関係機関	○ 警戒宣言時等において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は、平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。 ○ 各機関等の長または代表者は、都に対し応急措置の実施の要請や、応援の要請、または市もしくは防災関係機関等の応援の要請を依頼するときは、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について、口頭または電話で要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。 ア 災害の状況及び応援を要請する理由 イ 応援を希望する機関名 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援を必要とする日時、時間 オ 応援を必要とする場所 カ 応援を必要とする活動内容 キ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を直ちに実施することが必要である。

このため、本節は警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言の伝達

担当	対策内容
市本部	○ 市は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにＩＰ無線 ○ 有線電話及びその他の手段により、各部課、消防団、医師会に伝達するとともに、市立小中学校等に伝達する。 ○ 一般市民に対しては、防災行政無線のサイレンによる防災信号（下図参照）並びに警察署、消防署、消防団の協力を得て、広報車等の活用により警戒宣言が発令されたことを伝達する。 図５－１：防災信号（サイレン）の吹鳴パターン  備考 吹鳴回数は3回とする
小金井警察署	○ 警察署は、警視庁本部から警戒宣言の通報を受けたときは、直ちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番等へ伝達する。 ○ 警察署は、市に協力し、交通、防犯の広報車、パトカー、白バイ等の車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
国分寺消防署	○ 消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防電話、消防無線及びその他の手段により、署内及び各消防出張所へ伝達する。 ○ 消防署は、市に協力し、消防車両等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。
鉄道機関	※ 第5節「公共交通対策」 1 鉄道対策（1）情報伝達 参照
国分寺市医師会	○ 市医師会は、都医師会または市から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに緊急連絡網により電話または口頭で所属会員に伝達する。

担当	対策内容
その他の防災機関	○ 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

2 伝達事項

担当	対策内容
災害対策本部 小金井警察署 国分寺消防署 その他の防災機関	○ 警戒宣言が発令されたとき、伝達する事項は、次のとおりとする。 ア 警戒宣言の内容 イ 東京での予測震度 ウ 防災対策の実施の徹底 エ その他特に必要な事項

3 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅付近の混乱や道路渋滞、電話の異常、輻輳等の混乱も考えられる。これらに対処するため、都の実施するテレビ・ラジオ・インターネット・SNS（X等）等の媒体を活用した広報の他、防災関係機関及び市が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれ予測される場合は、各機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。また、必要な情報を速やかに市民等へ広報する。

担当	対策内容
広報班 本部班	○ 市は、警戒宣言が発令されたときは防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。なお重要な広報はあらかじめ広報文を定めておく。 (1) 広報項目 ア 警戒宣言の内容の周知徹底 イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ ウ 防災措置の呼びかけ エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ (2) 広報の実施方法 防災行政無線、広報車、市ホームページ、安全安心メール、緊急速報メール、SNS（X等）及びジェイコム東京、FMたちかわ等を通じて広報を行う。

担当	対策内容
各関係機関	(1) 広報項目 住民及び施設利用者に対して、市に準じて行う。主なものは次のとおりである。 ア 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底 イ 各機関の措置状況及び住民、施設利用者に対する協力要請 (2) 広報の実施方法 ア 各機関は、広報責任者、従業員、顧客、市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておき、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することを特に留意し、施設の実態にあった伝達を行う。 イ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。 ウ 広報文はあらかじめ定めておく。

4 報道機関への発表

都、警視庁、東京消防庁は、警戒宣言時において、住民、事業所等が社会的混乱防止と地震に備えて措置が実施できることを目的として、報道機関に対して各機関の対応状況、混乱発生等、各種情報提供を行うこととしている。

5 放送機関の対応措置

各ラジオ・テレビの放送機関においては、警戒宣言が発令された場合、対策本部を設置し、通常番組を中断して、主として次の特別放送を行うこととしている。

- (1) 警戒宣言、地震予知情報の内容
- (2) 地震による震度、津波の予想
- (3) 各機関の対応状況
- (4) 各地域における動向と対応状況
- (5) 住民、事業所へ混乱防止及び防災措置の呼びかけ
- (6) その他必要な情報の提供

第3節 消防・危険物対策

1 消防対策

担当	対策内容								
国分寺消防署 国分寺市消防団	(1) 活動体制 注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下であり、次の対策をとる。 ○ 震災態勢 - ア 情報収集体制を強化 - イ 震災対策資器材等の準備 ○ 震災非常配備態勢 - ア 全消防職員の非常招集 - イ 震災消防活動部隊の編成 - ウ 防災関係機関への職員の派遣 - エ 救急医療情報の収集体制の強化 - オ 救助・救急資器材の準備 - カ 情報受信体制の強化 - キ 高所見張員の派遣 - ク 出火防止、初期消火等の広報の実施 - ケ その他消防活動上必要な情報の収集 (2) 情報連絡体制 市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により他の防災機関と協力し、情報等を伝達する。 (3) 市民（事業所）に対する呼びかけ 【市民に対する呼びかけ】 <table border="1" data-bbox="475 1256 1442 1518"> <tr> <td>情報の把握</td><td>テレビ、ラジオ並びに警察、消防、市からの情報への注意</td></tr> <tr> <td>出火防止</td><td>火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整頓及び危険物類の安全確認</td></tr> <tr> <td>初期消火</td><td>消火器、三角バケツ、消火用水等の確認</td></tr> <tr> <td>危害防止</td><td>ア 家具類、ガラス等の安全確認 イ ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置</td></tr> </table>	情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察、消防、市からの情報への注意	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整頓及び危険物類の安全確認	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認	危害防止	ア 家具類、ガラス等の安全確認 イ ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
情報の把握	テレビ、ラジオ並びに警察、消防、市からの情報への注意								
出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整頓及び危険物類の安全確認								
初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認								
危害防止	ア 家具類、ガラス等の安全確認 イ ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置								

担当	対策内容	
国分寺消防署 国分寺市消防団	【事業所に対する呼びかけ】 警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。	
	防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
	情報収集伝達等	ア テレビ、ラジオ等による正確な情報の把握 イ 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 ウ 百貨店等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 エ 顧客、従業員等に対する安全の確保
	営業の継続、停止及び退社等	ア 劇場、映画館、高層ビル等、不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 イ 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 ウ その他消防計画等に定める事項の徹底
	出火防止及び初期消火	ア 火気使用設備器具の使用制限 イ 危険物、薬品等の安全措置 ウ 消防用設備等の点検 エ 初期消火態勢の確立
	危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 危険物対策

(1) 石油類等危険物の取扱施設

担当	対策内容
国分寺消防署	予防規程または事業所防災計画に基づき対応するほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 ア 操業の停止または制限 イ 流出拡散防止等資器材の点検、配置 ウ 緊急遮断装置の点検、確認 エ 火気使用の中止または制限 オ 消防用設備等の点検確認

(2) 化学薬品等取扱施設

担当	対策内容
国分寺消防署	学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 イ 引火または混合混しよく等による出火防止措置 ウ 化学薬品等取扱いの中止または制限 エ 火気使用の中止または制限 オ 消防用設備等の点検、確認

(3) 危険物輸送

担当	対策内容
小金井警察署	○ 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 ○ 危険物及び保管施設に対する警戒強化
国分寺消防署	○ 消防法に定められる危険物を運搬する車輛及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 ア 出荷、受入れを停止、または制限 イ 輸送途中車輛における措置の徹底
J R貨物	【火薬類】 ○ 現在、都内に発着する火薬類積載車はないが通過はありうるので、これらの貨車は駅の安全な場所または立地上安全と思われる途中駅に停車させる。 ○ 都内を輸送中の貨車は途中駅に一時停車し警察署、消防署へ連絡する。 【その他の危険物】 ○ 都内を輸送中の危険品積タンク車は、万一の場合を考慮して途中駅に停車し、必要により警察署、消防署へ連絡する。

第4節 警備・交通対策

1 警備対策

担当	対策内容
小金井警察署	(1) 警備部隊の編成 ○警察署部隊 ○方面機動隊 (2) 警察部隊の配備 国分寺駅等混乱のおそれのある駅、ターミナル、交差点等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ部隊を配備する。 (3) 治安維持活動 通常業務の処理の他、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 ア 市内の実態の把握に努める。 イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 ウ 不法事案の予防及び取締りを実施する。

2 道路交通対策

担当	対策内容
小金井警察署	警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、各機関等が実施する緊急輸送の円滑化を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、以下の措置を講ずる。 【基本方針】 ア 市内の車両の走行は可能な限り抑制する。 イ 強化地域方向へ向う車両の走行は可能な限り制限する。 ウ 非強化地域方向から流入する車両は可能な限り抑制する。 エ 緊急交通路は優先的にその機能の確保を図る。
運転者等	運転者等のとるべき措置を次のとおり定め周知徹底を図る。 (1) 走行中の車両 ○ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を高速道路では時速 40km、一般道路（首都高速道路を含む）は、時速 20km に減速すること。 ○ カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取しながら走行すること。 ○ 目的地までの走行後は車両を使用しないこと。 ○ バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って安全な方法で走行すること。 ○ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。 ○ 現場警察官等の指示に従うこと。

担当	対策内容
運転者等	(2) 駐車中の車両 ○ 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発令された後はできる限り使用しないこと。 ○ 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。やむを得ずそのまま路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを停止させること。なお、カギはつけた状態で窓を閉め、ドアはロックしないこと。 ○ 車両による避難の禁止警戒宣言が発令されても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しないこと。

3 道路管理者のとりべき措置

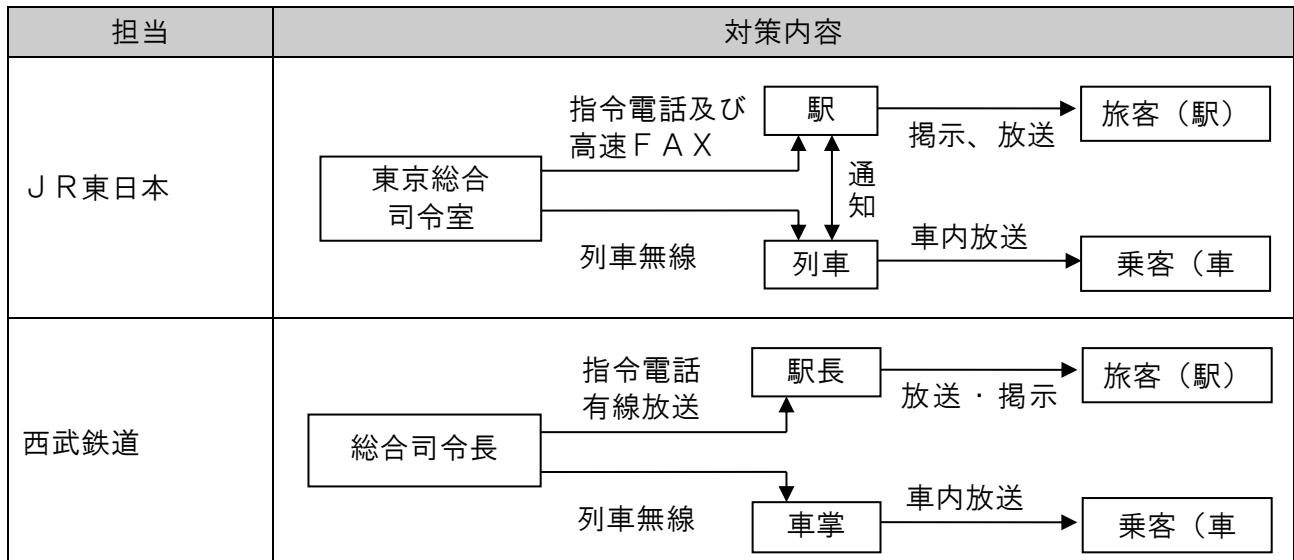
担当	対策内容
都市建設班	(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合は、防災関係機関と連絡を保ち、避難道路、緊急輸送道路等を重点に点検を行い、地震発災時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。 (2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に対応できるよう工事を中止し、保安対策を行い、緊急車両の円滑な通行を確保する。
北多摩北部建設事務所	(1) 危険箇所の点検 警戒宣言が発令された場合は、避難道路、緊急輸送道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について緊急点検を実施する。 (2) 工事中の道路についての安全対策 緊急時に対応できるように原則として工事を中止して、安全対策を確立し緊急車両等円滑な通行の確保を図る。

第5節 公共交通対策

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際は、次の方法ルートで列車及び駅並びに乗客に伝達する。



(2) 列車運行措置

担当	対策内容
J R 東日本	ア 地震防災対策強化地域外周辺部における線区（イに記載する線区を除く）は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。 イ 地震対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の不足または落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。 ▶ 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間 ▶ 中央本線 高尾～上野原駅間 ▶ 青梅線 青梅～奥多摩駅間 ▶ 相模線 橋本～厚木駅間
西武鉄道	ア 警戒宣言発令当日 情報の内容に応じて、運行計画を決定し、これに伴う列車の遅延には運転整理で対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 イ 翌日以降 情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発令された場合、乗客が駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられることから、各機関において乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

担当	対策内容
災害対策本部	○ 平時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 ○ 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報を基に、市内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。
国分寺消防署	○ 平時から、各事業所に対して、従業員を退社させる場合は、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅について指導を行う。
J R東日本 西武鉄道 (各駅)	○ 平時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 ○ 警戒宣言時には、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行う。 ○ 駅において、放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

2 バス・タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

担当	対策内容
東京バス協会 (路線バス)	【運行方針】 各機関の協力のもとに地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 【運行計画】 ○ 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。 ○ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。 ○ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため適切な措置をとる。 ○ 翌日以降については、前記各項により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 ○ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。
東京バス協会 (貸切りバス)	○ 貸切りバスは、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、旅客の利便と安全については、十分配慮するものとする。
(社)東京乗用旅客 自動車協会 都個人タクシー 協会	○ タクシー・ハイヤーは、各機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路 20km/h、高速道路 40km/h）を行う。

第6節 学校・病院・福祉施設対策

1 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修・各種学校等）

担当	対策内容
各学校	(1) 在校時 ア 警戒宣言が発令されるとともに、原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。 イ 警戒宣言発令後、児童生徒等を計画に従って帰宅させる。 ウ 帰宅にあたり、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従い保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という）に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引渡すまでは、学校（園）において保護する。 エ 中・高等学校生徒については、個々に帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 オ 高等学校生徒等で遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。 カ 高等学校生徒等の帰宅にあたり、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に陥ることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。 キ 特別支援学校（学級）の児童・生徒等については保護者に引渡し、引取りのない児童・生徒等についての学校での保護は、幼稚園、小学校と同様とする。スクールバスを使用している児童生徒等については、保護者に、事前に指定してある場所で引渡すこととする。 ク 特別支援学校（学級）においては、児童生徒等の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び引渡しができない児童生徒等の収容、スクールバス使用の是非等についてそれぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとるようにする。

各学校	(2) 校外指導時 ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地域の官公署等と連絡をとり、その地域の災害対策本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会または所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。 イ 遠足等の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は近くの小・中学校に避難するなど適宜の措置をとる。強化地域内の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、その地域の災害対策本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。 (3) 学校（園）におけるその他の対応策 ア 児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。 イ 学校（園）に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、私立校の場合は各学校（園）において準備し、市立校の場合は市の災害備蓄品を活用する。都立高校は都教育委員会が配備を行う。 ウ 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。 エ 残留する児童生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、市教育委員会または所轄庁へ報告する。 (4) 警戒解除宣言の連絡等 ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。 イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。 (5) 児童生徒に対する伝達と指導 学校（園）は、判定会招集が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切り替え、判定会が招集されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明する。児童生徒の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。 (6) 判定会招集時の学校（園）における対応措置の保護者への周知 ア 遠足等の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童生徒等を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は近くの小・中学校に避難するなど適宜の措置をとる。強化地域内の場合は、その地域の官公署等と連絡をとり、その地域の災害対策本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前項と同様の措置をとる。

担当	対策内容
各学校	イ 上記のような事前の措置をとっても、判定会招集の報道で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとる。 (7) その他 強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。なお、寄宿先のない者については、学校において保護する。

2 病院・診療所

担当	対策内容
国分寺市医師会 （病院・診療所）	(1) 診療体制 ○ 病院及び診療所は、警戒宣言時においても可能な限り平常診療を行う。このための必要な人員の確保は、あらかじめ定められた方法により、医師会の対応は、次のとおりである。 外来診療：医療機関の状況に応じ可能な限り平常通り診療を行う。 軽症患者については必要に応じた診療制限を行う。 救急患者に対しては常時診療態勢を整える。 入院患者：入院患者に対して病状に応じて、希望があれば一時帰宅の許可等を与える。 手術等：医師の判断により日程の変更可能な手術、検査は延期する。 (2) 防災措置等 ○ 建物、設備の点検 ○ 医薬品、危険物の防災措置 ○ 落下物の防止 ○ 非常用設備、備品の点検及び確保 ○ 職員の分担業務の確認 (3) その他 収集された情報は、患者に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡する。

3 社会福祉施設等

担当	対策内容
保育園 学童保育所等	○ 警戒宣言が発令されるとともに、原則として事業、保育等を中止して、警戒・宣言が解除されるまで臨時休園（館）の措置をとる。 (1) 園児の扱い ▶ 園児は、名簿を確認して保護者に引渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。 ▶ 引取りがない者は、園において保護する。 ▶ 通園時間中の場合は、通園経路に沿って園児を探索し保護する。 (2) 防災措置 ▶ 施設設備の点検 ▶ ライフラインの確認 ▶ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止 ▶ 食料、飲料水、ミルク等の確保 ▶ 医薬品の確保 (3) その他 ▶ 園児の引取りについては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。 ▶ 職員、園児、保護者等の防災教育を行う。

第7節 不特定多数が集まる施設の対策

不特定多数の者が集まる施設について、混乱防止及び安全確保の観点から各機関は次の対応措置を行う。

担当	対策内容
国分寺消防署	○ 消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 (1) 映画館、集会場施設等 ア 火気使用の中止または制限 イ 消防用設備等の点検及び確認 ウ 避難施設の確認 エ 救急処置に必要な資材の準備 オ 営業の中止または自粛（ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する） カ 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導 (2) 高層ビル ア 火気の使用の中止または制限 イ 消防用設備等の点検及び確認 ウ 避難施設の確認 エ ビル内店舗については、営業の中止及び自粛 オ 店舗等の利用者に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び時間差を設けての誘導 カ エレベーター（地震時管制運転装置付を除く）の運転中止及び避難時の階段利用）
地域センター 福祉センター 児童館 保健センター いきいきセンター 市民プール スポーツセンター 公民館 図書館 教育センター いずみホール	○ 警戒宣言が発令された場合、団体利用をしている施設は主催責任者と協議のうえ閉館し、個人利用をしている施設は直ちに閉館する。 ○ 施設利用に対する警戒宣言の情報は、混乱を招かないよう十分に注意し、直接口頭で伝達し、職員の誘導により退館させ臨時休館とする。 ○ 職員の役割分担を行い、施設設備の点検、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施し、保安要員を確保する。 ○ エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

第8節 電話通信対策

1 注意情報発表の報道開始後の混乱防止措置

担当	対策内容
N T T 東日本	(1) 電話 注意情報発表の報道直後から、各機関等の情報連絡及び都民による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合において、各機関等の重要通話の優先確保とともに一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行う。 ア 確保する業務 a) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 b) 公衆電話（緑色、グレー）からの通話 c) 非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話）及び同電報 イ 可能な限り実施する業務 a) 一般加入電話からのダイヤル通話 b) 一般電報の発信及び電話による配達 c) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応 ▶ 故障修理 ▶ 臨時電話、臨時専用線等の開通 （注）ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。 (2) 電報 注意情報発表の報道以降、電報の取扱量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。 ア 東京地域内から発信される電報 a) 各機関等の非常・緊急電報の取扱いは確保する。 b) 一般の電報は、強化地域内に向けて発信するものについては、遅延を承知するものに限り受け付ける。また、強化地域外向けの電報については、可能な限り受け付ける。 イ 東京地域内に着信する電報 可能な限り配達するが、困難な場合は電話で配達する。

2 広報

担当	対策内容
広報班 ラジオ・テレビの 放送機関	○ 注意情報発表の報道開始後及び警戒宣言時、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により次のとおり広報を実施する。 (1) 電話利用の自粛 各機関及び報道機関等の緊急に必要な重要通話を確保するため、一般通話の利用をさし控えるよう広報する。 (2) 電話の通話状況 電話回線が混線し、電話がかかりにくくなったときには利用制限を行うが、この場合の通話状況を広報する。 (3) 緊急時の通話方法 一般電話がかかりにくい状況で、緊急に連絡が必要な場合は、緑色またはグレーの公衆電話を利用するよう広報する。 (4) 電報の取扱い 必要に応じ電報の混み具合、利用自粛等について広報する。 (5) 発災後の注意事項 地震発生後は、受話器はずれに注意する等発災後の注意事項について広報する。

3 防災措置の実施

担当	対策内容
防災関係機関	○ 発災に備え、次の通り準備警戒業務を実施する。 (1) 災害対策用機器等の点検整備 通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し、通信を確保するよう、次の災害対策用機器等の点検整備を行う等出動態勢を整える。 ア 非常用移動電話局装置類 イ 移動無線車及び災害対策用無線機装置類 ウ 移動電源車及び予備電源設備類 エ 応急復旧用ケーブル等各種資機材 オ 工事用車両等 (2) 工事中の施設の保安措置 警戒宣言が発令された場合、原則として防災に関係しない工事は中止するが、この場合、工事現場へ保安要員を配置するとともに次の措置を行う。 ア 工事中施設の安全措置 イ 現用施設への支障防止 ウ 可動物品の固定 エ 可燃物、危険物の安全措置 オ 工事中断後の保安対策

第9節 電気・ガス・上下水道対策

1 電気

担当	対策内容
東京電力パワーグリッド立川支社	(1) 電気の供給 警戒宣言が発令された場合においても電力の供給を継続する。 (2) 人員の確保 非常災害対策立川支部構成員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたときは、態勢区分に従い速やかに所属する事業所に参集する。 (3) 東海地震注意情報及び警戒宣言が発せられた場合の予防措置 災害対策要員及び復旧資機材について検討・配置を行う。

2 ガス

担当	対策内容
東京ガスグループ	(1) ガスの供給 警戒宣言が発令された場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止または軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。 (2) 避難等の要請 本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。 (3) 工事等の中断 工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。 (4) 人員、資機材の点検確保 ① 人員の確保と配備 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。 ② 資機材の点検・確保 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。 (5) 警戒宣言時の需要家に対する広報内容等 ① 広報内容 ● 不使用ガス栓の閉止確認 ● 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保 ● 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作 ② 広報の方法 ● 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。 ● テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。 ● 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

3 上水道

担当	対策内容
都水道局立川給水 管理事務所 上下水道班	(1) 水の供給 警戒宣言時においても、水は平常どおり供給する。また、地震の発災に備えて飲料水を確保するよう、次の内容の広報を行う。 ア 当座の飲料水の汲み置き及びトイレ用水等の生活用水確保の要請 イ 地震発生後の避難にあたっての注意事項 ウ 地震発生後の広報等の実施方法 エ 地震発生後における住民への注意事項 (2) 人員、資器材の点検確保体制 警戒宣言が発令された場合は、直ちに発災に備えて給水態勢をとり、広報及び水道施設の保安点検の強化や応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに応急対策活動に移行できる態勢を確立する。 (3) 施設等の保安措置 ○ 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、汲み置きに対処できるよう送配水圧を調整する。 ○ 警戒宣言発令時の水道施設の保安点検措置、工事現場の保安点検措置、関係会社の確保等について、あらかじめ定めておく。 ○ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道

担当	対策内容
流域下水道本部	○ 警戒宣言時において、資機材の確保に努めるとともに非常配備体制により対応する。
都市建設班 上下水道班	○ 警戒宣言時において、人員及び資機材の確保に努める。 ○ 工事等の現場作業においては、施工または作業を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋め戻しを行う。

第10節 生活物資対策

担当	対策内容
災害対策本部 広報班	○ 市は、警戒宣言発令時において、食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等にできるだけ営業を継続するよう呼びかけ、市民に対しては、スーパーマーケット、小売店等の営業状況及び買占めや買い急ぎ等しないよう、広報車、防災行政無線等により広報を行う。 ○ 東京都中央卸売市場は、生鮮食料品の供給を安定確保するため、平常通り市場を開催し、生鮮食料品の取引業務を行うこととしている。

第11節 金融対策

担当	対策内容
災害対策本部 広報班 被害認定調査班 (納税課・課税課)	○ 市は、警戒宣言発令時において、金融機関及び郵便局はできるだけ窓口業務を確保するよう呼びかける。また、市民に対しては金融機関、郵便局の営業状況及び慌てて預金を引き出す必要のないことを広報車、防災行政無線等により広報を行う。 ○ 金融機関及び郵便局は、顧客及び従業員・職員の安全に十分配慮するとともに、店頭の顧客に対しては警戒宣言発令を直ちに伝達し、その後の来客に備えポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するように配慮させることとしている。 ○ 市税の対応措置は、次のとおりである。 - ア 警戒宣言発令による交通混乱等が発生し、市税の申告、納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 - イ 警戒宣言発令中において、市の一部または全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。 ○ 都税においても、都は前記と同様な対応措置をとることとしている。

第12節 救援・救護対策

担当	対策内容
上下水道班	○ 発災後に備え、市ごみ減量推進課は、本部との情報連絡及び保安点検強化、応急資器材の点検整備を行う。
各地区防災センター運営班 物資調達班	○ 被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うための態勢をとる。 ○ 応急精米の優先供給に関する協定に基づき、市内米穀小売商業組合に対して精米の確保及び納入ができる態勢をとるよう要請する。 ○ 備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため態勢を整える。

第6章 市民等のとるべき措置

- 国分寺の地域は「東海地震」が発生した場合、震度5になると予想されている。この場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。また、本市は、首都圏における総合的中核都市として年々人口が増加しており、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害が危惧されている。このため市及び防災関係機関は、万全の措置を講ずるが、被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業所の果す役割は極めて大きい。市民一人ひとりや各事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害及び混乱は大幅に減少させることができる。

本章においては、市民、地域防災組織等及び事業所が、平常時から警戒宣言が発令されたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

担当	対策内容
市民	(1) 日頃から出火の防止につとめる。 ○ 火気を使用する場所の不燃化及び整理整頓をする。 ○ ガソリン、アルコール、灯油等の危険物類の容器を破損や転倒しないように措置をしておき、火気を使用する場所から遠ざけて保管する。 ○ プロパンガスボンベ等は固定しておくとともに、止め金具、鎖のゆるみ、腐蝕などを点検する。 (2) 消火用具を準備する。 ○ 消火器や三角バケツ等の消火用具を備え、月に一度は点検し、いつでも使用できる場所におく。 (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。 ○ タンス・食器棚・ピアノ等の家具類は固定する。 ○ 家具の上に物を置かないようにする。 ○ 窓ガラスの古いパテは取替える。 ○ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下しないよう措置をする。 (4) ブロック塀等の点検補修をする。 ○ ブロック塀、石塀や門柱は点検し、弱いところは補強するなど倒壊防止の措置を行う。

担当	対策内容
市民	(5) 食料や非常持出品を準備しておく。 ○ 家族が必要とする2～3日分の食料、飲料水を備蓄しておく。 ○ 三角布、ばんそうこうなどの医療品を備蓄しておく。 ○ ラジオ、懐中電灯、ヘルメット等の防災用品を備えておく。 ○ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具を備えておく。 (6) 家族で対応措置を話し合っておく。 ○ 注意情報発表時、警戒宣言時及び地震発生時の家族の役割分担を決めておく。 ○ 警戒宣言時は電話が混線するので、安否確認方法などの行動をよく相談しておく。 (7) 防災教育訓練に積極的に参加し、防災意識及び行動力を高める。 (8) 避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えない限り、「避難行動要支援者名簿」や個別避難計画の情報について、避難支援関係者の提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

2 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまでの措置

担当	対策内容
市民	(1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。 (2) 家族で避難や連絡方法などの行動予定を確認する。 (3) 電話の使用を自粛する。 (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発令されたときから発災までの措置

担当	対策内容
市民	(1) 情報の把握を行う。 ○ 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。 ○ 都・市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。 ○ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地域住民が相互に知らせ合う。 (2) 火気の使用に注意する。 ○ なるべく火気の使用をせず、やむを得ず火を使う場合には、いつでも消火できるよう火のそばを離れない。 ○ 避難するときは可能な範囲でガス栓やメーターの元栓を閉める。 ○ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。 ○ プロパンガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、プロパンガスボンベの元栓を閉める）。 ○ 危険物類の安全防護装置を点検する。 (3) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。 (4) 家具の転倒防止措置を確認する。 ○ 棚の上の重い物をおろす。 (5) ブロック塀等を点検する。 ○ 危険箇所はロープを張るなど、付近に近寄らせないような措置をとる。 (6) 窓ガラス等の落下防止を図る。 ○ 窓ガラスに荷造用テープを貼る。 ○ ベランダの植木鉢等を片付ける。 (7) 飲料水、生活用水の汲み置きをする。 (8) 食料、医療品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備。） (9) 耐火性があり、なるべく動きやすい服装にする。 (10) 電話の使用を自粛する。 ○ 市役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。

担当	対策内容
市民	(11) 自家用車の利用を自粛する。 ○ 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。 ○ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。 ○ 走行中の車両は、目的地まで走行した後は使用しない。 (12) 幼児・児童の行動に注意する。 ○ 幼児・児童は狭い路地やブロック塀などの付近を避け、安全な場所に移動させる。 ○ 幼児・児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。 (13) 冷静に行動し、不要不急の外出や旅行は見合わせる。 (14) エレベーターの使用は避ける。 (15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。 (16) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。 (17) 食料品や生活用品の買い急ぎをしない。

第2節 地域防災組織等のとるべき措置

1 平常時

担当	対策内容
自治会等 防災まちづくり 推進地区	(1) 組織の役割分担を明確にする。 (2) 組織の活動訓練や教育・講習を実施する。 (3) 地区内の危険箇所（崖、ブロック塀等）を把握する。 (4) 情報の収集・伝達体制を確立する。 (5) 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。 (6) 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。

2 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまでの措置

担当	対策内容
自治会等 防災まちづくり 推進地区	(1) テレビ、ラジオの情報に注意する。 (2) 地区内住民に冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発令されたときから発災までの措置

担当	対策内容
自治会等 防災まちづくり 推進地区	(1) 市からの情報を地域住民に伝達する。 (2) 地区本部を設置し、それぞれの任務を確認する。 (3) 地域住民に市民のとるべき措置（第1節参照）を呼びかける。 (4) ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。 (5) 地域配備消火器の点検や消火用水の確保を行う。 (6) 高齢者や病人の安全に配慮する。 (7) 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。 (8) 救急医薬品等を確認する。 (9) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。 ※ 市民防災組織が結成されていない地域にあっては、自治会・町内会等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

1 平常時

担当	対策内容
事業所	(1) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成 (2) 従業員等に対する防災教育の実施 (3) 自衛消防訓練の実施 (4) 情報の収集・伝達体制の確立 (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策 (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまでの措置

担当	対策内容
事業所	(1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。 (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。 (3) 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。 (4) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発令されたときから発災までの措置

担当	対策内容
事業所	(1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。 (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。この場合、百貨店等不特定多数の人を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。 (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、身体障害者、乳幼児、高齢者等の安全確保に留意する。 (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する映画館、集会場及び高層ビル等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業を自粛するものとする。

担当	対策内容
事業所	(5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。 (6) 建築物の防火または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）の保安措置を講ずる。 (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を講じる。 (8) 不要不急の電話の使用は中止するとともに、特に都・市・警察・消防・鉄道等に対する問合せを控える。 (9) バス・タクシー・生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、可能な限り制限する。 (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 (11) 建築工事・隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。 (12) 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤（通学）者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第7章 南海トラフ地震臨時情報への対応

- 都が令和4年5月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、マグニチュード9クラスの南海トラフ地震が発生すると、国分寺市は最大震度5強になると予想されている。この場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、局地的には、宅造地の擁壁の崩壊やブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。都はマグニチュード9クラスの南海トラフ地震が発生した場合は内陸部で長周期地震動による被害が発生するおそれがあることを想定しており、特に高層マンション等での被害が予想される。さらに、南海トラフ地震臨時情報が発表することによる社会的混乱の発生も懸念される。
- このため、市は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）または（巨大地震警戒）が発表された場合、市の防災対策に万全を期すため、危機管理監を本部長とする警戒本部を設置し、必要な対策を講じるものとする。

第1節 南海トラフ地震について

1 南海トラフ地震とは

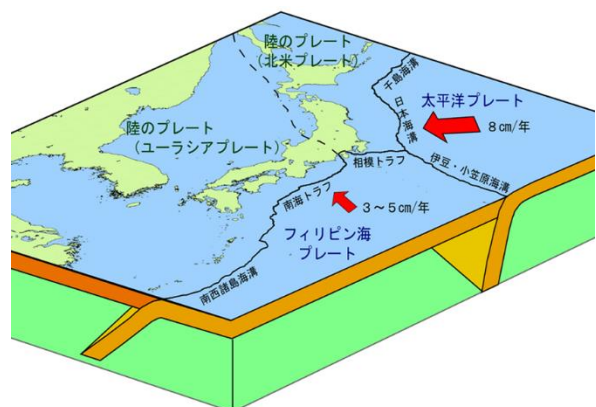
南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として過去に大きな被害をもたらしてきた大規模地震である。

過去の事例を見てみると、これまで100～150年の周期で大規模な地震が発生しており、1707年の宝永地震のように駿河湾から四国沖の広い領域で同時に地震が発生したり、マグニチュード8クラスの大規模地震が隣接する領域で時間差をおいて発生したりするなど、その発生過程に多様性がある。

地震調査研究推進本部の長期評価によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和4年1月1日現在）とされている。

東海地震は、南海トラフ沿いで想定される大規模地震のひとつである。

※ 南海トラフとは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう。



2 南海トラフ地震の被害想定

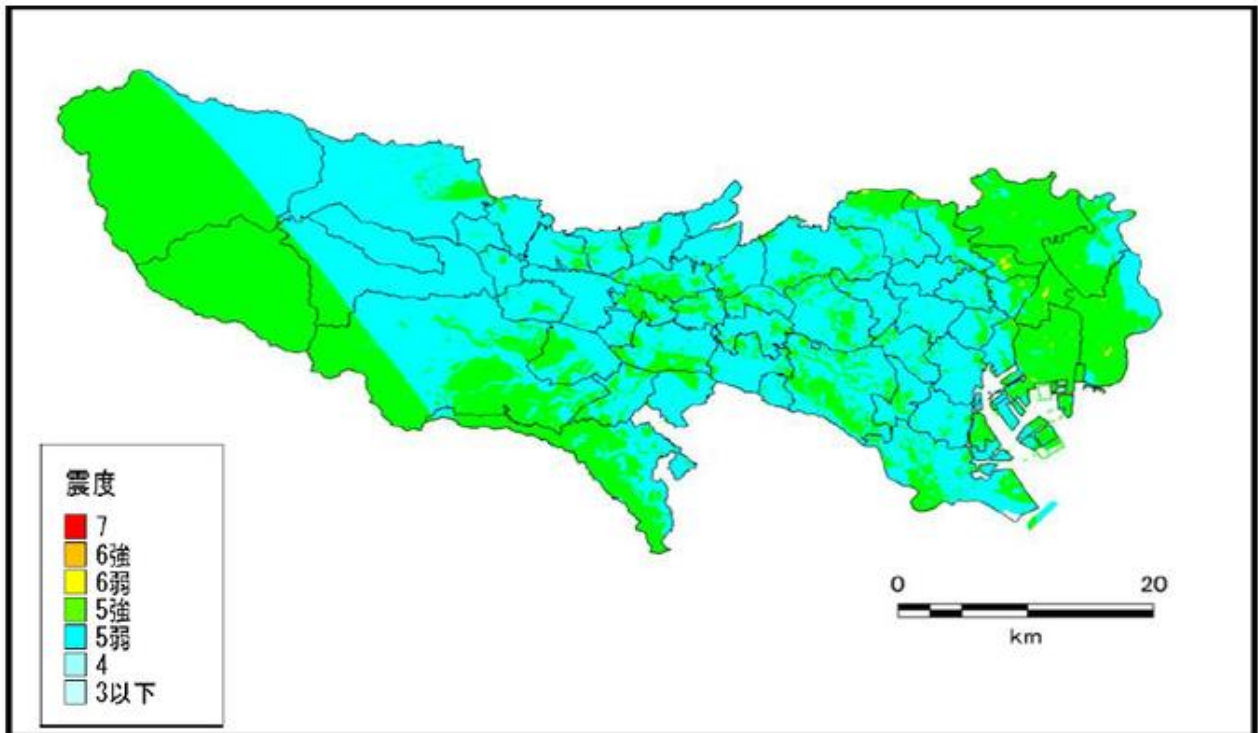
政府の中央防災会議は、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震（以下、「南海トラフ巨大地震」という）が発生した際の被害想定を実施している。

この被害想定によれば、南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定されている。また、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されている。

都は、令和4年5月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」において、南海トラフ巨大地震（M9クラス（最大））が発生した場合、島しょ地域への津波の影響が大きいと考えられ、内陸部では長周期地震動による被害が発生するおそれがあるため、被害想定タイプとして選定している。

この被害想定によると、国分寺市は震度5弱～5強の揺れが発生すると想定されている。

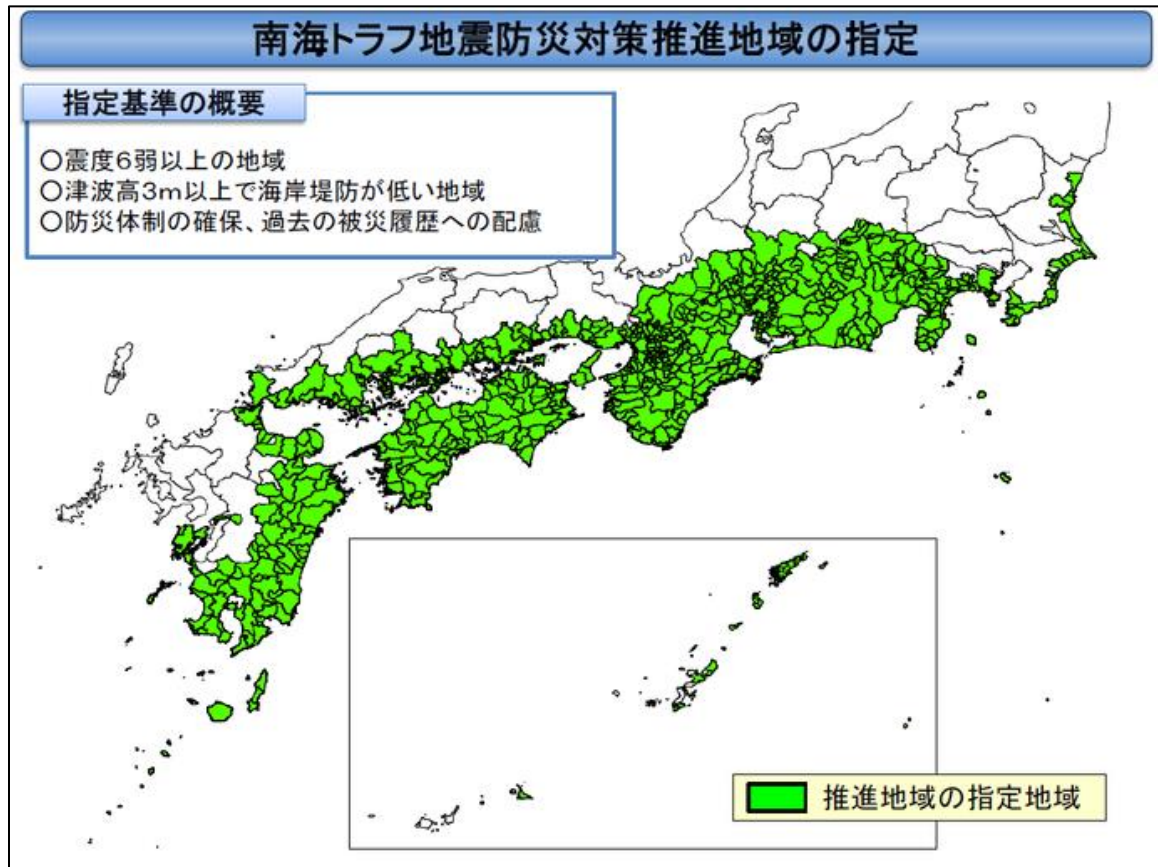
【南海トラフ巨大地震で予想される震度分布（マグニチュード9クラスの場合）】



※ 統計的グリーン関数法+経験的手法（距離減衰式：東京都〔2013〕と同様の震度増分を適用
（首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）より）

3 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ地震防災対策推進地域は、南海トラフ地震の震度予想で【震度6弱以上の地域】、【津波高3m以上で海岸堤防が低い地域】、【過去に大規模な被害を受けた指定市町村】が指定されている。国分寺市はこの地域には含まれてはいない。



4 南海トラフ地震臨時情報

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報である。

情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報が発表される。

気象庁において、マグニチュード 6.8 以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30 分後に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表される。その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表される。

南海トラフ地震臨時情報		発表条件
キーワード	調査中	■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

出典：内閣府ホームページ「防災情報のページ」

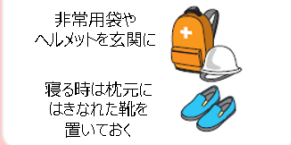
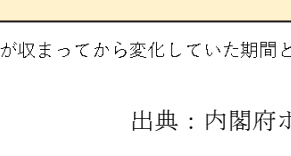
第2節 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の市の対応

1 南海トラフ臨時情報が発表された時の市民の行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をする必要がある。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、事前の避難は伴わないが、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難できる準備をする。

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合はであっても、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意して、引き続き家庭での備えを行う。

地震発生から 最短2時間後	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報 （調査終了）
（最短） 2時間程度	- 日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備 - 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は事前避難 	日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備  	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。   
1週間（※）	日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。  	
2週間	大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		

※ 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで

出典：内閣府ホームページ「防災情報のページ」

2 南海トラフ臨時情報が発表された時の市の対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意／警戒）が発表された場合は、市は危機管理監を本部長とする警戒本部を設置する。警戒本部の設置期間中に、市内で震度5弱以上の揺れを感知した場合、または甚大な被害が発生する恐れがあると認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部へ移行し、対応する。警戒本部は、南海トラフ地震臨時情報の呼びかけの終了をもって廃止する。

体制名	警戒本部
本部長	危機管理監
副本部長	総務部長
本部員	部長相当職、防災安全課長、消防団長
活動内容	地震発生に備えた各種準備
活動人員	各対策部の判断による
夜間体制	原則として常駐不要

第 6 部 風水害応急対策計画

第 1 章 応急活動体制

第 2 章 情報の収集・伝達

第 3 章 水防計画

第 4 章 避難

第1章 応急活動体制

- 本市は、近年は公共下水道の整備が進み、浸水被害の報告はされていない。しかし、公共下水道の整備は、1時間当たり 50mm の雨量を対象としているため、それ以上の降雨となった場合は、浸水被害が発生する危険性がある。
- また、近年はヒートアイランド現象によるとも考えられる局地的な集中豪雨が頻繁に発生しており、平成 11 年には都内で地下室浸水により死亡事故が発生するなど、都市型水害が深刻になっている。
- 本市における水害の防止と水害時の応急対策活動を迅速かつ円滑に進めるために、職員の活動体制と任務及び施設の活用方法を定める。

● 計画の体系

項目	内容	警戒	初動	応急	復旧	担当
第1節 職員の活動体制	1 状況に応じた機動的な体制	●	●	●		災害対策本部、各班
	2 タイムラインの活用（防災行動計画）					
	3 活動体制の設置基準	●	●	●		災害対策本部、各班
第2節 水防連絡会	1 設置の発令	●	●	●		関係各課
	2 水防連絡会の組織・運営	●	●	●		関係各課
	3 配備態勢と主な活動内容	●	●	●		関係各課
	4 水防連絡会設置の通知	●	●	●		関係各課
	5 水防連絡会の廃止	●	●	●		関係各課
第3節 警戒本部	1 設置の発令		●	●	●	関係各課
	2 警戒本部の組織・運営		●	●	●	関係各課
	3 配備態勢と主な活動内容		●	●	●	関係各課
	4 警戒本部設置の通知		●	●	●	関係各課
	5 警戒本部設置の廃止		●	●	●	関係各課
	6 災害対策本部への移行		●	●	●	関係各課
第4節 災害対策本部	1 設置の発令			●	●	災害対策本部、各班
	2 災害対策本部の組織・運営			●	●	災害対策本部、各班
	3 配備態勢と主な活動内容			●	●	災害対策本部、各班
	4 職員の動員			●	●	災害対策本部、各班
	5 災害対策本部設置の通知			●	●	災害対策本部、各班
	6 災害対策本部の廃止			●	●	災害対策本部、各班
第5節	1 設置の発令	●	●	●		災害対策本部、各班

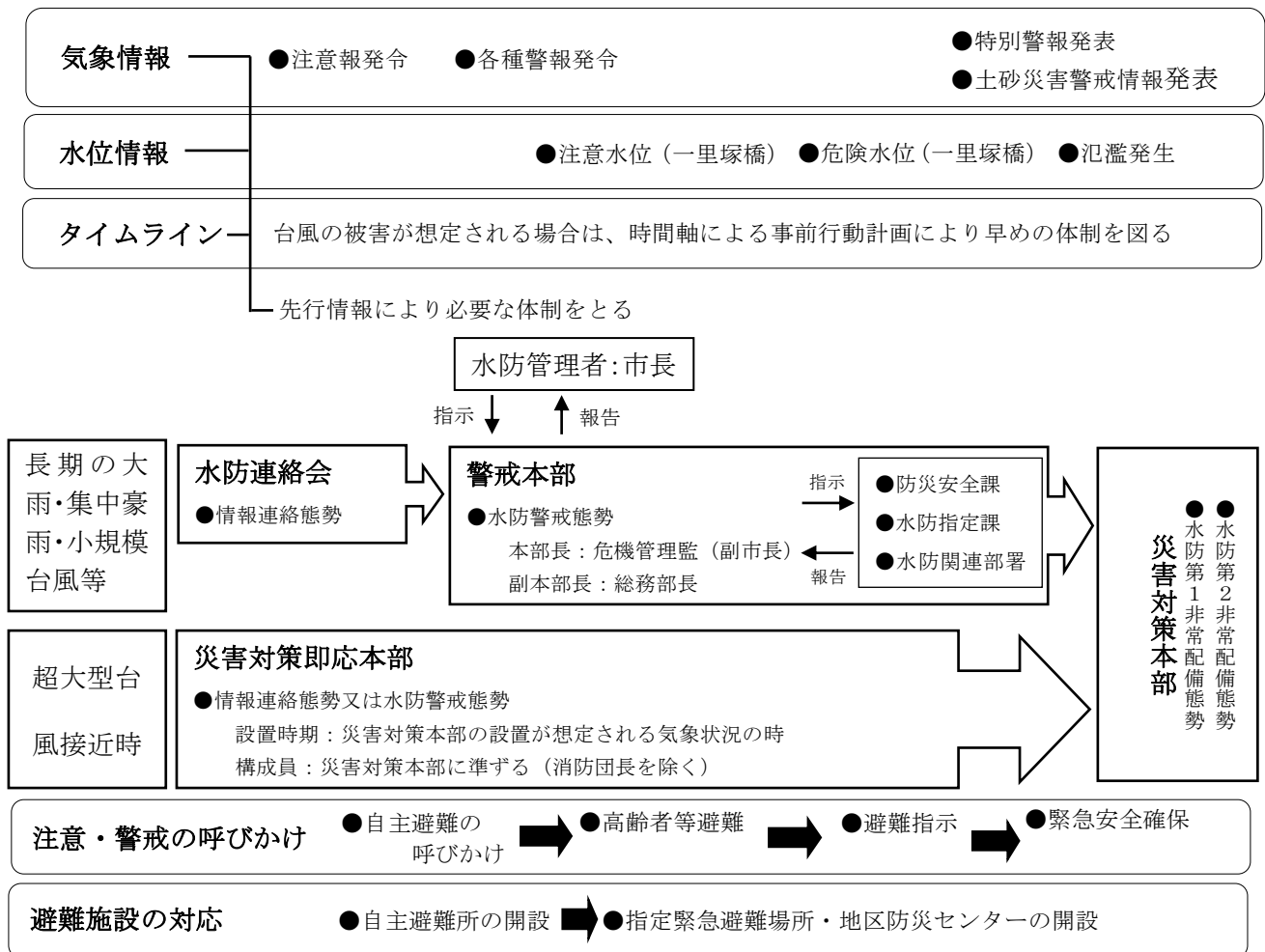
災害対策即応本部	2 災害対策即応本部の組織・運営	●	●	●		災害対策本部、各班
	3 主な活動内容	●	●	●		災害対策本部、各班
第6節 施設の活用			●	●	●	災害対策本部、各班
第7節 防災会議の招集			●	●		関係機関
第8節 関係機関の活動体制		●	●	●	●	関係機関
第9節 災害救助法の適用				●	●	災害対策本部、各班

第1節 職員の活動体制

1 状況に応じた機動的な体制

- 風水害時の基本的な体制は次のとおりである。

【風水害時の活動体制】



2 タイムラインの活用（防災行動計画）

超大型台風の接近・上陸に伴う野川の洪水、土砂災害に係る避難指示等については、時間ごとにとるべき行動を時系列で整理したタイムラインに基づいて行動することを基本とする。

● 資料6-1：超大型台風接近に伴う避難指示等の発令に着目したタイムライン

3 活動体制の設置基準

- 風水害が発生した場合または発生するおそれのある場合、状況に応じて次の設置基準により、活動を行う組織・体制を確立し、災害警戒及び応急対策等にあたる。

本部等	活動体制	設置基準
水防連絡会	情報連絡態勢	○ 市に大雨（浸水害）、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれかの気象警報が発表された場合 ○ 台風の接近により被害が予想される場合 ○ その他、災害の発生するおそれがある場合で、情報収集などの対応が必要な場合
警戒本部	水防警戒態勢	○ 市に大雨警報（土砂災害）が発表され、警戒を強化する必要がある場合 ○ 被害通報等が増加し、情報連絡態勢では対処できない場合 ○ 大型台風の接近に伴い特別の警戒が必要になった場合 ○ 局地的な災害が発生し、または発生するおそれがある場合
災害対策本部	水防第1 非常配備態勢	○ 水防警戒態勢では対処できない場合、または市本部長が必要と認めた場合 ○ 市に気象特別警報が発表された場合
	水防第2 非常配備態勢	○ 市の複数地域で相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合
災害対策即応本部		○ 台風や集中豪雨が「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合で、災害対策本部の設置が想定されるとき。 ○ 全庁での情報共有と全庁一体となった応急対策活動の体制準備等を図ることが必要と想定されるとき。

※ 態勢の発令は、順を追って実施する必要はなく、災害の規模や程度に応じて、適宜発令できるものとする。

第2節 水防連絡会

1 設置の発令

設置の発令 (発令者：総務部長)	○ 市に大雨（浸水害）、洪水、暴風、大雪または暴風雪のいずれかの気象警報が発表された場合 ○ 台風の接近により被害が予想される場合 ○ その他、災害の発生するおそれがある場合で、情報収集などの対応が必要な場合 ○ 総務部防災安全課長の報告を踏まえ、総務部長が判断したとき

2 水防連絡会の組織・運営

部長級	総務部長（責任者）、建設環境部長、まちづくり部長
課長級 (水防指定課)	防災安全課長、建設事業課長、街路整備担当課長、道路管理課長、交通対策課長、下水道課長、緑と公園課長、まちづくり計画課長、 環境経営課長 、まちづくり推進課長、西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長、建築指導課長、駅周辺整備課長
その他	○ 総務部長が不在のときは、建設環境部長を責任者とする。 ○ 会の運営に係る事務局は、防災安全課が行う。 ○ 会の設置場所は原則として災害対策本部室とする。 ○ 水防連絡会の活動内容は随時市長及び危機管理監に報告する。

3 配備態勢と主な活動内容

(1) 配備態勢

情報連絡態勢とし、防災安全課及び水防指定課に必要な人員を配置する。

自主避難所を開設する場合は、各施設担当課は必要な人員を配置する。

(2) 活動内容

- 気象予報等の情報収集や市域の巡視
- 危険予防及び排除活動
- 関係機関との連絡体制の確保
- 市民への注意喚起

4 水防連絡会設置の通知

総務部長は、水防連絡会を設置したときは、速やかに市長に報告し、東京都総務局総合防災部、国分寺消防署、小金井警察署等の関係機関に水防連絡会を設置した旨を通知する。

5 水防連絡会の廃止

廃止基準	○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。 ○ 危機管理監の判断により警戒本部が設置され、水防連絡会の業務が統合されたとき。

第3節 警戒本部

1 設置の発令

設置の発令 (発令者：危機管理監)	○ 市に大雨警報（土砂災害）が発表され、警戒を強化する必要がある場合 ○ 被害通報等が増加し、情報連絡態勢では対処できない場合 ○ 大型台風の接近に伴い特別の警戒が必要になった場合 ○ 局地的な災害が発生し、または発生するおそれがある場合 ○ 総務部防災安全課長は、情報連絡態勢により収集した情報を総務部長に報告する。 ○ 総務部長は、収集した情報を分析し、建設環境部長と協議の上、警戒本部の設置が必要であると判断した場合は、危機管理監（副市長）に報告し、警戒本部の設置を具申する。 ○ 総務部長の報告を踏まえ、危機管理監（副市長）が判断し、発令する。

2 警戒本部の組織・運営

本部長	危機管理監（副市長）
副本部長	総務部長
警戒本部員	議会事務局長、政策部長、公共施設マネジメント部長、市民生活部長、健康部長、福祉部長、子ども家庭部長、まちづくり部長、建設環境部長、教育部長、会計管理者、消防団長、防災安全課長
その他	○ 危機管理監（副市長）が不在のときは、第1副市長が本部長の職務を代理する。 ○ 本部の運営に係る事務局は、防災安全課が行う。 ○ 本部の設置場所は原則として災害対策本部室とする。

3 配備態勢と主な活動内容

（1）配備態勢

水防警戒態勢とし、防災安全課、水防指定課及び水防関連部署等に必要な人員を配置する。

(2) 活動内容

担当課	対応職員	主な活動内容
○防災安全課 ○災害初動要員（本部班）	全職員	1. 警戒本部の統括，総合調整 2. 気象情報及び水位情報の収集 3. 各課との連絡調整及び情報収集活動の総括 4. 他市町村、関係機関等との連絡調整 5. 職員の動員要請 6. 国分寺高校及び東京経済大学との連絡調整
○建設事業課 （街路整備担当課長含む） ○道路管理課 ○交通対策課 ○下水道課 ○緑と公園課	管理職及び所要人員	1. 市民等の通報に基づく対応 2. 危険箇所の巡視 3. 所管施設における水防活動
○まちづくり計画課 ○環境経営課 ○まちづくり推進課 （西国分寺駅等周辺まちづくり担当課長含む） ○建築指導課 ○駅周辺整備課		
○市政戦略室 ○政策法務課 ○デジタル行政推進室	管理職及び所要人員	1. 市民への情報提供・注意喚起 2. 市民からの問合せ対応 3. 報道機関への対応
○職員課 ○契約管財課 ○公共施設マネジメント課	管理職及び所要人員	1. 職員の活動状況の把握 2. 庁舎の管理 3. 車両の管理
○子育て相談室 ○地域共生推進課 ○保険年金課	管理職及び所要人員	1. 所管する指定緊急避難場所の開設準備 2. 避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導の検討
○協働コミュニティ課 ○人権平和課 ○文化振興課		所管する指定緊急避難場所、帰宅困難者一時滞在施設の開設準備
○公民館課		所管する帰宅困難者一時滞在施設の開設準備
○課税課 ○納税課		恋ヶ窪駅，国分寺駅，西国分寺駅，国立駅周辺の帰宅困難者・駅前滞留者の把握

担当課	対応職員	主な活動内容
○教育総務課 ○学務課（指定された職員） ○学校指導課		市立小中学校との連絡調整
小中学校地区防災センター運営班 ○学務課 ○図書館課 ○ふるさと文化財課 ○市史編さん室 ○社会教育課 ○災害初動要員（地区防災センター担当）	配置職員	小中学校地区防災センターの開設・運営準備
国分寺高校地区防災センター運営班 ○選挙管理委員会事務局 ○監査委員事務局 ○災害初動要員（地区防災センター担当）	配置職員	国分寺高校地区防災センターの開設・運営準備
東京経済大学地区防災センター運営班 ○情報管理課 ○災害初動要員（地区防災センター担当）	配置職員	東京経済大学地区防災センター運営班の開設・運営準備
国分寺市消防団	消防団員	1. 河川・水路等の監視及び警戒等 2. 避難誘導の応援協力

4 警戒本部設置の通知

危機管理監（副市長）は、警戒本部を設置したときは、速やかに市長に報告し、東京都総務局総合防災部、国分寺消防署、小金井警察署等の関係機関に警戒本部を設置した旨を通知する。

5 警戒本部設置の廃止

廃止基準	○ 対象となる警報等が解除され、応急対策など特段の対応の必要がなくなったとき。 ○ 市長の判断により災害対策本部が設置され、警戒本部の業務が統合されたとき。

6 災害対策本部への移行

市長（本部長）は、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、総合的な応急対策が必要であると判断した場合、警戒本部から災害対策本部への移行を決定する。災害対策本部に移行した場合の体制等は、第3部第1章第1節「災害対策本部等の組織・運用」を準用する。

第4節 災害対策本部

1 設置の発令

設置の発令 （発令者：市長）	○ 水防警戒態勢では対処できない場合 ○ 危機管理監（副市長）は、災害対策本部の設置が必要であると判断した場合は、市長に状況を報告し、災害対策本部の設置を具申する。 ○ 危機管理監（副市長）の報告を踏まえ、市長が判断し、発令する。

2 災害対策本部の組織・運営

本部長	市長
副本部長	第1副市長、第2副市長（危機管理監）、教育長
災害対策本部員	議会事務局長、政策部長、公共施設マネジメント部長、総務部長、市民生活部長、健康部長、福祉部長、子ども家庭部長、まちづくり部長、建設環境部長、教育部長、会計管理者、消防団長、防災安全課長
その他	○ 本部長（市長）が不在のときは、危機管理監（副市長）が本部長の職務を代理する。 ○ 本部の運営に係る事務局は、防災安全課が行う。 ○ 本部長室の設置場所は原則として災害対策本部室とする。

3 配備態勢と主な活動内容

（1）配備態勢

水防第1 非常配備態勢	各災害対策本部が班体制を敷いて応急対策並びに被害の拡大抑止に必要な人員を配置する。職員の活動体制は、第3部地震災害応急復旧対策計画、第1章活動体制第1節「災害対策本部等の組織・運用」を準用し、応急対策活動を実施する。
水防第2 非常配備態勢	市の複数地域で相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがあり、水防第1 非常配備態勢では対処できない場合で、大規模で広範囲な被害に対処するための人員を配置する。職員の活動体制は、第1 非常配備態勢に同じ。

(2) 活動内容

第3部第1章第1節7、各部の分掌事務を準用し、水防警戒態勢の活動に加え、

- 災害対策本部の設置、各種水防活動
- 避難行動要支援者の避難支援
- 住家の浸水状況の把握、避難所の開設・運営

4 職員の動員

(1) 職員招集

- 市長は、夜間、休日等の勤務時間外に気象警報の発表があったとき、または水防活動の必要が生じた場合は、配備基準に基づき必要な人員を招集する。
- 市内の全般的地域の被害に対処するため、災害対策本部を設置した場合には、月額会計年度任用職員及び再任用職員も必要に応じて招集する。
- 大型台風の接近時や豪雪などにより交通遮断が予見される場合は、職員を早めに招集する。

(2) 職員参集

職員は、気象情報等に注意し、大雨・洪水警報等が発表されたとき、または参集指示を受けた場合には、配備基準に基づき速やかに参集する。

(3) 参集連絡方法

- 本部員（各災対部長）は、あらかじめ部内の伝達方法を定め、職員に対し周知徹底する。特に、勤務時間外に配備態勢を敷くときも所属職員に対し確実に伝達できるよう、事前に連絡方法を把握しておく。
- 防災安全課は、水防警戒態勢から非常配備態勢へ移行する場合には、本部員（各災対部長）に連絡するとともに、職員安否確認システムにより職員へ配備及び動員の連絡を行う。

(4) 参集場所

- 勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は原則として各自の所属先とする。地区防災センター運営班（市立小中学校・国分寺高校・東京経済大学）については、あらかじめ指定された参集場所とする。

5 災害対策本部設置の通知

市長は、災害対策本部を設置したときは、速やかに東京都総務局総合防災部、国分寺消防署、小金井警察署等の関係機関に災害対策本部を設置した旨を通知する。

6 災害対策本部の廃止

廃止基準	○ 災害の発生する危険が解消したとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

第5節 災害対策即応本部

1 設置の発令

設置の発令 (発令者：市長)	○ 台風や集中豪雨が「超大型」「数十年に一度」「特別警報級」など、相当の被害拡大の可能性が見込まれる場合で、災害対策本部の設置が想定されるとき。 ○ 全庁での情報共有と全庁一体となった応急対策活動の体制準備等を図ることが必要と想定されるとき。

2 災害対策即応本部の組織・運営

本部長	市長
副本部長	第1副市長、第2副市長（危機管理監）、教育長
災害対策即応本部員	議会事務局長、政策部長、公共施設マネジメント部長、総務部長、市民生活部長、健康部長、福祉部長、子ども家庭部長、まちづくり部長、建設環境部長、教育部長、会計管理者、防災安全課長

3 主な活動内容

- 対応方針及び職員体制の検討
- 各部の役割分担及び総合調整
- 災害情報の共有

第6節 施設の活用

1 指定緊急避難場所

- 指定緊急避難場所は、居住者が災害から命を守るために緊急的に避難する施設であり、本市では、洪水及び土砂災害の発生が想定される区域に避難指示等を発令する場合に開設する。

災害時活用	施設名	開設基準
指定緊急避難場所	東京経済大学	市内の土砂災害警戒区域等に指定されている地域及び、水防法に基づく洪水浸水予想区域に対し、避難指示等を発令するとき
	本町・南町地域センター	
	内藤地域センター	
	いずみ保健センター	

2 自主避難所

- 自主避難所は、避難指示等を行う際に開設する避難所や緊急避難場所とは異なり、避難指示等が発令される前に、河川の増水や土砂災害、暴風の発生等の風水害発生のおそれが高まった際に、自宅等に居続けることに身の危険を感じた市民が、安全を確保するため、早期にかつ一時的に避難する場所として開設する。
- 自主避難所は一時的な避難を想定しているため、そこで生活することは想定していない。台風の暴風域を抜けるなど、災害リスクが低くなった際には早期に閉鎖する。
- 自主避難所として指定される施設を一律で取り扱うのではなく、台風の規模等を踏まえて総合的に判断して決定するものとする。

災害時活用	施設名	開設基準
自主避難所	市立公民館 市立地域センター 市立小中学校 都立国分寺高校 東京経済大学 いずみ保健センター	大型で非常に強い台風が市に上陸・接近するおそれがある場合、または長時間降り続く大雨の影響等で洪水や土砂災害などの発生するおそれがある場合に、市民の問合せ状況などを考慮した上で、市長が必要と判断したとき

3 その他

- 地震災害応急対策計画第3部第1章第4節「施設の活用」を準用する。

第7節 防災会議の招集

- ※ 地震災害応急対策計画第3部第1章第5節「防災会議の招集」を準用する。

第8節 関係機関の活動体制

- ※ 地震災害応急対策計画第3部第1章第6節「関係機関の活動体制」を準用する。

第9節 災害救助法の適用

- ※ 災害救助法の適用基準及び適用の要請手続き等は、地震災害応急対策計画第3部第17章を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

- 風水害が発生した場合は、各防災関係機関が緊密に連携して気象及び被害状況等の的確な情報収集と伝達を行い、情報連絡体制を確立する。
- 市からの防災情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせ市民に広報する。

● 計画の体系

項目	内容	業務開始時期				担当
		警戒	初動	応急	復旧	
第1節 情報連絡体制の確立		●	●	●	●	市、関係機関
第2節 災害に関する予警報等の収集・伝達	1 気象等予警報の伝達体制	●	●	●		市、関係機関
	2 気象等予警報の発表及び伝達	●	●	●		市、関係機関
	3 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の伝達	●	●	●		市、関係機関
	4 特別警報が発表されたときの情報の伝達	●	●	●		市、関係機関
	5 土砂災害警戒情報が発表されたときの情報の伝達	●	●	●		市、関係機関
第3節 異常現象に関する情報の収集		●	●	●		市、関係機関
第4節 被害状況等の収集体制		●	●	●		市、関係機関
第5節 広報広聴活動		●	●	●		市、関係機関

第1節 情報連絡体制の確立

- 市域に関係する気象注意報・警報等の情報を受け、災害の発生が事前に予測される場合、市は直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、市内の連絡及び都、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。
- 都は「東京都災害情報システム（DIS）」の活用による情報共有に加え、発災時に情報連絡要員（業務要員・現地機動班要員）を市区町村に派遣するため、連携して情報共有態勢を一層強化する。
- 活動の詳細は、地震災害応急対策計画第3部第2章第1節「情報連絡体制」を準用する。

第2節 災害に関する予警報等の収集・伝達

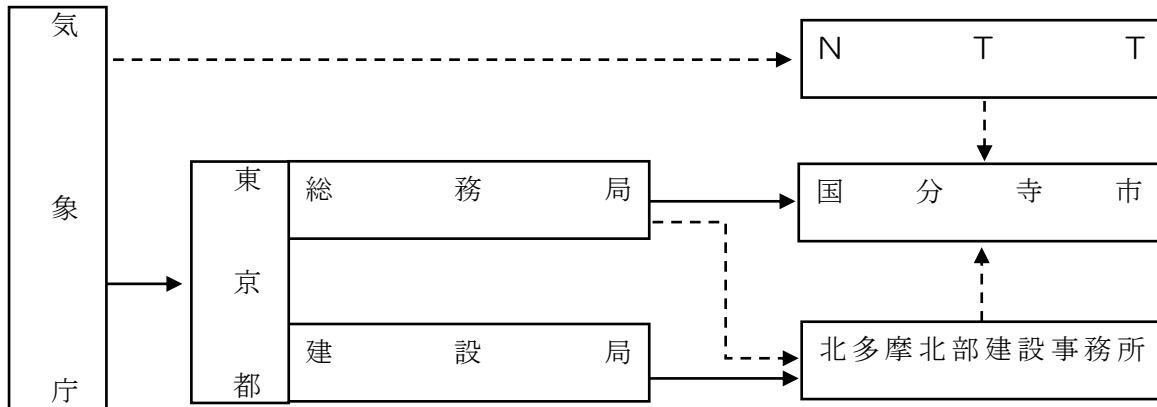
1 気象等予警報の伝達体制

- 市は、気象予警報のほか、都災害情報システム（DIS）や気象庁等の各機関が提供する短期間予報、リアルタイム情報等を監視し、警戒活動に活用するための気象観測情報を収集する。市域に関係する重要な注意報、警報、土砂災害警戒情報等の通報を受けたとき、または自らその発令を知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民防災組織等に通報するとともに、警察署及び消防署等の協力を得て、市民に周知する。

2 気象等予警報の発表及び伝達

項目	内容
気象等予警報の発表	気象等予警報は、気象庁より市区町村を対象として発表される。 ※ 周辺地域の予警報にも留意する。
予警報の取扱い	○ 気象等予警報は、都防災行政無線電話、都災害情報システム、一般加入電話等で市に通報される。 ○ 災害の危険性が切迫している場合などは、気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）で気象庁が市へ直接厳重な警戒を呼びかける。 ○ 市民に対する広報は、報道機関のほか、市ホームページ、安全安心メール、SNS（X等）、防災行政無線（同報系）、ジェイコム東京及びFMたちかわ等により行う。また、必要に応じて消防団等に通知し出動の準備を要請する。

図 6-1 気象情報伝達系統図



- ・気象庁が発表した気象情報は、報道機関、市を通じて市民にも伝達
- ・気象庁が発表した気象情報のうち、警報・特別警報については、総務省消防庁およびNTT 東日本を通じて市に伝達

- 基本系：法令の定めによる伝達系統
- 補助系：確実な伝達を図るための第2系統

図 6-2 警報・注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 気象庁

国分寺市	府県予報区	東京都	
	一次細分区域	東京地方	
	市町村等をまとめた地域	多摩北部	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20
		土壌雨量指数基準	161
	洪水	流域雨量指数基準	野川流域=9.6
		複合基準 ^{*1}	野川流域=(20, 7)
		指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	25m/s
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16
		土壌雨量指数基準	143
	洪水	流域雨量指数基準	野川流域=7.6
		複合基準 ^{*1}	野川流域=(11, 6.2)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%	
	なだれ		
	低温	夏期(平均気温): 平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜	晩霜期 最低気温2℃以下	
	着水・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

3 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがあるときの情報の伝達

- 市は、竜巻注意情報または竜巻への注意を呼びかける雷注意報や東京都気象情報等が発表された場合、危機管理体制を確認するとともに、気象庁等と連携の上、気象情報（竜巻発生確度ナウキャストを含む。）に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応について住民への周知、啓発等に努める。また、気象庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）により送信される竜巻注意情報について、必要に応じて防災行政無線等の自動起動を図っておくものとする。

4 特別警報が発表されたときの情報の伝達

(1) 特別警報の発表

- 気象庁は、平成 25 年 8 月 30 日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、広い範囲で警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な被害の起こるおそれ著しく大きい場合に発表する。なお、特別警報が発表されるような状況においては、気象台からホットライン等を用いて、都及び当該市区町村長に対し、警報事項を明確にし、厳重な警戒を呼びかけることとしている。気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）。

表 6-1 気象等に関する特別警報の発表基準

特別警報の種類		特別警報の基準
気象特別警報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 実施にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をする。この「数十年に一度」の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載。

表 6-2 雨に関する 50 年に一度の値（参考）

地域					50 年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48 時間降水量 (mm)	3 時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
東京都	東京都	東京地方	多摩北部	国分寺市	401	139	251

注 1) 「50 年に一度の値」とは、再現期間 50 年の確率値のこと。48 時間降水量、3 時間降水量、土壌雨量指数いずれも各市町村に係る 5 km 格子の値の平均をとったもの。

注 2) 大雨特別警報は、50 年に一度の値以上となった 5 km 格子がまとまって出現した際に発表する。（ただし、3 時間降水量は 150 mm 以上となった格子をカウント対象とする。）
個々の市町村で 50 年に一度の値以上となった 5 km 格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

(2) 市民への周知方法

- 市は、気象庁や都から通知を受けたとき、または自ら知ったときは、直ちに市民及び関係機関に周知するとともに、必要に応じて避難指示等を発令し、最大限の警戒を呼びかける。

項目	内容
情報伝達手段	・市防災行政無線（同報系） ・市防災行政無線（同報系）自動電話応答サービス ・エリアメール、緊急速報メール ・市ホームページ、SNS（X等） ・安全・安心メール ・Ｌアラート、ヤフー防災アプリ ・ジェイコム東京、FMたちかわ ・広報車など

5 土砂災害警戒情報が発表されたときの情報の伝達

(1) 土砂災害警戒情報の発表

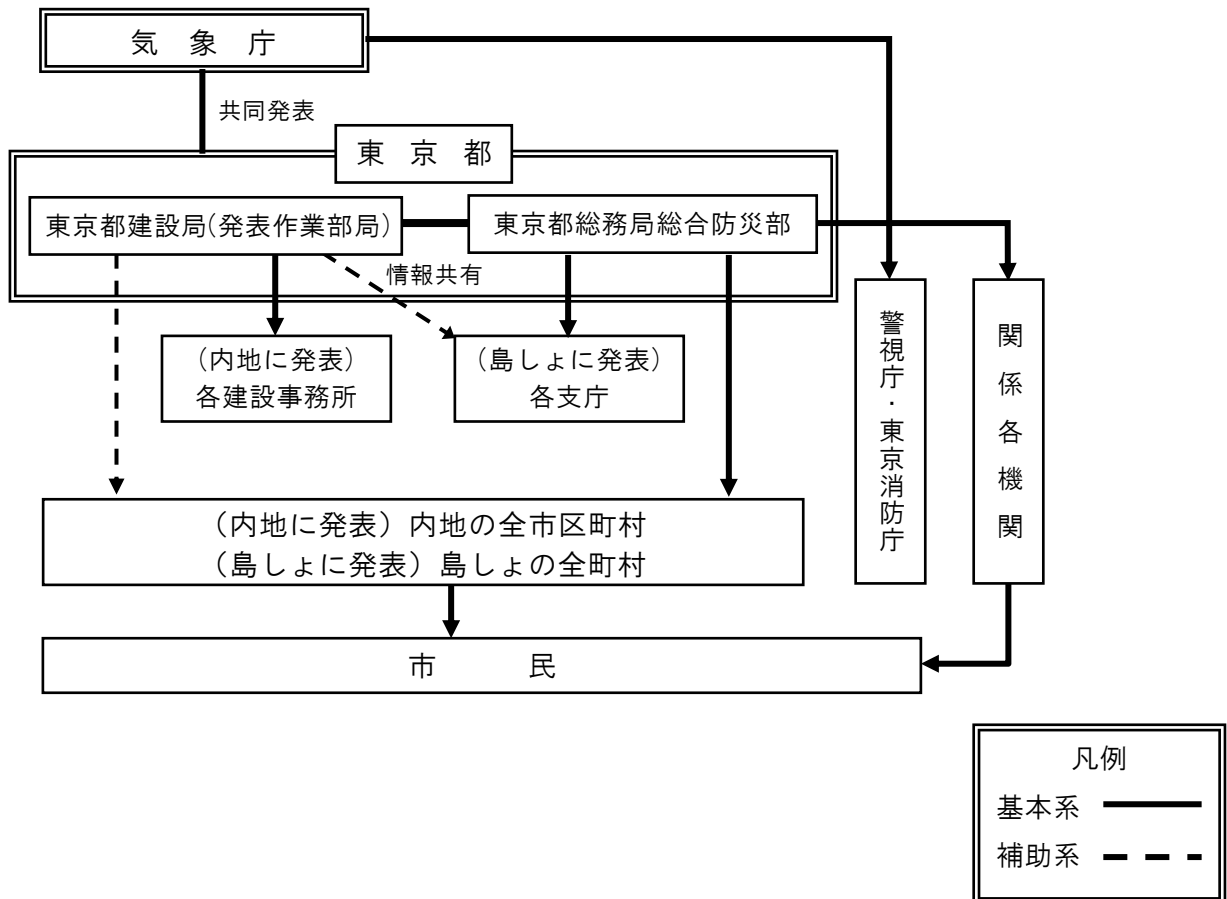
- 気象庁と都が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市区町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市区町村ごとに発表する。なお、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。

項目	内容
土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意事項	○ 土砂災害警戒情報は、大雨警報の発表中に、市区町村毎に発表する。 ○ 発表対象とする土砂災害は、土石流と集中的に発生する急傾斜地の崩壊とする。 ○ 発表対象としない土砂災害は、技術的に降雨から予知・予測が困難である斜面の深層崩壊・山体崩壊・地すべりとする。 ○ 降雨から土砂災害の危険度を判断するため、個々の災害発生場所、発生時刻、規模等を詳細に特定するものではない。 ○ 地震や火山噴火、大規模な土砂災害等により通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合は、土砂災害警戒情報の暫定基準を設定することがある。
土砂災害警戒情報の伝達	○ 気象庁と都が共同して雨量情報を監視し、発表基準を超過すると予測したときに発表する。 ○ 都は、市及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。 ○ 都は、市長の携帯電話及び防災安全課宛に、直接、土砂災害警戒情報のホットメールを配信する。

(2) 市民への周知方法

- 市は、土砂災害の危険度が高まったことにより土砂災害警戒情報が発表された場合、対象地区にある土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所等の付近の住民等に直ちにその旨を伝達するとともに、状況により、避難指示等を発令する。市民への情報伝達手段は、特別警報に同じ。

図 6-3 土砂災害警戒情報の伝達系統図



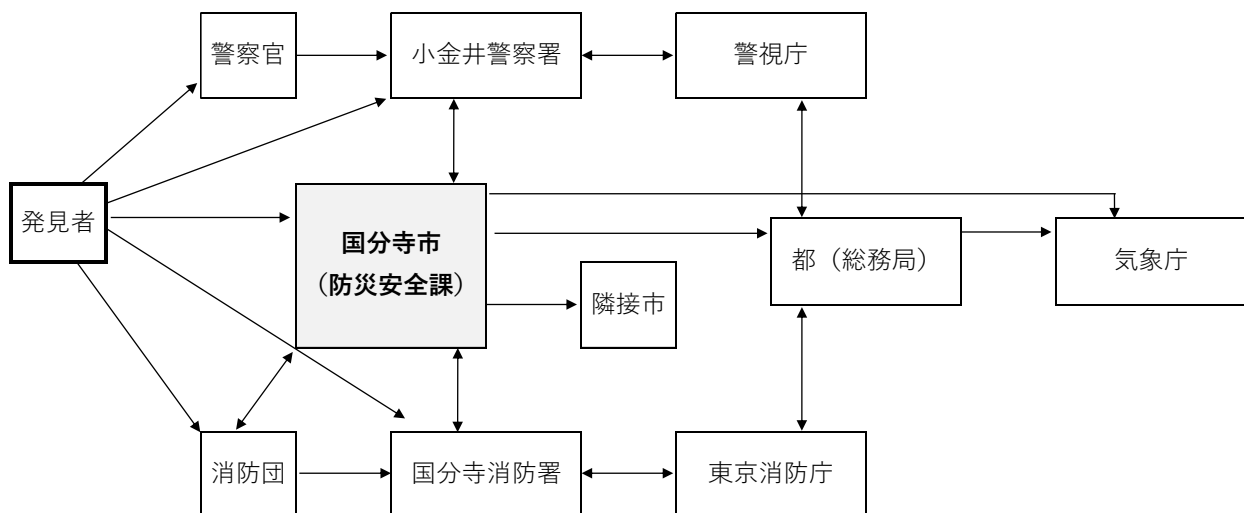
第3節 異常現象に関する情報の収集

- 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市または警察官等に通報する。
- 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象に関する通報を受けた場合、次の系統で関係機関に通報するとともに、必要に応じて市民等に注意を呼びかける。

表 6-3 異常な現象の例

気象に関する事項	○ 竜巻等の激しい突風、強い降ひょう等 ○ 地割れ、亀裂、落石等
水象に関する事項	○ 水位の上昇、堤防の水もれ、亀裂等

図 6-4 異常現象に関する情報の伝達系統



第4節 被害状況等の収集体制

※ 地震災害応急対策計画第3部第2章第3節「被害状況等の収集体制」を準用する。

第5節 広報広聴活動

※ 地震災害応急対策計画第3部第2章第4節「広報広聴活動」を準用する。

第3章 水防計画

- この計画は、水防法、災害対策基本法及び東京都水防計画に基づき、市地域防災計画の一環として作成するもので、洪水その他による大規模な水害の発生または発生するおそれがある場合において、洪水等を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定める。

● 計画の体系

項目	内容	警戒	初動	応急	復旧	担当
第1節	任務及び体制	●	●			市
第2節	気象情報の連絡及び雨量情報等		●			市
第3節 水防機関の活動	1 国分寺市の体制及び活動	●	●	●	●	市
	2 北多摩北部建設事務所 の体制	●	●	●	●	北多摩北部建設事務所
	3 消防機関の体制及び活動	●	●	●	●	消防署、消防団
第4節	水防現場活動計画	●	●	●	●	消防署、消防団、警察署
第5節	決壊時の処置		●	●	●	市長、消防署長、消防団長
第6節	開発区域内等における重大事故発生時の緊急連絡		●	●	●	市、警察署、消防署、都
第7節	費用負担及び公用負担			●	●	市、市長、消防機関の長
第8節	水防実施状況の報告	●	●	●	●	市長

第1節 任務及び体制

担当	対策内容
市	(1) 任務 市は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として市の行政区域内における水防を十分果たさなければならない。 (2) 水防組織 第6部第1章第1節「職員の活動体制」を参照し活動する。 (3) 水防用資機材等 ○ 市は、市内における水防を十分果たせるよう水防用資機材及び装備を準備しておく。 ○ 市は、水防資材を確保するため、市内の資材業者の手持資材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておく。

第2節 気象情報の連絡及び雨量情報等

担当	対策内容
市	○ 気象庁が水防活動用に行う注意報、警報は、第1章第2節の気象情報伝達システムにより連絡される（気象業務法第14条の2）。 ○ 市は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めたときには、都建設局（都水防本部）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努めるものとする。

第3節 水防機関の活動

1 国分寺市の体制及び活動

担当	対策内容
市	市長（水防管理者）は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。 (1) 河川の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めること。 (2) 気象状況及び水位に応じて河川等の管理警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずること。 (3) 水防作業に必要な技術上の指導を行うこと。 (4) 水防作業に必要な資器材の調達を行うこと。 (5) 市長（水防管理者）は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者または現場にある者をして、作業に従事させることができる。 (6) 市長（水防管理者）は、堤防その他の施設が決壊またはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。 (7) 洪水による著しい危険が切迫しているときは、市長（水防管理者）は、必要と認める区域の居住者に対し、立退きまたはその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。 (8) 市長（水防管理者）は、水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序または保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。 (9) 水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の所轄の下に行動する。 (10) 市長（水防管理者）は、水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請することができる。 (11) 知事に災害派遣の要請をするいとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知する。

2 北多摩北部建設事務所の体制

担当	対策内容
北多摩北部建設事務所	(1) 水防の責任 ○ 北多摩北部建設事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を連絡し、資器材及び技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。 (2) 水防態勢 ○ 北多摩北部建設事務所における水防組織は、表6-4のとおりとする。 (3) 気象情報等伝達系統 ○ 気象状況等の伝達系統は、6-14ページの図6-1 気象情報伝達系統図のとおりとする。 (4) 水防資器材 ○ 水防資器材を要請する場合は、北多摩北部建設事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資材は、水防倉庫から払出すものとする。

表 6-4：北多摩北部建設事務所水防分担

班 別	業 務 分 担
所長・副所長	統括指揮
庶務班	(1) 各班の連絡調整に関すること。 (2) 水防資器材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること。 (3) 各班に属さないこと。
情報連絡班	(1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。（内水を含む） (2) 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報及び資料収集整理に関すること。 (3) 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。 (4) 土砂災害警戒情報の収集・整理に関すること。
技術班	(1) 水防作業の技術支援及び指導に関すること。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 (3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。 (6) 雨量・水位、潮位等の観測に関すること。 (7) 工区班応援に関すること。 (8) 崖崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。 (9) 被害があった際の維持修繕等必要な措置に関すること。
工務班	(1) 水防資器材の受払の調整に関すること。 (2) 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。
工区班	(1) 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 (3) 水防作業の技術支援及び指導に関すること。 (4) 公共土木施設の被害状況調査に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。 (6) 崖崩れの被害状況調査に関すること。 (7) 被害があった際の維持修繕等必要な措置に関すること。

3 消防機関の体制及び活動

消防機関（消防署、消防団）が対応する水防活動は、おおむね次のとおりである。

担当	対策内容
国分寺消防署 国分寺市消防団	(1) 消防署長は、水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、水防管理団体に対し、必要な要員を派遣する。 (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、その情報を管理者に連絡して必要な措置を求める。 (3) 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの退去を命ずる。 (4) 消防署長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者または水防現場にある者をして水防に従事させる。 (5) 堤防その他の施設が決壊したときは、消防署長は、直ちにこれを関係者に通知するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 (6) 消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき、または水防活動の必要性を判断した場合は水防部隊を出動させ水防活動を実施する。

第4節 水防現場活動計画

台風、豪雨等により水災が発生する危険がある場合または発生した場合は、この計画の定めるところにより、市、国分寺消防署、消防団及び小金井警察署は、全機能をあげて、関係機関と連携のもとに被害の発生拡大を防止するものとする。

担当	対策内容
国分寺消防署	(1) 消防署及び関係機関との連絡 ○ 内水氾濫、溢水等により水災が発生する危険がある場合、または発生した場合は、消防署の全機能をあげて市内関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。 - ア 消防署長は、水災の発生または危険を知ったときは、直ちに市長（水防管理者）に通知する。 - イ 関係機関は、水災の発生または危険を知ったときは、市長（水防管理者）及び消防署長への通報に協力する。 - ウ ア及びイの通報は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行う。 (2) 水防態勢 気象状況等により水防態勢を発令し、情報収集、分析を行い水災に対する警戒態勢を確保する。
国分寺消防署	(3) 水防非常配備態勢 ○ 水防非常配備態勢は、気象状況及び災害の状況に応じ、市の態勢発令とは別に発令する。 ○ 気象状況及び水災の状況に応じ、水防第一非常配備態勢、水防第二非常配備態勢、水防第三非常配備態勢、水防第四非常配備態勢を発令して組織的な水防活動、救助・救急活動を実施する。 ○ 水防第一非常配備態勢以上の発令で水防部隊を編成し水防活動を実施する。 (4) 救助・救急活動 ○ 水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、水防管理団体に対し、必要な要員を派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者等との協定等に基づく迅速な調整を図り効果的な活動を行う。 ○ 救急活動にあたっては消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

担当	対策内容
国分寺市消防団	(1) 消防団の水防区域 ○ 消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする。 (2) 通報 ○ 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合、または水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。 ○ 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとする。 (3) 出動の指示 ○ 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、もしくは発生したとき、または分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。 ○ 分団長は、気象状況等に分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、または被害が発生したときは、団本部の了解を得て団員を出動させることができる。この場合において、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。 (4) 指示の伝達 ○ 団本部の指示または分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。 <pre> graph TD A[国分寺消防署] <--> B[国分寺市] B <--> C[消防団本部] C <--> D[分団] D --> E[団員] </pre>

担当	対策内容
国分寺市消防団	(5) 有線途絶の場合の連絡 ○ 伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線または連絡者を派遣し、連絡等を保つものとする。 (6) 広報活動の協力 ○ 消防団は、必要に応じ各種広報活動に協力するものとする。 (7) 消防団出動基準 ○ 水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。 - ア 待機:団員は、自宅に待機し、必要に応じ直ちに出動できる態勢 - イ 準備:水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢 - ウ 出動:消防団が被害現場に出動する態勢 - エ 解除:水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢終了の通知 (8) 出動の要領 ○ 出動は、団本部の指示があった場合の他、気象状況等により分団区域内に被害の発生のおそれが認められたとき、または被害が発生した場合に分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。この場合、分団長は出動ごとに場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。 (9) 監視及び警戒 ○ 気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険である箇所が認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずるものとする。 (10) 水防作業報告 ○ 分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告するものとする。

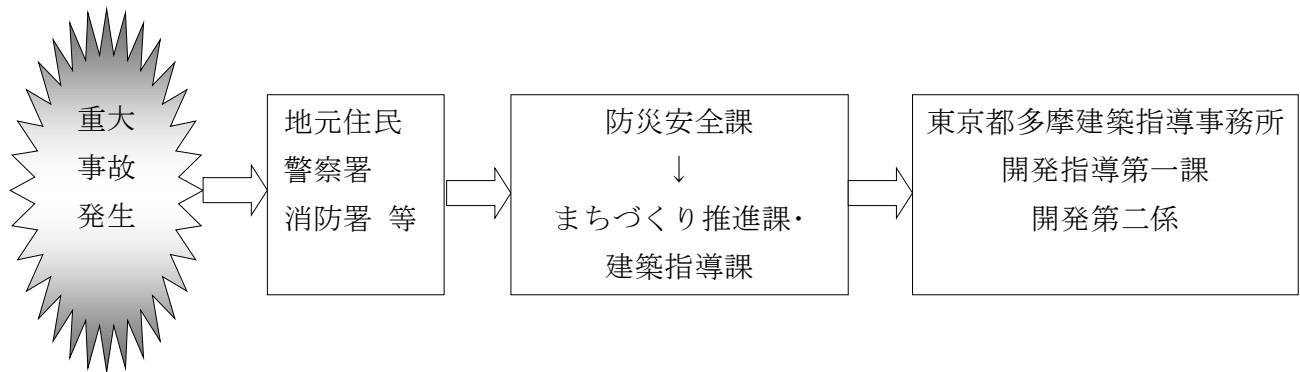
担当	対策内容
小金井警察署	○ 市長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。 ○ 水防現場においては、市長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入り制限及び禁止または立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。 ○ 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向うものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。 ○ 罹災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

第5節 決壊時の処置

担当	対策内容
市長 （水防管理者） 消防署長 消防団長	○ 警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、またはこれに準ずる事態が発生した場合は、市長（水防管理者）または消防署長及び消防団長は、直ちに都水防本部（都建設局）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとる。
市長 （水防管理者） 消防署長	○ 決壊後といえども、市長（水防管理者）及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
市長またはその 命を受けた者	○ 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、市長またはその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きまたはその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知する。

第6節 開発区域内等における重大事故発生時の緊急連絡

台風、豪雨等により都市計画法の開発区域内及び宅造法の工事規制区域内において、宅地及び建築物に係る重大事故（人的被害・物的被害を伴う法面崩壊、擁壁倒壊など）が発生した場合は、市と都が連携して対処するため、以下の緊急連絡を行う。



第7節 費用負担及び公用負担

担当	対策内容
市 市長(水防管理者) または消防機関 の長	○ 市は、水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は市が当該応援を求めた場合は、市と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。 ○ 区域外の市区町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市区町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせん申請することができる（水防法第 41、42 条）。 (1) 公用負担 - 水防のため緊急の必要のあるときは、市長（水防管理者）または消防機関の長は、次の権限を行使することができる（水防法第 28 条）。 - ア 必要な土地の一時使用 - イ 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用 - ウ 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用 - エ 工作物その他の障害物を処分 - 公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）または消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すること。 - 公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準すべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、不可能な場合は、事後において直ちに処理するものとする。 - 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする（水防法第 28 条）。

第8節 水防実施状況の報告

担当	対策内容
市長(水防管理者)	○ 市長（水防管理者）は、巡視等の水防活動の実施、避難指示等の発表、洪水等により被害を生じた場合は、直ちに北多摩北部建設事務所にその概況を速報するものとする。なお、水防資材等の応援を要する場合は、その旨併せて連絡する。 ○ 市長（水防管理者）は、水防終了後 3 日以内に水防実施状況を北多摩北部建設事務所に、水防活動報告書により報告する。

第4章 避難

- 浸水、崖くずれ等が発生し、または発生するおそれがあるときは、市民を安全な場所に避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。市は、迅速な避難を確保するため、避難の考え方を明らかにするとともに、状況に応じて避難指示等を発令し、速やかに緊急避難場所等を開設して避難者を受け入れる。

● 計画の体系

項目	内容	初動	応急	復旧	担当
第1節 事前避難		●	●		市、関係機関
第2節 避難指示等の判断・伝達	1 高齢者等避難、避難指示等	●	●		
	2 避難指示等の伝達				
第3節 避難指示等の判断基準等	1 避難指示等の判断・伝達のための基準の作成	●	●		市、関係機関
	2 避難に要する時間を見込んだ避難指示等の発令	●	●		市、関係機関
	3 市区町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援	●	●		市、関係機関
	4 避難指示等の発令の判断基準	●	●		市、関係機関
第4節 避難誘導		●	●		市、関係機関
第5節 避難所開設・運営		●	●	●	市、関係機関

第1節 事前避難

1 市の責務

- (1) 災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民、使用者、滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、市民に対し、その情勢を的確に伝達し、早期に避難指示を行う。また、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児等）に対しては、早めの避難を促すため、高齢者等避難を発令し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難するか、安全地域の親せき、知人宅に自主的に避難するよう指導する。
- (3) 要配慮者のうち、避難行動要支援者については、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、小金井警察署、消防団、自治会・町内会と連携し、早期の避難を支援する。
- (4) 要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供を行う。
- (5) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市と協力して、避難所等を近隣市のために設けるものとする。

第2節 避難指示等の判断・伝達

1 高齢者等避難、避難指示等

- 内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）によると、立退き避難が必要な災害の事象は以下のとおりである。

(1) 洪水等（洪水、内水氾濫）

ア 河川が氾濫した場合に、氾濫流が家屋流出をもたらすおそれがある場合や、山間部等の流速が速いところで、河岸浸食や氾濫流が家屋流出をもたらすおそれがある場合

※ 具体的な区域や河岸浸食の幅の設定に参考になる情報として、国・都道府県が「家屋倒壊等氾濫想定区域」を設定している場合がある。

イ 浸水深が深く、居室が浸水するおそれがある場合や、地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合

※ 住宅地下室、地下街、地下鉄等、道路のアンダーパス部の車両通行、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。

ウ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続するおそれがある場合

(2) 土砂災害

ア 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合

イ 土石流が発生し、被害のおそれがある場合

ウ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

- 平成31年3月に内閣府策定の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、警戒レベルを用いた防災情報の発信及び避難勧告等の発令が追加された。具体的には、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報とを関連付ける警戒レベルの導入や、警戒レベル5として市区町村長が災害発生情報を発令し、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を求めること等について内容の追加が行われた。

- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、警戒レベル4の避難勧告と避難指示については、「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するとともに、警戒レベル5を「緊急安全確保」とし、災害が発生・切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の改善が行われた。

表 6-5 避難指示等の一覧

措置		根拠	役割
【警戒レベル3】 高齢者等避難	（避難に時間を要する高齢者等に早めの避難を促すとき） ・避難のための立退きの要請	災害対策基本法 第56条第2項	市長
【警戒レベル4】 避難指示	（危険な場所から全員避難） ・避難のための立退きの指示	災害対策基本法 第60条第1項	市長
	（市長が指示できない、もしくは求めるとき） ・避難のための立退きの指示 ・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内での退避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	警察官
	避難のための立退きの指示	水防法第29条	市長 都知事及びその名を受けた都職員
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、必ず発令されるものではない） ・立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保する行動を指示	災害対策基本法 第60条第3項	市長

2 避難指示等の伝達

- 市は、災害発生 の 危険性がある状況においては、災害の危険が去るまでの間、住民が適時的確な避難行動等をとることができるよう、関係機関からの情報や自ら収集した情報等により、的確に判断を行い、躊躇することなく避難指示等を発令する。避難指示等を発令した場合は速やかに都へ報告する。

避難対象区域の住民への伝達は、風水害応急対策計画第2章第2節「災害に関する予警報等の収集・伝達」によるほか、小金井警察署、国分寺消防署等の協力を得て迅速かつ的確に行う。

- また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- 市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

図 6-5 高齢者等避難・避難指示等

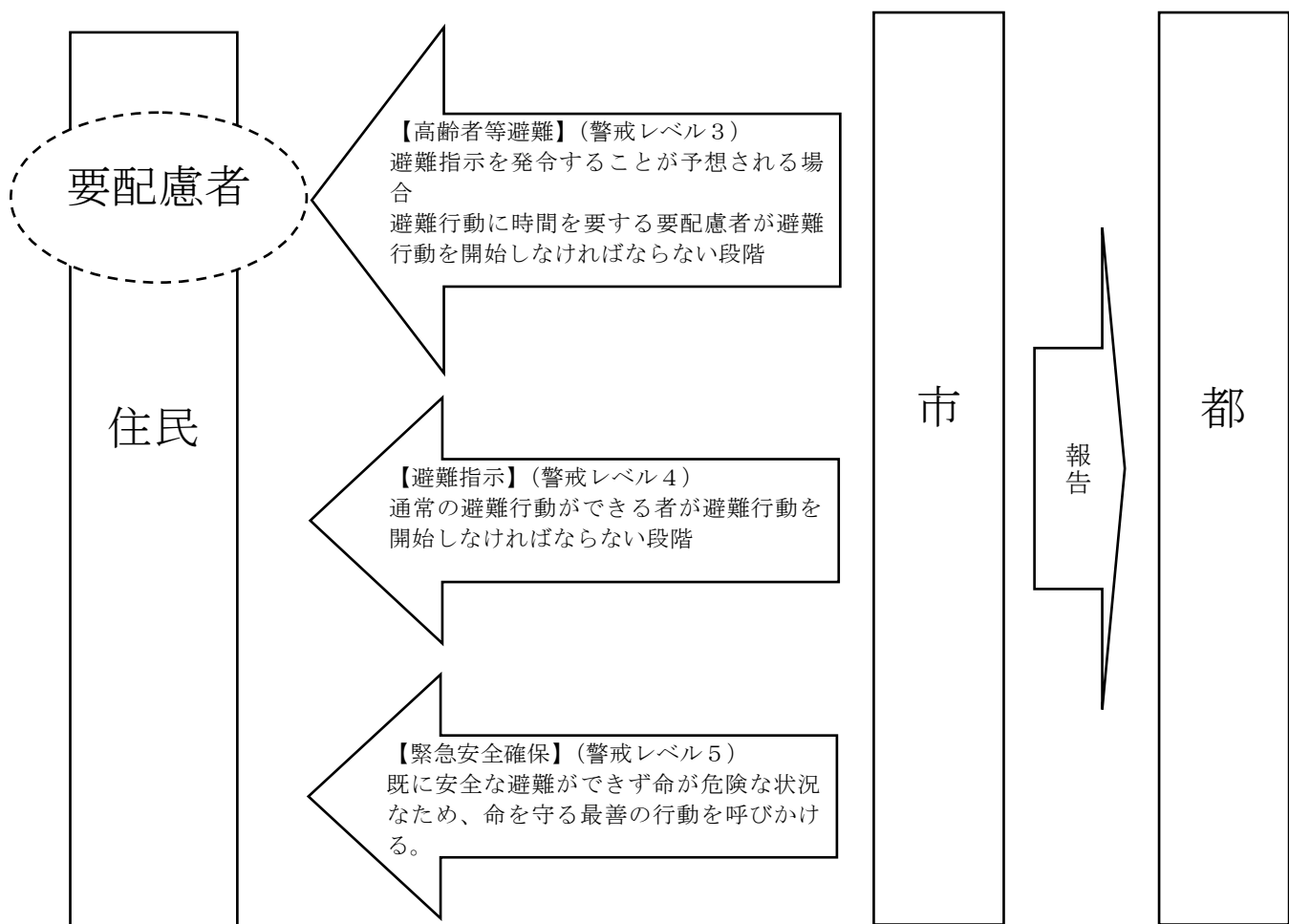


表 6-6 高齢者等避難、避難指示

担当	対策内容
市	○ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長（本部長）は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。 ○ 区域内において危険が切迫した場合には、市長（本部長）は警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて必要と認める居住者等に対し、高齢者等避難、避難指示を行うとともに、速やかに都総務局に報告する。 ○ 水防法第 29 条に基づき、水防管理者として洪水等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 ○ 内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月）を参考に策定した市の避難基準に基づき、要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。 ○ 避難路、避難所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 ○ 平常時から地域または町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
小金井警察署	○ 市長（本部長）が避難の指示をすることができないと認めるとき、または市長（本部長）から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長（本部長）に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。 ○ 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。 ○ 危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
国分寺消防署	○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合、市へ通報を行う。 ○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。 ○ 上記の避難路等については、安全確保に努める。
都建設局	○ 水防法第 29 条に基づき、都道府県知事の命を受けた都職員は氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のために立ち退くべきことを指示することができる。

第3節 避難指示等の判断基準等

1 避難指示等の判断・伝達のための基準等の作成

- 市は、内閣府策定の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考に、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を整備する。

2 避難に要する時間を見込んだ避難指示等の発令

- 市は、河川や土砂の災害発生の危険度について気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を見込んだ上で、避難指示等を発令する。

表 6-7 避難指示等により居住者等がとるべき行動等

区分	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○ 発令される状況：災害のおそれあり ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等とその支援者は避難 ・ 高齢者等とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難または屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅または施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	○ 発令される状況：災害のおそれ高い ○ 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・ 危険な場所から全員避難（立退き避難を基本とするが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能である。）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○ 発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ○ 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また行動を取ったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

3 市区町村の避難指示等の判断・伝達に対する支援

- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、市区町村長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）または都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国または都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第 61 条の 2）。
- 都総務局は、都災害情報システム（DIS）により、平常時において、気象庁等からオンラインで収集した各種気象情報を市区町村等の端末機設置機関に提供する。さらに、気象警報発令時などに、気象庁から都に配信される情報と同じ情報を自動的に市区町村に発信するとともに、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。
- 都建設局等は、市区町村からの助言の求めに応じ、以下の支援を実施する。
 - ・東京都が管理する具体的な河川について堤防の決壊や越水氾濫のデータを収集し、市区町村に提供する。
- (1)警戒すべき区間
- (2)施設の整備状況
 - ・具体的な内水氾濫データを収集し、市区町村に提供する。
- (1)警戒すべき区間
- (2)内水氾濫の特徴

4 避難指示等の発令の判断基準

(1) 野川氾濫に係る避難指示等の基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。また、避難指示等の対象区域は、野川の流域を基本とした町丁目単位で発令する。

区分	判断基準	避難対象区域
【警戒レベル3】 高齢者等避難	○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が注意水位（0.91m）に到達し、かつ、野川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合）し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ○ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ○ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合	東元町一丁目、東元町二丁目、東元町三丁目、泉町一丁目、南町一丁目、東恋ヶ窪一丁目
【警戒レベル4】 避難指示	○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が危険水位（1.60m）に到達し、かつ、野川の洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ○ 異常な漏水・浸食等が発見された場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	○ 野川の一里塚橋水位観測所の水位が堤防高である2.28mに到達するおそれが高い場合 ○ 異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ○ 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ○ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合	

（２）土砂災害に係る避難指示等の基準

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や警戒区域巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。また、避難指示等の対象区域は、土砂災害警戒区域等を対象区域として、土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として気象庁が公表する大雨警報（土砂災害）の危険度分布の単位を基準に、番地単位で発令する。

区分	判断基準	避難対象区域
【警戒レベル３】 高齢者等避難	○ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ○ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ○ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合	東元町三丁目の一部、西元町二丁目・四丁目の一部、南町二丁目・三丁目の一部、泉町一丁目の一部、本町一丁目、日吉町二丁目の一部、内藤二丁目の一部
【警戒レベル４】 避難指示	○ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ○ 土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」となった場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合 ○ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 ○ 土砂災害の前兆現象（湧水の濁り、斜面のはらみ、擁壁の傾き等）が発見された場合	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	○ 大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○ 土砂災害の危険度分布で「災害切迫（黒）」となった場合 ○ 土砂災害の発生が確認された場合	

（３）避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第４節 避難誘導

※ 第３部 第９章 第２節「避難誘導」を準用する。

第５節 避難所開設・運営

※ 第３部 第９章 第３節「避難所の開設・運営」を準用する。

第 7 部 大規模事故等対策計画

第 1 章 総則

第 2 章 応急活動体制

第 3 章 航空機事故

第 4 章 鉄道事故

第 5 章 道路災害

第 6 章 ガス事故

第 7 章 大規模停電事故

第 8 章 大規模断水・水質汚濁

第 9 章 C B R N E 災害

第 10 章 危険物等災害

第 11 章 大規模な火災

第 12 章 富士山噴火降灰対策

第1章 総則

第1節 目的

1 計画の目的

国分寺市地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、主に地震災害、風水害等の自然災害に備えて必要な防災活動に重点を置いて定めたものである。しかし、近年、社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、大規模な事故に対しても、市の機能をあげて対応することが求められるようになってきた。

また、富士山噴火に伴う降灰による被害は、建物の倒壊や火災等、直接的な被害は直ちに発生するものではありませんが、都市においては少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいことが想定される。降灰による被害が発生し、または発生するおそれがある場合、市及び関係機関は連携して対処する必要がある。

そこで、大規模な事故や富士山噴火による降灰（以下「大規模事故等」という。）から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、地域防災計画に大規模事故等対策を位置づけ、各関係機関の応急対策を定めることとする。

2 対象とする大規模事故等

国分寺市が対象とする大規模事故等とは、当該事故等の発生により人的あるいは物的被害が生じ、または市民生活に大きな影響を与えるものとし、以下に示すとおりとする。

なお、以下に想定されていないものであっても、大規模事故等に類するものについては、この計画を適用する。

○ 航空機事故	○ 鉄道事故	○ 道路災害
○ ガス事故	○ 大規模停電事故	○ 大規模断水・水質汚濁
○ CBRNE災害	○ 危険物等災害	○ 大規模火災
○ 富士山噴火降灰		

第2節 基本方針

国分寺市における大規模事故等に対する基本方針は以下のとおりとする。なお、事故の種類により、全ての方針が適用されない場合もある。

- (1) 被災者の人命救助を第一とする
- (2) 各機関の緊密な連携のもと、応急対策を行う
- (3) 二次災害の防止に万全を期す
- (4) 事故現場に「現地連絡調整所」を東京都が設置した場合は、現場における各機関の活動の調整及び相互連携を図る
- (5) 被災者の個人情報に十分配慮する

第3節 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第18章 災害救助法の適用」に定めるところによる。

大規模事故等時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第2章 応急活動体制

- 大規模事故等が発生した場合、市は都及び防災関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、周辺地域への災害拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための体制を確立する必要がある。

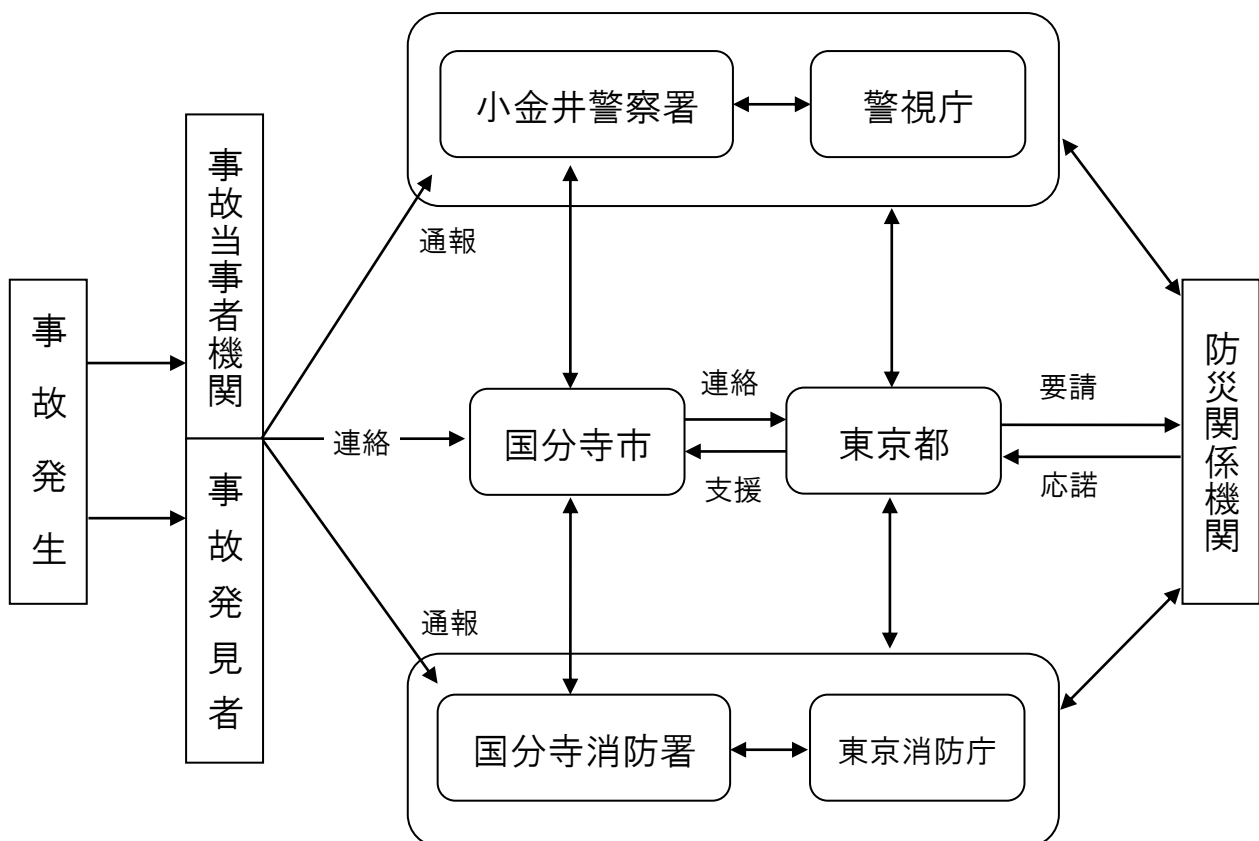
第1節 初動体制

1 通報、連絡、報告体制

事故発生時の情報連絡報告体制は、図7-1の流れを基本とする。

事故当事者機関である事業者においては、警察、消防への通報とともに、速やかに市へ連絡する。

図7-1：基本的な事故発生時の情報連絡体制



2 各機関の役割

実施主体	主な役割
都（総合防災部）	各機関が実施する応急対策活動の総合調整、防災関係機関への要請、避難誘導
都保健医療局	医療物資の調達、医療機関等との連絡調整、遺体検案 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保・支援 避難者の移送、避難所設営、義援金の募集・受付・配分、義援物資の取扱い
都水道局	給水体制の確立
市	医療救護所の設置、遺体収容所の確保、避難場所の設置、避難誘導 等
警視庁	救助、警備、交通規制、避難誘導、遺体検視 被害実態の把握・各種情報の収集、行方不明者等の搜索・調査 緊急通行車両確認標章の交付
東京消防庁	災害の予防・警戒・防御、消火、救助、救急、危険物等の措置 東京DMATとの連携活動、関係機関との情報交換
自衛隊	救助、医療搬送、救護
医師会	医療救護
日本赤十字社 東京都支部	医療救護

3 市の活動体制

大規模事故等が発生した場合の活動体制の確立については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第1章 活動体制」に準じて行う。

4 国民保護対策本部への移行

市の地域において発生した事案が大規模テロ等によるものであると政府による事態認定が行われ、内閣総理大臣から総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市として指定の通知を受けた場合、市は、直ちに国民保護対策本部へ体制を移行する。なお、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。

※ 事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。

第2節 現地連絡調整所の設置・運営

1 現地連絡調整所の目的及び役割

列車の脱線事故や航空機の墜落等の大規模事故により多数の死傷者が発生した場合、災害現場では、被害を最小限にするため、複数の関係機関が制約された時間の中で、相互の役割等を明確に認識し、応急対策活動を実施する必要がある。

このため、都は災害現場において各機関の情報の共有化、活動の調整等を行い、被災者並びに被災のおそれのある者を早期に救出・救助・搬送・避難させることを目的として、現地連絡調整所を設置する。現地連絡調整所が設置された場合、市はこれを支援する。

2 設置者及び連絡員

(1) 設置者

現地連絡調整所は、大規模事故が発生した場合に、都と事故発生地の市区町村が協議し、都が設置する。

(2) 設置場所

現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所であつ現場活動の一体性を考慮して、警視庁の現場警備本部または東京消防庁の現場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。

なお、地元市区町村が現地対策本部を設置している場合で、各機関間の連絡調整等を行う場合は、これに置くものとする。この場合、都は、当該市区町村を支援する。

(3) 連絡員

都は、現地連絡調整所を設置する場合は、速やかにその旨を各機関に周知するとともに、連絡員の派遣を要請する。

3 参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は、おおむね下記のとおりとする。

- 東京都
- 事故発生地の市区町村
- 警視庁
- 東京消防庁
- 自衛隊
- 医師会
- 日本赤十字社東京都支部
- 事故当事者機関（鉄道事業者等）
- 消防団 等

4 運営方法

- (1) 現地連絡調整所は、原則として都と地元市区町村が中心となり、各機関の協力により運営する。
- (2) 各機関は連絡員を通して情報を提供し、現地連絡調整所で各機関と情報の共有を図る。
- (3) 随時または定期的に開催する調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行う。議事の進行は、都が担当する。

5 連絡調整事項等

○ 現地連絡調整所では、主として以下のような連絡調整等を実施する。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 災害現場の状況把握
- (3) 警戒区域の確認
- (4) 各機関の役割分担、分担区域の確認
- (5) 各機関の部隊派遣状況及び見込み
- (6) 被災者等が一時的に避難する施設・場所の確保に関する調整
- (7) 軽症者の臨時的な移送や医療救護に関する調整
- (8) 重症者の医療機関への搬送に関する調整（ヘリ搬送含む）
- (9) 遺体の搬送及び安置場所等の調整
- (10) 各機関が発表する広報内容の確認等
- (11) 民間施設等の使用に関する確認
- (12) 臨時ヘリポート設置・運用に関する調整
- (13) その他、各機関が必要とする事項

6 各機関間の連絡方法等

- (1) 事故現場における各機関の連絡方法については、原則として、都が用意した簡易無線機（トランシーバー）または各機関が所有する携帯電話を使用する。
- (2) 現地連絡調整所内では、地図（現場見取り図）、ホワイトボード、ペーパー資料等を活用し、情報の連絡及び共有を図る。

7 広報

各機関は、現地連絡調整所において十分な連絡調整を行い、的確な広報に努める。また、報道機関に対しても、必要な協力を求める。

※ 情報収集・伝達、市民への広報については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第2章 情報の収集・伝達」に準じて行う。

8 事故当事者機関による情報提供

事故当事者機関は、現地連絡調整所に連絡員等を派遣し、事故の内容等の情報を提供する。

＜例＞ 鉄道事業者の場合

- (1) 事故の内容・規模
- (2) 乗客に関する情報
 - 総乗客数等の情報
 - 被災情報、安否情報
 - 遺族への連絡状況
- (3) 応急対策状況
 - 救助、救護体制
 - 代替輸送手段の確保
 - 二次災害防止に対する措置状況
 - 重機等の資機材提供

9 必要資器材の確保

都及び市区町村は、現地連絡調整所における機能を最大限発揮するため、必要な資器材（テーブル、椅子、ホワイトボード、コピー機等）を整備する。

10 災害対策本部との連携

都及び市区町村が災害対策本部を設置した場合、現地連絡調整所は、当該本部と緊密な連携を確保するよう努める。なお、災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、災害対策基本法に基づき都庁第一本庁舎5階大会議場に設置される政府の緊急災害現地対策本部又は国（総務省消防庁）に対して直接連絡する。

第3節 災害予警報等の伝達

1 気象情報

(1) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに気象庁大気海洋部予報課が東京都知事に対して通報し、都総務局及び東京消防庁を通じて区市町村や各消防署等に伝達される。

(2) 火災気象通報の実施基準

実施官署	区域	実施基準
気象庁 大気海洋部 予報課	区部及び 多摩地域	(1) 実効湿度 50%以下で最小湿度 25%以下になる見込みのとき (2) 平均風速が 13m以上吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。） (3) 実効湿度 60%以下で最小湿度 30%以下となり、平均風速が 10m以上吹く見込みのとき

2 火災警報

(1) 東京消防庁は、気象庁からの気象情報に基づき、気象の状況等から火災発生及び延焼拡大の危険が極めて大きいと認める場合に火災警報を発令する。

(2) 伝達

東京消防庁は、火災警報を発令したときは、都総務局、気象庁、管下各消防署、消防団及び防災関係機関に通報する。

東京消防庁は、報道機関を通じて警報の発令を都民に周知するとともに、各消防署は、あらかじめ定めた場所への掲示、官公署等への通報及び巡回広報等を行う。

都総務局は、警報の発令を市に通報する。

第4節 応急対策の留意点

1 救助・救急活動

(1) トリアージの実施

- ア 大規模事故で多数の負傷者が発生した場合は、現地でトリアージを行う。
- イ 医療機関への搬送は、重症・中等症者を優先し、軽傷者については、事故現場周辺に設置する現場救護所で応急措置の後、医療機関へ搬送する。

※ 救助・救急活動については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第7章 救助救急対策」、救護活動については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第8章 医療救護・保健衛生対策」に準じて行う。

2 搬送活動

(1) 負傷者の医療機関への搬送は、原則として以下のとおりとする。

- ア 中等症・重症患者は、救急車またはヘリコプターによる。
- イ 軽傷者については、庁用車等を活用する。
- ウ 搬送手段の確保については、現地連絡調整所で調整する。

(2) 現場における交通規制

事故現場からの緊急車両の通行ルートは、必要な時間、区間等において交通規制の実施が予想されるので、各機関は車両通行の妨げとならないよう、各機関の現地本部や車両等の配置について留意するとともに、相互の連携を図る。

なお、通行ルートの設定については、現地連絡調整所で調整する。

3 医療救護活動

(1) 医療救護班等への派遣要請

- ア 国分寺市医師会への派遣要請は市災害対策本部が行う。
- イ 東京DMA Tは、東京消防庁が要請する。
- ウ 都医師会及び日本赤十字社東京都支部等の医療救護班は、都保健医療局が要請する。

(2) 活動の長期化

負傷者救出に時間を要し、医療救護活動が長期化することも予想される場合は、担当医療従事者が交代する場合、円滑な引継ができるよう配慮する。

(3) 収容医療機関の確保

負傷者の受入先医療機関（近隣医療機関、後方医療機関、都外医療機関等）の確保は、都保健医療局と東京消防庁が連携して行う。

※ 医療救護活動については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第8章 医療救護・保健衛生対策」に準じて行う。

4 警備・交通規制

大規模事故等発生時には、社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想されるため、事故現場及び周辺地区における警備、交通規制等については、警視庁が主体となって以下の活動を実施する。各機関は必要な要請・協力等を行う。

- 警戒区域の設定
- 危険物等の保安
- 交通規制、車両検問
- 犯罪の予防及び取締り 等

5 避難対策

市は、事故現場及びその周辺で二次災害のおそれがある場合には、地域住民の生命、身体を保護するために避難指示、避難誘導等の適切な避難対策を実施する。

都は、市の行う避難対策に必要な支援を行う。

避難指示の基準は原則として次のとおりとする。

- (1) 火災が拡大するおそれがあるとき
- (2) 爆発のおそれがあるとき
- (3) 危険物、高圧ガス等の流出拡散により、広域的に人命の危険が予測される
とき
- (4) その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められ
るとき

※ 避難対策については、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第9章 避難者対策」に準じて行う。

6 遺体の収容、検視・検案

当該事故により多数の死亡者が発生した場合は、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第8章 医療救護・保健衛生対策」に基づき、各機関が協力して遺体の収容、検視・検案を実施する。各機関の主な役割分担は、以下のとおりとする。

- (1) 遺体収容所の設置・管理は、事故発生地市区町村が行う。
- (2) 遺体の検案は、都保健医療局（監察医務院）が行う。また、東京都医師会及び日本赤十字社東京都支部は、都の要請に基づきこれに協力する。
- (3) 遺体の検視、身元不明者の確認等は、警視庁が行う。
- (4) 災害救助法に基づく各種支援については、都総務局及び都保健医療局が行う。

7 安否情報

大規模事故等発生時の安否情報収集は、困難を極める。このため、都及び市区町村は協力して、事故当事者機関や収容医療機関及び各防災関係機関等から情報収集を行い、被災者名簿を作成する。また、安否情報（個人情報）の公表については、現地連絡調整所において各機関で協議し、公表内容、公表時期等の統一を図るよう努める。

第3章 航空機事故

- 定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落

第1節 想定される災害

航空機事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 火災の発生
- 墜落現場付近の建物倒壊
- 人的被害の発生（搭乗者及び事故現場付近の住民等）
- 道路被害の発生、付近道路の渋滞
- 破片の飛散
- ライフラインの途絶
- 学校の臨時休校、施設の臨時休館

第2節 応急対策

1 情報の伝達

航空機事故が発生した場合は、次の事項を把握し、迅速に通報・伝達を行う。

自衛隊機、米軍機の場合は「米軍及び自衛隊機の飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対策活動を実施する。

＜連絡事項＞

- 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- 事故発生の日時、場所
- 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- その他必要な事項

図7-2：通報経路（民間航空機事故の場合）

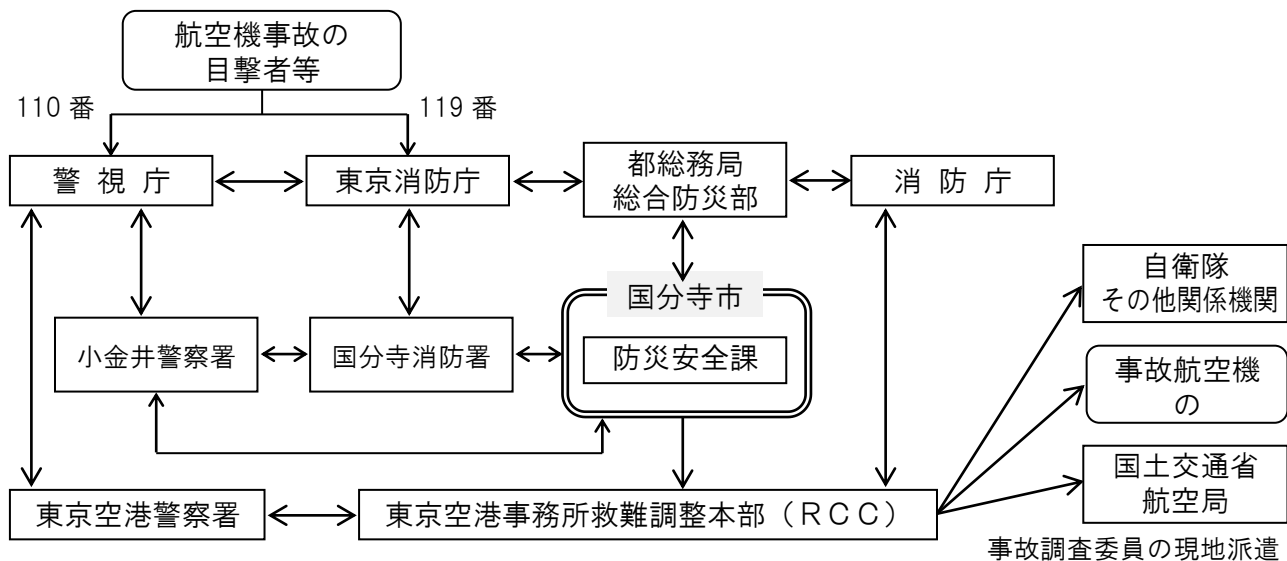


図7-3：通報経路（自衛隊機または米軍機事故の場合）

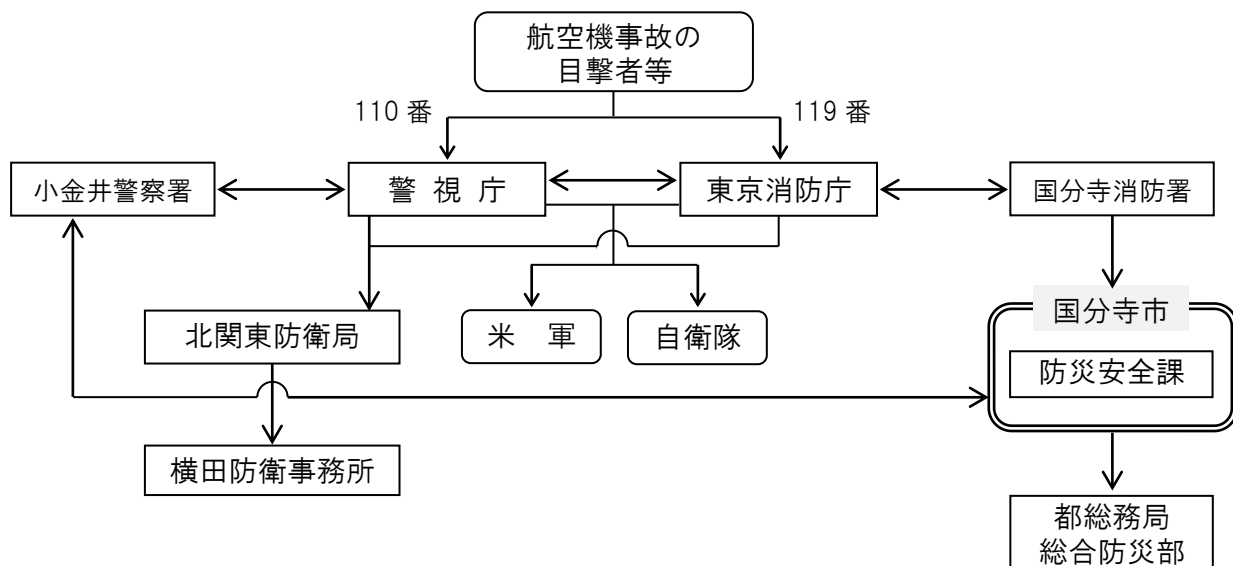
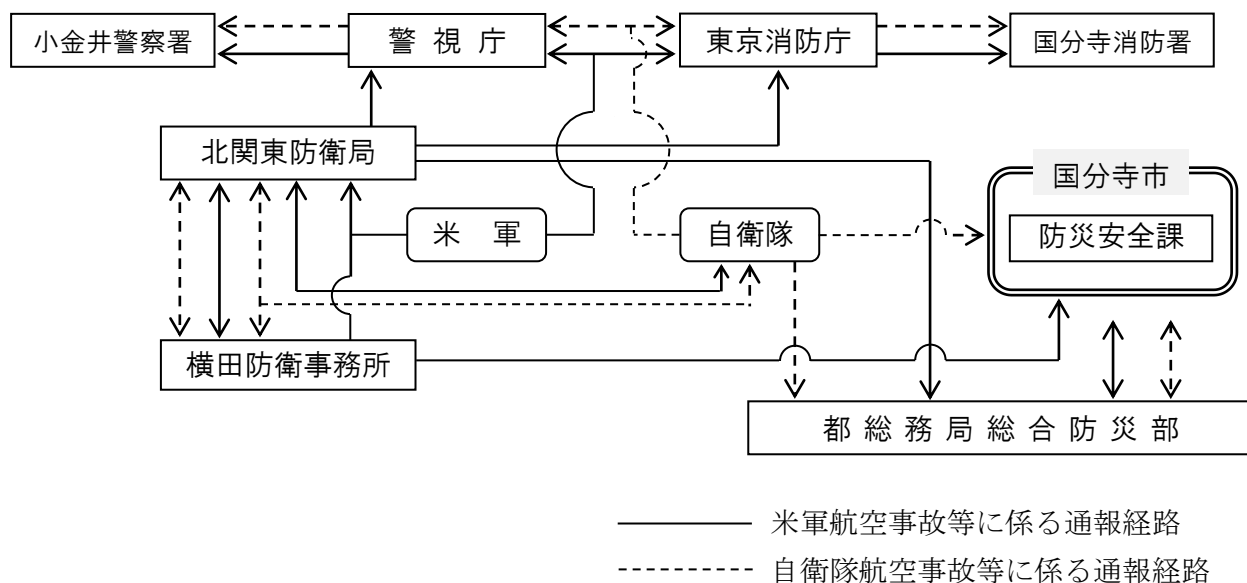


図7-4：米軍または自衛隊からの通報経路



—— 米軍航空事故等に係る通報経路
----- 自衛隊航空事故等に係る通報経路

2 活動体制

(1) 市の活動体制

実施主体	内容
災害対策本部	○ 防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。 ○ 都に対し、現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 医師会に対し、医療救護活動への協力を要請する。 ○ 事故現場付近に危険が切迫した場合は、地域、避難先を定めて避難指示を行う。この場合、市長は速やかに知事に報告する。
救護支援班	○ 医師会の活動を支援する。 ○ 関係機関と連携してトリアージ現場を設置し、医療救護班の活動を支援する。
避難行動要支援者班	○ 事故現場周辺に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。
国分寺市消防団	○ 国分寺消防署と連携した消火活動や危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動や避難誘導等を行う。
都市建設班	○ 事故により所管する道路が被災した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
各班	○ 「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第3節 被害状況等の情報収集体制」に準じて被害情報を収集する。
本部班	○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。
広報班	○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、SNS(X等)、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害情報の放送を依頼する。
各地区防災センター運営班	○ 避難指示の発令に伴う市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。
学校管理・運営班	○ 学校の臨時休校等の措置について検討する。
各施設所管課	○ 施設の臨時休館等の措置について検討する。

※ 上記に記載のない事項は状況に応じて「第3部 地震災害応急復旧対策計画」に準じて行う。

(2) 関係機関の活動体制

実施主体	内容
国分寺消防署	○ 大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
都及び防災関係機関	○ 米軍または自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対応する。 ○ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡調整所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。
国分寺市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
東京電力パワーグリッド立川支社 東京ガスグループ NTT東日本	○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第4章 鉄道事故

- 旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災
- 化成品積載列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等

【事例】平成17年4月25日、兵庫県尼崎市で発生した「JR福知山線列車脱線転覆事故」では死者107名、負傷者562名（重傷267名、軽傷295名）※にのぼった。

※ 平成19年6月「鉄道事故調査報告書」航空・鉄道事故調査委員会より

第1節 想定される災害

鉄道事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 火災の発生
- 事故現場付近の建物倒壊
- 人的被害の発生（乗客及び事故現場付近の住民等）
- 付近道路の渋滞
- 列車運行停止による帰宅困難者の発生

第2節 予防対策

- 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。

実施主体	内容
JR東日本	○ 事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう列車の運行に関わる人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 (1) 車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期または随時保守点検を実施する。 (2) 橋梁や停車場、建物なども保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。 (3) 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。
西武鉄道	○ 輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 (1) 踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 (2) 運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 (3) 列車無線装置

第3節 訓練の実施

実施主体	内容								
J R 東日本	○ 防災訓練 (1) 消防機関等の協力を得て、建物火災消火訓練や列車脱線復旧訓練等を実施する。 (2) 訓練項目は次のとおりである。 通報連絡、初期消火、避難誘導、救出救護、列車防護、応急復旧 ○ 非常参集訓練 (1) 管内の各機関（支社を含む）ごとに、事故発生を想定して、年1回以上非常参集訓練及び情報伝達訓練を実施する。 (2) 訓練内容は、事故発生を想定に基づき社員の各勤務箇所または事故現場までの所要時間の確認を実施する。 ○ 安否確認訓練 - 安否確認メールシステムを活用し、社員・家族の安否確認訓練を実施する。								
西武鉄道	○ 発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。 (1) 訓練項目 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 通信訓練</td><td style="width: 50%;">オ 退避誘導訓練</td></tr> <tr> <td>イ 減速運転訓練</td><td>カ 車両脱線復旧訓練</td></tr> <tr> <td>ウ 非常招集訓練</td><td>キ トロリー線断線復旧訓練</td></tr> <tr> <td>エ 情報伝達訓練</td><td>ク 踏切遮断機倒壊復旧訓練</td></tr> </table> (2) 実施時期 7月、8月、防災週間内	ア 通信訓練	オ 退避誘導訓練	イ 減速運転訓練	カ 車両脱線復旧訓練	ウ 非常招集訓練	キ トロリー線断線復旧訓練	エ 情報伝達訓練	ク 踏切遮断機倒壊復旧訓練
ア 通信訓練	オ 退避誘導訓練								
イ 減速運転訓練	カ 車両脱線復旧訓練								
ウ 非常招集訓練	キ トロリー線断線復旧訓練								
エ 情報伝達訓練	ク 踏切遮断機倒壊復旧訓練								

第4節 応急対策

1 市の活動体制

市の活動体制については、「第3章 航空機事故 第2節」に準じて行う。

2 関係機関の活動体制

J R 東日本、西武鉄道は、旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災等の大規模な事故が発生した場合は、（現地）災害対策本部を設置し応急措置を行う。

また、復旧状況、列車の運行状況について関係機関に連絡する。

実施主体	内容
J R 東日本 西武鉄道	○ 運行基準 各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制または運転中止を行う。 ○ 災害時の応急措置 各鉄道事業者は、災害対策本部を設置し、旅客の安全及び運輸の確保に努める。 ○ 事故発生時の救護活動 各鉄道事業者は、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動を要請する。 ○ 復旧対策 各鉄道事業者は、被害状況を調査し、必要に応じ、迅速かつ適切に復旧作業を行う。
都保健医療局	○ 事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整やDMA Tの追加支援要請に対応する。
国分寺消防署	○ 大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。 ○ その他の活動は次のとおりとする。 (1) 火災の状況把握及び消火活動 (2) 延焼火災等による拡大の防止 (3) 警戒区域の設定・立入りの規制と広報活動 (4) 関係機関との連携
小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
国分寺市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

※ 化成品積載列車からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等が発生した場合は、「第10章 危険物等災害」に準じて対応する。

第5章 道路災害

- 車両の多重衝突・火災
- 危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの流出等

第1節 想定される災害

道路事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 火災の発生
- ガソリン等の流出
- 事故現場付近の建物倒壊
- 人的被害の発生（搭乗者及び事故現場付近の住民等）
- 危険物等の周囲拡散
- 付近道路の渋滞

第2節 予防対策

- 人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

実施主体	内容
都建設局	○ 都建設局が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 (2) 事故多発箇所の施設改善 ○ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保
警視庁	○ 事故多発箇所における表示板等の設置 ○ 交通安全指導の徹底
市	○ 所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平時から道路の安全確保に努める。

第3節 応急対策

車両の多重衝突・火災等の大規模な事故が発生した場合、各道路管理者は被害状況の調査を行ったうえ、関係機関と協力して焼失車両等の除去及び道路施設の復旧対策を実施して、交通の回復を図る。

- 都道・・・・都（北多摩北部建設事務所）
- 市道・・・・市

1 市の活動体制

市の活動体制については、「第3章 航空機事故 第2節」に準じて行う。

2 活動機関の活動体制

実施主体	内容
都保健医療局	○ 事故の覚知後、負傷者の受入れ病院の調整や東京DMA Tの追加支援要請に対応する。
国分寺消防署	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
都建設局	○ 都建設局が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講じる。 (1) 関係機関への連絡、調整 (2) 応急措置の実施 (3) 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
国分寺市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

※ 危険物・毒物・劇物・有害化学物質等運搬車両からの危険物・毒物・劇物・有害化学物質等の流出等が発生した場合は、「第10章 危険物等災害」に準じて対応する。

第6章 ガス事故

- ガス管等からのガス漏えいによる事故

第1節 想定される災害

ガス漏えい及びガス漏えいによる着火・爆発事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- ガス漏えい箇所付近における立入り制限に伴う市民生活への影響
- ガス漏えい箇所付近における火気使用禁止に伴う市民生活への影響
- 人的被害の発生（事故現場及び事故現場付近の住民等）
- 付近道路の渋滞

第2節 訓練の実施

実施主体	内容
東京ガスグループ	○ 訓練項目 1 地震情報等の伝達 2 非常体制の確立 3 社員等の安否確認 4 東京ガスグループ間の組織連携 5 非常事態時における広報活動 6 災害発生を想定した応急措置、復旧措置 7 その他国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加 ○ 実施時期・回数 ・ 年1回以上（本社及び各事業所）

第3節 応急対策

1 市の活動体制

実施主体	内容
災害対策本部	○ 状況に応じて災害対策本部を設置し、防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。 ○ 状況に応じて都と協力して現地連絡調整所を設置する。 ○ 状況に応じて医師会に対し、医療救護活動への協力を要請する。 ○ 事故現場付近に危険が切迫した場合は、地域、避難先を定めて避難指示を行う。この場合、市長は速やかに知事に報告する。
救護支援班	○ 医師会の活動を支援する。 ○ 状況に応じて関係機関と連携してトリアージ現場を設置し、医療救護班の活動を支援する。
国分寺市消防団	○ 国分寺消防署と連携した避難誘導、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。
都市建設班	○ 事故により所管する道路が被災した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
本部班	○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。
広報班	○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、SNS(X等)、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ FMたちかわに被害情報の放送を依頼する。
東経大地区防災センター運営班 国分寺高校地区防災センター運営班 小中学校地区防災センター運営班	○ 市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。
学校管理・運営班	○ 学校の臨時休校等の措置について検討する。
各施設所管課	○ 施設の臨時休館等の措置について検討する。

※ 上記に記載のない事項は状況に応じて「第3部 地震災害応急復旧対策計画」に準じて行う。

2 関係機関の活動体制

ガス導管等からのガス漏えい事故が発生した場合、東京ガスグループ及び関係機関は以下の応急措置を行う。

実施主体	内容
東京ガスグループ	○ 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト 24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 ○ 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。 なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト 24 では 24 時間の緊急出動体制を確立している。 ○ 事故時の応急措置 (1) 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 - ア 人身災害が発生したときは、直ちに医師または消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 - イ ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 - ウ 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を停止する。 - エ 状況に応じ、マンホールの開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 - オ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。また、市に対して防災行政無線等による広報を依頼する。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼または特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
国分寺消防署	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
小金井警察署	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、または市長からの要請があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
国分寺市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第7章 大規模停電事故

- 外的要因等により電力設備が被災し、大規模停電が発生する事故

【事例】平成18年8月14日、午前7時38分頃、東京都江戸川区南葛西と千葉県浦安市の間を流れる旧江戸川を横断する東京電力の特別高圧送電線にクレーン船が接触し、これにより東京都心部他4県市で合計約139.1万軒が停電した。午前10時44分に停電解消。

第1節 想定される災害

大規模停電の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 人工呼吸器などの医療機器が使用できないことによる二次災害の発生
- 信号機や街路灯の滅灯による交通被害の発生
- エレベーターの停止に伴う要救助者の発生
- 電力喪失に伴うライフライン停止等の二次被害の発生
- その他電力喪失を起因とする人的被害の発生
- 列車運行停止による帰宅困難者の発生
- 電力喪失による行政機関及び企業等の事業継続の停滞
- 電化製品が使用できないことによる市民生活への影響

第2節 予防対策

実施主体	内容
東京電力パワーグリッド立川支社	○ 設備構成の多重化 送電線ルートを網の目状に設置し、災害発生によりどこかのルートが使用できなくなった場合でも他のルートを使って送電できる体制を構築している。 ○ 復旧用資機材の確保等 設備ごとの応急復旧用資機材を各地の資材センター等に確保しているほか、他の電力会社からも復旧用資機材の融通及び要員の応援を受けるなど、災害時に即応できる体制を確立している。

第3節 応急対策

広域に長時間にわたって発生した大規模停電は、電力供給だけではなく、水道、交通、通信等のライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、多くの市民の生活に不安と混乱を招くことを鑑み、大規模停電発生時における防災機関及び事故原因者等は直ちに対策を講じる。

1 市の活動体制

実施主体	内容
災害対策本部	○ 防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。
避難行動要支援者班 救護支援班	○ 状況に応じて停電エリア内に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。 ○ 多摩立川保健所と連携し、人工呼吸器などの医療機器使用者への対応（電源確保等）を行う。
国分寺市消防団	○ 国分寺消防署と連携した危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。
都市建設班	○ 信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保を行う。
上下水道班	○ 断水が発生した場合は、都水道局と連携して応急給水を行う。
人員管理班	○ 各班の活動で人員が不足する場合は、庁内で人員を調整する。
本部班	○ 関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。
広報班	○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、SNS(X 等)、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害情報の放送を依頼する。
東京経済大学地区防災センター運営班 国分寺高校地区防災センター運営班 小中学校地区防災センター運営班	○ 市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。
学校管理・運営班	○ 学校の臨時休校等の措置について検討する。
各施設所管課	○ 施設の臨時休館等の措置について検討する。

※ 上記に記載のない事項は状況に応じて「第3部 地震災害応急復旧対策計画」に準じて行う。

2 関係機関の活動体制

実施主体	内容
東京電力パワーグリッド立川支社	○ 非常態勢の確立 ○ 設備の多重化、送電線や配電線の連携により、事故設備の切離しや他のルートを使った送電の実施 ○ 市への情報提供
国分寺消防署	○ 大規模停電により多数の救出・救護事案が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢確保し、迅速な救助・救急活動を実施する。
小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制、信号停止に伴う車輛誘導等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
ジェイコム東京FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第8章 大規模断水・水質汚濁

- 水道管の破損、漏水等により、市内で大規模な断水が発生する事故
- 浄水施設への異物混入などにより、水の使用が制限される事故

第1節 想定される災害

大規模断水・水質汚濁の発生により想定される市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 乳幼児のミルクなど飲用水を確保できないことによる市民生活への影響
- トイレ用水などの生活用水を確保できないことによる市民生活への影響
- 透析患者など、大量の水を必要とする医療機関への影響

第2節 応急対策

1 市の活動体制

実施主体	内容
災害対策本部	○ 状況に応じて災害対策本部を設置し、防災関係機関の応急対策に可能な限り協力する。
避難行動要支援者班 救護支援班	○ 状況に応じて断水エリア内に居住する避難行動要支援者名簿への登録者の安否確認を実施する。 ○ 水質汚濁の場合は、いずみ保健センター等で乳幼児向けのペットボトル保存水を配布する。
国分寺市消防団	○ 国分寺消防署と連携し、断水時の火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を行う。 ○ 市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。
都市建設班	○ 事故により所管する道路が被災した場合、またはその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
上下水道班	○ 断水地域に対し、都水道局と連携して応急給水を実施する。
本部班	○ 都水道局を始め、関係機関との連絡体制を構築する。 ○ 安全安心メール、緊急速報メールで被害状況を提供する。 ○ 市民からの問合せは、都水道局が設置する「お客さまセンター」を案内する。
広報班	○ 報道機関に対応する。 ○ 防災行政無線、SNS(X等)、ホームページ等で被害状況を提供する。 ○ ジェイコム東京、FMたちかわに被害情報の放送を依頼する。

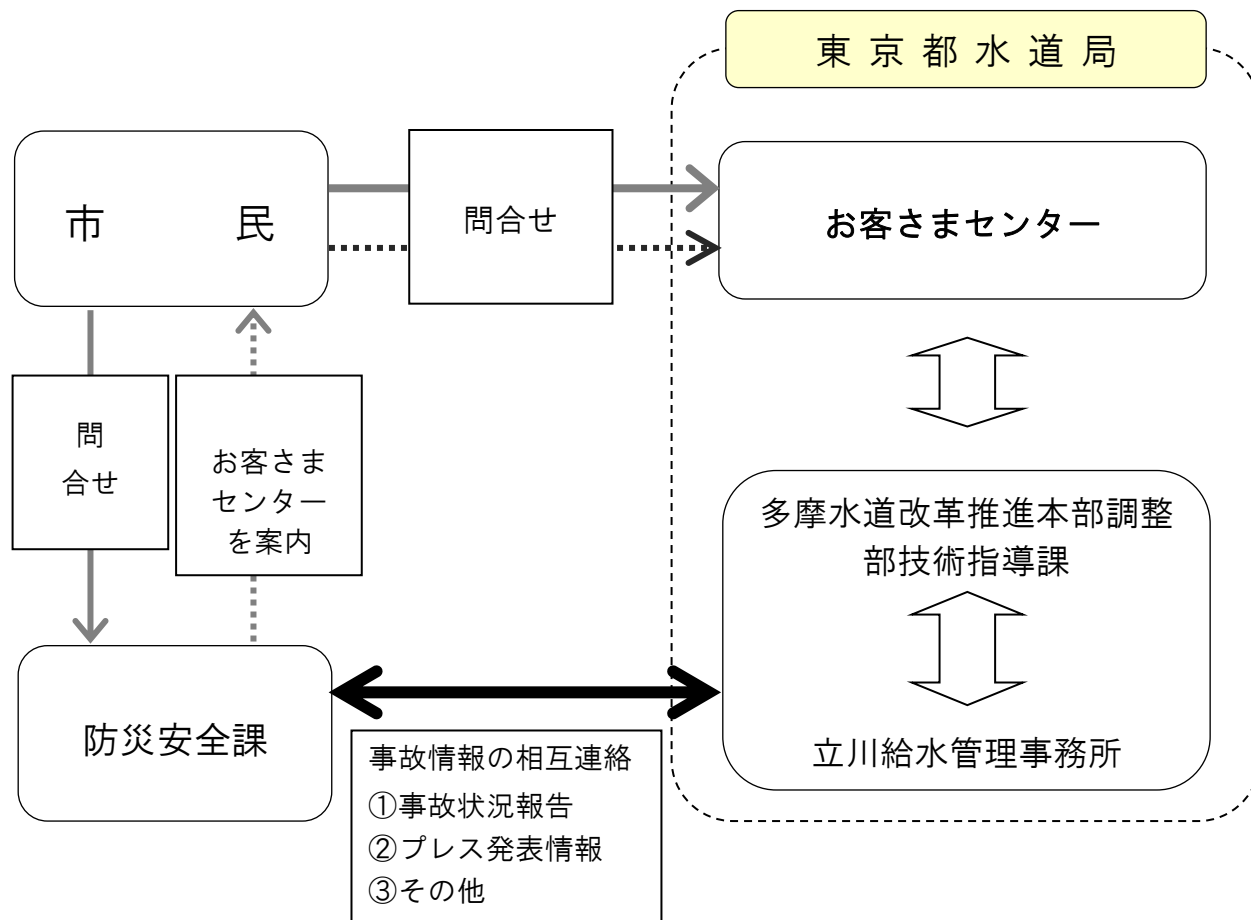
実施主体	内容
東京経済大学地区防災センター運営班 国分寺高校地区防災センター運営班 小中学校地区防災センター運営班	○ 市本部の指示に基づき、地区防災センターを開設する。 ○ 上下水道班と連携した応急給水を行う。
学校管理・運営班	○ 断水地域内の学校の臨時休校等の措置について検討する。
各施設所管課	○ 断水地域内の施設の臨時休館等の措置について検討する。

※ 上記に記載のない事項は状況に応じて「第3部 地震災害応急復旧対策計画」に準じて行う。

2 関係機関の活動体制

実施主体	内容
都水道局	○ 断水の原因を調査し、早期に復旧を図る。 ○ 事故状況やプレス発表情報は、「大規模な水道事故における情報連絡系統図」に基づき防災安全課に報告する。 ○ 「お客さまセンター」を通して、市民からの問合せに対応する。
国分寺消防署	○ 断水時の火災に備え、火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を実施する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

図 7-5：大規模な水道事故時における情報連絡系統図



第9章 CBRNE災害

- C（化学剤）、B（生物剤）、R（放射性物質）、N（核物質）、E（爆発物）が使用される災害の発生（テロによるものだけでなく平常時の事故も含む）

第1節 予防対策

- CBRNE災害等の被害を最小限に留めるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- これまで、化学防護部隊（警視庁）及びCBRNEテロ捜査隊（警視庁）の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊（東京消防庁）が配備されている。
- 都保健医療局ではCBRNE災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- 都総務局では防災関係機関と連絡を密にするとともに、都保健医療局・都保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置するなど初動連絡体制を確保する。
- 市においても初動連絡体制の確保に努める。

実施主体	内容
警視庁	○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 ○ 化学防護部隊及びCBRNEテロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東京消防庁	○ 毒・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材、テロ災害対応資器材等を整備している。
都保健医療局	○ 東京都災害拠点病院に対し、CBRNE災害の被害者の診断等に必要な除染設備等の医療機器を整備している。

第2節 応急対策

- CBRNE災害による人身被害が発生し、または発生のおそれがある場合、関係機関は以下の応急措置を行う。
- 収集した情報は、ジェイコム東京、FMたちかわを始めとする報道機関を通して市民に情報提供を行う。

1 被災者の救助及び治療

(1) 救助活動

実施主体	内容
都	○ 現地調整連絡所を通して、災害現場の救助活動に必要な支援を行う。 ○ 警察、消防等と関係機関との支援協力体制の構築に努める。 ○ 必要により、現地救護所におけるトリアージや応急処置の実施のため、医療救護班を派遣する。
国分寺消防署	○ 大規模火災出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画により対応する。 ○ 必要に応じて東京DMA Tと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

(2) 搬送活動

実施主体	内容
都	○ 被災者の搬送にあたっては、除染の処理が終了した者から搬送するなど、二次汚染の防止を徹底する。 ○ 被災者は原則として救急車により搬送するが、大規模事故により多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員、資機材等の輸送に車両が必要な場合は、輸送用車両を確保する。
市	○ 被災者の搬送について、輸送車両が不足する場合は庁用車を提供する。

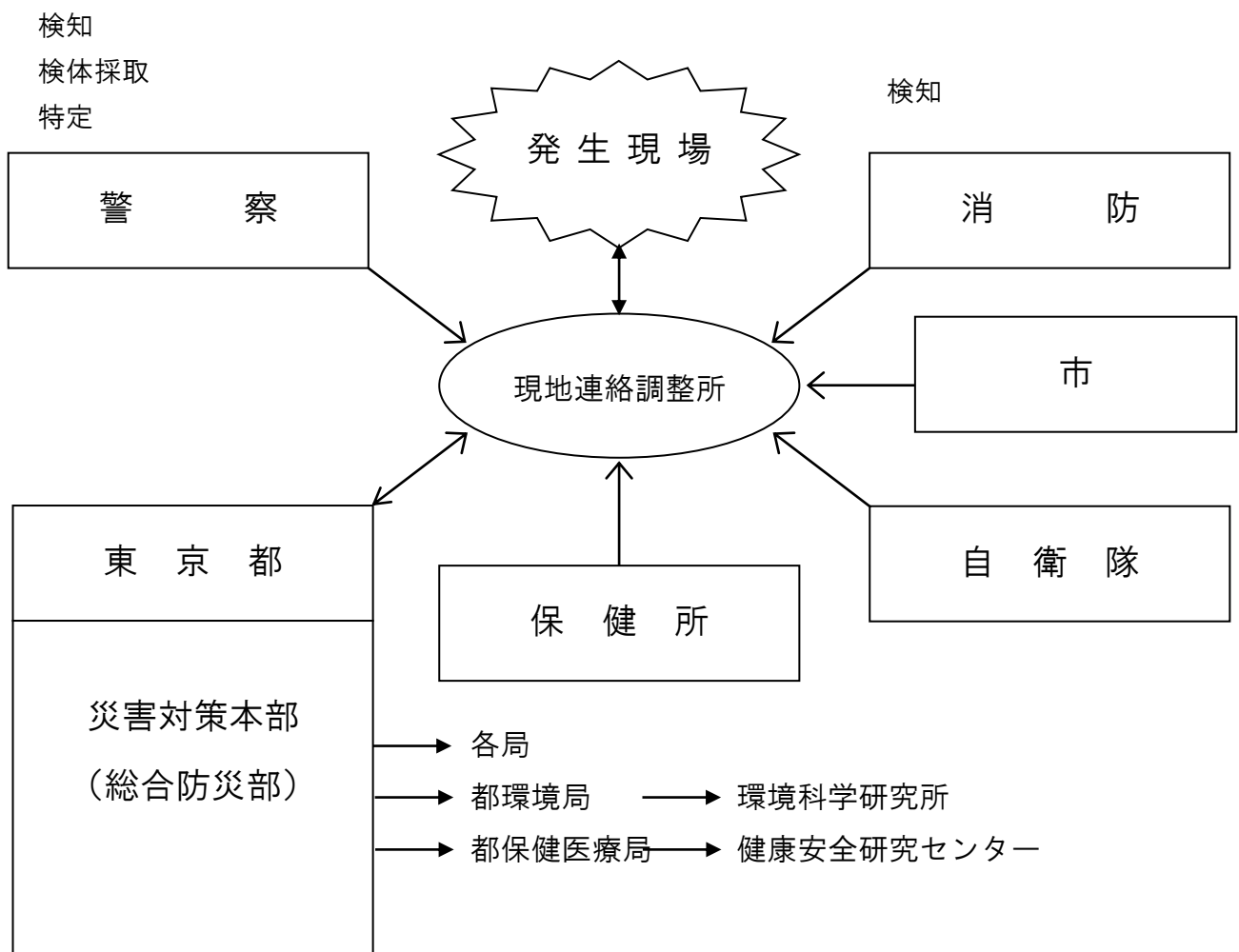
(3) 医療活動

実施主体	内容
都	(1) 医療機関の確保 ○ 被災者の治療のための医療機関の確保に努める。 ○ 救急告示医療機関の収容能力を超える場合または超えることが予測される場合は、早期に後方医療施設等への収容等、調整を行う。 (2) 医療スタッフの確保 ○ 収容医療機関で医師等が不足または不足することが予測される場合は、都医師会等に応援派遣を求める。 (3) 治療の標準化 ○ CBRNE災害の特性に応じて、その治療方針について専門家の意見を聴取するとともに、治療に必要な情報の提供やワクチン、抗生物質等の薬品類の確保に努める。
市	○ 医療スタッフが不足する場合は、国分寺市医師会に協力を要請する。
国分寺市医師会	○ 市からの要請に基づき、医療救護班を派遣する。

2 原因物質の特定

実施主体	内容
各機関	○ 各機関において原因物質等を特定した場合は、速やかに都災害対策本部または現地連絡調整所に連絡する。 ○ 現地活動機関が簡易検知により結果が出た場合は、速やかに都災害対策本部または現地連絡調整所に連絡する。
都	○ 原因物質の特定に係る情報を、搬送先医療機関や現地活動機関及びその他の関係機関、また必要に応じて市区町村等に提供し、共有するよう努める。

図 7-6：関係機関による連携モデル



3 被害の拡大防止

(1) 危険区域

実施主体	内容
都市	○ 被災現場において、警察、消防等により警戒区域や危険区域が設定されている場合、都及び市は、現地連絡調整所においてこれらの機関と連携し、付近住民に対して周知徹底を図る。 ○ 都は、危険区域内への付近住民の立入り監視について、市と連携して対処する。

(2) 住民の避難、誘導

実施主体	内容
都	○ 災害の規模、程度から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該市区町村長に通報する。
市	○ 市長は、災害現場付近住民の避難が必要と判断した場合は、避難指示を行う。 ○ 市は、小金井警察署及び国分寺消防署と緊密に連携して住民の避難誘導を行う。 ○ 住民の避難は、原則として徒歩によることとするが、避難行動要支援者など単独歩行が困難な者に対して、搬送車両等を確保する。 ○ 住民の避難先は「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第9章 避難者対策」を原則とするが、避難時間や風向き等の気象条件等により必要に応じて新たに避難所を選定するなど、柔軟に対応する。

(3) 健康被害調査活動

実施主体	内容
都	○ 住民の健康被害把握のために、関係部局により調査チームを編成し派遣する。 ○ 被害調査活動の結果を速やかに集約、分析し、事後の対応策の立案に反映する。 ○ 調査活動及び活動結果の報道発表にあたっては、被災者のプライバシー保護に十分留意する。

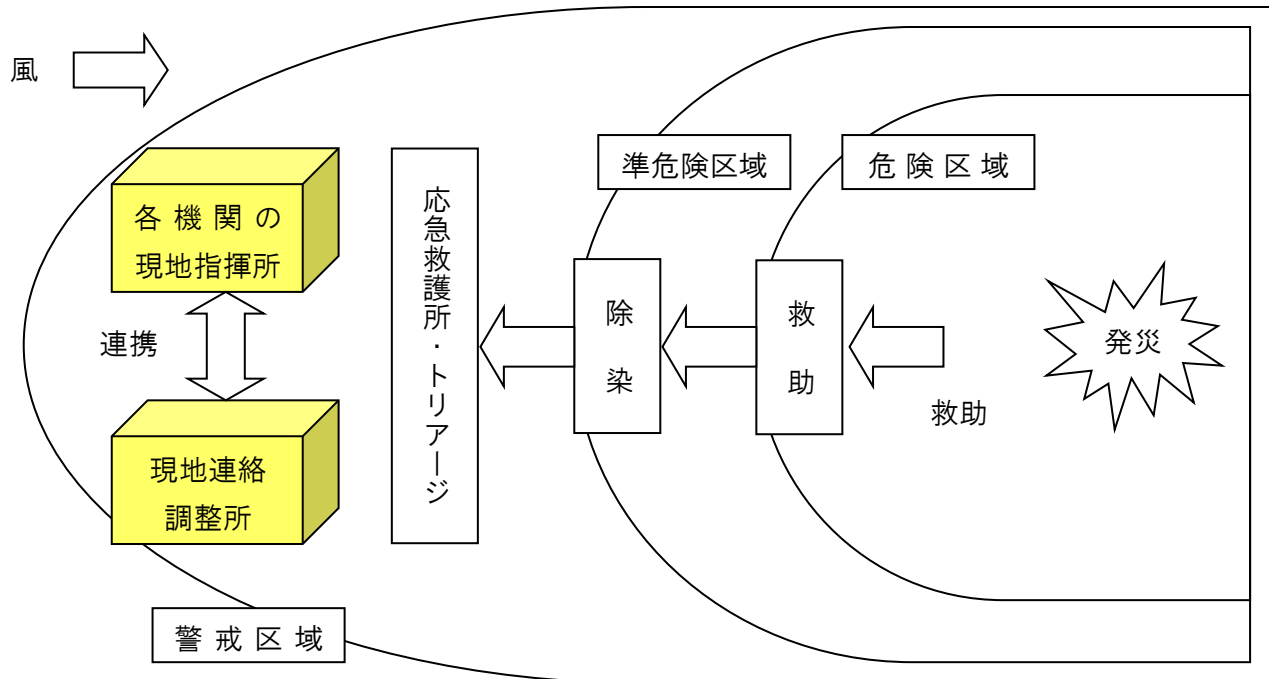
(4) 施設の閉鎖と解除

実施主体	内容
都市	○ 都や市が管理する施設、設備が被害を受けた場合（受けたと判断される場合を含む）は、安全が確認されるまでの間、必要に応じて閉鎖する。 ○ 民間が管理する施設、設備が被害を受けた場合（受けたと判断される場合を含む）は、必要に応じて安全が確認されるまで閉鎖するよう、当該施設管理者に依頼する。 ○ 汚染（感染）区域の除染活動または消毒活動の終了後、汚染（感染）区域の安全性について十分検討し、施設閉鎖を解除する。

(5) 汚染（感染）状況の把握

実施主体	内容
市	○ 公共施設等の汚染（感染）状況を定期的に調査し、結果を市民に広報する。

図 7-7：警戒区域の設定（イメージ）



4 被災者への支援

実施主体	内容
市	(1) 避難所の設置、運営 ○ 避難所の設置が必要なときは、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第9章 避難者対策」に準じて避難所を設置、運営する。 (2) 食料、生活必需品の提供 ○ 被災者の人心安定を図るため、「第3部 地震災害応急復旧対策計画 第11章 飲料水・食料・生活必需品等の供給」に準じて迅速に食料、生活必需品等を提供する。 (3) 相談窓口の設置 ○ 必要に応じて被災者のための生活相談窓口並びに健康相談窓口を設置し、特に心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの心のケアにも都と連携して対処する。

第10章 危険物等災害

- 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等
- 運搬中における危険物等の漏えい・爆発等

第1節 予防対策

1 石油類施設

(1) 保安計画

実施主体	内容
国分寺消防署	○ 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ○ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ○ 次の事項について積極的に指導する。 (1) 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進 (2) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保 ○ 危険物等の輸送について、事業者に対し輸送の動態に対応した輸送手段や種類別の危険度を考慮した輸送手段の保安基準の遵守、安全度の高い輸送手段への移行などを推進する。

(2) 規制及び立入検査

実施主体	内容
国分寺消防署	○ 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。
国分寺消防署	○ 立入検査 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

2 毒物・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

実施主体	内容
都保健医療局	○ 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 毒物・劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。
都教育庁 市	○ 毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して次のように指導を行う。 (1) 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに出し入れすること (2) 毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること (3) 毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「毒物」「劇物」等の表示をすること (4) 毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した丈夫な戸棚とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする また、戸棚は床または壁体等に固定すること (5) 毒物・劇物収納容器の密栓、多段積み进行避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと また、危険性の高い薬品類は戸棚の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること 特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと (6) 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと (7) 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと (8) 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること
小金井警察署	○ 職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

(2) 規制及び立入検査

実施主体	内容
都保健医療局	○ 毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。
国分寺消防署	○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

3 高圧ガス施設

(1) 保安計画

実施主体	内容
都環境局	○ 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。 また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 ○ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。
小金井警察署	○ 都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。

(2) 規制及び立入検査

実施主体	内容
都環境局	○ 災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
国分寺消防署	○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づき、消防対象物または危険物貯蔵所等に立入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

第2節 応急対策

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害が発生した場合、防災機関は被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

1 石油类等危険物取扱施設

石油类等危険物取扱施設等が被害を受け、危険物が流出して、火災、爆発等のおそれがある場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

実施主体	内容
国分寺消防署	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 (1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動 (4) 警戒区域の設定 (5) 消防法第16条の3の2の規定に基づき、製造所、貯蔵所または取扱所において発生した危険物の流出その他の事故であって、火災が発生するおそれがあるものについて事故の原因を調査
小金井警察署	○ 避難誘導 ○ 警戒区域の設定 ○ 避難指示 ○ 関係機関との連絡
市	※ 第3章 航空機事故 第2節に準じて行う。
国分寺市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
東京電力パワーグリッド立川支社 NTT東日本	○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

2 火薬類等取扱施設

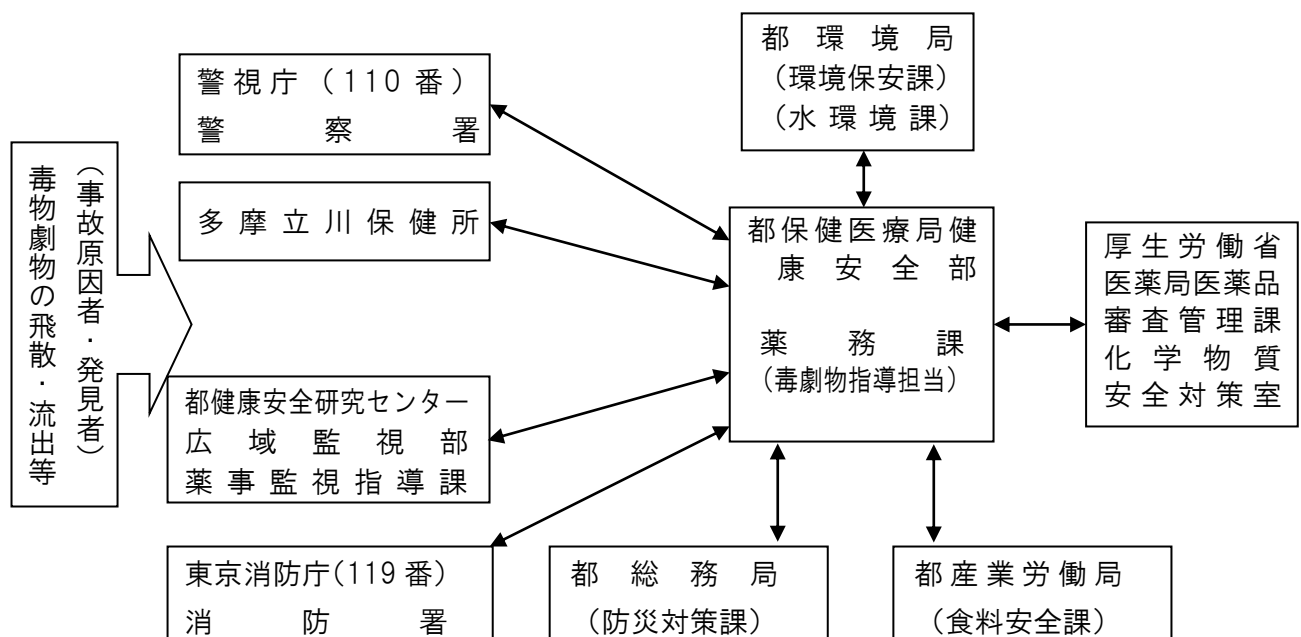
火薬類製造事業所等の施設等が危険な状態となった場合、各関係機関の対策は次のとおりとする。

実施主体	内容
施設責任者	○ 保管、貯蔵中の火薬類の安全な位置への移動 ○ 消防署、警察署への通報 ○ 付近住民の避難 ○ 消防隊への協力（情報）
都環境局	○ 関係機関への連絡 ○ 事業所に対する水バケツ等の消火施設の強化の指示
関東東北産業保安監督部	○ 施設責任者に対する監督、指導 ○ 緊急措置命令の実施
国分寺消防署	○ 延焼火災等による拡大の防止 ○ 警戒区域の設定・規制と広報活動 ○ 関係機関との連絡 ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づく立入検査
小金井警察署	○ 警戒区域の設定 ○ 関係機関との連絡 ○ 避難誘導
市	○ 避難指示 ○ 避難誘導 ○ 避難所の開設 ○ 避難住民の保護 ○ 関係機関との連絡 ○ 情報提供 ○ 都への現地連絡調整所の設置の要請 ○ 都現地連絡所への協力

3 毒物・劇物・有害化学物質取扱施設

毒物・劇物・有害化学物質等を保有する事業所等が危険な状態になった場合、市、各関係機関の対策は次のとおりである。

図7-8：毒物・劇物事故通報体制系統図

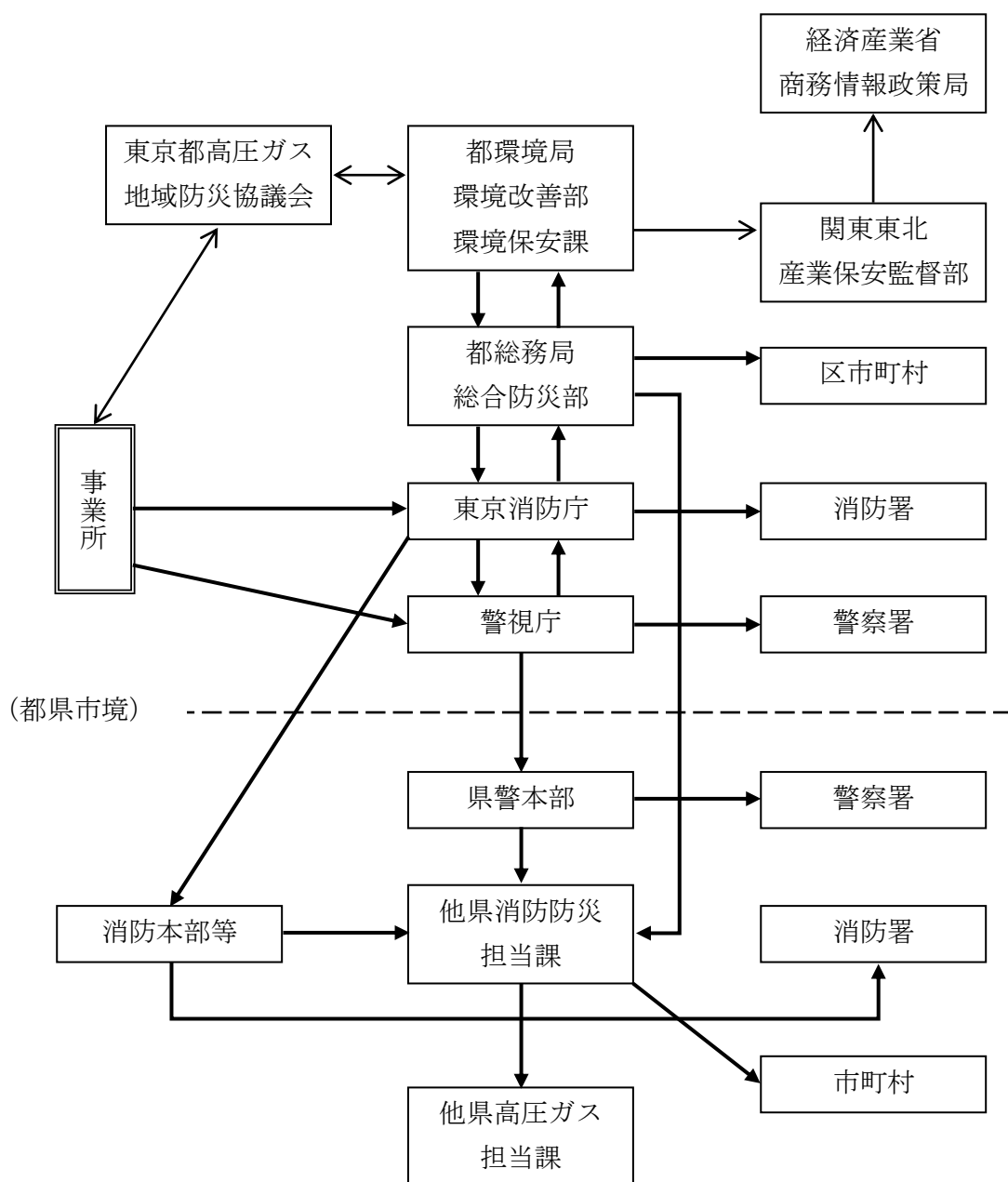


実施主体	内容
都保健医療局	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるように指導する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
国分寺消防署	○ 有害物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難の指示等を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との連絡を行う。 ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づく立入検査を実施する。
小金井警察署	○ 避難誘導 ○ 警戒区域の設定 ○ 避難指示 ○ 関係機関との連絡
都教育庁 市（学校指導課）	○ 災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 (1) 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 (2) 出火防止及び初期消火活動 (3) 毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止 (4) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 (5) 児童生徒等に対して、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底 (6) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 (7) 避難場所及び避難方法
市	※ 第3章 航空機事故 第2節に準じて行う。
国分寺市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
東京電力パワーグリッド立川支社 NTT東日本	○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

4 高圧ガス取扱施設

- 高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。
- 安全対策の対象となるガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏えいにより隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）である。
- 有毒ガス漏えい事故発生時における通報系統、通報内容、各機関の対応措置は次のとおりとする。

図7-9：高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統図



(注) 太線は基幹ルートである。

実施主体	内容
都総務局	○ 関係機関に対し必要な連絡通報を行う
都環境局	○ 事故時における措置 (1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大防止及び被害の軽減に努める。 (2) 都環境局は、災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、被害の拡大防止等を指示する。 ○ 事故時の緊急出動体制 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。
国分寺消防署	○ ガスの拡散が急速で、人命に危険が著しく切迫しているときは、避難の指示等を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。 ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づく立入検査を実施する。
小金井警察署	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、または市からの要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
関東東北産業保安監督部	○ 正確な情報把握のため、都及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害発生に伴い、都及び関係機関と連絡のうえ、高圧ガス製造、施設者等に対して施設等の緊急保安措置を講ずるように指導し、被害の拡大防止を図る。
市	※ 第3章航空機事故 第2節に準じて行う。
国分寺市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
東京電力パワーグリッド立川支社 NTT東日本	○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

5 放射線使用施設等

- 災害や事故、テロ活動等により、放射性同位元素（R I）または放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、または発生する可能性がある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。
- 原子力規制委員会は、その必要を認めた際、放射性同位元素使用者等に対し放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 放射性同位元素を使用する病院または診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により放射線障害が発生または発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

実施主体	内容
国分寺消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、危険区域の設定、救助、救急等に関する必要な応急措置を実施する。 ○ 消防法第4条または第16条の5の規定に基づく立入検査を実施する。
都保健医療局	○ R I使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、住民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入り禁止措置、住民の不安の除去等に努める。
市	※ 第3章 航空機事故 第2節に準じて行う。
国分寺市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
東京電力パワーグリッド立川支社 NTT東日本	○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報などは、市へ報告する。
ジェイコム東京 FMたちかわ	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第11章 大規模な火災

- 多数の者や避難行動要支援者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル・デパート、病院、社会福祉施設等）の火災
- 市街地における大規模延焼火災
- 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

第1節 消火活動

1 基本方針

大規模な火災に対応するため、消防署、消防団は、災害状況を的確に把握し、全消防力をあげて消火活動及び救助、救急活動等人命の安全確保を最重点とした活動を行う。

2 消防署、消防団の活動

（1）国分寺消防署の活動の基本

- 火災が発生したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効果的な活動を展開する。

（2）国分寺市消防団の活動態勢

消防指令システムによる活動命令受信後、直ちに団本部及び各詰所に参集し、活動を開始する。

（3）国分寺市消防団の活動の基本

- 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行う。
- 救助活動を行う場合は、救助器具を活用し、住民と一体になった救出活動と負傷者の応急処置を行う。
- 避難命令等が出された場合は、住民への伝達と避難路の安全確保、避難場所の防護活動を行う。

(4) 情報収集と活動の留意事項

情報の収集	○ 火災の延焼状況 ○ 避難状況及び負傷者の状況 ○ 建物状況及び消防用設備の状況
留意事項	○ 病院、幹線道路、防災拠点施設等の周辺を優先的に消火する。 ○ 風向き、建物分布等を考慮し、効率的な消火活動を実施する。 ○ 危険物のある地区は立入り禁止措置を実施する。 ○ 延焼拡大のおそれがある地区は、住民避難のために避難路を確保する。

3 市民、事業所、自主防災組織の協力

市民、事業所等は、消防隊に対する積極的な情報提供を行うとともに、速やかな避難を実施する。

第2節 火災の警戒

国分寺消防署、国分寺市消防団は、すべての消火が終了した後も、市民と協力して消火後の再燃警戒に留意して市内を警戒する。

第3節 火災の調査

国分寺消防署は、火災の原因並びに火災による損害の調査を行う。

第12章 富士山噴火降灰対策

第1節 想定される災害

1 富士山の概要

- 富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- 標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500 km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- 山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。
- 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47 km、新宿区の都庁まで約95 km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115 kmとなっている。



2 富士山の活動史

- 富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在の美しい円すい形の火山となったと考えられている。
- それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかり、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

(1) 富士山の成り立ち

- 富士山は、約 10 万年から 1 万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動が続ける“新富士火山”に区分されている。
- “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊が発生した。
- “新富士火山”は、山頂火口及び側火口山頂以外の山腹等の火口からの溶岩流及び火砕物火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるものの噴出によって特徴付けられ、噴火口の位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できる。

〈新富士火山の主な噴火活動期〉※宮地(1988)に基づく

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約 11000 年前 ～約 8000 年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ。
II	約 8000 年前 ～約 4500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
III	約 4500 年前 ～約 3200 年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火
IV	約 3200 年前 ～約 2200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
V	約 2200 年前以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火

(2) 歴史資料上の噴火

- 歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707 年の宝永噴火を最後に、これまでの約 300 年間、富士山は静かな状態が続いている。

年 代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781 年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802 年(延暦 19～21 年)	大量の降灰、噴石	延暦(エンリヤク)噴火
864～866 年(貞観 6～7 年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観(ジョウガン)噴火
937 年(承平 7 年)	噴火	
999 年(長保元年)	噴火	
1033 年(長保元年)	溶岩流が山麓に達した。	
1083 年(永保 3 年)	爆発的な噴火	
1511 年(永正 8 年)	噴火	
1511 年(永録 3 年)	噴火	
1707 年(宝永 4 年)	噴火前日から地震群発、12 月 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永(ホウエイ)噴火

(3) 最近の活動

- 平成12年(2000年)10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

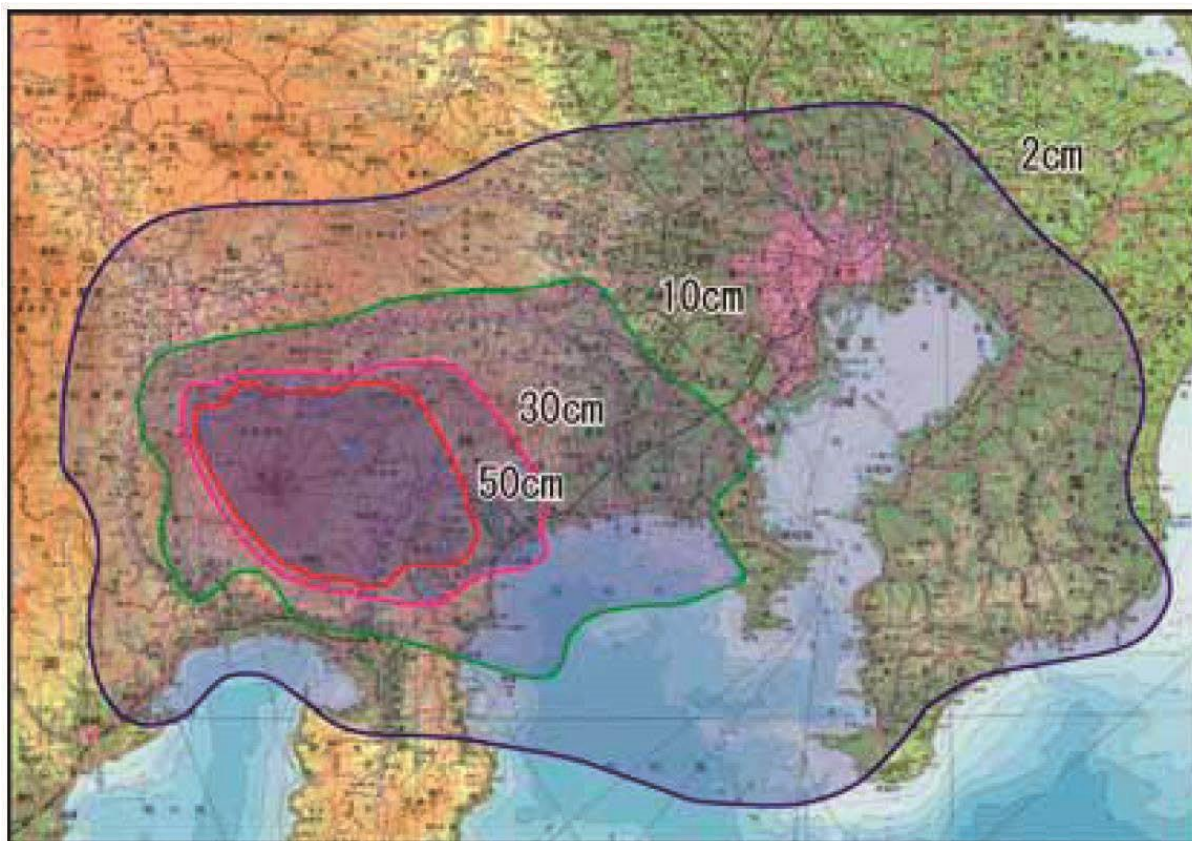
3 噴火による被害想定

(1) 被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年(2004年)6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。
- 噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。

	内 容	
噴 火 の 規 模 等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被 害 の 原 因	降灰	
被 害 の 範 囲	都内全域	
被 害 の 程 度	2～10cm程度	
被 害 の 概 要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	送電施設のショート等による大規模停電 下水道のつまり 灰が水を含み重さが増すことによる建物被害

(2) 降灰予想図



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

第2節 予防対策

1 降灰に関する知識と降灰対策の普及

- 市は、市民等に以下の情報を発信し、市民の降灰への対応力強化を図る。
 - ・ 気象庁や都が発表する富士山噴火に関する情報
 - ・ 降灰による社会生活への影響
 - ・ 降灰が水を含んだ場合に起きる更なる問題点
 - ・ マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の必要性
 - ・ 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておくこと
 - ・ 降灰の処理方法
 - ・ 自治会・町内会をはじめとする地域の協力の必要性

2 降灰対策の準備

- 関係機関との有線・無線・対面等の連絡方法の確立
- 市民への情報伝達手段の確保
- 市民が宅地等から集めた灰を入れる袋について検討
- 降灰の収集・運搬体制（車両の確保含む）の検討
- 市民等から回収した降灰の置き場の確保
- 道路上の降灰状況の調査及び灰の除去方法の検討、資機材の確保
- 下水道が灰でつまった場合の清掃手順の確認、資機材の確保
- 公共施設の降灰除去方法の確認
- 関係機関による降灰対策図上訓練の実施

第3節 応急対策

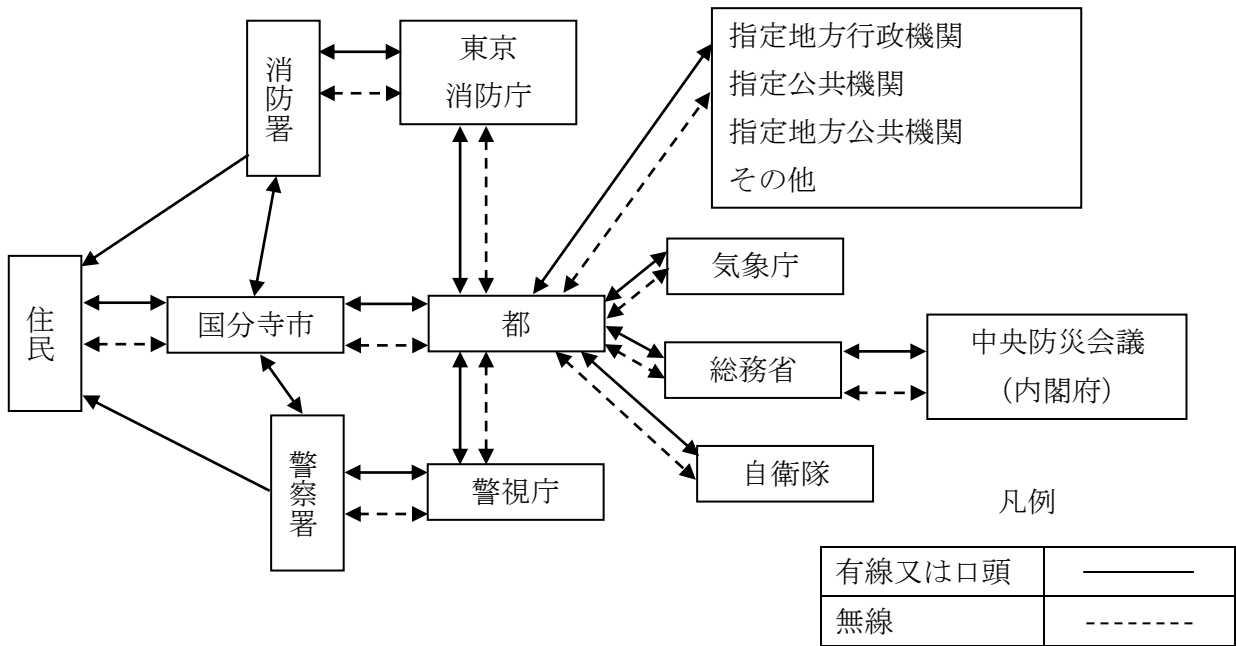
1 情報の収集及び伝達

(1) 防災機関相互の情報通信連絡体制

富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり迅速かつ的確な情報の収集にあたる。

実施主体	内容
市災害対策本部	○ 市は、都防災行政無線等を活用して、都と情報連絡を行う。 ○ 市は、各機関、都、管内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に処理するため、警察、消防等の協力を確保しておく。 ○ 有線通信の途絶の場合は都から配備されたスターリンク衛星を活用する。
都総務局	○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により都各部局、警察等各防災機関と情報連絡を行う。 ○ 気象庁からの通報に基づき、必要に応じ、連絡態勢を確保する。
小金井警察署	○ 無線、警察電話、防災行政無線等により、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
国分寺消防署	○ 消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。

富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れは、次のとおりである。



(2) 降灰予報等

市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

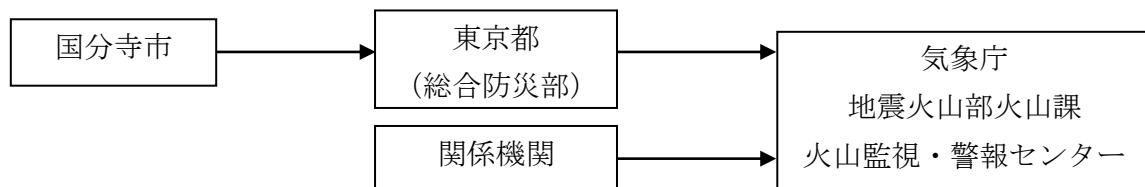
【降灰予報の種類と内容】

種類	内容
降灰予報（定時）	○ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表 ○ 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表 ○ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報（速報）	○ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表 ○ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報（詳細）	○ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表 ○ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表 ○ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

【降灰量階級及び降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

なお、降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。



降灰調査項目は、以下のとおり。

- ・ 降灰の有無及び堆積の状況
- ・ 時刻及び降灰の大きさ
- ・ 構成粒子の大きさ
- ・ 構成粒子の種類、特徴等
- ・ 堆積物の採取
- ・ 写真撮影
- ・ 降灰量及び降灰の厚さ（可能な場合）

【降灰の強さ】

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

(3) 住民等への広報

火山災害時においては、住民等に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し、適切な行動がとれるようにする。

実施主体	内容
市	○ 降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。 1 火山噴火時の広報 ・ 噴火の規模及び状況 ・ 避難場所の所在地 ・ 避難誘導路の周知 ・ その他必要な事項 2 被災者に対する広報 ・ 被害情報 ・ 食料及び物資の配給状況 ・ 医療機関の診療状況 ・ デマ情報の防止 ・ 通信及び交通機関の復旧状況 ・ その他必要な事項
小金井警察署	○ 災害発生時には、各方面本部及び警察署からの報告に基づき、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 1 火山の活動状況 2 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動の状況 3 交通規制の状況 4 犯罪の防止に関する事項 5 その他必要な事項
国分寺消防署	○ 火山活動においては、消防方面本部、消防署から災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。 ・ 出火防止対策 ・ 降灰による健康被害防止 ・ 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供 ・ その他必要な事項 ○ 広報は、報道機関の活用をはじめ、消防車両による巡回広報、印刷物の配布、ホームページ及びSNSを活用して行う。

(4) 応援協力・派遣要請

地震災害応急復旧対策計画第3部第3章第1節「相互応援協力」を準用する。

2 警備・交通規制

- 降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

(1) 警備

実施主体	内容
小金井警察署	■警備活動 ○ 災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。 ○ 警備活動は、おおむね次のとおりとする。 ・ 被害実態の把握及び各種情報の収集 ・ 交通規制 ・ 被災者の救出救助及び避難誘導 ・ 行方不明者の捜索及び調査 ・ 遺体の調査等及び検視 ・ 公共の安全と秩序の維持 ■警戒区域の設定 ○ 災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があつて防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。 ■市に対する協力 ○ 市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 ○ 市の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 ○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 ■装備資機材の調達及び備蓄 ○ 装備資器材を保有しておく。 ○ 災害発生時に不足する装備資器材については、別途、関係部隊等の応援及び民間業者の借り上げにより調達する。

(2) 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。

実施主体	内容
小金井警察署	■ 交通情報の収集と交通統制 ○ 降灰の範囲や規模等、具体的な交通情報の収集に努めるとともに、交通障害の実態把握を速やかに行い、その状況を警備本部に報告する。 ■ 交通規制 ○ 広域的に降灰による被害発生時には、交通部長の決定に基づき必要な措置を講ずる。 ○ 危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 避難

(1) 避難所の開設

地震災害応急復旧対策計画第3部第9章第3節「避難所の開設・運営」を準用する。

(2) 要配慮者の安全確保

地震災害応急復旧対策計画第3部第10章第1節「安全の確保」を準用する。

(3) 防疫

地震災害応急復旧対策計画第3部第8章第6節「防疫」を準用する。

(4) 動物救護

地震災害応急復旧対策計画第3部第8章第5節「動物愛護」を準用する。

4 救援・救護

降灰による被害発生後の被災者に対する救助及び医療救護活動を実施する。

(1) 救助・救急

実施主体	内容
市	○ 救助・救急業務の実施に当たり、関係機関と情報の交換その他緊密な連携を図る。 ○ 被害その他の状況により、必要があると認めたときは、都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。
小金井警察署	○ 救出救助は、他の活動に優先して行う。 ○ 救出した負傷者は、応急措置を施した後、現場救護所又は医療機関に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動は、保有する資器材を有効に活用する。 ○ 関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出救助の万全を期する。
国分寺消防署	○ 災害に対応した救助・救急資器材等を活用して、消防団等と連携し、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助・救急活動に当たっては、行政機関、医療機関、東京 DMAT 等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

(2) 医療救護

地震災害応急復旧対策計画第3部第8章「医療救護・保健衛生対策」を準用する。

5 交通機関の応急・復旧対策

(1) 道路

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

(2) 鉄道

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

6 ライフライン等の応急・復旧対策

電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない。

(1) 水道施設

実施主体	内容
東京都水道局立川給水管理事務所	■ 応急対策 ○ 貯水施設 ・ 原水の濁度上昇に対処するため、凝集剤等を使用し、濁度の低減を図る。 ○ 浄水施設 ・ 原水の濁度上昇による処理能力の低下、沈でん汚泥の堆積、ろ過閉塞等の水処理への不具合が生じないよう薬品の適切注入、沈でん池清掃、ろ過池洗浄等の措置を速やかに行う。 ・ 浄水場の処理能力低下など被害が発生した場合は、他の比較的被害が少ない浄水場を活用し、水配系統の連携で対応する ■ 復旧対策 ○ 浄水施設 ・ 浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

(2) 下水道施設

実施主体	内容
東京都下水道局市上下水道班	■ 復旧対策 ○ 災害復旧用資機材の整備 ・ 迅速に復旧活動を実施するため、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体等に対し資機材の備蓄について協力を求める。 ○ 管きょ ・ 管きょ内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、管きょ内清掃等必要な措置を講じる。 ・ 工事中の箇所においては、受注者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。 ○ 水再生センター・ポンプ所 ・ 降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講じる。 ・ 停電が発生した場合、ディーゼル発電機、ガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。 ・ 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。 ■ 下水道施設の復旧計画 ○ 被害が発生したときは主要施設から漸次復旧を図る。 ○ 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、枅・取付管の復旧を行う。

(3) 電気・通信施設等

地震災害応急復旧対策計画第3部第14章第3節「電力」、地震災害応急復旧対策計画第3部第14章第5節「通信」を準用する。

7 宅地等の降灰対策

(1) 宅地等の降灰除去

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、市が対応する。

実施主体	内容
市	○ 宅地の降灰について、以下の対策を行う。 ・ 降灰予報及びその他火山情報の把握 ・ 宅地の降灰運搬 ・ 収集した降灰の処分 ・ 被害額の算定及び報告
都都市整備局	○ 降灰予報及びその他火山情報火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	○ 市及び都からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

(2) 農業施設

降灰により、農作物、温室、パイプハウス等の施設に被害を及ぼすおそれがある。

農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図る等当面の対策を取る一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的には必要となる。

実施主体	内容
市	○ 降灰予報及びその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 ○ 土壌改良の指導及び代替作物の選定 ○ 除灰作業の指導 ○ 農協及との連絡
都産業労働局	○ 農家及び農業団体の指導を行う。
関東農政局	○ 降灰による農作物等の被害に対して、各種技術対策土壌、農作物、施設等を指導するとともに、被害の状況を把握し、農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

8 火山灰の収集及び処分

(1) 火山灰の収集・運搬

実施主体	内容
市民 施設管理者	○ 火山灰の収集は、原則として、土地所有者または管理者が行う。 ○ 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。 ○ 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行う。
市	○ 宅地等に降った火山灰の運搬を行う。

(2) 火山灰の除去・運搬

実施主体	内容
市	○ 火山灰の処分については、広域的な処分を含め、都や関係機関と連携して実施する。

国分寺市地域防災計画

(令和 7 年 8 月修正)

資料編

国分寺市防災会議

資 料 編 目 次

	資料名	資料編 ページ	本編該当 ページ
資料 1－1	国分寺市防災会議条例	資－ 1	1-3
資料 1－2	国分寺市消防団条例	資－ 3	1-4
資料 1－3	国分寺市消防団規則	資－ 6	1-4
資料 1－4	消防事務の委託に関する規約	資－ 10	1-6
資料 1－5	国分寺市民防災推進委員設置規程	資－ 14	1-9
資料 1－6	国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱	資－ 16	1-9
資料 1－7	国分寺市防災まちづくり推進地区協定書	資－ 18	1-9
資料 2－1	国分寺市防災資機材貸出要綱	資－ 19	2-16
資料 2－2	国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成 金交付事業実施規則	資－ 21	2-34
資料 2－3	国分寺市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行 細則	資－ 26	2-34
資料 2－4	国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助 成規則	資－ 28	2-34
資料 2－5	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧	資－ 32	2-38
資料 2－6	国分寺市緊急輸送道路指定状況	資－ 33	2-53
資料 2－7	国分寺市庁用車一覧	資－ 35	2-53
資料 2－8	国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則	資－ 39	2-57
資料 2－9	国分寺市避難行動要支援者登録制度実施要綱	資－ 43	2-75
資料 2－10	防災備蓄品の保管及び災害時における配布の支援に 関する協定書	資－ 48	2-77
資料 2－11	防災備蓄用品備蓄計画進捗管理表	資－ 51	2-78
資料 2－12	東京都帰宅困難者対策条例	資－ 53	2-82
資料 2－13	災害時における罹災証明書発行に関する協定書	資－ 56	2-93
資料 3－1	国分寺市災害対策本部条例	資－ 58	3-2
資料 3－2	国分寺市災害対策本部条例施行規則	資－ 59	3-2
資料 3－3	国分寺市災害初動要員設置規程	資－ 63	3-13
資料 3－4	避難所施設利用に関する協定書（都立国分寺高校）	資－ 66	3-22
資料 3－5	地区防災センターの管理運営に関する協定書（東京経 済大学）	資－ 68	3-22

資料 3-6	関係機関の活動体制	資- 71	3-31
資料 3-7	非常通信の運用に関する協定書	資- 83	3-34
資料 3-8	携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準	資- 85	3-45
資料 3-9	国分寺市緊急速報メール配信事業実施基準	資- 87	3-45
資料 3-10	国分寺市防災無線ダイヤルイン運用基準	資- 88	3-45
資料 3-11	災害時における災害情報の放送等に関する協定書(ジェイコム東京)	資- 89	3-45
資料 3-12	災害時における災害情報の放送業務に関する協定書(FMたちかわ)	資- 91	3-45
資料 3-13	市と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力	資- 93	3-51
	災害時の避難場所相互利用に関する協定書(立川市)	資- 93	3-51
	災害時の避難場所相互利用に関する協定書(国立市)	資- 94	3-51
	災害時の避難場所相互利用に関する協定書(小平市)	資- 96	3-51
	災害時の避難場所相互利用に関する協定書(小金井市)	資- 98	3-51
	府中市、国分寺市及び国立市に係る消防の相互応援に関する協定書(府中市・国立市)	資- 100	3-51
	消防相互応援に関する協定書(立川市)	資- 101	3-51
	小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定(小金井市・小平市)	資- 103	3-51
	震災時等の相互応援に関する協定(東京都市町村防災事務連絡協議会 30 市町村)	資- 105	3-51
	姉妹都市災害相互応援協定(佐渡市)	資- 107	3-51
	災害時相互応援に関する協定書(多賀城市)	資- 109	3-51
	災害時相互応援に関する協定書(太宰府市)	資-111	3-51
	災害時相互応援に関する協定書(飯山市)	資-113	3-51
	災害時相互応援に関する協定書(奈良市)	資-115	3-51
	災害時相互応援に関する協定書(魚津市)	資-117	3-51
	中越大震災ネットワークおぢやに関する規約	資-120	3-51
	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	資-122	3-51
	広域避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書	資-125	3-51
資料 3-14	国分寺市被災者証明書交付要綱	資-128	3-51
資料 3-15	災害時におけるボランティア活動に関する協定書	資-130	3-57

資料 3－1 6	災害時における応急対策活動に関する協定書(国分寺市建設業協会)	資-128	3-71
資料 3－1 7	災害時における応急対策活動に関する協定書(国分寺市建築組合)	資-135	3-71
資料 3－1 8	災害時における応急対策活動に関する協定書(東京土建)	資-137	3-71
資料 3－1 9	災害時における応急活動の協力に関する協定書(東京都自動車整備振興会多摩中央支部)	資-139	3-71
資料 3－2 0	災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (S & D 多摩ホールディングス株式会社、トヨタ S&D 西東京株式会社)	資-141	3-73
資料 3－2 1	災害時における車両提供に関する協定書(武州交通興業株式会社)	資-144	3-73
資料 3－2 2	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 (佐川急便株式会社)	資-147	3-74
資料 3－2 3	災害時の医療救護活動についての協定書(国分寺市医師会)	資-150	3-93
資料 3－2 4	災害時の歯科医療救護活動についての協定書(国分寺市歯科医師会)	資-153	3-93
資料 3－2 5	災害時の医療救護活動についての協定書(国分寺市薬剤師会)	資-156	3-93
資料 3－2 6	災害時の応急救護活動等についての協定(東京都柔道整復師会多摩中央支部)	資-159	3-93
資料 3－2 7	災害時における妊産婦等への支援活動等に関する協定書 (公益社団法人東京都助産師会国分寺地区分会)	資-161	3-93
資料 3－2 8	災害時における協力に関する協定書 (国分寺郵便局)	資-163	3-105
資料 3－2 9	災害時の動物救護活動についての協定書(東京都獣医師会多摩東支部)	資-165	3-141
資料 3－3 0	災害時における地区防災センター運営支援協力に関する協定書 (国分寺市軟式少年野球連盟)	資-166	3-133
資料 3－3 1	災害時における地区防災センター運営支援協力に関する協定書 (国分寺市商工会)	資-171	3-133
資料 3－3 2	災害時における理容活動に関する協定書(東京都理容生活衛生同業組合小金井支部)	資-173	3-139
資料 3－3 3	災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協	資-175	3-150

	定書（NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会）		
資料 3－3 4	災害時における障害者（児）の支援に関する協定書	資-177	3-151
資料 3－3 5	災害時における被災乳児等の緊急受け入れに関する協定書	資-209	3-151
資料 3－3 6	災害時における高齢者の支援に関する協定書	資-212	3-151
資料 3－3 7	災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書（東京むさし農業協同組合）	資-221	3-162
資料 3－3 8	災害時における物資の供給協力に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）	資-225	3-162
資料 3－3 9	災害時における物資の供給協力に関する協定書（生活協同組合コープ東京）	資-228	3-162
資料 3－4 0	災害救助物資の緊急調達に関する協定書（株式会社サンドラッグ）	資-231	3-162
資料 3－4 1	災害時における物資供給に関する協定書（株式会社マツモトキヨシ）	資-233	3-165
資料 3－4 2	災害時における物資供給に関する協定書（株式会社コカラファインヘルスケア）	資-235	3-165
資料 3－4 3	災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協定書（一般社団法人日本福祉用具供給協会）	資-237	3-165
資料 3－4 4	地震災害時における帰宅困難者対応等緊急連絡体制	資-240	3-171
資料 3－4 5	地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書（JR国分寺駅・西国分寺駅）	資-241	3-171
資料 3－4 6	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社サン・エクスプレス）	資-247	3-179
資料 3－4 7	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（環衛サービス株式会社国分寺支店）	資-249	3-179
資料 3－4 8	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（松浦商事株式会社）	資-251	3-179
資料 3－4 9	災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（株式会社大東建興国分寺支店）	資-253	3-179
資料 3－5 0	災害時における廃棄物及びし尿の収集並びに運搬に関する協定書（国分寺環境事業協会）	資-255	3-179
資料 3－5 1	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）	資-258	3-183
資料 3－5 2	災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（高杉商事株式会社）	資-260	3-183
資料 3－5 3	災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に	資-262	3-186

	関する協定書国分寺市管工事組合)		
資料 3 - 5 4	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定 (東京都下水道局、29 市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合)	資-259	3-186
資料 3 - 5 5	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定 (東京都下水道局、29 市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部)	資-264	3-186
資料 3 - 5 6	災害時における相互連携に関する基本協定 (東京電力パワーグリッド株式会社立川支社)	資-258	3-187
資料 3 - 5 7	災害時における給電車両貸与に関する協定書 (トヨタモビリティ東京株式会社)	資-260	3-187
資料 3 - 5 8	国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱	資-262	3-201
資料 3 - 5 9	国分寺市防犯まちづくり委員会会則	資-258	3-201
資料 3 - 6 0	国分寺市防犯まちづくり委員会ブロック連絡会開催規程	資-260	3-201
資料 3 - 6 1	国分寺市罹災証明書等交付要綱	資-262	3-211
資料 3 - 6 2	災害時にける被災者支援に関する協定書 (東京都行政書士会国分寺支部)	資-258	3-211
資料 3 - 6 3	国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-260	3-212
資料 3 - 6 4	国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-262	3-212
資料 3 - 6 5	国分寺市災害見舞金等支給に関する規則	資-258	3-213
資料 3 - 6 6	災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱	資-260	3-216
資料 3 - 6 7	国分寺市災害被災者等援護条例	資-262	3-220
資料 3 - 6 8	国分寺市災害被災者等援護条例施行規則	資-258	3-220
資料 3 - 6 9	国分寺市住宅改修等の融資に関する条例	資-260	3-220
資料 3 - 7 0	崖の崩壊による災害防止に関する融資条例	資-262	3-220
資料 3 - 7 1	崖の崩壊による災害防止に関する融資条例施行規則	資-258	3-220
資料 3 - 7 2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間 (都、市区町村)	資-325	3-232
資料 6 - 1	超大型台風接近に伴う避難指示等の発令に着目したタイムライン	資-328	6-3

資料 1－1 国分寺市防災会議条例

昭和38年10月 8 日
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条(市町村防災会議)第6項の規定に基づき国分寺市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(平成9年条例第5号・平成11年条例第72号・平成24年条例第37号・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国分寺市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平成9年条例第5号・平成24年条例第37号・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 市の消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の総数は、33人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平成9年条例第5号・平成20年条例第53号・平成24年条例第37号・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者のうちから、市長が

任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(会議の公開)

第6条 防災会議及び部会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(平成11年条例第72号・追加)

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平成9年条例第5号・一部改正、平成11年条例第72号・旧第6条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第72号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第53号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。) から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後、最初にこの条例による改正後の国分寺市防災会議条例第3条第5項第9号に該当する者として委嘱する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

資料 1－2 国分寺市消防団条例

平成21年12月24日
条例第38号

国分寺市消防団条例(昭和30年条例第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。) 第18条(消防団) 第1項、第19条(消防団員) 第2項及び第23条(消防団員の身分取扱い等) 第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第2条 国分寺市に法第18条第1項に規定するところにより、消防団を設置し、名称及び区域は次のとおりとする。

名称	国分寺市消防団(以下「消防団」という。)
区域	国分寺市全域

(定員)

第3条 消防団員の定員は、94人以内とする。

(任命等)

第4条 消防団長(以下「団長」という。) は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。
2 消防副団長(以下「副団長」という。) その他の団長以外の消防団員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。
(1) 市内に住所を有する満18歳以上の者であること。
(2) 心身ともに健康であること。
3 消防団員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)第3項第5号に規定する非常勤の特別職とする。

(欠格事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。
(1) 成年被後見人又は被保佐人である者
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(3) 第8条又は第9条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(任期)

第6条 消防団員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 消防団員が欠けた場合における新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(退職)

第7条 消防団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書により任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。

(分限)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

(懲戒)

第9条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として、戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があった場合

2 懲戒の効果は、次の懲戒の処分の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告 戒告書を交付し、将来を戒めること。
- (2) 停職 1日以上6月以下職務に従事させず、その期間中、第11条に規定する報酬を支給しないこと。
- (3) 免職 その職を失わせること。

(服務)

第10条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に就くものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ定めるところに従い、直ちに出動し、職務に就かなければならない。

2 消防団員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務のためであってもみだりに建造物その他の物件をき損しないこと。
- (2) 消防団又は消防団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加入し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与しないこと。
- (3) 消防団又は消防団員の名義をもって寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏さないこと。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 消防団員には、国分寺市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年条例第48号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(災害補償費等)

第12条 消防団員には、東京市町村総合事務組合の条例の定めるところにより、災害補償費、退職報償金及び賞じゅつ金を支給する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の国分寺市消防団条例第3条の規定により消防団員として任命されている者の任期は、この条例第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

資料 1－3 国分寺市消防団規則

平成21年12月24日
規則第93号

国分寺市消防団規則(昭和30年規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条(消防団)第2項及び第23条(消防団員の身分取扱い等)第2項並びに国分寺市消防団条例(平成21年条例第38号)の規定に基づき、消防団の組織、消防団員の階級、訓練、礼式、服制その他必要な事項について定めるものとする。

(本部)

第2条 国分寺市消防団(以下「消防団」という。)に本部を置き、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消防団員の身分に関すること。
- (2) 報告、通報及び連絡に関すること。
- (3) 教養訓練に関すること。
- (4) 消防団の諸計画に関すること。
- (5) 会計及び経理に関すること。
- (6) 設備、資材及び物品の管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、消防団長(以下「団長」という。)が必要と認める事項

2 本部は、東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1国分寺市役所内に置く。

(分団)

第3条 消防団に分団を置き、次に掲げる事務を行う。

- (1) 団長及び副団長以外の消防団員の身分に関すること。
- (2) 報告、通報及び連絡に関すること。
- (3) 設備、資材及び物品の管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、分団長が必要と認める事項

2 分団の名称は、数字を冠称する。

3 分団は、団長の命令により、水火災その他の災害現場に出動するとともに、平常時においては、火災予防その他の警戒を行うものとする。

4 分団の出動区域及び管轄区域は、別に定める。

(階級等)

第4条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長(以下これらを「役員」という。)及び団員とする。

2 役員の定数は、次のとおりとする。

団長 1人

副団長 3人以内

分団長 6人以内

副分団長 6人以内

部長 18人以内

- 3 分団長、副分団長及び部長は、団長が分団の推薦に基づき市長の承認を得て、任命する。
- 4 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 役員が欠けた場合における新たに任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第5条 団長は、団務を掌理し、消防団員を指揮監督する。

- 2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき又は団長が欠けたときは、団長があらかじめ定めた順序により、その職務を代理する。
- 3 分団長は、団長の命を受け、分団務を掌理し、分団員を指揮監督する。
- 4 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部長は、分団長の命を受け、分担事務を処理する。
- 6 団長及び副団長がともに事故があるとき又は団長及び副団長がともに欠けたときは、団長があらかじめ定めた順序により、分団長が団長の職務を代理する。

(宣誓書)

第6条 消防団員は、その任命後、別記様式による宣誓書に署名しなければならない。

(水火災その他の災害現場への出動)

第7条 消防団は、消防車により水火災その他の災害現場に出動するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他法令の定める交通規則に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの際は、警鐘を用いるものとする。

(消防車の責任者の遵守事項)

第8条 前条の場合において、原則、消防車に役員が乗車し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運転責任者の隣席に乗車すること。
- (2) 消防団員及び消防職員以外の者を消防車に乗車させないこと。
- (3) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。
- (4) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは走行中の追越しはしないこと。

(消火、水防等の活動)

第9条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限にとどめるとともに、水火災その他の災害の防御及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

第10条 消防団が水火災その他の災害現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防作業を真しに行うこと。
- (2) 放水口数を最大限に使用し、消火作業の効果を高めるとともに、火災の損害を

最小限にとどめること。

- (3) 分団は、相互に連絡協調すること。

(簿冊)

第11条 消防団には、次の簿冊を備え、常に整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 諸令達つづり
- (3) 設備資材台帳
- (4) 消防水利台帳
- (5) 金銭出納簿
- (6) 手当受払簿
- (7) 給貸与品台帳
- (8) 出動記録簿
- (9) 消防法規例規集

(表彰)

第12条 市長は、消防団員又は分団が消防任務遂行に当たって功労拔群であると認める場合は、これを表彰することができる。

- 2 市長は、消防団員として功労があると認められる者に対して賞詞を、消防職務遂行上著しい事績があると認められる分団に対して賞状を授与するものとする。

(感謝状の授与)

第13条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認める者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災その他の災害の予防又は鎮圧
- (2) 消防施設の強化拡充についての協力
- (3) 水火災その他の災害現場における人命救助
- (4) 水火災その他の災害時における警戒、防御、救助等に関し、消防団に対して行った協力

(被服の貸与)

第14条 市長は、消防団員に制服、制帽その他の被服を貸与するものとする。

(訓練、礼式及び服制)

第15条 団長は、消防団員の資質の向上及び技能の練磨に努め、定期的に教養訓練を行わなければならない。

- 2 消防団員の訓練、礼式及び服制に関しては、総務省消防庁の定める基準に準じるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第6条関係)

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを誓います。

年 月 日

国分寺市消防団
氏名 印

資料 1－4 消防事務の委託に関する規約

昭和35年 4 月 1 日

(委託事務の範囲)

第1条 国分寺町(以下「甲」という。) は、消防に関する事務 (法令により消防本部および消防署を置く市町村の長その他の職員の権限に属するものを含み、消防団にかかるものならびに水利施設の設置、維持および管理に関するものを除く。以下「委託事務」という。) を特別区の消防を管理する都知事をして管理させるため東京都(以下「乙」という。) に委託するものとする。

(経費の負担の方法)

第2条 委託事務の管理に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することがある。

2 前項の規定により、甲の負担すべき経費については、甲は、毎年度甲および乙の長が協議して定めた額を乙に納付するものとする。

(収入の帰属)

第3条 委託事務の管理に伴う使用料、手数料その他の収入は、乙の収入とする。

(経理)

第4条 乙の長は、委託事務の管理にかかる収入および支出についてその経理を明確にしておくものとする。

第5条 乙の長は、各年度終了後すみやかに委託事務の管理にかかる収入および支出の明細を甲の長に通知するものとする。

2 各年度において委託事務の管理に要した経費のうち、甲の負担すべきものに対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときは、翌年度甲の負担すべき額において調整するものとする。

(条例等の制定改廃)

第6条 乙の長は、委託事務の管理について適用される条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。) を制定または改廃した場合には、直ちに甲の長に通知するものとする。

(水利施設の設置、維持および管理)

第7条 甲は、消火の活動に常に有効に使用しうよう水利施設を設置し、維持しおよび管理するものとする。

(委託事務の管理の細目)

第8条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、委託事務の管理に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和35年4月1日から施行する。

(事務引継)

2 甲の長は、委託事務にかかる書類、帳簿その他の物件で引継ぎを必要とするものをすみやかに乙の長に引継ぐものとする。

(財産の譲与)

3 甲は、この規約施行の際、現に委託事務の管理の用に供する財産で、乙が委託事務の管理の用に供するため必要とするものを無償で乙に譲与するものとする。

消防事務の委託に関する付属協定書

国分寺町(以下「甲」という。)と東京都(以下「乙」という。)とは、消防事務の委託に関する規約(昭和35年4月1日。以下「規約」という。)第8条の規定に基づいて、この協定を締結する。

第1条 甲の長が、消防事務委託の際における消防団の現有勢力に変更を加えようとするときは、あらかじめ乙の長に協議するものとする。

第2条 甲の消防団は、災害時における現場活動を行なう場合においては、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

2 前項の場合においては、消防組織法第15条の4の規定による損害の補償は、甲がこれを行なうものとする。

第3条 甲の長が、甲の消防団に関し、消防組織法第21条の規定による消防相互応援協定を締結しようとするときは、あらかじめ乙の長と協議するものとする。

第4条 消防法第29条第3項の規定による損失の補償は、乙がこれを行なうものとする。

2 消防法第36条の2の規定による損害の補償は、甲がこれを行なうものとする。

第5条 委託事務に要する経費(以下「委託費」という。)の額は、乙が作成する見積書(事業計画案および財政計画案その他参考となる資料)に基き、毎会計年度開始前3月前までに甲および乙の長が協議のうえ、決定するものとする。

2 甲は、前項の委託費を、4月、7月、10月および翌年1月に、それぞれ4分の1あて乙に納入するものとする。

第6条 規約付則第2項の規定により、引継を要する書類等の範囲および引継の方法は、甲および乙の長が協議して定めるものとする。

第7条 規約付則第3項に規定する財産は、その所有権移転手続を行なうまでの間、甲は、乙に無償で使用させるものとする。

2 前項の場合、無償で使用する財産の維持管理は、乙が行なうものとする。

3 規約付則第3項の財産に付帯する債務は、甲が負担する。

第8条 規約施行の際、現に甲の消防職員(以下「甲の職員」という。)である者は、選考により乙の条例、規則その他の規程の定めるところに従い乙の消防職員(以下「乙の職員」という。)として採用するものとする。

第9条 乙は条例により、乙の職員となった者の給料額等の調整その他必要な措置をとるものとする。

第10条 乙の職員となった者の退職年金および退職一時金の基礎となる在職期間の計算については、甲の職員としての在職期間を通算するものとする。

2 甲は、前項の職員(東京都市町村職員恩給組合および東京都市町村職員共済組合に加入する者を除く。)にかかる退職年金および一時金の事務に要する資金を東京都市町村職員恩給組合の例により計算して、昭和35年6月末日までに乙に納入するものとする。

第11条 乙の職員となった者の退職手当の基礎となる在職期間の計算については、次の各号に定める期間を通算するものとする。

(1) 旧警視庁在職消防職員については、旧警視庁および甲の職員としての在職期間

(2) 甲が採用した消防職員については、甲の職員としての在職期間(その在職期間に通算されることとなっている在職期間を含む。)

2 前項第2号にかかる者については、甲は、甲の退職手当に関する条例により計算した退職手当相当額を、昭和35年12月末日までに乙に納入するものとする。

第12条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項は、甲および乙の長が協議して定める。

付 則

この協定は、規約施行の日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し各々1通を保管するものとする。

昭和35年4月1日

東京都知事 東 龍太郎 印
国分寺町長 星 野 亮 勝 印

資料 1－5 国分寺市民防災推進委員設置規程

昭和55年 8 月 27 日

規程第113号

(推進委員の設置)

第 1 条 市長は、市民主体の防災まちづくり活動（以下「市民防災」という。）を総合的に進めるため、国分寺市民防災推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

（平成20年訓令第 4 号・全改）

(推進委員の役割)

第 2 条 推進委員は、市と協力して主体的に地域における市民防災を推進していくものとする。

（平成20年訓令第 4 号・追加）

(推進委員の認定)

第 3 条 推進委員は、次に掲げるものの中から、本人の申出又は地域の団体及び市の推せんにより、市長がこれを認定する。

(1) 市が開設する市民防災まちづくり学校（以下「防災学校」という。）を修了した者

(2) 前号に規定する者と同程度以上の防災問題への理解と積極性をもった者

(3) 地域の団体において、現に市民防災を推進していく立場にある者

2 市長が認定する推進委員については、国分寺市民防災推進委員認定書の発行、国分寺市民防災推進委員表示板及びこれを象徴する腕章を交付する。

（平成 9 年 3 月 4 日・一部改正、平成20年訓令第 4 号・旧第 2 条繰下・一部改正）

(推進委員の公表)

第 4 条 推進委員の氏名は、市報等により公表し、市民への周知を図る。

（平成20年訓令第 4 号・旧第 3 条繰下）

(推進委員の活動)

第 5 条 推進委員の活動は、次に掲げる事項とする。

(1) 地域における市民防災の活性化及び市民主体による自主防災組織の形成とその指導に関すること。

(2) 市民防災の発展に寄与する創意工夫ある自発的地域活動に関すること。

(3) 第 8 条に定める全市組織の活動に関すること。

（平成 9 年 3 月 4 日・一部改正、平成20年訓令第 4 号・旧第 4 条繰下・一部改正）

(市の役割)

第 6 条 市の役割は、次に掲げる事項とする。

(1) 市は、推進委員が第 5 条に定める活動を遂行する上で必要となる情報、資料等について、積極的に援助するものとする。

(2) 市は、推進委員が第 5 条に定める活動を遂行し、これを通じて行われる防災行政

上の諸問題に関する質問、提案に対して、速やかに、回答を行うものとする。

(平成20年訓令第4号・旧第5条繰下・一部改正)

(推進委員の認定の取消し)

第7条 推進委員の認定は、次に掲げる事情が発生した場合は、取り消すものとする。

- (1) 推進委員が市外に転出した場合
- (2) 第3条第3号に定める者がその立場を離れた場合。ただし、当人が防災学校を修了する見込みのあるときは、この限りでない。
- (3) その他本人の申出によるやむを得ない理由のある場合

(平成20年訓令第4号・旧第6条繰下・一部改正)

(全市組織の設置)

第8条 推進委員は、相互の意見、情報、経験等の交流又は市民防災の全市的拡がりと発展を目的として、自主的な組織（以下「全市組織」という。）をつくることができる。

- 2 市は、全市組織の活動に対して、必要と認める援助を行う。

(平成9年3月4日・一部改正、平成20年訓令第4号・旧第7条繰下)

(研修)

第9条 推進委員は、常に防災に対する知識の修得と防災への理解を深め、市民の範となるよう努めるものとする。

- 2 前項の研修に対して市は、積極的に援助するものとする。

(平成20年訓令第4号・旧第8条繰下)

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(平成20年訓令第4号・旧第9条繰下)

付 則

この規程は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月4日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第4号）

この訓令は、公表の日から施行する。

資料 1－6 国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱

平成22年 3 月25日

要綱第 4 号

国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱（昭和55年要綱第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、国分寺市（以下「市」という。）が目指す防災まちづくり（自治会、町内会等の地域的つながりにより構成された団体が当該地域を災害に強い地区として活動を行うことをいう。以下同じ。）を行う地区の指定及び当該地区と市が協力して行う防災まちづくりに関し、必要な事項を定めるものとする。

（市が指定する地区の名称）

第 2 条 この要綱の規定により市が指定する地区は、国分寺市防災まちづくり推進地区（以下「推進地区」という。）と称する。

（防災まちづくりの目的及び事業）

第 3 条 推進地区は、防災まちづくりを通じて、地域社会の安全及び防災力の向上、市民主体の防災環境づくり及び地域コミュニティづくり並びに災害に強いまちづくり及び人づくりを行うことを目的とする。

2 前項の目的を実現するため、推進地区は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 災害危険地図の作成
- (2) 防災計画の策定
- (3) 防災計画に基づく体制づくり

（対象地区）

第 4 条 推進地区の指定の対象となる地区は、次の各号のいずれにも該当する地区とする。

- (1) 自治会、町内会その他団体（以下「自治会等」という。）として会則を有していること。
- (2) 自治会等として組織が確立されていること。
- (3) 自治会等として設立されてから概ね 5 年以上を経過していること。
- (4) 自治会等として概ね 3 年以上防災活動を行っていること。
- (5) 自治会等への加入世帯数が概ね 100 世帯以上であること。
- (6) 自治会等として現に防災上の措置が必要であると認められること。

（推進地区の指定）

第 5 条 推進地区の指定を受けようとする自治会等は、国分寺市防災まちづくり推進地区申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合は、その内容を審査し、当該自治会等以外の推進地区の指定に係る状況、当該自治会等に係る推進地区の指定の必要性その他の事情を総合的に勘案して適当と認めるときは、当該自治会等を推進地区として指定するものとする。

(協定の締結)

第6条 市長は、前条の規定により推進地区の指定をしたときは、当該推進地区と協議の上、協定を締結するものとする。

(市民防災推進委員会への加盟)

第7条 推進地区は、前条の規定により協定を締結したときは、国分寺市民防災推進委員設置規程（昭和55年規程第113号）第8条（全市組織の設置）の規定により設置された全市組織に加盟し、防災まちづくりの推進と発展に努めなければならない。

(協定締結後の支援)

第8条 市長は、第6条の規定により協定を締結した推進地区へ3年間防災まちづくりに係るコンサルタントを派遣し、助言その他市長が必要と認める支援を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による期間を経過した後、当該推進地区へ国分寺市防災資機材等助成要綱（平成22年要綱第5号）に基づく防災資機材等の助成その他市長が必要と認める支援を行うものとする。

(様式)

第9条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

資料 1－7 国分寺市防災まちづくり推進地区協定書

国分寺市長を甲とし、〇〇〇地区防災まちづくり推進会代表を乙とし、両当事者は当該地区における防災まちづくりを推進していくことを目的とし、国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱第 8 項に基づき、次の通り協定を締結する。

(協定の目的)

第 1 条 国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱第 3 項による。

(適用地区)

第 2 条 この協定は、次に示す地区内に適用する。

国分寺市〇〇〇町〇〇〇丁目〇〇番〇〇 (番 号)

～

国分寺市〇〇〇町〇〇〇丁目〇〇番〇〇 (番 号)

(推進会議)

第 3 条 市と地区との通常の連絡、情報の交換、あるいはまちづくりに関する話し合いは、地区防災まちづくり推進会議又は、会の代表者を通じて行う。

(その他)

第 4 条 両当事者は、国分寺市防災まちづくり推進地区実施要綱に基づき、協同協力して当該地区のまちづくりに専念すると共に、その成果については広く全市民に還元すべく努める。

平成 年 月 日

住 所 国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

甲

氏 名 国分寺市長

印

住 所 国分寺市

乙

氏 名 〇〇〇地区防災まちづくり推進会代表

印

資料２－１ 国分寺市防災資機材貸出要綱

平成22年 6 月29日
要綱第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国分寺市内で活動する自治会、町内会、市民活動団体その他市長が認める団体（以下「自治会等」という。）に対して防災資機材を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象事業)

第2条 防災資機材の貸出しは、自治会等が主催する防災訓練、研修会その他の事業を対象とする。

(貸出資機材)

第3条 貸し出す防災資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) 炊出釜
- (2) 災害対策用テント
- (3) 折りたたみ式担架
- (4) 投光機
- (5) コードリール
- (6) 拡声器
- (7) 誘導灯

(貸出しの申請)

第4条 防災資機材の貸出しを受けようとする自治会等は、国分寺市防災資機材貸出申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、国分寺市防災資機材貸出承認通知書により、当該申請をした自治会等に通知するものとする。

(管理)

第6条 防災資機材の貸出しを受けた自治会等（以下「貸出団体」という。）は、当該防災資機材を適正に管理しなければならない。

(貸出しの中止)

第7条 市長は、貸出団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、防災資機材の貸出しを中止し、当該防災資機材を返却させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、防災資機材の貸出しを受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか市長の指示に従わないとき。

(資機材の返却)

第8条 貸出団体は、防災資機材の貸出期間が満了したときは、防災資機材使用報告書を添えて市長に当該防災資機材を返却しなければならない。

(損害の賠償)

第9条 貸出団体は、故意又は過失により、貸出しされた防災資機材を破損し、又は紛失したときは、現品又は市長が相当と認める金額をもって損害を賠償しなければならない。

(様式)

第10条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

資料 2－2 国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付 事業実施規則

平成20年 6 月12日
規則第65号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 耐震診断士派遣(第 3 条－第14条)
- 第 3 章 耐震改修助成金(第15条－第23条)
- 第 4 章 雑則(第24条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国分寺市耐震改修促進計画(平成20年 3 月28日策定)に基づき、耐震診断士を派遣し、木造住宅の耐震性の判定を行うとともに、木造住宅に係る耐震改修に要する経費の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断士 建築士法(昭和25年法律第202号)第 2 条(定義)第 1 項に規定する建築士であって、市と契約する建築士事務所又は耐震診断事務所に所属する耐震診断を行うことができるものをいう。
- (2) 木造住宅 建築物の主要構造部の過半が木造で、かつ、延べ床面積の過半が住宅の用に供されている建築物をいう。
- (3) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法による一般診断法に基づき、既存の木造住宅の構造等の調査を行い、地震に対する住宅の安全性を評価することをいう。
- (4) 耐震改修 地震に対する安全性の向上を目的とした建築物の改築、修繕等をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震診断を行い、上部構造評点(以下「評点」という。)が1.0未満と診断された建築物を、耐震改修により評点が1.0以上の建築物にする工事をいう。
- (6) 簡易耐震改修工事 耐震診断を行い、評点が0.7未満と診断された建築物を、耐震改修により評点が0.7以上の建築物にする工事をいう。
- (7) 施工業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第 3 条(建設業の許可)に規定する建設業の建築工事業許可を得た者で、市長が別に定める耐震補強に関する講習会等を受講したものをいう。
- (8) 工事監理者 建築基準法(昭和25年法律第201号)第 2 条(定義)第11号に規定する者で、第 1 号に規定する耐震診断士又は当該耐震診断士の経験を有するものをいう。

(平成23年規則第37号・一部改正)

第 2 章 耐震診断士派遣

(派遣の対象となる住宅)

第3条 派遣の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えた建築物とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する木造住宅
- (2) 2階建て以下のもの(地階があるものを除く。)

(派遣対象となる者)

第4条 派遣を受けることができる者は、前条に規定する派遣対象となる住宅の所有者(当該建築物が区分所有又は共有に係るものであるときは、その全員の合意を受けた代表者)とする。

(派遣の申請)

第5条 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、耐震診断士派遣申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 耐震診断を受けようとする建築物の建築年、用途、構造及び面積を確認できる書類
- (2) 耐震診断を受けようとする建築物の現況を示す平面図等
- (3) 当該建築物の所有者であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(派遣の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、派遣の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により派遣を行うことを決定したときは耐震診断士派遣決定通知書(様式第2号)により、派遣を行わないことを決定したときは耐震診断士派遣不承認決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者(以下「申請者」という。)に通知する。

(派遣の辞退)

第7条 前条の規定による派遣の決定を受けた申請者(以下「派遣決定者」という。)が、派遣決定を受けた後において耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに耐震診断士派遣辞退届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(派遣の取消し)

第8条 市長は、派遣決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第6条の規定による派遣の決定を受けたとき。
- (2) 第4条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他市長が耐震診断士の派遣が適当でないと認めたとき。

(費用の返還)

第9条 市長は、前条の規定により派遣の決定を取り消した場合において、耐震診断士を既に派遣しているときは、当該派遣決定者に対し期限を定めて、派遣に要した費用の返還を請求することができる。

(派遣の回数)

第10条 耐震診断士の派遣回数は、派遣の対象となる住宅1棟に対して1回を限度とす

る。

(助言及び指導)

第11条 市長は、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、当該派遣決定者又は派遣される当該耐震診断士に対して必要な助言及び指導をすることができる。

(実績報告)

第12条 派遣された耐震診断士は、派遣が終了したときは、派遣決定者に耐震診断結果報告書（以下「結果報告書」という。）を提出し、当該結果報告書に基づく説明及び耐震改修の助言を行うとともに、耐震診断士派遣実施報告書（様式第5号。以下「実施報告書」という。）により、遅滞なく市長に報告しなければならない。

(費用負担)

第13条 派遣決定者は、耐震診断士の派遣を受けたときは、当該耐震診断士の派遣に要する費用の1割に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）を負担するものとする。

（平成22年規則第36号・一部改正）

(耐震診断士の責務)

第14条 この規則に基づき派遣された耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断に関し職務上知り得た個人情報等を漏らすこと。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

2 派遣された耐震診断士は、当該耐震診断を実施する際には、国分寺市木造住宅耐震診断士登録証（様式第6号）を常に携帯し、派遣対象者に提示しなければならない。

第3章 耐震改修助成金

(助成の対象となる住宅)

第15条 市長は、前章の規定に基づき耐震診断を受けた住宅について、当該住宅の耐震改修に要する経費の一部を市の助成金及び地域住宅交付金を充てて助成するものとする。この場合において、当該助成の対象となる住宅は、次の各号に掲げる要件をいずれも備えた建築物とする。

- (1) 耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された建築物
- (2) 建築基準法に明らかに違反していない建築物

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める木造住宅とする。

(耐震改修の助成金の交付対象者)

第16条 耐震改修の助成金は、前条に規定する助成の対象となる住宅の所有者（当該建築物が区分所有又は共有に係るものであるときは、その全員の合意を受けた代表者。以下同じ。）であって、国分寺市に対して市税を滞納していないものが、助成対象となる住宅の耐震改修工事又は簡易耐震改修工事を行った場合に交付する。ただし、当該住宅の所有者が借地権者の場合は、土地所有者の承諾が得られている場合に限るものとする。

(助成対象経費)

第17条 助成の対象とする経費（以下「助成対象経費」という。）は、耐震改修に要し

た経費とし、当該耐震改修に伴う設計、工事監理及び耐震改修の確認に要した経費を含むものとする。

(助成の回数)

第18条 助成の回数は、同一の助成の対象となる住宅に対して、耐震改修工事及び簡易耐震改修工事につき、それぞれ1回を限度とする。

(助成金の額等)

第19条 耐震改修工事に対する助成金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 助成対象経費の2分の1以内の額(千円未満の端数は切り捨てる。)とし、その額が500,000円を超える場合は500,000円
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 耐震改修工事に対する助成金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。
- 3 簡易耐震改修工事に対する助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。)とし、その額が300,000円を超える場合は300,000円とする。
- 4 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(助成対象確認)

第20条 助成金の交付を受けようとする者(以下「助成金申請者」という。)は、耐震改修の契約を締結する前に、耐震改修助成金交付申請書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容の審査及び現地調査を行い、適当と認めたときは耐震改修助成金交付決定通知書(様式第8号)により、不適当と認めたときは耐震改修助成金不交付決定通知書(様式第9号)により、当該助成金申請者に通知しなければならない。

(変更又は中止)

第21条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成金申請者(以下「交付決定者」という。)は、当該耐震改修の内容を変更しようとするときは、耐震改修内容変更承認申請書(様式第10号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは耐震改修内容変更承認通知書(様式第11号)により、不適当と認めたときは耐震改修内容変更不承認通知書(様式第12号)により、当該交付決定者に通知しなければならない。
- 3 交付決定者は、耐震改修を中止しようとするときは、速やかに耐震改修助成金交付申請取下願い書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第22条 交付決定者は、耐震改修終了後、速やかに耐震改修完了報告書(様式第14号。以下「完了報告書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出をしなければならない。

- 2 市長は、前項の完了報告書の提出を受けたときは、当該完了報告書に係る書類等の内容の審査及び現地調査を行い、当該耐震改修が交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、耐震改修助成金交付確定通知書(様式第15号)により、

交付決定者に通知しなければならない。

- 3 前項の通知を受けた交付決定者(以下「交付確定者」という。)は、速やかに耐震改修助成金請求書(様式第16号)を市長に提出するものとする。
- 4 交付確定者は、租税特別措置法第41条の19の2第2項の規定に基づく住宅耐震改修証明書の発行を受けることができる。

(助成金の交付決定の取消し等)

- 第23条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、耐震改修助成金交付決定取消通知書(様式第17号)により、当該交付決定者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

第4章 雑則

(委任)

- 第24条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(準備措置)

- 2 市長は、この規則の施行日前においても、第2条第2号に規定する登録その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成22年規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国分寺市木造住宅耐震診断士派遣及び耐震改修助成金交付事業実施規則第13条の規定は、施行日以後に耐震診断士の派遣の申請があったものから適用し、施行日前に耐震診断士の派遣の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式で、現に用紙が残存しているものについては、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則(平成23年規則第37号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

資料２－３ 国分寺市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成20年 1 月31日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この細則における用語は、法、令及び規則において使用する用語の例による。

(特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関する報告)

第3条 令第6条（報告及び立入検査）第1項に規定する特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに耐震診断及び耐震改修の状況に関する報告は、特定建築物の地震に対する安全性等に関する報告書（様式第1号）に必要な書類及び図面を添えて、市長に行うものとする。

(計画の変更)

第4条 法第9条（計画の変更）第1項に規定する計画の変更の認定（以下「計画の変更認定」という。）を受けようとする者は、変更認定申請書（様式第2号）の正本及び副本に認定通知書並びに当該計画変更に係る書類及び図面を添えて、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請について認定したときは、変更認定通知書（様式第3号）に同項の変更認定申請書の副本を添えて、申請をした者に通知するものとする。

(事業者の変更)

第5条 法第8条（計画の認定）第3項に規定する計画の認定（以下「計画の認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、計画の認定を受けた計画（計画の変更認定があったときは、その変更後のもの）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の事業が完了する前に認定事業者を変更しようとするときは、新たに認定事業者になろうとする者と連署して、事業者の変更届（様式第4号）の正本及び副本に認定通知書（計画の変更認定を受けた場合にあっては、認定通知書及び変更認定通知書。以下同じ。）を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の事業者の変更届の副本及び認定通知書を変更後の認定事業者に返還するものとする。

(認定建築物の耐震改修に関する報告)

第6条 法第10条（報告の徴収）の規定による認定建築物の耐震改修の状況についての報告は、認定建築物の耐震改修に関する報告書（様式第5号）に必要な書類及び図面を添えて、市長に行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 計画の認定又は計画の変更認定を申請した者は、市長が当該計画の認定又は計画の変更認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(様式第6号)の正本及び副本を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の取下げ届の副本を届出を受け付けた日から7日以内に申請をした者に返還するものとする。

(認定建築物の耐震改修事業の取りやめ)

第8条 認定事業者は、認定建築物の耐震改修の事業を取りやめようとするときは、取りやめ届(様式第7号)の正本及び副本に認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の取りやめ届の副本及び認定通知書を届出を受け付けた日から7日以内に認定事業者に返還するものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

資料 2－4 国分寺市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成規則

平成24年 3 月 30日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、耐震化指針に基づき行った沿道建築物の耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、若しくは崩壊する危険性がある、又はその可能性が高いと判断されたものに対し、その耐震改修等に係る費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年 3 月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 耐震改修等 補強工事の設計（以下「補強設計」という）並びに耐震改修、除却及び建替えの工事をいう。
- (2) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条（沿道建築物の耐震化指針）第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (3) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条（特定緊急輸送道路の指定）第1項に規定する特定緊急輸送道路であって、別表第1に掲げるものをいう。
- (4) 沿道建築物 敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物（昭和56年 6 月 1 日以後に新築の工事に着手したものを除く。）であって、当該建築物の高さが、当該建築物のそれぞれの部分から特定緊急輸送道路の境界線までの水平距離に、次に掲げる当該特定緊急輸送道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものをいう。この場合において、当該建築物の高さは、地盤面（当該地盤面が、当該建築物の敷地に接する特定緊急輸送道路の路面の中心より低い場合は、当該路面の中心）からの高さにより算定するものとし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入する。
ア 12メートル以下の場合 6メートル
イ 12メートルを超える場合 特定緊急輸送道路の幅員の2分の1に相当する距離
- (5) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条(定義)第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

(耐震改修等の助成)

第3条 市長は、沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するものを除く。以下同じ。）の所有者が、耐震化指針に基づく耐震診断の結果により、当該沿道建築物の耐震改修等を行うときは、予算の範囲内において、当該耐震改修等の費用の一部を助成するも

のとする。

(耐震改修等)

第4条 助成の対象となる耐震改修等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 沿道建築物の耐震改修等であること。
- (2) 耐震化指針に基づく耐震診断の結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある、又はその可能性が高いと判断されたものであること。
- (3) 補強設計にあっては、耐震化指針の基準に適合するか否かについて、市長が別に定めるものの評定を取得したものであること。ただし、木造住宅等についてはこの限りではない。
- (4) 助成対象となる耐震改修等の費用について他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 補強設計にあっては、耐震化推進条例第10条(特定沿道建築物の耐震化)第1項第1号から第4号までに掲げる者のいずれかが行うものであること。
- (6) 補強設計にあっては平成27年3月31日までに、耐震改修、除却及び建替えにあっては平成23年3月31日までに完了するものであること。
- (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正を同時に行うものであること。ただし、当該不適合が当該建築物の高さに関するものであった場合であって、それを是正した結果当該沿道建築物の要件を満たさなくなるときは、当該建築物の耐震改修等は、助成対象外とする。
- (8) 除却及び建替えにあっては、補強設計及び耐震改修の助成金の交付を受けていないこと。
- (9) 建替えにあっては、除却の助成金の交付を受けていないこと。

(助成対象者)

第5条 耐震改修等の助成を受けることができる者は、沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる沿道建築物については、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者
- (2) 共同で所有する沿道建築物 共有者全員の合意によって決定された代表者

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第2に定める額を限度とする。

- 2 前項で算定した助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(助成金交付申請)

第7条 耐震改修等の助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震改修等の契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 申請者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額(助成対象費用に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合にはこれを減額して申請するものとし、ない場合は消費税仕入税額控除確認書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 3 市長は、前2項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知しなければならない。

(全体設計の承認)

第8条 複数年度にわたるものに係る耐震改修等の助成を受けようとする者は、前条に定める助成金交付申請時に、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る全体設計承認申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る全体設計承認・不承認通知書(様式第5号)により、当該申請をした者に通知しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 第7条第3項の規定により助成決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震改修等の実施)

第10条 助成決定者は、当該助成金交付決定通知後速やかに、耐震改修等の請負契約を行い、耐震改修等に着手するとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成事業着手届(様式第6号)に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(助成対象事業内容の変更)

第11条 助成決定者は、第7条第3項により助成の決定を受けた事業(以下「助成対象事業」という。)の変更を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該変更が助成金の額に変更が生じない範囲であるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修に係る助成事業内容変更届出書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の変更
- (3) その他の申請内容の変更

- 2 助成決定者は、助成対象事業の内容の変更を行う場合であって、当該変更が助成金の額に変更が生じるものであるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金変更申請書(様式第8号)に関係図書を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金変更承認・不承認通知書(様式第9号)により当該申請者に通知しなければならない。

(耐震改修等の取り止め)

第12条 助成決定者は、耐震改修等を取り止めるときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る取り止め届出書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(完了届)

第13条 助成決定者は、耐震改修等を完了したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成事業完了届（様式第11号。以下「完了届」という。）に係る書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の完了届の提出を受けたときは、その内容を調査し、その内容が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成額の確定通知書（様式第12号）により、助成決定者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに耐震改修等助成金請求書（様式第13号）を、市長に提出するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(2) この規則、耐震化推進条例及び法令の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき助成金交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等に係る助成金交付決定取消通知書（様式第14号）により、当該助成決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第15条 助成決定者は、耐震改修等の完了後に消費税仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入税額控除報告書（様式第15号）により、市長に報告しなければならない。この場合において、当該助成決定者は、当該消費税仕入控除税額を含め既に助成金の交付を受けているときは、速やかに、当該消費税仕入控除税額を市長に返還しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成28年3月31日（以下「失効日」という。）に、その効力を失う。ただし、助成金の交付及び返還に関する規定は、失効日以後も、なおその効力を有する。

資料 2－5 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧

サービス区分	名称	所在地
地域密着型通所介護	らくだデイサービスセンター	南町 2 丁目 6 番 12 号

資料 2－6 国分寺市緊急輸送道路指定状況

番号	路線名	起点	終点	延長
561	市道幹 1 号線	東元町四丁目 1747 番 5	西元町三丁目 2202 番 4	884.10
562	市道幹 2 号線	東元町一丁目 95 番 9	西元町二丁目 2536 番 3	1981.60
563	市道幹 3 号線	東元町一丁目 157 番 34	南町二丁目 282 番 66	709.50
564	市道幹 4 号線	本町二丁目 329 番 1	本町二丁目 335 番 6	261.80
565	市道幹 5 号線	本町四丁目 2815 番 2	本多四丁目 307 番 1	1435.70
566	市道幹 6 号線	南町三丁目 2754 番 25	東恋ヶ窪一丁目 1092 番 1	809.30
567	市道幹 7 号線	本多四丁目 423 番 1	日吉町三丁目 26 番 32	2173.20
568	市道幹 8 号線	内藤一丁目 8 番 18	内藤二丁目 5 番 17	624.80
569	市道幹 9 号線	内藤一丁目 32 番 8	富士本三丁目 22 番 64	2190.80
570	市道幹 10 号線	東戸倉二丁目 1 番 1	東戸倉二丁目 37 番 7	567.70
571	市道幹 11 号線	東戸倉二丁目 36 番 1	西町一丁目 24 番 13	3547.50
572	市道幹 12 号線	北町一丁目 14 番 4	北町五丁目 1 番 6	468.90
573	市道幹 13 号線	新町二丁目 11 番 7	北町四丁目 5 番 2	1391.20
574	市道幹 14 号線	並木町三丁目 1 番 1	西町三丁目 32 番 12	1399.20
575	市道幹 16 号線	光町三丁目 16 番 31	高木町二丁目 15 番 37	801.20
576	市道幹 17 号線	光町一丁目 4 番 17	光町二丁目 11 番 11	776.80
577	市道幹 18 号線	西町一丁目 1 番 1	西町五丁目 33 番 5	1786.50
578	市道東 5 号線	東恋ヶ窪二丁目 1 番 9	東恋ヶ窪四丁目 24 番 5	1160.90
579	市道東 6 号線	東恋ヶ窪四丁目 25 番 6	東恋ヶ窪四丁目 19 番 33	300.00
580	市道東 8 号線	東恋ヶ窪三丁目 20 番 18	東恋ヶ窪四丁目 12 番 63	638.70
581	市道東 40 号線	本多一丁目 434 番 1	本多一丁目 438 番 7	29.30
582	市道東 236 号線	東恋ヶ窪二丁目 4 番 18	東恋ヶ窪二丁目 13 番 6	318.80
583	市道西 4 号線	高木一丁目 15 番 2	高木町一丁目 9 番 13	309.40
584	市道西 5 号線	高木二丁目 6 番 4	西町二丁目 27 番 10	490.70
585	市道西 6 号線	光町三丁目 23 番 1	西町二丁目 10 番 12	439.60
586	市道西 7 号線	西町二丁目 27 番 3	西町三丁目 20 番 3	521.50
587	市道西 8 号線	西町四丁目 9 番 4	西町五丁目 7 番 3	589.30
588	市道西 96 号線	高木二丁目 8 番 21	高木町二丁目 11 番 8	158.20
589	市道西 117 号線	西町三丁目 16 番 1	西町二丁目 28 番 2	42.40
590	市道西 125 号線	高木町三丁目 9 番	西町四丁目 1 番	449.00
591	市道西 128 号線	西町五丁目 1 番 12	西町四丁目 15 番 5	176.90
592	市道南 2 号線	西元町二丁目 1608 番 2	西元町二丁目 1610 番 3	142.50
593	市道南 3 号線	西元町三丁目 2095 番 3	西元町三丁目 2114 番 2	230.80
594	市道南 80 号線	東元町二丁目 754 番 18	東元町二丁目 742 番 11	190.50
595	市道南 81 号線	東元町二丁目 754 番 17	東元町二丁目 752 番 1	120.30

番号	路線名	起点	終点	延長
596	市道南 82 号線	東元町二丁目 74 2 番 40	東元町二丁目 835 番 1	107.90
597	市道南 101 号線	南町二丁目 1608 番 2	南町二丁目 1608 番 3	140.60
598	市道南 103 号線	南町二丁目 365 番 64	南町二丁目 365 番 51	139.30
599	市道南 106 号線	南町三丁目 2700 番 26	南町三丁目 2700 番 5	41.00
600	市道南 263 号線	泉町三丁目 2605 番 39	泉町三丁目 2647 番 6	498.70
601	市道南 290 号線	泉町三丁目 2647 番 6	泉町三丁目 690 番 10	144.90
602	市道北 1 号線	戸倉一丁目 25 番 3	戸倉四丁目 14 番 7	503.40
603	市道北 2 号線	戸倉三丁目 42 番 3	戸倉三丁目 33 番 5	410.80
604	市道北 3 号線	戸倉三丁目 2 番 2	戸倉三丁目 2 番 7	206.20
605	市道北 4 号線	新町二丁目 19 番 19	並木町二丁目 5 番 1	188.80
606	市道北 6 号線	北町五丁目 1 番 1	北町二丁目 32 番 9	521.70
607	市道北 67 号線	戸倉一丁目 8 番 21	戸倉四丁目 1 番 9	297.10
608	市道北 91 号線	戸倉二丁目 16 番 49	戸倉四丁目 14 番 13	356.90
609	市道北 100 号線	戸倉一丁目 25 番 66	戸倉四丁目 43 番 8	383.90
610	市道北 119 号線	戸倉三丁目 5 番 7	戸倉三丁目 7 番 4	123.00
611	市道北 152 号線	並木町一丁目 30 番 1	並木町二丁目 1 番 6	258.80
612	市道北 153 号線	新町一丁目 8 番 4	並木町二丁目 1 番 7	84.90
613	市道北 190 号線	新町三丁目 16 番 29	新町三丁目 15 番 3	152.90
614	市道中 7 号線	西恋ヶ窪三丁目 28 番 6	西恋ヶ窪 4 丁目 12 番 8 号	442.00
615	市道中 8 号線	西恋ヶ窪 1 丁目 46 番 28	西恋ヶ窪 1 丁目 46 番 7 号	104.20
616	市道中 9 号線	西恋ヶ窪 4 丁目 1 番 1	西恋ヶ窪 3 丁目 36 番 13	384.70
617	市道中 175 号線	西恋ヶ窪 4 丁目 21 番 2	日吉町 4 丁目 1 番 10	235.50
618	市道中 194 号線	日吉町 4 丁目 6 番 1	日吉町 4 丁目 7 番 2	268.30
合計				34114.10

資料 2 - 7 国分寺市庁用車一覧

主管課	車輛番号	用途	号車	備考	車両種別	車両用途
議会事務局	多摩302 や9962	普通乗用		ヴェルファイ ヤー ハイブリッド	桃色	災害応急 対策
秘書課	多摩331 す5015	普通乗用		クラウン ハイブリッド	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩502 め 297	小型乗用	契約管財 ワゴン	セレナ		
契約管財課	多摩480 え6598	軽貨物	37号車	エブリィ	桃色	災害応急 対策
契約管財課	多摩480 ち6772	軽貨物 (電気)	EV-1	アイミーブ		
契約管財課	多摩480 ち6773	軽貨物 (電気)	EV-2	ミーブバン		
契約管財課	多摩400 ち8132	小型貨物	営繕係	箱車		
防災安全課	多摩88 そ1854	消防 指揮車			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩800 す4437	消防 第1分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩88 せ4879	消防 第2分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩800 せ3698	消防 第3分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩800 す9001	消防 第4分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩800 す4438	消防 第5分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩800 す9002	消防 第6分団			桃色	消防用 車両
防災安全課	多摩480 く1457	軽貨物	39号車	スピーカー		
課税課	多摩480 う 273	軽貨物			桃色	災害応急 対策
課税課	多摩480 え6595	軽貨物				
納税課	多摩501 ら9535	小型乗用			桃色	災害応急 対策
経済課	多摩480 さ9353	軽貨物				

協働コミュニティ課	多摩502 に1513	小型乗用		ウイングロード		
健康推進課 課	多摩480 そ5276	軽貨物				
生活福祉課	多摩502 に1514	小型乗用				
障害福祉課	多摩800 そ3393	福祉車両				
高齢福祉課	多摩41 い1319	軽貨物				
高齢福祉課	多摩50 と1035	軽乗用				
高齢福祉課	多摩50 な3586	軽乗用			桃色	災害応急 対策
保育幼稚園 課	多摩41 け6341	軽貨物	34号車	アクティ	桃色	災害応急 対策
保育幼稚園 課	多摩480 あ8017	軽貨物	児童館使 用者		桃色	災害応急 対策
子育て相談 室	多摩480 あ5680	軽貨物		子ども家庭 支援センタ ー	桃色	災害応急 対策
子育て相談 室	多摩480 え6594	軽貨物		つくしんぼ		
環境対策課	多摩480 う 277	軽貨物	公害		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩41 き 655	軽貨物	軽ダンプ		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩41 け8441	軽貨物	軽ダンプ		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩41 こ4084	軽貨物	指導車 軽バン		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩400 に9689	小型貨物	箱車		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩400 つ1710	小型貨物	指導車 日産バン		桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩480 け9209	軽貨物	軽バン		桃色	
環境対策課	多摩480 う 276	軽貨物	軽バン		桃色	
環境対策課	多摩400 に3224	小型貨物	箱車	エブリィ	桃色	災害応急 対策
環境対策課	多摩400 に5804	小型貨物	箱車		桃色	災害応急 対策

環境対策課	多摩480 た3996	軽貨物	軽デッキ	ハイゼットカ ーゴ	桃色	災害応急 対策
環境対策課	83451	大型特殊	ショベル ローダー	多摩100 さ 5476		
環境対策課	8FDL18 -30312	小型特殊	フォークリ フト			
環境対策課	FG15HT -18-64	小型特殊	フォークリ フト			
環境対策課	FB15-7	小型特殊	電気ショ ベル ローダー			
環境対策課	SD25-2	大型特殊	ショベル ローダー			
環境対策課	SD23-3 83858	大型特殊	ショベル ローダー			
下水道課	多摩41 す6219	軽貨物	下水道		桃色	ライフライン 応急復旧
下水道課	多摩480 ち4034	軽乗用	下水道		桃色	ライフライン 応急復旧
下水道課	多摩480 え6515	軽貨物	下水道			
まちづくり推 進課	多摩480 え6596	軽貨物				
建築指導課	多摩480 え6597	軽貨物				
建設事業課	多摩50 ま1064	軽乗用	用地	ムーブ	桃色	災害応急 対策
建設事業課	多摩480 あ5679	軽乗用			白色	緊急物資 輸送
緑と建築課	多摩480 う 274	軽貨物			桃色	災害応急 対策
緑と建築課	多摩480 う 272	軽貨物			白色	緊急物資 輸送
道路管理課	多摩800 せ5270	小型乗用	特殊車 道路パト カー			
道路管理課	多摩480 く2022	軽貨物	道路・防 犯パトロ ール			
道路管理課	多摩41 す6729	軽貨物	補修係			
道路管理課	多摩100 す 519	普通貨物	ダンプ			

道路管理課	多摩00 も1340	大型特殊				
道路管理課	PC10UU5 15130	小型特殊	油圧シャ ベル			
道路管理課	多摩400 に6938	小型貨物	ダンプ			
教育総務課	多摩41 け6336	軽貨物	30号車		桃色	災害応急 対策
教育総務課	多摩41 け6337	軽貨物	31号車	アクティ	桃色	災害応急 対策
教育総務課	多摩400 さ9035	小型貨物	営繕係	キャラバン	桃色	災害応急 対策
教育総務課	多摩500 も5021	小型乗用		セレナ	桃色	災害応急 対策
学務課	多摩480 け9207	軽貨物				
学校指導課	多摩50 ね2070	軽乗用			桃色	災害応急 対策
社会教育課	多摩480 く1329	軽貨物				
ふるさと文化 財課	多摩480 か9769	軽貨物				
本多公民館	多摩480 か9766	軽貨物				
光公民館	多摩480 か9767	軽貨物				
もとまち公民 館	多摩480 か9768	軽貨物				
並木公民館	多摩480 け9208	軽貨物				
組合車	多摩480 こ1622	軽乗用				
組合車	多摩50 そ3769	軽貨物				

資料２－８ 国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則

平成11年12月27日

規則第65号

（目的）

第1条 この規則は、寝たきり高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者（以下「寝たきり高齢者」という。）に対し、家庭内での火災による緊急事態における不安を解消し、その生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災安全システム 火災による緊急事態が発生した際に、当該事態について東京消防庁に自動的に通報するため、寝たきり高齢者に貸与又は給付する通信機器を用いた通信網をいう。
- (2) 火災安全システム事業 前号に規定する火災安全システムを用いて寝たきり高齢者の緊急事態について自動的に東京消防庁に通報し、火災に対する迅速な消火活動及び救助活動を行う事業をいう。

（対象者）

第3条 この事業の対象者は、国分寺市内に住所を有するおおむね65歳以上高齢者のうち、居住環境等により防火等の配慮が必要なもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 別表第1に定める機器の種目の区分ごとに定められた対象者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

（利用の申請等）

第4条 火災安全システムを利用しようとする者は、高齢者火災安全システム利用申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受けたときは、その内容を審査し、火災安全システムの利用を承認するときは高齢者火災安全システム利用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは高齢者火災安全システム利用不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（機器の貸与・給付等）

第5条 市長は、前条第2項の規定により火災安全システム事業の利用を承認した者（以下「利用者」という。）に対し、別表第1に定める火災安全システム事業に用いる機器（以下「機器」という。）のうち必要なものを貸与し、又は給付するものとする。

- 2 市長は、前項の機器を貸与し、又は給付するときは、利用者から、高齢者火災安全システム利用確認書（様式第4号）を提出させるものとする。

（登録）

第6条 市長は、前条第2項に規定する高齢者火災安全システム利用確認書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項を高齢者火災安全システム登録台帳（様式第5号）に登録するものとする。

- (1) 利用者の氏名及び住所
- (2) 緊急連絡先の氏名及び住所
- (3) その他市長が必要と認める事項

（費用の負担）

第7条 利用者は、火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム及び電磁調理器にあっては別表第2の左欄に掲げる種目に応じた同表右欄に定める単価に、専用通報機にあっては別表第3の左欄に応じた同表右欄に定める単価に別表第4左欄に定める区分に応じて同表右欄に定める利用者負担割合を乗じて得た金額を負担するものとする。

（平成14年規則第61号・全改、平成18年規則第80号・一部改正）

（管理）

第8条 機器の給付等を受けた利用者は、当該機器を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、この事業の目的に反して使用し、原状を変更し、転貸し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更の届出）

第9条 利用者は、当該機器を利用することが必要でなくなったとき又は第6条に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、高齢者火災安全システム利用者登録変更届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（機器の更新）

第10条 市長は、現に貸与している火災安全システムの機器に係る専用通報機の耐用年数の全部が経過したときは、速やかに機器の更新をするものとする。ただし、利用者が更新しない旨を書面で申し出たときは、この限りでない。

（平成14年規則第61号・追加）

（機器の返還）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、あらかじめ高齢者火災安全システム機器返還通知書（様式第7号）により当該利用者に通知し、当該機器を返還させることができる。

- (1) 当該機器の利用を必要としなくなったとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しないと認めるとき。
- (3) 前条ただし書の規定により更新しない旨を申し出たとき。
- (4) この規則に違反したとき。

（平成14年規則第61号・旧第10条繰下・一部改正）

（協力者の設置及び活動内容）

第12条 市長は、火災安全システムの利用者の居宅における火災の発生時に消防隊に協力するため、利用者に居住管理協力者（以下「協力者」という。）を設置する。

- 2 協力者は、火災の自動通報により消防隊が出動し現場を確認した場合において、利用者が不在で施錠されている等緊急性はないが協力者の協力が必要であると判断し

たときは、消防署等の要請により利用者の居宅に迅速に到達し消防隊の引揚げ後の管理、利用者等への引継ぎ等を行う。

(平成14年規則第61号・追加、平成16年規則第30号・一部改正)

(東京消防庁への連絡)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、国分寺消防署を経由して、東京消防庁に連絡しなければならない。

- (1) 第4条により利用者を決定したとき。
- (2) 第9条により利用者から変更の届出があったとき。
- (3) 利用者が第11条に該当するに至ったとき。
- (4) 前条に規定する協力者に異動があったとき。

(平成14年規則第61号・旧第11条繰下・一部改正)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平成14年規則第61号・旧第12条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則別表第2の規定は、施行日以後に設置された機器の設置に係る費用の負担から適用する。

附 則 (平成12年規則第101号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。） から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日後になされた利用の申請に係る費用の負担から適用し、施行日前になされた利用の申請にかかる費用の負担については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。） から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日後になされた利用の申請又は更新に係る費用負担から適用し、施行日前になされた利用の申請又は更新に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日後になされた利用の申請又は更新に係る費用負担から適用し、施行日前になされた利用の申請又は更新に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成16年規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日以後になされた利用の申請又は更新に係る費用負担から適用し、施行日前になされた利用の申請又は更新に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日以後になされた利用の申請又は更新に係る費用負担から適用し、施行日前になされた利用の申請又は更新に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成18年規則第52号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

附 則（平成18年規則第80号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日（以下「施行日」という。） から施行する。

(国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の一部改正の経過措置)

- 3 この規則による改正後の国分寺市高齢者火災安全システム事業実施規則の規定は、施行日以後の申請に係る費用負担から適用し、施行日前の申請に係る費用負担については、なお従前の例による。

附 則（平成20年規則第100号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

資料 2－9 国分寺市避難行動要支援者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に自ら避難することが困難な者でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）について、避難支援、安否確認等の措置（以下「避難支援等」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

2 この要綱において「支援者」とは、次に掲げる組織に属し、避難支援等を行う者とする。

- (1) 国分寺市消防団
- (2) 国分寺消防署
- (3) 小金井警察署
- (4) 国分寺市民生委員・児童委員協議会
- (5) 国分寺市社会福祉協議会
- (6) 自治会・町内会

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、国分寺市地域防災計画（平成27年7月7日改定）の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成しておかなければならない。

(登録情報)

第4条 名簿に登録される避難行動要支援者の情報は、次のとおりとする。

- (1) 登録者番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(名簿登録)

第5条 市長は、名簿を作成するに当たっては、避難行動要支援者に該当するものとして、次に掲げる者（社会福祉施設等の長期入所施設に入所している者を除く。）を名簿に登録するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条（市町村の認定）第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条（要介護認定の審査判定基準等）第1項に規定する要介護4又は要介護5の

いずれかである者

(2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条（身体障害者手帳）の規定による身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている者（心臓若しくは腎臓の機能の障害又は身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 36 条（政令で定める障害）に規定する機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けている者を除く。）

(3) 東京都知事の定める愛の手帳 1 度又は 2 度の交付を受けている者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条（精神障害者保健福祉手帳）の規定による精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、自ら名簿に登録をしようとする者は、避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第 1 号。以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を確認し、名簿に登録したときは、避難行動要支援者名簿登録済通知書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

（要配慮者に関する情報の利用等）

第 6 条 市長は、名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市長は、名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（登録申請の勧奨等）

第 7 条 市長は、避難行動要支援者に該当する者の把握に努めるとともに、申請による登録を勧奨するものとする。

（名簿情報の利用）

第 8 条 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（名簿の提供同意）

第 9 条 市長は、災害の発生に備え、国分寺市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等の実施に必要な限度で、支援者が属する組織の代表者（以下「組織の代表者」という。）に対し名簿を提供するものとする。ただし、名簿を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意（以下「情報提供同意」という。）が得られない場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、国分寺市民生委員・児童委員協議会に所属する支援者については、その担当区域に居住する全ての登録者の情報が記載された名簿を、当該担当区域に係る民生委員・児童委員に対して提供するものとする。ただし、主任児童委員については、市長が指定する区域を支援者としての担当区域とする。

3 市長は、情報提供同意について、第 5 条第 1 項の規定により名簿に登録された者にあつては情報提供同意書（様式第 3 号。以下「同意書」という。）、同条第 2 項の規定により名簿に登録された者にあつては同項に規定する登録申請書の提出時に同意する旨の記載をした登録申請書又は同意書を提出させることにより得るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、情報提供同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、組織の代表者及び支援者（以下「代表者等」という。）に対し名簿を提供することができる。

5 自治会・町内会の代表者は、避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書（様式第4号。以下「誓約書」という。）を市長に提出した場合においてのみ名簿の提供を受けることができる。

6 前項に規定する誓約書を提出した自治会・町内会の代表者に変更があった場合は、新たな代表者は、速やかに誓約書を市長に提出しなければならない。

（支援者の役割等）

第10条 支援者は、災害時において、名簿に登録された避難行動要支援者（以下「名簿登録者」という。）に対し、避難支援等を行うものとする。

2 支援者は、平素から避難行動要支援者の状況の把握や情報の収集など避難支援等に必要な環境の整備に努めるものとする。

3 自治会・町内会に属する支援者は、避難支援等に関して生じた事故等に対応するため、市長が指定するボランティア保険に加入するものとする。この場合において、市長は、当該保険の加入費用の全部又は一部を負担するものとする。

（受領書の提出）

第11条 第9条の規定により名簿の提供を受けた代表者等は、避難行動要支援者名簿受領書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（名簿の管理）

第12条 代表者等は、名簿情報の漏えいの防止その他の名簿情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 名簿の提供を受けた組織の代表者は、名簿情報を適正に管理し、個人情報の保護に関し、支援者を指揮監督するものとする。

（名簿情報の保護）

第13条 代表者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 名簿情報及び避難支援等を行う上で知り得た個人の秘密を他に漏らさないこと。代表者等でなくなった後も同様とする。

(2) 名簿を紛失しないよう厳重に保管し、名簿情報が避難支援等以外に使用されないよう適切に管理すること。

(3) 名簿を紛失したときは直ちに市長に報告すること。

2 市長は、代表者等が名簿情報を適切に管理できないと判断した場合は、当該代表者等に名簿を返還させることができる。

（名簿の更新）

第14条 市長は、毎年1回、名簿の更新を行うものとする。ただし、登録されている情報の変更が著しいときは、状況に応じて名簿を更新するものとする。

2 市長は、前項の規定により名簿を更新したときは、代表者等に対し更新後の名簿を提供するものとする。この場合において、代表者等は、更新後の名簿を受領する際に更新前の名簿を返還しなければならない。

3 第9条第1項及び第2項の規定は、前項の提供について準用する。

(登録内容の変更)

第15条 名簿登録者は、名簿情報の内容に変更が生じたときは、当該変更の内容を記載した避難行動要支援者名簿登録変更申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書が提出されたときは、速やかに名簿の記載内容を変更するものとする。

(名簿情報提供の停止)

第16条 名簿登録者は、第9条第4項に規定する代表者等への自己の名簿情報の提供を希望しないときは、避難行動要支援者名簿情報提供停止希望申請書(様式第7号。以下「停止申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による停止申請書が提出されたときは、支援者に対し、名簿登録者の名簿情報の提供を行わないものとする。

3 前項の規定により支援者に対する名簿情報の提供を停止されている名簿登録者がその停止を解除しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供停止解除申請書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第17条 市長は、名簿登録者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該名簿登録者の登録を取り消すものとする。

- (1) 名簿登録者が死亡したとき。
- (2) 名簿登録者が市外に転出したとき。
- (3) 名簿登録者が社会福祉施設等の長期入所施設に入所したとき。
- (4) 妊娠を理由として登録した名簿登録者について、その名簿に登録された日から起算して1年が経過したとき。
- (5) その他市長が名簿登録者の登録について不相当と認めるとき。

2 前項第2号から第5号までの規定にかかわらず、市長は、名簿登録者が登録の取消しを希望しない場合については、その登録を取り消さないことができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(国分寺市災害時要援護者登録制度実施要綱の廃止)

2 国分寺市災害時要援護者登録制度実施要綱(平成21年要綱第13号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項による廃止前の国分寺市災害時要援護者登録制度実施要綱の規定に基づき作成された災害時要援護者登録名簿は、この要綱の規定に基づき作成された名簿とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第5条第1項第2号の規定は、施行日以後に行う名簿の登録について適用し、施行日前に行った名簿の登録については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

資料 2－10 防災備蓄品の保管及び災害時における配布の支援に関する 協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市商工会（以下「乙」という。）は、防災備蓄品の保管及び災害時における配布に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に備えた防災備蓄品の保管及び災害時における配布について、甲が乙及び乙の会員に求める協力並びに乙及び乙の会員が実施する支援活動等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に掲げる災害が発生したときをいう。
- (2) 防災備蓄品 甲が災害時に備えて予め購入した物資をいう。
- (3) 協力保管場所 乙の会員が管理する建物内における防災備蓄品を保管する場所をいう。
- (4) 保管者 協力保管場所で防災備蓄品を保管する乙の会員をいう。

（支援方針）

第3条 乙は、甲に対し、協力保管場所を提供できる乙の会員の把握及び通知等について、できる限り協力するものとする。

2 乙は、次条以降に示す協力内容を原則として無償で行うものとする。

（通知及び登録）

第4条 乙は、本協定の趣旨に賛同して協力保管場所を提供できる乙の会員を把握し、当該会員の事前の同意を得た上で、協力保管場所提供可能通知書(様式第 1 号)により、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力保管場所候補（以下「候補」という。）として、協力保管場所登録台帳(様式第 2 号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

（提供依頼及び承諾）

第5条 甲は、台帳に登録された候補のうち、防災備蓄品の保管場所として適当であると判断したものに係る管理者に対し、乙を通じて協力保管場所提供依頼書(様式第 3 号)を交付するものとする。

2 前項の交付を受けた管理者は、乙を通じて協力保管場所提供承諾書(様式第 4 号)を甲に提出するものとする。

（防災備蓄品の受渡し）

第6条 甲は、原則として、乙に連絡の上、協力保管場所に直接防災備蓄品を納品する

ものとし、保管者は、防災備蓄品の受領と引き換えに、甲に対し、防災備蓄品受領書（様式第5号）を提出するものとする。

2 甲は、保管者に防災備蓄品を預けたときは、その品目、数量その他必要な事項を台帳に登録するものとする。

（防災備蓄品の保管及び損害賠償等）

第7条 保管者は、甲から預かった防災備蓄品を、自ら使用し又は第三者に売買、贈与、貸与もしくは寄託することなく、協力保管場所において善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

2 保管者は、前項の保管を無償で行うものとし、費用前払請求、費用償還請求、代弁済請求その他の請求をすることができないものとする。ただし、防災備蓄品の性質又は瑕疵によって生じた損害に係る損害賠償請求権（甲が過失なく防災備蓄品の性質若しくは瑕疵を知らなかったとき又は保管者がこれを知っていたときを除く。）については、この限りでない。

3 甲は、乙に対し、いつでも防災備蓄品の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な措置を求めることができるものとし、乙は当該求めを受けた場合、速やかに保管者に対して、これらの求めへの対応を求めるものとする。

4 保管者は、保管物資に滅失、損傷その他の異常を発見したときは、速やかにその内容を乙を通じて甲に報告するものとする。

5 甲は、保管物資が滅失し、又は損傷して甲に損害が生じた場合においても、乙及び保管者に対してその損害の賠償を請求しないものとする。ただし、その損害が保管者の故意又は重大な過失により生じた場合については、この限りではない。

（協力保管場所の変更等）

第8条 保管者は、協力保管場所を変更し、又は廃止する場合その他台帳に登録した事項に変更等がある場合は、協力保管場所変更等通知書（様式第6号）を、乙を通じて甲に提出するものとする。

2 前項により、防災備蓄品を甲に返却する必要があるときは、保管者は原則として乙を通じて行うものとし、この場合において、甲は、保管者に対し、防災備蓄品と引き換えに、乙を通じて防災備蓄品返還確認書（様式第7号）を交付するものとする。

（災害時における配布）

第9条 甲は、災害時において、協力保管場所に保管している防災備蓄品を配布する必要があると判断したときは、原則として乙を通じて、保管者に防災備蓄品の配布を依頼するものとし、保管者は、合理的な理由なくこれを拒んではならないものとする。

2 保管者は、前項の依頼を受けた場合は、甲が示した配布方法を順守し、防災備蓄品を配布するものとする。

3 保管者が、防災備蓄品を配布するために要した経費は、原則として保管者が負担するものとする。

4 甲は、災害時の支援の実施に伴い保管者に損害が発生した場合は、賠償するものとする。

5 保管者は、甲に対し、乙を通じて防災備蓄品の配布状況を報告するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1

年間延長されるものとし、その以後においても同様とする

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 31 日

甲 東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号
国分寺市
国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市本多二丁目 3 番 3 号
国分寺市商工会
会長 込山 雄茂

資料 2－1 1 防災備蓄用品備蓄進捗管理表

備蓄計画進捗管理 表		令和 6 年度 末	令和 7 年度 末	令和 8 年度 末	令和 9 年度 末	令和 10 年 度末
食料	目標数	146,263 食				
	備蓄数	152,986 食	151,434 食	149,954 食	149,306 食	147,140 食
	充足率	100%	100%	100%	100%	100%
保存飲料水	目標数	59,799 リットル				
	備蓄数	84,924 リットル	76,320 リットル	67,980 リットル	59,640 リットル	59,820 リットル
	充足率	100%	100%	100%	100%	100%
生理用品	目標数	68,138 枚				
	備蓄数	71,306 枚	71,814 枚	72,322 枚	72,830 枚	73,338 枚
	充足率	100%	100%	100%	100%	100%
オムツ (乳幼児用)	目標数	8,730 枚				
	備蓄数	14,484 枚	14,484 枚	14,484 枚	13,380 枚	12,276 枚
	充足率	100%	100%	100%	100%	100%
オムツ (大人用)	目標数	9,740 枚				
	備蓄数	8,160 枚	9,070 枚	9,900 枚	9,900 枚	9,900 枚
	充足率	83.8%	93.1%	100%	100%	100%
汚物処理剤	目標数	448,500 回分				
	備蓄数	126,500 回分	168,800 回分	215,100 回分	257,300 回分	300,300 回分
	充足率	28.2%	37.6%	48.0%	57.4%	67.0%
体育館 用シート	目標数	335 本				
	備蓄数	302 本	325 本	335 本	335 本	335 本
	充足率	90.1%	97.0%	100%	100%	100%
毛布	目標数	10,310 枚				

	備蓄数	5,760	6,360	6,960	7,560	8,110
	充足率	55.9%	61.7%	67.5%	73%	79%
マット	目標数	4800 枚				
	備蓄数	0	600	1,200	1,800	2,400
	充足率	0.0%	12.5%	25.0%	37.5%	50.0%
液体歯 磨き	目標数	35,650 個				
	備蓄数	0	4,500	8,950	13,400	17,850
	充足率	0.0%	12.6%	25.1%	37.6%	50.1%
平均充足率		66%	71%	77%	81%	85%

資料 2－12 東京都帰宅困難者対策条例

目次

- 第一章 総則（第一条－第六条）
- 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進（第七条－第九条）
- 第三章 安否確認及び情報提供（第十条・第十一条）
- 第四章 一時滞在施設の確保（第十二条）
- 第五章 帰宅支援（第十三条）
- 第六章 雑則（第十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが不在の場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

（知事の責務）

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

（都民の責務）

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業員へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業員の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（学校等における生徒等の安全確保）

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第三百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

（安否確認及び情報提供のための体制整備）

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

（安否確認手段の周知等）

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

- 2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

（一時滞在施設の確保等）

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」という。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

- 3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

（帰宅支援）

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

（委任）

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

資料 2－13 災害時における罹災証明書発行に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と東京消防庁国分寺消防署（以下「乙」という。）とは、相互協力により災害時に発生した火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査を円滑に行うため、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時に備え、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、火災被害に係る罹災証明書の発行及びその根拠となる火災調査に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第2条 甲と乙は、災害が発生した後に協議を行い、連携して罹災証明の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。

- (1) 建物の被害状況調査開始時期に関すること。
- (2) 建物の被害状況調査体制に関すること。
- (3) 情報の共有に関すること。
- (4) 罹災証明書の発行場所に関すること。
- (5) 罹災証明書の交付窓口業務に関すること。
- (6) 罹災証明書の交付開始時期及び終了時期に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（被災者生活再建支援システム等の活用）

第3条 甲は、乙の火災調査業務において、被災者生活再建支援システムから出力した情報を提供する場合には、罹災証明書の発行に必要な範囲において、当該システムを活用するものとする。

（被災情報の提供）

- 第4条 甲は、乙が火災調査業務を行うために必要であると認められる場合は、甲は乙の求めに応じ、被災者の情報（住民基本台帳に係る情報及び固定資産課税台帳のうち、家屋課税台帳に係る情報）を提供するものとする。
- 2 乙は、甲が罹災証明書の発行に必要であると認められる場合は、甲の求めに応じて、罹災証明書の発行に必要な範囲において、火災調査結果の情報を提供するものとする。
- 3 甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を提供するものとする。

（発行窓口業務）

第5条 乙は、甲が開設する罹災証明書の発行窓口において、甲の求めに応じて、火災被害に係る必要な支援業務を行うものとする。

（情報管理）

第6条 甲及び乙は、前条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない

ない。

- 2 甲及び乙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

(提供情報の目的外使用の禁止)

第7条 乙は、甲から提供を受けた情報を、第4条第1項及び第3項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲は、乙から提供を受けた情報を、第4条第2項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも書面による特段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定の解釈上に疑義を生じた場合及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年 5月20日

甲 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市泉町二丁目2番3号
東京消防庁国分寺消防署
国分寺消防署長 梶 野 賢 一

資料 3－1 国分寺市災害対策本部条例

昭和38年10月 8 日
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2(市町村災害対策本部)第8項の規定に基づき、国分寺市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成9年条例第5号・平成23年条例第23号・平成24年条例第38号・一部改正)

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条及び第3条に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成9年条例第5号・一部改正)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3－2 国分寺市災害対策本部条例施行規則

昭和51年 9 月13日
規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市災害対策本部条例（昭和38年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項について定めるものとする。
(平成9年規則第3号・一部改正)

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次の事項について、国分寺市災害対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢及び解除に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。
- (5) 近接市との相互応援に関すること。
- (6) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。
- (7) 都及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること。
- (8) 公用令書による公用負担に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 部班長会議の招集に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(平成2年規則第13号・平成9年規則第3号・一部改正)

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- (1) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- (3) 災害対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条（職務）第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、国分寺市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成20年規則第108号。以下「順序規則」という。）に規定する第1順位副市長、順序規則に規定する第2順位副市長、教育長の順序によりこれを行うものとする。

(昭和61年規則第10号・平成2年規則第13号・平成9年規則第3号・平成18年規則第125号・平成20年規則第110号・平成23年規則第64号・一部改正)

(本部員)

第5条 本部員は、次の職にあるものをもって充てる。

- (1) 消防団長
 - (2) 国分寺市組織規則（昭和48年規則第21号）第5条（職の設置）第1項に規定する部長
 - (3) 国分寺市組織規則第5条第2項第1号に規定する担当部長
 - (4) 国分寺市教育委員会教育次長の設置に関する規則（平成19年教委規則第3号）第1条（設置）に規定する教育次長
 - (5) 国分寺市議会事務局設置条例（昭和33年条例第15号）第2条（職の設置及び職務）第1項に規定する事務局長
 - (6) 会計管理者
- 2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。
- （昭和53年規則第24号・昭和61年規則第10号・平成元年規則第26号・平成2年規則第13号・平成9年規則第3号・平成9年規則第38号・平成12年規則第35号・平成14年規則第38号・平成15年規則第17号・平成16年規則第39号・平成19年規則第33号・平成20年規則第110号・一部改正）

（意見の聴取等）

- 第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部長室の会議に出席させ、その意見を聴き、又は本部員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- （平成23年規則第64号・追加）

（部及び班）

- 第7条 部、班の編成及び分掌事務は、別に定める。
- （昭和61年規則第10号・全改、平成2年規則第13号・平成9年規則第3号・平成19年規則第38号・一部改正、平成23年規則第64号・旧第6条繰下）

（部班長会議）

- 第8条 本部長は、災害対策の推進を図るため必要があると認めるときは、部班長会議を招集することができる。
- （平成9年規則第3号・一部改正、平成23年規則第64号・旧第7条繰下）

（職務権限）

- 第9条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。
- （平成2年規則第13号・一部改正、平成23年規則第64号・旧第8条繰下）

（委任）

- 第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が定める。
- （昭和61年規則第10号・全改、平成23年規則第64号・旧第9条繰下）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年規則第10号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成元年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成2年規則第13号）

この規則は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第38号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第14号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年3月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第35号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第34号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第38号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第17号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第39号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第12号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第125号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第33号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第38号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第110号）
この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第64号）
この規則は、公布の日から施行する。

資料 3－3 国分寺市災害初動要員設置規程

平成19年12月28日

訓令第36号

改正 平成23年 3 月31日訓令第 7 号

平成26年 3 月31日訓令第16号

令和 2 年 3 月31日訓令第 5 号

(題名改称)

国分寺市地震災害初動要員設置規程（平成17年訓令第 9 号）の全部を改正する。

(設置)

第1条 地域防災計画に基づき、国分寺市（以下「市」という。）内で震度5弱以上の地震災害が発生した場合その他風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、初動期の応急対策活動を迅速かつ円滑に遂行するため、国分寺市災害初動要員（以下「初動要員」という。）を設置する。

(令和 2 年訓令第 5 号・一部改正)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条（市町村地域防災計画）第1項の規定に基づき、国分寺市防災会議条例（昭和38年条例第20号）により設置する国分寺市防災会議が作成した国分寺市地域防災計画をいう。

(2) 災害対策本部 法第23条（災害対策本部）の規定に基づき、国分寺市災害対策本部条例（昭和38年条例第19号）により設置する国分寺市災害対策本部をいう。

(3) 地区防災センター 地域防災計画に基づき、避難所として指定されている各市立小中学校、東京都立国分寺高等学校及び東京経済大学をいう。

(平成23年訓令第 7 号・一部改正)

(任命等)

第3条 市長は、次条第1項第1号の本部班に配置する初動要員にあつては職員（管理職員（職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）第2条（給料）に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）を除く。以下この項において同じ。）から、同項第2号の地区防災センター運営班に配置する初動要員にあつては市内又は市に隣接した区域に居住する職員から初動要員を任命し、又は委嘱する。

2 初動要員の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、初動要員が欠けた場合における補欠初動要員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、疾病、転居等の理由により初動要員として活動することが困難となったとき又は初動要員が管理職員になったときは、当該初動要員を解任し、又は解嘱することができる。

(令和2年訓令第5号・一部改正)

(班及び定員)

第4条 初動要員は、地域防災計画で定める次の班に配置する。

(1) 本部班

(2) 地区防災センター運営班

2 本部班の定員は20人とし、地区防災センター運営班の定員は地区防災センター1箇所につき5人とする。

(令和2年訓令第5号・一部改正)

(職務)

第5条 前条第1項各号に掲げる班の職務は、別表のとおりとする。

(勤務時間中の地震災害発生時の対応)

第6条 初動要員は、勤務時間中に市内で震度5弱以上の地震災害が発生したときは、地域防災計画に定めるところにより、本部班にあつては国分寺市役所、地区防災センター運営班にあつてはあらかじめ指定された地区防災センター(以下「参集場所」という。)に出動しなければならない。

2 前項の場合において、自己に重大な事故等が発生し、参集場所に出動できないときは、速やかに災害対策本部に連絡しなければならない。ただし、地震災害により連絡手段が絶たれているときは、この限りでない。

(令和2年訓令第5号・一部改正)

(勤務時間外の地震災害発生時の対応)

第7条 初動要員は、勤務時間外に市内で震度5弱以上の地震災害が発生したときは、直ちに参集場所に出動しなければならない。

2 前項の場合において、自己に重大な事故等が発生し、参集場所に出動できないときは、速やかに災害対策本部に連絡しなければならない。ただし、地震災害により連絡手段が絶たれているときは、この限りでない。

(地震発災時以外の対応)

第8条 初動要員は、前2条に定めるもののほか、災害発生(発生のおそれのある場合を含む。)の初動期に、地域防災計画に定めるところにより必要な活動を行う。

(令和2年訓令第5号・追加)

(訓練等)

第9条 初動要員は、災害時に備え、市長が実施する防災訓練、地区防災センター運営協議会を構成する団体との話し合い等に積極的に参加し、平常時から自己の職務を修得するとともに、地域住民との連携に努めなければならない。

2 初動要員として市長が任命し、又は委嘱した職員の所属長は、当該職員の前項に規定する訓練等への参加について十分配慮しなければならない。

(令和2年訓令第5号・旧第8条繰下・一部改正)

(庶務)

第10条 初動要員の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(平成26年訓令第16号・一部改正、令和2年訓令第5号・旧第9条繰下)

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(令和2年訓令第5号・旧第10条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の国分寺市地震災害初動要員設置規程第5条(任命等)第1項の規定により任命され、又は委嘱された初動要員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年1月31日までとする。

附 則 (平成23年訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年訓令第16号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

(令和2年訓令第5号・一部改正)

班名称	職務
本部班	災害対策本部の設置
	地域防災計画により設置された各班の活動指示及び応援
	職員及び資機材の配備
	庁舎の点検
	災害情報の収集及び整理
	東京都及び防災関係機関との情報交換
地区防災センター運営班	地区防災センターの開設及び運営
	避難誘導
	災害情報の収集及び災害対策本部への報告
	医療救護所の開設及び運営の協力
	防災備蓄品及び救援物資の管理及び配布
	地区防災センター運営協議会の設置
	地域自治会、町内会その他団体等との協力体制の確立

資料３－４ 避難所施設利用に関する協定書（都立国分寺高校）

国分寺市長を「甲」とし、東京都立国分寺高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり一時避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を国分寺市地域防災計画に基づき一時避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第２条 甲が一時避難所として利用できる施設の範囲は、乙の管理する施設のうち、別添「避難所指定に伴う施設利用計画」及び図面に示す範囲とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第３条 甲は、前条の利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずる。

（避難所の開設）

第４条 甲は、災害時に避難所を開設する必要がある場合は、乙の指定した場所を一時避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第５条 甲は、第４条に基づき避難所を開設する場合には、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知する。

２ 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知する。

（避難所の管理）

第６条 避難所の管理運営は、甲の責任において行う。

２ 避難所の管理運営について、乙は甲に協力する。

（費用負担）

第７条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担する。

（開設期間）

第８条 避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をする。

（避難所閉鎖への努力）

第９条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努める。

(避難所の閉鎖)

第10条 甲は、避難所を閉鎖する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡す。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項及び疑義・変更が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

甲と乙は、この協定書を称するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成10年2月20日

(甲) 国分寺市長

山崎 眞秀

(乙) 東京都立国分寺高等学校長

梅村 和伸

資料 3－5 地区防災センターの管理運営に関する協定書（東京経済大学）

国分寺市（以下「甲」という。）と学校法人東京経済大学（以下「乙」という。）は、国分寺市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める地区防災センターの管理運営における相互の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に市民、在勤者及び在学者（以下「市民等」という。）の安全の確保を図るため乙の敷地内に開設する地区防災センターについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（平常時の協力内容）

第2条 甲と乙の平常時における協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時において、乙の敷地内に地区防災センターを開設するため、国分寺市地震災害初動要員（以下「初動要員」という。）5名をあらかじめ任命する。
- (2) 甲は、災害時における乙との連絡手段を確保するため、IP無線機をあらかじめ乙の敷地内に配備する。
- (3) 甲は、乙の敷地内にあらかじめ防災備蓄倉庫を設置し、災害時に市民等に配布する必要な備蓄物資等を整備する。
- (4) 甲は、災害時に乙の敷地内に地区防災センターが開設されることを日頃から市民等に周知するため、乙の敷地内に案内標識をあらかじめ設置する。
- (5) 乙は、管理する施設のうち地区防災センターとして市民等に開放する施設の範囲をあらかじめ別図のとおり定めるものとする。

（地区防災センターの開設）

第3条 甲は、災害時に乙の敷地内に地区防災センターを開設する必要がある場合、前条第5号により乙の定めた施設を地区防災センターとして開設することができるものとする。

（災害時の協力内容）

第4条 甲と乙の災害時における協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、市内に震度5弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ配置した初動要員を乙の施設に参集させ、地域防災計画に定められた災害対策活動を実施する。
- (2) 乙は、被災した市民等を支援するため、大学構成員等をもって、甲が配置した初動要員に協力する。

(地区防災センターの管理)

第5条 地区防災センターの管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、地区防災センターの管理運営について、甲に協力するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、地区防災センターの管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

2 地区防災センターの開設期間中に甲又は市民等の責めにより乙の施設に損害を生じた場合、甲は当該施設を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

(開設期間)

第7条 地区防災センターの開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とし、被災者が自宅に帰宅又は乙が指定する施設に移動するまでの期間とする。

(地区防災センターの廃止)

第8条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、地区防災センターの早期解消に努めるものとする。

2 甲は、乙の敷地内に開設した地区防災センターを廃止するときは、その施設を原状に復し乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(平常時の訓練)

第9条 乙は、甲が行う防災訓練に協力するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとして、以後もこの例による。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通保有する。

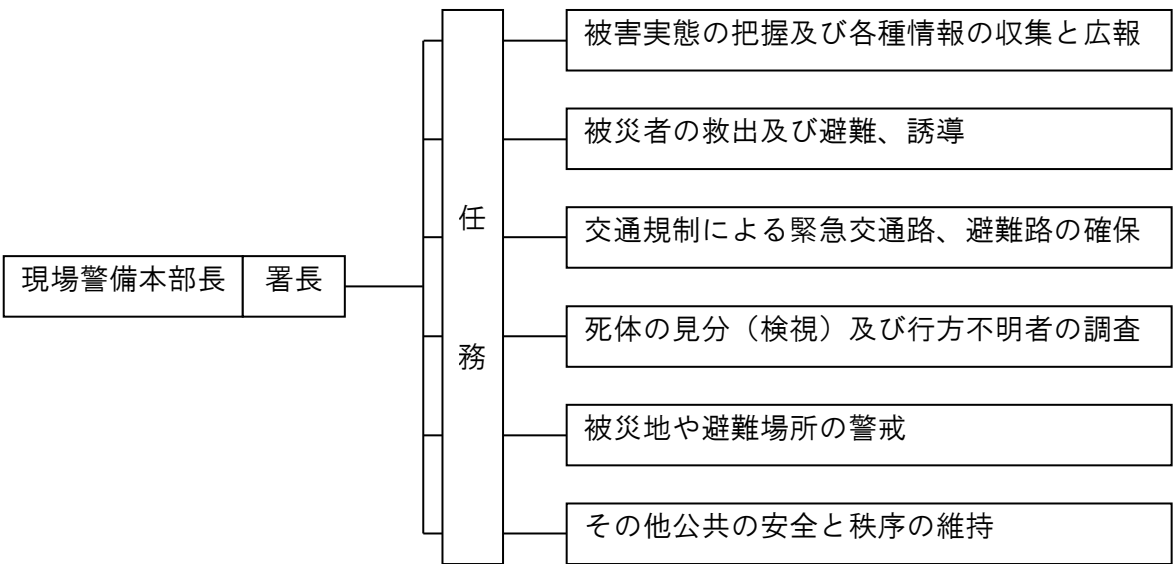
平成 23 年 4 月 1 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市南町一丁目 7 番 34 号
学校法人 東京経済大学
理事長 村 上 勝 彦

資料 3－6 関係機関の活動体制

1 小金井警察署



「阪神・淡路大震災」は、各方位面に「初動態勢」を含めた震災対策の在り方について、多くの教訓を与えた。

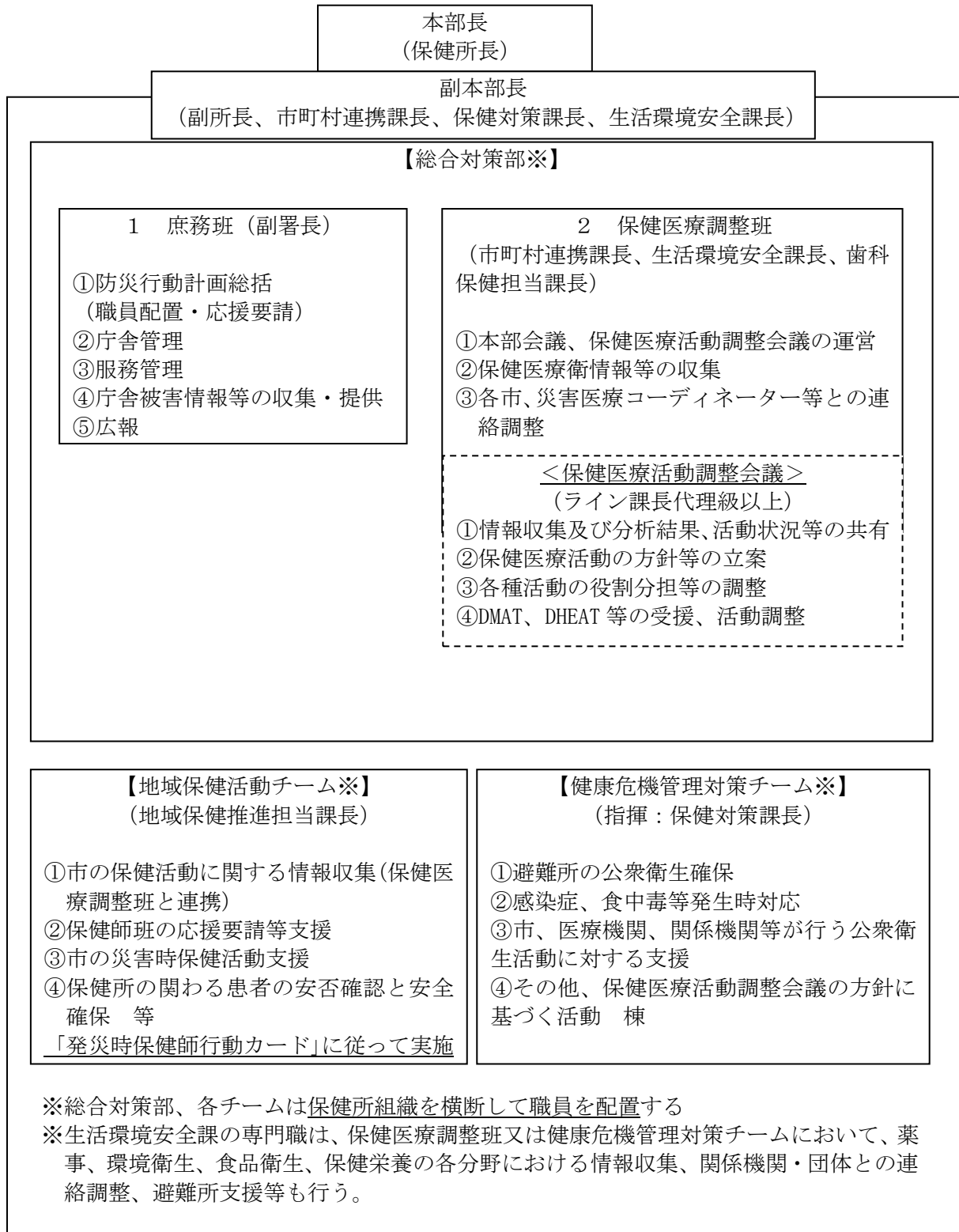
この検討の上に立って、大震災発生時のパニック的状況の中で自動的に行動できる手順や限られた警察力でとるべき応急対策の優先順位を明確にし、「被災者の救出・救護」「避難路、緊急交通路の確保」等人命の保護を第一とした警察活動を迅速的確に実施する事である。

大地震発生時における警察の活動範囲は、概ね次のとおりである。

1	任務・・・・・・・・	(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集と広報 (2) 被災者の救出及び避難、誘導 (3) 交通規制による緊急交通路、避難路の確保 (4) 死体の見分（検視）及び行方不明者の調査 (5) 被災地や避難場所の警戒 (6) その他公共の安全と秩序の維持
2	警戒態勢・・・・・・・・	警視庁に最高警備本部設置、第八方面本部及び小金井警察署に警備本部を設置する。
3	部隊編成・・・・・・・・	一般事務を除く全員をもって警備にあたり、状況に応じ長期警備本部を設置する場合は、別途運用により所要の部隊を編成
4	警備活動要領・・	警視庁大震災警備実施計画準拠

2 多摩立川保健所

多摩立川保健所災害対策本部及び分掌事務

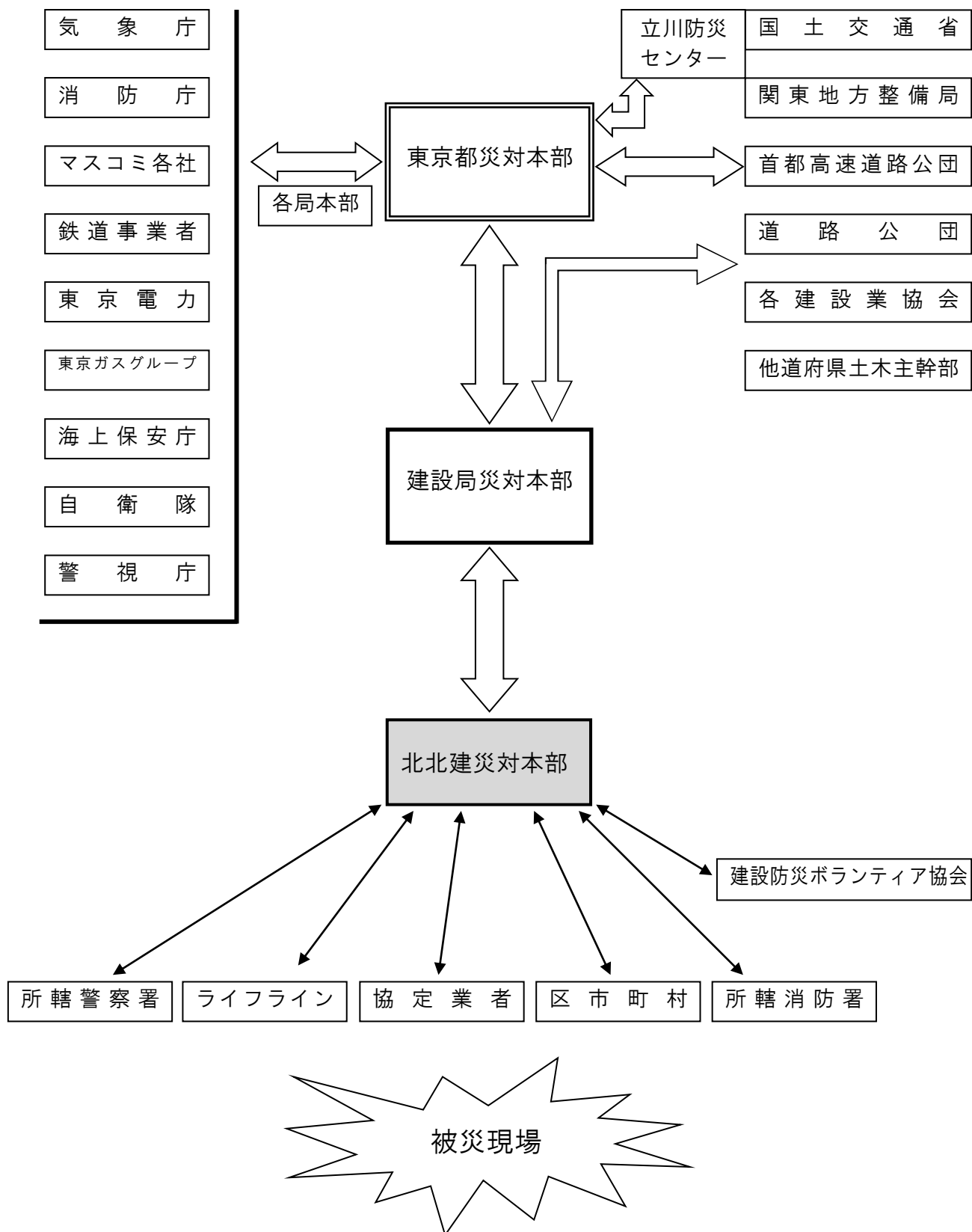


3 北多摩北部建設事務所

(1) 災害対策本部の開設

態 勢	開 設 フ ロ ー
非常配備態勢 a (震度5強以下) b (震度6弱以上勤務時間内)	a 局本部長が必要と認めた場合、所本部長の指示により参集、開設 b 概ね30分以内に開設
特別非常配備態勢 (震度6弱以上勤務時間外)	職員の自主参集 (事務所4km圏内の局指定職員含む) 第1段階 作 戦 班 作 戦 応 急 対 策 ・参集者3名以上で本部開設 ・職位上位者が本部長代行 ↓ 参集による人員確保 第2段階↓ 作 戦 班 ・本部運営 ・対策案検討 ・通信 ↓ 分 離 応急対策班 支援班 ・被害状況の把握 ・現場点検 ・応急措置 ・情報処理 ・職員の健康管理 ・職員の安否確認 ・職場環境 ・資機材・物品等の調達

(2) 情報連絡の体系

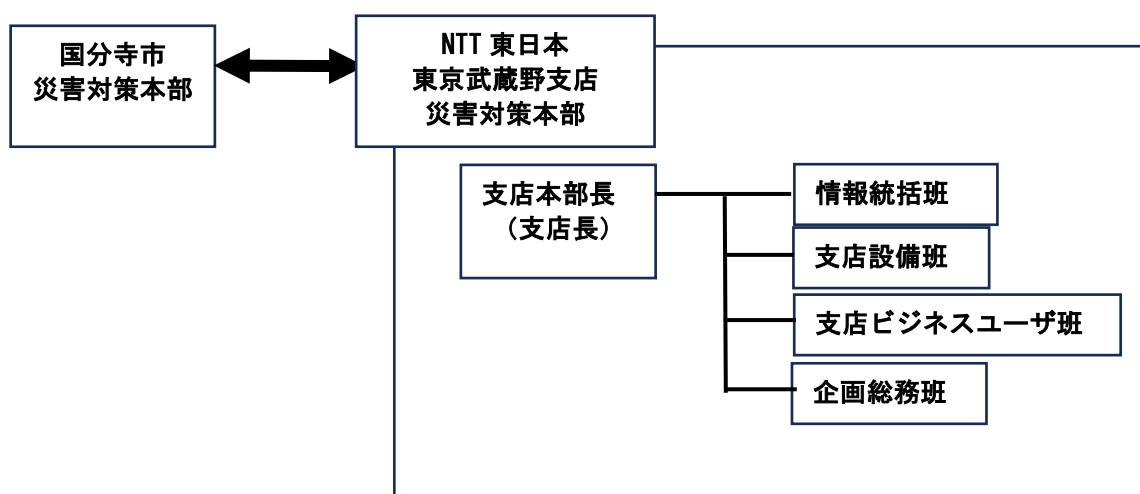


4 NTT東日本ー東京

【非常態勢区分】

非常態勢区分	非常事態の情勢	対策組織
第1非常態勢	・激甚な災害等（国に内閣総理大臣を本部長とする対策組織が設置される規模の災害等）が発生した場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合	災害対策本部
第2非常態勢	・大規模な災害等（国に国務大臣を本部長とする対策組織が設置される規模の災害等又は、東地域会社が単独で対応できず支援が必要な規模の災害等）が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合。 ・警戒宣言が発せられた場合	災害対策本部
第3非常態勢	・中規模な災害等（東地域会社が単独で対応できる規模の災害）が発生、又は発生する恐れがあると判断した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合 ・災害等により被害が発生又は発生する恐れがあると判断した場合	災害対策本部 （情報連絡室）
警戒態勢	災害等の発生が予想される場合	情報連絡室

○国分寺市災害対策本部との連携・連絡は、支店災害対策本部の情報統括班が行う。



5 東京電力立川支社

【災害時の態勢】

非常態勢の区分	非常態勢の情勢
待 機 態 勢	○ 夜間、休日等非常対策要員の出動が長時間を要するために非常態勢への移行が困難な場合
第1 非常態勢	○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合
第2 非常態勢	○ 大規模な災害の発生が予想される場合 ○ 大規模な災害が発生した場合 ○ 電気事故による突発的な広範囲停電が発生した場合 ○ 東海地震注意情報が発せられた場合
第3 非常態勢	○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ サービス区域あるいは所属店所のある都、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合

【構成と役割】

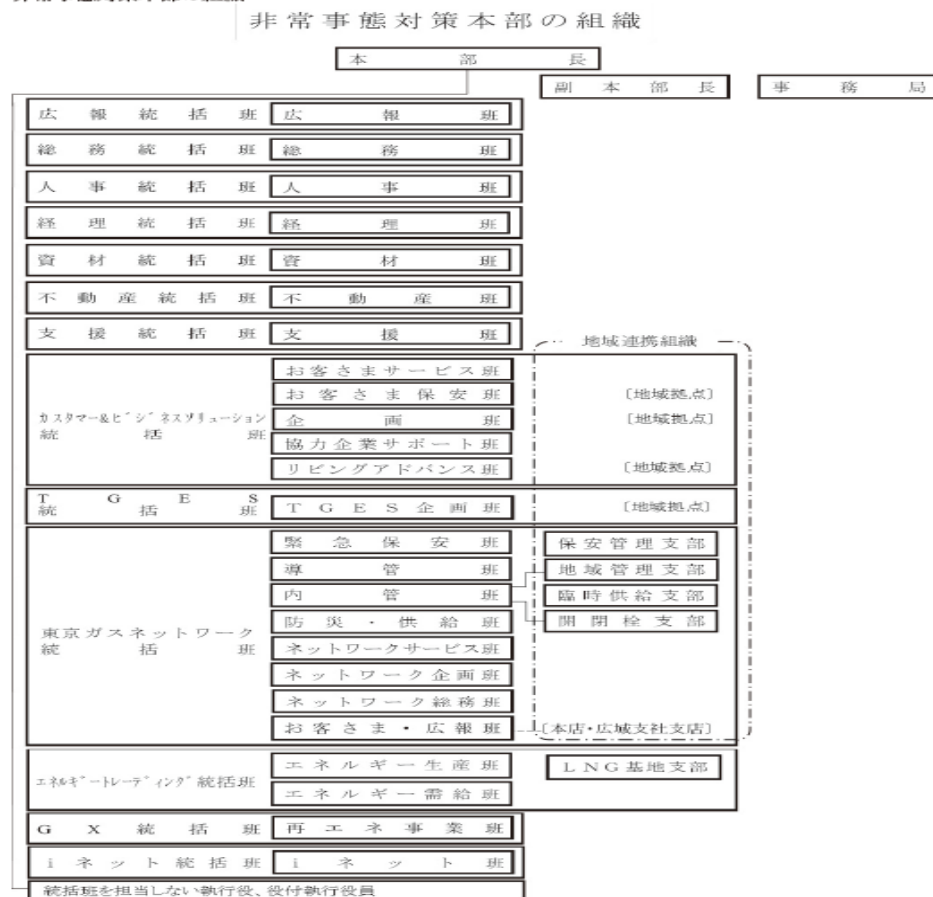
構成	業務分掌
支 部 長	○ 統括
副 支 部 長	○ 支部長補佐
情 報 班	○ 支部長指令の伝達ならびに受理 ○ 各班の情報総括、整理 ○ 停電軒数、地域の把握 ○ 一般被害情報等の収集、連絡 ○ お客さま設備の安全確認、お客さまへの広報等の現地対応 ○ 地方自治体の災害対策本部等への派遣者との連絡 ○ 行政、警察、消防への情報提供 ○ マスコミ対応（多摩支店本部と連携の上）
復 旧 班	○ 電力系統運用状況の把握 ○ 電力系統の応急対策、復旧方法の検討 ○ 設備の災害予防措置の実施 ○ 当社被害、復旧情報の収集、連絡 ○ 復旧計画の樹立ならびに復旧活動の実施 ○ 所要応援要員の把握、要請 ○ 所要復旧資機材の把握、要請
総 務 班	○ 省略

6 東京ガス

【災害時の体制】

- 震度5弱・5強の地震が発生した場合、地震以外の災害により供給停止するまたは予想される期間が約24時間以内の場合は第1次非常体制をとる。
- 多摩支店支部の活動拠点：東京ガス（株）立川ビル（立川市曙町3-6-13）
活動内容：地域行政・地域社会等との連絡窓口、取材対応
- 市対策本部との連携・連絡は、「支店支部」が担当し、東京ガス（株）から市（行政）へFAX・Emailにて情報連絡を行う。

東京ガスグループ
非常事態対策本部の組織



7 国分寺郵便局

【災害時の体制】

- 地震、台風、洪水、噴火その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発、あるいは放射性物質の放出等大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、郵便局長が必要と認める場合は、国分寺郵便局に国分寺郵便局非常災害対策本部（対策本部）を設置する。
- 国分寺市災害対策本部との連絡は、総務班が行う。

体制	事務
本部長（局長）	○ 対策本部事務を統括
副本部長（総務課長）	○ 本部長を補佐
本部員	○ 郵便課長、第一・第二集配営業課長、貯金保険課長、貯金保険副課長、総務課労務担当課長で構成し、本部長の指示を受け本部事務を処理
総務班	○ 本部会議及び幹事会の運営並びに情報収集、周知連絡、広報対策 ○ 要員措置、被災見舞金等の早期給付及び医務 ○ 応急用事業物品の輸送、災害応急対策及び復旧のための予算措置 ○ 被災局舎その他の修理及び保全
郵便業務班：郵便課長	○ 内務郵便業務運行の確保
集配業務班：第一・第二集配営業課長	○ 外務郵便業務運行の確保
貯金業務班：貯金保険課長	○ 貯金業務の運行の確保
保険業務班：貯金保険副課長	○ 保険業務の運行の確保

8 陸上自衛隊

【災害派遣基本計画の方針】

連隊は、平素から被支援部隊を密接に支援して師団の即応態勢維持に寄与すると共に関係機関等と密接に連携しつつ自らの即応態勢を維持する。災害発生に際しては、迅速に支援態勢を確立し、災害派遣部隊の行動を継続的に支援する。

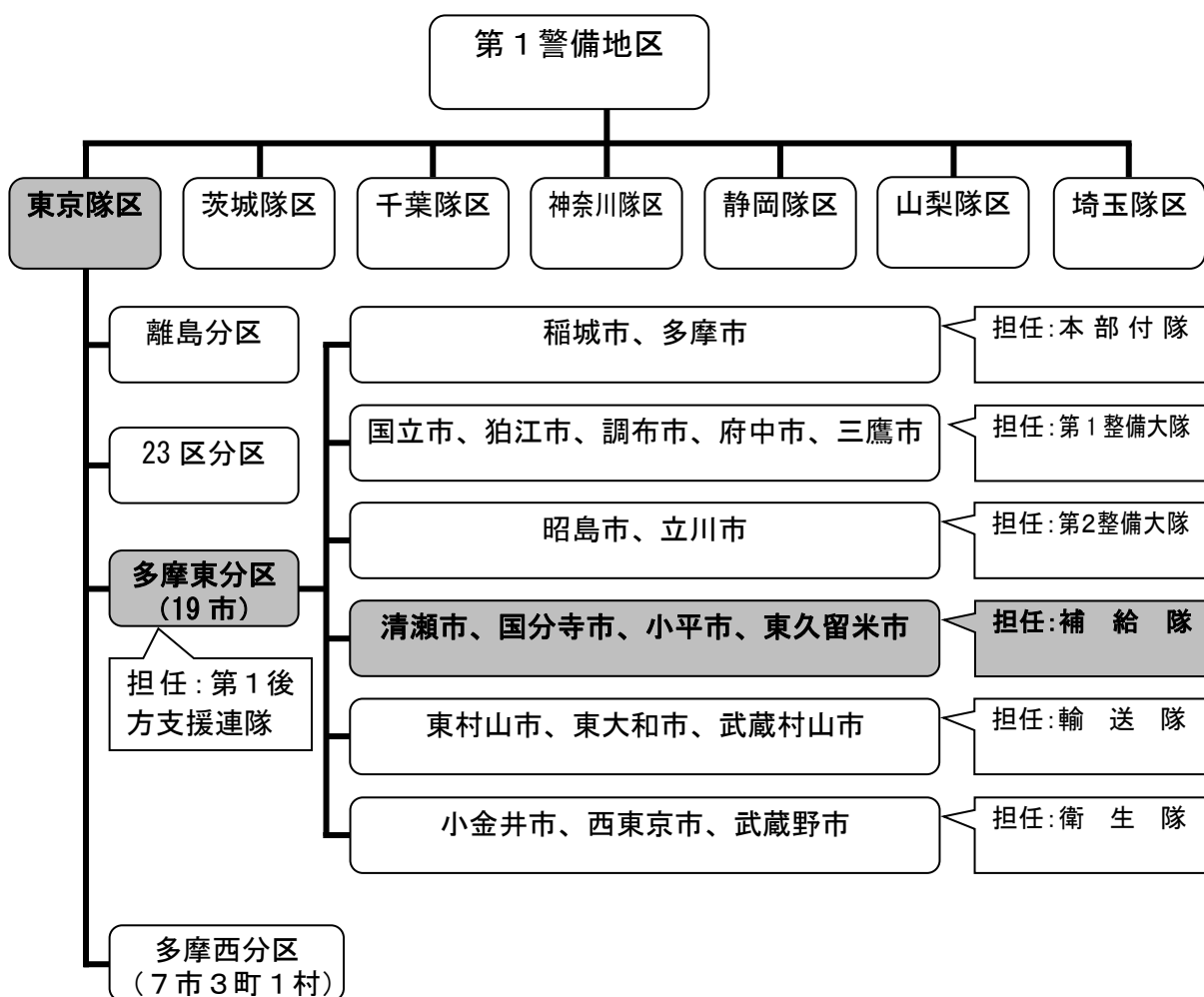
また、多摩東分区の災害発生に際しては、迅速に初動対処部隊を派遣して積極的に救援活動を実施する。この際、人命救助を重視する。

大規模震災が発生した場合は、発災直後から連絡班の派遣、初動対処部隊による即時救援活動を実施し、増援部隊到着後は、増援部隊が活動を引き継ぎ救援活動を実施する。

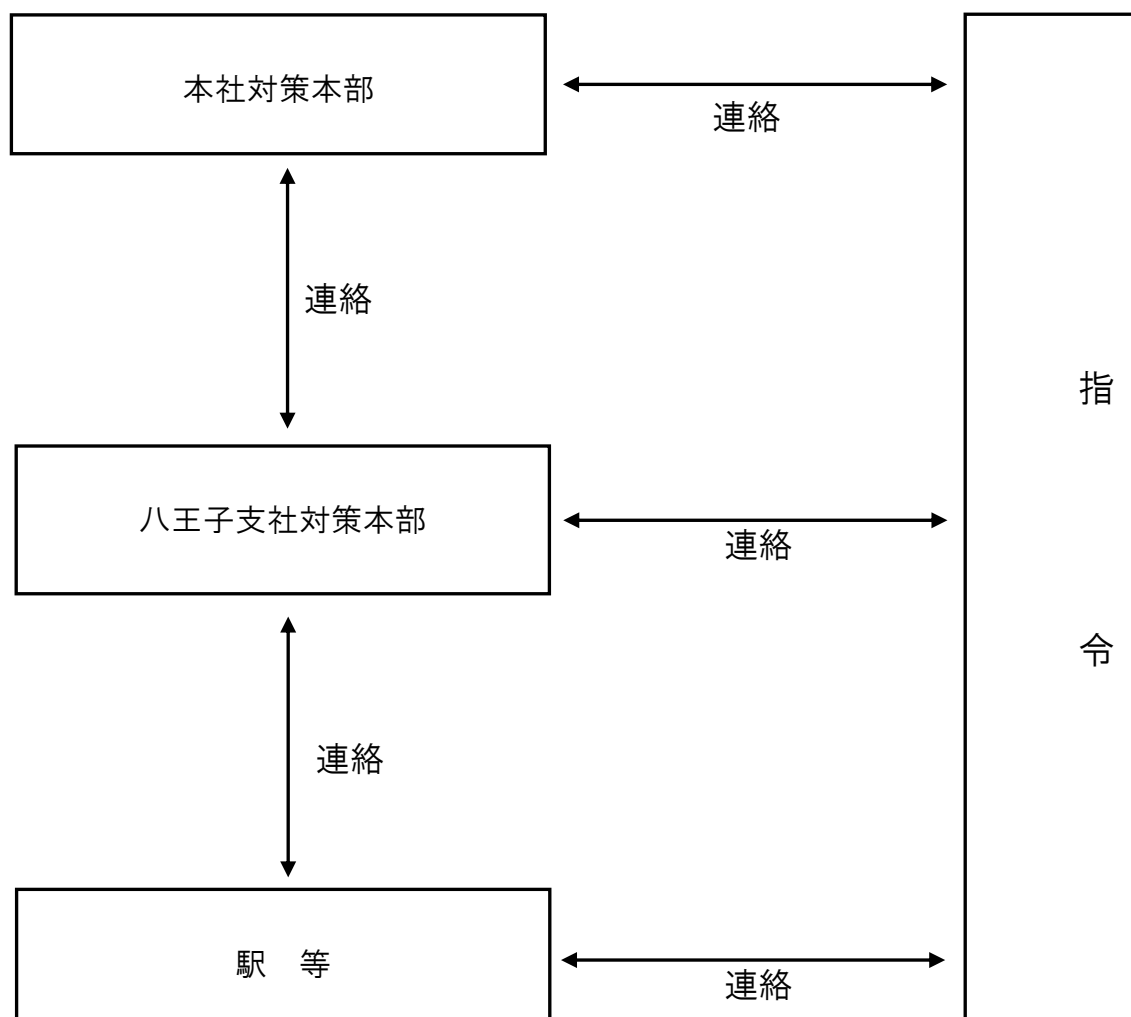
【分区の設定】

陸上自衛隊では、防衛警備を担当する警備地区を設定、それらを各都道府県の区分で警備隊区とし、更に数個の市区町村等に細分し、それを分区としてそれぞれに所在する部隊に担任させている。

国分寺市は、多摩東分区に属し、第1後方支援連隊の補給隊が担任となっている。

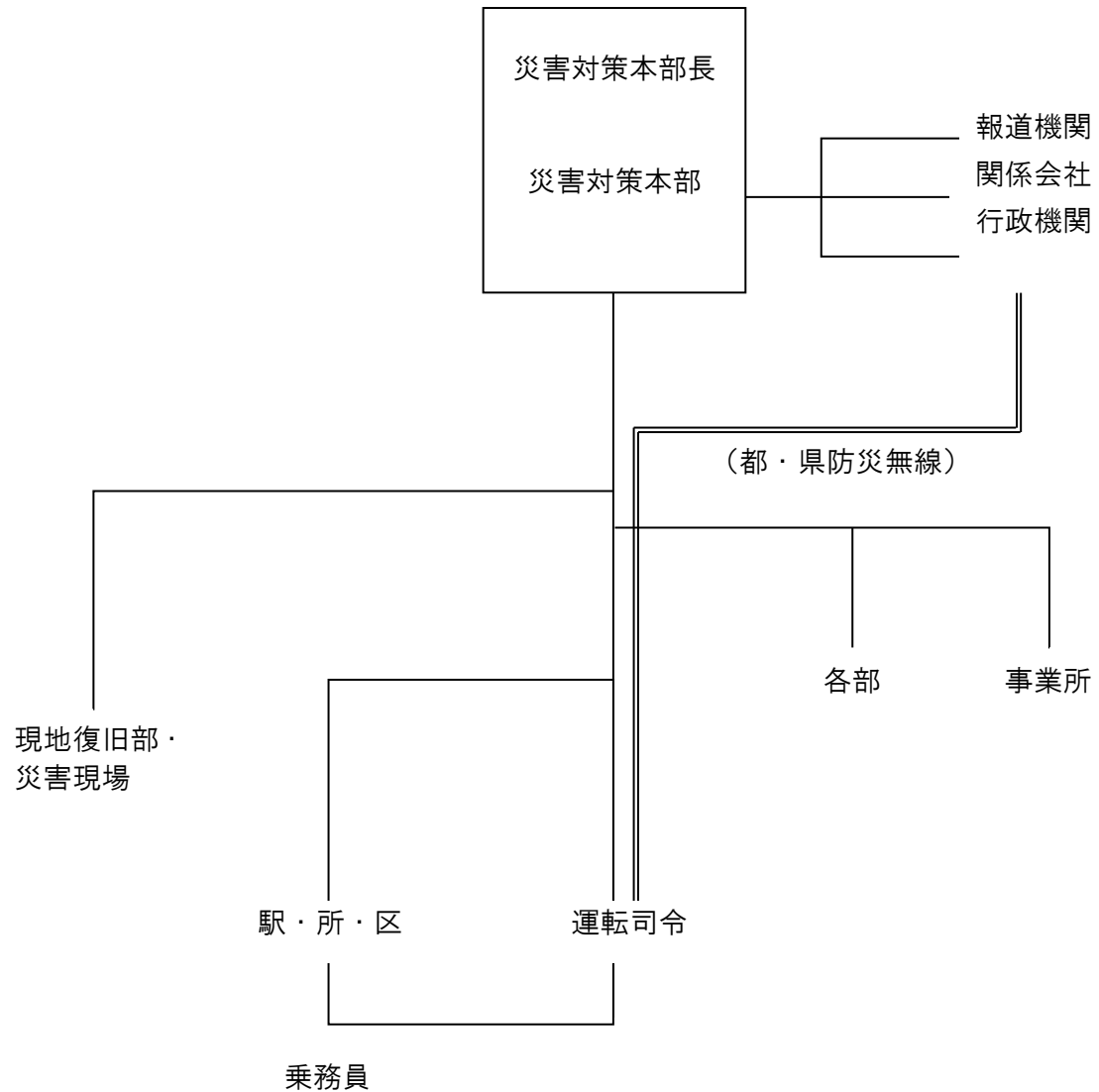


9 東日本旅客鉄道



10 西武鉄道

災害対策本部設置後の情報連絡体制



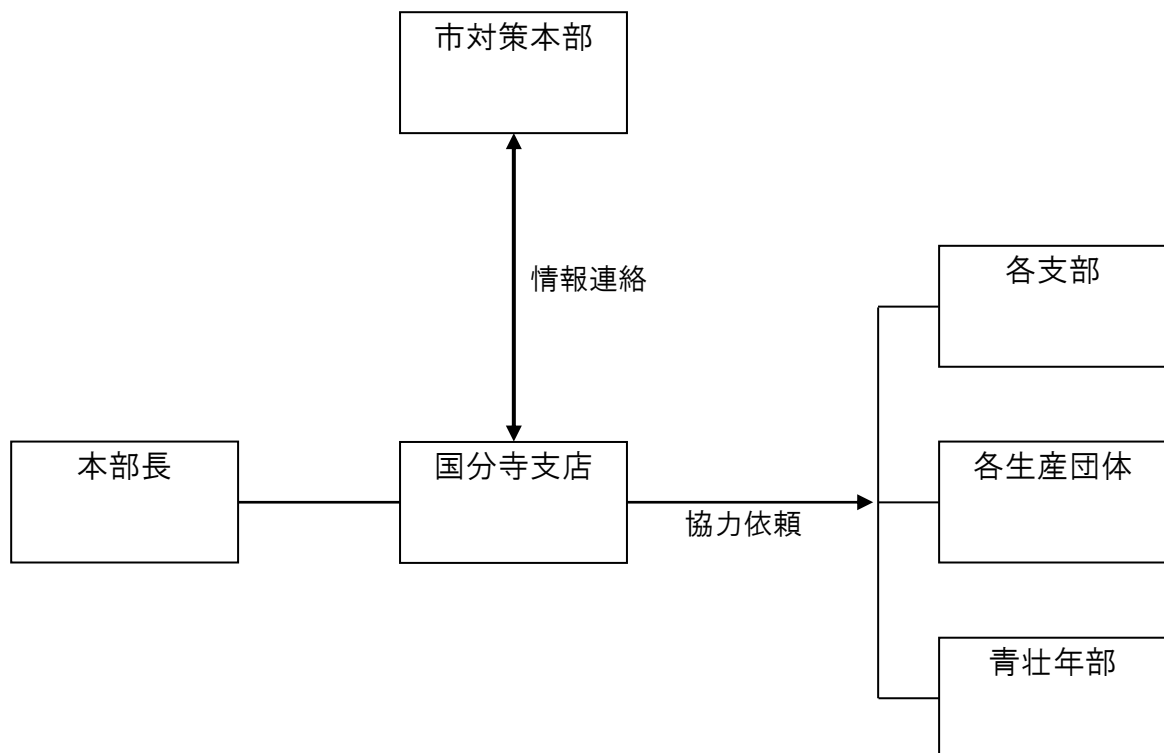
※ 運転司令は、行政機関（都・県）から防災無線（上図の＝の部分）によって災害に関する情報を受理した場合には、速やかに災害対策本部に報告する。

11 JA東京むさし

【災害時の体制】

- 地震等の災害発生あるいはその恐れがある時には、必要に応じて、本部長の指示により本店に「災害対策本部」を設置する。
- 本部長には組合長、副本部長には副組合長・専務・常務をあてる。
- 市対策本部との連携は、連絡は、統括支店長、指導経済課長が担当する。

■情報連絡体制図



資料３－７ 非常通信の運用に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）及び東京消防庁国分寺消防署（以下「乙」という。）は、東京都地域防災計画に定める非常無線通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）に基づく通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定書は、甲が非常通信を行う場合において、乙に協力を要請するときに必要な事項について定める。

（非常通信の扱い）

第 2 条 甲は、甲の有する施設内において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、乙に協力を要請することにより非常通信を行うことができる。

2 前項により、甲が乙に協力を要請したときは、乙は自らの専従職務に支障のない範囲で甲が行う非常通信に協力する。

（伝達の手段）

第 3 条 非常通信は、乙の有する消防電話用通信設備のうち電話またはファクシミリによるものとする。

（伝達の方法）

第 4 条 非常通信は、甲が自らの非常通信文を乙が通信設備を有するところに持参し、乙の有する通信設備を使用して非常通信文を送信するものとする。

2 前項により甲が乙の設備を使用して行う非常通信に対して、乙は出来る限り協力する。

3 乙の有する通信設備において甲を受取り手とする非常通信文を受信した場合には、原則として甲が自ら受領し持ち帰るものとする。

（情報の共有）

第 5 条 甲は非常通信の内容について必要に応じ、乙との情報共有を図るものとする。

（非常通信の受付）

第 6 条 甲と乙とは、甲が非常通信の協力を要請する乙の受付をあらかじめ確認しておく。

（身分の確認）

第 7 条 甲は、非常通信のために乙の施設へ立ち入るときは、身分が確認できるものを持参し、乙の職員から提示を求められたときには速やかに提示する。

（費用負担）

第 8 条 甲が乙の通信設備を使用して行う非常通信に係る費用は無償とする。

（訓練）

第9条 甲が非常通信訓練を実施するときは、乙はそれに協力する。

(疑義の決定方法)

第10条 この協定書の各条項について疑義が生じたとき及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙で協議する。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。なお、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからもなんら申出がないときは、この協定書は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

平成20年4月1日

東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

甲 東京都国分寺市

代表者 国分寺市長 星野 信夫

東京都国分寺市本多一丁目7番15号

乙 東京消防庁国分寺消防署

代表者 国分寺消防署長 相田 紀夫

資料３－８ 携帯電話等の電子メール機能を利用する生活安全情報配信取扱基準

(趣旨)

第１条 この基準は、市民等の生活の安全に関する情報を携帯電話等の電子メール機能を利用して配信することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この基準において「生活安全情報」とは、市民等の生活の安全に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するもの、その他市民等の安全・安心に資する情報をいう。

(１) 防犯情報 小金井警察署その他近隣の警察署（以下「警察署」という。）から市に提供された犯罪等に係る情報又は国分寺市教育委員会等から提供された市立小中学校等の周辺における安全や生活を脅かす事件情報

(２) 気象・災害情報 市内で生じた気象・災害に関する情報であつて、次に掲げるものをいう。

ア 震度４以上の地震が発生した場合の被害情報及び被災生活等に関する情報

イ 気象に関する特別警報、警報が発令または解除された場合の情報。台風、大雨等とともに土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等が発令された場合の避難等に関する情報

ウ その他市民の生命、財産を脅かす緊急事態が発生した場合の避難等に関する情報（対象者）

第３条 市長は、市内に在住、在勤及び在学する者並びにこれらの者の家族のうち生活安全情報の提供を希望するものに対し、次の各号のいずれかの機能を利用し、配信するものとする。

(１) 携帯電話の電子メール機能

(２) パソコンの電子メール機能

２ 前項の規定にかかわらず、近隣市に居住している等の理由により生活安全情報の提供を希望する者には配信できるものとする。

(事前の登録等)

第４条 前条の規定に基づき、電子メール機能による生活安全情報の配信を希望する者は、市長が別に定めるところにより、携帯電話又はパソコンの電子メールアドレスを事前に登録するものとする。

２ 市長は、前項の規定により登録を行った者（以下「登録者」という。）の携帯電話又はパソコンの電子メールアドレスに対し、随時生活安全情報の提供するものとする。

３ 登録者は、電子メールアドレスに変更があったとき又は生活安全情報の提供を受ける必要がなくなったときは、市長が別に定めるところにより、自ら当該登録内容を変更し、又は登録を削除することができる。

４ 市長は、電子メールアドレスの変更等により生活安全情報の送信を３回以上完了することができなかったときは、当該登録者の登録を削除することができる。

(生活安全情報の提供の手続)

第５条 生活安全情報の提供に関する事務は、総務部防災安全課（以下「防災安全課」という。）が行うものとする。

２ 防災安全課は、生活安全情報を提供する事務を行う際は、あらかじめ課内で決裁し、課内職員の携帯電話にテスト送信を行った後当該事務を行うものとする。

３ 防犯情報を市民等に提供する時間は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

４ 災害情報を市民等に提供する時間は、原則として終日とする。

(生活安全情報の提供に伴う経費)

第6条 市は、生活安全情報の提供に伴うシステムや通信に関する経費を負担するものとする。

2 登録者は、事前登録（登録内容の変更及び削除を含む。）及び提供された生活安全情報の受信をするために発生する経費を負担するものとする。

(市民等のメール配信登録に伴う個人情報)

第7条 市は、生活安全情報の配信に際しては個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、国分寺市個人情報保護条例（平成11年条例第34号）及び同条例施行規則（平成12年規則第4号）、国分寺市情報システムの管理運営に関する条例（平成17年条例第7号）及び同条例施行規則（平成17年規則第28号）、国分寺市情報セキュリティ対策基準並びに国分寺市個人情報保護審議会等関係機関の決定事項を遵守し、実施するものとする。

附 則

この基準は、決裁日から施行する。

資料 3－9 国分寺市緊急速報メール配信事業実施基準

(目的)

第1条 この基準は、携帯電話事業者による緊急速報メール配信サービス（緊急性の高い災害情報を一定の範囲内にあるメール受信機能を有する携帯電話に一斉に配信するサービスをいう。以下同じ。）を活用し、国分寺市（以下「市」という。）の区域内において緊急性の高い災害情報を提供する事業（以下「緊急速報メール配信事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(緊急速報メール配信事業の対象者)

第2条 緊急速報メール配信事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、緊急速報メール配信サービスに係わる携帯基地局エリアの範囲内である市の区域内に滞在する者であって、緊急速報メール配信サービスにより配信される災害情報を受信する機能を有する携帯電話を携帯しているものとする。

(配信情報)

第3条 緊急速報メール配信事業により配信する情報（以下「配信情報」という。）は、関係行政機関等から提供された情報等のうち、次に掲げる市民の身体、生命及び財産を守るために緊急に配信することが必要であると認められる情報とする。

- (1) 避難準備情報
- (2) 避難勧告
- (3) 避難指示
- (4) 警戒区域情報
- (5) 土砂災害警戒情報
- (6) 東海地震予知情報
- (7) 弾道ミサイル情報
- (8) 航空攻撃情報
- (9) ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
- (10) 大規模テロ情報
- (11) その他緊急性が高い情報

(配信の手続)

第4条 総務部くらしの安全課長は、配信情報があると認めるときは、速やかに当該配信情報を緊急速報メール配信サービスにより配信するものとする。

2 総務部くらしの安全課の職員は、総務部くらしの安全課長が不在の場合において、やむを得ない事情があるときは、前項の規定による配信を行うことができる。この場合において、事後にその旨を総務部くらしの安全課長に報告しなければならない。

(配信時間)

第5条 配信情報を配信する時間は、原則として終日とする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年11月1日から施行する。

資料３－１０ 国分寺市防災無線ダイヤルイン運用基準

（趣旨）

第１条 この基準は、防災行政無線（固定系）による無線放送（以下「無線」という。）の内容が聞こえづらい地域への対策として導入した音声自動応答装置（以下「防災無線ダイヤルイン」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条 この基準において、防災無線ダイヤルインとは、市が指定した電話番号へダイヤルすることにより、あらかじめ機器に録音してある音声を自動的に再生し、無線放送の内容が確認できるサービスをいう。

２ この基準において、機器とは、音声を録音することができ、電話回線に接続され、利用者からのダイヤルにより、音声を再生するものをいう。

３ この基準において、利用者とは、このサービスにより放送内容を確認するために市が指定した電話番号へダイヤルする全ての者をいう。

（再生の種類）

第３条 再生の種類は、国分寺市防災行政無線局（固定系）運用要綱（平成３年要綱第１－２号）（以下「運用要綱」という。）に定めるもののうち緊急放送及び一般放送とする。

（運用方法）

第４条 運用要綱第６条（放送の依頼）に定める無線放送依頼書により承認を受けた放送内容を機器に録音し、放送終了後、再生するものとする。

（機器の管理及び操作）

第５条 機器の管理責任者は総務部くらしの安全課長とする。

２ 機器の操作及び録音は、くらしの安全課の職員が行うものとする。

（再生時間）

第６条 再生時間は、次の表の左欄に掲げる放送内容に応じ、内容右欄に定めるとおりとする。ただし、管理責任者が特に認める場合は、この限りでない。

再生内容	再生時間（目安）
災害等に関する緊急情報 事業・イベントの開催及び中止情報 振り込め詐欺に関する情報	24時間（適宜最新情報に切り替える。）
選挙投票に関する情報	告示日から投票終了まで
計画停電に関する情報	次回実施予定日まで
上記以外の情報	24時間

附 則

この要綱は、平成24年１月24日から施行する。

資料３－１１ 災害時における災害情報の放送等に関する協定書（ジェイコム東京）

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム東京（以下「乙」という。）とは、災害情報の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、国分寺市内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、災害時の情報（以下「災害情報」という。）を市民に迅速かつ正確に伝えるため、乙が放送等をもって協力することを目的とする。

（要請及び協力）

第２条 甲は災害時に、災害情報の放送等を、乙に要請するものとする。

２ 前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、ＦＡＸまたは電子メールで行う。

３ 乙は、甲から要請を受けた場合は、通常番組の放送及び他の業務に優先して、協力するものとする。

（放送内容）

第３条 乙が放送する災害情報は、甲から受けた放送要請書に添って放送するものとし、主な放送内容は次のとおりとする。

- （１） 地震に関する事項
- （２） 風水害に関する事項
- （３） 大規模火災に関する事項の、予知（防止）、発生、復旧等に係る内容

（連絡調整）

第４条 本協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

２ 前項の連絡責任者は、甲においては、国分寺市秘書担当部長兼秘書広報課長、乙においては株式会社ジェイコム東京西エリア局管理部長とする。

（協定の期間）

第５条 この協定の有効期限は、平成１８年５月１日から平成１９年４月３０日までとする。ただし、期間終了の３箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第６条 この協定に定めない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記、この協定締結の証として、本協定書を２通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 18 年 5 月 1 日

甲 東京都国分寺市
代表者 市長 星 野 信 夫

乙 株式会社ジェイコム東京
代表者 代表取締役社長 高 橋 進

資料３－１２ 災害時における災害情報の放送業務に関する協 定書（ＦＭたちかわ）

国分寺市（以下「甲」という。）とエフエムラジオ立川株式会社（以下「乙」という。）とは、国分寺市内で地震、風水害その他の災害が発生、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における放送業務の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲が国分寺市地域防災計画に基づき実施する広報活動に対し、乙によるエフエムラジオを活用した放送協力について必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務）

第２条 乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、甲が提供する別表に定める災害に関連する情報（以下「災害情報」という。）について、乙の判断のもとで通常番組に優先して臨時放送を実施することとする。

（要請）

第３条 甲は、災害時に必要があると認めるときには、乙に対して災害情報を提供し、乙の番組編成権を侵害しない範囲で協力業務の実施を要請することができる。

２ 前項の要請は、原則として放送要請書（別記様式）により、ＦＡＸまたは電子メールで行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日放送要請書を提出できるものとする。

（協力業務の実施）

第４条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な事情がない限り、要請に基づき協力業務を実施するものとする。

（経費の負担）

第５条 乙が協力業務の実施に要した経費は、乙の負担とする。

（協定の期間）

第６条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間終了の 3 箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第７条 この協定に定めない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記、この協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成２２年　７月２２日

甲　　国分寺市
代表者　市長　星野　信夫

乙　　エフエムラジオ立川株式会社
代表者　代表取締役社長　梶　範明

資料 3－13 市と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（立川市）

（趣旨）

第1条 この協定は、立川市（以下「甲」という。）と国分寺市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成12年 3月 1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年 3月 1日

立川市錦町三丁目2番26号
甲 立川市
代表者 立川市長 青木 久

国分寺市戸倉一丁目6番地1
乙 国分寺市
代表者 国分寺市長 山崎 眞秀

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（国立市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と国立市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時において甲及び乙が指定するすべての避難場所を利用することができる。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している甲及び乙の市民に対して、当該避難場所を有する市は、同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、その市民が住所を有する市に対し、負担を求めることができる。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第7条 甲及び乙は、相方の市境に近接する避難場所について、甲及び乙が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 国立市富士見台二丁目 4 7 番地の 1
国立市
国立市長 上 原 公 子

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（小平市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と小平市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することが出来る。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることが出来る。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第7条 甲及び乙は、互いの市境に近接する避難場所について、市が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
代 表 者 国分寺市長 星 野 信 夫

乙 小平市小川町二丁目 1 3 3 3 番地
小 平 市
代 表 者 小平市長 前 田 雅 尚

災害時の避難場所相互利用に関する協定書（小金井市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市（以下「甲」という。）と小金井市（以下「乙」という。）の地域に災害が発生した場合、市民がそれぞれ甲及び乙が指定する避難場所（避難所を含む。以下同じ。）を相互利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互利用に関する連絡担当部課を定め、災害発生時に備え、必要な情報を相互に提供するものとする。

（相互利用する避難場所の範囲）

第3条 甲及び乙の市民は、災害時においてそれぞれの市が指定するすべての避難場所を利用することが出来る。

（被災者への救援等）

第4条 避難場所に避難している市民に対して、当該避難場所を有する市は、すべて同等に救援活動等を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 避難場所における相手方市民への救援活動等に要した経費について、当該避難場所を有する市は、当該市民が居住する市に対し、負担を求めることが出来る。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害が発生したときは速やかに連絡するとともに、避難場所及び被災者の状況に関し、相互に情報交換を行うものとする。

（避難場所の記載承認）

第7条 甲及び乙は、互いの市境に近接する避難場所について、市が発行する防災地図等に記載することを承認する。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成15年11月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年10月31日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 稲 葉 孝 彦

府中市、国分寺市及び国立市に係る消防の相互応援に関する協定書（府中市・国立市）

府中市、国分寺市および国立市（以下「三市」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条に基づき消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条 三市は、それぞれ相手方の行政区域において、火災その他の災害が発生した場合は、三市の消防力を活用して、その被害を最小限度に食い止めるため、防ぎよ鎮圧にあたるものとする。

第 2 条 応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、三市それぞれの消防団とする。

第 3 条 相互応援に関する出動の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援

それぞれ相手方の行政境付近で発生した火災、その他の非常災害を受信または確認した場合は、別の指令がなくても出動するものとする。

(2) 特別応援

三市管内に大災害が発生した場合は、前号の規定にかかわらず、三市それぞれの市長または消防団長の応援要請若しくは状況判断により応援出動するものとする。ただし、消防隊の出動数については、それぞれの応援する市において決定する。

第 4 条 消防隊は、すべての現場にある被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第 5 条 消防隊の長は、現場到着時の状況および応援作業中の防災行動について、引揚げ時に最高指揮者に報告するものとする。

第 6 条 応援のために要した経費ならびに事故（隊員、機械の損傷等）により生じた経費は、それぞれ応援した側の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援側の負担とする。

（協議）

第 7 条 三市は、応援出動業務が円滑に行われるよう毎年消防関係者による研修会を開催するものとする。

第 8 条 この協定に規定した事項以外に協定の必要を生じたときは、三市協議のうえ決定する者とする。

この協定を証するため、本書三通を作成し、記名押印のうえ、各一通を保存するものとする。

平成 19 年 11 月 21 日

府 中 市 長 野 口 忠 直

国分寺市長 星 野 信 夫

国 立 市 長 関 口 博

消防相互応援に関する協定書（立川市）

立川市（以下「甲」という。）と国分寺市（以下「乙」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づく消防の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、火災その他の非常災害が発生した際に、甲及び乙の消防力を活用して、その被害を最少限度に防止することを目的とする。

（出動）

第 2 条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、甲及び乙それぞれの消防団とする。

（出動方法）

第 3 条 消防の相互応援に関する出動の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）普通応援

甲及び乙の管内の行政境付近で発生した火災を受信又は確認した場合は、別令なく出動するものとする。ただし、その他火災の場合は出動しないものとする。

（2）特別応援

甲及び乙の管内に大災害が発生した場合は、前号の規定にかかわらず、甲及び乙の市長又は消防団長の応援要請又は状況判断により応援出動するものとする。ただし、消防隊の出動数については、応援する市において決定する。

（指揮）

第 4 条 消防隊は、すべて現場にある被応援側最高指揮者（以下「指揮者」という。）に従うものとする。

（報告）

第 5 条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、引揚げ時に指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第 6 条 応援のために要した費用並びに事故（隊員及び機器の損傷等）により生じた費用は、それぞれ応援した側の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援側の負担とする。

（情報等の交換）

第 7 条 甲及び乙は、応援出動業務が円滑に行われるよう関係資料を必要時に相互に交換するものとする。

（協議）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（効力発生日）

第 9 条 この協定は、平成 14 年 8 月 1 日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 14 年 8 月 1 日

立川市錦町 3 丁目 2 番 26 号

甲 立川市

代表者 立 川 市 長 青 木 久

国分寺市戸倉 1 丁目 6 番地 1

乙 国分寺市

代表者 国分寺市長 星 野 信 夫

小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する 協定（小金井市・小平市）

小金井市、小平市及び国分寺市（以下「三市」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、消防の相互の応援に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、三市管内において火災その他の非常災害が発生した場合に、三市の消防力を活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（出動）

第 2 条 この協定により応援出動する消防隊（以下「消防隊」という。）は、三市管内のそれぞれの消防団とする。

（出動方法）

第 3 条 相互の応援の方法は、次に掲げるとおりとする。

（1）普通応援

別表に定める管内で発生した火災を受報又は覚知した場合は、それぞれが応援する区域に応じ、応援側から 1 隊出動するものとする。

（2）特別応援

前号の規定にかかわらず、三市管内において、大規模災害等の非常事態が発生し、応援を必要とする場合は、三市のそれぞれの市長もしくは消防団長の応援要請又は応援する市の状況判断により、応援出動するものとする。この場合において、消防隊の出動数については、それぞれの応援する市において決定する。

（指揮）

第 4 条 消防隊は、現場にある被応援側最高指揮者の指揮にすべて従うものとする。

（報告）

第 5 条 消防隊の長は、現場到着時の状況及び応援作業中の防災行動について、速やかに被応援側最高指揮者に報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 応援のために要した経費及び事故（隊員の負傷、機械器具の損傷等）により生じた経費は、それぞれ応援した市の負担とする。

2 前項以外の費用は、被応援市の負担とする。

（協議）

第 7 条 この協定による相互の応援の実施について疑義が生じたときは、三市で協議の上、決定するものとする。

（効力発生日）

第 8 条 この協定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、記名押印の上、各 1 通を保存するものとする。

平成 20 年 3 月 25 日

小金井市長	稲	葉	孝	彦
小平市長	小	林	正	則
国分寺市長	星	野	信	夫

震災時等の相互応援に関する協定（東京都市町村防災事務連絡協議会 30 市町村）

（趣旨）

第1条 この協定は、東京都市長会を組織する市長と東京都町村会を組織する町村の長の協議により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、この協定を締結した東京都27市3町1村（島しょを除く。以下「市町村」という。）の地域に係る災害が発生し、市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置ができない場合において、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

（連絡の窓口）

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、相互に連絡するとともに、東京都市長会及び東京都町村会とも密接な連絡を図るものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （6）ボランティアの斡旋
- （7）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第4条 応援を求めようとする市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- （4）前条第5号に掲げる職員の職種別の人員
- （5）前条第6号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- （6）応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（実施）

第5条 応援を要請された市町村は、これに応じ、救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した市町村の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

（災害補償等）

第7条 第3条第5号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復経路の途中に生じたもの

については応援を要請された市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第10条 この協定は、平成8年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、市町村長記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成8年3月1日

姉妹都市災害相互応援協定（佐渡市）

（主 旨）

第1条 国分寺市と真野町（以下「市町」という。）はいずれかの市町において大規模な災害が発生した場合、姉妹都市の友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を結ぶ。

（連絡部局）

第2条 市町は、大規模災害に備えるため、あらかじめ連絡担当部局を定めて、災害が発生したときは、すみやかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請）

第3条 市町は、大規模災害が発生し、応援を求めようとするときは、前条の連絡担当部局を通じて、役務の提供、救援物資の調達その他必要な処置を要請するものとし、要請を受けた市町は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 前条による応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 応援市町の職員に要する経費は、応援市町が支弁し、受応援市町は、別に定める基準による額を負担する。

（2） 前号に掲げるもののほか、救援物資の調達その他救援に要する経費は、受応援市町が負担する。

2 受応援市町が前項に規程する経費を負担するいとまがなく、かつ、受応援市町から要請があった場合には、応援市町は、当該経費を一時立替え支弁するものとする。

（実施細目の協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な細目事項は、別に定める。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、平成元年4月26日から1年間とする。

ただし、期間満了の日から3ヶ月前に双方から何らの申し出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、市町が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成元年4月26日

国分寺市長 本多 良雄

真野町長 松本 繁

姉妹都市盟約書

国分寺市と佐渡市は両市のもつ歴史をきつなとし相互に教育文化産業など広く交流をはかり友好と理解を深め相携えて発展することを念願しここに姉妹都市として提携することを盟約する

平成17年2月4日

国分寺市長 星 野 信 夫

佐 渡 市 長 高 野 宏 一 郎

災害時相互応援に関する協定書（多賀城市）

多賀城市と国分寺市は、災害時における相互の応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、相互の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災を受けた市（以下「被災市」という。）による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

（災害時における自主的活動）

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- (1) 被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年8月24日

宮城県

多賀城市長 菊 地 健次郎

東京都

国分寺市長 星 野 信 夫

災害時相互応援に関する協定書（太宰府市）

太宰府市と国分寺市は、災害時における相互の応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、互いの区域内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、相互の応援を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- （2）施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- （3）災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- （4）その他特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災を受けた市（以下「被災市」という。）による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- （1）被害の状況
- （2）提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- （3）派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- （4）その他必要な事項

（災害時における自主的活動）

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- （1）被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- （2）派遣職員が援助業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年10月22日

太宰府市

太宰府市長

井 上

保 廣

国分寺市

国分寺市長

星 野

信 夫

災害時相互応援に関する協定書（飯山市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市と飯山市（以下「両市」という。）のいずれかの市の区域において大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合又はできないと判断される場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び相互友愛精神に基づき両市の間の応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な職員の派遣
- (4) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供
- (5) その他被災市から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 被災市による応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 提供を要請する物資等の品目、数量及び受領場所
- (3) 派遣を要請する職員等の活動内容、派遣人数、派遣場所及び派遣期間
- (4) その他必要な事項

（災害時における自主的活動）

第4条 災害時に、通信途絶等により被災市から前条の規定による要請がない場合においても、被災を受けていない協定市（以下「応援市」という。）は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

- 2 応援市は、前項の情報収集により、被災市に対する応援を実施することが望ましいと認めるときは、自主的に応援を実施するものとする。この場合において、被災市から第3条の応援要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

- 2 第2条第3号に定める派遣職員に要する経費の負担については、次の各号に掲げる経費に応じ、当該各号に定める市が負担するものとする。ただし、被災市と応援市の協議により、現況に応じた負担内容とすることができる。

- (1) 派遣職員の旅費及び諸手当 被災市。ただし、応援市の旅費に関する規定により算出した額の範囲内とする。
- (2) 派遣職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償費 応援市

(情報の交換)

第6条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(市町村合併による取り扱い)

第7条 両市のいずれかが合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ両市協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第9条 両市は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年11月14日

国分寺市

国分寺市長 星野 信夫

飯山市

飯山市長 足立 正則

災害時相互応援に関する協定書（奈良市）

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市及び奈良市（以下「協定市」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市において災害が発生した場合、古代からの両市の縁を礎とした友愛的精神をもって相互に協力し、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するための事項について定めるものとする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応急要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人数
- （4）応援集結場所及び応援集結場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第5条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時における自主的活動）

第6条 地震等の大規模な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第4条の規定による要請がないときは、応援しようとする市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援しようとする市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動を行うことが望ましいと認めるときは、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、協定市が別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第8条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が

発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月25日

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸

国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 星 野 信 夫

災害時相互応援に関する協定書(魚津市)

魚津市と国分寺市は、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、互いの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請等に応え、応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は次の各号に掲げるとおりとし、応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その活動及び業務について必要な人員（以下「応援職員」という。）及び機器機材を出動させ又は調達して応援するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びに運搬
- (2) 施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供並びに運搬
- (3) 災害救助及び災害復旧に必要な応援職員の派遣
- (4) その他特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 応援の要請をする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類、応援職員数及び機器機材数
- (3) 活動内容、集結場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間

(5) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援要請を受けた場合、応援市は、直ちに必要な応援を実施するものとする。

2 被災市の応援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断したときは、応援を実施できるものとする。

3 応援市は、応援ができない場合には、被災市にその旨を速やかに連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援活動に従事する応援職員は、被災市の災害対策本部長等の指揮のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、応援市と被災市との協議により応援市が負担するものについては、この限りではない。

2 第2条第3号に定める応援職員に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 被災市が負担する経費の額は、応援市の旅費に関する規定により算出した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が業務遂行上に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償に関する経費は、応援市の負担とする。

(3) 応援職員が、業務遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市との往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(情報の交換)

第7条 両市は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他の交流)

第8条 両市は、災害時においてこの協定を効果的に機能させるため、平時より積極的な交流を推進し、相互理解を図るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両市が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日からその効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年7月26日

魚津市

魚津市長

村椿 晃

国分寺市

国分寺市長

井澤 邦夫

中越大震災ネットワークおぢやに関する規約

(目的及び設置)

第1条 新潟県中越地震における災害対応を契機として、災害時における自治体等の災害対応の教訓の共有化を図るとともに、災害発生時における被災市区町村の災害対応業務支援のための情報の提供と経験職員等派遣の調整を行うことを目的に「中越大震災ネットワークおぢや」(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業等を行うものとする。

(1) 平常時

- ア 情報の共有化
- イ 災害対応能力を高めるための教育及び啓発事業
- ウ 災害時における広域支援活動に関する制度改正への提案
- エ 総会及びシンポジウムの開催(年1回)

(2) 災害発生時

- ア 発災時の災害情報の発信
- イ 支援情報の発信
- ウ 被災地への災害対応経験者派遣のための情報管理及びその調整

(組織)

第3条 協議会は、地方公共団体並びに大学等研究機関、医療機関、消防機関、福祉関係団体及び経済団体その他の公共的機関・団体をもって組織する。

2 前項以外のもので、協議会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、会長の承認を経て賛助会員となることができる。

(会費)

第4条 協議会の年会費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会 員 1万円
- (2) 賛助会員 5千円

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 幹 事 若干人

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理するとともに会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、協議会の役員会を構成し、業務等の執行を決定する。

4 顧問は、協議会の要請に応じて必要な助言を行う。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、小千谷市役所及び富士常葉大学に置く。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 第4条に規定する会費は、平成18年度から徴収するものとする。

東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づく災害時等(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。)の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都(以下「都」という。)及び都内の区市町村(以下「区市町村」という。)は、次のとおりこの協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村(以下「被災区市町村等」という。)に対する災害対策基本法に基づく協力(以下「協力」という。)を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
- (2) 居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
- (3) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (4) 前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項

(協力の要求等)

第3条 被災区市町村等の長は、東京都知事(以下「知事」という。)及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議(以下「要求等」という。)をできるものとする。

- (1) 災害時等の状況
- (2) 協力の内容
- (3) 協力の期間
- (4) 協力の場所
- (5) その他必要な事項

2 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長(特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第2条第1項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長)、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。

3 前2項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第4条 前条第1項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

2 前条第2項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。

- 3 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。

(自主協力)

第5条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第3条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

(協力費用の負担区分)

第6条 第4条及び前条の規定により行われた協力を要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

- 2 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
- 3 第1項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。

(都の役割)

第7条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力をに係る総合調整を行うものとする。

- 2 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、令和3年 12 月 27 日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書4通を作成し、各1通を保有するものとする。

(別表)

都内23特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内26市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内13町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

広域避難場所となる都立公園における連携協力に関する基本協定書

震災時等に広域避難場所の運営を行う国分寺市（以下「甲」という。）と都立公園の管理者である東京都建設局（以下「乙」という。）とは、広域避難場所となる都立公園における避難者（区市民、在勤在学者、来園者、帰宅困難者等）対応等に必要な連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、震災時等に広域避難場所となる甲の区域内の都立公園において、甲が行う広域避難場所の運営等に係る甲と乙の連携協力に関し、基本的な事項を定める。

（対象都立公園等）

第2条 本協定の対象となる都立公園（以下「当該公園」という。）は、別表のとおりとする。

（基本理念）

第3条 震災時等に広域避難場所となる都立公園において、甲と乙は、迅速かつ的確な避難者対応のため、連携協力するものとし、乙は、甲が円滑に広域避難場所の運営等ができるよう、当該公園の指定管理者（以下「指定管理者」という。）を適切に指導する。

（連携協力）

第4条 甲が行う広域避難場所の運営等に必要な具体的な取組については、乙の指導に基づき、指定管理者が甲の災害対策所管部署と別途協議のうえ、確認書により定める。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

上記協定締結の証として、甲と乙とは本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年2月15日

（甲）東京都国分寺市戸倉一丁目6番1号
国分寺市長 井澤 邦夫

(乙) 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都建設局長 中 島 高 志

別 表

対象となる都立公園

番 号	名 称	備 考
1	武蔵国分寺公園	

資料３－１４ 国分寺市被災者証明書交付要綱

平成23年10月27日

要綱第26号

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条（定義）第1号に規定する災害をいう。次条において同じ。）により被災地（国分寺市（以下「市」という。）の区域を除く。以下同じ。）から避難するために市内に転入した被災者（当該被災地において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条（転出届）に規定する転出届を行わず、市内に一時的に避難した者を含む。）に対し、被災者証明書（以下「証明書」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（証明事項）

第2条 証明書で証明する事項は、災害による被害に関する事項とする。

（交付対象者）

第3条 証明書の交付を受けることができる者は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）から市内に転入した被災者とする。

（証明書の請求）

第4条 市長は、証明書の交付を受けたい旨の申出があったときは、当該申出をした者に、被災者証明書交付請求書（様式第1号。以下「請求書」という。）を提出させるものとする。

（証明書の交付）

第5条 市長は、前条の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、被災者証明書（様式第2号）を発行するものとする。

（手数料）

第6条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

（交付の特例）

第7条 証明書の様式がその提出先において特に定めたものがある場合には、当該証明書への証明をもって第6条の交付に代えることができるものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に請求又は交付された被災者証明書は、この要綱の規定により請求又は交付されたものとみなす。

資料３－１５ 災害時におけるボランティア活動に関する協定書

東京都国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティア活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、災害時における災害応急対策活動（国分寺市地域防災計画に基づく活動及びこれに準ずる活動をいう。以下同じ。）等に係るボランティア活動等に関する甲と乙の協力体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

（社会福祉協議会災害対策本部の設置）

第２条 乙は、災害時においてボランティア活動の推進を含む災害応急対策活動を円滑に進めるため、次のいずれかの場合に、社会福祉協議会災害対策本部（以下「社協災対本部」という。）を国分寺市役所内に設置するものとする。ただし、当該施設が被災し設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

- （１） 国分寺市内で震度５強以上の地震及び甚大な風水害による災害が発生したとき。
- （２） 甲乙が社協災対本部の設置を必要と認めたとき。

（災害ボランティアセンターの設置）

第３条 社協災対本部が設置されたときは、乙は、災害時の円滑なボランティア活動を推進するため、甲と協議し、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を国分寺市民スポーツセンター・けやき公園内に設置するものとする。ただし、当該施設が被災し設置することが困難な場合は、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。

（連携及び協力）

第４条 センターを設置・運営するときは、甲と乙は連携・協力し、必要な業務を実施するものとする。

（センターの機能）

第５条 センターは、災害ボランティアコーディネーターの宿泊滞在できるボランティアの活動拠点とし、災害ボランティアの受け入れ及び派遣を行うものとする。

（災害ボランティアの活動）

第６条 甲が、災害発生時に乙に要請する災害ボランティアの活動内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１） 避難者の誘導及び避難所内における避難者の世話に関すること。
- （２） 避難者に対する炊き出し及び救援物資の配分等に関すること。

- (3) 高齢者や障害者等の生活支援に関すること。
- (4) 被災状況調査等に関すること。
- (5) その他、災害応急対策活動全般についての協力に関すること。

(平常時の協力)

第7条 乙は、平常時より、災害時に備えてセンターの運営に必要な物品等の準備を行うとともに、ボランティアの研修・講習会を行い、非常時に備えた態勢づくりを整備する。また甲は、乙に対して必要な範囲で支援を行うものとする。

2 乙は、甲とともに、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民、消防署等関係団体との良好な関係の維持に努め、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(合同訓練)

第8条 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習等を実施するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの運営等に関して支出した費用は、センターの活動終了後、甲乙協議のうえ、乙の請求により甲が負担するものとする。

(損害補償)

第10条 第6条に規定されている活動に関し、災害ボランティアが被った損害の補償は、「ボランティア保険」で対応し、加入金については、原則甲が負担するものとする。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項およびこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期限は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間終了の3箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、この協定締結の証として、本協定書を2通作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 18 年 3 月 31 日

甲 東京都国分寺市
代表者 市長 星 野 信 夫

乙 社会福祉法人 国分寺市社会福祉協
議会
代表者 会長 内 野 孝 治

資料３－１６ 災害時における応急対策活動に関する協 定書（国分寺市建設業協会）

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺建設業協会（以下「乙」という。）は、国分寺市内に地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合における応急対策活動の協力について次のとおり協定する。

（業務の内容）

第１条 甲が乙に実施を要請する業務は、道路及び上下水道施設等における損壊箇所の応急措置、及び障害物の除去（以下「業務」という。）とする。

（協力の要請）

第２条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、状況により乙に対し、必要な建設資機材・労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を要請するものとする。

２ 乙は、前項の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、甲に対し必要な建設資機材を提供するものとする。

（業務の実施）

第３条 乙は、甲の要請により災害現場に出場したときは、甲の現場責任者の指示に従い業務に従事するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら要請事項に基づいて業務を実施するものとする。

２ 業務の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ災害時に稼動可能な保有する建設資機材等を甲に報告するものとする。

３ 前項の建設資機材等に著しい変化があった時、又は甲の要求があった場合は保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の完了）

第４条 乙は、業務終了後速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第５条 乙の業務に要した費用は、原則として甲の負担とする。ただし、業務の内容によっては別途甲乙間において協議するものとする。

（費用の請求と支払）

第６条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

２ 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第７条 業務の実施に伴い、乙が第３者に損害等を与えたときの賠償の責は、乙又は当該業務に従事した者に故意又は重大な過失がある場合を除き甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、乙に属する会員の業務従事者が、その業務において、負傷若しくは疾病、又は死亡したときは、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じこれを補償する。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成13年3月1日から1年間とし、期間満了の日から3か月前に、甲・乙いずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとし以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成13年3月1日

甲 国分寺市

国分寺市長 山崎 眞 秀 印

乙 国分寺建設業協会

会 長 縄 康 雄 印

資料 3－17 災害時における応急対策活動に関する協 定書（国分寺市建築組合）

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市建築組合（以下「乙」という。）は、国分寺市内に地震、風水害等大規模災害（以下「災害」という。）が発生した時の応急対策活動の協力について、次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、応急対策活動に必要な建設資機材・労務等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めることができるものとする。

（応急対策活動）

第2条 乙は、甲の応急対策活動の要請に対し、可能な限り建設資機材等を提供するものとする。

2 乙に属する組合員及びその従業員（以下「組合員等」という。）が、甲の要請により災害現場に出場したときは、甲の現場責任者の指示に従い、応急対策活動に従事するものとする。

ただし、その指示を受けられないときは、自ら要請事項に基づいて、応急対策活動を実施するものとする。

3 応急対策活動の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ組合員等の参集場所を定めおくとともに、提供できる建設資機材を把握し、必要に応じ、甲に報告するものとする。

（報告）

第3条 乙は、応急対策活動が終了したときは、速やかにその活動状況を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙の応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

（費用の請求と支払）

第5条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 応急対策活動に伴い、乙が第3者に損害等を与えたときの賠償の責は、乙又は当該応急活動に従事した組合員等に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲は、組合員等が応急対策活動において、負傷若しくは疾病、又は死亡したと

きは、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）の規定に準じ、これを補償する。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、平成 10 年 9 月 1 日から 1 年間とし、期間満了の日から 3 か月前までに、甲・乙から何らかの申し出がないときは、更に 1 年間継続するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 10 年 9 月 1 日

甲 国分寺市
国分寺市長 山 崎 眞 秀

乙 国分寺市建築組合
組 合 長 小 林 一 伸

資料 3－18 災害時における応急対策活動に関する協定書（東京土建）

国分寺市（以下「甲」という。）と全建総連東京土建一般労働組合小金井国分寺支部（以下「乙」という。）は、国分寺市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策活動の協力について、次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、応急対策活動に必要な建設資機材・労務等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めることができるものとする。

（応急対策活動）

第2条 乙は、甲の応急対策活動の要請に対し、可能な限り建設資機材等を提供するものとする。

2 乙に属する組合員が、甲の要請により災害現場に出場したときは、甲の現場責任者の指示に従い、応急対策活動に従事するものとする。

ただし、その指示を受けられないときは、自ら要請事項に基づいて、応急対策活動を実施するものとする。

3 応急対策活動の円滑な実施を図るため、乙はあらかじめ組合員の参集場所を定めておくとともに、提供できる建設資機材を把握し、必要に応じ、甲に報告するものとする。

（報告）

第3条 乙は、応急対策活動が終了したときは、速やかにその活動状況を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 乙の応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

（費用の請求と支払）

第5条 乙は、前条の費用を甲に請求するときは、その費用の明細書を添付するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第6条 応急対策活動に伴い、乙が第3者に損害等を与えたときの賠償の責は、乙又は当該応急活動に従事した組合員に故意又は重大な過失がある場合を除き、甲の負担とする。

（従事者の災害補償）

第7条 甲は、組合員が応急対策活動において、負傷若しくは疾病、又は死亡したときは、東京市町村総合事務組合が定める東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭

和63年組合条例第19号)の規定に準じ、これを補償する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成24年1月13日から1年間とし、期間満了の日から3か月前までに、甲・乙から何らかの申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年1月13日

甲 国分寺市

国分寺市長 星 野 信 夫 印

乙 東京土建一般労働組合小金井国分寺支部

支部長 朝 倉 法 明 印

資料 3－19 災害時における応急活動の協力に関する協 定書（東京都自動車整備振興会多摩中央支部）

国分寺市（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都自動車整備振興会多摩中央支部（以下「乙」という。）との間において、災害時における、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 64 条第 2 項の規定により実施する応急措置としての障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープンスペース提供等の応急活動（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害等により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づく災害時における応急対策に関し、甲が乙に対して、応急活動に関する協力を依頼するときの必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第 2 条 甲は、国分寺市内に災害が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができないと認められるときは、乙に対して、応急活動の協力の依頼をするものとする。

2 甲は、乙に対し応急活動の協力を依頼する場合は、文書により乙に対して、次の事項を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

(1) 応急活動の場所

(2) 応急活動の内容

(3) 撤去物等が発生した場合の搬送先

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、応急活動に関し必要な事項

3 乙は、前項の規定による甲からの応急活動の協力依頼に対し、可能な限り、甲に協力するものとする。

（応急活動の実施）

第 3 条 乙は、甲の協力依頼により応急活動場所に出動したときは、甲の現場担当者の指示に従い協力するものとする。ただし、その指示を受けられないときは乙が自ら協力依頼事項に基づいて応急活動を実施するものとする。

2 乙は、応急活動が終了したときは、速やかにその活動状況について文書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 4 条 甲は、第 2 条第 3 項の規定による乙から提供を受けた資機材等に要した費用を負担するものとする。

（請求及び支払）

第 5 条 乙は、前条の規定により、資機材等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支

払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(災害補償)

第6条 甲は、第3条第1項に規定する応急活動に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への協力)

第7条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、国分寺市地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成31年4月17日

東京都国分寺市戸倉1-6-1

甲 国分寺市

代表者 国分寺市長 井 澤 邦 夫

東京都小平市大沼町四丁目27番1号

乙 一般社団法人東京都自動車整備振興会多摩中央支部

代表者 支部長 島 崎 康 正

資料３－２０ 災害時における電動車両等の支援に関する協定書 (Ｓ＆Ｄ多摩ホールディングス株式会社、トヨタＳ＆Ｄ西東京株式会社)

国分寺市（以下「甲」という。）とＳ＆Ｄ多摩ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）並びにトヨタＳ＆Ｄ西東京株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙を介して丙が保有する電動車両等を甲に貸与することにより、甲による円滑な応急対策の実施を図ることを目的とする。

（電動車両等の種類）

第２条 乙を介して丙が甲に貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (１) 電気自動車
- (２) プラグインハイブリッド車
- (３) 前２号に掲げる電動車両からの外部給電に必要な機器
- (４) 電動車両の充電に必要な設備

（貸与の要請）

第３条 甲は、前条に規定する電動車両等の貸与を必要とする場合は、乙に対し、災害時における電動車両等の貸与要請書（別記様式第１号）により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に口頭で協力を要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

２ 乙は、前項の規定による要請があったときは、丙と連携のうえで乙と丙の業務に支障を来さない範囲で、丙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第４条 乙は、前条第２項の規定により丙が保有する電動車両等を貸与するときは、その種類及び数量について甲に確認の上、甲が指定する場所において引渡しを行うものとする。

２ 乙は、前項の規定により電動車両等の引渡しを行ったときは、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡するとともに、甲に災害時における電動車両等の貸与通知書（別記様式第２号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第５条 電動車両等の貸与期間は、当該電動車両等の引渡しの日から起算して１週間を経過する日までとする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合において、甲及び乙で協議し、合意したときは、この限りでない。

(電動車両等の返却)

第6条 甲に貸与した電動車両等の返却方法は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る電気代、燃料代、消耗品等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第8条 貸与期間中において、甲の責めに帰すべき事故により第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動車両等に生じた損害は甲が補償責任を負うものとし、当該帰責事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。ただし、当該損害の補償に保険が適用される場合は、次条の規定によるものとする。

(保険)

第9条 乙は、丙所有の電動車両等の貸与に当たり、丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、直ちに乙へその旨を連絡し、当該保険の適用を受けるものとする。

2 前項の規定による保険の適用をした場合において、別途費用が生じたときは、原則として甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第10条 甲は、貸与を受けた電動車両等の使用に当たっては、次に掲げる留意事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用すること。
- (2) 原則として、国分寺市内で使用する。
- (3) 故障等により使用できなくなった場合は、乙に速やかに連絡すること。

(電動車両等の管理)

第11条 甲は、第5条の貸与期間において、貸与された電動車両等の使用者、使用場所及び使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡担当部署報告書(別記様式第3号)により相互に報告するものとし、当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第13条 乙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

- 2 甲は、乙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を乙に提供するものとする。
- 3 甲は、貸与期間中において、電動車両等に不調が生じた場合等災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲及び乙で対応を協議する

ものとする。

(平時の取組)

第14条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

2 前項の規定による防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力による免責)

第15条 激甚な天変地異、戦争、内乱又は暴動、法令の改廃又は制定、公権力による命令又は処分、労働争議、輸送機関又は通信回線の事故、交通の途絶、施設又は設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部若しくは一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行について、甲及び乙は責任を負わないものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙と丙は、本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年8月1日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都立川市緑町3-1
グリーンスプリングスE1-6F
S & D多摩ホールディングス株式会社
代表取締役社長 田 村 勝 彦

丙 東京都福生市志茂215番地
トヨタS & D西東京株式会社
代表取締役社長 田 村 勝 彦

資料３－２１ 災害時における車両提供に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と武州交通興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における車両の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害時における負傷者等の搬送や物品の輸送等において、乙が所有する車両の提供に関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時において、車両の提供を受ける必要があると判断したときには、乙に対して車両提供要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条 乙は、前条の要請を受けたときは、車両の提供及び車両運転手について、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（報告）

第４条 乙は、前条により実施した業務が完了したときは、その活動内容を車両使用報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条 甲は、第４条の規定により、乙が実施した車両提供に要した費用及び人件費を負担するものとする。

２ 前項の費用の額は、当該災害発生時直前の車両使用料及び人件費を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の請求）

第６条 乙は、甲の業務が終了し、車両の返却後、速やかに前条の費用を甲に請求する。

２ 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（事故等）

第７条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその供給の継続に努めるものとする。

２ 乙は、車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

3 甲の要請した活動中による事故等により損害を与え又は、滅失したときは、乙は、乙が加入している保険を適用し、甲への費用請求を行わないものとする。

(燃料の確保)

第8条 甲が乙からの車両の提供を受けている期間中は、甲の責任において当該車両の燃料を確保する。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する社員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（第3号様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年 8 月10日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都西恋ヶ窪一丁目45番地19号
武州交通興業株式会社
代表取締役 馬 場 文 彦

資料３－２２ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書 (佐川急便株式会社)

国分寺市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

（地域内輸送拠点の設置場所等）

第２条 地域内輸送拠点の設置場所は、災害時に地域内輸送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２ 甲は、市内の物流網が復旧し地域内輸送拠点における支援物資の受入及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、地域内輸送拠点を閉鎖するものとする。

（支援物資の受入及び配送等の要請）

第３条 甲は、第２条の規定による地域内輸送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を、災害時における支援物資の受入及び配送等要請書（様式第１号）により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （１）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （２）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （３）地域内輸送拠点における荷役作業の実施
- （４）荷役作業に必要な人員及び資機材の提供
- （５）地域内輸送拠点における支援物資の入庫・保管・出荷・在庫管理の実施
- （６）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２ 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは様式第１号により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（支援物資の受入及び配送等の実施）

第４条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第5条 乙は、第3条第1項の規定による要請により支援物資の受入及び配送業務等を行った場合は、業務報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 乙は、第3条第2項の規定により派遣を行った場合は、様式第2号により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲及び乙は、第3条及び第5条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第6条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、発災直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(損害の負担)

第8条 支援物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第9条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は本協定が解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、連絡責任者届（様式第 3 号）により相互に通知するものとし、当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

（平時の取組）

第 12 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、可能な限り甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

（協議）

第 13 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第 14 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の解除を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年 1 1 月 1 日

甲 国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都昭島市拝島町4-8-1

佐川急便株式会社 西関東支店

支店長 鈴 木 将 義

資料３－２３ 災害時の医療救護活動についての協定書（国分寺市医師会）

国分寺市を「甲」とし、社団法人国分寺市医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条 甲は、国分寺市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害救護活動組織に基づき医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２ 前条に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- （１） 医 師 ー
- （２） 看護師 十若干名
- （３） 事務員 ー

（医療救護班の活動場所）

第４条 乙所属の医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第５条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （１） 傷病者に対する応急処置
- （２） 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- （３） 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- （４） 死亡の確認

（医療救護班の輸送）

第６条 乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第７条 乙所属の医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を

使用するものとする。

- 2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。
- 3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(後方医療施設における医療救護)

第8条 救護所又は、避難所等において、医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

- 2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(会議の開催)

第11条 甲並びに乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する災害医療運営連絡会を設置するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

- (2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付則

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成 24 年 10 月 4 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市

代表者 国 分 寺 市 長
星 野 信 夫 印

乙 東京都国分寺市

社団法人 国分寺市医師会

代表者 国分寺市医師会長 中島 米治
郎 印

資料３－２４ 災害時の歯科医療救護活動についての協 定書（国分寺市歯科医師会）

国分寺市を「甲」とし、社団法人国分寺市歯科医師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条 甲は、国分寺市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織に基づき歯科医療救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条 乙は、前条の定めによる歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

２ 前条に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

- (1) 歯 科 医 師 〇
- (2) 歯 科 衛 生 士 〇若干名
- (3) その他の補助事務 〇

（歯科医療救護班の活動場所）

第４条 乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第５条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導
- (4) 身元確認作業等に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第６条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する乙所属の者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第7条 乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

(医薬品等の備蓄・輸送)

第8条 乙所属の歯科医療救護班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所において必要とする給食及び給水は甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費

イ 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 歯科医療救護班の医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付則

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年9月1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市

代表者 国分寺市長 山 崎 眞 秀 印

乙 東京都国分寺市南町三丁目26番33号ホーセイビル3階

社団法人 国分寺市歯科医師会

代表者 国分寺市歯科医師会長

鹿 島 弘 孝 印

資料３－２５ 災害時の医療救護活動についての協定書（国分寺市薬剤師会）

国分寺市を「甲」とし、国分寺市薬剤師会を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（薬剤師班等の派遣）

第２条 甲は、国分寺市地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班等の派遣を要請するものとする。

２ 乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに乙の災害医療救護活動組織等に基づき薬剤師班等を編成し、派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第３条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（薬剤師班等の活動場所）

第４条 薬剤師班等は、救護所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班等の業務）

第５条 薬剤師班等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第６条 薬剤師班等に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する乙所属の者が行うものとする。

（薬剤師班等の輸送）

第７条 乙所属の薬剤師班等の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄・輸送）

第８条 乙所属の薬剤師班等は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を

使用するほか、乙が備蓄する医薬品等を使用するものとする。

2 救護所等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

3 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

(調剤費)

第9条 救護所等における調剤費は無料とする。

(合同訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せ担当するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班等の編成、派遣に伴うもの

ア 薬剤師班等の編成、派遣に要する経費

イ 薬剤師班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 薬剤師班等の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

付則

甲と乙とは、本協定書二通を作成し、双方記名押印のうえ各一通を保有する。

平成10年12月1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

代表者 国分寺市長 山崎 眞 秀 印

乙 東京都国分寺市本多一丁目13番14号

多摩中央地区管理センター内

国分寺市薬剤師会

代表者 国分寺市薬剤師会長

鮎澤 健二 印

資料 3－26 災害時の応急救護活動等についての 協定（東京都柔道整復師会多摩中央支部）

国分寺市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都柔道整復師会多摩中央支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は国分寺市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、市内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

- 1 傷病者に対する応急救護〔柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲〕活動
- 2 傷病者に対する応急援護に関する衛生材料等の提供
- 3 その他甲からの要請に基づく活動

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対して、この協定による協力を要請するときは要請の理由、事業内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

（協力）

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、特別の理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

（連絡調整等）

第5条 乙の協力に係る連絡調整等については、甲が指定する者が行い、応急援護に係る必要な指示については、国分寺市医師会長の指定する者（医師）が行うものとする。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

（1）応急救護活動に伴うもの

ア 乙所属の会員の派遣に要する経費

イ 乙が提供した衛生材料等の実費弁償

（2）合同訓練時における応急救護活動の前（1）に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙所属の会員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該

業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けた場合、甲は当該事故について、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する防災訓練に参加、協力するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市日吉町二丁目33番
14
公益社団法人東京都柔道整復師会
多摩中央支部
支部長 大庭 学

資料 3－27 災害時における妊産婦等への支援活動等に関する協定書（公益社団法人東京都助産師会国分寺地区分会）

国分寺市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都助産師会国分寺地区分会（以下「乙」という。）は、国分寺市において災害が発生した場合における妊産婦及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）への支援活動等を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が行う妊産婦等への支援活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（助産師の派遣要請）

第2条 甲は、災害時において乙の協力を得る必要があるときは、乙に対して助産師の派遣要請を行うことができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲の指定する場所に助産師を派遣するものとする。

（助産師の支援活動等）

第3条 派遣された助産師の支援活動等は、次に掲げるものとする。

- （1）避難所及び家庭訪問等における妊産婦等に対する健康管理、健康相談及び支援
- （2）医療救護所等における妊産婦等に対する応急救護活動
- （3）その他助産師が平常時に行う業務の範囲内で甲が必要とする業務

（派遣要請手続）

第4条 甲は、乙に助産師の派遣要請をする場合は、次に掲げる事項を記載した助産師派遣要請書（様式第1号）により、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭あるいは電話等により要請することができるものとし、事後、速やかに助産師派遣要請書を提出するものとする。

- （1）派遣要請の理由
- （2）派遣希望人数
- （3）派遣希望期間
- （4）派遣先
- （5）その他必要な事項

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平常時から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、甲の要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加、協力するものとする。

(費用弁償)

第7条 第3条に規定する支援活動等を実施し、また、甲が実施する訓練に参加した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 助産師の派遣に要する経費

(2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

2 前項の規定による費用弁償の額については、実費弁償によるものを除くほか、甲及び乙が協議のうえ、別に定めるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

4 乙は、第3条に規定する支援活動等が終了したときは、甲に対しその旨を報告するとともに、費用弁償について、妊産婦等支援活動等費用請求書(様式第2号)により、内訳書(様式第3号)と併せて甲に請求するものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、支援活動等に従事した助産師が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または障害の状態になった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号)の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する助産師が他の法令により療養その他の給付もしくは補償を受けたとき、または事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責を免れるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義の生じた場合については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲乙いずれからも解除または変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年12月1日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市東元町一丁目40番7号 矢島助産院内
公益社団法人東京都助産師会 国分寺地区分会
会長 高橋 佳世子

資料 3－28 災害時における協力に関する協定書（国分寺郵便局）

国分寺市長（以下「甲」という。）と国分寺郵便局長（以下「乙」という。）は、国分寺市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（用語の定義）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協定要請）

第2条 甲及び乙は、国分寺市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地を提供すること。
- (4) 被災市民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。
- (5) 避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。
- (6) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱をすること。
- (7) その他前記各号に定めのない事項で、協力できること。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除く外、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき金額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部防災担当主幹、乙においては国分寺郵便局総務課長とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、両者が協議し

決定する。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成9年11月7日から平成10年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヵ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとする。以後の場合も同様とする。

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成9年11月7日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 山崎 眞 秀

乙 東京都国分寺市日吉町四丁目1番地10

国分寺郵便局長 三 鴨 明 良

資料３－２９ 災害時の動物救護活動についての協 定書（東京都獣医師会多摩東支部）

国分寺市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部（以下「乙」という。）は、多摩地域において大規模な地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した時における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 この協定は、国分寺市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第２条 活動の対象となる動物は、市内被災地域の、人に飼育されている犬・猫等の愛護動物（以下「被災動物」という。）とする。

（用語）

第３条

- （１） 動物救護対策本部とは、乙が市内に設置する動物救護活動を行う拠点をいう。
- （２） 動物救護所とは、被災動物への救護及び応急処置を行う拠点をいう。
- （３） 応急救護計画とは、獣医師会が作成する、救護を行うに当たっての計画をいう。

（協力業務の内容）

第４条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- （１） 動物救護対策本部の設置及び運営管理に関すること。
- （２） 被災動物への救護及び応急処置に関すること。
- （３） その他必要な災害応急業務に関すること。

（甲の負担）

第５条 甲は乙に対し、応急業務の状況に応じ可能な限り次の事項に協力することとする。

- （１） 災害時の連絡手段の確保
- （２） 前条第２号に必要な物資の調達
- （３） 被災動物等の搬送

（協力要請の手続き）

第６条 甲は防災計画に基づき動物救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し動物救護班の派遣を要請するものとする。

２ 前項に定める甲の活動要請は次に掲げる事項を口頭その他の方法により連絡するものとし、甲は事後、速やかに動物救護活動要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。

- （１） 要請理由
- （２） 要請内容
- （３） 実施の期日又は期間及び場所
- （４） その他必要な事項

3 乙は前2項の規定により、甲から要請を受けた場合は、動物救護班を編成し、動物救護所に派遣するものとする。

(協力の履行)

第7条 乙は協力の要請があった場合、この要請に対して乙の診療等に支障のない範囲において可能な限り誠意をもって協力するものとする。

(災害時動物救護活動計画の策定及び提出)

第8条 乙は、前条の規定による動物救護活動を実施するため、応急救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の計画に変更があった場合も、また同様とする。

(動物救護班の活動場所)

第9条 乙の編成する動物救護班は、甲が避難所内等に設置する動物救護所において、動物救護活動を実施するものとする。

(動物救護班の業務)

第10条 動物救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災動物への応急処置
- (2) 受入可能病院又は後方支援動物医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 死亡の確認

(業務報告)

第11条 乙は前条に規定する協力業務を実施したときは、次に掲げる事項を口頭その他の方法をもって甲に連絡し、協力業務が完了したときは、動物救護活動終了報告書(第2号様式)により甲に報告するものとする。

- (1) 実施業務内容
- (2) 従事者の氏名
- (3) その他必要な事項

(連絡調整)

第12条 動物救護活動に係る連絡調整は、乙所属の国分寺地区防災担当部の者が行うものとする。

(活動の停止)

第13条 乙は救護活動がきわめて困難又は不可能と認める場合及び災害が終息したと認められる場合に甲と協議して救護活動を停止することができる。

(医療費)

第14条 市が設置した動物救護所における被災動物に係る医療費は無料とする。

2 受入可能病院又は後方支援動物医療施設における医療費は、原則として飼い主負担とする。

(合同訓練)

第15条 乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第16条 甲の要請に基づき、乙が実施する動物救護活動に要する次の経費については

甲が負担するものとする。

(1) 動物救護班の編成及び派遣等に伴うもの

ア 動物救護班の編成及び派遣に要する経費

イ 乙が携行した医薬品及び処方食等を使用した場合の実費弁償

ウ 動物救護班の獣医師等が協力業務活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における前号に係る経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 前2項の規定による費用弁償等については、動物救護活動費用請求書(第3号様式)により、甲に請求するものとする。

(非常処置)

第17条 乙は被災動物が救護できない状態になったと認められる場合又は「東京都動物の保護及び管理に関する条例」に基づき人の生命、身体又は財産に対する急迫の侵害の恐れがあると認められた場合は、甲と協議して非常措置をとることができる。

2 前項の規定により非常措置をとる場合は、可能な限り被災動物の飼い主の了解を得るか、または後日飼い主に連絡するために必要な措置を講じておくよう努めなければならない。

(飼い主への啓発)

第18条 甲及び乙は、平常時から次の事項について飼い主への啓発に努めるものとする。

(1) 災害への備え

ア ペットフードの備蓄

イ 動物収容設備(ケージ等)の準備

ウ 飼育動物のしつけ

(2) 避難生活

ア 飼育動物を同行避難する際の管理方法

イ 感染症の予防

ウ 他の避難者への配慮

(細目)

第19条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第20条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の期間は協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降この例による。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有す

る。

平成 24 年 8 月 24 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

代表者 国分寺市長 星 野 信 夫 印

乙 東京都狛江市和泉本町一丁目 12 番地 1 豊栄狛江マンション 1F

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部

代表者 支部長 川 島 治 印

東京都国分寺市東元町一丁目 38 番地 47

公益社団法人東京都獣医師会多摩東支部 国分寺地区防
災担当部

国分寺市獣医師会

連絡調整役 木 村 譲 印

資料３－３０ 災害時における地区防災センター運営支援協力に関する協定書（国分寺市軟式少年野球連盟）

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市軟式野球連盟少年の部（以下「乙」という。）は、災害時における地区防災センターの開設及び運営に対する支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定書は、災害時において、甲が開設した地区防災センターの円滑な運営体制の整備を図るため、乙が行う支援協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援協力の要請）

第２条 甲は、災害時における被災者救助のため、次の各号いずれかに該当するときは、乙に対し、地区防災センターの開設及び運営に対する支援協力を要請できるものとする。

- （１） 市内で震度５弱以上の地震が起きたとき。
- （２） 前号に規定する場合のほか、甲が地区防災センターの設置を必要と認めるとき。
- ２ 前項の規定による甲からの支援協力要請は、口頭、電話等により乙に要請するものとする。ただし、乙は、被害が甚大で甲の要請を持ついとまがないと判断した場合は、自主的に支援協力をするものとする。
- ３ 前項の規定により自主的に支援協力をした場合、乙は、口頭、電話等により国分寺市災害対策本部に連絡するものとする。

（支援協力の実施）

第３条 乙は、甲から前条の規定による支援協力要請を受けた場合は、あらかじめ指定された地区防災センターへ参集し、甲が指定する職員の指示に従い支援協力するものとする。ただし、止むを得ない事情により支援協力要請に応じられない場合は、この限りでない。

（支援協力の内容）

第４条 乙が甲に対して行う支援協力の内容は、次のとおりとする。

- （１） 甲が指定する地区防災センターの開設に関すること。
- （２） 甲が指定する地区防災センターの運営に関すること。

（連絡体制）

第５条 乙は、甲からの支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（訓練の参加）

第６条 乙は、この協定に基づく支援協力が円滑に行われるよう、必要に応じて甲が行う防災訓練に協力するものとする。

（損害補償）

第７条 甲の要請に基づき、乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、東京都市町村消

防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の規定を準用して補償するものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき、乙が実施する支援協力に要する費用のうち甲が認めたものは、支援協力終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとして、以後もこの例による。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通保有する。

平成24年5月11日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市富士本一丁目11番地9
国分寺市軟式野球連盟少年の部
部 長 勝 山 正 俊

資料３－３１ 災害時における地区防災センター運営支援協力に関する 協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市商工会（以下「乙」という。）は、災害時における地区防災センターの開設及び運営に対する支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時において、甲が設置する地区防災センターの円滑な開設及び運営体制の整備を図るため、乙が行う協力及び乙の会員である協力員が行う支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に掲げる自然現象等のうち、地震による被害が発生したときをいう。

（２）地区防災センター 災害時に甲が国分寺市地域防災計画に基づき、市立小中学校、都立国分寺高等学校及び東京経済大学に開設する地域の防災拠点をいう。

（３）協力員 本協定の趣旨に賛同して地区防災センターの開設及び運営に対する支援を行う乙の会員をいう。

（協力方針）

第３条 乙は、甲に対し、協力員の募集及び連絡等について、できる限り協力するものとする。

２ 乙は、次条以降に示す協力内容を原則として無償で行うものとする。

（協力員の通知及び登録）

第４条 乙は、甲が定める条件に従い、乙の会員に対して協力員の募集を行い、これに応じた者の同意を得た上で、当該会員の氏名、住所、支援先地区防災センター等を協力員通知書（様式第１号）により、甲に通知するものとする。

２ 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力員登録台帳（様式第２号。以下「台帳」という。）に登録するものとする。

３ 甲は、乙を通じて、協力員に協力員登録証（様式第３号）を交付するとともに、活動時に着用する腕章を貸与する。なお、協力員は、その任を終えたときは、腕章を甲に返却する。

（平時の活動）

第５条 甲は、地区防災センターの開設運営訓練に協力員の参加を求める際は、その周知連絡について、乙に協力を求めることができる。

２ 乙は、前項の協力依頼があったときは、協力員に対し、積極的な参加を呼びかけるものとする。

３ 協力員は、この協定に基づく支援協力が円滑に行われるよう、可能な限り、甲が行う地区防災センターの開設運営訓練（防災訓練を含む。）に参加するものとする。

(災害時の活動)

第6条 協力員は、国分寺市内で震度5弱以上の地震が発生したときは、可能な限り、協力員登録証に記載された地区防災センターに自発的に参集し、甲の職員が実施する地区防災センターの開設及び運営を支援するものとする。

(損害補償)

第7条 災害時の支援の実施に伴い協力員に損害が発生した場合、甲が賠償するものとする。

(協力員の変更等)

第8条 乙は、台帳に記載されている内容に変更があった場合又は協力員から取消しの申し出があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに、台帳の内容を修正又は取消しするものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、その以後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年 3月 31日

甲 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号
国分寺市
国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市本多二丁目3番3号
国分寺市商工会
会長 込山 雄茂

資料 3－3 2 災害時における理容活動に関する協 定書（東京都理容生活衛生同業組合小金井支部）

国分寺市（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合小金井支部（以下「乙」という。）は、災害時における理容活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において国分寺市民が心身ともに安定した生活を送るために、乙が行う理容活動に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第 2 条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- （1） 災害時における理容の実施
- （2） 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供

（協力要請）

第 3 条 甲は、前条における協力を必要とする場合は、活動協力要請書（様式第 1 号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請できるととし、後日速やかに文書を提出することとする。

（協力）

第 4 条 乙は、前条による協力要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、協定の内容に従い、業務を実施するものとする。

（連絡窓口）

第 5 条 この協定事項が円滑に実施されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲においては総務部くらしの安全課長を、乙においては東京都理容生活衛生同業組合小金井支部国分寺地区長をもって充てる。

（理容費）

第 6 条 この協定に基づいて乙が実施する理容に係る料金は無料とする。

（費用負担）

第 7 条 乙が提供した資器材及び消耗品については、甲が負担する。この場合の価格は、当該災害の発生した直前の価格とする。

（損害補償）

第 8 条 甲の要請に基づく第 2 条各号の協力業務実施中において、乙の当該業務従事者が損害を受けた場合の補償は、ボランティア保険によるものとする。

2 前項の保険の加入に係る費用については、甲が負担するものとする。

（協定の期間）

第 9 条 この協定の有効期限は、平成 19 年 11 月 1 日から平成 20 年 10 月 31 日までと

する。ただし、期間終了の3箇月前までに、甲乙に何らの意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び契約条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上に定めるものとする。

本協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保管する。

平成19年11月1日

甲 東京都国分寺市
代表者 市長 星 野 信 夫

乙 東京都理容生活衛生同業組合
小金井支部
代表者 支部長 塚 本 重 雄

資料３－３３ 災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定書（ＮＰＯ法人国分寺ハンディキャブ運営委員会）

国分寺市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人国分寺ハンディキャブ運営委員会（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者の避難搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、地区防災センターに設置する避難所での生活が困難な災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を二次避難所等へ搬送を行うことに關し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時において、要援護者を二次避難所等に搬送させる必要があると判断したときは、乙に対して要援護者搬送要請書（第１号様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第３条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（報告）

第４条 乙は、前条により実施した業務が完了したときは、その活動内容を要援護者搬送報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第５条 甲は、第４条の規定により、乙が実施した要援護者の避難搬送に要した費用を負担するものとする。

２ 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費及び燃料費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の請求）

第６条 乙は、要援護者の避難搬送協力が終了した後、速やかに前条の費用を甲に請求する。

２ 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（事故等）

第７条 乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその供給の継続に努めるものとする。

２ 乙は、車両の運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（乗客及び第三者に対する責任）

第８条 乙は、車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により乗客及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（燃料の確保）

第９条 甲は、乙の活動に当たり必要となる燃料の確保について、最大限の協力を行う

ものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する会員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（第3号様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年10月 9日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都並木町三丁目7番地2
NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会
代 表 阿 部 司

資料 3－3 4 災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 けやきの杜（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市戸倉四丁目14番地7
社会福祉法人けやきの杜
理 事 長 本 間 浩 子

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ななえの里（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目10番地2
社会福祉法人ななえの里
理 事 長 野 口 進

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と東京ろう重複者とあゆむ会（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都青梅市東青梅一丁目7番地4-167
東京ろう重複者とあゆむ会
理 事 長 間 崎 江 美 子

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）とNPO法人 Ann Bee（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市西元町三丁目6番14号
NPO法人 Ann Bee
理 事 長 山 内 敦

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 はらからの家福社会（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町

村総合事務組合条例第19号)の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市南町三丁目4番4号
社会福祉法人 はらからの家福祉会
理 事 長 須 長 靖 夫

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）とNPO法人 Ohana（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣とする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町

村総合事務組合条例第19号)の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書(別記様式)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市戸倉一丁目2番地4 第三元町荘
NPO法人 Ohana
理 事 長 春 口 明 朗

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人コロロ学舎 地域デイグループ事業 E T 教室（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、乙が管理する施設における被災障害者の緊急受入れとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に

従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

（期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間にいてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市東戸倉二丁目10番地34
社会福祉法人コロロ学舎
地域デイグループ事業ET教室
理 事 長 石 井 聖

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 万葉の里（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した障害者(児)（以下「被災障害者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は次のとおりとする。

- （1）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （2）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災障害者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- 2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 東京都国分寺市泉町二丁目3番8号
社会福祉法人万葉の里
理 事 長 板 山 賢 治

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と一般社団法人 I b a s h o（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う国分寺市地域防災計画に基づく障害者(児)への支援に関することの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安否の確認）

第2条 乙は、甲が定める避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認に協力するものとする。

2 乙は、国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または国分寺市内において災害対策基本法第56条第2項に基づく高齢者等避難が発令された場合、乙が管理する施設の利用者の安全確保を実施した後、甲があらかじめ指定した場所への参集、または甲の担当者への連絡を速やかに行い、甲から前項の活動に関する指示を受けるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙は、前条第2項の状況が発生した場合において、甲から要請があったときは、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等（以下「避難所等」という。）にスタッフを派遣し、避難所等で生活する障害者(児)に必要な援助を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条及び前条について、乙の協力を得る必要があると判断したときは、原則として文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、1名以上のスタッフを速やかに派遣するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第2条及び第3条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第2条及び第3条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費その他必要経費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するも

のとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、第2条及び第3条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(平常時の取組)

第11条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、締結の日から令和8年9月30日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年9月30日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市内藤二丁目 25 番地 26
一般社団法人 I b a s h o
代表理事 坂 村 学

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と有限会社エス・アイ・ピー（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う国分寺市地域防災計画に基づく障害者(児)への支援に関することの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安否の確認）

第2条 乙は、甲が定める避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認に協力するものとする。

2 乙は、国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または国分寺市内において災害対策基本法第56条第2項に基づく高齢者等避難が発令された場合、乙が管理する施設の利用者の安全確保を実施した後、甲があらかじめ指定した場所への参集、または甲の担当者への連絡を速やかに行い、甲から前項の活動に関する指示を受けるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙は、前条第2項の状況が発生した場合において、甲から要請があったときは、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等（以下「避難所等」という。）にスタッフを派遣し、避難所等で生活する障害者(児)に必要な援助を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条及び前条について、乙の協力を得る必要があると判断したときは、原則として文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、1名以上のスタッフを速やかに派遣するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第2条及び第3条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第2条及び第3条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費その他必要経費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に

従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第 9 条 乙は、第 2 条及び第 3 条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第 10 条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（平常時の取組）

第 11 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（協議）第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

（期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 埼玉県所沢市西所沢 1-12-4 北斗西所沢駅前ビル 3 C
有限会社エス・アイ・ピー
代表取締役 齊 藤 裕 人

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社ファーストデイ（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う国分寺市地域防災計画に基づく障害者(児)への支援に関することの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安否の確認）

第2条 乙は、甲が定める避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認に協力するものとする。

2 乙は、国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または国分寺市内において災害対策基本法第56条第2項に基づく高齢者等避難が発令された場合、乙が管理する施設の利用者の安全確保を実施した後、甲があらかじめ指定した場所への参集、または甲の担当者への連絡を速やかに行い、甲から前項の活動に関する指示を受けるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙は、前条第2項の状況が発生した場合において、甲から要請があったときは、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等（以下「避難所等」という。）にスタッフを派遣し、避難所等で生活する障害者(児)に必要な援助を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条及び前条について、乙の協力を得る必要があると判断したときは、原則として文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、1名以上のスタッフを速やかに派遣するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第2条及び第3条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第2条及び第3条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費その他必要経費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に

従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第 9 条 乙は、第 2 条及び第 3 条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第 10 条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（平常時の取組）

第 11 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

（期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都千代田区九段南 1-5-6
りそなビル 5 F
株式会社ファーストデイ
代表取締役 高 尾 和 子

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社ポシエット（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う国分寺市地域防災計画に基づく障害者(児)への支援に関することの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安否の確認）

第2条 乙は、甲が定める避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認に協力するものとする。

2 乙は、国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または国分寺市内において災害対策基本法第56条第2項に基づく高齢者等避難が発令された場合、乙が管理する施設の利用者の安全確保を実施した後、甲があらかじめ指定した場所への参集、または甲の担当者への連絡を速やかに行い、甲から前項の活動に関する指示を受けるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙は、前条第2項の状況が発生した場合において、甲から要請があったときは、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等（以下「避難所等」という。）にスタッフを派遣し、避難所等で生活する障害者(児)に必要な援助を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条及び前条について、乙の協力を得る必要があると判断したときは、原則として文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、1名以上のスタッフを速やかに派遣するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第2条及び第3条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第2条及び第3条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費その他必要経費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に

従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第 9 条 乙は、第 2 条及び第 3 条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第 10 条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（平常時の取組）

第 11 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

（期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 4 年 11 月 30 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都港区麻布十番 2-1-8
株式会社ポシエット
代表取締役 中 原 美 保 子

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社オフィス宮寺（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う国分寺市地域防災計画に基づく障害者(児)への支援に関することの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安否の確認）

第2条 乙は、甲が定める避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認に協力するものとする。

2 乙は、国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または国分寺市内において災害対策基本法第56条第2項に基づく高齢者等避難が発令された場合、乙が管理する施設の利用者の安全確保を実施した後、甲があらかじめ指定した場所への参集、または甲の担当者への連絡を速やかに行い、甲から前項の活動に関する指示を受けるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙は、前条第2項の状況が発生した場合において、甲から要請があったときは、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等（以下「避難所等」という。）にスタッフを派遣し、避難所等で生活する障害者(児)に必要な援助を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条及び前条について、乙の協力を得る必要があると判断したときは、原則として文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、1名以上のスタッフを速やかに派遣するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第2条及び第3条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第2条及び第3条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費その他必要経費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に

従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第 9 条 乙は、第 2 条及び第 3 条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第 10 条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（平常時の取組）

第 11 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

（期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 3 月 31 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 埼玉県飯能市下直竹 1156 番地 2
株式会社オフィス宮寺
代表取締役 宮 寺 幸 子

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社KURASULU（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う国分寺市地域防災計画に基づく障害者(児)への支援に関することの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安否の確認）

第2条 乙は、甲が定める避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認に協力するものとする。

2 乙は、国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または国分寺市内において災害対策基本法第56条第2項に基づく高齢者等避難が発令された場合、乙が管理する施設の利用者の安全確保を実施した後、甲があらかじめ指定した場所への参集、または甲の担当者への連絡を速やかに行い、甲から前項の活動に関する指示を受けるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙は、前条第2項の状況が発生した場合において、甲から要請があったときは、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等（以下「避難所等」という。）にスタッフを派遣し、避難所等で生活する障害者(児)に必要な援助を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条及び前条について、乙の協力を得る必要があると判断したときは、原則として文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、1名以上のスタッフを速やかに派遣するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第2条及び第3条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第2条及び第3条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費その他必要経費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に

従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第 9 条 乙は、第 2 条及び第 3 条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第 10 条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（平常時の取組）

第 11 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

（期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 8 年 11 月 30 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 9 月 20 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市光町一丁目 9 番地 7
株式会社 KURASULU
代表取締役 日 暮 美 名 子

災害時における障害者(児)の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と一般社団法人一粒福社会（以下「乙」という。）は、災害時における障害者(児)の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が行う国分寺市地域防災計画に基づく障害者(児)への支援に関することの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（安否の確認）

第2条 乙は、甲が定める避難行動要支援者登録制度に基づく安否確認に協力するものとする。

2 乙は、国分寺市内に震度5弱以上の地震が発生した場合、または国分寺市内において災害対策基本法第56条第2項に基づく高齢者等避難が発令された場合、乙が管理する施設の利用者の安全確保を実施した後、甲があらかじめ指定した場所への参集、または甲の担当者への連絡を速やかに行い、甲から前項の活動に関する指示を受けるものとする。

（スタッフの派遣）

第3条 乙は、前条第2項の状況が発生した場合において、甲から要請があったときは、甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等（以下「避難所等」という。）にスタッフを派遣し、避難所等で生活する障害者(児)に必要な援助を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条及び前条について、乙の協力を得る必要があると判断したときは、原則として文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、1名以上のスタッフを速やかに派遣するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が第2条及び第3条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、第2条及び第3条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要した人件費その他必要経費とし、甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の価格を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に

従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年東京都市町村総合事務組合条例第 19 号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第 9 条 乙は、第 2 条及び第 3 条に規定する支援及び協力中に知り得た個人情報、甲以外の者に漏らしてはならない。

（連絡責任者）

第 10 条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

（平常時の取組）

第 11 条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

（協議）

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めるものとする。

（期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、協定の日から 1 年とする。ただし、期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲又双方から解約の意思表示がない場合は、さらに 1 年間継続するものとして、以後もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 8 月 30 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市富士本二丁目 18 番地 13
一般社団法人一粒福社会
代表理事 佐 々 木 美 和 子

資料３－３５ 災害時における被災乳児等の緊急受け入れに関する協定書

災害時における被災乳児等の緊急受け入れに関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における乳児及び３歳に満たない幼児の緊急受け入れに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、地区防災センターに設置する避難所等（以下「避難所等」という。）において安定した被災生活を送ることが困難な乳児及び３歳に満たない幼児（以下「被災乳児等」という。）を、乙が管理する施設において緊急的に受け入れを行うことに関し、必要な事項を定めることにより、災害応急対策活動を円滑に実施することを目的とする。

（対象者）

第２条 乙が緊急受け入れを行う対象者は、市が要請する被災乳児等とする。この場合、被災乳児等と同一世帯家族（原則として被災乳児等の父母及び兄弟姉妹）についても対象とする。

（緊急受け入れを行う施設）

第３条 乙は、緊急受け入れを行う施設をあらかじめ指定し、被災乳児等緊急受け入れ可能施設一覧表（別記様式）を甲に提出するものとする。

２ 甲は、前項に基づき報告を受けた施設を福祉避難所として国分寺市地域防災計画に位置づけ、甲が設置する避難所等と同等に取り扱うものとする。

（協力の内容）

第４条 乙が協力する内容は、次のとおりとする。

（１）乙が前条で指定した施設のうち、可能な範囲内でのスペースの提供

（２）乙が受け入れた被災乳児等に対する可能な範囲での生活に必要な援助

２ 甲は、乙に対し、乙が受け入れた被災乳児等に係る食料品、生活物資等を供給する。

（協力要請）

第５条 甲は、避難所等では被災乳児等が安定した被災生活を送ることが困難であると判断したときは、乙に対して次の事項を明らかにした上で受け入れを要請する。

（１）受け入れを要請する被災乳児等及び家族の人数

（２）受け入れを要請する被災乳児等の年齢その他留意する事項

(3) その他特に必要となる事項

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

(協力の実施)

第6条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において速やかにこれに協力するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、被災乳児等の緊急受入に伴う費用を、乙に対し支払うものとする。
2 前項に規定する経費の金額、支払い方法等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(受入期間)

第8条 被災乳児等の受入期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、延長申請を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 _____

＜協定締結団体＞令和6年7月現在

(福)浴光会、(福)日吉会、(福)千春会、(福)桑の実会、(福)国立保育会、(株)こどもの森、(株)日本保育サービス、(福)つくしんぼ共同保育会、(福)じろう会、(福)森友会、(福)大樹の会、(福)村山苑、(福)菊美会、(株)グローバルキッズ、(福)明王会、(株)ベネッセスタイルケア、(福)勇志会、(福)清心福祉会、(株)Kids Smile Project

資料３－３６ 災害時における高齢者の支援に関する協定書

災害時における高齢者の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 浴光会（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した高齢者（以下「被災高齢者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

乙が管理する施設における被災高齢者の緊急受入れ

（協力要請）

第３条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

２ 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第４条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ署名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成27年11月18日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市

国 分 寺 市 長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市東恋ヶ窪四丁目 2 番地 2
社会福祉法人 浴光会
理 事 長 高 木 智 匡

災害時における高齢者の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 至誠学舎立川（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した高齢者（以下「被災高齢者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災高齢者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災高齢者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期

間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月23日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市

国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都立川市錦町6丁目28番地15

社会福祉法人 至誠学舎立川

理事長 橋本 正明

災害時における高齢者の支援に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 にんじんの会（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、国分寺市地域防災計画に基づき、災害により被災した高齢者（以下「被災高齢者」という。）を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙が協力する内容（以下「協力内容」という。）は、次のとおりとする。

- （1）乙が管理する施設における被災高齢者の緊急受入れ
- （2）甲が設置する地区防災センター内避難所又は二次避難所等に対するスタッフの派遣
- （3）乙が所有する車両及び運転スタッフを活用した被災高齢者の搬送

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があると判断したときは、乙に対して別に定める事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、後日文書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が第2条に定める協力内容を実施したことにより発生した費用を、乙に対し支払うものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、第2条に定める協力内容が終了した後、速やかに費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する職員が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は、災害等緊急時の連絡先届出書（別記様式）を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に提出するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない

旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月26日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪一丁目50番地1
社会福祉法人 にんじんの会

理 事 長 石 川 治 江

資料 3－37 災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書（東京むさし農業協同組合）

国分寺市（以下「甲」という。）と東京むさし農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達について、次のとおり協定を締結する。
（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達について、甲が乙に協力を求める場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害時 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生したときをいう。

(2) 協力農地 国分寺市内にある生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域農地であって、当該農地を所有する乙の組合員が本協定に基づく災害時の使用に同意しているものをいう。

ただし、果樹園、植木畑、ハウス野菜栽培地、傾斜地等本協定第3条第1号に規定する地区災害時待避所に適しないものを除く。

(3) 生鮮食料品 乙の組合員が生産している食料品をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、甲に対し次に掲げる事項について、できる限り協力するものとする。

(1) 市民が、災害時に生命及び身体の安全を確保するため、一時（いっとき）避難場所又は避難場所へ避難する際、緊急に避難する場所（以下「地区災害時待避所」という。）として協力農地を斡旋すること。

(2) 災害時に必要な生鮮食料品を調達すること。

（協力者の通知等）

第4条 乙は、乙の組合員のうちから本協定に基づく農地の使用の協力者（以下「協力者」という。）を把握し、その内容を協力農地通知書（様式第1号）により、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その内容を協力農地（地区災害時待避所）登録台帳（様式第2号。以下「台帳」という。）に記載するものとする。

（協力の要請等）

第5条 甲は、協力農地の斡旋を要請しようとするときは、協力農地斡旋要請書（様式第3号）により、乙に対し要請するものとする。

2 甲は、前項の要請に基づき、地区災害時待避所として使用することとなった協力農地に、その旨を表示するものとする。

3 甲は、災害時に生鮮食料品の調達を要請しようとするときは、生鮮食料品調達要請書（様式第4号）により、乙に対し要請するものとする。

- 4 甲は、緊急やむを得ないときは、第1項及び前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日生鮮食料品調達要請書を提出するものとする。

(台帳の記載内容の変更等)

第6条 乙は、台帳に記載されている内容に変更があった場合又は協力者から取消しの申し出があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、協力農地・取消し通知書（様式第5号）により速やかに、台帳の内容を修正又は取消しするものとする。

(原状回復)

第7条 甲は、協力農地が地区災害時待避所として使用された後、原状回復の措置を講ずるものとする。ただし、当該措置をとることが困難な場合は、甲乙協議のうえ措置方を決定することとする。

(損失補償)

第8条 甲は、地区災害時待避所として使用された協力農地に係る農産物の損失を補償するものとする。

- 2 前項の損失補償の額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(生鮮食料品の費用弁償)

第9条 甲は、生鮮食料品の費用を弁償するものとする。

- 2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議のうえ定めることとする。

- 3 乙は、生鮮食料品の供給後、前項の協議が終了次第速やかに書面により 甲に当該代金を請求する。

第10条 甲の要請に基づく生鮮食料品を輸送中に、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に1年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年8月1日

甲 国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 星 野 信 夫

乙 小金井市中町四丁目 16 番 24 号
東京むさし農業協同組合
代表理事組合長 渥 美 武 夫

覚 書

平成 14 年 8 月 1 日付、「災害時における農地の使用及び生鮮食料品の調達に関する協定書」第 2 条に係る協力農地について、本協定が締結する以前に本多・戸倉・高木町の各自治会長と乙の組合員とで締結された「災害時一時退避場所」を本協定第 5 条により要請したものとみなすこととしたので覚書を取り交わすこととする。

平成 14 年 8 月 1 日

甲 国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市長 星 野 信 夫

乙 小金井市中町四丁目 16 番 24 号

東京むさし農業協同組合
代表理事組合長 渥 美 武 夫

資料 3－38 災害時における物資の供給協力に関する協

定書（株式会社イトーヨーカ堂）

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、その他生活必需品等の必要な物資（以下「物資」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給について、甲が乙に協力を求める場合の手續及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資の提供及び引渡し
- (2) 前号の物資の輸送

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を要請するものとする。

- 2 甲は、災害時において、乙に対し物資の供給協力を要請しようとするときは、原則として物資供給協力要請書（様式第1号）により乙の武蔵小金井店の店長に品目、数量、引渡し日時、引渡し場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。
- 3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの物資の供給協力依頼に対し、特別な理由がない限り、乙の在庫量等供給できる範囲内で、乙の武蔵小金井店において甲に引渡すものとする。但し、甲による引取りが困難な場合は、輸送手段等につき甲乙間で協議するものとする。

- 2 甲は、乙から物資の引渡しを受けたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、乙が引渡した物資の費用及び輸送費用の一切を負担するものとする。

- 2 前項の費用の額については、災害発生直前の小売価格を基準として甲乙協議のう

え定めることとする。

3 乙は、物資の引渡しの完了後、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。

4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に当該費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第 6 条 甲は、第 4 条第 1 項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者 の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（協定の期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

（疑義等の決定）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 12 月 1 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

東京都国分寺市

代表者 市 長 星野 信夫

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社イトーヨーカ堂

代表者 代表取締役社長 亀 井 淳

資料 3－39 災害時における物資の供給協力に関する協 定書（生活協同組合コープ東京）

国分寺市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープとうきょう（以下「乙」という。）は、災害時における食料品、その他生活必需品等の必要な物資（以下「物資」という。）の供給協力について、東京都と東京都生活協同組合連合会における「災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定」も踏まえ、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の供給について、甲が乙に協力を求める場合の手続及び乙の協力等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の協力業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 物資の納入又は引渡し
- (2) 前号の物資の輸送

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において物資が必要であるときは、乙に対し物資の供給協力を要請するものとする。

- 2 甲は、災害時において、乙に対し物資の供給協力を要請しようとするときは、原則として物資供給協力要請書(様式第1号)により乙の総務部長にそれぞれ品目、数量、納入又は引渡し日時、納入又は引渡し場所その他必要な事項を明らかにして要請するものとする。
- 3 甲は、緊急やむを得ないときは、前項の要請を電話又は電信により行なうことができるものとする。この場合において、甲は、後日要請書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの物資の供給協力依頼に対し、特別な理由がない限り、乙の国分寺店および弁天通店における在庫量等供給できる範囲内で、甲の指定する場所へ物資を輸送し納入するものとする。但し、乙による輸送が困難な場合は、乙の国分寺店又は弁天通り店において甲に引渡すものとする。

- 2 甲は、乙から物資の納入又は引渡しを受けたときは、物資を確認のうえ、速やかに物資確認通知書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙の納入又は引渡した物資の費用を弁償するものとする。

- 2 前項の費用弁償の額については、災害発生直前の小売価格を基準として甲乙協議のうえ定めることとする。
- 3 乙は、物資の納入又は引渡しの完了後、前項の協議が終了次第、速やかに書面により甲に当該費用を請求する。
- 4 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して 30 日以内に当該費用を支払うものとする。但し、費用の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

(従事者の災害補償)

第6条 甲は、第4条第1項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することのできない理由により負傷又は死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年組合条例第 19 号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

ただし、当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 3 箇月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に文書をもって協定を延長しない旨の通知をしない場合には、更に 1 年間延長したものとし、以後この期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定する。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 20 年 8 月 19 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

東京都国分寺市
代 表 者 市 長 星 野 信 夫

乙 東京都中野区中央5丁目6番地2

生活協同組合コープとうきょう

代 表 者 理 事 長 上 原 正 博

資料 3－40 災害救助物資の緊急調達に関する協定書（株式会社サンドラッグ）

国分寺市(以下「甲」という。)と株式会社サンドラッグ(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国分寺市域において大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 9 条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。 ）に、被災者に対する災害救助物資の緊急調達に関し必要な事項を定める。

(協力の内容)

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う災害救助物資の緊急調達について、乙に要請することができるものとし、乙は可能な範囲で協力する。

(災害救助物資の品目)

第3条 災害救助物資の品目は、日用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、歯ブラシ等）及び医薬品（胃薬、風邪薬、消毒薬等）等とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

(支援の要請手続き)

- 第4条 第2条の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは、口頭、電話及び通信をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。
- 2 前項により、甲が乙から災害救助物資の提供を受ける場合にあっては、当該物資の運搬並びに必要な車両の手配は甲が行うものとする。
- 3 災害救助物資の受け取りにあたる甲の職員又は甲から委託を受けた者は、乙に対して身分を明らかにする証を提示するものとする。

(連絡責任者の選任)

- 第5条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を2名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(経費の負担及び支払)

- 第6条 災害救助物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。
- 2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。
- 3 甲は、前項で決定した費用について、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(協定書の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、原則として締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定を解約する場合は、解約の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面によって提出することにより解約することができるものとする。ただし、特段の意思表示がない場合は有効期間を1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成27年6月29日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 井澤 邦夫

乙 府中市若松町一丁目38番地の1
株式会社サンドラッグ
代表取締役社長 赤尾 主哉

資料３－４１ 災害時における物資供給に関する協

定書（株式会社マツモトキヨシ）

国分寺市（以下「甲」という。）と 株式会社マツモトキヨシ（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急用食糧品及び日用品等（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、国分寺市内において、地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う物資供給活動に対し、乙が協力して行う物資の供給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容及び要請）

第２条 国分寺市内において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を必要と認める場合は、甲は、乙に対してその保有する物資の供給を要請すること（以下「供給要請」という。）ができるものとする。

（協力の要請）

第３条 乙は、甲から供給要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（供給物資の範囲）

第４条 甲が乙に供給要請をすることのできる物資は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給の手続）

第５条 甲が乙に対して供給要請をするときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における物資供給要請書（第１号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日要請書を提出することができるものとする。

- （１）納入日時
- （２）納入場所
- （３）要請品目
- （４）要請数量
- （５）その他必要な事項

２ 乙は、甲から前項の規定により供給要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに必要な物資の供給措置（以下「供給措置」という。）を講ずるものとする。

３ 物資の受け渡し場所は、甲が定めるものとする。ただし、状況によっては、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

（連絡責任者の選任）

第６条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を２名以上選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(物資の価格)

第7条 甲の供給要請に基づき、乙が供給する物資の価格は、災害発生時直前における価格を基準として甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(経費の負担及び支払)

第8条 乙は、供給措置が終了したときは、速やかに災害時における物資供給報告書兼請求書(第2号様式)により甲に報告し、併せてその業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、内容を確認し、速やかに乙が供給した物資の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、供給措置により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定書の有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙からなんらの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(疑義等の解決)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

(甲) 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市長 井澤邦夫

(乙) 千葉県松戸市新松戸東9番地1
株式会社マツモトキヨシ
代表取締役社長 大田貴雄

資料 3－4 2 災害時における物資供給に関する協

定書（株式会社ココカラファインヘルスケア）

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社ココカラファインヘルスケア（以下「乙」という。）との間において、災害時における医薬品及び日用品等（以下「物資」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、国分寺市内において、地震、風水害その他の災害（以下これらを「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う物資供給活動に対し、乙が協力して行う物資の供給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容及び要請）

第 2 条 国分寺市内において、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を必要と認める場合は、甲は、乙に対してその保有する物資の供給を要請すること（以下「供給要請」という。）ができるものとする。

（協力の要請）

第 3 条 乙は、甲から供給要請を受けたときは、可能な範囲で協力を行うものとする。

（供給物資の範囲）

第 4 条 甲が乙に供給要請をすることのできる物資は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（供給の手続）

第 5 条 甲が乙に対して供給要請をするときは、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した災害時における物資供給要請書（第 1 号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請し、後日要請書を提出することができるものとする。

- （1）納入日時
- （2）納入場所
- （3）要請品目
- （4）要請数量
- （5）その他必要な事項

2 乙は、甲から前項の規定により供給要請を受けたときは、可能な範囲で、直ちに必要な物資の供給措置（以下「供給措置」という。）を講ずるよう努めるものとする。

3 第 1 項第 2 号に定める物資の納入場所は、原則として国分寺市内の乙の店舗とし、納入場所からの運搬は、原則として甲が甲の負担で行う。ただし、状況によっては、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

4 物資の乙から甲への受け渡しにより、物資の所有権は乙から甲に移転し、受け渡し後に生じた物資の滅失、毀損、破損、変質、その他一切の損害は、すべて甲の負担とする。

（連絡責任者の選任）

第 6 条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を 2 名以上選任し、その連絡方法等

を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

(物資の価格)

第7条 甲の供給要請に基づき、乙が供給する物資の価格は、災害発生時直前における価格を基準として甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(経費の負担及び支払)

第8条 乙は、供給措置が終了したときは、速やかに災害時における物資供給報告書兼請求書(第2号様式)により甲に報告し、併せてその業務に要した費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求に基づき、内容を確認し、速やかに乙が供給した物資の代金を支払うものとする。

(損害補償)

第9条 甲は、供給措置により業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和63年東京市町村総合事務組合条例第19号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

(協定書の有効期間等)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の3箇月前までに、甲又は乙からなんらの申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

2 甲または乙は、相手方への3箇月前までの書面通知により、この協定を解約できる。

(疑義等の解決)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 2年 4月 1日

(甲) 国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市長 井 澤 邦 夫

(乙) 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番地6 株式会社ココカ

ラファインヘルスケア

代表取締役社長 塚 本 厚 志

資料３－４３ 災害時における福祉用具等物資の供給等に関する協 定書（一般社団法人日本福祉用具供給協会）

国分寺市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉用具等物の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、国分寺市内において災害対策基本法（昭和 36 年第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（福祉用具等物資供給の協力要請及び協力の実施）

第３条 甲は、災害時において福祉用具等物資を必要とするとき、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署と連絡調整を行うものとする。

２ 甲は、前項に基づく要請をするときは、福祉用具等物資要請書（第 1 号様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは他の方法で要請を行い、事後要請書を提出するものとする。

３ 乙は、前項の規定により甲から申請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

４ 甲が、乙に供給を要請する福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、あらかじめ別表に定めておくものとする。

５ 乙は、甲の要請があったときは、前項により定められた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等物資の運搬及び運搬車両の通行）

第４条 福祉用具等物資の運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。

２ 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙又は乙の指定する者の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の運搬手段の確保が困難な場合は、可能な限り協力するものとする。

（福祉用具等物資の引渡し）

第５条 福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第6条 乙は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員を甲の避難所等に派遣し、地の状況や災害時の要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合確認を行うものとする。

(配慮事項)

第7条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難指示その他立入制限が出ている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

また、物資を避難所へ搬入するにあたり感染症対策の観点から、乙は一般的な対策(マスクの着用、消毒液の使用等)を講じるものとするが、甲は避難所を管理する立場から避難所全体の感染症対策に配慮するものとし、乙に対しても必要に応じて適切な指示を行うものとする。

(費用負担)

第8条 乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の規定に基づき、乙から支払請求書を受領したときは、受領した日から30日以内に支払うものとする。やむを得ず期限内に支払うことが困難な場合には、甲乙協議の上、変更できるものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定に基づく協力の実施にあたり損害(物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等)が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(情報連絡体制)

第10条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を連絡責任者名簿(第2号様式)にて報告するものとする。

(平常時における防災活動への協力)

第11条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し、協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他、甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項を又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各1通を保

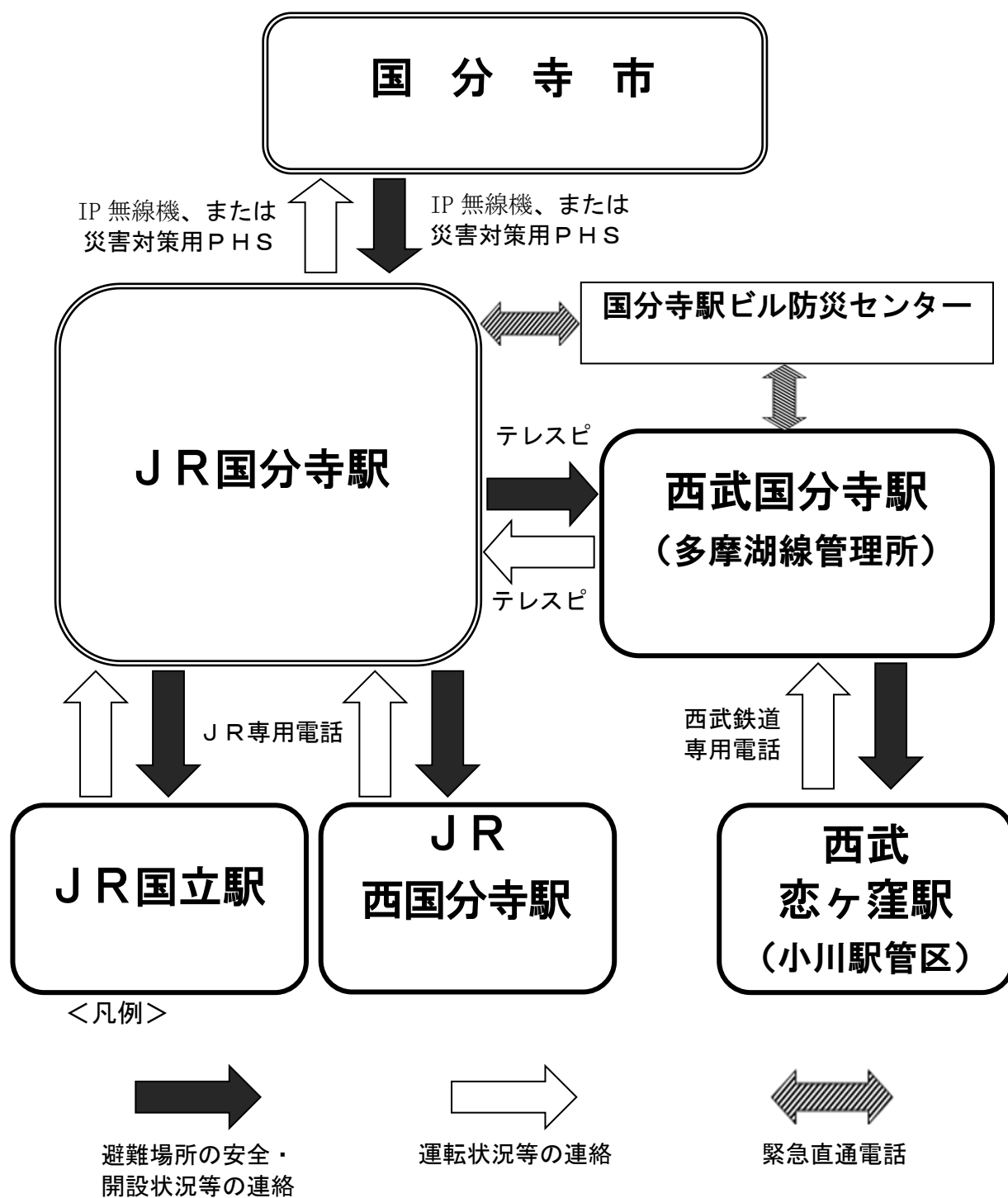
有する。

令和6年12月23日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 井澤邦夫

乙 東京都港区浜松町二丁目7番地15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木孝二

資料３－４４ 地震災害時における帰宅困難者対応等緊急連絡体制



資料３－４５ 地震災害時における帰宅困難者対応に関する

覚書（ＪＲ国分寺駅・西国分寺駅）

国分寺市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社八王子支社国分寺駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第２条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第３条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

- 第４条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。
- (1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する緊急避難場所に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する緊急避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。また、乙は上記の措置を取るとともに駅構内の安全確認を行うこととする。
 - (2) 前号の安全確認の結果、駅を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。また、駅で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する帰宅困難者対応施設の準備が整い次第、当該施設へ案内することができる。
- ２ 甲が指定する緊急避難場所、または甲が開設する帰宅困難者対応施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（トイレ・公衆電話の提供）

第５条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆

電話を使用できるように努めるものとする。

(情報共有)

- 第6条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。
- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生の連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する緊急避難場所及び帰宅困難者対応施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて随時相互に連絡するものとする。

(平常時からの備え)

- 第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、甲の指定する緊急避難場所及び帰宅困難者対応施設に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

- 第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

- 第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

(有効期間)

- 第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 24 年 4 月 24 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
市長 星野 信夫

乙 東京都国分寺市本町二丁目 1 番 23 号
東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社 国分寺駅
駅長 小池 茂幸

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

国分寺市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社八王子支社西国分寺駅（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 本覚書において「地震災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

（安全の確保）

第3条 甲及び乙は人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

（避難誘導）

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は地震災害時に必要と乙が認めるときは、甲があらかじめ指定する緊急避難場所に帰宅困難者を案内することができる。乙は甲が指定する緊急避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 乙は、甲の開設する帰宅困難者対応施設の準備が整い次第、当該施設へ案内することができる。

2 甲が指定する緊急避難場所、または甲が開設する帰宅困難者対応施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供することとする。

（トイレ・公衆電話の提供）

第5条 乙は安全を確保したうえで、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

（情報共有）

第6条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

る。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する緊急避難場所及び帰宅困難者対応施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が解消されるまで、必要に応じて随時相互に連絡するものとする。

(平常時からの備え)

第7条 甲及び乙は地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、甲の指定する緊急避難場所及び帰宅困難者対応施設に変更があった場合は、乙に通知をすることとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3ヶ月前までに相手方に予告通知をしたうえで、甲乙協議のうえ解除するものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 4月24日

- 甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市
市長 星野 信夫
- 乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪二丁目
東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社 西国分寺駅
駅長 長屋 俊一

資料３－４６ 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する 協定書（株式会社サン・エクスプレス）

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社サン・エクスプレス（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第２条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

２ 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第１号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- （１）災害の状況
- （２）災害時廃棄物の内容及び状況等
- （３）災害時廃棄物の収集場所
- （４）災害時廃棄物の運搬場所
- （５）その他必要事項

３ 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第３条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

２ 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

３ 乙は、災害時廃棄物収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- （１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （２）災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

４ 乙は、災害時廃棄物収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第２号）により甲に報告する。

（費用負担）

第４条 第２条第３項の規定による乙の災害時廃棄物収集等については、甲が経費を負担するものとする。

２ 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集等に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上で決定する。

（請求及び支払い）

第５条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、

経費明細書等を添えて甲に請求する。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求があった日から起算して 30 日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期についてはこの限りでない。

(協定の有効期間)

- 第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間終了の日の 2 箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

- 第 7 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管するものとする。

令和 3 年 10 月 15 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市並木町三丁目 7 番地 2

株式会社サン・エクスプレス

代表取締役 遠 藤 隆 之

資料３－４７ 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する 協定書（環衛サービス株式会社国分寺支店）

国分寺市（以下「甲」という。）と環衛サービス株式会社国分寺支店（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第２条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

２ 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第１号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- （１）災害の状況
- （２）災害時廃棄物の内容及び状況等
- （３）災害時廃棄物の収集場所
- （４）災害時廃棄物の運搬場所
- （５）その他必要事項

３ 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第３条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

２ 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

３ 乙は、災害時廃棄物収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- （１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （２）災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

４ 乙は、災害時廃棄物収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第２号）により甲に報告する。

（費用負担）

第４条 第２条第３項の規定による乙の災害時廃棄物収集等については、甲が経費を負担するものとする。

２ 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集等に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上で決定する。

（請求及び支払い）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求があった日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期についてはこの限りでない。
(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の2箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。
(協議)

第7条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年10月15日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井澤 邦夫

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪二丁目16番地7

環衛サービス株式会社国分寺支店

取締役国分寺支店長 津本 光一

資料３－４８ 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する 協定書（松浦商事株式会社）

国分寺市（以下「甲」という。）と松浦商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第２条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

２ 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第１号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- （１）災害の状況
- （２）災害時廃棄物の内容及び状況等
- （３）災害時廃棄物の収集場所
- （４）災害時廃棄物の運搬場所
- （５）その他必要事項

３ 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第３条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

２ 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

３ 乙は、災害時廃棄物収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- （１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （２）災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

４ 乙は、災害時廃棄物収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第２号）により甲に報告する。

（費用負担）

第４条 第２条第３項の規定による乙の災害時廃棄物収集等については、甲が経費を負担するものとする。

２ 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集等に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上で決定する。

（請求及び支払い）

第５条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、

経費明細書等を添えて甲に請求する。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求があった日から起算して 30 日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期についてはこの限りでない。

(協定の有効期間)

- 第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間終了の日の 2 箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

- 第 7 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管するものとする。

令和 3 年 10 月 15 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都立川市幸町 3 丁目 16 番地の 1

松浦商事株式会社

代表取締役 松 浦 孝 治

資料３－４９ 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する 協定書（株式会社大東建興国分寺支店）

国分寺市（以下「甲」という。）と株式会社大東建興国分寺支店（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ（以下「災害時廃棄物」という。）の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第２条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、災害時廃棄物の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼するものとする。

２ 甲は、乙に対し災害時廃棄物収集等の協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第１号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- （１）災害の状況
- （２）災害時廃棄物の内容及び状況等
- （３）災害時廃棄物の収集場所
- （４）災害時廃棄物の運搬場所
- （５）その他必要事項

３ 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時廃棄物収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第３条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

２ 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

３ 乙は、災害時廃棄物収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

- （１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （２）災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

４ 乙は、災害時廃棄物収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第２号）により甲に報告する。

（費用負担）

第４条 第２条第３項の規定による乙の災害時廃棄物収集等については、甲が経費を負担するものとする。

２ 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ等の収集等に係る適正価格を基準とし甲乙協議の上で決定する。

（請求及び支払い）

第５条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物収集等に要した費用が確定したときは、

経費明細書等を添えて甲に請求する。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求があった日から起算して 30 日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期についてはこの限りでない。

(協定の有効期間)

- 第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間終了の日の 2 箇月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

(協議)

- 第 7 条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管するものとする。

令和 3 年 10 月 15 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市本町二丁目 23 番 6 - 410 号

株式会社大東建興国分寺支店

支店長 小 原 博

資料３－５０ 災害時における廃棄物及びし尿の収集並びに運搬に関する協定書

国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺環境事業協会（以下「乙」という。）との間において、災害時における一般家庭より排出される生活ごみ、災害ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみ及びし尿（以下「災害時廃棄物」という。）の収集並びに運搬（以下「収集等」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な被害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第２条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、応急対策として災害時廃棄物の収集等が必要になった時は、乙に対し協力を依頼するものとする。

２ 甲は、乙に対し協力を依頼する場合は、災害時廃棄物収集等協力依頼書（様式第１号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は口頭で行い、後日災害時廃棄物収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- （１）災害の状況
- （２）災害時廃棄物の内容及び状況等
- （３）災害時廃棄物の収集場所
- （４）災害時廃棄物の運搬先の場所
- （５）災害時廃棄物収集等の実施内容
- （６）災害時廃棄物収集等の期間
- （７）その他必要事項

３ 乙は、前項の規定により甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を乙に加盟する会社が調達し、可能な限り災害時廃棄物の収集等を実施するものとする。

４ 前項の規定による災害時廃棄物の収集等の業務については、甲が委託するごみ及び資源物等収集運搬業務委託契約により行う業務とは、別の業務とする。

（業務の実施）

第３条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、甲の依頼内容及び災害時廃棄物の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に派遣されている甲の職員の指示に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、災害時廃棄物の収集等を行うこととする。

２ 乙は、仮置場にある災害時廃棄物を、最終処分先等の甲が別に指示する場所へ運搬又は搬入することについて甲からの依頼を受けたときは、可能な限り対応する

ものとする。

3 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

4 乙は、災害時廃棄物の収集等の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

(1) 災害復旧作業の環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害時廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。

(3) 周囲の生活環境に十分配慮すること。

5 乙は、災害時廃棄物の収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時廃棄物収集等実施状況報告書（様式第2号）により甲に報告する。

（費用の負担）

第4条 第2条第3項の規定による乙の災害時廃棄物の収集等については、甲が経費を負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生直前におけるごみ及びし尿の収集等に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上、これを決定する。

（請求及び支払い）

第5条 乙は、前条の規定により、災害時廃棄物の収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添付し甲に請求する。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が行った業務に従事した乙に属する者が、当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合は、甲は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例により、その損害を補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間終了の日の2箇月前までに甲又は乙より書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

（協議）

第8条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

令和7年 3月 28日

甲 東京都国分寺市泉町二丁目2番18号
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市本町二丁目23番6-410号
(株式会社大東建興国分寺支店内)
国分寺環境事業協会
会 長 堀 敏 明

資料３－５１ 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書（東京都下水道局流域下水道本部）

国分寺市（以下「甲」という。）と東京都下水道局流域下水道本部（以下「乙」という。）とは、「東京都地域防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に避難所等から発生するし尿の北多摩二号水再生センターへの搬入及び受入れに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条 本覚書は、甲が災害時に避難所等から発生するし尿を乙が所管する北多摩二号水再生センターへ搬入及び受け入れにあたり必要な事項を定めることにより、避難所等の衛生環境を確保することを目的とする。

（事前対応）

第２条 甲は、毎年度当初、避難所等の一覧表を乙に提出し、その内容に変更が生じた場合は、速やかに乙に通知する。

２ 乙は、前項の一覧表に基づき、甲にし尿を搬入する北多摩二号水再生センターの受入箇所を提示し、その内容に変更が生じた場合は速やかに甲に通知する。

３ 甲及び乙は、災害時に発生するし尿の北多摩二号水再生センターへの搬入・受け入れに関する連絡先及び担当者をあらかじめ乙及び甲に提出し、その内容に変更が生じた場合は速やかに通知する。

（役割分担）

第３条 甲は、北多摩二号水再生センターへし尿を搬入する場合は、事前に乙に連絡するものとする。ただし、事前に連絡が困難な場合は、事後速やかに連絡するものとする。

２ 甲は、災害時に避難所等で発生するし尿を収集し、乙が所管する北多摩二号水再生センターに搬入する。

３ 乙は、甲に指定した清瀬水再生センターが被災等によりし尿の受け入れができない場合は、甲に通知するとともに新たに受け入れる水再生センターを指定し連絡するものとする。

（その他）

第４条 本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

（有効期限）

第５条 この覚書の有効期限は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲乙いずれからもこの覚書の改定について、期間満了の 1 か月前までに書面による申し出がないときは、さらに 1 年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

上記覚書の締結の証として本覚書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、おのこの 1 通を保有する。

平成 23 年 11 月 14 日

甲 国分寺市長 星野 信夫
乙 東京都下水道局流域下水道本部
本部長 松浦 將行

資料３－５２ 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書（高杉商事株式会社）

国分寺市（以下「甲」という。）と高杉商事株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり災害時におけるし尿の収集運搬（以下「収集等」という。）に関し協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により国分寺市内で大規模な災害が発生した場合に、国分寺市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策に対する乙の協力について、必要事項を定めるものとする。

（協力）

第２条 甲は、国分寺市内に災害が発生し、避難所等に設置された仮設トイレ等のし尿の収集等が必要になったときは、乙に対し災害時し尿収集等の協力依頼をするものとする。

２ 甲は、乙に対し災害時し尿収集等の協力を依頼する場合は、災害時し尿収集等協力依頼書（様式第１号）により乙に対して、次の事項を明らかにして協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害時し尿収集等協力依頼書をもって処理するものとする。

- （１）災害の状況
- （２）災害時し尿の状況等
- （３）災害時し尿の収集場所
- （４）災害時し尿の運搬場所
- （５）その他必要事項

３ 乙は、前項の規定による甲からの依頼を受けたときは、必要な人員、車両等を調達し、可能な限り災害時し尿収集等を実施するものとする。

（業務の実施）

第３条 乙は、前条の規定による甲の依頼に協力する場合は、し尿の収集等を依頼された場所（以下「指定場所」という。）に甲の職員が派遣されているときは甲の依頼内容及び甲の職員の指示に従い、指定場所に甲の職員が派遣されていないときは甲の依頼内容に従い、し尿の収集等を行うこととする。

２ 甲は、乙の業務が円滑に行われるように必要な措置を講ずることとする。

３ 乙は、業務の実施にあたり、周囲の生活環境に十分配慮することとする。

４ 乙は、災害時し尿収集等が終了したときは、速やかにその実施状況について災害時し尿収集等実施状況報告書（様式第２号）により甲に報告する。

（費用負担）

第４条 第２条第３項の規定による乙の災害時し尿収集等については、甲が経費を負担するものとする。

２ 前項の経費は、災害発生直前におけるし尿等の収集等に係る適正価格を基準とし、甲乙協議の上で決定する。

（請求及び支払）

第５条 乙は、前条の規定により、災害時し尿収集等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求する。

２ 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認の上、請求

のあった日から起算して 30 日以内に費用を支払う。ただし、費用の支払いに予算上の措置等を必要とする場合は、費用の支払い時期については、この限りではない。
(協定の有効期間)

第 6 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間満了の日の 2 箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以降、この例によるものとする。
(協議)

第 7 条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保管するものとする。

令和 3 年 10 月 15 日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都小平市上水本町四丁目 8 番 12 号

高杉商事株式会社

代表取締役 高 杉 憲 由

資料３－５３ 災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書（国分寺市管工事組合）

災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧（以下「応急復旧等」という。）に関し、国分寺市（以下「甲」という。）と国分寺市管工事組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時において市民の生活用水と下水の流下を確保するため、指定工事店の積極的な協力を得ることにより、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的として、応急復旧等について甲が乙に協力を求める場合の手續及び乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、応急復旧等の協力を要請するものとする。

（協力）

第３条 乙は前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り甲に協力をしなければならない。

（経費の負担）

第４条 乙が応急復旧等に要した経費は、甲が負担するものとする。

（請求）

第５条 乙は、業務完了後、甲の認定を受け、甲に請求するものとする。

（支払）

第６条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその経費を支払わなければならない。

（損害賠償）

第７条 甲の請求に基づき、乙が実施した応急措置業務に係る従事者の損害賠償については、「東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和 63 年 4 月 1 日組合条例第 19 号）」に定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該業務従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故について、これらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（細目）

第８条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第9条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(期間)

第10条 この協定の期限は平成20年4月1日から平成21年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙がそれぞれの相手に意思表示がないときは、1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成20年4月1日

甲 東京都国分寺市戸倉1-6-1
東京都国分寺市
代表者 国分寺市長 星 野 信 夫 ⑩

乙 東京都国分寺市西恋ヶ窪2-5-25
国分寺市管工事組合
代表者 組合長 高 野 好 ⑩

災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する実施細目

国分寺市を「甲」、国分寺市管工事組合を「乙」とし、甲乙間において締結した「災害時における応急給水及び上・下水道の応急復旧に関する協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に実施を要請する業務は、応急給水及び上・下水道の応急復旧作業を実施するために必要な労力、資材、車両及び機械器具の提供とする。

（出動の要請）

第2条 協定書第2条の規定に基づく乙に対する要請は、別紙要請書により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により出動を要請し、後日文書をもって処理するものとする。

（業務の指示）

第3条 乙は甲の指示に従い、業務にあたるものとする。乙の担当は、別表のとおりとする。災害の規模によっては、甲が別に指示することができる。

（経費の算定）

第4条 協定書第4条の規定による経費は、国土交通省都市局、東京都建設局及び水道局の単価表及び代価表に基づき算出するものとする。

（経費の請求及び支払）

第5条 協定書第5条の規定により乙の指定工事店が経費を請求するときは、乙が指定工事店の請求書を取りまとめ、甲に請求するものとする。

2 前項の規定により経費を請求するときは、国分寺市会計事務規則に基づく所定の用紙を使用するものとする。

平成20年4月1日

甲	東京都国分寺市戸倉1-6-1	
	東京都国分寺市	
	代表者 国分寺市長 星 野 信 夫	⑨
乙	東京都国分寺市西恋ヶ窪2-5-25	
	国分寺市管工事組合	
	代表者 組合長 高 野 好	⑨

資料 3－5 4 多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する 協定（東京都下水道局、29市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、 下水道メンテナンス協同組合）

東京都下水道局（以下「甲」という。）、八王子市（以下「乙 1」という。）、立川市（以下「乙 2」という。）、武蔵野市（以下「乙 3」という。）、三鷹市（以下「乙 4」という。）、青梅市（以下「乙 5」という。）、昭島市（以下「乙 6」という。）、調布市（以下「乙 7」という。）、町田市（以下「乙 8」という。）、小金井市（以下「乙 9」という。）、小平市（以下「乙 10」という。）、日野市（以下「乙 11」という。）、東村山市（以下「乙 12」という。）、国分寺市（以下「乙 13」という。）、国立市（以下「乙 14」という。）、福生市（以下「乙 15」という。）、狛江市（以下「乙 16」という。）、東大和市（以下「乙 17」という。）、清瀬市（以下「乙 18」という。）、東久留米市（以下「乙 19」という。）、武蔵村山市（以下「乙 20」という。）、多摩市（以下「乙 21」という。）、稲城市（以下「乙 22」という。）、羽村市（以下「乙 23」という。）、あきる野市（以下「乙 24」という。）、西東京市（以下「乙 25」という。）、瑞穂町（以下「乙 26」という。）、日の出町（以下「乙 27」という。）、檜原村（以下「乙 28」という。）、奥多摩町（以下「乙 29」という。）、府中市（以下「乙 30」という。）（以下「乙 1」から「乙 30」までを総称して「乙」という。）、公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）及び下水道メンテナンス協同組合（以下「丁」という。）は、地震等の災害により乙の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援に関して、以下のとおり、協定を締結する。

なお、この協定の締結をもって、平成 29 年 3 月 31 日付けで甲、乙 1 から乙 29 まで、丙及び丁で締結した「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」は廃止する。

（目的）

第 1 条 この協定は、丙及び丁の乙に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害により被災した乙の管理する下水道管路施設の機能の早期回復を行うことを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 に規定する災害時維持修繕協定であるとともに、「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下「多摩ルール」という。）を補完するものである。

（対象）

第 2 条 この協定の対象となる下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）は、乙が管理する公共下水道管路施設とし、下水道管きょ（圧送管を含む。）、人孔（マンホールポンプを含む。）、公設ます及び取付管とする。

（支援要請）

第 3 条 乙は、丙及び丁に対し、災害により被災した協定下水道施設の復旧業務（以下「業務」という。）に対する支援を要請することができる。

2 丙及び丁は、乙の要請があったときは、特別な理由がない限り、乙に協力する。

（業務の内容）

第 4 条 乙が丙に支援を要請する業務は、協定下水道施設における乙が行う業務の支援とし、多摩ルールにおける応援自治体の業務と同等とする。

2 乙が丁に支援を要請する業務は、協定下水道施設の巡視、点検、調査、清掃及び修繕とする。

3 その他、甲、乙、丙及び丁間で協議し必要とされる業務

(支援要請の方法)

第5条 乙は、丙及び丁に対し支援要請を行うに当たり、甲に対し、丙及び丁への支援要請を依頼する。

2 甲は、丙及び丁に対し支援活動体制の報告依頼を行い、丙及び丁は支援活動の可否を検討し、支援活動体制を速やかに甲に報告する。

3 甲は、丙及び丁の支援可能な支援人員等及び乙の被災状況等を勘案し、丙及び丁への支援要請に対する支援活動体制の調整結果を乙、丙及び丁に対して連絡する。

4 乙は、前項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡を受け、その範囲内で丙及び丁に対して支援要請を行う。

なお、小規模な被害で緊急を要する場合等においては、乙は丁に対し直接支援要請を依頼することができる。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

5 要請は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しい場合は、電子メールの送信、ファクシミリ装置を用いた送信、電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

6 本条の支援要請に関する窓口は、別に定める連絡窓口表による。

(支援体制)

第6条 丁は、乙の要請する業務を行うために、必要な人員、資器材等を確保し、可能な支援体制を整備しなければならない。

(報告)

第7条 丁は、あらかじめ前条の規定による支援体制の内容（支援協力の組合員名簿、提供可能な車両等の資器材及び人員）について毎年4月1日現在の体制を甲及び乙に報告するものとする。

2 丁は、前項の規定による支援体制に著しい変化があった場合又は甲及び乙の要求があった場合は、出動体制を速やかに甲及び乙に報告するものとする。

3 丙及び丁は、乙の要請により業務が終了した場合は、速やかに甲及び乙に対し書面をもって報告を行うものとする。

(業務の指揮)

第8条 業務の指揮は、協定下水道施設の管理者が別途定める者（以下「指揮者」という。）が行うものとし、丙及び丁はその指揮に従うものとする。

(丙の業務の実施)

第9条 丙は、第4条の規定による支援に当たっては、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、甲とも緊密に連絡を取りながら、円滑に、かつ、臨機応変に業務を実施する。

(丁の業務の実施)

第10条 丁は、第4条の規定による支援に当たっては、甲が調整した支援活動体制に基づき、丁の組合員を業務の遂行に必要な区域に出動させ、業務を実施させるものとする。ただし、特別な理由により出動できない場合にはこの限りでない。

2 丁の組合員は、前項の規定による丁の指示があったときは、業務の遂行に必要な区域へ出動し、第8条に規定する指揮者の指揮のもと、業務を実施するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第11条 この協定に基づき丙及び丁が業務に要した費用は、乙がそれぞれの協定下水道施設の管理区分における業務に要した費用に応じて負担する。

2 前項の規定に基づき、乙が負担する費用は、丙及び丁の請求により、乙1から乙30までが個別に支払うものとする。

3 乙は、丙及び丁からの請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支

払うものとする。

(業務に必要な情報の扱い)

第12条 乙は、支援要請を行うに当たり、丙及び丁から要請があった場合は、被災情報及び現地情報を可能な限り提供するとともに下水道台帳等を提供する。

なお、乙が被災等の理由により、下水道台帳等を提供できない場合は、乙の要請により甲が提供することができる。

2 丙及び丁は、この協定に基づく業務により知り得た個人情報をこの協定に定めた業務の目的以外に使用又は第三者に提供してはならない。

(損害の処理)

第13条 業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はその使用機材等に損害が生じたときは、丙及び丁は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び当該乙に報告し、その措置については甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(丁の組合員の災害補償)

第14条 丁の組合員が業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときの災害補償については、その都度、甲、当該乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙、丙又は丁から申し出のない場合は、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協定に違反した場合の措置)

第16条 甲、乙、丙又は丁がこの協定の定めに従った場合においては、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁は、協議の上、この協定を廃止することができる。

(その他)

第17条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙1から乙30まで、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年10月29日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都公営企業管理者 下水道局長 小山 哲司

乙1 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市長 石森 孝志

乙2 東京都立川市泉町1156番地の9
立川市長 清水 庄平

乙3 東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号
武蔵野市長 松下 玲子

- 乙 4 東京都三鷹市野崎一丁目 1 番 1 号
三鷹市長 清原 慶子
- 乙 5 東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地の 1
青梅市長 浜中 啓一
- 乙 6 東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
昭島市長 臼井 伸介
- 乙 7 東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1
調布市長 長友 貴樹
- 乙 8 東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号
町田市長 石阪 丈一
- 乙 9 東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号
小金井市長 西岡 真一郎
- 乙 10 東京都小平市小川町二丁目 1333 番地
小平市長 小林 正則
- 乙 11 東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1
日野市長 大坪 冬彦
- 乙 12 東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3
東村山市長 渡部 尚
- 乙 13 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1
国分寺市長 井澤 邦夫
- 乙 14 東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1
国立市長 永見 理夫
- 乙 15 東京都福生市本町 5 番地
福生市長 加藤 育男
- 乙 16 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号
狛江市長 松原 俊雄
- 乙 17 東京都東大和市中央三丁目 930 番地
東大和市長 尾崎 保夫
- 乙 18 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地
清瀬市長 渋谷 金太郎

乙 19	東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号 東久留米市長	並木 克巳
乙 20	東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 武蔵村山市長	藤野 勝
乙 21	東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1 多摩市下水道事業管理者	中村 元幸
乙 22	東京都稲城市東長沼 2111 番地 稲城市長	高橋 勝浩
乙 23	東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1 羽村市長	並木 心
乙 24	東京都あきる野市二宮 350 番地 あきる野市長	澤井 敏和
乙 25	東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号 西東京市長	丸山 浩一
乙 26	東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地 瑞穂町長	杉浦 裕之
乙 27	東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地 日の出町長	橋本 聖二
乙 28	東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号 檜原村長	坂本 義次
乙 29	東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6 奥多摩町長	河村 文夫
乙 30	東京都府中市宮西町二丁目 24 番地 府中市長	高野 律雄
丙	東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号 公益財団法人 東京都都市づくり公社 理事長	大原 正行
丁	東京都千代田区大手町二丁目 6 番 2 号 下水道メンテナンス協同組合 理事長	小川 健一

資料３－５５ 多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力 に関する協定（東京都下水道局、29市町村、公益財団法人東京都都市づ くり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部）

東京都下水道局（以下「甲」という。）及び多摩地域市町村（乙１から乙３０まで。以下「乙」という。）と公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「丙」という。）、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部（以下「丁」という。）は、乙が管理する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が災害により被災した場合（以下単に「災害時」という。）における丙及び丁の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、多摩地域における災害時の下水道施設の被害拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を図るため、乙に対する丙及び丁の技術支援協力に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第２条第１号に規定するものであり、地震、豪雨、洪水その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- 二 災害査定公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第２条第２項に規定する災害復旧事業の実施にあたり、国庫負担の決定に係る国の査定をいう。

（対象）

第３条 この協定の対象となる下水道施設は、乙が管理する公共下水道施設であり、管路施設（マンホールポンプを含む）、ポンプ場及び処理場とする。

（技術支援協力の範囲）

第４条 丙の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、関係機関協議及び甲、丁との調整など乙が要請するもののうち、丙が対応可能な範囲とする。

２ 丁の技術支援協力として実施する業務は、乙が行う災害査定に係る業務の支援とし、資料の作成など乙が要請するもののうち、丁を構成する会員が対応可能な範囲とする。

（支援要請）

第５条 乙が丙及び丁に対して支援要請をしようとするときは、甲が、乙の支援要請をとりまとめた上で、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。

２ 丙は、前項の要請があった場合には、支援活動の可否を検討し、速やかに支援活動体制を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

３ 丁は、第１項の要請があった場合には、速やかに丁を構成する会員の中から、支援

可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲を通じて乙宛に通知する。

- 4 乙は、丁から前項の通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を状況に応じ甲と連携して選定し、その結果を甲に書面により通知する。
- 5 乙は、第2項の規定による甲からの支援活動体制の調整結果の連絡及び前項の選定結果に基づき、丙及び業務実施者に対して書面により支援要請を行う。
- 6 乙は、前項の業務実施者に対する要請を行った場合には、甲に書面により通知する。甲は、これを丙及び丁に連絡する。

（委託契約の締結）

- 第6条 乙は個別に、丙及び業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。
- 2 前項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、乙と丙及び業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

- 第7条 丙及び業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報告）

- 第8条 丙及び業務実施者は、支援業務が終了したときは、速やかに乙へ書面により報告する。
- 2 乙は、前項の報告があったときは、速やかに甲へ書面により報告する。

（費用負担）

- 第9条 支援業務に係る費用は、支援を受ける乙の各々の負担とし、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 丙及び業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求するものとする。乙は、丙及び業務実施者の請求に応じて、費用を支払う。

（労災及び損害補償など）

- 第10条 支援業務実施中に労務災害が発生した場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。
- 2 支援業務実施中に、乙、丙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は丙及び業務実施者に損害が生じた場合の対応は、業務委託契約書の定めによるものとする。この場合において、乙はその状況を甲に報告するものとする。
 - 3 業務実施者が行った支援業務において、委託契約の内容に適合しない箇所がある場合、業務委託契約書の定めによるものとする。

（連絡体制）

- 第11条 甲、乙、丙及び丁の連絡窓口は、次のとおりとする。
- （1）甲東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課
 - （2）乙多摩地域30市町村の下水道事業担当部署
 - （3）丙公益財団法人東京都都市づくり公社下水道部
 - （4）丁公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部

2 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲に連絡する。甲は変更後の連絡先を、乙、丙及び丁に伝えることとする。

(情報の保護)

第12条 この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、業務委託契約書の定めによるものとする。

(合同訓練)

第13条 甲、乙、丙及び丁は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行うものとする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙、丙及び丁の協議により定める。

(協定の有効期間)

第14条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和3年3月31日までとする。

2 甲、乙、丙及び丁から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙、丙及び丁は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができるものとする。

(補則)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別途定める。

2 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁による協議の上定める。

本協定の締結を証するため、本書33通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年	月	日	
甲	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号		
	東京都公営企業管理者	下水道局長	和賀井克夫
乙1	東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号		
	八王子市長		石森孝志
乙2	東京都立川市泉町1156番地の9		
	立川市長		清水庄平
乙3	東京都武蔵野市緑町二丁目2番28号		
	武蔵野市長		松下玲子
乙4	東京都三鷹市野崎一丁目1番1号		
	三鷹市長		河村孝
乙5	東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1		

	青梅市長	浜中啓一
乙 6	東京都府中市宮西町二丁目 24 番地 府中市長	高野律雄
乙 7	東京都昭島市田中町一丁目 17 番 1 号 昭島市長	臼井伸介
乙 8	東京都調布市小島町二丁目 35 番地 1 調布市長	長友貴樹
乙 9	東京都町田市森野二丁目 2 番 22 号 町田市長	石阪丈一
乙 10	東京都小金井市本町六丁目 6 番 3 号 小金井市長	西岡真一郎
乙 11	東京都小平市小川町二丁目 1333 番地 小平市長	小林正則
乙 12	東京都日野市神明一丁目 12 番地の 1 日野市長	大坪冬彦
乙 13	東京都東村山市本町一丁目 2 番地 3 東村山市長	渡部尚
乙 14	東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1 国分寺市長	井澤邦夫
乙 15	東京都国立市富士見台二丁目 47 番地の 1 国立市長	永見理夫
乙 16	東京都福生市本町 5 番地 福生市長	加藤育男
乙 17	東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号 狛江市長	松原俊雄
乙 18	東京都東大和市中央三丁目 930 番地 東大和市長	尾崎保夫
乙 19	東京都清瀬市中里五丁目 842 番地 清瀬市長	渋谷金太郎
乙 20	東京都東久留米市本町三丁目 3 番 1 号 東久留米市長	並木克巳

- 乙 21 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
武蔵村山市長職務代理者
武蔵村山市総務部長 石川浩喜
- 乙 22 東京都多摩市関戸六丁目 12 番地 1
多摩市下水道事業管理者 森田佳宏
- 乙 23 東京都稲城市東長沼 2111 番地
稲城市長 高橋勝浩
- 乙 24 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 1
羽村市長 並木心
- 乙 25 東京都あきる野市二宮 350 番地
あきる野市長 村木英幸
- 乙 26 東京都西東京市南町五丁目 6 番 13 号
西東京市長 池澤隆史
- 乙 27 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地
瑞穂町長 杉浦裕之
- 乙 28 東京都西多摩郡日の出町大字平井 2780 番地
日の出町長職務代理者
日の出町副町長 木崎 孝二
- 乙 29 東京都西多摩郡檜原村 467 番地 1 号
檜原村長 坂本義次
- 乙 30 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6
奥多摩町長 師岡伸公
- 丙 東京都八王子市子安町四丁目 7 番 1 号
公益財団法人東京都都市づくり公社
理事長 長谷川明
- 丁 東京都荒川区西日暮里 5 丁目 26 番 8 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
関東支部長 間山一典

資料 3－56 災害時における相互連携に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社立川支社）

国分寺市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社立川支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、または発生するおそれがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲は、甲乙協議の上、乙の職員の派遣を要請できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- （1）甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度随時提供
- （2）甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- （3）乙は甲に対し、所管施設の被害状況並びに停電の発生状況及び復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供
- （4）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(災害時の相互協力)

第4条 甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

- (1) 電力の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等を締結し定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通

を保有するものとする。

令和3年10月22日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都立川市緑町6番地6

東京電力パワーグリッド株式会社
立川支社長 富 川 泰 介

資料３－５７ 災害時における給電車両貸与に関する協定書（トヨタモビリティ東京株式会社）

国分寺市（以下「甲」という。）とトヨタモビリティ東京株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における給電車両の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲の区域内（以下「市内」という。）又はその周辺において、大規模な地震災害、風水害その他の災害により、市内で大規模停電等の電力が不足する事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、甲が行う災害対応業務における電力確保を、乙の積極的な協力を得ることにより、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第２条 甲は、前条の目的を達成するために必要があるときは、乙に対して、給電車両貸与要請書（第１号様式）により給電車両の貸与を要請することができる。この場合において、要請を受けた乙は、貸与することが可能な給電車両を確認し、要請に係る対応について速やかに甲に対して連絡するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合には、甲は口頭で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力）

第３条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において応ずるものとする。

２ 甲が要請する給電車両の貸与に当たり、当該要請に対して乙が提供できる車両台数が不足する場合は、トヨタ自動車株式会社に対して協力を要請するなどし、甲の要請に応えるよう努めるものとする。

（給電車両）

第４条 第２条の規定による要請を受け、乙が貸与する給電車両は、ＡＣ１００Ｖ（１５００Ｗ）のコンセント（以下「コンセント」という。）を装着している車両とする。

２ 甲は、乙から貸与を受ける給電車両の車種、コンセントの数等について、指定できないものとする。

（使用用途）

第５条 甲は、第１条に規定する電力確保のほか、人、物資等の移送その他の災害対応業務のために給電車両を使用できるものとする。

（引渡し）

第６条 乙は、第２条の規定による要請を受け、給電車両を貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者の立会いの下、車種、数量等を確認の上、甲に引き渡すものとする。

２ 乙は、前項の規定により給電車両の引渡しを行う場合は、甲に対して貸与した給電車両の内容を記載した書面を提出するものとする。

３ 乙は、第１項の規定により、給電車両の引渡しを行う際に、第９条第２項に規定す

る保険の契約書の写しなど保険内容が確認できるものを甲に提出するものとする。

(貸与期間)

第7条 給電車両の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、大規模停電が収束するまでとし、詳細な期間は甲乙協議の上、決定するものとする。

(返却)

第8条 貸与期間が終了した場合、甲は、速やかに貸与を受けた給電車両を乙に対して返却するものとする。

2 甲が返却を行う場合の場所、日時等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第9条 給電車両の提供に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、貸与期間中の給電車両の使用に係る燃料、充電スタンド使用料及び電気代については、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に貸与する給電車両に対し自賠償保険及び任意保険（以下、総じて「保険」という。）に加入し、その費用は乙が負担する。

3 甲の責により保険を適用した場合、保険契約の定めにより、甲は乙に対して免責金額を支払うものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく請求があったときは、甲乙協議の上定めた期日までに乙に支払うものとし、支払手数料は甲の負担とする。

(故障対応)

第10条 貸与期間中に提供された給電車両が部品の消耗等により故障した場合の対応は、甲の使用又は管理に明らかな過失がある場合を除き、乙が行うものとする。ただし、当該過失が不明な場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(賠償)

第11条 甲は、甲の責に帰すべき事由により、貸与を受けた給電車両に損害を与え、又は滅失したとき、その賠償が、乙が加入する保険の賠償範囲を超える場合、甲は乙に損害を賠償する。

(連絡体制)

第12条 甲及び乙は、第2条に規定する手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した協定事務担当者名簿（第2号様式）を作成し、相互に確認するものとする。当該連絡責任者等に変更が生じた場合も、また同様とする。

(平常時の取組)

第13条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努めるものとする。

2 前項の防災訓練等の参加に係る費用は、乙の負担とする。

3 甲及び乙は、災害時における給電車両の有効性について、平常時から広報活動に努めるものとする。

(締結期間及び更新等)

第14条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとす

る。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙のいずれかが別段の意思表示をしないときは、この協定をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月1日

甲 国分寺市戸倉一丁目6番地1
国分寺市
国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 港区芝浦四丁目8番3号
トヨタモビリティ東京株式会社
代表取締役 佐 藤 康 彦

資料３－５８ 国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱

平成21年５月８日
要綱第20号

（設置）

第1条 この要綱は、防犯パトロール、児童の見守り等、市民主体の自主的な防犯活動（以下「自主防犯活動」という。）を総合的に推進するため、国分寺市防犯まちづくり委員（以下「委員」という。）を置くことに關し必要な事項を定めるものとする。

（委員の役割）

第2条 委員は、市と協力して地域における自主防犯活動を推進するものとする。

（委員の認定）

第3条 委員は、市が開設する防犯リーダー養成講習会（以下「講習会」という。）を修了した者のうち、本人の申出により市長がこれを認定する。

2 市長は、認定した委員に対し国分寺市防犯まちづくり委員認定書を交付する。

（委員の公表）

第4条 委員の氏名は、市報等により公表し、市民への周知を図る。

（委員の活動）

第5条 委員の活動は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域における自主防犯活動の活性化及び自主防犯活動を実施する団体の形成並びにその指導に關すること。
- (2) 自主防犯活動の発展に寄与する地域活動に關すること。
- (3) 第8条に規定する全市組織の活動に關すること。

（市の役割）

第6条 市の役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市は、委員が前条に規定する活動を遂行する上で必要となる情報、資料等について、積極的に援助するものとする。
- (2) 市は、委員が前条に規定する活動を遂行し、これを通じて行われる防犯上の諸問題に關する質問及び提案に対して、速やかに回答を行うものとする。

（委員の認定の取消し）

第7条 委員の認定は、次に掲げる事情が発生した場合は、取り消すものとする。

- (1) 第5条に規定する委員の活動を遂行できなくなった場合
- (2) 第3条第1項第2号に定める者がその立場を離れた場合。ただし、当人が講習会を修了する見込みのあるときは、この限りでない。
- (3) その他本人の申出によるやむを得ない理由のある場合

（全市組織の設置）

第8条 委員は、相互の意見、情報、経験等の交流又は自主防犯活動の全市的拡がり及び発展を目的として、自主的な組織（以下「全市組織」という。）をつくることがで

きる。

2 市は、全市組織の活動に対して、必要と認める援助を行う。

(研修)

第9条 委員は、常に防犯に対する知識の修得及び防犯への理解を深めるため、市が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

資料 3－59 国分寺市防犯まちづくり委員会会則

（設置）

第1条 国分寺市防犯まちづくり委員設置要綱（平成21年国分寺市要綱第21号。以下「要綱」という。）の第8条に定める全市組織として委員会を設置する。

（名称）

第2条 この委員会は、国分寺市防犯まちづくり委員会（以下「委員会」という。）といい、事務局を国分寺市役所内に置く。

（目的）

第3条 委員会は、防犯まちづくりを総合的に進めるため、市内の多様かつ自主的な防犯活動の普及・発展を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯の推進に関する委員相互の交流と情報交換に関すること。
- (2) 防犯まちづくり委員の研修に関すること。
- (3) 自主防犯活動の推進及び啓発に関すること。
- (4) その他、委員会の目的達成に必要な事項。

（組織）

第5条 委員会は、要綱の第3条により認定された国分寺市防犯まちづくり委員をもつて組織する。

（役員）

第6条 委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 幹事 若干名
- (4) その他委員会が必要と認める者。

2 役員の選出は、委員の互選とする。

（職務）

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、総会及び役員会の招集と会務の統括を行う。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 幹事は、委員会の議事録作成などの事務を行う。

(任期)

第8条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期はそれぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 任期の途中で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまで在任する。

(総会)

第9条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

- 2 総会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 3 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
- 4 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について委員長を代理人として表決を委任することができるものとし、この場合における前項の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(議決事項)

第10条 委員会は総会をもって次の事項を議決する。

- (1) 自主防犯活動の推進方策に関すること。
 - (2) 年間の事業並びに運営に関すること。
 - (3) 役員の選出に関すること。
 - (4) その他委員会の組織及び運営に関する必要な事項。
- 2 総会は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 委員会に役員会を置き、第6条に定める役員をもって組織する。

- 2 役員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 3 役員会は、次の各号に定める事項を決議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 委員会の年間事業（案）等の作成
- 4 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第12条 委員会が行う事業に要する経費について、市は予算の範囲内において負担する。

(会則の改正)

第13条 本会則の改正は、総会における出席者の3分の2をもって決するものとする。

(委任)

第 14 条 この会則に定めのあるもののほか、必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

附 則

この会則は、決裁の日から施行する。

資料３－６０ 国分寺市防犯まちづくり委員会ブロック連絡会開催規程

(趣旨)

第１条 この規程は、国分寺市防犯まちづくり委員（以下「委員」という。）会会則第 14 条（委任）の規定により、市内をブロックに分け連絡会を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第２条 連絡会の事務局は、国分寺市役所内に置く。

(目的)

第３条 連絡会は、ブロックごとの委員の連携を深めるとともに、地域の防犯ネットワークを形成し、安全で安心な防犯まちづくりを実現するために開催する。

(協議)

第４条 連絡会は、前条の目的を達成するため、ブロックごとに次の事項を協議する。

- (1) 地域防犯情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 地域の自主防犯活動の推進及び啓発に関すること。
- (3) 地域で活動する委員の連携強化に関すること。
- (4) その他、連絡会の目的達成に必要な事項。

(構成)

第５条 連絡会は、市内を別表のとおりブロックに分け開催し、それぞれのブロックで活動する委員により構成する。

(進行)

第６条 連絡会開催に当たって進行のため、ブロックごとに次のブロック長等を置く。

- (1) ブロック長 1 名
- (2) 副ブロック長 2 名

２ ブロック長等の選出は、各ブロックに属する委員の互選とする。

(開催)

第７条 定期連絡会は、ブロックごとに年 2 回開催する。

２ 臨時連絡会は、ブロック連絡会で必要と認めたときに開催できる。

(その他)

第８条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は連絡会において定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。

別 表 （第5条関係）

ブロック名	町名（地区名）
東ブロック	本町、本多、南町、東元町、西元町、泉町
中ブロック	東恋ヶ窪、西恋ヶ窪、日吉町、内藤、戸倉、東戸倉
西ブロック	西町、光町、高木町、富士本、北町、新町、並木町

資料３－６１ 国分寺市リ災証明書等交付要綱

平成23年10月27日

要綱第25号

最近改正 令和5年8月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2（罹災証明書の交付）第1項の規定に基づく罹災証明書の交付及び被災届出受理証の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法第2条（定義）第1号に規定する災害をいう。
- (2) 罹災証明 災害による住家の被害の状況に関する証明をいう。
- (3) 受理証明 災害を受けた旨の届出を受けたことに関する証明をいう。
- (4) 全壊等 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び一部損壊をいう。
- (5) 全壊 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知。以下「認定基準」という。）に規定する住家全壊をいう。
- (6) 大規模半壊 認定基準に規定する大規模半壊をいう。
- (7) 中規模半壊 認定基準に規定する中規模半壊をいう。
- (8) 半壊 認定基準に規定する半壊をいう。
- (9) 準半壊 認定基準に規定する準半壊をいう。
- (10) 一部損壊 準半壊に至らない損壊をいう。

(証明)

第3条 市長は、市内で発生した災害について、次に掲げる証明（以下「証明」という。）を行う。

- (1) 罹災証明
- (2) 受理証明

(証明の要件)

第4条 罹災証明は、市内で発生した災害による住家の被害に係る状況について、全壊等で

あることが確認することができる場合に行うものとする。

- 2 受理証明は、受理証明の求めがあった場合に行うものとする。ただし、証明をすることが不適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（罹災証明の対象者）

第5条 罹災証明を受けることができる者は、住家の所有者、居住者その他市長が必要と認める者とする。

（証明の申請）

第6条 証明を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 罹災証明 罹災証明書交付申請書（様式第1号）
- (2) 受理証明 被災届兼被災届出受理証交付申請書（様式第2号）

- 2 罹災証明に係る申請は、災害の発生した日後1年以内に行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（罹災証明に係る現地調査）

第7条 市長は、前条第1項の規定により罹災証明の申請を受けたときは、当該申請に係る住家について現地調査を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該申請をした者の同意を得て、当該現地調査を行わないこととすることができる。

- (1) 当該申請に係る住家の被害の状況が一部損壊に該当することについて、申請した者自らが認めるとき。
- (2) 当該申請に係る住家の被害の状況が一部損壊に該当することについて、写真その他被害の状況を示す書類等から明らかであるとき。

（証明書の交付）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る証明を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により、当該申請をした者に対し、当該証明に係る書類を交付する。

- (1) 罹災証明 罹災証明書（様式第3号）
- (2) 受理証明 被災届出受理証（様式第4号）

（手数料）

第9条 罹災証明書の交付に係る手数料は、国分寺市事務手数料条例（昭和34年条例第11号）第7条（免除）第4項の規定により無料とする。

- 2 被災届出受理証の交付に係る手数料は、無料とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際、現に請求又は交付されたり災証明書、被災証明書及び被害届出証明書は、この要綱の規定により請求又は交付されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の国分寺市り災証明書等交付要綱の様式で、現に用紙が残存しているものに限り、必要な訂正を加えて、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

資料３－６２ 災害時における被災者支援に関する協定書（東京都行政書士会国分寺支部）

国分寺市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会国分寺支部（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、国分寺市内において、次条に定める災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）に、甲の要請に基づき、被災者支援のために乙が実施する行政書士業務（以下、「災害応急支援業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第２条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和 36 年第 223 号）第 2 条第 1 号に定める災害であって、甲が国分寺市地域防災計画に基づき、国分寺市災害対策本部の設置を要するものとする。

（災害応急支援業務の範囲）

第３条 この協定における災害応急支援業務の範囲は、次に掲げる事項とする。

- （１）罹災証明書申請書類に関する相談
- （２）自動車、原付自転車等の登録等の申請に関する相談
- （３）相続関係書類に関する相談
- （４）許認可申請書類に関する相談
- （５）権利義務及び事実証明関係書類の作成に関する相談
- （６）その他行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）に定める業務に関する相談

2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 乙による被災者支援相談窓口の設置

(2) 国分寺市への乙の会員の派遣

(支援対象)

第4条 災害応急支援業務を利用することができる者は、次に掲げる者（以下、「被災者」という。）とする。

(1) 災害により被害を受けた国分寺市内在住者（企業その他団体等を含む。）

(2) 前号に掲げる者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの。

(災害応急支援業務の要請)

第5条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して第3条に定める災害応急支援業務を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として災害応急支援業務要請書（様式第1号）により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第6条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、可能な限り災害応急支援業務に従事する者を選定し、国分寺市庁舎その他甲と協議して定める場所に派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第7条 甲は、乙に協力を要請する場合は、乙が行政書士業務を実施する場所を設置するとともに、当該業務に関わる庁内調整及び被災者への広報等に努めるものとする。

(実施報告)

第8条 乙は、第5条に規定する要請により、実施した災害応急支援業務の件数及び相談内容等について、災害応急支援業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

(災害時の体制整備等)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を選定し、相互に通知するとともに、平時からの情報交換に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者に変更があった場合は、遅滞なく相手方に通知するものとする。

(費用負担)

第10条 災害応急支援業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 災害応急支援業務の実施に要した人件費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、甲乙協議により、負担の範囲を決定し、それぞれの費用を負担するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されるものとし、その以後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年4月17日

甲 東京都国分寺市戸倉一丁目 6 番地 1

国分寺市

国分寺市長 井 澤 邦 夫

乙 東京都国分寺市南町二丁目 6 番 11 号

東京都行政書士会国分寺支部

国分寺支部長 金 原 洋 一

資料 3－6 3 国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和53年10月 5 日

条例第30号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（昭和57年条例第25号・平成 3 年条例第28号・一部改正）

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

（平成 9 年条例第 5 号・平成23年条例第33号・一部改正）

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（昭和57年条例第25号・平成 3 年条例第28号・一部改正）

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）が存するときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

（平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・平成23年条例第33号・一部改正）

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（昭和56年条例第22号・昭和57年条例第25号・平成3年条例第28号・一部改正）

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（平成9年条例第5号・一部改正）

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認める場合

（平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・一部改正）

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・一部改正)

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭和57年条例第25号・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭和57年条例第25号・追加、平成3年条例第28号・平成23年条例第33号・一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2、500、000円とし、その他の場合にあっては1、250、000円とする。

(昭和57年条例第25号・追加、平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・一部改正)

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭和57年条例第25号・追加、平成3年条例第28号・一部改正)

第4章 災害援護資金の貸付け

(昭和57年条例第25号・改称)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭和57年条例第25号・旧第9条繰下・一部改正、平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1、500、000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2、500、000円

ウ 住居が半壊した場合 2、700、000円

エ 住居が全壊した場合 3、500、000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居に被害がない場合 1、500、000円

イ 住居が半壊した場合 1、700、000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2、500、000円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 3、500、000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2、700、000円」とあるのは「3、500、000円」と、「1、700、000円」とあるのは「2、500、000円」と、「2、500、000円」とあるのは「3、500、000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

（昭和56年条例第22号・一部改正、昭和57年条例第25号・旧第10条繰下、昭和62年条例第3号・平成3年条例第28号・平成9年条例第5号・一部改正）

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（昭和57年条例第25号・旧第11条繰下）

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（昭和57年条例第25号・旧第12条繰下・一部改正、平成3年条例第28号・一部改正）

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭和57年条例第25号・旧第13条繰下)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和56年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則 (昭和57年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則 (昭和62年条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「災害弔慰金条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の災害弔慰金条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の災害弔慰金支給条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

資料３－６４ 国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和53年10月 5 日

規則第26号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭和57年規則第36号・平成 9 年規則第 3 号・一部改正）

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平成 9 年規則第 3 号・一部改正）

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

（昭和57年規則第36号・追加）

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況

- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(昭和57年規則第36号・追加、平成9年規則第3号・一部改正)

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

(昭和57年規則第36号・追加、平成9年規則第3号・一部改正)

第4章 災害援護資金の貸付け

(昭和57年規則第36号・改称)

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(昭和57年規則第36号・旧第4条繰下・一部改正、平成9年規則第3号・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第5条繰下)

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第6条繰下・一部改正、平成9年規則第3号・一部改正)

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した借用書（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(昭和57年規則第36号・旧第7条繰下・一部改正、平成9年規則第3号・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第8条繰下)

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を、遅滞なく、返還するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第9条繰下、平成9年規則第3号・一部改正)

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第10条繰下・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第9

号)を当該借受人に交付するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第11条繰下・一部改正)

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第12条繰下・一部改正、平成9年規則第3号・一部改正)

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第13条繰下・一部改正、平成9年規則第3号・一部改正)

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第14条繰下)

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第16号)により提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(昭和57年規則第36号・旧第15条繰下・一部改正、平成9年規則第3号・一部改正)

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

(昭和57年規則第36号・旧第16条繰下・一部改正、平成9年規則第3号・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和57年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則 (平成元年規則第18号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

資料 3－65 国分寺市災害見舞金等支給に関する規則

昭和47年3月31日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、市内に居住する住民が災害を受けたときに、被災者又はその遺族に見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(定義)

第2条 この規則で災害とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 風水害
- (2) 火災
- (3) 交通事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、不慮の災難で市長が見舞金等を支給する必要があると認めるもの

（昭和47年規則第35号・昭和57年規則第32号・平成9年規則第3号・一部改正）

(範囲及び額)

第3条 見舞金等の支給範囲及び額は、次のとおりとする。ただし、明らかに被災者の故意又は重大な過失がある場合は、支給しない。

- (1) 住家が半焼、半壊及び流出以上の被害を受けたとき 1世帯につき60,000円以内
- (2) 住家が床上浸水により被害を受け、日常の生活が著しく阻害されたとき 1世帯につき50,000円以内
- (3) 前条第4号に掲げる災害を受けたとき 1世帯又は1人につき40,000円以内
- (4) 前条第3号及び第4号に掲げる災害で死亡したとき 1人につき60,000円

（昭和47年規則第35号・昭和49年規則第29号・昭和51年規則第32号・昭和54年規則第6号・昭和54年規則第16号・昭和55年規則第16号・昭和57年規則第32号・平成9年規則第3号・一部改正）

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則（昭和47年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

付 則（昭和49年規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

付 則（昭和51年規則第32号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年9月9日から適用する。

付 則（昭和54年規則第6号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年9月4日から適用する。
- 2 改正前の国分寺市災害見舞金等支給に関する規則第3条第2号の規定により昭和54年9月4日からこの規則施行の日までに支給した見舞金は、改正後の規定による見舞金の一部とみなす。

付 則（昭和55年規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年規則第32号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和57年9月12日以後発生した災害から適用する。
- 2 改正前の国分寺市災害見舞金等支給に関する規則の規定により昭和57年9月12日からこの規則施行の日の前日までに支給した見舞金等は、改正後の規定による見舞金等の一部とみなす。

附 則（平成9年規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

資料３－６６ 災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱

昭和49年 7 月13日

訓令第13号

市税の納税義務者等が風水害、地震、その他の事由（以下「災害等」という。）により、被災したときの税の減免措置は、法令その他別に定めがあるもののほか、租税力その他を考慮のうえ、その被害の実状に応じ、その者が納付すべき当該年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、この要綱の定めるところにより行う。

第 1 市民税の減免

1 個人

- (1) 納税義務者が災害等により、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該納税義務者に対して課されている市民税額に、当該各号に掲げる率を乗じて得た額を減免する。

ア 死亡した場合 10分の10

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合 10分の10

ウ 障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合 10分の9

- (2) 納税義務者法の規定する控除対象配偶者及び扶養親族を含む。）が災害等により自己の所有に係る住宅又は家財について生じた損失の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、かつ、前年中における法に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第33条の4第1項に規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）又は法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には当該金額を含む。以下同じ。）が10、000、000円以下の者であるときは、当該納税義務者に対して課されている市民税額に次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

合計所得金額\損害の程度	減免の割合	
	10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
5、000、000円以下のとき	2分の1	全部
7、500、000円以下のとき	4分の1	2分の1
7、500、000円を超えるとき	8分の1	4分の1

- (3) 納税義務者が冷害、凍霜害、降水害、干害等の農作物に係る災害を被った場合に、収穫すべきであった農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）の規定によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上であり、かつ、法に規定する合計所得金額が10,000,000円以下の者（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が4,000,000円を超える者を除く。）であるときは、当該納税義務者に対して課されている農業所得に係る市民税の所得割の額（当該年度分の市民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額をいう。）に、次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

合計所得金額	減免の割合
3,000,000円以下であるとき	10分の10
4,000,000円以下であるとき	10分の8
5,000,000円以下であるとき	10分の6
7,500,000円以下であるとき	10分の4
7,500,000円を超えるとき	10分の2

第2 固定資産税の減免

1 土地

(1) 農地又は宅地

災害等により被害を受けた良地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等によって作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課されている固定資産税額に、次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上のとき	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満のとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満のとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4

(2) 農地又は宅地以外の土地

前号の規定の例によって減免する。

2 家屋

災害等により、被害を受けた家屋がその使用目的を失い、あるいは損傷を受けた場合においては、当該家屋に対して課されている固定資産税額に、次の表に掲げる区分による率を乗じて得た額を減免する。

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能なとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

3 償却資産

災害等により被害を受けた償却資産に対しては、家屋の規定の例によって減免する。

第3 その他

本要綱実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、昭和49年7月31日から施行し、昭和49年6月1日から適用する。

付 則（昭和50年10月8日訓令第13号）

この訓令は、公表の日から施行し、昭和59年6月1日から適用する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の災害被害者等に対する市税に対する減免措置要綱の規定は、平成7年2月20日から適用する。

資料 3－67 国分寺市災害被災者等援護条例

昭和55年 7 月 5 日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象又は火災若しくは爆発による災害（以下「災害」という。）を受けた者又はその遺族（以下「被災者等」という。）を援護し、もって被災者等の保護及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（平成9年条例第5号・一部改正）

(援護の方法)

第2条 前条に定める災害による被災者等に対する援護は、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けにより行う。

（平成9年条例第5号・一部改正）

(災害弔慰金の受給資格)

第3条 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。ただし、国分寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和53年条例第30号。以下「委任条例」という。）による受給者を除く。

- (1) 災害により死亡した者（以下「死亡者」という。）の遺族であること。ただし、死亡者の故意又は重大な過失により死亡したときを除く。
- (2) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 死亡者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給されていないこと。

（平成9年条例第5号・平成12年条例第48号・平成24年条例第34号・一部改正）

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 前条第1号に掲げる遺族の範囲は、委任条例第4条の規定を準用する。

(災害弔慰金の支給額)

第5条 災害弔慰金の額は、100,000円とする。

（平成9年条例第5号・一部改正）

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場所にいた者についての死亡の推定については、委任条例第6条の規定を準用する。

(災害援護資金の貸付対象)

第7条 災害援護資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を有している世帯主とする。ただし、委任条例第9条第1項の適用を受ける者を除く。

(1) 市内において災害を受けたものであること。

ア 療養期間が1月以上である世帯主の負傷

イ 住居又は家財の価額の5分の1以上である損害

(2) 第3条第2号に掲げる要件を有していること。

(3) 世帯の所得が委任条例第9条第2項に規定する要件を有していること。

(4) 連帯して債務(違約金を含む。)を負担する保証人があること。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の貸付額)

第8条 災害援護資金の区分及び限度額は、別表のとおりとする。

2 前条第1号に掲げる負傷又は損害を受けたときは、その区分に応じた災害援護資金を併せて貸し付ける。ただし、1,000,000円を限度とする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の貸付決定)

第9条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市長があらかじめ定めた期間に申請し、市長の決定を受けなければならない。

(災害援護資金の利子)

第10条 災害援護資金の利子は、次条第1項本文に規定する場合にあっては貸付けを受けた日から3年、同項ただし書に規定する場合にあっては貸付けを受けた日から5年を経過した後の期間については、その利率を年3パーセントとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の償還)

第11条 災害援護資金の償還は、貸付けを受けた日から3年を経過した後7年の毎年元利均等払の方法による。ただし、市長は、被害の程度又は特別の事情により貸付けを受けた日から5年を経過した後5年の毎年元利均等払の方法にすることができる。

2 災害援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)は、前項の規定にかかわらず、いつでも繰上償還をすることができる。

3 借受人が第1項に規定する期日に償還しないときは、延滞元利金につき年10.75パーセントの割合による違約金を支払わなければならない。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(届出)

第12条 借受人は、災害援護資金の償還を完了するまでに、次の各号のいずれかに該当した場合においては、速やかに、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他重要な変更があったとき。
- (2) 連帯保証人に住所、氏名その他重要な変更があったとき。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(災害援護資金の貸付取消し等)

第13条 市長は、災害援護資金の貸付けの決定を受け、又は貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その決定を取り消し、又は災害援護資金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
- (2) 償還を怠ったとき。
- (3) その他不適当と認めるとき。

2 第11条第3項の規定は、前項の規定により災害援護資金の全部又は一部を返還させる場合において準用する。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(償還方法の変更等)

第14条 市長は、特別の事情により借受人及び連帯保証人が第11条第1項に規定する期日までに償還できないと認めるときは、償還期間の延長をし、又は債務の償還若しくは違約金の支払を免除することができる。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(被害の認定)

第15条 この条例に規定する被害の認定は、市長が行う。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第48号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成24年条例第34号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表（第8条関係）

（平成9年条例第5号・一部改正）

区分		災害援護資金の限度額
療養期間が1月以上の世帯主の負傷		300、000円
住居又は家財の損害	全壊、全焼又は流失	700、000円
	半壊、半焼又は床上浸水	500、000円
	家財の価額の5分の1以上の損害	300、000円

資料 3－68 国分寺市災害被災者等援護条例施行規則

昭和55年12月18日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、国分寺市災害被災者等援護条例（昭和55年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(支給申請)

第2条 条例第3条の規定により災害弔慰金の支給を受けようとする者は、災害弔慰金支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(支給決定)

第3条 市長は、前条の規定により申請書を受けたときは、その内容を、速やかに、調査のうえ可否を決定し、その支給を行うものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(貸付けの申込み)

第4条 災害援護資金（以下「援護資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込むものとする。ただし、被災の日から2月を経過したものは、対象としない。

- (1) 世帯主の1月以上の負傷を理由に借入れする場合は、医師の診断書
- (2) 借入申込者及び生計を一にする家族の前年又は前々年に得た所得を証する書類
- (3) 保証人の住民票及び所得等を証する書類
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（平成9年規則第3号・一部改正）

(保証人の資格)

第5条 条例第7条第4号に規定する保証人とは、都内に居住する者で一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主とする。

(調査)

第6条 市長は、第4条の規定により借入申込書及び添付書類が提出されたときは、条例等に定める規定に適合するか否か調査するものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

(貸付決定)

第7条 市長は、前条の規定により貸付けに係る可否を決定したときは、貸付決定・不承認通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第8条 貸付決定通知書の交付を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第4号)に借受人及び保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(貸付金の交付)

第9条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(償還の方法)

第10条 援護資金の償還は、原則として、年賦償還又は半年賦償還の方法によるものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(償還期間の特例)

第11条 条例第11条のただし書の規定は、次に掲げる場合で、市長が特に認めるときとする。

- (1) 援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に災害を受けた場合
- (2) 当該災害により世帯主が死亡したとき又は特別障害者となった場合
- (3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合

(平成9年規則第3号・一部改正)

(繰上償還)

第12条 条例第11条第2項に規定する繰上償還をしようとする場合は、繰上償還申出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(届出)

第13条 条例第12条に規定する届出は、氏名等変更届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(貸付取消し等)

第14条 市長は、条例第13条第1項各号に該当し、取消し等を行う場合は、災害援護資金貸付取消決定書(様式第7号)により借受人に通知するものとする。

(平成9年規則第3号・一部改正)

(償還金の支払猶予)

第15条 借受人は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、償還金の支払

い猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、償還金支払猶予の可否を決定したときは、猶予承認・不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

3 前項に係る支払猶予期間は、1年以内とする。ただし、その理由が継続し、特に市長が必要と認める場合は、延長することができる。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（償還免除）

第16条 援護資金の償還未済額等の全額又は一部の償還の免除を受けようとする者は、償還免除申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、保証人に償還能力があると認められる場合は、この限りでない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたことを証する書類

(3) その他市長が特別な事情と認め、必要とする書類

2 前項の申請については、借受人が死亡し、又は著しい障害により申請できない場合は、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（被害の認定）

第17条 市長は、援護資金の貸付けに係る被害の認定を行う場合は、各関係機関の長に報告を求めるものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年規則第18号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第125号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

資料 3－69 国分寺市住宅改修等の融資に関する条例

昭和57年12月21日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、自己の居住の用に供する住宅を改修しようとする者で、資金の調達が困難なものに対し必要な資金の融資を行い、市民生活の向上を図ることを目的とする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(融資の方法)

第2条 市長は、改修のための資金を必要とする者に対し、市の指定する金融機関（以下「特定金融機関」という。）に融資をあっせんし、その借受利子の一部を補給するものとする。

2 特定金融機関は、市長のあっせんに基づき融資を行うものとする。

(昭和63年条例第9号・一部改正)

(融資の額)

第3条 融資の額は、工事額の80パーセント以内とし、その限度額は、市長が別に定める。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(融資金の利率)

第4条 融資金の利率は、特定金融機関との契約により市長が別に定める。

(利子補給)

第5条 市長は、融資を受けた者の借受利子の負担を軽減するため、融資金に対する特定金融機関の貸付金利のうち、年3パーセントに相当する額を利子補給金として融資を受けた者に代わり、特定金融機関に支払うものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(融資総額)

第6条 融資総額は、予算に定める範囲内で、市長が特定金融機関と協議の上定めるものとする。

(昭和63年条例第9号・全改)

(対象工事)

第7条 融資のあっせんの対象となる改修工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 増築工事
- (2) 改築工事
- (3) 修繕等の工事
- (4) 太陽熱利用温水器（ソーラーシステムを含む。）設置工事

(昭和60年条例第2号・平成9年条例第5号・一部改正)

(申請者の資格)

第8条 融資のあっせんを受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に3年以上居住し、引き続き居住の見込みのある者が自己の居住の用に供する住宅を改修すること。
- (2) 当該住宅の所有者又は所有者の承諾を得ていること。
- (3) 借地権者の場合は、当該土地所有者の承諾が得られていること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 連帯保証人又は信用保証機関の保証を得られること。
- (6) この条例による融資を現に受けていないこと又は同融資の保証人になっていないこと。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(申込み)

第9条 住宅改修資金の融資を受けようとする者は、工事着手前に、別に定める書類を市長に提出しなければならない。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(あっせん)

第10条 市長は、前条の申込みを受けたときは、速やかに審査し、適当と認めるものについては、特定金融機関に対し融資のあっせんをするものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(償還方法)

第11条 融資金の償還方法は、元金均等月賦償還とし、償還期間は、融資を受けた日の属する月の翌々月から融資金の額に応じて別に定める期間とする。

2 融資を受けた者が前項に規定する期間に償還せず、期限の利益を失った場合は、償還すべき金額に対して年14パーセントの延滞利子を支払わなければならない。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(届出の義務)

第12条 融資あっせんの申請者又は融資あっせんを受けた者がその申請から融資の償還完了までの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに、市長及び特定金融機関に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他の重要な変更があったとき。
- (2) 連帯保証人に住所、氏名その他の重要な変更があったとき。
- (3) 設計内容等に変更が生じたとき。
- (4) 火災その他の災害により融資金の償還が困難になったとき。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(取扱件数の制限)

第13条 市長は、予算の範囲内において、各年度の取扱件数を制限することができる。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(損失の補償)

第14条 市長は、融資を受けた者及び保証人が災害その他特別の事情により債務を償還できないときは、特定金融機関に対して損失を補償することができる。

(昭和63年条例第9号・全改、平成9年条例第5号・一部改正)

(特定金融機関の報告)

第15条 特定金融機関は、毎月末現在の融資額の回収状況を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

(主管課)

第16条 主管課は、市民生活部経済課とする。

(昭和62年条例第18号・平成2年条例第13号・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 国分寺市住宅改修等の融資に関する条例(昭和51年条例第21号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。ただし、この条例施行の際、既に旧条例により融資の決定を受けた者及び融資を受けた者については、なお従前の例による。

(平成9年条例第5号・一部改正)

3 昭和60年4月1日以降新たに特定金融機関となったものについては、第6条前段の規定は、適用しないものとする。

(昭和60年条例第16号・追加、平成9年条例第5号・一部改正)

付 則(昭和60年条例第2号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

付 則(昭和62年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和63年条例第9号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成2年条例第13号)抄
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

資料 3－70 崖の崩壊による災害防止に関する融資条例

昭和52年3月31日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、国分寺市（以下「市」という。）内におけるがけの崩壊による災害から市民の生命と財産を守るため、必要な改良資金の融資のあっせんを行い、もって市民生活の安全を図ることを目的とする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定金融機関 この条例の定めるところに従い、融資あっせんに関する契約を締結した金融機関
 - (2) がけ 東京都建築安全条例（昭和25年条例第89号）第6条に規定するがけ高2メートル以上のもの
 - (3) 擁壁 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条の規定による構造のもの
- (昭和63年条例第11号・平成9年条例第5号・一部改正)

(融資総額)

第3条 融資総額は、予算に定める範囲内で、市長が特定金融機関と協議の上定めるものとする。

(昭和63年条例第11号・全改)

(天災等による特別の保証)

第4条 融資を受けた者又は連帯保証人が天災その他やむを得ない事情により債務を履行しない場合は、市がその債務を特定金融機関に対し保証するものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(対象箇所等)

第5条 融資の対象となるものは、現にがけの崩壊の危険性がある箇所で擁壁工事を必要とし、かつ、がけの崩壊により当事者以外の人身又は家屋に危険を及ぼすおそれがある箇所とする。

(昭和53年条例第26号・全改、平成9年条例第5号・一部改正)

(融資の条件)

第6条 融資の対象となる者は、前条の規定のほか次の各号の条件に該当しなければならない。

- (1) 市内に住所を有する個人であること。
 - (2) 既に納期を経過した市税を完納していること。
 - (3) 返済能力を備え、連帯保証人があること。
- 2 前項の条件のほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による手続を完了させなければならない。

（融資の額）

第7条 融資の額は、工事額の80パーセント以内とし、その金額は、400、000円以上4、000、000円までとする。

（昭和53年条例第26号・平成9年条例第5号・一部改正）

（利子補給）

第8条 市長は、融資を受けた者の借受利子の負担を軽減するため、貸付利子補給金（以下「補給金」という。）を交付する。

- 2 前項の規定に基づく補給金の率は、融資金額の年利6パーセント以内とする。

（昭和53年条例第26号・一部改正）

（償還方法）

第9条 償還の方法は、1、000、000円以内については66月以内とし、1、000、000円を超えるものについては90月以内とする。

- 2 据置期間は、6月以内とし、前項の期間内に含むものとする。
- 3 前項の期間内における償還は、原則として、月賦によるものとし、利率その他は市長と特定金融機関の定めるところによる。

（昭和53年条例第26号・平成9年条例第5号・一部改正）

（延滞金）

第10条 融資を受けた者が、前条に定められた償還方法により償還しないときは、年利14パーセントの延滞金を特定金融機関に支払わなければならない。

（借入れの手続）

第11条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要な関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（平成9年条例第5号・一部改正）

（融資の決定通知）

第12条 市長は、融資することを決定したときは、速やかに、その旨を申込人及び特定金融機関に通知するものとする。

（平成9年条例第5号・一部改正）

(融資の取消し等)

第13条 市長は、不正な手段で融資を受けた者に対しては、その融資の決定を取り消し、既に受けた融資金及び交付した補給金の返還を命ずるものとする。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(届出の義務)

第14条 融資を受けた者は、その融資の償還が完了するまでの間に、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長及び特定金融機関にその旨を届け出なければならない。

- (1) 融資を受けた者の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- (2) 連帯保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき。
- (3) その他重要な事項に変動が生じたとき。

(平成9年条例第5号・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和53年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

付 則 (昭和63年条例第11号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

資料３－７１ 崖の崩壊による災害防止に関する融資条例施行規則

昭和52年３月31日

規則第13号

(趣旨)

第１条 この規則は、がけの崩壊による災害防止に関する融資条例（昭和52年条例第９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成９年規則第３号・一部改正)

第２条 削除

(昭和53年規則第17号)

(連帯保証人の資格)

第３条 条例第６条第１項第３号に規定する連帯保証人とは、都内に居住するもので一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主であることとする。

(利子補給金の支払)

第４条 市長は、条例第８条の規定による補給金を特定金融機関に毎月末支払うものとする。

(申込手続)

第５条 条例第11条に定める所定の申込書及び必要な関係書類は、次に掲げるものとする。

- (１) 擁壁工事資金融資あっせん申請書（様式第２号）
- (２) 住民票
- (３) 本人及び連帯保証人の印鑑証明
- (４) 課税証明
- (５) 工事設計書及び工事見積書
- (６) 借地の場合は、所有者の承認書
- (７) 建築確認書（写し）

(平成９年規則第３号・一部改正)

(融資の承認通知)

第６条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、直ちに審査のうえ、融資の可否について、当該受けた日から10日以内に、擁壁工事資金融資あっせん承認書・不承認書（様式第３号）により、申請者に通知しなければならない。

(平成９年規則第３号・一部改正)

(工事完了届等の提出)

第7条 前条の規定による融資あっせんの承認を受けた者は、工事を開始するときは工事着工届を、工事が完了したときは次に掲げる書類を市長に提出して、検査を受けなければならない。

- (1) 工事完了届
 - (2) 工事費用明細書
 - (3) 東京都の検査済証（写し）
- （平成9年規則第3号・一部改正）

（融資あっせんの決定）

第8条 条例第12条に規定する融資決定は、前条の規定による検査の結果、設計内容と相違なく工事が完了していると認めるときは、市長は、当該検査日から7日以内に、擁壁工事資金融資あっせん決定書（様式第4号）を申請人に交付するものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（融資の時期）

第9条 特定金融機関は、融資を受けようとする者から擁壁工事資金融資あっせん決定書及び特定金融機関が必要とする書類を受けた日から10日以内に、融資を行うものとする。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（特定金融機関の報告）

第10条 特定金融機関は、毎月末現在の融資額の回収状況を翌月10日までに、市長に報告しなければならない。

（平成9年規則第3号・一部改正）

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和53年規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

資料 3－7 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（都、市区町村）

救助の種類	救助の対象	平成 17 年度 費用の限度額						救助の期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	基本額	避難所設置費 100 人 1 日当たり 30、000 円以内					災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 避難所設置費には天幕借り上げ、仮設便所設置費等一切の経費を含む。 2 輸送費は別途計上
		加算額	①「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算 ②冬季別に定める額						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し居住する住家が無い者であって、自らの資力では住家を得ることができない者を収容する。	1 規格	1戸当たり平均 29.7 ㎡(9 坪)を基準とする。					災害発生の日から 20 日以内着工(ただし、厚生労働大臣の承認により着工期間の延長あり)	1 供与期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項に規定する期限までとする。 2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を応急仮設住宅として設置できる。 4 応急仮設住宅の供与に代えて民間賃貸住宅を借上げることができる。 5 都外からの輸送費は別枠とする。
炊き出し その他による食品の 給与	1 避難所に収容されたもの 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者 3 床上浸水で自宅に置いて自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1、020 円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)などへ一時避難する場合3日分以内を現物により支給すること。						災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水又は炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費						災害発生の日から7日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具 その他、生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、シングその他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内						災害発生の日から 10 日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	備蓄物資の価格は年度当初の評価額
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	
		全壊全焼流失	夏季	17、300	22、000	32、700	39、100	49、600	7、200
			冬季	28、500	36、800	51、400	60、300	75、600	10、300
		半壊半焼床上浸水	夏季	5、600	7、500	11、300	13、700	17、500	2、400
			冬季	9、000	11、900	16、900	20、000	25、300	3、300
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1 医療救護班 ― 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 ― 国民健康保険診療報酬の額以内						災害発生の日から 14 日以内(ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	患者等の移送費は別途計上

救助の種類	救助の対象	平成17年度 費用の限度額	救助の期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 医療救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理	1 災害のため住家が半壊(半焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対する費用(1世帯当たり) 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊もしくは半焼の被害を受けた世帯655,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯318,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6か月以内)	
学用品の給与	住宅が全半壊(全半焼)、流失、床上浸水等により、学用品の喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,100円以内 中学校生徒1人当たり4,400円以内 高等学校生徒1人当たり4,800円以内	災害発生の日から1か月以内(教科書) 災害発生の日から15日以内(文房具及び通学用品)	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に棺又は棺材等の現物を支給	1体当たり 大人(12歳以上) 173,000円以内 小人(12歳未満) 154,400円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の実情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗浄縫合消毒等の処理 1体当たり3,300円以内 2 一時保存 ①既存建物の借上費及びドライアイスの購入費等は、通常の実費 ②既存建物以外は、1体当たり5,000円以内 3 検案 医療救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として医療救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれて生活に支障をきたしている場合	1世帯当たり137,000円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)	対象数は、半壊及び床上浸水した世帯数の15%の範囲内とする。ただし、実情に応じ、区市町村相互間において対象数の融通ができる。

輸送費及び 人夫費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

資料 6－1 超大型台風接近に伴う避難指示等の発令に着目したタイムライン

時間 (目安)	気象庁	事象・判断指標	警戒 レベル	計画運休 鉄道	国分寺市		東京都	市民等
					体制構築			
5 日前（～120 h）	台風予報（5 日先までの位置予報）					○台風情報及び気象情報の収集 ○水防資機材（土のう等）の点検	○都民に対し、台風への備えを呼びかけ ○市へリエゾン派遣の実施を連絡	
3 日前（120 h～72h）	台風情報（3 日先までの位置予報）				災害対策即応本部の設置	○災害対策即応本部の招集 ○今後の見通しの庁内情報共有 ○庁内各課へ台風に備えた事前準備の周知 ○関係機関との連絡体制の確認（協定団体等を含む） ○市民への注意喚起		
2 日前（72 h～48h）	気象情報連絡会	早期注意報情報（警報級の可能性）で【中】【高】が発表された場合	レベル 1（気象庁）	計画運休の可能性の情報提供	災害対策即応本部会議の開催	○計画運休を踏まえた職員配置の検討 ○活動体制の確認と職員への周知 ○台風情報及び気象情報の共有 ○休校・休園・行事中止の判断 ○計画運休に関する情報共有 ○市民への注意喚起（市HP、市生活安全・安心メール等） ○関係機関からの情報の共有	○市へ計画運休情報の提供 ○気象情報連絡会の開催 ○応急対策本部を設置 ・設置を市及び関係機関等へ通知 ○応急対策本部会議の開催 ・都民に対し台風へ備えるようメッセージを配信 ○計画運休を踏まえた職員配備の検討	○テレビ、ラジオ、インターネット等による台風情報の確認 ○ハザードマップによる避難場所、避難経路の確認 ○土のう、非常用持ち出し品の準備 ○家族、親戚、知人の連絡方法確認 ○市HPや市生活安全・安心メール、ヤフー防災速報などによる避難情報の受信手段の確認
1.5 日前（48 h～36h）	強い降雨を伴う台風の接近・通過の予測 早期注意情報					○台風情報及び気象情報の収集 ○庁内各施設への土のうの配布・補充 ○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設との連絡手段の確認 ○休校・休園・行事中止の措置に伴う周知・対応		
1 日前（36 h～24h）				計画運休の詳細情報提供	災害対策即応本部会議の開催 （必要に応じて災害対策本部へ移行）	○台風情報及び気象情報の共有 ○各部の対応報告 ○自主避難所・帰宅困難者一時滞在施設・指定避難所の開設の検討 ○計画運休に関する情報共有 ○関係機関からの情報の共有		○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認 ○計画運休等の交通状況の確認
半日前（24 h～12h）	大雨・洪水・強風注意報	洪水警報の危険度分布【注意】	レベル 2（気象庁）		災害対策即応本部（必要に応じて災害対策本部へ移行）	○台風情報及び気象情報の収集 ○水害危険箇所の点検・巡回 ○自主避難所・帰宅困難者一時滞在施設の開設準備 ○自主避難所の開設予定をHP等で情報発信 ○避難行動要支援者の避難支援の準備（移動手段の確保・手配、情報伝達手段の確認等） ○関係機関等からの情報収集 ○市民への注意喚起（市HP、市生活安全・安心メール等） ○参集職員の駐車場の確保		○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
	強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過する予測							
台風最接近前（12h～）	夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い大雨注意報		レベル 3 相当（気象庁）		災害対策本部へ移行	○水防第 1 非常配備態勢の発令 ○職員安否確認システムによる職員の招集 ○消防団へ待機・準備指示 ○災害対策本部の設置を東京都及び関係機関、協定団体等へ通知 ○関係機関からの情報収集 ○東京都及び関係機関からの派遣リエゾンの受け入れ	○リエゾン派遣の実施 ○都内全域の被害状況等の把握と展開 ○水防本部の設置	○テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や河川の状況を確認
▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼	大雨警報（浸水害）・洪水警報		レベル 3 相当（気象庁）	災害対策本部会議の開催	○台風情報及び気象情報の共有 ○災害対策本部各班の対応状況報告 ○職員の参集状況報告 ○夜間の避難勧告等の発令に備えた避難誘導の検討 ○自主避難所、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況の報告 ○今後の予測を踏まえた人員体制の検討（状況に応じて水防第 2 非常配備態勢への移行） ○リエゾン派遣機関からの情報共有			○ハザードマップによる災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認 ○避難情報の受信手段の再確認
				計画運休実施	○台風情報及び気象情報の収集・伝達 ○雨量、降水短時間予測の確認 ○洪水警報等の危険度分布の予測値の確認 ○野川の水位監視 ○土砂災害警戒区域等の警戒巡視 ○国分寺駅・西国分寺駅・国立駅・恋ヶ窪駅周辺の状況把握 ○地区防災センター、指定緊急避難場所の開設の準備 ○関係機関からの情報収集 ○各種水防活動の実施 ○市民への注意喚起（市HP、市生活安全・安心メール等）			○テレビ、ラジオ、防災情報メール等により大雨や河川の状況を確認 ○必要に応じて自主避難

時間 (目安)	気象庁	事象・判断指標	警戒 レベル	計画運休 鉄道	国分寺市		東京都	市民等
					体制構築			
	大雨警報（土砂災害、浸水害）・洪水警報				災害対策本部会議の開催	○台風情報及び気象情報の共有 ○被害状況の報告 ○災害対策本部各班の対応状況報告 ○自主避難所、帰宅困難者一時滞在施設、地区防災センターの開設状況の報告 ○リエゾン派遣機関からの情報共有		
		野川が注意水位に到達（一里塚橋水位観測所0.91m）						
		【発令基準】 野川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現	レベル 3			【高齢者等避難の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○野川周辺の市民へ避難の呼びかけ（防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等） ○対象区域の自治会・町内会、自主防災組織等に情報伝達の協力依頼 ○避難状況の把握		
		大雨警報（土砂災害）発表中						○テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による避難準備・高齢者等避難開始情報の受信 ○対象地域の避難行動要支援者（高齢者・障害者・乳幼児等）とその支援者は避難開始、その他の市民は避難準備
		【発令基準】 大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「警戒」（赤）が出現	レベル 3			【高齢者等避難の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○土砂災害警戒区域等周辺の市民へ避難の呼びかけ（防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等） ○対象地域の自治会・町内会、自主防災組織等に情報伝達の協力依頼 ○土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難状況の把握（必要に応じて避難支援） ○避難状況の把握		
	大雨（浸水害）・洪水警報	野川が危険水位に到達（一里塚橋水位観測所1.6m）						
		記録的短時間大雨情報	【発令基準】 ・野川の洪水警報の危険度分布で「危険」（紫）が出現 ・記録的短時間大雨情報の発表	レベル 4		【避難指示の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○野川周辺の市民へ避難の呼びかけ（防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等） ○対象地域の自治会・町内会、自主防災組織等に情報伝達の協力依頼 ○避難状況の把握		
			大雨警報（土砂災害）発表中					○テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による避難勧告情報の受信 ○対象地域の市民は速やかに安全な場所へ避難
		土砂災害警戒情報	【発令基準】 ・記録的短時間大雨情報の発表 ・土砂災害警戒情報の発表 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「危険」（紫）が出現	レベル 4		【避難指示の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○土砂災害警戒区域等周辺の市民へ避難の呼びかけ（防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等） ○対象地域の自治会・町内会、自主防災組織等に情報伝達の協力依頼 ○避難状況の把握	○土砂災害警戒情報の発表	
			野川が氾濫発生水位に到達の見込み（2.28m）					
			【発令基準】 野川一里塚橋水位観測所で堤防高に到達の見込み	レベル 5		【緊急安全確保の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○野川周辺の市民へ命を守るための最善の行動を呼びかけ（防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等） ○避難状況の把握 ○必要に応じて北多摩北部建設事務所へ応援要請		
	大雨・暴風特別警報	大雨特別警報の発表						○テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による避難指示（緊急）情報の受信 ○対象地域の市民は直ちに避難、避難場所までの移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所へ避難
		【発令基準】 ・大雨特別警報（浸水災害）の発表 ・大雨特別警報（浸水災害）の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現 【発令基準】 ・大雨特別警報（土砂災害）の発表 ・大雨特別警報（土砂災害）の危険度分布で「災害切迫」（黒）が出現	レベル 5			【緊急安全確保の発令】 対象区域、避難先、想定される被害を明示して発令 ○野川周辺の市民又は土砂災害警戒区域等周辺の市民へ命を守るための最善の行動を呼びかけ（防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等） ○避難状況の把握 ○被害状況の把握		
		野川越水・土砂災害などの災害の発生						
		【発令基準】 ・野川堤防の決壊や越水・漏水が発生した場合 ・土砂災害の発生が確認された場合	レベル 5	運行見通しの公表		【緊急安全確保の発令】 ○対象区域、避難先、被害状況を明示して発令 ○野川周辺の市民又は土砂災害警戒区域等周辺の市民へ命を守るための最善の行動を呼びかけ（防災行政無線、広報車、エリアメール、HP等） ○避難状況の把握 ○被害状況の把握	○災害対策本部会議を実施し、被害状況や支援の状況等を共有 ○必要に応じ市へ第2陣以降のリエゾン派遣を実施 ○必要な人的・物的支援の実施 ○災害救助法の適用検討 ○自衛隊の災害派遣要請 ○水防本部（非常配備態勢）へ移行	○テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、広報車等による災害発生情報の受信 ○対象地域の市民は命を守る最善の行動
					災害対策本部会議の開催	○被害状況の共有 ○災害対策本部各班の対応状況報告 ○東京都への人的・物的支援要請の検討 等		